

- (3) 官側が実施する自主保全検査及び調査
- 1.5 使用機器について
『共通事項 5 請負業者の負担の範囲 (1) の (イ) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 1.6 保安材料等の経費負担
『共通事項 5 請負業者の負担の範囲 (1) の (ウ) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 1.7 非常時の施設に関する措置
停電、断水及びその他施設等に異常が発生した場合は、速やかに官側へ連絡し指示を受け、適切な処理を速やかに行うこと。
- 1.8 協力体制
請負業者は、業務対象建物において、官側から別途発注している業務について作業工程等を緊密に連絡調整し、施設管理業務の実施に支障を生じないようにすること。特に、災害、事故等の緊急時には、勤務者及び機器等を派遣する等協力し、適切な処理を速やかに行うこと。
- 1.9 破損箇所に対する措置
業務実施中に破損、故障箇所を発見した場合、請負業者は適切な判断の元に、応急措置等適切な処理を行うと共に、この状況及び経過を記録し、監督官へ報告するものとする。
- 2.0 業務の安全確保等
『共通事項 1.1 安全管理・衛生管理 (1) ~ (3) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 2.1 光熱水料及び控室の提供
『共通事項 5 請負業者の負担の範囲 (1) の (ア)、(3) の (ア) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 2.2 危害及び損害予防措置
『共通事項 1.1 安全管理・衛生管理 (1) ~ (3) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 2.3 記録及び報告等
監督官が指示した事項及び、監督官と協議した事項については、正確に記録・整理し、監督官に報告するものとする。但し、軽易な事項で監督官の承諾を受けたものについては、省略することができる。
- 2.4 業務従事者の健康管理
『共通事項 7 業務従事者 (3) の (エ) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 2.5 業務内容
- (1) 一般業務
- (ア) 運転確認・監視及び巡視
当該業務の細部内容は、共通仕様書の第3編『運転・監視』による。
- (イ) 特別運転確認・監視及び巡視
当該業務は、別途契約の各種点検保守役務及び工事等が実施された際は、監督官と調整の上、当該業務を実施する。細部内容は上記と同様とする。
- (ウ) 光熱水量の検針補助
官側が行う電気、ガス、水道、油等の検針の記録補助を行う。
- (2) 電気設備
- (ア) 当該業務の細部内容は、共通仕様書の第2編『電気設備』の該当項目による。
- (イ) 電力制御等
電気主任技術者の指示の下、次の制御・調整を行うものとする。
・最大電力の制御

- ・力率の調整
- ・不平均電流、電圧変動の監視

(3) 機械設備

(ア) 当該業務の細部内容は、建築保全業務共通仕様書の第3編『機械設備』の該当項目による。

(4) 監視制御設備

(ア) 当該業務の細部内容は、建築保全業務共通仕様書の第4編『監視制御設備』の該当項目による。

(5) コ・ジェネ設備

発電機・タービン部・排熱ボイラー部のシステムを安定且つ効率的な運転・監視業務を行うものとし、巡視業務内容はそれぞれの下記の該当設備一覧による。

2.6 業務対象設備等一覧

A 巡視

1 電気設備

- (1) 受変電設備
- (2) 自家発電設備
- (3) 監視制御設備
- (4) 特高開閉所中央監視盤

B 運転確認・監視

- 1 中央監視設備
- 2 コ・ジェネ監視設備
- 3 ボイラー設備
- 4 高圧受電設備
- 5 特高受電設備

2 機械設備

- (1) 温熱源機器
- (2) 冷熱源機器

1 件 名 厨房器材点検保守

2 業務場所 東京都世田谷区1-2-24 防衛省 三宿地区 自衛隊中央病院厨房内

3 総 則

3. 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊中央病院地下1階厨房内に設置されている厨房器材点検保守（以下「本役務」と言う。本役務を請負契約した業者を以下「請負業者」という。）について規定する。

3. 2 法令等

請負業者は本役務に係わる各種法令等を遵守し、業務を実施すること。

4 役務に関する要求

4. 1 概要

本役務は「大型浄水器×2台」「軟水機×5台」「真空冷却機」「オゾン水製水機×3台」「空気除菌脱臭装置×3台」「電気調理器、2連×3台」「食缶洗浄機」（以下「厨房器材他」という。）の定期検及び指定部品の交換、薬剤やフィルター類等の消耗品の交換、補充を実施すること。

4. 2 役務の内容

4. 2. 1

本役務作業要領は、以下に示す厨房器材他の取扱説明書手順に示された作業行程で実施すること。

なお、請負業者は業務実施にあたり、事前に設置されている厨房器材の取扱説明書を取り寄せし、メーカー所定の整備を実施する事。また本役務に含まれない修理交換部品等がある場合（その修理交換役務が本役務に必要な不可欠の時は）は請負業者自ら、製造販売業者、及び官側と調整し（見積、再度出張費等は本役務に含まれるものとする）官側の指示のもと再度、本役務を実施する。

4. 2. 2

厨房器材他の本役務詳細

4. 2. 2. 1 大型浄水器

大型浄水器は（別紙1）に示すとおりとする。

4. 2. 2. 2 軟水器

軟水器は（別紙1）に示すとおりとする。

4. 2. 2. 3 真空冷却機

真空冷却機は（別紙1）に示すとおりとする。

4. 2. 2. 4 オゾン水製水機

オゾン水製水機は（別紙2）に示すとおりとする。

4. 2. 2. 5 空気除菌脱臭装置

空気除菌脱臭装置は（別紙2）に示すとおりとする。

4. 2. 2. 6 電磁調理器、2連

電磁調理器、2連は（別紙2）に示すとおりとする。

4. 2. 2. 7 食缶洗浄機

食缶洗浄機は（別紙3）に示すとおりとする。

4. 3 性能、機能点検及び本役務実施作業員要件

取扱説明書に示された性能及び機能を完全に満たすこと。また本役務実施作業員は日本国籍を有する者に限る。

5 検査

4. 2項について監督官または検査官立会い及び点検報告書により実施する。

6 品質保証等

定期保守点検検査合格後、交換部品消耗品等については原則半年間を責任保証期間とし（交換部品消耗品等に製造販売業者の保証期間がある物はその期間とする、また「フィルター等」使用頻度等により、原則半年間の責任保証期間を満たせないものは除く）作業材料及び本役務実施上の不備による本品、その他の箇所又はその他の物件等に損傷を与えた場合については、速やかに現状に復するものとする。

8 役務実施時期

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間とする。

9 その他指示

9. 1 本役務に必要な資材または点検器材は請負業者が準備する。

9. 2 請負業者は事前に官側と日程等調整し作業日程表1部を提出する。

9. 3 請負業者は事前に点検報告書を2部作成し官側に提出する。

9. 4 請負業者は、本役務検査合格後、又は官側が定めた期日ごと「役務完了届」を提出する。

9. 5 請負業者は本役務実施中、安全及び火災予防について万全を期すものとする。

9. 6 請負業者は本役務による発生材については、（官側が指示するもの以外）請負業者の責任において適法に廃棄処分等実施する。

9. 7 請負業者は本役務を実施するにあたり、交換部品消耗品等は製造販売業者の純正 または推奨された物品を使用すること。

9. 8 請負業者は本役務作業終了ごと、本役務作業周辺の清掃を実施し原状回復すること。

10 その他

本仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議する。

厨房機器一覽表

器 材 名 称 (規 格 等)	台 数	役 務 内 容	交換部品・消耗品等			備 考
			リ ス ト	個 数	時 期	
大型浄水器 (PF-50)	2	1 ろ剤交換 2 保守点検は毎年実施	ろ剤	1	毎年	株式会社 メイスイ
軟水器 (MS-10)	2	1 ろ剤交換 2 塩化ナトリウム補充 3 保守点検は毎年実施	ろ剤 塩化ナトリウム (30kg)	1 1	毎年	
軟水器 (SSH-03B)	3	1 ろ剤交換 2 塩化ナトリウム補充 3 保守点検は毎年実施	ろ剤 塩化ナトリウム (30kg)	1 1	毎年	株式会社 ホシザキ
真空冷却機 (CMJ-40QE)	1	1 イオン交換樹脂再生塩の 補充 2 指定部品の交換等 (右側に示す交換部品・消耗 品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	イオン交換樹脂再生 塩(18kg)	1	毎年	株式会社 三浦プロテック
			ドアパッキン	1		
			測温抵抗体	1		
			フィルタ	1		
			電極保持器	2	23 年度	
			圧力計	1		
			安全弁	1		
			電磁弁	1	25 年度	
			圧力スイッチ	2		
			開閉器 200V 2.8-4.2A	1		
			開閉器 200V.95-1.45A	1		
			逆支弁	1		
			真空計	1		
			真空破壊弁	1		
接触器	1					
電磁弁	3					
ホールタップ	1					
オゾン水製水機 (SAT-030GW140)	3	1 オゾナイザーユニットの清掃等 平成23年度に実施 (オーバーホール) 2 指定部品の交換等 (右側に示す交換部品・消耗 品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	ドレンセパレーターフィルター	1	毎年	三協エアテック 株式会社
			ルーバーフィルター	2		
			コンプレッサーフィルター	1		
			オゾン分解触媒	1	23 年度	
			酸素PSA用吸着剤	1		
			ピストリングセット	1		
			メンキョット	1	24 年度	
			コンプレッサー	1		
			オゾン用逆止弁	1		
			オゾナイザーユニット 冷却ファン	1	25 年度	
			排気ファン	2		
酸素PSA用逆止弁	2					
空気除菌脱臭装置 (SAT-012GL120)	3	1 本体・制御板の清掃等 (オーバーホール) 2 指定部品の交換等 (右側に示す交換部品・消耗 品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	UVランプ	1	23 年度	株式会社
			オゾンランプ	1	24 年度	
			サーミスター	2	23	

管理番号：50 別紙1-1

(TIS-96-55T)		2 指定部品の交換 (右側に示す交換部品・消耗品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	フィルター	2	年度	コメント カトウ
			プリント基板	2	25 年度	
			ヒューズ	6		
			トランジスタ	2		
			コンデンサー	2		
			トッププレート	2		
食缶洗浄機 (UXTH-AB)	1	1 指定部品の交換 (右側に示す交換部品・消耗品等の時期に実施) 2 保守点検は毎年実施	洗浄ポンプシールキット	2	23 年度	株式会社 ホバート・ ジャパン
			給湯電磁弁	1		
			ドレンホース	1		
			水位検知ブレッシャースイッチ	1		
			タンクヒーター	1		
			ドレンポンプ	1		
			リンスポンプ	2		
			モーター用コンデンサー	3		
			ドアスプリング	2		
			ドアリフトスイッチ	1		
			スチーム電磁弁	1		
			キーボード	1		
			温度センサー	1		
			ノズルサビスキット	4	24 年度	
			エアカップ	1		
			エアキップ	1		
			洗浄ポンプ	2	25 年度	
			過昇サーモ	1		
			ドアマグネット	1		
			スチームトラップ	1		
			洗浄ノズル	4		
			オペレーションユニット	1		
			ケーブル	1		

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	交換頻度	備考
							内容	周期			
50	B1F	厨房器材点検保守		設置場所:自衛隊中央病院	PF-50	2	性能確認・ろ剤交換	1 / 年	ろ剤	1年	株式会社メイスイ
				大型浄水器					SAT-012GL120		
				空気除菌脱臭装置				1 / 2年	UVランプ	2年	
				オゾン水製水機	SAT-030GW140	3	性能確認	1 / 年	オゾナイザーユニット冷却ファン	5年	三協エテック株式会社
									トレンセハレーターフィルター	1年	
									排気ファン	5年	
									酸素PSA用吸着剤	3年	
									酸素PSA用逆止弁	5年	
									オゾン用逆止弁	2年	
									コンプレッサ	4年	
									コンプレッサフィルター	1年	
									ピストンリングセット	3年	
									メナキット	3年	
									ルバーフィルター	1年	
									オゾン分解触媒	3年	
									ドアパッキン	1年	
									測温抵抗体	1年	
									フィルタ	1年	
									電極保持器	3年	
									圧力計	3年	
									圧カスイツチ	5年	
									安全弁	3年	
									開閉器 2.8-4.2A	5年	
									開閉器 0.95-1.45A	5年	
									逆支弁	5年	
									真空計	5年	
									真空破壊弁	5年	
									接触器	5年	
									電磁弁	3年	
									電磁弁	5年	
									ホールタグ	5年	
					CMJ-40QE	1	性能確認	1 / 年	洗浄ガン	6年	株式会社三浦プロテック
				真空冷却機					イオン交換樹脂	6年	
									CPUボードASSY	6年	
									交換ボードASSY	6年	
									温度調整器	6年	
									逆支弁	6年	
									給水ポンプ	6年	
									真空ポンプ	6年	
									スイッチ	6年	
									タイマ	6年	
									定流量弁 15A 5L/MIN	6年	
									定流量弁 15A 2.5L/MIN	6年	
									電気ヒータ	6年	
									フローセツタ	6年	
									メソレンテイスフレイ	6年	
									モーターリレー	6年	

50	厨房器材点検保守									サミスター組立 3年	株式会社コムカトウ	
										フィルター 3年		
												プリント基板完成 5年
												ヒューズ 5年
												トランススタ 5年
												コンデンサー 5年
												トッププレート 5年
												コントロール基盤 10年
												電磁誘導過熱器 10年
												電源コード 10年
												ろ剤 1年
												ろ剤 1年
												洗濯ポンプシールキット 3年
												給湯電磁弁 3年
												ドレンホース 3年
												水位検知レブキース付子 3年
												タンクヒーター 3年
												ドレンポンプ 3年
												リンスポン 3年
												モーター用コンデンサー 3年
												トアシワリソク 3年
									ドアリドスイッチ 3年			
									スチーム電磁弁 3年			
									キーボード 3年			
									温度センサー 3年			
									バスルサービスキット 2年			
									エアークリア 2年			
									エアークリア 2年			
									洗濯ポンプ 5年			
									過昇サージ 5年			
									トアマクネット 5年			
									スタームトラップ 5年			
									洗浄ノズル 5年			
									オハレーションユニット 5年			
									ケーブル 5年			
									リンスノズルサービスキット 7年			
									コントロールユニット 8年			
											ホバート・シヤ ハン株式会社	

- 1 件 名 配電設備の定期点検作業
- 2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区内 技術研究本部
- 3 総 則
 - (1) 適用範囲
本仕様書は、技術研究本部庁舎等に設置されている配電設備の定期点検整備等作業（以下「本作業」という。）について規定する。
 - (2) 引用文書
本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書の一部をなすものであり、入札書・見積書提出時における最新版とする。
 - (ア) 法令等
 - ・ 電気事業法第42条
 - ・ 東部方面隊電気施設保安規定 東部方面隊達第103-1号
- 4 役務に関する要求
 - (1) 概要
本作業は、3（1）及び（2）の規定に基づき、受変電設備（6.6KV）及び動力設備（200V/100V）の定期点検を実施し、電気設備の安全管理を図るものである。
 - (2) 役務の内容
受変電設備及び動力設備の定期点検を行うものとし、細部は別紙1によるものとする。
なお、3（2）（ア）に規定されている定期点検の内容及び試験を実施するものとする。
- 5 検査
4（2）項について、検査官立会い及び点検報告書により実施する。
- 6 役務対象設備及び数量
役務の対象となる設備は、別紙2に示すとおりとする。
- 7 役務実施時期
役務実施期間中の毎年3月中の官側担当者の指定する日時に行うものとする。
- 8 その他の指示
 - (1) 本作業に必要な資材は、請負業者において準備するものとする。
 - (2) 請負業者は、契約後速やかに作業日程表1部を官に提出し、作業日程等の細部の調整を事前に行うものとする。
 - (3) 請負業者は検査実施前までに点検報告書2部を官に提出するものとする。
 - (4) 請負業者は、作業実施中の安全及び火災予防について万全を期すものとする。
 - (5) 本作業によって生じた発生材は、請負業者の責任において廃棄処分するものとする。
 - (6) 本作業を実施するに当たり、物品及び施設等に損傷を与える恐れがある場合、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設等に損傷を与えた場合は速やかに原状に復するものとする。
 - (7) 請負業者は、本作業終了後、周辺の整理及び清掃を実施するものとする。
- 9 その他
この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

定期点検整備基準

項目	規格等	点検整備内容	備考
断路器		外観目視点検 本体の点検及び清掃 荒れ具合確認 操作機構部の点検 絶縁抵抗の測定	
遮断器	V C B	本体の点検及び清掃 一般機構部の点検及び清掃 変形、ゆるみ、腐食点検 操作機構部の点検 極柱の点検 引出装置の点検 絶縁抵抗の測定	
開閉器	L B S L O S F O S P A S P O S P F P C	本体の点検及び清掃 一般機構部の点検及び清掃 変形、ゆるみ、腐食点検 操作機構部の点検 極柱の点検 引出装置の点検 絶縁抵抗の測定	
配電用変圧器	6 . 6 K V	本体の点検及び清掃 主回路端子締付部の点検 漏油の有無 絶縁抵抗の測定 絶縁油試験	
保護継電器		現整タップレバーによる特性試験 保護連動試験、リレー接点による遮断 トリップ及び故障表示の確認	
配電盤		盤内外の外観目視点検及び清掃 接続ボルト類の締付、変形、亀裂 絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
進相コンデンサー		盤内外の外観目視点検及び清掃 コンデンサーケースの膨張の有無 変色、変形、ゆるみ 絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
母線線路		目視点検及び清掃 接続ボルト類の締付、変形、亀裂 絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
分電盤	200V 200V/100V	目視点検及び清掃 接続部の締付、変形、亀裂 各分岐回路絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
接地端子盤		接地抵抗の測定	

対象設備・主要機器の概要及び数量

受変電設備(細部は付紙1～4による)			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧盤(QB型)	6面	
2	低圧盤(QB型)	14面	
3	変圧器	15台	
4	電力コンデンサー(SC)	4台	
5	リアクトル	3台	
6	過電流継電器	5台	
7	地絡継電器	3台	
8	VCB(真空遮断器)	4台	
9	DS(断路器)	3台	
10	LBS(開閉器)	19台	
11	VC(コンデンサー)	1台	
12	接地端子盤	1台	

※ OGR試験(地絡試験、過電流蓄積試験)を実施すること

動力設備(細部は付紙5による)			
番号	機器名等	数量	備考
1	低圧分電盤	1式	

庁舎本館 1 階変電室 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧受電盤 (Q B型)	1 面	
2	高圧饋電盤 (Q B型)	1 面	
3	高圧コンデンサー盤 (Q B型)	1 面	
4	低圧盤 (Q B型)	2 面	
	低圧盤 (Q B型)	3 面	
5	変圧器	5 台	3φ 4W 300KVA×1 3φ 3W 300KVA×1 3φ 3W 150KVA×1 1φ 3W 200KVA×1 1φ 3W 200KVA×1 絶縁油試験は該当しない。
6	電力コンデンサー (S C)	2 台	3φ 200Kvar×1 3φ 150Kvar×1
7	リアクトル	2 台	29.9Kvar×1 22.4Kvar×1
8	過電流継電器	2 台	
9	地絡継電器	3 台	1 台は引込口に設置
10	低圧分電盤	1 式	
11	V C B (真空遮断器)	2 台	
12	D S (断路器)	1 台	
13	L B S (開閉器)	8 台	
14	接地端子盤	1 台	

※ 二次変電設備 (三宿駐屯地新受電所より受電)

光・電子実験棟1階変電室 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧盤 (QB型)	1面	
2	高圧コンデンサー盤 (QB型)	1面	
3	低圧盤 (QB型)	4面	
4	変圧器	5台	3φ3W 300KVA×2 3φ3W 100KVA×1 1φ3W 200KVA×2 絶縁油試験は該当しない。
5	電力コンデンサー (SC)	1台	3φ3W 100Kvar×1
6	過電流継電器	2台	
7	低圧分電盤	1式	
8	VCB (真空遮断器)	1台	
9	DS (断路器)	1台	
10	LBS (開閉器)	5台	
11	VC (コンデンサー)	1台	

※ 二次変電設備 (三宿駐屯地新受電所より受電)

電波暗室屋外キュービクル（6連） 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧盤（QB型）	1面	
2	低圧盤（QB型）	5面	
3	変圧器	5台	3φ3W 150KVA×1 3φ3W 75KVA×1 3φ4W 50KVA×1 1φ 50KVA×1 1φ 20KVA×1 絶縁油試験を実施する。
4	電力コンデンサー（SC）	1台	3φ 50Kvar×1
5	リアクトル	1台	
6	過電流継電器	1台	
7	低圧分電盤	1式	
8	V C B（真空遮断器）	1台	
9	D S（断路器）	1台	
10	L B S（開閉器）	6台	

※ 二次変電設備（三宿駐屯地新受電所より受電）

ドライバー控え室 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	低圧分電盤	1 式	

※ 二次変電設備（三宿駐屯地新受電所より受電）

低圧分電盤の数量等

配電設備詳細			
No	機器名等	数量	備考
庁舎本館	単 盤×19	19 面	
	2連盤× 5	10 面	
	3連盤× 4	12 面	
	4連盤× 2	8 面	
	防水盤× 5	5 面	
	露出盤×28	28 面	
	計	82 面	
庁舎別館	単 盤×1	1 面	
	3連盤×1	3 面	
	計	4 面	
冷暖房機械室		2 面	
	計	2 面	
光・電子実験棟	単 盤×94	94 面	
	防水盤× 8	8 面	
	露出盤× 7	7 面	
	計	109 面	
電波暗室	単 盤×19	19 面	
	2連盤× 5	10 面	
	3連盤× 1	3 面	
	防水盤× 1	1 面	
	計	33 面	
ドライバー控室	防水盤× 1	1 面	
	露出盤× 1	1 面	
	計	2 面	
	合計	232 面	

1 件 名 電気工作物保安管理業務委託

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区内 技術研究本部

3 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、特高受電所から供給されている技術研究本部電子装備研究所内の各施設の電気工作物保安管理業務委託（以下「本役務」という。）について規定する。

(2) 関連文書

(ア) 電気事業法（昭和39年法律第170号）

(イ) 陸自東部方面隊電気施設保安規定 東部方面隊達第103-1号

4 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、庁舎本館及び光・電子実験棟、並びに電波暗室の電気工作物の保安管理業務を委託するものである。

(2) 役務の内容

電気工作物の点検

(ア) 保安規程に基づく通常点検（毎月1回、合計12回）を行う。

(イ) 保安規程に基づく定期点検、または精密点検（年1回）に保安監督として立ち会いを行う。

(ウ) 通常点検の実施内容については、関連法規及び保安規定によるほか、別途官と契約する電気工作物の保安業務に関する契約書のとおりとする。

(エ) 上記役務は、電気主任技術者の資格を有する者が実施するものとする。

5 検査

4(2)項について、提出書類により実施する。

6 役務実施場所

防衛省三宿地区技術研究本部（付図参照）

7 役務対象施設

本役務の対象となる施設は、別紙1～3に示すとおりとする。

8 役務実施期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日とする。

9 その他の指示

(1) 本役務に必要な資材、機材及び消耗品は、契約相手方において準備するものとする。

(2) 契約相手方は、本役務を実施するに当たり、官の保有する施設・設備等を使用する必要がある場合、予め官と協議のうえ、無償で支援を受けることができる。

(3) 契約相手方は、通常点検の実施日については、事前に官と協議のうえ、日程の調整を行うものとする。

(4) 契約相手方は、毎月の通常点検終了後、自家用電気工作物点検月報を施設ごとに1部官に提出するものとする。また、定期点検、若しくは精密点検終了後、点検実施結果に基づく監督者所見を1部官に提出するものとする。

- (5) 本役務によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分を行うものとする。
- (6) 本作業を実施するに当たり、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設・設備等に損傷を与えた場合は、契約相手方の責任において速やかに原状に復するものとする。

10 その他

この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

庁舎本館自家用電気工作物内訳

変電室	契約電力	陸上自衛隊衛生学校にて一括契約		
	受電電圧	6.6 kV		
	配電盤	高压受電盤・饋電盤・コンデンサー盤 低压電灯変圧器盤 (一般系統) 低压電灯変圧器盤 (器材系統) 低压動力変圧器盤 (UPS系統) 低压動力変圧器盤 (一般系統) 低压動力変圧器盤 (器材系統)		
	遮断器	VCB受電用： 7.2 kV 600A 20kA		
	配電線路電圧	6.6 kV × 1回線		
	変圧器	屋内変圧器 (QB型)	100 kVA	2台
150 kVA			1台	
200 kVA			1台	
300 kVA			2台	
合計			6台	

	変圧器容量	台数	製造社名	設置年度	備考
1	1φ3W 6.6 kV 210-105V 100 kVA	2台	(株)東芝	平成14年度	構内電力系統図は 付図のとおり。
2	3φ3W 6.6 kV 210V 150 kVA	1台	(株)東芝	平成14年度	
3	1φ3W 6.6 kV 210-105V 200 kVA	1台	(株)東芝	平成14年度	
4	3φ3W 6.6 kV 210V 300 kVA	1台	(株)東芝	平成14年度	
5	3φ4W 6.6 kV 420-240V 300 kVA	1台	(株)東芝	平成14年度	

光・電子実験棟自家用電気工作物内訳

変電室	契約電力	陸上自衛隊衛生学校にて一括契約		
	受電電圧	6.6kV		
	配電盤	高圧受電盤・コンデンサー盤 低圧電灯変圧器盤（一般系統） 低圧電力変圧器盤（器材系統） 低圧動力変圧器盤（一般系統）		
	遮断器	VCB受電用： 7.2kV 600A 20kA		
	配電線路電圧	6.6kV × 1回線		
変圧器	屋内変圧器 (QB型)	100kVA	1台	
		200kVA	2台	
		300kVA	2台	
		合計	5台	

	変圧器容量	台数	製造社名	設置年度	備考
1	1φ3W 6.6kV/3.3kV 210-105V 200kVA	1台	愛知電機(株)	平成3年度	構内電力系統図は 付図のとおり。
2	3φ3W 6.6kV/3.3kV 210V 300kVA	2台	愛知電機(株)	平成3年度	
3	3φ3W 6.6kV 210V 100kVA	1台	(株)ダイヘン	平成21年度	
4	1φ3W 6.6kV 210-105V 200kVA	1台	(株)ダイヘン	平成21年度	

電波暗室自家用電気工作物内訳

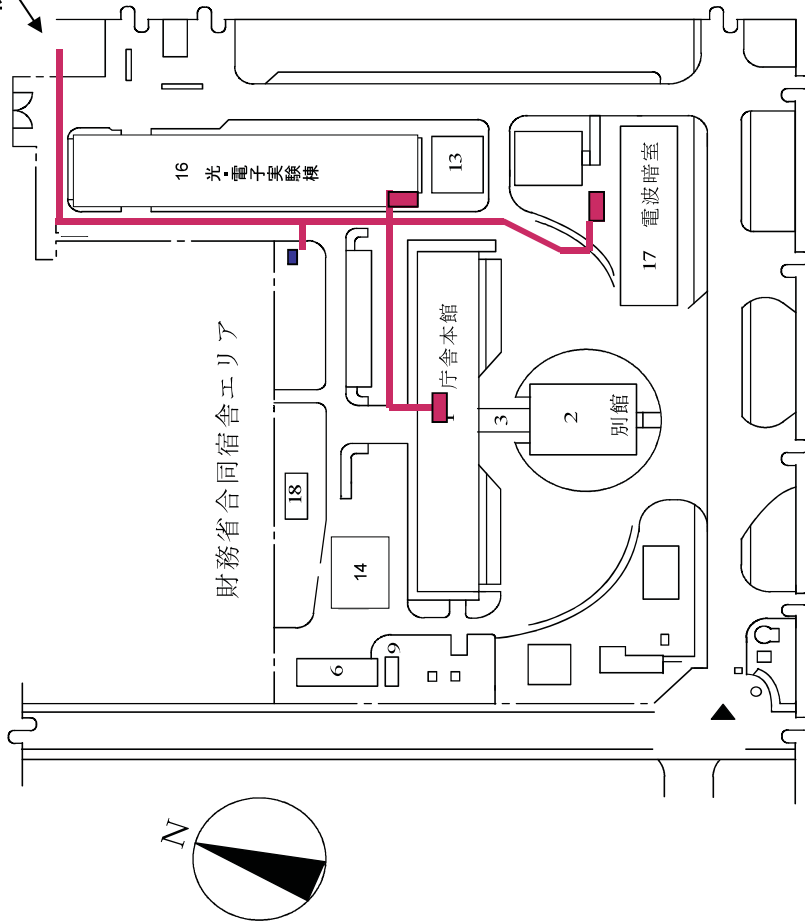
変電室	契約電力	陸上自衛隊衛生学校にて一括契約		
	受電電圧	6.6kV		
	配電盤	高压受電盤・コンデンサー盤（一般電灯） 低压動力変圧器盤（一般系統） 低压電灯変圧器盤（器材系統） 低压動力変圧器盤（器材系統） 電源盤（CVCF）		
	遮断器	VCB受電用 7.2kV 600A 20kA		
	配電線路電圧	6.6kV × 1回線		
変圧器	屋外キュービクル	20kVA	1台	
		50kVA	2台	
		75kVA	1台	
		150kVA	1台	
		合計	5台	

	変圧器容量	台数	製造社名	設置年度	備考
1	1φ3W 6.6kV/3.3kV 210-105V 20kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	構内電力系統図は 付図のとおり。
2	1φ3W 6.6kV/3.3kV 210-105V 50kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	
3	3φ4W 6.6kV/3.3kV 210-121V 50kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	
4	3φ3W 6.6kV/3.3kV 210V 75kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	
5	3φ3W 6.6kV/3.3kV 210V 150kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	

防衛省技術研究本部 電子装備研究所建物配置図

新中央病院変電所より受電6, 600V

建物番号	名称
1	本館
2	別館
3	下庫
6	器材庫
9	車庫
13	自置機器室
14	冷凍機室
16	光・電子実験棟
17	電波暗室
18	倉庫



■ 変電設備

付図

イ オイルサービスタンク

件名	地下燃料タンク等点検業務
----	--------------

- 1 適用範囲
本仕様書は、「地下燃料タンク等点検業務」について必要事項を規定する。
- 2 実施場所
東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区
- 3 実施概要
本業務は、「危険物の規制に関する政令・同規則」等、関係法規に基づき、地下貯蔵燃料タンク及び地下埋設配管等の定期検査を実施するものである。
- 4 一般事項
本業務は本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「平成20年版建築保全業務共通仕様書」による。
- 5 実施内容
(1) 地下貯蔵燃料タンクの種類
ア 地下式オイルタンク（灯油80KL）
イ オイルサービスタンク（灯油496L）
(2) 点検実施内容
「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」で定められている方法により、地下貯蔵燃料タンク及び地下埋設配管（地下タンクからオイルサービスタンクまで）の、漏れの点検を実施する。（測定方法：微加圧法）

点検項目	点検内容
1. 基礎 a. 上部スラブ b. マンホール	き裂、崩落、沈下等の有無を点検する。 ①パッキン及びその当たり面の損傷並びに密閉状態の良否を点検する。 ②プロテクター内部の汚れ、滞水、滞油及び堆積物の有無を点検する。
2. 本体	①微加圧法により気相部及び液相部に対し、それぞれの方法により漏れの有無を点検する。 ②漏洩検査管により漏れの有無を点検する。
3. 配管	微加圧法により漏れの有無を点検する。
4. 通気口	①取付け状態の良否を点検する。 ②引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無を点検する。
5. 標識・掲示板	汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。

ア 地下式オイルタンク

6 特記事項

- (1) 点検は、危険物取扱者及び点検の方法に関する知識及び技能を持った資格者が実施する。
- (2) 点検によりタンク等の不具合事項を発見した場合は、直ちにその内容を監督官側に報告するとともに、監督官の指示に従うこと。
- (3) 点検方法により関係官公署等への届出手續等が必要な場合は、遅滞なく行う。
- (4) 点検日は、監督官と調整し実施すること。

7 提出書類等

- (1) 危険物取扱者免状等の写し
- (2) 作業員名簿
- (3) 地下タンク等定期点検実施結果報告書
- (4) 写真及び原紙
（役務に関わる一連の作業内容が明確なもの及び監督官側が指示する箇所）

点検項目	点検内容
1. 基礎・固定部	①基礎及び防油堤のき裂及び損傷の有無を点検する。 ②架台の曲がり、さび、損傷等の有無を点検する。 ③基礎ポルト、取付ポルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。
2. 外観の状況	④配管が正しく取り付けられ、配管の荷重が接合部又は本体にかからないよう平均に負担していることを確認する。 ①損傷、腐食等の有無を点検する。 ②漏れの有無を点検する。
3. 管・弁 a. 管	①漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 ②緩衝装置の取付及び機能の良否を点検する。
b. 弁	作動の良否、損傷等の有無を点検する。
4. 計器	①汚れ及び損傷の有無を点検する。 ②正常値を示していることを確認する。
5. 液面制御装置 【フロートタイプ】	③固定の良否を点検する。 ①フロート浸水、損傷等の有無を点検する。 ②フロートの上下によりポンプ及び警報の電源が入・切りし、その位置が許容範囲内であることを確認する。
6. 警報装置 電極スイッチ	①電極棒の異物付着の有無及び浸食の状態を点検する。 ②作動の良否を点検する。
7. 通気口	取付けの良否を点検する。
8. はしご・点検扉	取付けの良否及びさび、腐食等の有無を点検する。
9. 標識・掲示板	汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。

役務名	地下燃料タンク等点検業務	図面番号	
種別	仕様書	縮尺	—

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
54	1階	紙細断機点検保守		設置場所:陸上自衛隊 衛生学校	(株)明光商会 TA-4000EC	1	<ul style="list-style-type: none"> ・動作点検 ・カタ-部点検清掃 ・センサ-部点検 ・操作ハネル点検 ・各部給油 	1 / 年	<ul style="list-style-type: none"> ・油脂類 	随時	
				紙細断機 大型							
				紙細断機 中型							

1 件 名 冷却水用薬品注入装置保守点検整備等作業

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区 技術研究本部

3 総則

3. 1 適用範囲

本仕様書は技術研究本部電子装備研究所の冷暖房機械室に設置されている冷却水用薬品注入装置の保守点検整備等作業（以下「本作業」という。）について規定する。

4 役務に関する要求

4. 1 概要

本作業は、冷却水用薬品注入装置の冷房運転前、冷房期間中及び冷房運転終了時の保守、点検及び整備等を実施するものである。

4. 2 役務の内容

4. 2. 1 冷房運転前の保守点検整備等

4. 2. 1. 1 薬液タンク

(1) 外観点検
液漏れ、破損等状況点検

4. 2. 1. 2 薬注ポンプ

(1) 外観点検
液漏れ、破損等状況点検
(2) 作動確認
手動運転・ON/OFFタイマーの設定確認

(3) エア抜き
エア抜き及び薬品の送液を確認

(4) 吐出量確認、調整
時間当たりの吐出量確認、調整

4. 2. 1. 3 自動ブロー装置

(1) 電動ボール弁
開閉確認
(2) 電極センサ
(a) 電極部清掃
(b) 設置位置確認
(c) 作動幅確認
(3) 補正及び調整
簡易測定結果より必要に応じて調整

4. 2. 1. 4 その他

(1) 薬液補充
薬品タンクを確認し、必要量の薬品を補充
(2) 補給水量確認
対補給水薬品濃度を確認
(3) 水質分析調査
補給水・冷却水をサンプリング調査し、分析

- 4. 2. 2 冷房運転中の保守点検整備等
 - 4. 2. 2. 1 薬液タンク
 - (1) 外観点検
 - 液漏れ、破損等状況点検
 - 4. 2. 2. 2 薬注ポンプ
 - (1) 外観点検
 - 液漏れ、破損等状況点検
 - (2) 作動確認
 - ON/OFFタイマーの設定を確認
 - (3) 吐出量確認、調整
 - 時間当たりの吐出量確認・調整
 - (4) エア抜き
 - エア抜き及び薬品の送液を確認
 - (5) ブレードホース
 - 液漏れ、破損等状況点検
 - 4. 2. 2. 3 自動ブロー装置
 - (1) 電動ボール弁
 - 開閉確認
 - (2) 電極センサ
 - (a) 電極部清掃
 - (b) 設置位置確認
 - (c) 作動幅確認
 - (3) 補正及び調整
 - 簡易測定結果より必要に応じて調整
 - 4. 2. 2. 4 その他
 - (1) 薬液補充
 - 薬品タンクを確認し、必要量の薬品を補充
 - (2) 補給水量確認
 - 対補給水薬品濃度を確認
 - (3) 水質分析調査
 - 補給水・冷却水をサンプリング調査し、分析
 - (4) レジオネラ属菌分析調査
 - 冷却水をサンプリング調査し、分析
- 4. 2. 3 冷房運転終了後の保守点検整備等
 - 4. 2. 3. 1 薬液タンク
 - (1) 外観点検
 - 液漏れ、破損等状況点検
 - 4. 2. 3. 2 薬注ポンプ
 - (1) 外観点検
 - 液漏れ、破損等状況点検
 - 4. 2. 3. 3 自動ブロー装置

- (1) 電極センサ
 - 電極部清掃
- 4. 2. 3. 4 その他
 - (1) 操作盤
 - 薬液装置・ブロー装置の主電源OFF
 - (2) 補給水量確認
 - 対補給水薬品濃度を確認
- 4. 2. 4 保守点検整備等作業報告
 - 4. 2. 4. 1 メンテナンス報告書
 - 冷房運転前、冷房運転中及び冷房運転終了時の計4回の保守点検整備等作業終了後、メンテナンス報告書を作成するものとする。
 - 4. 2. 4. 2 水質分析結果報告書
 - 循環水1系統、補給水1系統について水質分析をおこない、冷房運転前、冷房運転中及び冷房運転終了時の計4回の保守点検整備等作業終了後、水質分析結果報告書を作成するものとする。
 - 4. 2. 4. 3 レジオネラ属菌試験成績書
 - 冷却水についてレジオネラ属菌分析をおこない、冷房運転中（7月～8月）の毎月1回の計2回、レジオネラ属菌分析試験 成績書を作成するものとする。
 - 4. 2. 5 保守点検整備等実施時期
 - 保守点検整備等実施時期については原則として毎月月末とし、冷房運転前（6月）に1回、冷房運転中（7月～8月）2回、冷房運転終了時（9月）に1回の計4回実施するものとする。
 - なお、実施時期について変更する場合は官と調整をおこなうものとする。
- 5 検査
 - 2. 2項について、提出書類により検査を実施する。
- 6 役務実施場所
 - 防衛省三宿地区技術研究本部 冷暖房機械室
- 7 その他の指示
 - 7. 1 契約相手方は契約後速やかに作業日程表1部を官に提出し、日程等の調整を行うものとする。
 - 7. 2 本作業に必要な資材・機材及び薬液以外の消耗品は、契約相手方において準備するものとする。
 - ただし、薬品タンクに補充する薬品については官で準備するものとする。
 - 7. 3 契約相手方は、2. 2. 4で作成したメンテナンス報告書、水質分析結果報告書及びレジオネラ属菌試験成績書をそれぞれ1部ずつ、作成後速やかに官に提出するものとする。
 - 7. 4 本作業によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分をするものとする。
 - 7. 5 本作業の実施に当たり、物品及び施設等に損傷を与える恐れがある場合、予め養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設等に損傷を与えた場合、速やかに原状に復するものとする。
 - 7. 6 本作業を実施するに当たり、契約相手方は本仕様書に規定する範囲内において、官の保有
 - 管理番号：55 3/4

する施設及び物品等を使用する必要がある場合、予め官と別途協議のうえ、無償で支援を受けることができるものとする。

8 その他

本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

1 件 名 警備・案内業務委託

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区内 技術研究本部

3 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、警備・案内業務委託（以下「本役務」という。）について規定する。

(2) 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札または見積書提出時における最新版とする。

(1) 警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）

(2) 三宿地区における駐屯地業務等に関する訓令（昭和30年12月27防衛省訓令第79号）

4 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、技術研究本部電子装備研究所が管理する施設において、外来者の受付・案内、施設の警備、構内の警備及び出入り者の監視等を行うとともに、構内における規律の維持、火災予防及び災害防止に当たる業務を委託するものである。

(2) 役務の内容

請負業者は、『3 総則』に記載されている事項及び文書等を遵守するとともに官と連携し、次の業務を行うものとする。

なお、細部については、従事基準（別紙第1）によるものとする。

(ア) 受付・案内等

(1) 外来者・面会者の受付・案内

(2) 外来車両の誘導、指示及び関係部署への連絡調整

(3) 郵便物、宅配便及びメール便業者への対応

(4) 電話対応

(イ) 警備等

(1) 建物内及び建物外周の警備

(2) 消火器、消火栓、防火扉、排煙設備、火災報知器等の目視点検

(3) 建物、事務室及び窓等の施錠確認

(4) 施設の破損等不良箇所の発見・報告

(ウ) 鍵の授受

(1) 鍵の保管・管理

(2) 鍵の授受及び鍵授受簿の管理

(エ) その他

(1) 緊急事態発生の際には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに官に通報するものとする。

(2) 官側より貸与される室については常に整理整頓し、清潔に保つとともに業務効率化に努めるものとする。

(3) 外来者に対し、礼儀正しく、明朗、かつ丁寧に応接するものとする。

- (4) 08：30に当直勤務者から業務（申し送り事項）の引継ぎを受け、17：15に当直勤務者に業務を引き継ぐものとする。
- (5) 従事者記録及び業務日誌に必要事項を記入し、官に提出するものとする。
- (3) 従事者の資格
 - (ア) 実務経験を有する者又はこれに準ずる者
 - (イ) 心身ともに健全で、業務遂行に支障をきたさない者
- (4) 役務実施期間及び従事時間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、土日祝祭日及び年末12月29日～年始1月3日までを除く。従事時間は、08：30から17：15までの間とする。

5 検査

4. 2項について、提出書類により実施する。

6 役務実施場所等

(1) 役務実施場所

防衛省 三宿地区 技術研究本部

(2) 警備範囲

守衛業務の警備対象範囲は、防衛省三宿地区技術研究本部が管理する施設及び構内とする。

7 その他の指示

- (1) 請負業者は、従事者名簿2部を契約後速やかに官に提出し、承認を受けるものとする。なお、従事者名簿には経歴書及び健康診断書を添付するものとする。
- (2) 提出書類 契約相手方は、表の提出書類を官に提出すること。

表

番号	名称	部数	提出時期	備考
1	警備業務概要記載書	1部	契約後速やかに	警備業法第19条に基づく書類
2	従事者記録	1部	検査実施前	別紙第2参照
3	業務日誌	1部	検査実施前	別紙第3参照

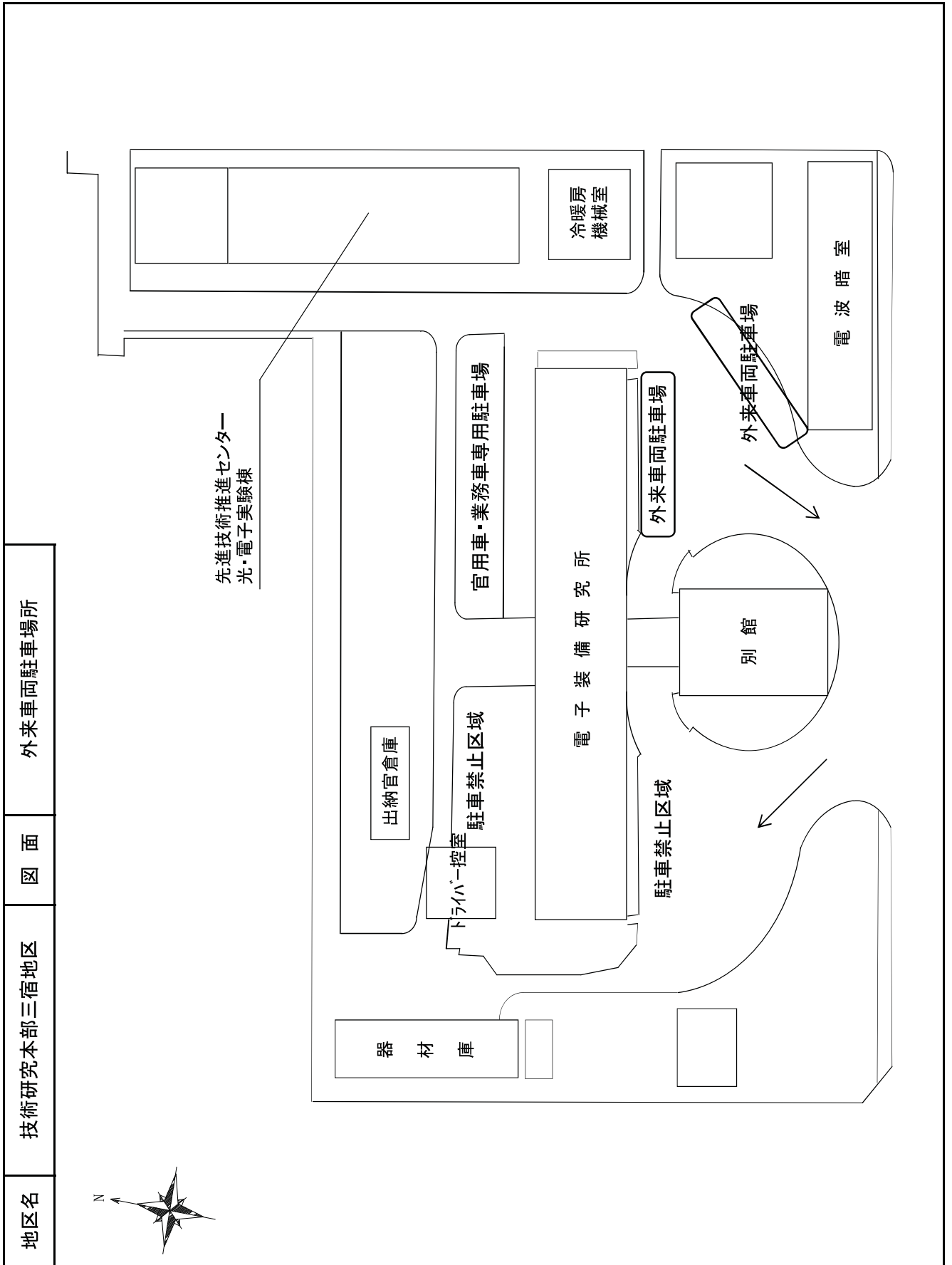
(3) 官側の支援

- (ア) 机、椅子、ロッカー等業務遂行に必要な備品
- (イ) 業務遂行に必要な機器類、消耗品等
- (ウ) 業務遂行に必要な電気及び水道

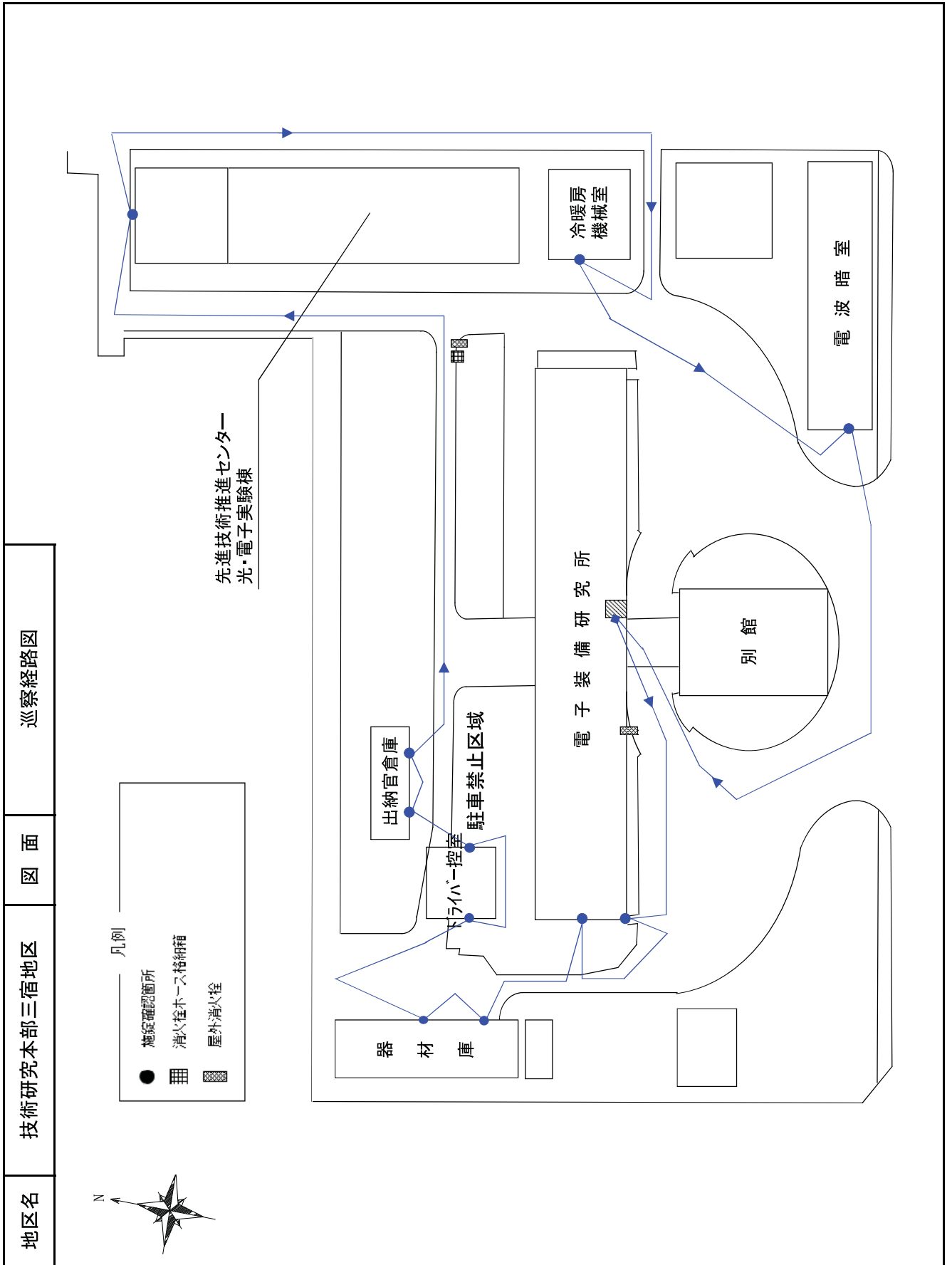
(4) 請負業者の負担

- (ア) 従事中の労務災害、事故等の負担
- (イ) 従事者の不注意等により官側に与えた損害の責任
- (ウ) 従事者の制服、靴、帽子、名札等
- (エ) 従事者の安全対策、健康管理

- (5) 請負業者は、本役務履行にあたり知り得た内容について守秘義務を負うものとし、その効力は契約履行後も持続するものとする。
- (6) 官側が従事者の従事上、その他の理由により不相当と判断した場合、請負業者に対し交代を命じることが出来るものとする。
- (7) 請負業者は、従事者が疾病等により従事できない場合、交代者を従事させるものとする。
- (8) 請負業者は、従事者に対し風紀、規律及び安全管理責任を負うものとする。
- (9) 従事者は、本役務遂行に当たり着替えを行う際は、官の指定する控え室において行うものとする。
- (10) その他、この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官側と協議するものとする。

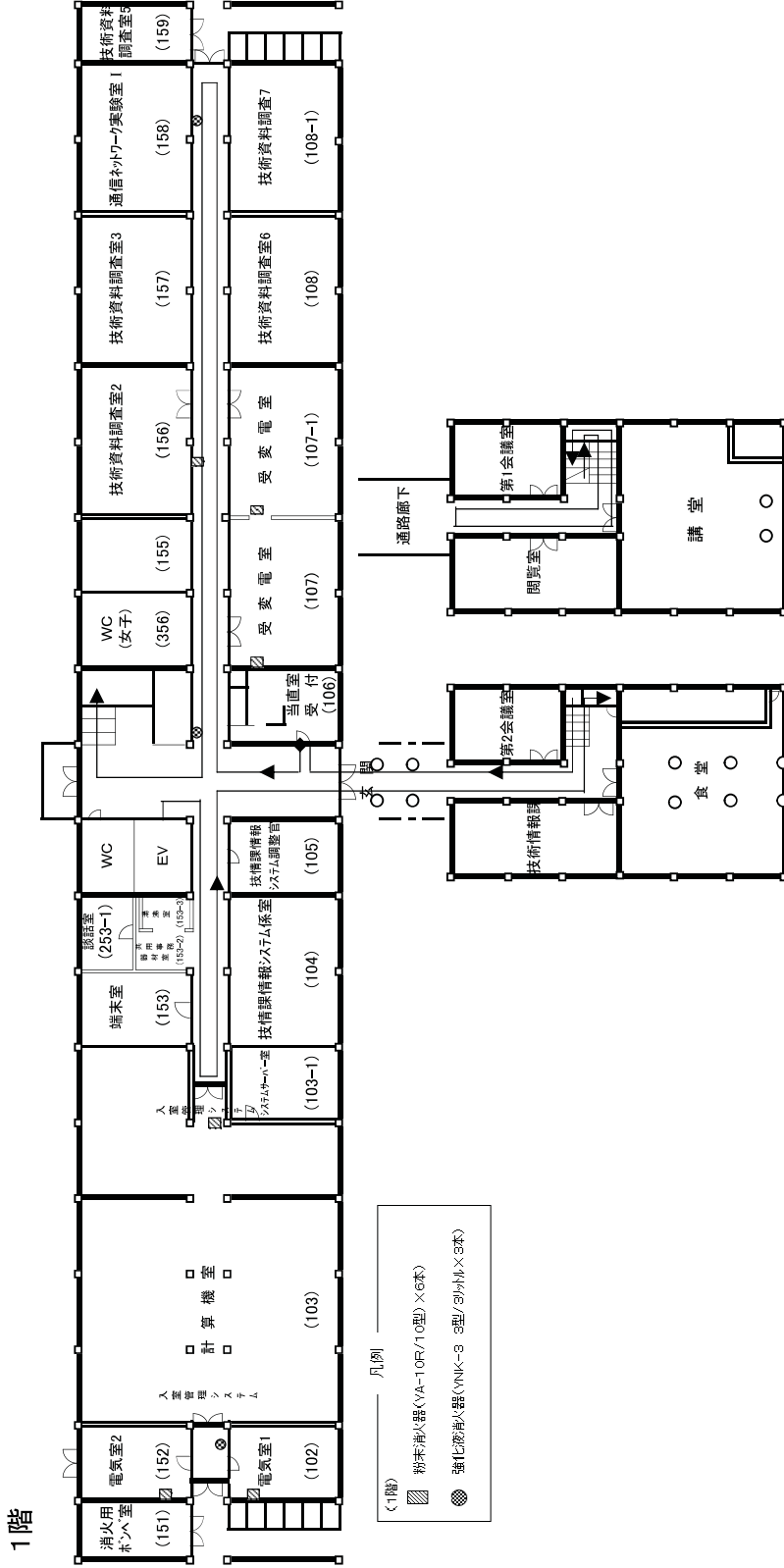


付図第 1



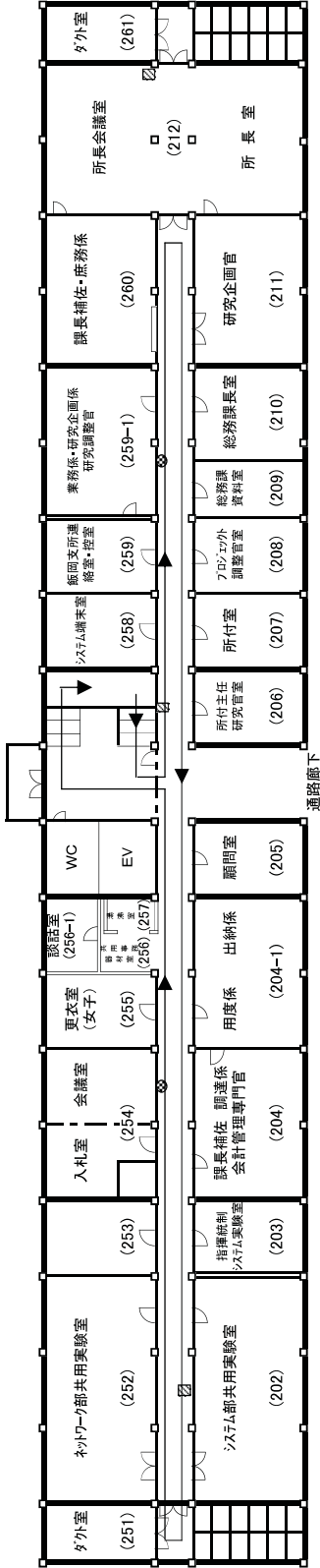
付図第2

庁舎本館内巡察経路図



庁舎本館内巡察経路図

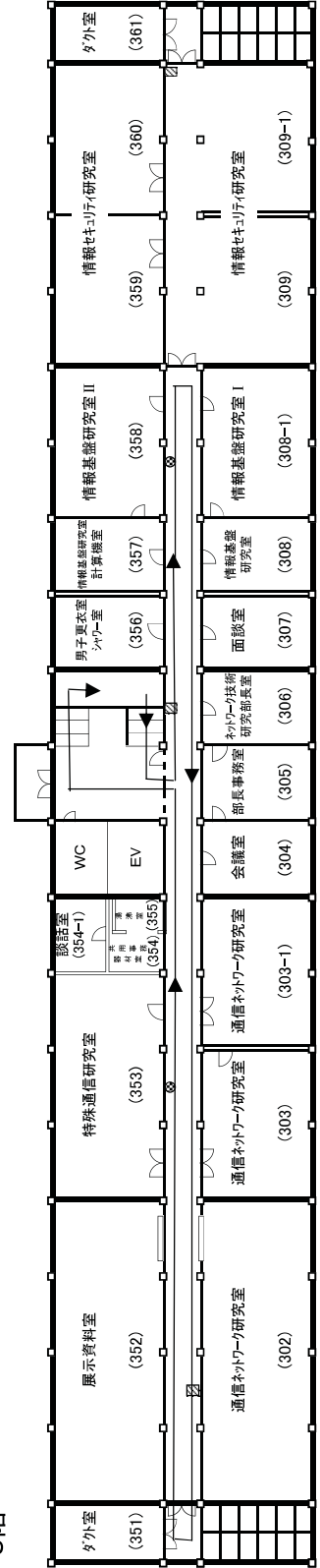
2階



凡例

- ◻ (2階)
- ▨ 粉末消火器(VA-10R/10型)×3本
- ⊗ 強化液消火器(VNK-3 3型/3分ホト×2本)

3階

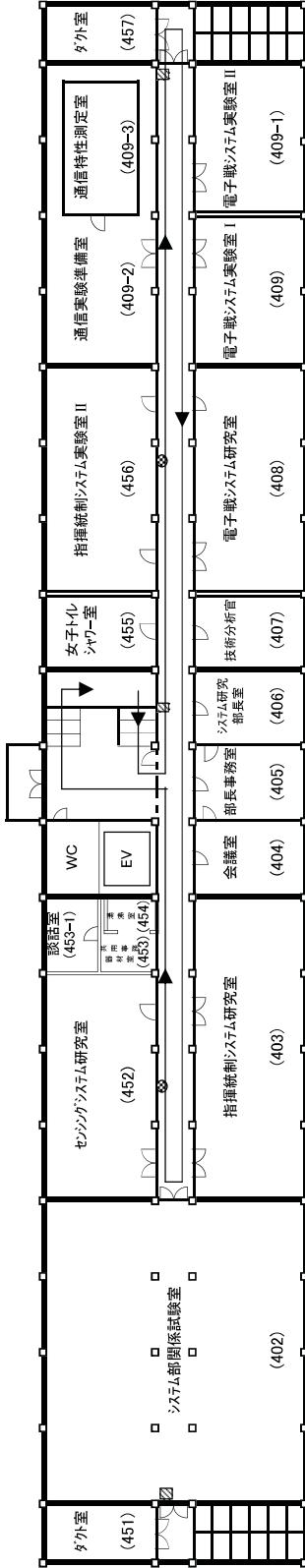


凡例

- ◻ (3階)
- ▨ 粉末消火器(VA-10R/10型)×3本
- ⊗ 強化液消火器(VNK-3 3型/3分ホト×2本)

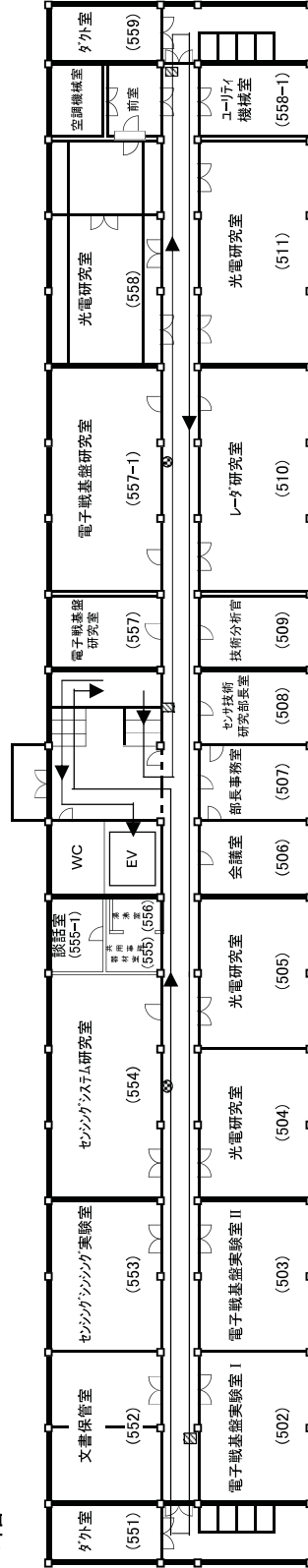
庁舎本館内巡察経路図

4階



- (4階) 凡例
- 粉末消火器(VA-10R/10型)×3本
 - 強化液消火器(VNK-3 3型/30分×2本)

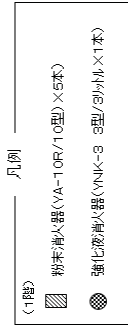
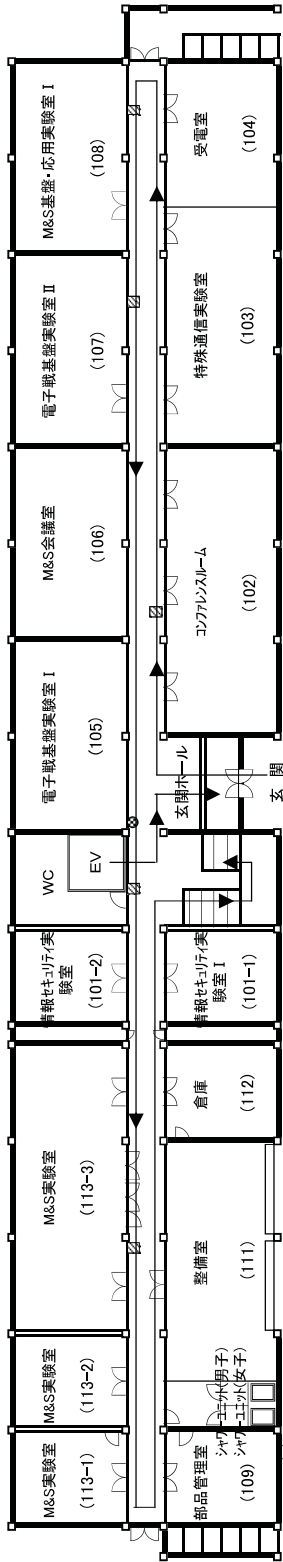
5階



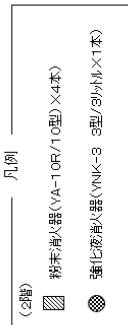
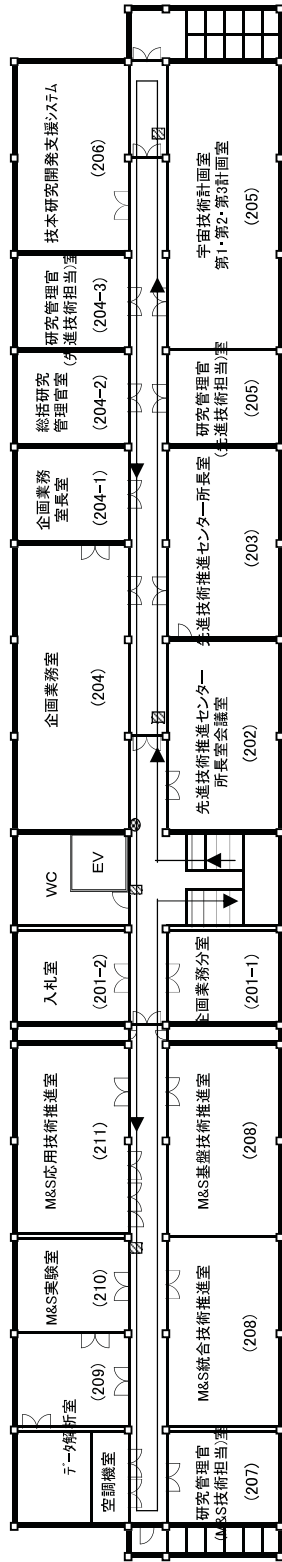
- (5階) 凡例
- 粉末消火器(VA-10R/10型)×3本
 - 強化液消火器(VNK-3 3型/30分×2本)

光・電子実験棟内巡察経路図

1階

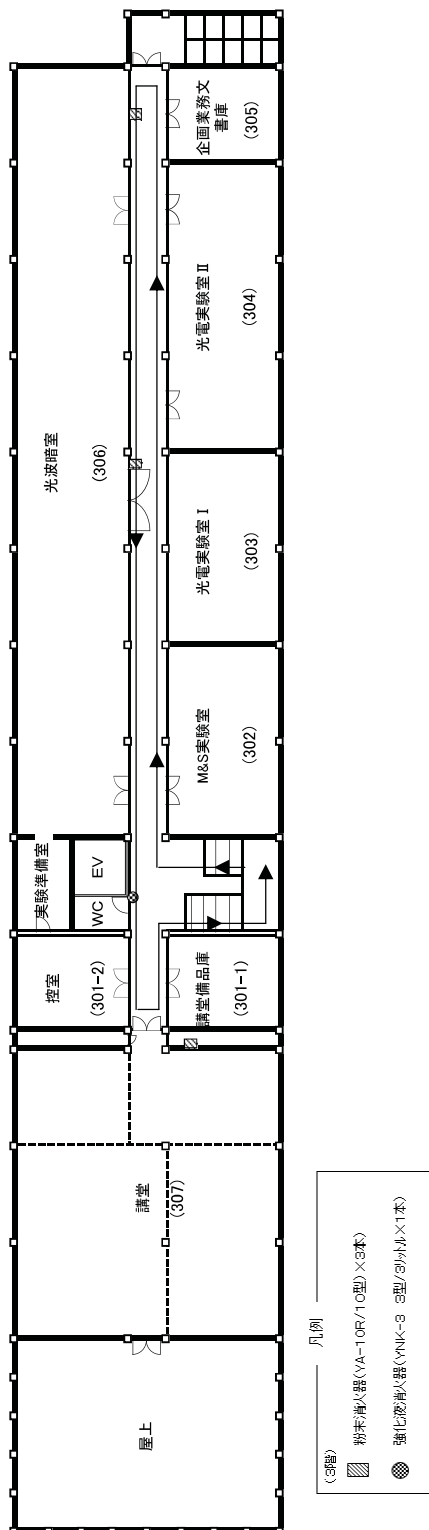


2階

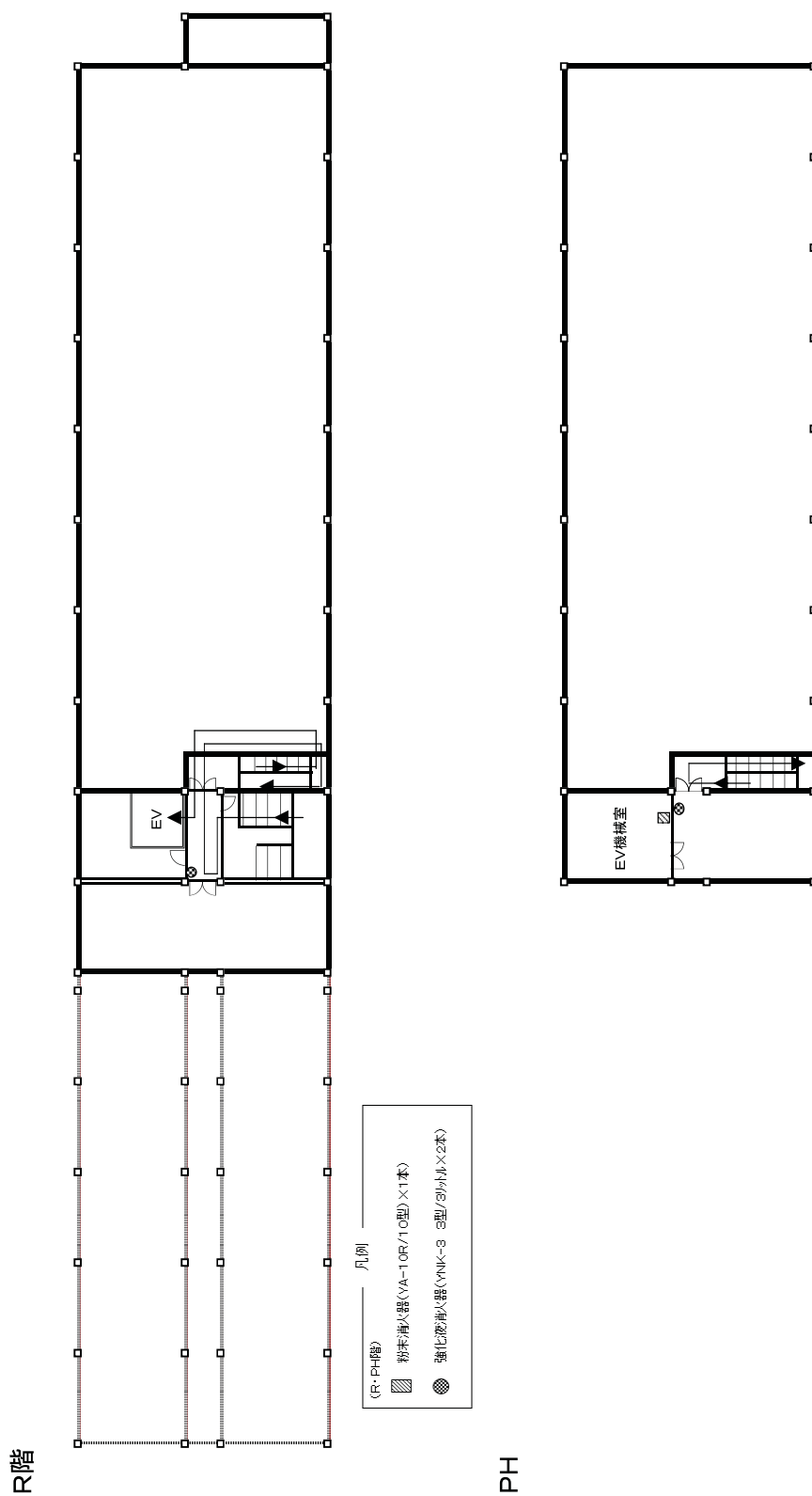


光・電子実験棟内巡察経路図

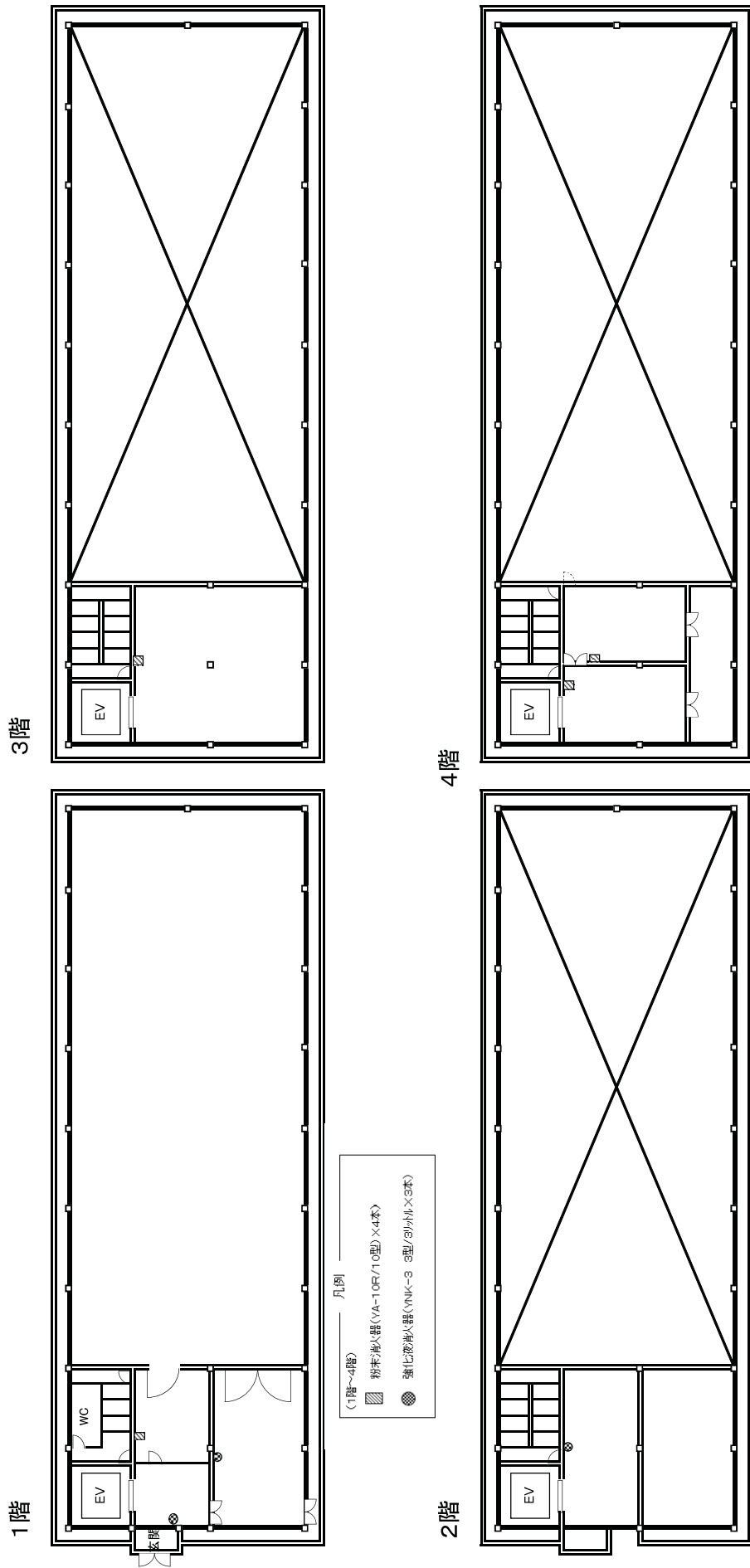
3階



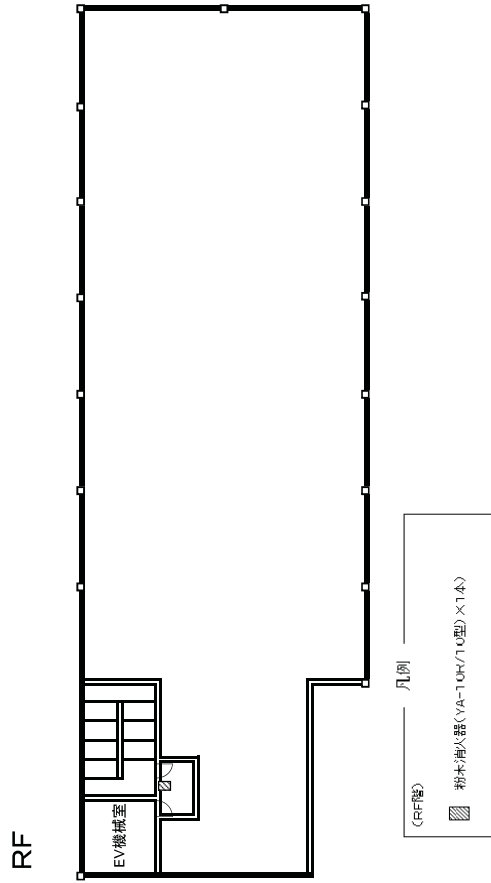
光・電子実験棟内巡察経路図



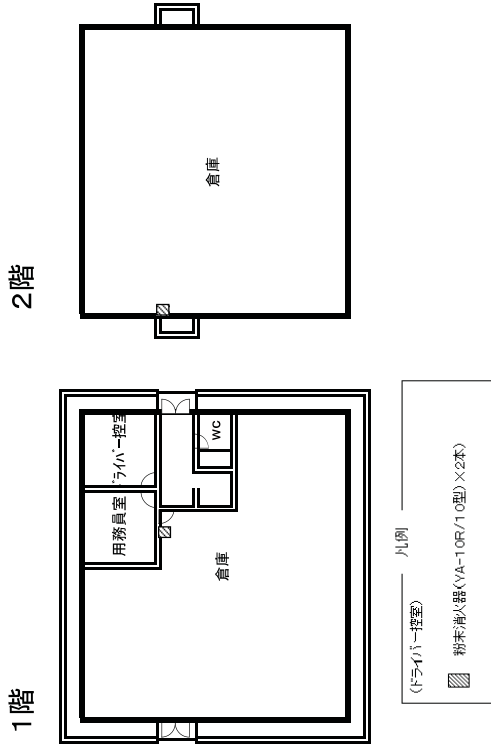
電波暗室消火器配置図



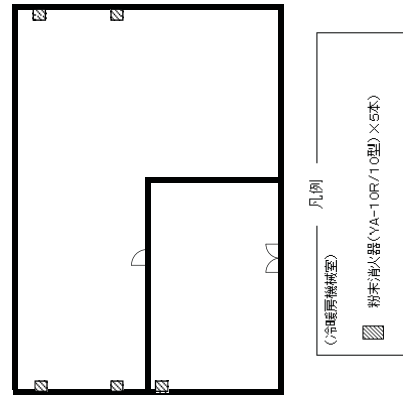
電波暗室消火器配置図



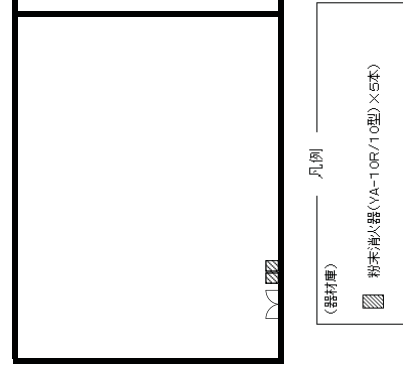
ドライバークラウド消火器配置図



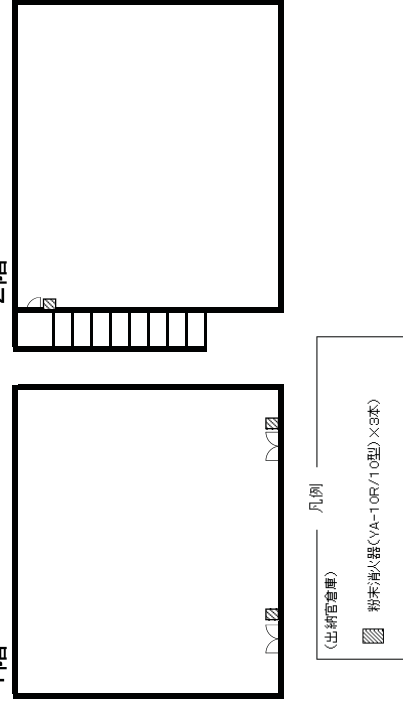
冷暖房機械室消火器配置図



器材庫消火器配置図



出納官倉庫消火器配置図



従事基準

項目	時間	0830	0900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1715	備考
従事時間		← 0830引継ぎ 巡察 0830～1715 (労働基準法を遵守すること。) 巡察 1715引継ぎ →											待機場所は、守衛室内とし、外来者の対応をする。更衣場所は、受付・当直室とする。
受付・案内等		<ol style="list-style-type: none"> 1 面会証の受付 2 通門証の案内(原則として、守衛室及び正面玄関周辺において案内をすること。) 3 外来者の案内(ただし、職員及び研究内容についての問い合わせについては、総務課庶務係まで転送すること。) 4 電話対応(ただし、職員及び研究内容についての問い合わせについては、総務課庶務係まで転送すること。) 5 関係部署との連絡調整 6 面会証及び通門証による外来者入門受付者数の記録及び保管 7 その他(出退表示装置の操作、当直用シューズ等の受渡、正面玄関周辺の及び守衛室の環境整備等) 											受付要領等については、官において別途指示する。 面会証：付紙第1のとおり。 通門証：付紙第1のとおり。 外来者受付名簿：付紙第2、第3のとおり。
鍵の授受		<ol style="list-style-type: none"> 1 職員登庁時における鍵の引き渡し 2 職員退庁時における鍵の授領及び保管 3 上記以外における鍵の授受 4 その他(鍵の授受については、鍵授受簿に必ず所属、氏名を記入させること。) 											鍵授受簿：付紙第4、第5のとおり。
郵便・宅急便及びメール便業者への対応		<ol style="list-style-type: none"> 1 守衛室において受領せずに総務課庶務係へ持って行くよう指示すること。なお、郵便物、宅急便及びメール便業者については、面会証の記入を要しないので、不審物を所持していないか、素振りに不審な点はないか観察した上で指示すること。 2 総務課庶務係が不在の場合は、業務日誌に受領時間及び部数等を記載し、速やかに総務課庶務係に引き渡すこと。 											
外来者の誘導・指示及び関係部署への連絡		<ol style="list-style-type: none"> 1 用件の確認(当研究所から許可されていない車両については移動させること。) 2 駐車場の指示(西側地区駐車場は、脱離場所等と使用するため駐車禁止) 3 その他(特に不審車両については、総務課庶務係へ連絡すること。) 											
建物内及び構内(建物外周)の警備(巡察)		<ol style="list-style-type: none"> 1 建物内巡察 毎週月曜日1回実施(休日の場合は、翌日に実施する。)1500～1530 2 構内巡察 毎日2回実施 第1回巡察 1000～1020、第2回巡察 1500～1520 3 巡察中は、受付・案内業務を休止し、外来者の受付については、総務課庶務係で対応している旨の掲示版を受付窓口に掲示しておくこと。 4 巡察中は、特に火災、盗難の予防、不法侵入の防止及び危険防止等に注意すること。 5 巡察中に不審物、不審者及び事故等を発見した場合は、排除又は応急措置等の必要な措置を講じるとともに官に報告し、その指示を受けること。 6 その他に巡察結果を業務日誌に記載すること。 											
消火器・消火栓・防火扉・排煙設備・火災報知器等の目視点検		<ol style="list-style-type: none"> 1 巡察中に消火器、消火栓、防火扉、排煙設備、火災報知器等の目視点検を行うこと。 (ただし、巡察経路に配置されている物のみとする。) 2 異常を発見した場合は、応急措置等の必要な措置を講じるとともに官に報告し、その指示を受けること。 (火災報知装置の監視及び警報発令時の対応) 3 その他に巡察結果を業務日誌に記載すること。 											
扉及び窓の施錠確認		<ol style="list-style-type: none"> 1 巡察中に扉及び窓の施錠確認(ただし、扉は常時閉鎖場所を含む。)を行うこと。 2 施錠していない場合は、施錠すること。 3 その他に巡察結果を業務日誌に記載すること。 											
その他		<ol style="list-style-type: none"> 1 巡察時以外で守衛室を離れる場合は、事前に総務課庶務係に連絡をすること。 2 職員不在時の執務室等及び施錠された事務室等に立ち入る場合には、原則として、事前に総務課庶務係と調整をすること。 3 業務遂行に当たっては、陸上自衛隊三宿駐屯地及び電子装備研究所の諸規則を遵守し、官の指示に従うこと。 											

従事者記録簿

平成 年 月分

日	曜日	氏名	従事時間	時間	検査官印	備考
1			～			
2			～			
3			～			
4			～			
5			～			
6			～			
7			～			
8			～			
9			～			
10			～			
11			～			
12			～			
13			～			
14			～			
15			～			
16			～			
17			～			
18			～			
19			～			
20			～			
21			～			
22			～			
23			～			
24			～			
25			～			
26			～			
27			～			
28			～			
29			～			
30			～			

総務課長	課長補佐	庶務係長	担当者

業 務 日 誌
平成 年 月 日 (曜日) 天候

1 受付・案内 (1) 不審者の有無及び対応 (2) 通門証による面会者数 面会証による面会者数 名 名 (3) その他	不審者の氏名等 印	外部からの連絡事項
2 外来車両 (1) 不審車両の有無及び対応 (2) その他	不審車両のナンバー等	その他特記事項 (1) 主要な来所者 (2) 行 事 (3) 工 事
3 郵便物、宅急便、メール便等(総務課庶務係員が不在の場合のみ受領)		
4 建物内巡察(毎週月曜日：1500～1530)/構内巡察(毎日1000～/1500～/1500～は午前のみ実施) (1) 不審物、不審者等の有無及び対応 午前： 午後： (2) 危険箇所の有無、状況及び処置 午前： 午後： (3) 消火器、消火栓、防火扉、排煙設備及び火災報知器等の異常の有無(自視点検)、状況及び処置 午前： 午後： (4) 扉の施錠の確認 午前： 午後： (5) 施錠の破損等の有無、状況及び処置 午前： 午後： (6) その他		(4) 当直用シューズ等授受 引渡 シーツ 枚 受領 シーツ 枚 枕カバー 枚 枕カバー 枚 毛布 枚 毛布 枚 (5) その他
		(引継後、当直勤務者は、記名、押印をすること。) (朝) 当直勤務者名 _____ 印 (夕) 当直勤務者名 _____ 印

※ 従事時間終了後、速やかに総務課庶務係長に提出すること。

(表面)

技術研究本部電子装備研究所通門証			
第	号	氏 名	
		生年月日	年 月 日
		会社名等	
		有効期限	年 月 日
		年 月 日	
防衛省技術研究本部 電子装備研究所長			

(裏面)

<p>この通門証は、防衛省技術研究本部の研究所、支所、先進技術推進センター及び試験場の通門に使用できます。 所持者は、次の事項をご承知ください。</p> <ol style="list-style-type: none">1 この通門証は本人の外は使用することができません。2 通門の際は、本通門証を呈示又は提出し、係員の指示に従ってください。3 訪問先以外の庁舎等への出入はご遠慮ください。4 この通門証が不必要又は無効となった場合は直ちに発行者に返納してください。

鍵 授 受 簿

平成 年 月 日 ()

階	No.	部課等室係名	部屋 番号	受 領		返 納	
				時間	受領者	時間	返納者
1F	1	技情課情報システム係事務室	104	:		:	
	2	技術資料調査室5	159	:		:	
2F	3	所付主任研究官室	206	:		:	
	4	プロジェクト調整官室	208	:		:	
	5	所付(特別研究官)室	207	:		:	
	6	総務課庶務係室	260	:		:	
	7	研究企画官室	211	:		:	
	8	研究調整官/研究企画係/総務課業務係室	259-1	:		:	
	9	総務課調達係室	204	:		:	
	10	総務課出納係/用度係室	204-1	:		:	
	11	調達係入札室	254	:		:	
	12	女子更衣室	255	:		:	
3F	13	ネットワーク技術研究部長/事務室	306	:		:	
	14	部面談室	307	:		:	
	15	情報基盤研究室	308	:		:	
	16	通信ネットワーク研究室	303-1	:		:	
	17	特殊通信研究室	353	:		:	
4F	18	システム研究部長/事務室	405	:		:	
	19	システム部技術分析官/主任研究官室	407	:		:	
	20	指揮統制システム研究室	400	:		:	
	21	センシングシステム研究室	452	:		:	
	22	電子戦システム研究室	408	:		:	
5F	23	センサ技術研究部長/事務室	508	:		:	
	24	センサ技術研究部技術分析官	506	:		:	
	25	電子戦基盤研究室	557-1	:		:	
	26	レーダ研究室	510	:		:	
	27	光電研究室	511	:		:	
ドライバー控室		外扉(東側)		:		:	
		ドライバー控室		:		:	
		用務員室		:		:	
電波暗室				:		:	
その他	①			:		:	
	②			:		:	
	③			:		:	
	④			:		:	
	⑤			:		:	

※ 一度鍵を返納後、再度部屋を使用するために開錠する場合は、次頁の用紙に記入して下さい。

鍵 授 受 簿

平成 年 月 日 ()

先進技術推進センター

階	No.	部課等室係名	部屋番号	受領		返納	
				時間	受領者	時間	返納者
1F	1	研究管理官(基盤システム技術担当) 付M&S基盤・応用技術推進室	102	:		:	
	2	ロボットシステム実験室 I	105	:		:	
	3	ロボットシステム実験室 II	106	:		:	
	4	M&S 基盤・応用実験室 I	108	:		:	
2F	5	研究管理官(基盤システム技術担当) 室	202	:		:	
	6	研究管理官(基盤システム技術担当) 事務室	202-1	:		:	
	7	先進技術推進センター所長室	203	:		:	
	8	企画業務室事務室	204	:		:	
	9	企画業務室長室	204-1	:		:	
	10	総括研究管理官室	204-2	:		:	
	11	技術交流調整官室	204-3	:		:	
	12	研究管理官(先進技術担当)付宇宙技 術計画室・第1・第2・第3計画室	205	:		:	
13	研究管理官(先進技術担当)室	205-1	:		:		
14	M&S 基盤・応用実験室 II	206	:		:		
3F	15	研究管理官(基盤システム技術担当) 付ロボットシステム技術推進室	302	:		:	
	16	先進技術推進センター会議室		:		:	
光・電子実験棟玄関				:		:	
その他	①			:		:	
	②			:		:	
	③			:		:	
	④			:		:	
	⑤			:		:	

※ 一度鍵を返納後、再び部屋を使用するために開錠する場合は、次頁の用紙に記入して下さい。

環境整備等役務仕様書

- 1 件 名 施設清掃等役務
- 2 業務場所 東京都世田谷区池尻 1-2-24 防衛省 三宿地区
- 3 業務概要 三宿駐屯地内の指定された建物内の清掃の実施及び各種廃棄物等の収集分別処理業務を実施する。
- 4 業務対象建物

名称	構造	業務種別	備考
自衛隊中央病院	SRC-10	院内清掃、 廃棄物収集及び分別	病院内清掃
職業能力開発センター	RC-4		
教育棟	RC-4	窓ガラス清掃	
第6隊舎	RC-8		

- 5 請負業者の負担の範囲
『共通事項 5 請負業者の負担の範囲 (2)、(3) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 6 各種法令等の遵守
請負業者は、当該清掃業務等に該当する関係法規及び部内規則の規定を遵守し、業務の円滑な推進に努めるものとする。
- 7 業務従事者
『共通事項 7 業務従事者 (2)、(3) (ページ番号2)』の項を参照の事。
- 8 業務責任者 (※『施設内清掃部門責任者』)
業務責任者は、『共通事項 7 業務従事者 (2)、(3) (ページ番号2)』及び『共通事項 8 部門別責任者 (ページ番号3)』の項を参照の事。
- 8 業務実施体制
日常清掃実施時の人員数については仕様書の内容を確実に実施できる人員配置、業務量に十分対応できる人員の配置とし、業務実施に遅延等を発生させないこと、各施設に対しての人員配置表を官側担当者へ提出すること。なお、人員配置の変更があった場合は速やかに官側担当者へ提出すること。
- 9 業務内容
 - ・病院内清掃
 - (1) 清掃区域等
清掃実施区域については別図第 1-1 ~ 1-2 2 に示す通り。
 - (2) 基本的清掃実施要領
基本的な清掃の実施要領については、別紙第 1 清掃実施要領』に示す通り。
 - (3) 日常清掃業務
日常清掃においては、施設の利用状況等から作業不能箇所が生じる事もあるが、この場合、当該箇所の清掃を実施せずに、これに見合う他の汚れの多い箇所の作業回数を増やして実施すること。細部要領は別紙第 2 『日常清掃作業実施要領』の示す通り。
 - (4) 定期清掃業務
定期清掃については、専用洗剤を用いて行うが、それぞれの施設の特性及び床材保護の為、『湿式』が困難な場合は、『ドライ法』とする、但し汚れが除去され埃を飛散させずに済む方法を取る。細部要領は別紙第 3 『定期清掃作業実施要領』の示す通り。

(5) 臨時タイルカーペット清掃

臨時タイルカーペット清掃は、定期清掃以外にタイルカーペットの汚れやシミが目立つと担当者が判断し、洗浄の依頼をした時に専用機材と洗剤を用いて洗浄を行うこと。また作業については依頼のあった日から5日以内に作業計画書を提出し、日程の調整を図るものとする。

(6) 特殊消毒清掃業務 ※病院内清掃のみ適用

手術室等における院内感染防止を目的とした消毒清掃等業務実施要領は、別紙4『手術室等特殊清掃消毒作業実施要領』及び別図第2-1～2-5『クリーンルームエリア図』を参照のこと。

(7) 清掃箇所及び清掃回数

- ・ 清掃回数は指定されている回数以上に行うこととし、部分的には利用の頻繁な箇所も在るので、汚れの状況に応じて全体的に同一の清潔度が保たれるように清掃すること。
- ・ 患者の入退院、転院等で病室等を清掃する必要がある時は速やかに清掃を実施すること。
- ・ 清掃場所及び回数は別紙6『日常・定期清掃作業基準表』による。

(8) 各種廃棄物回収及び資源化、減容化処理業務

(ア) 一般ゴミ収集作業

- ・ 病院内の4階～9階の病棟及び1・2階の外来診療部門から排出される一般ゴミ（可燃・不燃・その他）を回収し、ゴミ集積所へ運搬集積し、別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』の関係項目を参照し、実施要領に基づき、収集したゴミの内部確認と整理を行うこと。
- ・ 病棟階以外の一般ゴミ等については、指定されている時間帯にゴミ集積所にて病院職員が運搬してくるゴミを受け取り、別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』に基づき、分別整理を実施すること。
- ・ 回収時間及び廃棄物の種別、分別要領については別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』を参照の上、確実に実施するものとする。

(イ) 医療廃棄物収集作業

- ・ 病院内の4階～9階の病棟及び1、2階の外来診療部門から排出される感染性廃棄物収容箱（以下『MDボックス』）を回収し、感染性廃棄物集積所まで運搬集積し、新しいMDボックスを回収してきた先に配布すること。細部実施要領は別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』の関係項目を参照し、実施すること。
- ・ 病棟階以外の感染性廃棄物の収集については、指定されている時間帯にゴミ集積所にて病院職員が運搬してくるMDボックスを受け取り、感染性廃棄物集積所に集積し、新しいMDボックスを病院職員へ配布すること。
- ・ 回収時間及び細部要領については別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』を参照の上、確実に実施するものとする。

(9) 各種清掃対象数量等

- ・ 床清掃対象の材質別清掃数量については別紙第8『床材質別面積表』に示すとおり。
- ・ 衛生器具別の清掃数量については別紙第9『各種衛生器具数量表』に示すとおりとする。
- ・ 窓ガラス、網戸の清掃数量については別紙第10『窓ガラス、網戸清掃面積表』に示すとおりとする。

・ 庁舎施設

業務実施要領については、別途仕様書の管理番号：清掃1-2『庁舎等清掃作業』を参照の上、確実に実施するものとする。

10 業務時間等

(1) それぞれの施設の清掃時間帯は、原則として下記の通りとする。

(ア) 病院施設 : 08:00 ~ 17:00

なお、外来診療部門については診療時間前迄に完了すること。また、診療等の都合により時間内にできない場合については、時間外に実施すること。

(イ) 庁舎施設 : 08:30 ~ 17:15

(2) 日常清掃実施日は、原則として下記の通りとする。

(ア) 病院施設 : 土日及び祝祭日を除く毎日実施する。但し、土日祝祭日が3日以上連続する場合は、間に1日実施日を設けること。なお、実施日については官側担当者と調整の上、実施する。

(イ) 庁舎施設 : 別途仕様書の清掃1-2『庁舎等清掃作業』を参照

(3) 廃棄物の搬出については、日常清掃に併せて毎日実施する他、必要に応じて適時行うこと。なお、実施要領については、『管理番号: 2 廃棄物収集処理役務』及び『庁舎等清掃作業』の実施要領を参照し、行うこと。

1.1 業務管理等

(1) 部門別責任者は、業務の実施状況を1日1回以上巡回実施し、業務従事者の業務実施状況の把握と業務指導を逐次行うこと。また、1日の業務の実施内容を作業記録書にまとめ、翌日官側担当者に報告すること。なお、提出要領については『共通事項 1.4 提出書類 (2) (ページ番号4)』を参照のこと。

(2) 時間外業務については、原則として行わないように作業量に応じた作業スケジュールを組み実施すること。但し、清掃対象場所の都合により実施する必要がある場合は、事前に官側担当者に作業人員数及び氏名を届けること。

1.2 安全管理・衛生管理

『共通事項 1.1 安全管理・衛生管理 (1) ~ (3) (ページ番号3)』及び『共通事項 7 業務従事者 (2) (ア)、(イ) (ページ番号2)』の項を参照の事。

1.3 注意事項等

(1) 病院内清掃作業の注意事項

(ア) 作業中は、埃等が立たないように細心の注意を払い実施すること。また使用したモップや雑巾等を汚れたまま運搬せず、ゴミ袋等に入れて持ち運ぶこと。

(イ) ノロウイルス及びインフルエンザの流行期は、患者接触部位の乾式清拭回数を適宜増加させること。

(ウ) 床面の清掃作業(水拭き、ワックス掛け)実施の際は、通行人に注意喚起し、転倒事故の未然防止に努めること。

(エ) 清掃実施中は、患者等の安静、療養の妨げにならないように患者等の周辺での作業には特に慎重に行うこと。

(オ) 清掃作業開始、終了時は各部署の担当者及び各病棟師長等に報告後、清掃終了後の点検を受けること。

(カ) 病院内清掃で使用する清掃用具等(運搬に使用する台車も含む)は、院内感染防止上の観点から『清潔区域用』『不潔区域用』に道具を色別に別け、混用はしないようにすること。また清掃用具類は毎日洗浄し、常に清潔を保つように心掛けること。なお、用具類の洗浄に使用する洗濯機等についても『清潔区域用』『不潔区域用』に区分して使用すること。

(キ) 院内では感染症に感染する恐れがあるため、業務従事者は感染対策として手袋、サージカルマスク等を着用するとともに、手洗い・うがいを励行すること。また各々の作業実施の都度、手洗い及び消毒を行い、常に清潔を保つこと。

清掃時及び官側からの連絡要請により嘔吐物、体液、便等の処理を実施する際は『ウイルス類の飛散拡大防止』『不快臭を残さない十分な消臭』を十分考慮し効果的な方法を用い、消毒洗浄剤の選定には表面仕上材を傷めない物を使用し行うこと。

(ク) 消耗品(トイレトペーパー等)の紛失、無駄使いを防止するために、所定の場所に収納し必要以上に予備

を使用箇所には置かないこと。また不足が発生しないように清掃実施の都度点検し補充すること。

(2) 庁舎等清掃作業の注意事項

(ア) 作業実施上の注意事項については、別途仕様書の『庁舎等清掃作業』を参照し、遵守すること。

(3) その他共通事項

(ア) 業務責任者は、業務従事者が施設又は備品等の不良個所を発見した場合には速やかに担当者に報告すること。

また、業務従事者が遺失物又は不審な放置物等が発見した場合は、直ちに担当者に通報すること。この際、各業務従事者単独で不審物等の処理をしないこと。

(イ) 作業計画を検討する際は、必ず統括責任者及び施設内清掃部門責任者と官側担当者の3者間で調整を行うこと。また請負業者は清掃業務従事者全体のグループミーティングを行い、意見交換等を行うこと。

病院内清掃区域平面図カラーリング及びゾーニング表

清浄度 クラス	清掃区域	カラーリング	室名
清浄度Ⅰ	高度清潔区域	アオ	手術室OR-6・7（無菌）、前室9、ICU（無菌室）及び7階無菌病室
清浄度Ⅱ	清潔区域A		救急手術室、X線一般撮影室2、手術室1～5及び8、手術ホール、回復ホール、既滅菌器材保管庫、滅菌・組立室、ICU前室3、熱傷浴室、7階無菌室面会、分娩室
清浄度Ⅲ	清潔区域B	ミドリ	救急処置室、前室3、ICU、前室2、アンギオ1・2、人工透析室隔離室（透析）、特別病室2、7階無菌室前室、LDR1・2 未熟児室、新生児室
清浄度Ⅳ	準清潔区域	オレンジ	手術室（外科）（皮膚、形成）、前室4、ICUナースステーション、乗換ホール、手術室ナースステーション、麻酔科医控室、手術ホール、回収廊下、各病棟リネン室、各病棟観察室、ハイリスク（2床E）前室3（産婦人科）、沐浴室、授乳室、前室4・5、清潔リネン室（9階）、各病室、放射線一般区域
清浄度Ⅴ	一般区域	シロ	救急外来室、各診察室、各待合室、各浴室等、各食堂・デイルーム
	汚染拡散防止区域	アカ	R I 検査室、感染症病室、中央材料室洗浄室、解剖室
	汚染区域		各トイレ、各汚物処理室

院内清掃の基本的清掃実施要領

1 実施要領

- (1) 清掃要領は汚染度合いの低い箇所から高い箇所へ、位置の高い箇所から低い箇所へ向かって行う。
- (2) 清掃の基本は『こすり落とし』とするが、各種部材の破損、劣化、変色させない薬剤及び機材を使用すること。また強い刺激臭等を伴う薬剤の使用は禁止する。
- (3) ダスティング
 - ・ ダスティングは化学製品のクロスとモップ、ウールダスターを使用する。また清掃後のこれらの用具の取扱は十分注意し、埃等を飛散させないように振ったりしないこと。
 - ・ 肩の高さ以上のダスティング（ハイダスティング）は、この目的で使用するために製作された用具を用いて行うこと。なお、ハイダスティングには額縁、棚の上やドアの上辺を含む。
 - ・ 日常清掃におけるハイダスティングは、目に見えて、若しくは触れてみて汚染のある場合に行う。その際は、上述の機材を使用し埃の飛散を極力防ぎながら行うこと。
- (4) 手摺、ドアノブ、案内標識及び鏡やガラス等の建具類の清掃は『湿式清掃』とし、雑巾又はクロスにより全体を清掃し、汚れや手垢等が残らないように実施すること。なお、手摺やドアノブ等の頻繁接触部位は除菌洗浄剤等を使用し清拭すること。
- (5) トイレ清掃は、特に上記の（1）に留意しながら、全体を除菌洗浄剤を染み込ませたクロス等を用いて拭き掃除すること。床面は化学モップ等にて除塵し、モップにて拭き掃除する。便器類は便座、蓋、便器外側の全てを除菌洗浄剤を染み込ませたクロスで清掃し、便器の内側は専用の用具と除菌洗浄剤を使用して洗浄し、目の届きにくい箇所も綺麗に除菌洗浄すること。特に小便器は排水口やその周辺部も綺麗に洗浄する。
- (6) 洗面化粧台及びシンク等の清掃は、特に上記の（1）に留意しながら、全体を洗浄剤を含ませたスポンジ等で磨き上げること。なおこの際、表面に磨き傷が付かないように使用する面に注意すること。また、汚れが酷い場合は、専用の洗剤を用いて汚れを落とすこと。
- (7) 床（ワックス塗布箇所）の清掃は、化学モップ等で除塵し、汚れの酷い箇所は専用洗剤を用いて確実に除去すること。なお、化学モップの交換は一般病室で2～3部屋清掃したならば交換すること。また嘔吐物、体液、便等の処理を実施する際は『ウイルス類の飛散拡大防止』『不快臭を残さない十分な消臭』を十分考慮し効果的な方法を用い、消毒洗浄剤の選定には表面仕上材を傷めない物を使用し、拭き取ったモップについては直ちに交換すること。
- (8) 床（ワックス塗布箇所）の光沢復元作業は、専用機材にて洗浄し、ワックスの表面に出来た傷を埋め、パフイング機材にて回転研磨し、光沢の復元をすること。ワックス塗布された全ての場所は、月に1回以上当該作業を実施すること。なお、官側が必要と判断し、指示された場合は別途、当該作業を行うこと。
- (9) カーペット清掃は、真空掃除機及び高性能超微粒子フィルター付電気掃除機にて砂塵等を取り除くこと。またシミがある場合は洗浄剤等を用いて取り除き、血液等の落ちにくい汚れについては、専用の機材と除菌洗浄剤を用いて洗浄すること。
- (10) 壁面の清掃及び収納家具、造り付家具類の清掃は、全体をウールダスターで拭き掃除を行い、手垢や飛沫等の汚れがある場合は、除菌洗浄剤を染み込ませたクロスと用いて清掃すること。またシミ等がある場合は、専用の洗剤を使用しシミ抜きを行うこと。なお、清掃終了後は、手垢、埃等の汚れが残らないように実施すること。
(絵画や掲示物も含む)
- (11) 天井面の清掃は、著しい汚れがある場合、壁面清掃に準じた方法で実施すること。またブラインド、カーテンレール上面も同様に行うこと。なお、官側が必要と判断し、指示された場合は、別途作業を実施すること。
- (12) 照明器具等の清掃は、器具全体をウールダスターにて拭き掃除すること。また笠内部に汚れがある場合は、専用洗剤とクロスを用いて拭き掃除すること。

- (13) 椅子、テーブル類の清掃は、除菌洗剤を染み込ませたクロスを用いて全体の拭き掃除を行う、清掃終了後は、手垢、埃等の汚れが残らないように実施すること。
- (14) 共用場所の電話機及び照明等のスイッチ類の清掃は、除菌洗剤を染み込ませたクロスを用いて全体の拭き掃除を行う、清掃終了後は、手垢、埃等の汚れが残らないように実施すること。
- (15) 浴室及びシャワー室（シャワーカーテン等含む）の清掃は、室内全体を十分に水洗し除菌洗剤を染み込ませたブラシ及びクロスを用いて清掃すること。室内の状態によりカビ取剤、防止剤を使用し清掃すること。また排水口に髪の毛等のゴミも残さず取り除くこと。
- (16) 清掃作業は可能な限り静かに行い、患者の療養、診療行為及び病院職員の業務の妨げにならないように行い、埃等を飛散させない方法で行うこと。また作業内容が業務等に影響が与えられる場合は、官側担当者等と調整し、影響の無い時間帯に行うこと。なお、官側担当者から業務に差支えが無くなった場合は直ちに当該箇所を清掃できるように準備しておくこと。
- (17) 清掃作業後は、不快な臭いやカビ、ゴミ、埃等が残らないように清掃対象箇所の隅々まで清掃すること。
- (18) 嘔吐物、血液や体液等の回収は拡散しない、且つ衛生管理上、有効な方法で行うこと。
- (19) 清掃作業中、官側担当者等から緊急で他箇所の清掃依頼があった場合は、状況に応じて優先すべき場所の清掃を行うこと。
- (20) 床面の水拭き作業や機材を使用した作業を行う場合は、注意喚起用の看板を立てる等の処置を行うこと。
- (21) 清掃に使用した用具類は、十分に洗浄し乾燥させること。但し、モップ及びクロス等については消毒液に漬け置きすることは厳禁とする。なお、用具類は常に予備品を置き、毎日交換すること。

日常清掃作業実施要領

作業対象箇所	作業内容
個別作業 病棟等	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面の清掃は、真空掃除機及び化学モップ等で清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を用いて落すこと。 2 洗面台（鏡含む）は洗剤等を含んだクロスにて拭き掃除を行い、排水口のゴミを併せて取り除くこと。 3 個室内のトイレ及び共用場所のトイレについては、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。 4 個室内のシャワー室及び共用場所の浴室等については、床面及び壁面の清掃は洗剤を使用して洗い流し、水分が残らないように拭き取ること。また天井面は拭き取り清掃すること。清掃対象面にカビ等が発生している場合は専用洗剤にて洗い流し、防止剤等を吹き付け発生防止すること。また排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。 5 ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。また、診察灯及びベッドライト等については拭き掃除を行うこと。 6 5階特別病室については、通常毎日清掃を行うこと。なお、使用予定が事前に通知された際は、前日に清掃を実施すること。また清掃実施時に水廻り関係から異臭等が無いか確認すること。その他担当師長から指示があった場合はその指示に従うこと。また実施の際はスタッフステーションに寄ってから行き、清掃終了後は担当師長等に報告し点検を受けること。 7 診察室、処置室の診察台等及び診察灯の埃の拭き掃除を行う。埃の除去後、診察台及び処置台については消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。また内部の窓ガラス及びその枠、鏡の拭き掃除を行うこと。清掃後、手垢や埃が残っていないか確認すること。 8 病室内及び共用場所のトイレのトイレットペーパーの補充を行うこと。 9 収納家具及び造り付家具類の清掃は必要に応じて行うが、使用中の病室に関しては家具内の清掃は行わず、扉表面等の拭き掃除を行うこと。 10 デイスペース部はガラス窓の手垢等の拭き取り及び窓枠の埃の拭き取り清掃を行うこと。
外来受付 外来診療室等 救急外来	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面を高性能フィルター付真空掃除機及び化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は水拭きし落すこと。 2 各流し台、汚物流し、洗面器等を洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去し、台の周辺を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。 3 診察室は、机及び診察台等の埃をクロスにて拭き掃除する。その後、診察台については消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。なお、OA 機器周辺は注意して清掃を行うこと。 4 ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。また、診察灯及びベッドライト等については拭き掃除を行うこと。 5 待合室の椅子等は埃をクロスにて拭き掃除を行い、その後、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。 6 窓ガラス、窓枠、ガラススクリーン、鏡等の拭き掃除を行う。清掃後に手垢や埃が残っていないか確認すること → 次ページへ続く

作業対象箇所	作業内容
外来受付 外来診療室等 救急外来 (続き)	<ol style="list-style-type: none"> 7 各所にあるカウンター（総合案内、外来受付、各ブロック受付）上面の埃等の拭き掃除を行う。清掃後に消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。 8 床面や壁、家具類に血液等が付着している、若しくは官側担当者から連絡があった場合は、速やかに拭き取り、消毒剤を用いて清拭すること。 9 各手術室（外来、救急外来）等の清潔区域は専用の用具を使用し、他区域との混用は厳禁とする。 10 无影灯のライト、アームの拭き掃除については、適時実施するものとする。なお、その際に汚れ、埃、飛沫や手垢等が残らないように清掃を行うこと。（高所部については専用の用具を使用すること） 11 プレイルームの本棚等の拭き掃除を行う。また、遊具等の整理整頓を行うこと。その後、床面の化学モップ等で拭き清掃を行い、埃や汚れ等の除去した後、消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭する。なお、遊具についても同様に清拭する。 12 授乳室の流し台、洗面化粧台及びゴミカゴ等の清掃は専用洗剤にて洗浄する。また排水口のトラップ内及びゴミカゴのゴミを除去すること。 13 授乳室内の幼児用ベッドの清掃は、清潔なクロスにて埃や汚れの拭き掃除を行い、消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。また室内に設置されている『オムツ入れ』は別途役務で処理を行っているが、溢れている場合は処理を行う。なお、処理した物はMDボックスに入れて処置する。 14 大理石貼りの柱部分の清掃については、手の届く範囲で拭き掃除を行うこと。
個別作業 手術室エリア	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面を化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は清潔エリア専用のモップにて水拭きし落とすこと。 2 各流し台、手洗器、洗面器等を洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。 3 手術室内の清掃は、手術台、床面、棚、ワゴン、无影灯及びスイッチ類を消毒剤を含ませたクロスで拭き掃除を行い清拭すること。 4 床面や壁等に血液・体液等が付着している場合は、速やかに拭き取り、消毒剤を染み込ませたクロス又はモップにて清拭すること。 5 スタッフステーション、回復ホールの窓ガラス清掃は内面外面とも毎日実施する。 6 廊下、回復ホール等にある各器材等の埃取を行うこと。 7 男女更衣室床面を真空掃除機等にて埃を取り除き、ロッカー上面の埃拭きは専用の用具を用いて拭き掃除すること。またシャワー室内の床面清掃を行い、床面及び壁面の清掃は洗剤を使用して洗い流し、水分が残らないように拭き取ること。また天井面は拭き取り清掃すること。清掃対象面にカビ等が発生している場合は専用洗剤にて洗い流し、防止剤等を吹き付け発生防止すること。また排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。更衣室内のトイレ清掃については、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。 8 手術室エリアに立入る際は、専用の衣服に着替えてから作業を行うこと。

作業対象箇所	作業内容
中央材料室	<ol style="list-style-type: none"> 1 滅菌組立室の床面清掃は化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は清潔エリア専用のモップにて水拭きし落とすこと。洗浄室内の床面清掃は汚染区域専用のモップで清掃し、汚れの酷い場所は洗剤等を用いて落とすこと。なお、血液等が付着していた場合は消毒薬を染み込ませたモップにて拭き掃除すること。 2 滅菌組立室の作業台、ワゴン等の拭き掃除は1箇所毎にクロスを換えて拭き掃除を行うこと。なお、実施の際は消毒薬を噴霧しながら清拭すること。一度使用したクロスは破棄すること。 3 エアシャワー室内の床、壁面の清掃は毎日実施すること。また扉のガラス清掃は必要に応じて適時実施し、汚れや埃、手垢等がある場合は速やかに清掃すること。 4 滅菌組立室及び洗浄室に入る際は、専用の衣服に着替えてから作業を行うこと。特に洗浄室内の清掃時に履く靴については洗浄室専用にする事。
分娩室 未熟児室等	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面を化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は清潔エリア専用のモップにて水拭きし落とすこと。 2 分娩室の清掃は、手術室と同等の清掃方法で行い、无影灯のライトとアームの埃の拭き掃除を行うこと。 3 新生児室の窓側とベッド間の清掃は柄の長い化学モップ等を使用し拭き掃除すること。 4 沐浴、流し台、洗面器、汚物流し等を洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去し、周辺を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。 5 トイレについては、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。 6 ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。 7 前室等の窓ガラス清掃は必要に応じて適時実施し、汚れや埃、手垢等がある場合は速やかに清掃すること。
心カテ I VR・CT	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面を化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合はモップにて水拭きし落とすこと。血液及び体液等が付着していた場合は、消毒薬を染み込ませたモップ又はクロスにて拭き掃除すること。 2 无影灯のライトとアーム、診察機材等の埃のハイダスティングを行うこと。 3 ガラス清掃は必要に応じて適時実施し、汚れや埃、手垢等がある場合は速やかに清掃すること。
理学療法室 運動療法室 作業療法室 水治療室 屋外歩行訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面の清掃は、体育館用モップにて埃等を拭き掃除すること。 2 診察台、訓練台、訓練用階段、平行棒、運動器具、テーブル、椅子等の拭き掃除を行うこと。なお、人の手が多く触れる場所等は消毒薬を含ませたクロスにて清拭すること。 3 ガラス清掃は必要に応じて適時実施し、汚れや埃、手垢等がある場合は速やかに清掃すること。 4 各流し台、手洗器、洗面器等を洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。 <p>→ 次ページへ続く</p>

個別作業

作業箇所	作業内容
理学療法室 運動療法室 作業療法室 水治療室 屋外歩行訓練 (続き)	5 トイレについては、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。 6 シャワー室内の床面清掃を行い、床面及び壁面の清掃は洗剤を使用して洗い流し、水分が残らないように拭き取ること。また天井面は拭き取り清掃すること。清掃対象面にカビ等が発生している場合は専用洗剤にて洗い流し、防止剤等を吹き付け発生防止すること。また排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。 7 水治療室内の床面清掃は、モップにて水拭き掃除を行うこと。汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を使用し落とすこと。 8 プール内の清掃は、水が張られていない場合はガラス面の拭き掃除を行い、タイル面の清掃を行うこと。 9 屋外歩行訓練場の床面清掃については、埃等の掃き掃除及び水溜りがある場合は、モップ等にて拭き掃除を行い、ベンチ、手摺等については拭き掃除を行うこと。また1ヶ月に1回以上、ルーフトレン周辺の泥や雑草の除去を行うこと。
個別作業 食堂・ デイルーム	1 床面の清掃は、真空掃除機及び化学モップ等で清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を用いて落とすこと。 2 ゴミ入れの内容物を処理し、ゴミ入れの表面及び容器内の汚れの拭き掃除を行うこと。 3 各ドア、ガラスの拭き掃除を行うこと。 4 金属部分の磨き、手摺、ドアノブ等の拭き掃除を行うこと。窓ガラス及びガラススクリーンの手垢等の拭き取り及び窓枠(棧も含む)の拭き掃除を行うこと 5 洗面化粧台等の流し台は洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。 6 テーブル、椅子等の家具類については、埃等の拭き掃除を行い、消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。 7 本棚等については、拭き掃除を行い、本類の整理整頓を行うこと。 8 畳が有る場所については、真空掃除機にて埃等を除去し、湿らしたタオル等を使用し、拭き仕上げすること。
浴室等	1 脱衣室の床面の、真空掃除機及び化学モップ等で清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を用いて落とすこと。浴室内の床面清掃については、床面及び壁面の清掃は洗剤を使用して洗い流し、水分が残らないように拭き取ること。また天井面は拭き取り清掃すること。清掃対象面にカビ等が発生している場合は専用洗剤にて洗い流し、防止剤等を吹き付け発生防止すること。またシャワーカーテンの清掃の実施、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。なお、1ヶ月に1回は室内全体の清掃を行うこと。 2 水栓類(シャワーヘッド含む)、手摺等の汚れを除去し、金属類については磨き上ること。 3 衣類棚については、埃等を除去し拭き掃除すること。 4 浴室内の天井換気扇及び照明器具の清掃は、専用洗剤を染み込ませたクロスを用いて、月1回を基準に清掃を行うとするものの、汚れが酷い場合は適時清掃を行うこと。 5 浴室マットが設置されている箇所については、毎日洗濯を行い、予備品と交換すること。 6 浴室内に長期間放置されている物品(石鹸や歯ブラシ等)がある場合は、官側担当者に連絡し、指示を受けること。

	作業対象箇所	作業内容
個別作業	外来玄関 入口等	<ol style="list-style-type: none"> 1 正面玄関及び各出入口（東西北）の床面を真空掃除機（高性能フィルター付）又は化学モップ等にて清掃すること。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去し、付着物（ガムやヒールマーク等）がある場合は、適した方法にて除去すること。また設置されている靴拭マットについては、真空掃除機にて埃等を除去すること。 2 正面玄関前及び各出入口前（東西北）の床面及び側溝の掃き掃除を行い排水構内のゴミを除去すること。また汚れが酷い箇所については、洗剤等を用いブラシ掛け又はモップ等にて除去すること。 3 正面玄関の風除室天井（内外面とも）の清掃については、月1回以上、クロス等を用いて清掃すること。 4 各入口の扉及びガラスの拭き掃除については、手垢、汚れ、埃等を確実に除去すること。また、ドアノブ、スイッチ類（人の手が多く触れる箇所）の清掃は、消毒剤を含ませたクロスにて拭拭すること。 5 エントランスホール正面のガラス及び2階吹抜け部の強化ガラスの清掃は、拭き掃除を行い汚れや手垢等が残らないように行うこと。なお、エントランスホール正面のガラスは1段目までを毎日拭き掃除すること。 6 エントランスホール内の柱の清掃については、手の届く範囲内で拭き掃除を行い、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去すること。
	エレベーター エスカレーター	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面を真空掃除機（高性能フィルター付）又は化学モップ等にて清掃すること。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去すること。また、付着物（ガムやヒールマーク等）がある場合は、適した方法にて除去すること。 2 手摺、スイッチ類については、手垢や汚れを除去し消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。 3 壁、扉、鏡及び操作パネルについては、手垢や汚れを除去し消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。 4 エスカレーターの手摺部分の清掃については、消毒薬を染み込ませたクロスを用いて拭拭すること。なお、汚れが酷い場合は専用の洗剤を用いて除去すること。
	階段 附室等	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面を真空掃除機（高性能フィルター付）又は化学モップ等にて清掃すること。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去すること。 2 手摺については、手垢や汚れを除去し消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。 3 ノンスリップ及び金属部分については、磨き掃除を行うこと。巾木については拭き掃除を行い、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去すること。 4 照明器具の清掃については、埃等の拭き掃除（ハイダスティング）を行うこと。
	湯沸室	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面を真空掃除機（高性能フィルター付）にて清掃し、化学モップ等にて拭き掃除を行うこと。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去し、乾いたモップにて仕上ること。 2 流し台を洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。なお、茶殻入れ等の屑入れが備え付けられている場合は、その物についても清掃すること。 3 流し台のカウンター天板及び戸棚（内部を含む）の拭き清掃を行い、週1回以上、室内の壁面天井等の除塵を行うこと。

作業箇所	作業内容
個別作業	<p data-bbox="263 891 391 958">トイレ 汚物処理室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 床面を真空掃除機（高性能フィルター付）にて清掃し、化学モップ等にて拭き掃除を行うこと。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去し、乾いたモップにて仕上ること。 2 トイレブース表面の拭き掃除を行うこと。 3 ドアノブ、スイッチ類（人の手が多く触れる箇所）の清掃は、消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。 4 汚物入れの内容物を処理し、容器の洗浄を行うこと。 5 トイレについては、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。 6 流し台（サテライトファーマシー含む）、洗面器、汚物流し等を洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去し、周辺を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。 7 鏡については、拭き掃除を行い手垢、汚れ等が残らないように拭き上げること。 8 水栓類等の金属部分については、磨き清掃すること。 9 トイレトペーパーの補充を行い、予備品は置かないこと。また在庫品の管理は厳重に行うこと。 10 洗浄便座のノズル部分は、毎日、専用洗剤を使用し清掃すること。 11 手洗い石鹼液の残量確認は毎日行い、巡回時に石鹼液が少ない場合は容器を回収し予備容器と交換すること。回収した容器は洗って乾燥させた後に、石鹼液を充填して交換用の予備とする。 <p data-bbox="454 1055 927 1084">石鹼液容器の交換箇所は下記の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B 1 F : 放射線待合室多目的トイレ、R I 検査室男女トイレ、P E T 検査室 P E T 待合室、放射線受付前多目的トイレ、男女トイレ、南側男女トイレ ・ 1 F : 夜間受付前男女トイレ、多目的トイレ、放射線 C T 検査室、M R I 多目的トイレ、操作廊下、中央 E L V 男女トイレ、内視鏡検査室、外来中待合トイレ ・ 2 F : 中央 E L V 男女トイレ、男女トイレ（採尿）、外来中待合トイレ、授乳室 ・ 3 F : 東西男女トイレ、来賓用トイレ ・ 4 F : 多目的トイレ（リハ P T 室）、共用男女トイレ ・ 5 F : 東西男女トイレ及び多目的トイレ、食堂デイルーム ・ 6 F : 東西男女トイレ及び多目的トイレ、観察室 2 隣トイレ、食堂デイルーム ・ 7 F : 東西男女トイレ及び多目的トイレ、食堂デイルーム ・ 8 F : 西側多目的トイレ、東側男女トイレ及び多目的トイレ、食堂デイルーム ・ 9 F : 西側多目的トイレ、東側男女トイレ及び多目的トイレ、食堂デイルーム

	屋上庭園 非常階段	<p>1 植栽部分に雑草等が伸びてきた場合は、速やかに除去作業を行うこと。特に春先から夏に掛けてはこまめに行うこと。また、5階特別病室前の庭園については、通年2週間に一度、作業を行うこと。なお、作業実施の際は、該当する病棟の師長又は主任等に許可を得た後に行うこと。</p> <p>2 月1回以上、ルーフドレン周囲の枯葉や泥等の除去を行うこと。</p> <p>3 樹木の転倒、枯死又は損傷箇所がある場合は速やかに官側担当者に連絡し、指示を受けるものとする。 → 次ページへ続く</p>
	作業箇所	作業内容
個別作業	屋上庭園 非常階段 (続き)	4 非常階段の床面等清掃は、埃が過度に飛散しない方法で掃き掃除すること。また、鳥の糞及び汚れが酷い箇所についてはブラシ等にて洗い流し、壁面及び建具表面についても同様の処置とする。なお、非常階段の清掃頻度は週2回以上とし、官側担当者から指示された場合は、その都度速やかに作業を行うこと。
	無菌室等	<p>1 高所部分の埃取り カーテンレール上部、棧、ドア上部等の全般を毎日清掃作業時に作業の一環として消毒剤を含む溶液（以下『溶液』とする）に浸したクロスにて埃の除去と消毒を行うこと。</p> <p>2 床の埃取り、清拭 室内の床面のゴミや埃取りが完全に行われ、且つ空中に舞い上がらないように、化学モップを使用し清拭すること。清掃後、消毒剤を染み込ませたモップにて拭き残しがないように拭き上げ、清拭すること。</p> <p>3 上拭き、消毒 消毒剤を染み込ませたクロスにて病室内の椅子、棧、点滴台等の『衛生⇒不衛生』の流れで拭き取りし、壁面の汚れやシミについても同様に実施すること。清浄度クラス100については、テーブル、ベッド柵、手摺、インターホン、物入れ作業台等に関して上記と同様に清拭すること。また、ドアノブ、スイッチ類等の直接手の触れる箇所については、退室時に実施し、指紋や汗染み等の付着が残らないように注意すること。なお、全ての拭き掃除に関しては『一箇所一方向』へ拭き取りし、クロスの重複使用は禁止する。</p> <p>4 トイレ、浴室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便器の内部（洗浄便座のノズルを含む）をトイレ用洗剤で洗浄し、十分に水洗して洗剤成分が残らないようにすること。 ・ 手洗い器、便器（便座、蓋、洗浄便座のスイッチ類、水洗レバー等）、配管パイプ等を消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。 ・ 窓枠、棧等を消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。 ・ シャワー器具、浴槽等を消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。 ・ 浴室内の壁の汚れや石鹸カス、排水口内のゴミ等を除去し、消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。

定期清掃作業実施要領

床面材質・場所	作業内容
ビニル系シート ビニル系タイル ・病院全館 コルクタイル ・2階プレイルーム ・8階西プレイルーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 机、椅子等の障害となる移動可能な物品（医療機器、重量物除く）を移動すること。その際、医療機器、OA機器等のコンセント脱着は作業場所の職員の指示に従うこと。 2 床面を除塵し、洗剤等をモップ又はフロア清掃機等にて洗浄し、床面の汚れに応じてパッドを交換し、床面に傷をつけないように洗い落とすこと。 3 床面にある点字ブロックの汚れを落とし、ワックス仕上げを行うこと。 4 汚水、ゴミ等を取り除き、モップ等を使用し完全に除去すること。 5 ワックス掛けは、モップに十分ワックスを含ませ、塗り残しの無いように均一に3回塗ること。 6 コルクタイルにシミや汚れが付着していた場合は、専用の洗剤にて除去すること。またコルクタイルに使用するワックスについては、専用ワックス（抗菌仕様）とし、乾燥後に滑りにくい物とする。 7 ワックスの剥離清掃については、年1回実施し、時期等については官側担当者と調整の上、実施すること。 8 使用するワックスは、病院専用樹脂ワックス（抗菌、対アルコール）を使用すること。
タイルカーペット 1階 ・医事課控室 ・健康相談室 ・中待合、外待合 2階 ・健康管理センター ・中待合、外待合 3階 ・廊下、院長室等 4階 ・職業リハ室 ・メンタルリハ室 ・自律訓練リハ室 手術室 ・男女更衣室	<ol style="list-style-type: none"> 1 机、椅子等の障害となる移動可能な物品（医療機器、重量物除く）を移動すること。その際、医療機器、OA機器等のコンセント脱着は作業場所の職員の指示に従うこと。 2 パイルブラシを使用し、カーペットの毛を起毛させながら内部の埃や砂、毛髪等を除去すること。 3 バルチャーでカーペット用洗剤を散布しながら丁寧に洗浄すること。 4 洗浄後、浮かした汚れをスチームクリーナーでリンスしながら丁寧にバキュームクリーナーで吸い取ること。 5 シミ等がある場合は、シミ抜き剤を使用し除去すること。また、各種シミ及び汚れに応じた除去方法を探ること。 6 タイルカーペットの廻りはビニルシートになっているので、当該部分は床シートと同様の清掃方法を探ること 7 タイルカーペットの種類により毛足の長さが異なる為、それぞれに応じたブラシを使用すること。
木質系（フローリング） 4階 ・理学療法室（PT） ・作業療法室（OT） 職業能力開発センター ・運動療法室	<ol style="list-style-type: none"> 1 運動器具等の障害となる移動可能な物品（重量物除く）を移動すること。その際、医療機器、OA機器等のコンセント脱着は作業場所の職員の指示に従うこと。 2 床面を除塵し、モップにて水拭きし、乾いたモップにて水分を取り除くこと。 3 ワックス掛けは、モップに十分ワックスを含ませ、塗り残しの無いように均一に3回塗ること。 4 使用するワックスについては、木質系専用のワックス（抗菌仕様）とし、乾燥後に滑りにくい物とする。 5 ワックスの剥離清掃については、年1回実施し、時期等については官側担当者と調整の上、実施すること。

床面積・場所	作業内容
磁器質タイル 4階 ・水治療室 5～9階病棟 ・介助浴室 ・特殊浴室 ベランダ、屋上庭園 ・3～6階	1 床面及び壁面を洗剤を用いて、ブラシ又はスポンジたわし等で汚れを洗い落とすこと。 2 汚れの酷い箇所については、ポリッシャー等の機材を使用し洗浄すること。なお、その際に床面に傷が付かないように注意して行うこと。 3 カビ、コケ等が発生している箇所については、専用の洗剤等を用いて除去すること。なお、その際に使用する洗剤については、素材を傷めない物を使用し、屋内の使用にあつては換気を十分に行いながら実施すること。 4 ベランダ、屋上庭園の床面清掃は、箒にて掃き掃除を行うこと。特に鳥の糞等の酷い汚れがある場合は、ブラシ等にて水洗いすること。また、排水口及びブルードレン内のゴミや泥等の除去も併せて行うこと。
畳 4階 ・作業療法室 (OT) ・9階東病棟 ^{テイルム}	1 畳表面を真空掃除機を使用し、埃を吸い取ること。 2 畳全面を固く絞った雑巾等にて水拭きし、汚れが目立つ箇所については専用の洗剤を使用し取り除くこと。また畳周辺の板の間等については、木質系の床と同様の掃除方法にて行うこと。 3 畳本体については、年2回日干しを行うこと。日干しの場所については屋上にて実施し、その際に埃等の叩き落しを行うこと。なお実施時期については官側担当者 ^と 調整の上、行うこと。
窓ガラス等清掃 ・病院 ・職業能力開発センター ・教育棟 ・食厨教場 ・第6隊舎	1 ガラス面の清掃については、内外面及びサッシ周り、溝部分の清掃及び網戸が取り付けられている箇所については、網戸の清掃も行うこと。窓ガラス内側の清掃を行う際は、事前に清掃実施場所の関係職員と調整の上、行うこと。なお、地下1階、1階 (薬剤・放射線)、2階 (検査部門)、3階事務室系統に関しては外部のみの清掃とする。但し院長室等指定された部屋については、内部も実施すること。 2 無菌ユニット等が設置されている病室の2重サッシ内側についても清掃を行うこと。設置箇所については下記の通り。 4階ICU 無菌室×1部屋、7階西病棟無菌室×2室、8階西病棟感染症1類室×2室 ※出入場については、管理する部署の看護師の指示に従うこと。 3 トップライト (正面玄関、救急外来裏側) の清掃については、内外面及びトラス構造物等の清掃を実施すること。ガラス面については、水垢及び埃等の除去した後、水洗いを行うこと。トラス構造物等の構造体については、埃等の除去を確実にすること。なお、当該場所は、高所作業に当たる為、作業従事者の安全管理には十分注意して作業すること。 4 外窓清掃の実施でロープを使用した作業を行う場所は、下記の箇所とする。 5～9階南北デイスペース (各4箇所)、東西階段室採光窓 (各階2箇所)、4階渡通路、職業能力開発センター4階運動療法室 (2箇所)、第6隊舎ホール窓 (各階3箇所) 5 職業能力開発センター4階運動療法室内部のガラス清掃については、高所作業リフト等を使用し、ガラス面及び棧部分の埃及び汚れの清掃作業を行うこと。また、職業能力開発センターの窓ガラス清掃は1～4階まで実施し、居室及び事務室については外面のみ実施し、1階入口 (2箇所) のドアについては内外面行うこと。 → 次ページへ続く 6 教育棟、食厨教場の窓清掃については『休日作業』、第6隊舎については『平日作業』とし、実施日については官側担当者 ^と 事前調整の上、決定すること。 7 病院の窓ガラス清掃については、年2回実施行い、教育棟、食厨教場、第6隊舎、職業能力開発センター (3階まで) については、年1回実施すること。

床面材質・場所	作業内容
樹木剪定、庭園管理 1階 ・東西南北植栽 ・救急車車寄せ 3階 ・東西屋上庭園 4階 ・東西南屋上庭園 5階 ・東西北屋上庭園 6階 ・北側屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> 1 樹木の剪定等の実施については、樹木に応じた整枝及び刈り込みの実施を行い、景観を良くし、庭園の除草については、植えられた草木類と雑草との区別を十分に把握し、雑草のみを確実に除草すること。なお、剪定作業は年3回とし、実施時期については、官側担当者と事前調整の上、決定するものとする。また、除草作業については、春先から秋口に掛けて、庭園の状況及び官側担当者からの要請により適時実施すること。 2 刈り込んだ枝等については、請負業者の負担で一般廃棄物として処分し、受入証明及び処理場の許可証の写しを官側担当者に提出すること。また、除草した雑草については、官側指定のゴミ集積所まで搬入し、一般廃棄物の回収時に一緒に積み込むこと。 3 5階特別病室前の庭園の整備作業の実施については、事前に官側担当者又は該当する病棟師長と事前に調整した上で実施すること。 4 作業終了後、周辺の泥や枝葉等の清掃を実施し、業務従事者の靴裏の汚れを落とすこと。 ※必要に応じて水洗いを実施すること。
人造大理石 1, 2階 エントランスホール	<ol style="list-style-type: none"> 1 エントランスホール内の柱（7本）の清掃については、埃や汚れ等の拭き掃除を行うこと。なお範囲については、高所部分及び照明器具を含めた全体を実施し、年2回清掃を行うこと。 2 柱、壁面の清掃については、休日等の人通りの少ない日に実施し、柱周辺の床面及び照明器具等を養生した後に行うこと。 3 当該作業は、高所作業となる為、ローリングタワー等を使用、安全帯を業務従事者に装着させて実施すること。なお機材については請負業者負担とする。 4 清掃作業の実施工程については、1ヶ月前に官側担当者と調整し、決定するものとする。

無 菌 病 室 定 期 清 掃 要 領
作 業 準 備

NO	実施場所	実施面積	準備事項
1			
2			(1) 使用する消毒液
3			①ヒビテングルコネート液(0.5%)
4			②プロノゾール液(0.02%)
5			(2) 使用する器材
6	7階無菌室1	69.23 m ²	①滅菌消毒用噴霧器
7	面会室1	37.99 m ²	②滅菌衣(フード、シューカバー、腕カバー、
8	前室1	28.25 m ²	オーバーオール、防塵メガネ)
9	7階無菌室2	69.23 m ²	③脚立(無菌室専用)
10	面会室2	37.99 m ²	④バケツ(無菌室専用)
11	前室2	28.25 m ²	⑤モップ(無菌済みのもの)
12			⑥雑巾(無菌済みのもの)
			⑦サンダル(無菌済みのもの)
			(3) 作業員の入室前の処置
			①頭髪、爪を清潔にする。
			②露出部の薬浴(ヒビテングルコ
			ネート液、アルコール溶液)
			③衣類の着替え(清潔な作業衣)
			※ 作業衣は、毛羽だたない化繊もの
			で行なう。

無菌病室定期清掃要領

作業実施要領

無菌病室	前室	作業実施要領
滅菌衣に着替える		
養生		コンセント等電源部及び医療用配管部、室内の器材等をヒビテングルコネート液にて清拭し、ビニール等で養生する。
清掃		滅菌消毒用噴霧器は雑巾に消毒液を噴霧するために使用し、消毒液を器材等に直接噴霧してはならない。
プレフィルターの交換及び清掃、消毒		
病室内の器材等をヒビテングルコネート液で清拭	※ ヒビテングルコネート液で清拭	
ヒビテングルコネート液で清拭		
1時間放置		
ヒビテングルコネート液で清拭		
30分間放置		
滅菌水にて清拭	滅菌水にて清拭	①雑巾を往復させないこと ②上下拭きをしないこと ③床上50cmを境とし下部の清拭には格別の注意を払うこと ④拭上げ時は風上(HEPAフィルター)より横に拭くこと ⑤落とした雑巾は絶対拾わないこと ⑥足カバーをぬらさないこと⑦壁面に手をつかないこと
病室内の器材等をプロノゾール液で清拭	※ プロノゾール液で清拭	滅菌消毒用噴霧器は雑巾に消毒液を噴霧するために使用し、消毒液を器材等に直接噴霧してはならない。
プロノゾール液で清拭		
30分間放置		
プロノゾール液で清拭	※プロノゾール液で清拭	
30分間放置		
養生を取りヒビテングルコネート液で清拭		
滅菌水にて清拭	滅菌水にて清拭	①雑巾を往復させないこと ②上下拭きをしないこと ③床上50cmを境とし下部の清拭には格別の注意を払うこと ④拭上げ時は風上(HEPAフィルター)より横に拭くこと ⑤落とした雑巾は絶対拾わないこと ⑥足カバーをぬらさないこと ⑦壁面に手をつかないこと
清掃・消毒完了		

手術室特殊清掃消毒作業業務実施要領

1 目的

本業務は、当病院の手術室等における院内感染防止を目的とし年1回実施する清掃消毒作業の要領について定めるもの。

2 作業従事者の資格

本業務実施に当り、米国疾病管理センター（CDC）ガイドラインやスタンダードプレコーション（標準予防）に精通し、ビルディングブロック（世界特許）及びブラッドボーンパーソゲン・血中病原体（BBP）対策をビデオ等により教育を受けている者、又は、環境殺菌消毒の実績が有り、自社にて検査機能を有していること。

3 使用薬液及び器材等

(1) 使用薬液

薬剤効果と安全性、環境を考慮し、米国環境保護局（EPA）登録洗剤又は、両面界面活性剤、他+消毒エタノール、血液・体液に対しては次亜塩素酸ナトリウム等の消毒用洗浄剤を選定し、使用する。なお、事前に使用する薬液リストを官側担当者に提出し、承認を得ること。また、使用する薬液は請負者負担とする。

※参考薬液

- | | |
|------------|----------------------------|
| ① テゴ-5 1 | ③ 次亜塩素酸ナトリウム |
| ② 消毒用エタノール | ④ EPA 登録洗剤他、化学洗浄剤（各什器・機器類） |

(2) 使用器材

- | | |
|-----------------|--|
| ア クリーンルーム用バキューム | ク マスク |
| イ 電動式洗浄機 | ケ ステンレス製ワゴン |
| ウ スクイージ | コ サンドル |
| エ ステンレスバケツ | サ プラスチックタイプディスポーザブル手袋
(使用前にアルコール消毒すること) |
| オ 手動式散布機 | シ モップ（高度殺菌剤に1時間以上浸透殺菌すること） |
| カ 脚立 | ス 清拭用ウエス |
| キ ラテックスグローブ | |
- (再汚染防止の為、滅菌バックを使用し、オートクレーブにて滅菌した物)

※ ア～コ迄の物については、アルコール消毒後、再汚染防止の為ビニルにて養生し搬入、使用すること。

(3) 菌数測定用品

- | | | | | | |
|------------|--------|----------|------------|--------|---------|
| ア 表面付着一般細菌 | ・・・・・・ | 標準寒天培地 | エ 表面付着緑膿菌 | ・・・・・・ | MAS寒天培地 |
| イ 表面付着真菌 | ・・・・・・ | サブロー寒天培地 | オ 落下菌(暴露法) | ・・・・・・ | SCD寒天培地 |
| ウ 表面付着MRSA | ・・・・・・ | MOS寒天培地 | | | |

(4) ガウンテクニック

クラス100対応無塵衣一式（再汚染防止の為、滅菌処理された物を使用すること）

4 作業要領

(1) 清掃・滅菌処理前の菌採取（測定ポイントは付紙第2のとおり）

- ア 表面付着菌（スタンプ法）・・・・ 標準寒天培地は測定ポイントに圧力50g/cm²5秒の操作で押し付ける。
押し付けたポイントはエタノールで拭き取る。
- イ 落下菌（暴露法）・・・・・・ 寒天平板培地を測定ポイントに置き、静かに蓋を取り30分間暴露した後、培地を下にして蓋をする。

(2) 特殊清掃、清拭滅菌及び滅菌処理工程

- ア レベルI（クラス100～1,000）：OR-6, 7, 前室、ICU無菌病室、7階西無菌室（2床）

(ア) 吸塵作業

高所から低所へ次の手順によりクリーンルーム用バキュームで吸塵する。

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 天井部 | ④ 壁面空調吸気フィルター |
| ② HEPAフィルタープレネット | ⑤ 壁面空調吸気ボックス |
| ③ 壁面 | ⑥ 床面 |

(イ) 清拭滅菌作業

高所～低所へ、室の奥から入口に向かって次の順序にて滅菌材（テゴー5 1+アルコール又はEPA登録洗剤）で清拭する。また、血液・体液が付着している場合は消毒用洗剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて清拭する。

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 天井部 | ⑩ 保温庫・保冷庫 |
| ② HEPAフィルタープレネット | ⑪ 記録台 |
| ③ 照明器具 | ⑫ 情報パネル |
| ④ メディカルスライドハンガー | ⑬ 各種スイッチ類 |
| ⑤ 无影灯（アーム含む） | ⑭ 扉 |
| ⑥ 天井部酸素供給ホース | ⑮ フットスイッチ |
| ⑦ 壁面部 | ⑯ 壁面空調吸気ボックス内外 |
| ⑧ シャウカステン | ⑰ 手術台 |
| ⑨ 器具戸棚 | ⑱ 各什器・機器類 |

(ウ) 洗浄作業

床面の洗浄作業は、次の手順で行う。

- ① 室の奥より入口に向かって殺菌洗浄剤を散布する。
- ② ポリッシャーにて洗浄する。
- ③ スクイージーで汚水を回収する。
- ④ 殺菌水を含ませたモップで2度拭きする。
- ⑤ ワックスを7枚分塗布（硬度の高い抗菌ワックス剤を使用）する。
- ⑥ ワックス乾燥後、ステリハイド（0.5%水溶液）にて室の奥より入口に向かって後ずさりの姿勢で薬液を散布する。

イ レベルⅡ（クラス10,000）：救急手術室、X線撮影室2、無菌製剤室、ICU401号室前室、熱傷浴室、OR-1～6、手術・回復ホール、滅菌器材庫、器材庫1・2、滅菌・組立室、7階西無菌室、8階東分娩室

(ア) 吸塵作業

高所から低所へ次の手順によりクリーンルーム用バキュームで吸塵する。

- | | |
|------------------|------|
| ① 天井部 | ③ 壁面 |
| ② HEPAフィルタープレネット | ④ 床面 |

(イ) 清拭滅菌作業

高所～低所へ、室の奥から入口に向かって次の順序にて滅菌材（テゴー5 1+アルコール又はEPA登録洗剤）で清拭する。また、血液・体液が付着している場合は消毒用洗剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて清拭する。

- | | |
|------------------|-----------|
| ① HEPAフィルタープレネット | ④ 各種スイッチ類 |
| ② 照明器具 | ⑤ 扉 |
| ③ 壁面 | ⑥ フットスイッチ |

(ウ) 洗浄作業

床面の洗浄作業は、次の手順で行う。

- ① 室の奥より入口に向かって殺菌洗浄剤を散布する。
- ② ポリッシャーにて洗浄する。
- ③ スクイージーで汚水を回収する。

- ④ 殺菌水を含ませたモップで2度拭きする。
- ⑤ ワックスを3枚分塗布（硬度の高い抗菌ワックス剤を使用）する。
- ⑥ ワックス乾燥後、ステリハイド（0.5%水溶液）にて室の奥より入口に向かって後ずさりの姿勢で薬液を散布する。

ウ レベルⅢ（クラス100,000）：救急総合診療処置室、手術室前室、ICU（病室・ホール・廊下）
心カテ・IVR-CT検査室、人工透析室、隔離室、CAPD、
5階東501号室、7階西無菌室前室、8階東（新生児室・未熟児室・
831号室・832号室）

(ア) 吸塵作業

高所から低所へ次の手順によりクリーンルーム用バキュームで吸塵する。

- ① 天井部
- ② 床面

(イ) 清拭滅菌作業

高所～低所へ、室の奥から入口に向かって次の順序にて滅菌材（テゴー51+アルコール又はEPA登録洗剤）で清拭する。また、血液・体液が付着している場合は消毒用洗剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて清拭する。

- ① 照明器具
- ② 壁面
- ③ 各種スイッチ類
- ④ 扉
- ⑤ フットスイッチ

(ウ) 洗浄作業

床面の洗浄作業は、次の手順で行う。

- ① 室の奥より入口に向かって殺菌洗浄剤を散布する。
- ② ポリッシャーにて洗浄する。
- ③ スクイージーで汚水を回収する。
- ④ 殺菌水を含ませたモップで2度拭きする。
- ⑤ ワックスを2枚分塗布（硬度の高い抗菌ワックス剤を使用）する。
- ⑥ ワックス乾燥後、ステリハイド（0.5%水溶液）にて室の奥より入口に向かって後ずさりの姿勢で薬液を散布する。

(3) 清掃・殺菌処理後の菌採取

ア 表面付着菌（スタンプ法）

ウ 培養及び計測

イ 落下菌（暴露法）

(4) 培養及び計測

ア 表面付着一般細菌 35°

エ 表面付着緑膿菌 37°

イ 表面付着真菌 23°

オ 落下菌（一般細菌） 35°

ウ 表面付着MRSA 35°

恒温器にて培養し、寒天培地上に形成されたコロニー数（cfu）を測定して清浄度を判定する。

(5) 清潔管理（全体清拭消毒）

ア 院内清浄度区分

① 清浄度区分

清浄度レベル分類	清潔区域分類	NASA規格	清浄度レベル
レベルⅠ	超清潔区域	クラス 100・1,000	細菌、真菌を完全にゼロにする
レベルⅡ	清潔区域分類	クラス 10,000	〃 をほぼ完全にゼロにする
レベルⅢ	準清潔及び管理区域	クラス 100,000	〃 を減少させる

イ 培養した微生物写真及びコロニー数集計票を添付した報告書を2部提出すること。

※ 作業日程及び詳細は事前に官側担当者と調整すること。

4 その他

- (1) 対象面積表は、付紙第1『環境殺菌消毒対象面積表』による。
- (2) 殺菌測定ポイント数は、付紙第2『殺菌消毒管理対象ポイント表』による。
- (3) 各室天井取付器具リストは、付紙第3『各室天井取付機器リスト表』による。

日常・定期清掃作業基準表

(1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他	日常清掃	定期清掃
西階段・西附室	B2F	34.32							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	32.08							〃	〃
東階段・東附室	〃	34.39							〃	〃
歩道部・ELVホール1・2	〃	99.12							〃	〃
B2F 小計		199.91	-	-	-	-	-	-	199.91	199.91
西階段・西附室	B1F	43.79							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	41.35							〃	〃
東階段・東附室	〃	44.77							〃	〃
廊下・ELVホール1・2	〃	604.19							〃	〃
前室・搬出廊下	〃	52.76							〃	〃
前室5・6WC・湯沸し	〃	32.00							〃	〃
霊安室1・2	〃			74.18					週2回	年2回
解剖更衣室(男・女)	〃	20.32							週2回	年4回
放射線治療・RI検査室	〃	251.58							1日2回以上	〃
多目的トイレ・職員用トイレ	〃	7.10							〃	〃
職員用シャワー室(男・女)	〃	23.50							〃	〃
共用トイレ(男・女)	〃	30.42							〃	〃
B1F 小計		1,151.78	-	74.18	-	-	-	-	1,225.96	1,225.96
西階段・西附室	1F	41.23							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	31.07							〃	〃
東階段・東附室	〃	42.44							〃	〃
ELV1～8・10	〃	35.10							〃	〃
待合1・2・3、廊下1・2	〃	744.94	554.92	347.29					〃	〃
放射線検査(画像診断)	〃	406.22	201.50	11.10					〃	〃
内視鏡検査室	〃	369.06							〃	〃
泌尿器科・整形外科・リハビリ科	〃	212.20		62.65					〃	〃
耳鼻咽喉科・放射線・泌尿器科	〃	162.30		60.97					〃	〃
外科・心臓血管外科・麻酔科	〃	328.20		58.04					〃	〃
救急外来	〃	395.55							〃	〃
共用トイレ1(男女)・多目的トイレ	〃	23.72							〃	〃
時間外入口・風除室	〃				43.02			33.84	〃	年2回
医事課控室1・2・相談室1・2	〃			42.19					〃	〃
中央共用・多目的トイレ2(男女)	〃	37.28							〃	〃
配膳ELVホール	〃	14.55							〃	〃
正面玄関・風除	〃				760.92				〃	年2回
屋外非常階段(南北)	〃							57.68	週2回	
正面玄関・救急車・屋外道路	〃							848.10	1日2回以上	
1F 小計		2,843.86	756.42	582.24	803.94	-	-	939.62	5,926.08	5,020.30
西階段・西附室	2F	43.83							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	32.11							〃	〃
東階段・東附室	〃	44.02							〃	〃
歯科外来	〃		285.33						〃	〃
産婦人科・中・外待合・7番受付	〃	170.75		84.66					〃	〃
内科・眼科外来	〃	411.30		122.93					〃	〃
皮膚科・形成外科・小児科	〃	338.61		97.70			9.08		〃	〃
プレイコナー・授乳室	〃	11.29					9.29		〃	〃
臨床検査受付・採血・中待合	〃	63.23							〃	〃
生理検査室・中待合	〃	167.24		78.14					〃	〃
精神神経科	〃	188.46							〃	〃
廊下・待合	〃	427.51	478.37	124.26					〃	〃
採尿トイレ(男女)	〃	56.97							〃	〃
中央共用・多目的トイレ(男女)	〃	29.75							〃	〃
健康管理センター	〃	60.11		205.62					〃	〃
西側共用トイレ	〃	19.29							〃	〃
エスカレーター	〃							27.92	〃	〃
屋外非常階段(南北)	〃							51.93	週2回	
2F 小計		2,064.47	763.70	713.31	-	-	18.37	79.85	3,639.70	3,559.85
西階段・西附室	3F	42.71							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	32.06							〃	〃
東階段・東附室	〃	43.68							〃	〃
西共用トイレWC(男女)・多目的・湯沸室	〃	43.81							〃	〃
東共用トイレWC(男女)・多目的・湯沸室	〃	44.87							〃	〃
来賓用トイレ	〃	22.23							〃	〃
院長・副院長・応接室・秘書・湯沸室	〃			173.74					〃	〃
配膳ELVホール	〃	13.64							1日2回以上	〃
廊下・ELV1・2ホール	〃	38.49		1,063.58					〃	〃
屋外非常階段(南北)	〃							34.20	週2回	
3F 小計		281.49	-	1,237.32	-	-	-	34.20	1,379.27	1,518.81

日常・定期清掃作業基準表

(1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他	日常清掃	定期清掃
西階段・西附室	4F	40.05							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	33.59							〃	〃
東階段・東附室	〃	43.68							〃	〃
理学療法室(PT)	〃					239.55			1日1回以上	年1回
水治療室等	〃				94.77				〃	年4回
作業療法室(OT)	〃					158.51		11.16	〃	年1回
トイレトレーニング室	〃	3.74							〃	年4回
入浴トレーニング室	〃	9.84							〃	〃
メンタルリハ	〃	78.30		41.36					〃	〃
集中治療室(ICU)部門	〃	448.73	95.96	16.41					1日2回以上	〃
手術室部門	〃	903.03	63.96	44.10					〃	〃
回収廊下	〃	113.21							〃	〃
中央材料室(滅菌・組立室)	〃	124.07						65.36	1日1回以上	〃
ME器材庫	〃							75.09		〃
人工透析室部門	〃	180.78							1日2回以上	〃
家族控室	〃			52.67				1.00	〃	〃
共用トイレ(男女)	〃	25.61							〃	〃
多目的トイレ	〃	7.27							〃	〃
TELコーナー	〃	6.47							〃	〃
配膳ELVホール	〃	12.72							〃	〃
廊下・ELV1・2ホール	〃	700.63							〃	〃
職能開センター4階トイレ	〃	8.49							〃	〃
職能開センター運動療法室	〃					240.77			1日1回以上	年1回
屋外非常階段(南北)	〃							62.10	週2回	
4F 小計		2,740.21	159.92	154.54	94.77	638.83	-	152.61	3,865.79	3,803.69
西階段・西附室	5F	33.47							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	31.99							〃	〃
東階段・東附室	〃	33.58							〃	〃
5階西側(北)病棟等	〃	219.58							〃	〃
5階西側(西)病棟等	〃	267.48							〃	〃
5階西側(南)病棟等	〃	201.18							〃	〃
5階西側共用トイレ汚物処理室	〃	33.30							〃	〃
5階西側職員・多目的トイレ	〃	26.84							〃	〃
5階西側介助浴室	〃	4.13			7.01				〃	〃
西側シャワー室1・2	〃	7.19							〃	〃
西側洗濯・乾燥室	〃	8.54							〃	〃
5階西スタッフステーション	〃		82.30						〃	〃
処置室	〃	19.53							〃	〃
5階東側(北)病棟等	〃	211.57							〃	〃
5階東側(東)病棟等	〃	266.91							〃	〃
5階東側(南)病棟等	〃	201.67							〃	〃
特別室	〃	16.32		120.69				6.55	〃	〃
5階東側共用トイレ汚物処理室	〃	33.22							〃	〃
5階東側職員トイレ	〃	25.22							〃	〃
5階東側介助浴室	〃	4.19			6.95				〃	〃
5階東側観察室2・3	〃	38.10							〃	〃
5階東スタッフステーション	〃		85.94						〃	〃
総合指導室	〃	21.46							〃	〃
東側シャワー室3・4	〃	3.39							〃	〃
東側洗濯・乾燥室	〃	8.55							〃	〃
廊下・ディスプレイ1～6・配膳ホール	〃	845.51							〃	〃
食堂・デイルーム	〃	86.65							〃	〃
TEL・面会室	〃	9.68							〃	〃
仮眠室	〃	9.22							1日1回以上	〃
屋外非常階段(南北)	〃							91.41	週2回	
5F 小計		2,668.47	168.24	120.69	13.96	-	-	97.96	3,069.32	2,977.91
西階段・西附室	6F	33.27							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	31.99							〃	〃
東階段・東附室	〃	33.57							〃	〃
6階西側(北)病棟等	〃	199.38							〃	〃
6階西側(西)病棟等	〃	236.47							〃	〃
6階西側(南)病棟等	〃	198.92							〃	〃
6階西側共用トイレ汚物処理室	〃	32.25							〃	〃
6階西側介助浴室	〃	4.13			7.01				〃	〃
西側シャワー室1・2	〃	7.20							〃	〃
西側洗濯・乾燥室	〃	8.48							〃	〃
東・西側カンファレンス・面談室	〃	36.50							〃	〃
観察室1	〃	41.69							〃	〃

日常・定期清掃作業基準表

(1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他	日常清掃	定期清掃
6階西スタッフステーション	6F		82.68						1日2回以上	年4回
職員用トイレ(男女)	〃	15.32							〃	〃
処置室・観察室2・トイレ	〃	40.92							〃	〃
6階東側(北)病棟等	〃	198.84							〃	〃
6階東側(東)病棟等	〃	236.44							〃	〃
6階東側(南)病棟等	〃	199.25							〃	〃
6階西側供用トイレ汚物処理室	〃	33.22							〃	〃
6階東側介助浴室	〃	4.15			7.01				〃	〃
6階東側特殊浴場	〃		85.78		19.51				〃	〃
西側シャワー室1・2	〃	6.89							〃	〃
西側洗濯・乾燥室	〃	8.54							〃	〃
TEL・面会室	〃	9.25							〃	〃
6階東スタッフステーション	〃								〃	〃
食堂・デイルーム	〃	87.69							〃	〃
廊下・ディスプレイ1～6・配膳ホール	〃	866.56							〃	〃
東器材収納庫1	〃	19.85							〃	〃
西器材収納庫2	〃	20.69							〃	〃
東リネン庫1	〃	8.06							〃	〃
西リネン庫2	〃	7.88							〃	〃
仮眠室	〃	12.01							1日1回以上	〃
屋外非常階段(南北)	〃							77.30	週2回	〃
6F 小計		2,639.41	168.46	-	33.53	-	-	77.30	2,918.70	2,841.40
西階段・西附室	7F	33.45							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	31.99							〃	〃
東階段・東附室	〃	33.75							〃	〃
7階西側(北)病棟等	〃	137.84							〃	〃
プレイルーム	〃						13.57		〃	〃
処置室	〃	18.82							〃	〃
無菌病室	〃	62.65							〃	〃
7階西側(西)病棟等	〃	236.53							〃	〃
7階西側(南)病棟等	〃	200.86							〃	〃
7階西側供用トイレ汚物処理室	〃	37.79							〃	〃
7階西側介助浴室	〃	4.13			7.01				〃	〃
西リネン庫1	〃	10.29							〃	〃
西器材収納庫1	〃	20.69							〃	〃
西側シャワー室1・2	〃	7.19							〃	〃
西側洗濯・乾燥室	〃	8.45							〃	〃
7階西側供用トイレ汚物処理室	〃	33.18							〃	〃
処置室・観察室1・トイレ	〃	40.96							〃	〃
7階西スタッフステーション	〃		81.71						〃	〃
東・西側カンファレンス・面談室	〃	36.50							〃	〃
職員用トイレ(男女)	〃	15.32							〃	〃
7階東側(北)病棟等	〃	198.43							〃	〃
7階東側(東)病棟等	〃	236.38							〃	〃
7階東側(南)病棟等	〃	322.68							〃	〃
7階西側供用トイレ汚物処理室	〃	34.20							〃	〃
7階東側介助浴室	〃	4.15			7.02				〃	〃
7階東側特殊浴場	〃				19.39				〃	〃
東側シャワー室3・4	〃	7.19							〃	〃
東側洗濯・乾燥室	〃	8.54							〃	〃
処置室・観察室2・トイレ	〃	39.75							〃	〃
東リネン庫2	〃	10.29							〃	〃
東器材収納庫2	〃	19.85							〃	〃
7階東スタッフステーション	〃		86.10						〃	〃
廊下・ディスプレイ1～6・配膳ホール	〃	850.09							〃	〃
食堂・デイルーム	〃	88.70							〃	〃
面会室	〃	7.58							〃	〃
TEL・車椅子対応TEL	〃	4.65							〃	〃
仮眠室	〃	12.01							1日1回以上	〃
屋外非常階段(南北)	〃							74.10	週2回	〃
7F 小計		2,814.88	167.81	-	33.42	-	13.57	74.10	3,103.78	3,029.68
西階段・西附室	8F	33.23							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	30.25							〃	〃
東階段・東附室	〃	32.63							〃	〃
8階西側(北)病棟	〃	183.41							〃	〃
リネン庫1	〃	6.39							〃	〃
プレイルーム	〃	13.60							〃	〃
処置室	〃	18.82							〃	〃

日常・定期清掃作業基準表

(1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他	日常清掃	定期清掃
浴室(幼児)・浴室1	8F	8.57							1日2回以上	年4回
サブスタッフステーション	〃		81.38						〃	〃
職員トイレ・更衣室等	〃	15.69							〃	〃
器材庫(感染症病棟)	〃	4.70							〃	〃
8西汚物処理室	〃	5.22							〃	〃
8階西側(西)病棟	〃	189.54							〃	〃
8階西側(南)病棟	〃	196.73							〃	〃
8西汚物処理室1	〃	10.28							〃	〃
多目的トイレ	〃	3.49							〃	〃
洗濯乾燥室	〃	7.41							〃	〃
浴室2	〃	4.91							〃	〃
病室(2床)850号室	〃	20.31							〃	〃
8西スタッフステーション	〃		81.97						〃	〃
仮眠室	〃	12.01							1日1回以上	〃
職員用トイレ(男女)	〃	11.05							1日2回以上	〃
東・西側カンファレンス・面談室	〃	36.53							〃	〃
病室(2床)835号室	〃	24.54							〃	〃
TEL(車椅子)	〃	3.03							〃	〃
食堂・デイルーム	〃	88.46							〃	〃
内科処置室	〃	18.61							〃	〃
洗濯乾燥・浴室3	〃	10.18			5.76				〃	〃
8階東側供用トイレ汚物処理室	〃	32.04							〃	〃
分娩室	〃	39.40							〃	〃
LDR1・2、洗浄室	〃	80.24							〃	〃
シャワー室1	〃	1.65							〃	〃
分娩室前トイレ	〃	3.54							〃	〃
授乳室・沐浴室1	〃	26.99							〃	〃
新生児・未熟児室・前室3	〃	70.30							〃	〃
処置内診室	〃	15.68							〃	〃
沐浴室2	〃	7.34							〃	〃
シャワー室2	〃	5.20							〃	〃
器材収納室	〃				18.59				〃	〃
8階東側(東)病棟等	〃	241.01							〃	〃
8階東側(南)病棟等	〃	196.64							〃	〃
8東スタッフステーション	〃		85.69						〃	〃
リネン庫3	〃	3.37							〃	〃
廊下・ディスプレイ1～6・配膳ホール	〃	818.90							〃	〃
屋外非常階段(南北)	〃							74.40	週2回	
8F 小計		2,531.89	249.04	-	24.35	-	-	74.40	2,879.68	2,805.28
西階段・西附室	9F	33.31							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	30.58							〃	〃
東階段・東附室	〃	36.73							〃	〃
9階西側(北)病棟	〃	180.60							〃	〃
リネン庫1・器材庫1	〃	15.81							〃	〃
処置室	〃	9.47							〃	〃
仮眠室	〃	9.40							1日1回以上	〃
8階西側(西)病棟	〃	176.42							1日2回以上	〃
陰圧処置室	〃	13.16							〃	〃
西汚物処理室2	〃	9.77							〃	〃
収納1	〃	6.54							〃	〃
多目的トイレ	〃	3.59							〃	〃
TELコーナー	〃	1.15							〃	〃
更衣室・トイレ	〃	7.84							〃	〃
サブスタッフステーション	〃		22.52						〃	〃
浴室1	〃	4.27			6.88				〃	〃
9西デイルーム1	〃	41.82							〃	〃
9階西側(南)病棟	〃	174.80							〃	〃
9西汚物処理室	〃	7.08							〃	〃
TELコーナー(車椅子)	〃	2.82							〃	〃
多目的トイレ	〃	3.63							〃	〃
9西洗濯・乾燥室	〃	6.88							〃	〃
浴室2	〃	2.66							〃	〃
9西スタッフステーション	〃		66.70						〃	〃
病室(1床室)950号室	〃	16.23							〃	〃
職員用トイレ(男女)	〃	9.94							〃	〃
東・西側カンファレンス・面談室	〃	36.23							〃	〃
北側トイレ(廊下93)	〃	5.46							〃	〃
食堂・デイルーム	〃	47.93							〃	〃

日常・定期清掃作業基準表

(1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他	日常清掃	定期清掃
面会室1	9F	7.55							1日2回以上	年4回
器材庫2	"	13.46							"	"
病室(910・911号室)	"	39.27							"	"
私物庫	"	13.43							1日1回以上	"
9階東供用トイレ・汚物処理室	"	36.85							1日2回以上	"
9階東側(北)病棟	"	145.09							"	"
リラクゼーションルーム	"	5.15							"	"
介助シャワー室	"	3.09							"	"
観察・治療室	"	26.91							"	"
面会室2	"	10.80							"	"
シャワー室2・浴室4・5	"	16.87							"	"
9東(北)トイレ	"	4.60							"	"
9階東側(東)病棟	"	186.33							"	"
ディルーム2	"	57.17						20.90	"	"
リネン庫2・3	"	9.09							"	"
9東洗濯・乾燥室	"	10.10							"	"
浴室3	"	7.53			8.42				"	"
9階東側(南)病棟	"	164.31							"	"
9東スタッフステーション	"		89.07						"	"
廊下・ディスプレイスペース1~6・配膳ホール	"	933.89							"	"
屋外非常階段(南北)	"							74.51	週2回	
9F 小計		2,585.61	178.29	-	15.30	-	-	95.41	2,874.61	2,800.10
西階段・西附室	10F	37.28							1日1回以上	年2回
中央階段・中央附室	"	29.26							"	"
東階段・東附室	"	37.25							"	"
廊下・ELV1、2ホール	"	139.84							"	"
10F 小計		243.63	-	-	-	-	-	-	243.63	243.63
西階段	PHF	13.52							1日1回以上	年1回
東階段	"	13.52							"	"
		27.04	-	-	-	-	-	-	27.04	27.04
メインエントランス柱・壁	1F							267.19		年2回
エントランスホール柱・壁	"							154.61		"
風除室 天井	"							25.31	月1回以上	"
風除室	"							62.83	1日2回以上	"
エントランスホール柱・壁	2F							87.35	1日1回以上	"
1F 小計		-	-	-	-	-	-	597.29	175.49	509.94
合計		22,792.65	2,611.88	2,808.10	924.50	638.83	31.94	2,188.54	31,497.26	30,498.32

(2)窓ガラス・網戸清掃作業基準表

日常・定期清掃作業基準表

実施場所	階	窓ガラス		網戸			日常清掃	定期清掃
		日常清掃	定期清掃	定期清掃	枚数	備考		
病院本館	地下1階	-	94.16	26.12	20.00		日1回以上	年2回
	1階	68.33	1,544.48	70.77	43.00			
	2階	91.54	1,025.38	57.22	42.00			
	3階	11.95	699.39	180.28	66.00			
	4階	73.43	673.51	93.30	66.00			
	5階	100.93	948.58	126.48	80.00			
	6階	81.32	976.02	135.24	89.00			
	7階	99.51	976.02	135.24	86.00			
	8階	139.42	898.65	122.43	78.00			
	9階	114.70	1,050.17	126.65	80.00			
	10階	-	41.40	-	-			
PH階	-	24.00	-	-				
小計		781.13	8,951.76	1,073.73	650.00			
職業能力開発センター	1階	-	31.98	-	-			年1回
	2階	-	95.11	29.95	20.00			
	3階	-	98.37	32.05	20.00			
	4階	-	535.10	-	-			
小計		-	760.56	62.00	40.00			
第六隊舎		-	413.26					年1回
食厨教場		-	132.88					"
教育棟		-	90.83					"
小計		-	636.97					
合計		781.13	10,349.29	1,135.73	690.00			

(3)屋外部分

日常・定期清掃作業基準表

実施場所 (病院本館)	階	床 材 質 面 積				定期 清掃	植 裁 剪 定 等	定期清掃
		磁器質 床タイル	塗り床	コンクリ ート打ち	木床			
北・東側外部通路	1階	565.22	-	-	-	年3回	29.92	年3回
南側外部通路		28.83	-	-	-		97.89	
西側外部通路		64.47	-	-	-		234.85	
小計		658.52	-	-	-		362.66	
北側外部通路	2階	-	117.34	-	-	年2回	-	年3回
東側外部通路		-	103.53	-	-		-	
西側外部通路		-	103.22	-	-		-	
小計		-	324.09	-	-		-	
北側外部通路	3階	-	109.92	-	-	年2回	-	年3回
東側・屋上外部通路		132.29	192.28	-	-		163.43	
西側・屋上外部通路		132.33	192.16	-	-		163.30	
小計		264.62	494.36	-	-		326.73	
北側外部通路	4階	86.99	-	-	59.75	年2回	-	年3回
東側・屋上外部通路		-	-	81.14	-		39.17	
南側外部通路		-	46.16	-	68.80		-	
西側・屋上外部通路		-	266.99	-	6.46		135.76	
小計		86.99	313.15	81.14	75.26		174.93	
北側・屋上外部通路	5階	83.46	-	214.83	59.75	年2回	420.46	年3回
東側外部通路		-	61.85	-	-		355.13	
南側外部通路		-	98.66	-	-		-	
西側外部通路		-	61.85	-	-		166.57	
小計		83.46	222.36	214.83	59.75		521.70	
北側・屋上外部通路	6階	-	134.08	-	-	年2回	86.25	年3回
東側外部通路		-	138.50	-	-		-	
南側外部通路		-	99.11	-	-		-	
西側外部通路		-	138.64	-	-		-	
小計		-	510.33	-	-		86.25	
北側外部通路	7階	-	122.08	-	-	年2回	-	年3回
東側外部通路		-	140.43	-	-		-	
南側外部通路		-	99.81	-	-		-	
西側外部通路		-	140.43	-	-		-	
小計		-	502.75	-	-		-	
北側外部通路	8階	-	121.96	-	-	年2回	-	年3回
東側外部通路		-	139.28	-	-		-	
南側外部通路		-	98.59	-	-		-	
西側外部通路		-	140.54	-	-		-	
小計		-	500.37	-	-		-	
北側外部通路	9階	-	121.53	-	-	年2回	-	年3回
東側外部通路		-	129.76	-	-		-	
南側外部通路		-	98.56	-	-		-	
西側外部通路		-	139.70	-	-		-	
小計		-	489.55	-	-		-	
合計		923.14	3,356.96	295.97	135.01		1,472.27	

実施場所 (職能開発能力センター)	階	床 材 質 面 積			定期 清掃	植 裁 剪 定 等	定期清掃
		磁器質床タイル	コンクリ ート打ち	塗り床			
北側外部通路	2階	-	104.16	-	年2回	134.72	年3回
東側外部通路		-	-	22.09		-	
南側外部通路		-	-	63.53		-	
小計		-	104.16	85.62		134.72	
北側外部通路	3階	-	-	-	年2回	-	年3回
東側外部通路		-	149.00	-		-	
南側外部通路		-	-	-		-	
小計		-	149.00	-		-	
北側外部通路	4階	-	-	-	年2回	-	年3回
東側外部通路		-	417.13	19.87		70.89	
南側外部通路		-	-	-		97.50	
小計		-	417.13	19.87		168.39	
合計		-	670.29	105.49		303.11	

日常・定期清掃作業床材質等総括表

材質	ビニル床シート									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	270.67	44,430.56	20.32	-	小計	27.04	487.26	-	88,942.40	
合計	44,721.55				合計	89,456.70				
材質	ビニル床タイル									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	-	5,225.76	-	-	小計	-	-	-	10,357.44	
合計	5,225.76				合計	10,357.44				
材質	タイルカーペット									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	41.36	5,533.48	148.36	-	小計	-	148.36	-	11,232.40	
合計	5,723.20				合計	11,380.76				
材質	磁器質タイル									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	122.69	1,821.08	-	-	小計	-	3,795.06	-	861.32	
合計	1,943.77				合計	4,656.38				
材質	コルクタイル									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	-	63.88	-	-	小計	-	-	-	127.76	
合計	63.88				合計	127.76				
材質	フローリング(木床)									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	638.83	-	-	-	小計	638.83	-	-	-	
合計	638.83				合計	638.83				
材質	塗床									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	65.36	-	-	-	小計	-	6,924.90	-	561.80	
合計	65.36				合計	7,486.70				
材質	その他の床材質									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	76.52	1,876.62	1,046.24	-	小計	-	929.64	-	83.60	
合計	2,999.38				合計	1,013.24				
材質	大理石(柱・壁)									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	87.35	125.66	-	-	小計	-	969.26	-	-	
合計	213.01				合計	969.26				
材質	窓ガラス・網戸清掃									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	-	-	-	-	小計	924.42	11,005.56	-	-	
合計	-				合計	11,929.98				
材質	植栽剪定									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	-	-	-	-	小計	-	-	5,326.14	-	
合計	-				合計	5,326.14				

ビニル床シート									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	399.82	-	-		-	-	-	799.64	
B1F	2,262.92	-	20.32		-	-	-	4,607.12	
1F	5,687.72	-	-		-	-	-	11,375.44	
2F	4,128.94	-	-		-	-	-	8,257.88	
3F	558.28	-	-		-	-	-	1,116.56	
4F	5,048.52	-	-		-	-	-	10,097.04	
5F	5,318.50	-	-		-	-	-	10,637.00	
6F	5,254.80	-	-		-	-	-	10,509.60	
7F	5,605.74	-	-		-	-	-	11,211.48	
8F	5,039.76	-	-		-	-	-	10,079.52	
9F	5,125.56	-	-		-	-	-	10,251.12	
10F	-	243.63	-		-	487.26	-	-	
PHF	-	27.04	-		27.04	-	-	-	
合計	44,430.56	270.67	20.32		27.04	487.26	-	88,942.40	

ビニル床タイル									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	1,512.84	-	-		-	-	-	3,025.68	
2F	1,527.40	-	-		-	-	-	3,054.80	
3F	-	-	-		-	-	-	-	
4F	319.84	-	-		-	-	-	639.68	
5F	336.48	-	-		-	-	-	672.96	
6F	336.92	-	-		-	-	-	673.84	
7F	337.62	-	-		-	-	-	671.24	
8F	498.08	-	-		-	-	-	996.16	
9F	356.58	-	-		-	-	-	623.08	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	5,225.76	-	-		-	-	-	10,357.44	

タイルカーペット									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	148.36		-	148.36	-	-	
1F	1,164.48	-	-		-	-	-	2,328.96	
2F	1,426.62	-	-		-	-	-	2,853.24	
3F	2,474.64	-	-		-	-	-	4,949.28	
4F	226.36	41.36	-		-	-	-	618.16	
5F	241.38	-	-		-	-	-	482.76	
6F	-	-	-		-	-	-	-	
7F	-	-	-		-	-	-	-	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	5,533.48	41.36	148.36		-	148.36	-	11,232.40	

磁器質タイル									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	1,607.88	-	-		-	2,924.92	-	-	
2F	-	-	-		-	-	-	-	
3F	-	-	-		-	529.24	-	-	
4F	-	94.77	-		-	173.98	-	379.08	
5F	-	27.92	-		-	166.92	-	55.84	
6F	67.06	-	-		-	-	-	134.12	
7F	66.84	-	-		-	-	-	133.68	
8F	48.70	-	-		-	-	-	97.40	
9F	30.60	-	-		-	-	-	61.20	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	1,821.08	122.69	-		-	3,795.06	-	861.32	
大理石(柱・壁)									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	125.66	-	-		-	969.26	-	-	
2F	-	87.35	-		-	-	-	-	
3F	-	-	-		-	-	-	-	
4F	-	-	-		-	-	-	-	
5F	-	-	-		-	-	-	-	
6F	-	-	-		-	-	-	-	
7F	-	-	-		-	-	-	-	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	125.66	87.35	-		-	969.26	-	-	
ガラス清掃									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	120.28	-	-	
1F	68.33	-	25.31		-	1,615.25	-	-	
2F	91.54	-	-		-	1,082.60	-	-	
3F	11.95	-	-		-	789.53	-	-	
4F	73.43	-	-		-	766.81	-	-	
5F	100.93	-	-		-	1,075.06	-	-	
6F	81.32	-	-		-	1,111.27	-	-	
7F	99.51	-	-		-	1,111.27	-	-	
8F	139.42	-	-		-	1,021.08	-	-	
9F	114.70	-	-		-	1,176.82	-	-	
10F	-	-	-		-	41.40	-	-	
PHF	-	-	-		-	24.00	-	-	
合計	781.13	-	25.31		-	9,935.37	-	-	

ガラス清掃(職業能力開発センター)									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
1F	-	-	-		31.98	-	-	-	
2F	-	-	-		125.07	-	-	-	
3F	-	-	-		130.42	-	-	-	
4F	-	-	-		-	1,070.20	-	-	
屋上	-	-	-		-	-	-	-	
合計	-	-	-		287.47	1,070.20	-	-	
ガラス清掃(第6隊舎等)									
日常清掃					定期清掃				
建物別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
第6隊舎	-	-	-		413.26	-	-	-	
教育棟	-	-	-		90.83	-	-	-	
食厨教場	-	-	-		132.88	-	-	-	
合計	-	-	-		636.97	-	-	-	
植栽剪定									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	-	-	-		-	-	1,087.98	-	
2F	-	-	-		-	-	-	-	
3F	-	-	-		-	-	980.19	-	
4F	-	-	-		-	-	524.79	-	
5F	-	-	-		-	-	1,565.10	-	
6F	-	-	-		-	-	258.75	-	
7F	-	-	-		-	-	-	-	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
職能センター1F	-	-	-		-	-	-	-	
職能センター2F	-	-	-		-	-	404.16	-	
職能センター3F	-	-	-		-	-	-	-	
職能センター4F	-	-	-		-	-	505.17	-	
合計	-	-	-		-	-	5,326.14	-	
フローリング(木床)									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	-	-	-		-	-	-	-	
2F	-	-	-		-	-	-	-	
3F	-	-	-		-	-	-	-	
4F	-	638.83	-		638.83	-	-	-	
5F	-	-	-		-	-	-	-	
6F	-	-	-		-	-	-	-	
7F	-	-	-		-	-	-	-	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	-	638.83	-		638.83	-	-	-	

コルクタイル									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	-	-	-		-	-	-	-	
2F	36.74	-	-		-	-	-	73.48	
3F	-	-	-		-	-	-	-	
4F	-	-	-		-	-	-	-	
5F	-	-	-		-	-	-	-	
6F	-	-	-		-	-	-	-	
7F	27.14	-	-		-	-	-	54.28	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	63.88	-	-		-	-	-	127.76	
その他の床材質									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	1,763.88	-	115.36		-	67.68	-	-	
2F	55.84	-	103.86		-	-	-	-	
3F	-	-	68.40		-	-	-	-	
4F	2.00	76.52	124.20		-	312.80	-	-	
5F	13.10	-	182.82		-	549.16	-	-	
6F	-	-	154.60		-	-	-	-	
7F	-	-	148.20		-	-	-	-	
8F	-	-	148.80		-	-	-	-	
9F	41.80	-	-		-	-	-	83.60	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	1,876.62	76.52	1,046.24		-	929.64	-	83.60	
塗床									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	-	-	-		-	-	-	-	
2F	-	-	-		-	648.18	-	-	
3F	-	-	-		-	988.72	-	-	
4F	-	65.36	-		-	626.30	-	561.80	
5F	-	-	-		-	444.72	-	-	
6F	-	-	-		-	1,020.66	-	-	
7F	-	-	-		-	1,005.50	-	-	
8F	-	-	-		-	1,000.74	-	-	
9F	-	-	-		-	979.10	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
職能センター1F	-	-	-		-	-	-	-	
職能センター2F	-	-	-		-	171.24	-	-	
職能センター3F	-	-	-		-	-	-	-	
職能センター4F	-	-	-		-	39.74	-	-	
合計	-	65.36	-	-	-	6,924.90	-	561.80	

廃棄物資源化・減容化処理業務

1 目的

本業務は、当病院から搬出する廃棄物の資源化及び減容化により減量化を実現する事を目的とする。

2 業務内容

付紙第1「廃棄物資源化・減容化処理業務要領」を参照すること。

- (1) 紙類の整理
コピー用紙、新聞紙、雑誌等の分別整理、段ボールの解体、整理を行う。
- (2) 一般廃棄物・産業廃棄物の整理
廃棄物保管場所に搬出された、一般廃棄物・産業廃棄物及び感染性廃棄物の点検整理を行う。
- (3) 作業場所の清潔保持
作業終了後、機械器具類及び作業場所の清掃を行い、清潔の保持に努めること。又、定期的に消毒清掃を行うこと。

3 業務時間等

- (1) 廃棄物処理
 - ア 清掃業者により収集した廃棄物は指定された種類に分別し、別に指定した場所に集積して処理業務を行うこと。
 - イ 塵芥回収時間帯（平日：月～金曜日）
08：00～09：00 1・2F外来、4FOR・ICU、5～9F病棟
（金曜日は15：00～16：00の間も回収を実施）
 - ウ 病院職員等のゴミ搬入時間帯（平日：月～金曜日）
08：30～09：00 病棟・その他（外来除く）
13：00～13：30 外来
- (2) 感染性廃棄物専用容器の収集
 - ア 各病棟及び外来診察室等にある感染性廃棄物専用容器（以下「MDボックス」という。）の回収を行うこと。
 - イ 各病棟及び外来診察室等の一杯になったMDボックスを集積所まで運び、空のMDボックスと交換し、回収して来た先に運搬すること。
 - ウ 受託者は、各部門からのMDボックス交換依頼があった場合の対応を速やかに行うこと。
 - エ 医療廃棄物回収時間帯（平日：月～金曜日）
13：00～13：30 病棟・その他（外来除く）
15：00～15：30 外来

4 受託者の責務

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、本業務の遂行に当たり、「再生資源利用促進法」・「東京都廃棄物の条例」及び関連法令等を遵守すること。
- (2) 履行上の注意
 - ① 公的医療機関である自衛隊中央病院が自衛官等に医療サービスを提供するものであることを十分認識した上、誠実に業務を履行し、身だしなみ、言葉づかいなどにも細心の注意を払うこと。

② 業務を処理する上で不明な事項等が生じたときは、主観的な判断で処理することなく、その都度病院担当官と協議し処理すること。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び期間満了後に於いても同様とする。

(4) 信用失墜行為の禁止

受託者は、防衛省（中央病院）の信用を失墜するような行為はしてはならない。

(5) 実施責任者の選任等

① 受託者は、受託業務を円滑に執行するため、業務の現場における実施責任者（以下「実施責任者」という）を選任し、病院担当者に届け出なければならない。

尚、実施責任者については、**特別産業廃棄物管理責任者講習修了者**とする。但し、排出に関する責任は発注者側による。

(6) 業務従事者の管理

① 業務従事者の明確化

受託者は、受託業務の実施に先立ち、業従事者に業務を行うのに適した、且つ統一された服装及び名札を着用させなければならない。

尚、これに関わる費用は受託者の負担とする。

② 業務従事者の指導教育

受託者は、当病院の清掃業務等に支障をきたすことのないよう業務従事者に対して受託業務上必要な指導教育等を実施し、円滑な業務の確保を図ること。

③ 業務従事者の健康管理

受託者は、労働安全衛生法に基づき、定期健康診断を実施すると共に、常に業務従事者の健康に留意し、従事者が病毒伝染の危険のある疾病等に罹患した時は、当該従事者を業務に従事させないこと。

(7) 業務日誌の提出

受託者は、業務日誌に処理状況その他業務上取扱った事項を記入し、業務終了後、病院担当者に提出し承諾を得ること。

(8) 関係書類等の取扱い

受託者は、業務の仕様書及びその他関係書類を委託者の承諾なく持ち出し、使用し又は複写紙もしくは複製してはならない。

(9) 損害の予防及び破損箇所の報告

① 危害及び損害の予防

受託者は、業務の実施に当たっては、病院又は第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置を取らなければならない。又、危害もしくは損害を与えた場合又はそのおそれのある場合には、実施責任者は直ちに病院担当者に報告すること。

② 業務従事者は、業務中に破損箇所及び故障箇所を発見したときは、病院担当者に速やかに報告すること。

5 控 室

委託業務遂行上必要な控室（場所は、別図による）は無償で貸与し、これに係わる光熱水費は病院側の負担する。

6 疑義の解釈

本書要所に疑義が生じた場合、また本仕様書に明示の無い事項等については、病院担当者と協議し、その決定に従うこと。

廃棄物資源化・減容化処理業務要領

- 1 リサイクル品の整理整頓
 - (1) 紙類の分別

コピー用紙（OA）、新聞、雑誌等に分けて、それぞれ示された容器に入れる。その際、整理整頓を確実に行うこと。
 - (2) ダンボールの解体・整理

回収したダンボール類を解体し、専用の結束機を使用し束ねて整理整頓を行うこと。
 - (3) シュレッターゴミの整頓

回収したシュレッターゴミは、異物等が混入していないかを確実に点検を行い、指定の場所に整理整頓を行い集積する。
 - (4) ビン・カンの分別

回収して来たビン・カン、専用の容器に集積すること。その際、カン類については、専用のカン潰し機に投入し、アルミ・スチールに分別し専用の容器に入れ、水洗いを行い集積する。
 - (5) ペットボトルの整理整頓

回収した、ペットボトルは蓋・ラベルを取り、専用の機械に投入しビニール袋に入れ専用の容器に集積する。
- 2 一般廃棄物・産業廃棄物の整理
 - (1) 一般廃棄物（可燃ゴミ）の整理整頓
 - ① 回収した可燃ゴミは一度開封し、中身の点検を行い、医療用廃棄物等の混入の有無を点検しその後、可燃物置場に搬入する。また点検時、医療廃棄物等が混入していた場合は、病院担当者に速やかに連絡すること。
 - (2) 産業廃棄物（不燃ゴミ）の整理整頓
 - ① 回収した不燃ゴミは一度開封し、中身の点検を行い、医療用廃棄物等の混入の有無を点検しその後、投入専用カゴに入れ投入機に入れる。
 - ② 回収した不燃ゴミの中にコード・鉄屑等が混入していた場合は、鉄屑専用の容器に分別を行う。ファイル等については、鉄部を取り外し紐等で結束し、指定の場所に集積する。
 - ③ かさばる不燃ゴミは、指定した容器に集積すること。
 - ④ 不燃物の回収の際、識別シール及び内線を記入しているかを確認すること。記入が無い場合は、各排出先の担当者等に記入をしてもらうこと。
 - ⑤ 回収してきた不燃ゴミを点検中に針及び医療用手袋、点滴用チューブ等が混入していた場合は、速やかに担当者に報告すること。回収してきたゴミはそのままにして、担当者に確認してもらう。
 - ⑥ その他官側の指示による。
- 3 感染性廃棄物の運搬収集
 - (1) 感染性廃棄物の回収集積要領
 - ① 回収先は、指定された用紙により各部署から回収し、数量を確認後各部署より確認印をもらうこと。回収後集積所に運搬し、実施責任者に各部署の数量を報告する。
 - ② 運搬集積完了後、新しい容器を受領し、回収先してきた各部署に交付する。
 - ③ 実施責任者は、回収してきた数量を指定された定型用紙に記入後、病院担当者に報告すること。

4 廃棄物収集運搬の立会い及び作業場所の清潔保持など

(1) 一般・産業廃棄物等の回収時の積載作業

- ① 清掃車・産廃回収車の収集時に請負業者は、積込作業の為の作業員を配置すること。その際、病院担当者も立会いを行う。
尚、積込作業が必要な廃棄物種別は下記の種類とする。
一般廃棄物・産業廃棄物（クローズドコンテナ積載の物は除く）・再生可能廃棄物（空き缶類・PET・ビン等）
- ② 医療廃棄物回収車の収集時に請負業者は、業務責任者を配置し、回収した数量の確認を行うこと。

(2) 作業場所の清掃要領

- ① 分別作業場所等の清掃は、廃棄物の回収作業終了後掃き掃除をし、水で床面を清掃する。清掃後、床面の水分を水切り等で取ること。汚れの酷い場合は洗剤等で洗い流すこと。又、1週間に1・2回は消毒作業を行う。
- ② 廃棄物等回収後は、床面を洗剤等で洗い流した後、床面の水分を水切り等で取る。後に消毒作業を行うこと。
- ③ 廃棄物置場に設置されている各機械等の清掃については、定期的に拭き掃除や水洗を行い、水を掛けて良い場所を理解して行うこと。
- ④ 分別作業場所等は、常に清潔保持に努めること。

床材質別等清掃場面積

実施場所	床材質等	地下2階	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	PH階	計	
病 院 本 館	ビニル床シート	199.91	1,151.78	2,843.86	2,064.47	279.14	2,844.49	2,668.47	2,639.41	2,814.88	2,531.89	2,585.61	243.63	27.04	22,894.58	
	ビニル床タイル			756.42	763.70		159.92	168.24	168.46	167.81	249.04	178.29			2,611.88	
	タイルカーペット		74.18	582.24	713.31	1,237.32	154.54	120.69							2,882.28	
	塗り床						75.09								75.09	
	フローリング						649.99								649.99	
	コルクタイル				18.37						13.57				31.94	
	磁器質タイル			803.94				13.96	33.53	33.42	24.35	15.30			924.50	
	畳											95.41			95.41	
	その他材質				27.92			34.48	97.96						160.36	
	小 計		199.91	1,225.96	5,014.38	3,559.85	1,516.46	3,918.51	3,069.32	2,841.40	3,029.68	2,805.28	2,874.61	243.63	27.04	30,326.03
	磁器質タイル															0.00
	ビニル床シート															0.00
	タイルカーペット															0.00
塗り床															0.00	
フローリング							226.16								226.16	
外部通路及びバルコニー等					117.3	146.6	199.6								463.50	
小 計		0	0	0	117.3	146.6	425.76								689.66	
総 合 計		199.91	1,225.96	5,014.38	3,677.15	1,663.06	4,344.27	3,069.32	2,841.40	3,029.68	2,805.28	2,874.61	243.63		31,015.69	

各種衛生器具清掃数量表

単位：台・枚

病院本館

機種 階	洋風大便器	小便器	洗面器 カウンター	洗面 化粧台	手洗器 洗面器	洗髪器 洗髪台 沐浴台	掃除流し	汚物流し	洗濯機 パン	化粧鏡	流し台	WCSW	US・UB	計
地下2階														0
地下1階	15	4	8		7		2			17	1			54
1階	24	5	35		18		2	6		41	23			154
2階	22	11	46		6		3	2		49	25			164
3階	14	8	7	3	2		2			8	5			49
4階	17	2	7		25		1	4		30	19		4	109
5階	67	3	63		71			6	6	76	15	24	6	337
6階	70	3	73		55			6	6	90	11	28	4	346
7階	62	3	51		52			5	6	73	9	22	4	287
8階	51	1	47		55	6		6	6	62	15	19	10	278
9階	38	4	52		38		1	7	4	62	14	11	4	235
10階														0
小計	254	44	389	3	329	6	11	42	28	508	137	104	32	2,013

職業能力開発センター

4階	2	1	1		1					2				7
----	---	---	---	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	---

窓ガラス・網戸清掃面積表

実施場所	窓・網戸		地下2階	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	PH階	計
	窓	㎡														
病院本館	窓	㎡		202.21	1,332.16	1,346.03	699.39	813.42	1,072.65	1,041.73	1,059.97	1,023.20	1,028.96	41.403	24.00	9,685.12
	伸縮網戸	個	0	52.24	141.54	114.44	180.28	186.6	252.96	270.48	270.48	244.86	256.5	0	0	1,970.38
職業能力 開発センター	窓	㎡		63.96	190.23	196.74	535.10									986.03
	伸縮網戸	個			59.9	20										124.00
合計	窓面積	㎡	0.00	202.21	1,396.12	1,536.26	896.13	1,348.52	1,072.65	1,041.73	1,059.97	1,023.20	1,028.96	41.40	24.00	10,671.15
	網戸面積	㎡	0.00	52.24	141.54	174.34	244.38	186.60	252.96	270.48	270.48	244.86	256.50	0.00		2,094.38
	網戸個数	個	0	20	43	62	86	66	80	89	86	78	81	0	0	691

実施場所	面積
第6隊舎	413.26 ㎡
食厨教場	132.88 ㎡
教育棟	90.83 ㎡
合計	636.96 ㎡

環境殺菌消毒対象面積

単位: m²

階	部 屋 名	床面積	壁面積	天井部蛍光灯・ 空調機清拭殺菌	合計	清 浄 度
1	救急総合診療処置室2	52.76	87.12	52.76	192.64	クラス 100,000
1	前室	15.65	12.32	4.69	32.66	クラス 100,000
1	救急手術室	43.42	78.96	43.42	165.8	クラス 10,000
1	X線透視検査室2	33.21	20.73	9.96	63.9	クラス 10,000
1	無菌製剤室	20.71	47.2	20.71	88.62	クラス 10,000
4	IVR-CT検査室	54.17	24.69	16.24	95.1	クラス 100,000
4	心カテ検査室	58.41	30.2	22.61	111.22	クラス 100,000
4	手術室(1)	49.14	84	49.14	182.28	クラス 10,000
4	手術室(2)	50.17	85.8	50.17	186.14	クラス 10,000
4	手術室(3)	51.94	86.4	51.94	190.28	クラス 10,000
4	手術室(4)	81.57	108.36	81.57	271.5	クラス 10,000
4	手術室(5)	50.29	85.08	50.29	185.66	クラス 10,000
4	手術室(6)	78.53	106.32	78.53	263.38	クラス 100
4	手術室(7)	73.74	102.96	73.74	250.44	クラス 100
4	手術室(8)	50.74	85.44	50.74	186.92	クラス 10,000
4	前室	14.83	14.66	6.63	36.12	クラス 1,000
4	手術ホール	196.57	43.99	59.57	300.13	クラス 10,000
4	回復ホール	22.18	48.77	22.18	93.13	クラス 10,000
4	既滅菌組立室	146.21	37.71	43.86	227.78	クラス 10,000
4	滅菌器材庫	62.82	5.14	13.07	81.03	クラス 10,000
4	器材庫1	14.58	11.66	4.2	30.44	クラス 10,000
4	器材庫2	32.39	17.79	9.71	59.89	クラス 10,000
4	401号室(無菌室)	30.68	59.72	30.68	121.08	クラス 100+1,000
4	401号室前室	14.08	2.92	4.22	21.22	クラス 1,000
4	402号室	32.32	17.71	6.96	56.99	クラス 100,000
4	403~405号室	66.69	25.33	19.8	111.82	クラス 100,000
4	406号室	22.17	14.66	6.69	43.52	クラス 100,000
4	407~408号室	27.52	16.18	8.1	51.8	クラス 100,000
4	熱傷浴室	17.11	42.92	17.11	77.14	クラス 10,000
4	手術室前室	22.1	6.6	6.6	35.3	クラス 100,000
4	ICUホール	213.74	44.2	60.3	318.24	クラス 100,000
4	人工透析室	95.99	32.9	28.79	157.68	クラス 100,000
4	隔離室	11.11	17.31	3.33	31.75	クラス 100,000
4	CAPD室	9.94	9.98	2.93	22.85	クラス 100,000
7	770号室(無菌ユニット)	13.27	31.28	13.27	57.82	クラス 100
7	770号室(無菌ユニット前室)	8.56	8.76	8.56	25.88	クラス 10,000
7	770号室(無菌ユニット手洗室)	2.45	1.87	0.73	5.05	クラス 100,000
7	771号室(無菌ユニット)	13.27	31.28	13.27	57.82	クラス 100
7	771号室(無菌ユニット前室)	8.56	8.76	8.56	25.88	クラス 10,000
7	771号室(無菌ユニット手洗室)	2.45	1.87	0.73	5.05	クラス 100,000
8	831号室(LDR1)	32.63	17.8	9.48	59.91	クラス 100,000
8	832号室(LDR2)	32.46	17.74	9.73	59.93	クラス 100,000
8	833号室(新生児室)	30.7	17.28	9.21	57.19	クラス 100,000
8	834号室(未熟児室)	36.74	18.9	11.02	66.66	クラス 100,000
8	分娩室	41.64	19.96	12.31	73.91	クラス 10,000
	計	2,040.21	1,691.23	1,108.11	4,839.55	

環境殺菌消毒管理対象ポイント表

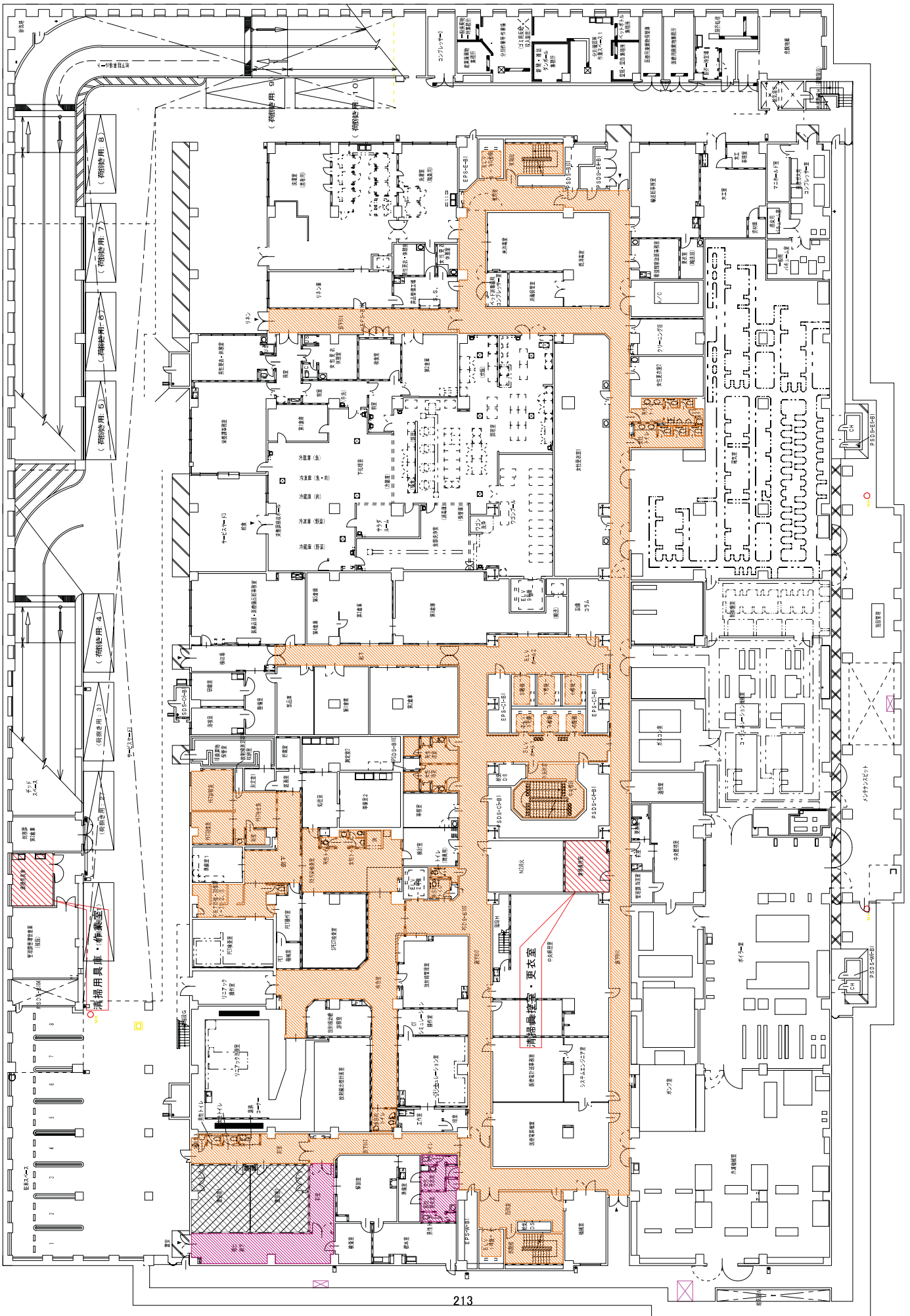
階	部 屋 名	清浄度 クラス	床面積	表面付着微生物(事前・事後)				計
				床面	壁面	天井面	無影灯	
1	救急総合診療処置室2	100,000	52.76	2				2
1	前室	100,000	15.65	2				2
1	救急手術室	10,000	43.42	5	4	1	1	11
1	X線透視検査室2	10,000	33.21	3	4	1	1	9
1	無菌製剤室	10,000	20.71	5				5
4	IVR-CT検査室	100,000	54.17	3				3
4	心カテ検査室	100,000	58.41	5				5
4	手術室(1)	10,000	49.14	5	4	1	1	11
4	手術室(2)	10,000	50.17	5	4	1	1	11
4	手術室(3)	10,000	51.94	5	4	1	1	11
4	手術室(4)	10,000	81.57	5	4	1	1	11
4	手術室(5)	10,000	50.29	5	4	1	1	11
4	手術室(6)	100	78.53	5	4	1	1	11
4	手術室(7)	100	73.74	5	4	1	1	11
4	手術室(8)	10,000	50.74	5	4	1	1	11
4	前室	1,000	14.83	3				3
4	手術ホール	10,000	196.57	10				10
4	回復ホール	10,000	22.18	3				3
4	既滅菌組立室	10,000	146.21	5				5
4	滅菌器材庫	10,000	62.82	5				5
4	器材庫1	10,000	14.58	3				3
4	器材庫2	10,000	32.39	3				3
4	401号室(無菌室)	1,000	30.68	3				3
4	401号室前室	10,000	14.08	2				2
4	402号室	100,000	32.32	3				3
4	403~405号室	100,000	66.69	7				7
4	406号室	100,000	22.17	2				2
4	407~408号室	100,000	27.52	4				4
4	熱傷浴室	10,000	17.11	2				2
4	手術室前室	100,000	22.1	2				2
4	ICUホール	100,000	213.74	5				5
4	人工透析室	100,000	95.99	3				3
4	隔離室	100,000	11.11	2				2
4	CAPD室	100,000	9.94	2				2
7	770号室(無菌ユニット)	100	13.27	5				5
7	770号室(無菌ユニット前室)	10,000	8.56	2				2
7	770号室(無菌ユニット手洗室)	100,000	2.45	2				2
7	771号室(無菌ユニット)	100	13.27	5				5
7	771号室(無菌ユニット前室)	10,000	8.56	2				2
7	771号室(無菌ユニット手洗室)	100,000	2.45	2				2
8	831号室(LDR1)	100,000	32.63	3				3
8	832号室(LDR2)	100,000	32.46	3				3
8	833号室(新生児室)	100,000	30.7	3				3
8	834号室(未熟児室)	100,000	36.74	3				3
8	分娩室	10,000	41.64	5				5
	計		2,040.21	169.0	40.0	10.0	10.0	229

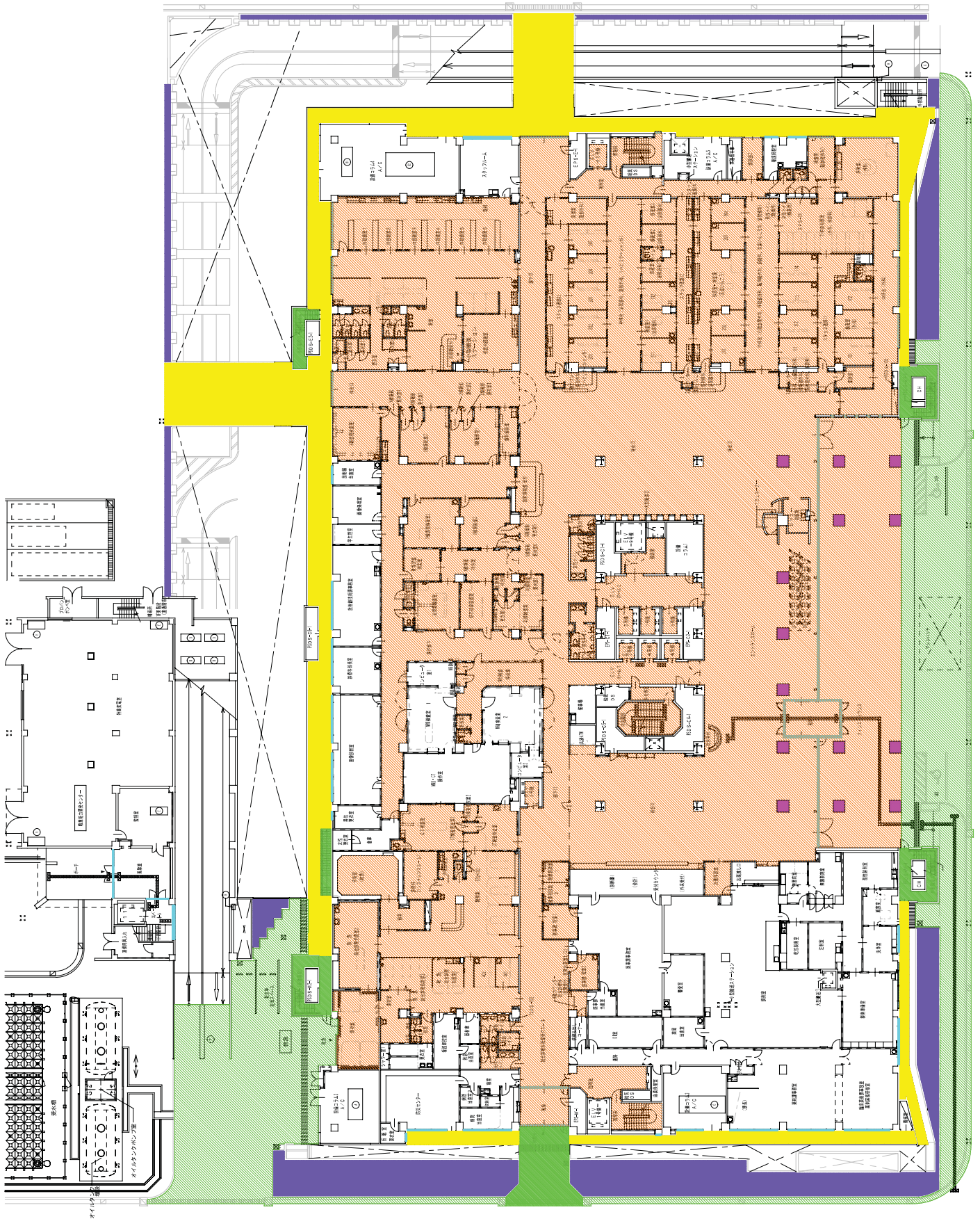
各室天井取付機器リスト表

階	部 屋 名	清浄度 クラス	照明 器具	空調 吹出し口	無影灯 等	シーリング システム	放射線 機材	点検口	計
1	救急総合診療処置室2	100,000	34	6	2	6		10	58
1	前室	100,000	5	2				1	8
1	救急手術室	10,000	18	9	3			2	32
1	X線透視検査室2	10,000	7	4			1	2	14
1	無菌製剤室	10,000	4	4					8
4	IVR-CT検査室	100,000	10	7			1	4	22
4	心カテ検査室	100,000	10	7			1		18
4	手術室(1)	10,000	18	7	3			21	49
4	手術室(2)	10,000	18	7	3			1	29
4	手術室(3)	10,000	18	7	3			1	29
4	手術室(4)	10,000	22	7	3			1	33
4	手術室(5)	10,000	18	6	3			1	28
4	手術室(6)	100	24	27	4			1	56
4	手術室(7)	100	20	24	4			1	49
4	手術室(8)	10,000	14	7	3			1	25
4	前室	1,000	3	4				1	8
4	手術ホール	10,000	50	25				28	103
4	回復ホール	10,000	6	9					15
4	既滅菌組立室	10,000	37	20					57
4	滅菌器材庫	10,000	13	5					18
4	器材庫1	10,000	2	3					5
4	器材庫2	10,000	6	4					10
4	401号室(無菌室)	1,000	8	14		2			24
4	401号室前室	10,000	5	3				2	10
4	402号室	100,000	6	4		2		2	14
4	403~405号室	100,000	16	6		6		8	36
4	406号室	100,000	5	4		2		3	14
4	407~408号室	100,000	8	4		4			16
4	熱傷浴室	10,000	5	2				2	9
4	手術室前室	100,000	7	4				4	15
4	ICUホール	100,000	32	13				18	63
4	人工透析室	100,000	14	6					20
4	隔離室	100,000	3	3					6
4	CAPD室	100,000	3	2					5
7	770号室(無菌ユニット)	100	1						1
7	770号室(無菌ユニット前室)	10,000	6	3				1	10
7	770号室(無菌ユニット手洗室)	100,000	2	2					4
7	771号室(無菌ユニット)	100	1					1	2
7	771号室(無菌ユニット前室)	10,000	6	3					9
7	771号室(無菌ユニット手洗室)	100,000	2	2					4
8	831号室(LDR1)	100,000	5	2				2	9
8	832号室(LDR2)	100,000	5	2				2	9
8	833号室(新生児室)	100,000	8	4				4	16
8	834号室(未熟児室)	100,000	8	4				4	16
8	分娩室	10,000	9	6	1			2	18
	計		522.00	294.0	32.0	22.0	3.0	131.0	1,004

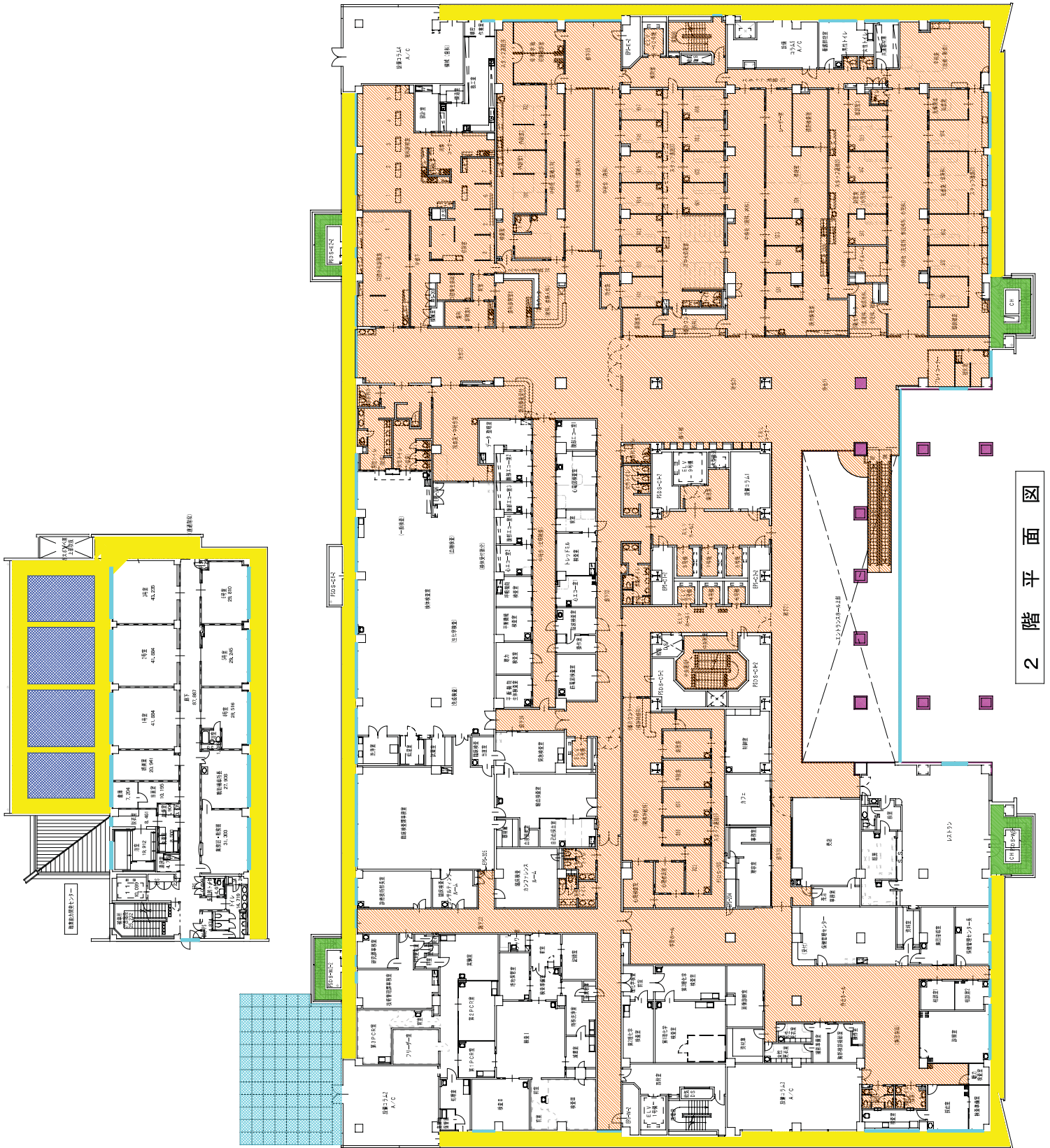


地下2階平面図

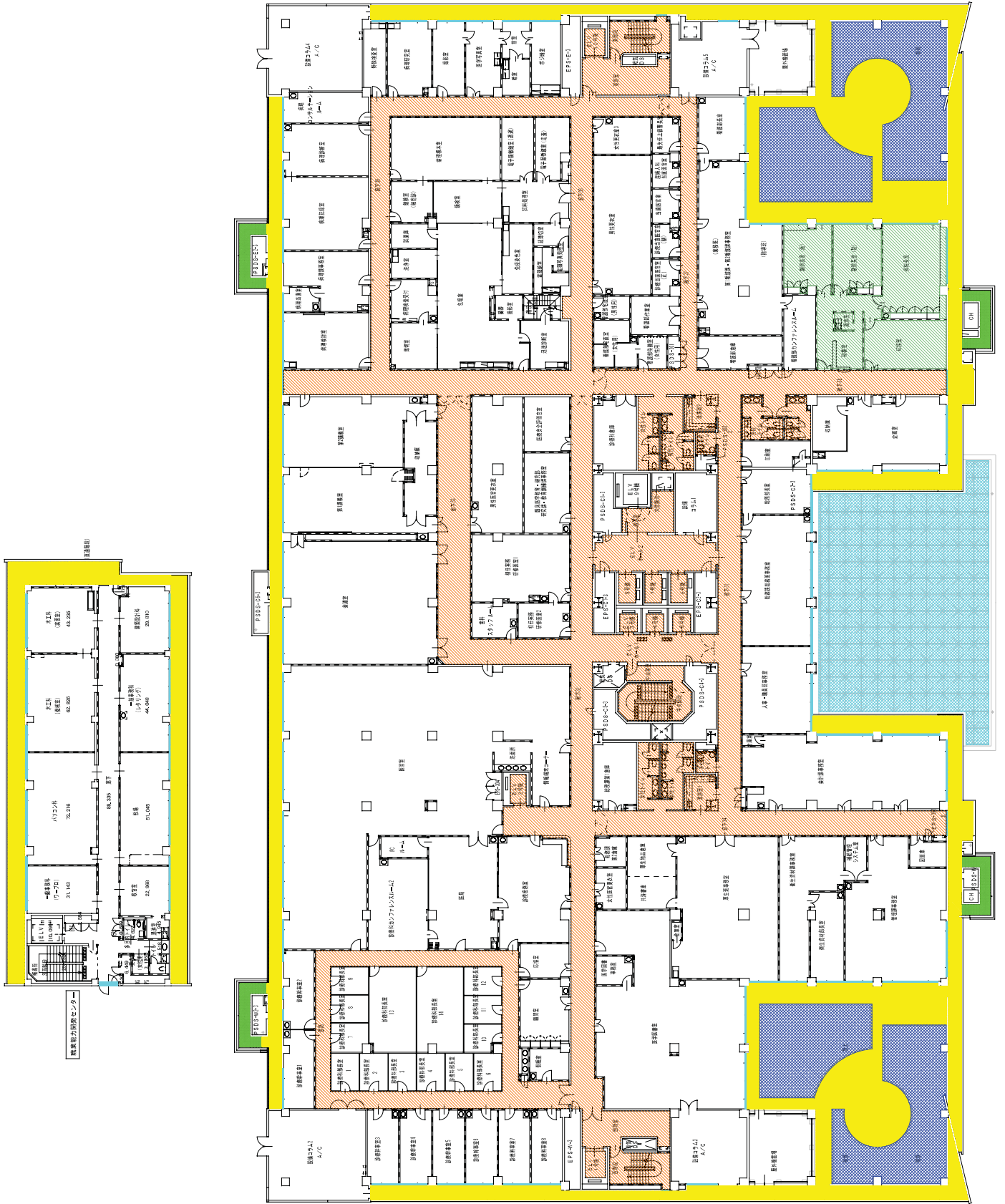




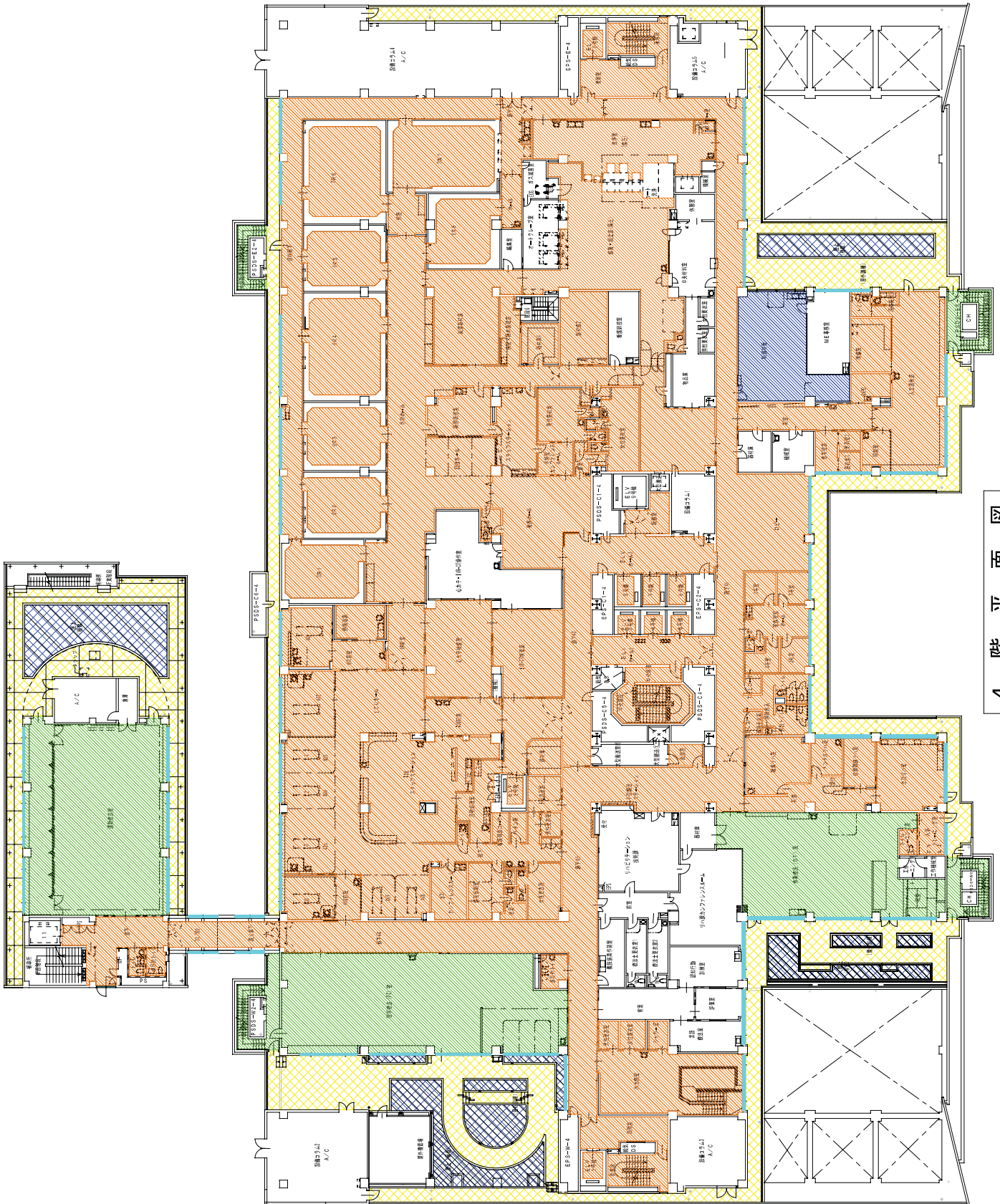
1 階平面図



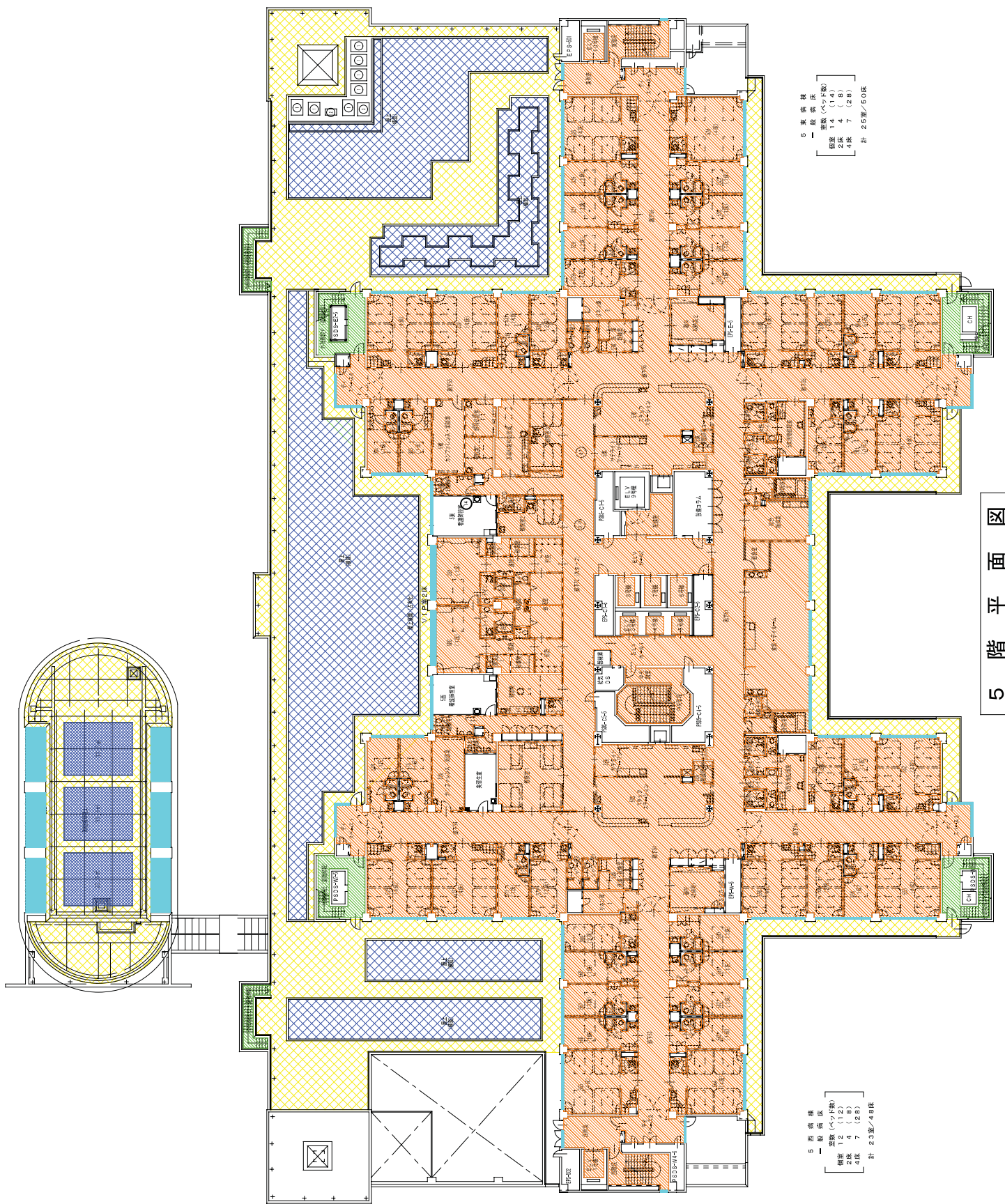
2 階平面図



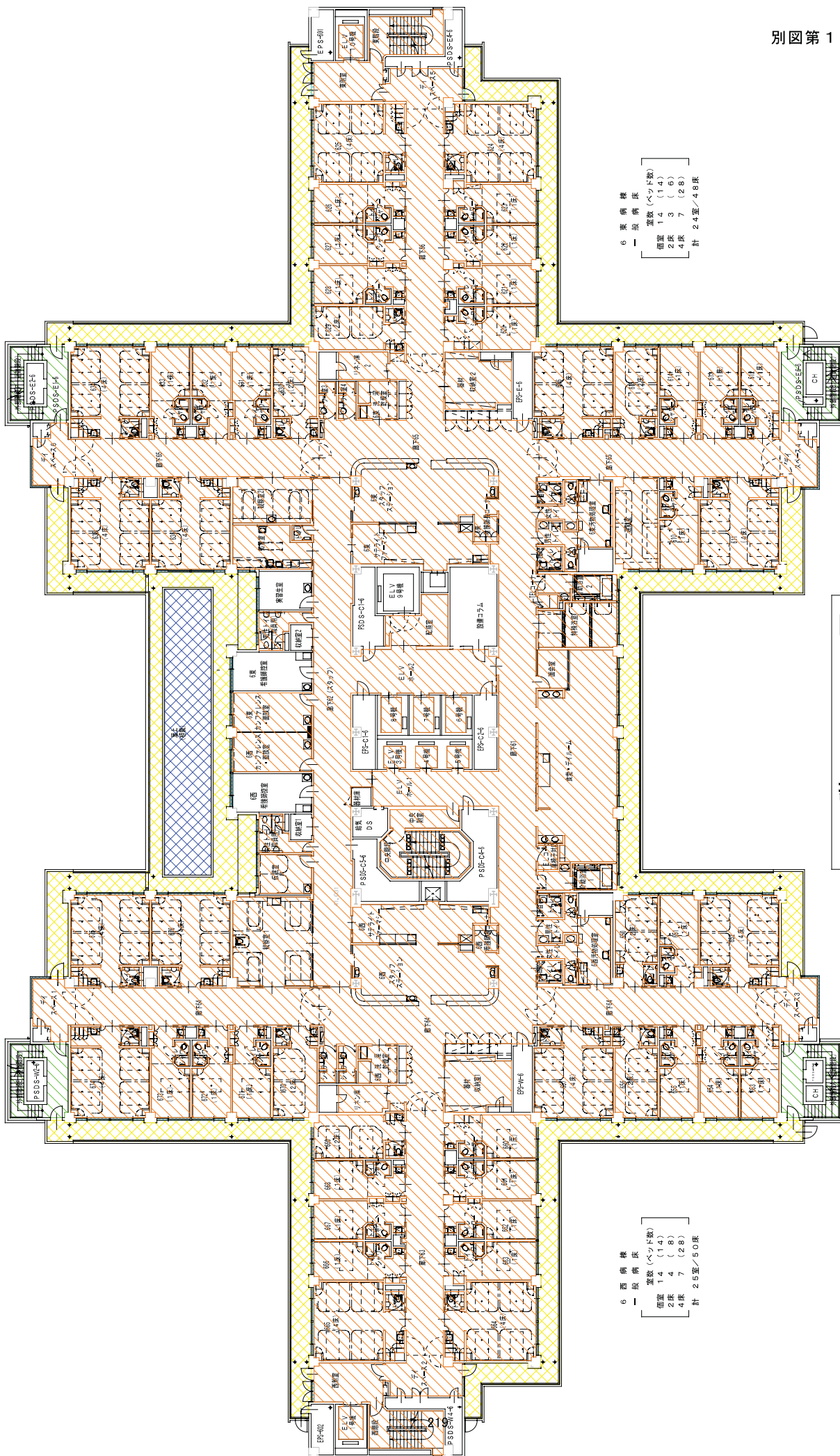
3 階 平 面 図



4階平面図



5階平面図



6 東 側 構 成

一 般 構 成 表

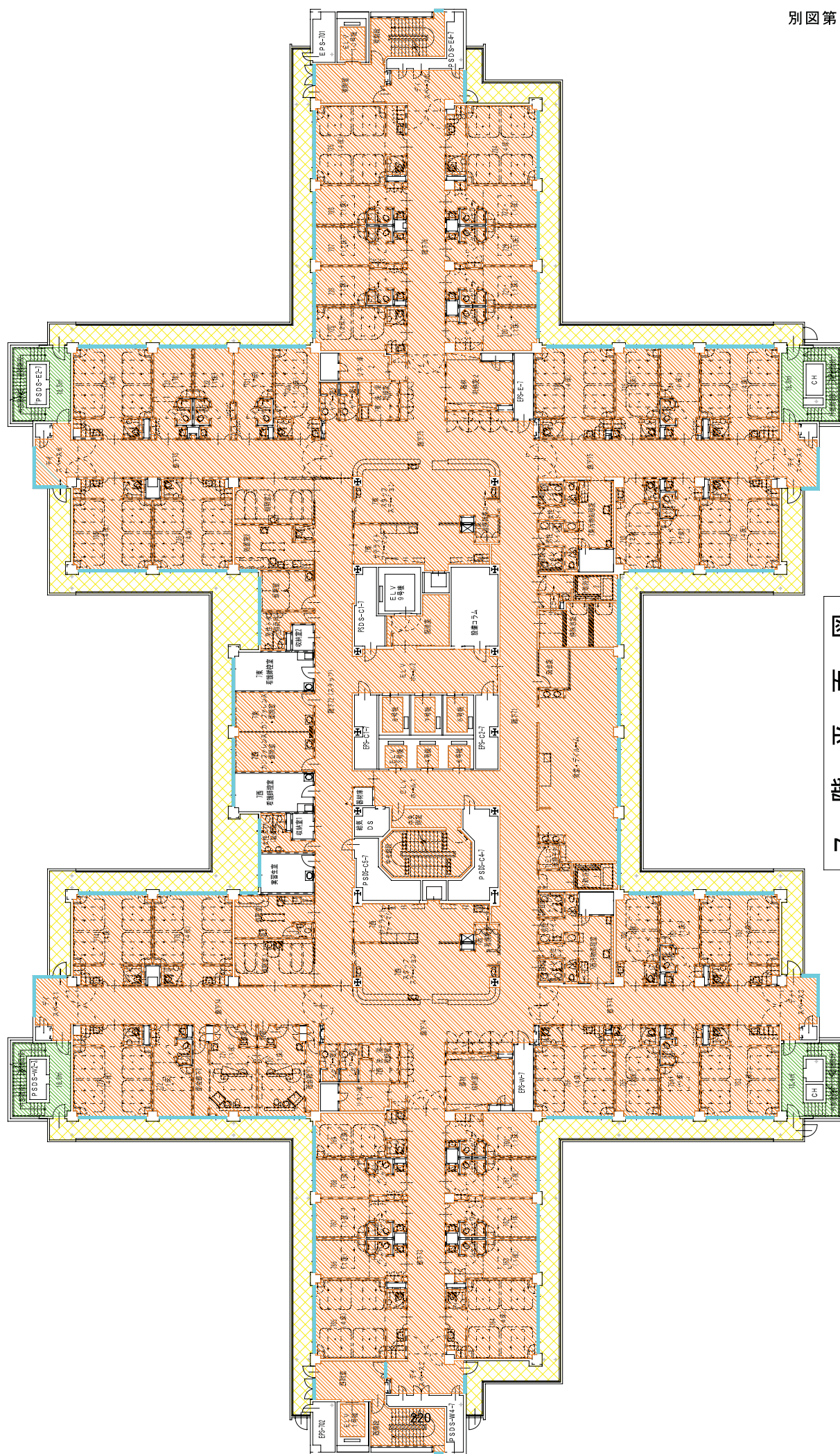
室数 (ベツト数)	
1 室 (14)	
2 室 (9)	
4 室 (28)	
計	24室 / 48床

6 西 側 構 成

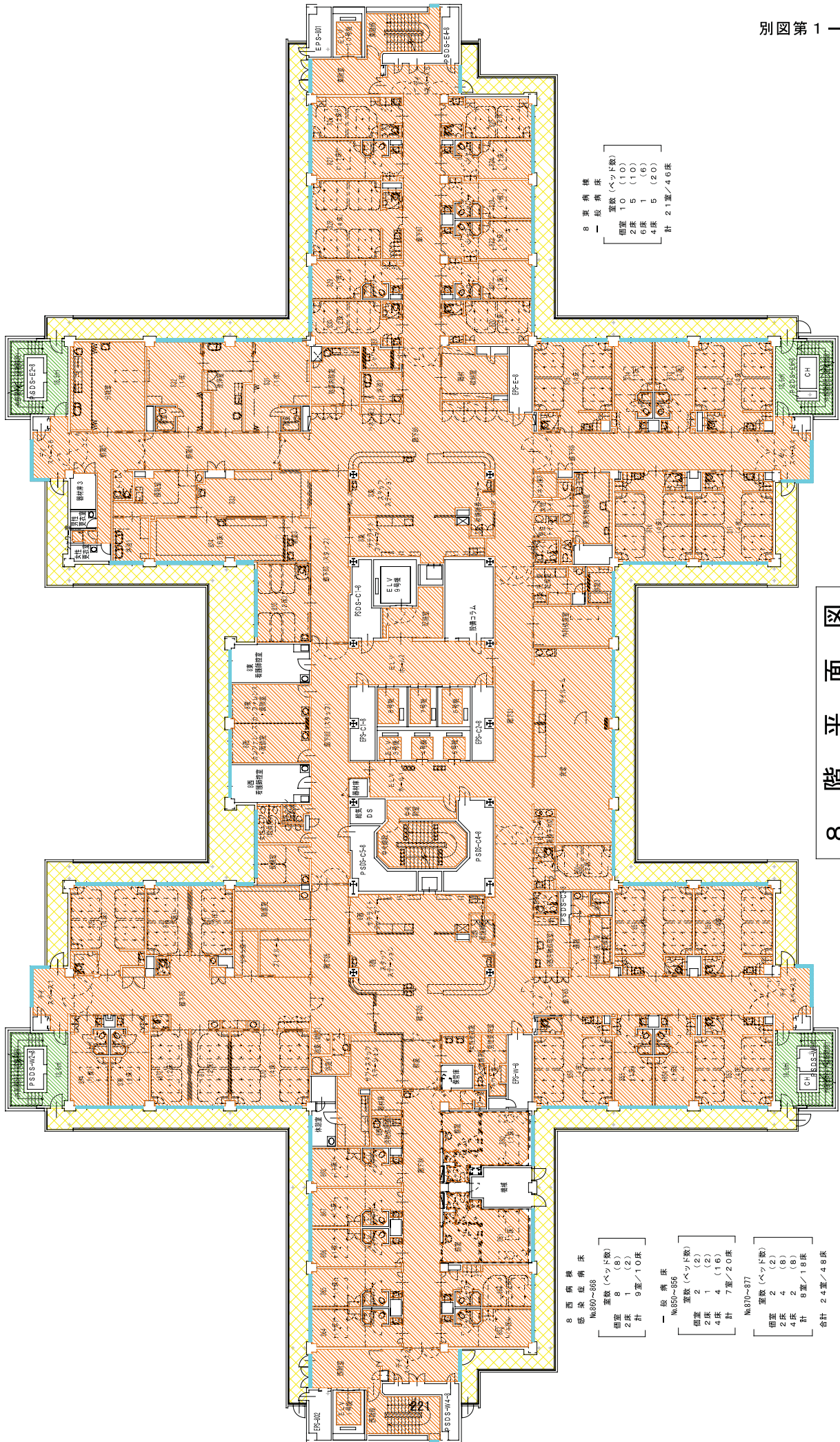
一 般 構 成 表

室数 (ベツト数)	
1 室 (14)	
2 室 (4)	
4 室 (28)	
計	26室 / 50床

6 階 平 面 図



7階平面図



8 東病棟
一 般病棟

個室	10	(10)
2床	5	(10)
6床	1	(6)
4床	5	(20)
計	21室/46床	

8 階 平 面 図

8 西病棟
感 染 症 病 棟

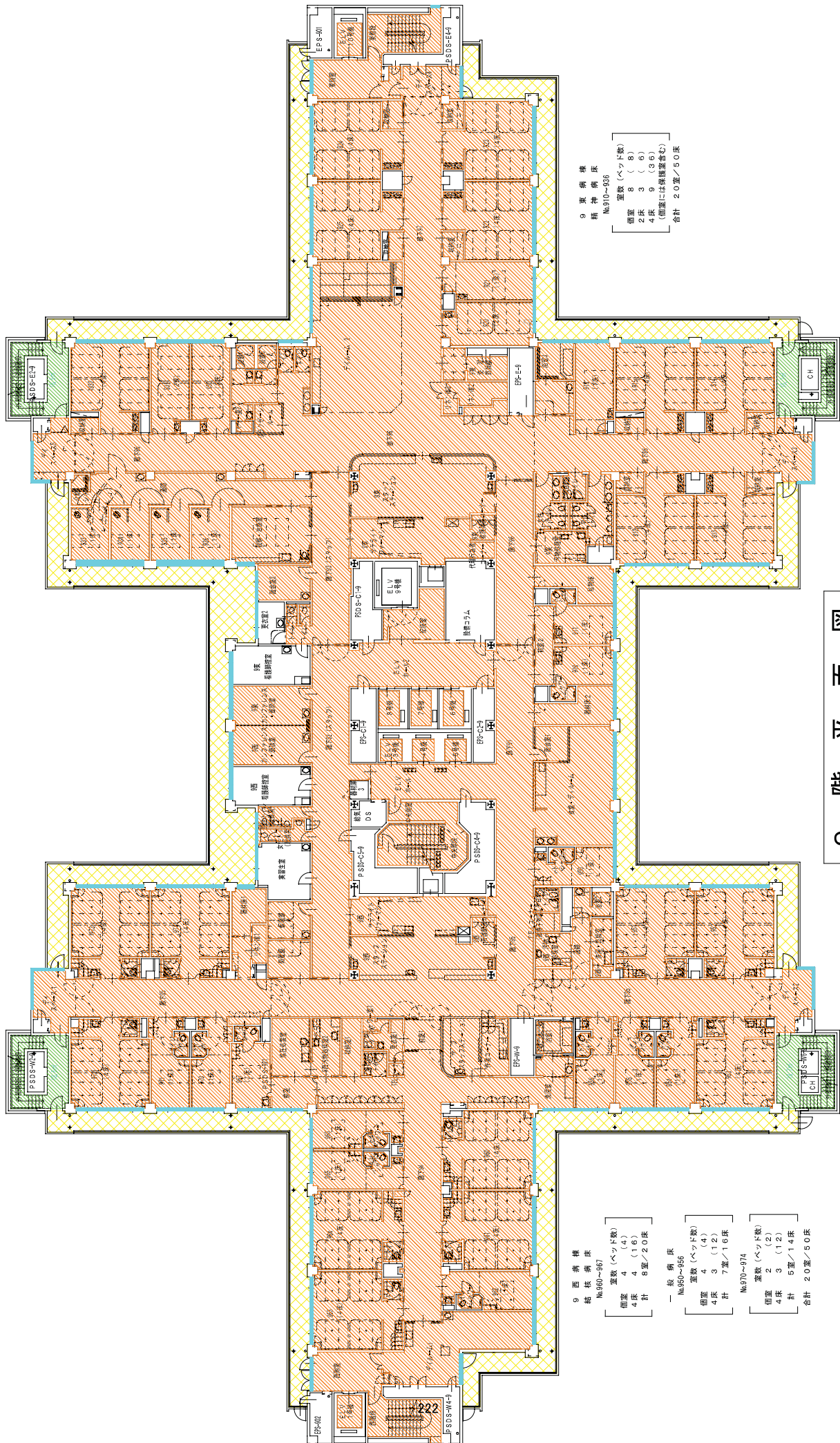
№810~818	室数 (ベッド数)	
個室	8	(8)
2床	1	(2)
計	9室/10床	

一 般 病 棟

№850~856	室数 (ベッド数)	
個室	2	(2)
2床	1	(2)
4床	4	(16)
計	7室/20床	

№870~877	室数 (ベッド数)	
個室	2	(2)
2床	2	(4)
6床	5	(30)
計	9室/36床	

合計 24室/48床



9 東 柄 棟
 精神病棟
 №910-916
 室数 (ベッド数)
 個室 8 (8)
 2床 3 (6)
 4床 9 (36)
 (個室には床護巻含む)
 合計 20室/50床

9 西 柄 棟
 経路病棟
 №900-907
 室数 (ベッド数)
 個室 4 (4)
 4床 4 (16)
 計 8室/20床

一 般 病 棟
 №950-956
 室数 (ベッド数)
 個室 4 (4)
 3 (12)
 7室/16床

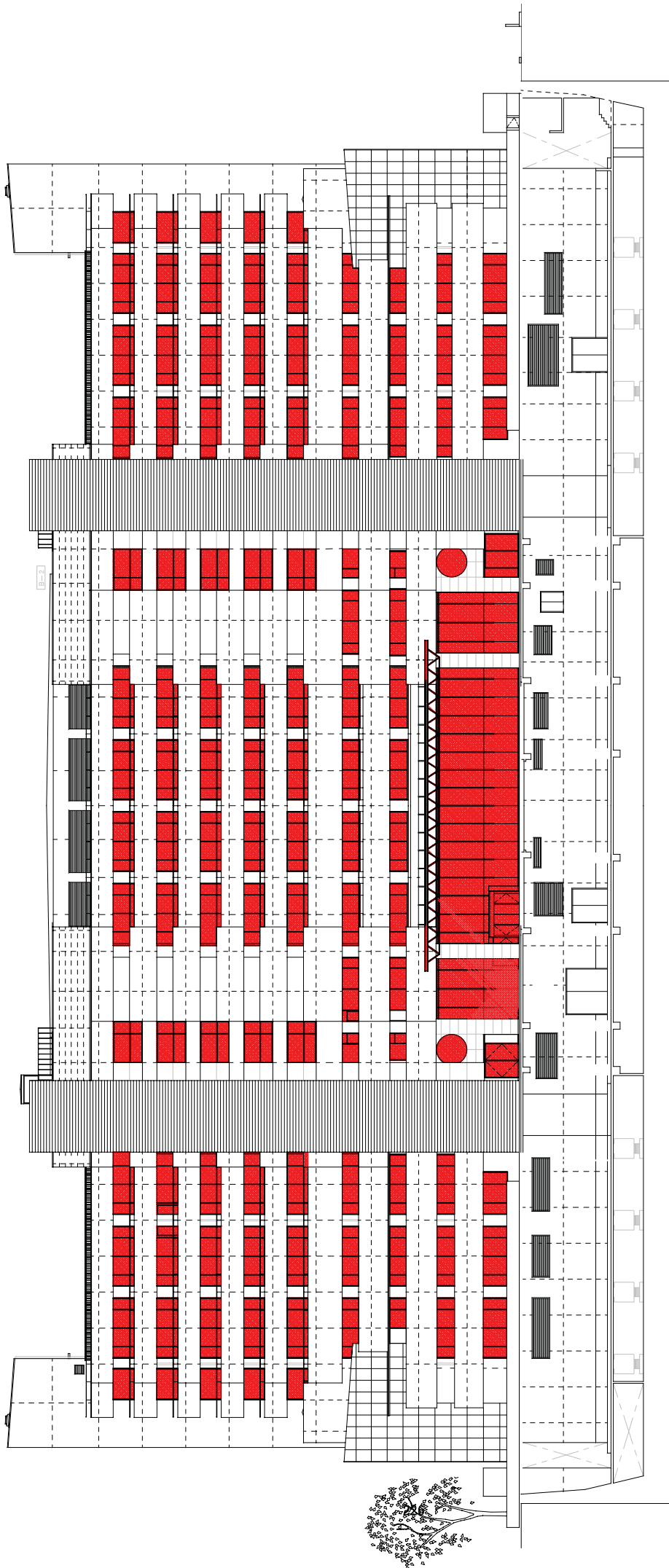
№970-974
 室数 (ベッド数)
 個室 3 (12)
 4床 5 (20)
 計 5室/14床
 合計 20室/50床

9 階 平 面 図



窓清掃箇所

窓清掃北立面図



窓清掃箇所



窓 清 掃 南 立 面 図



窓清掃箇所

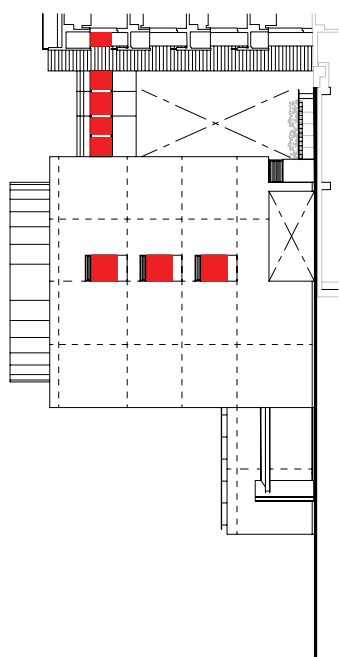


窓 清 掃 東 立 面 図

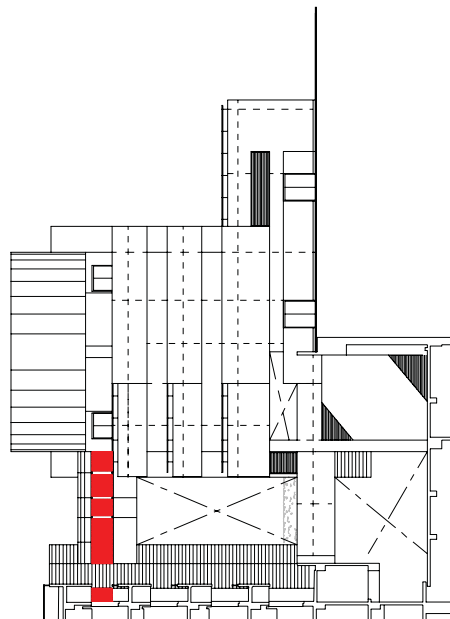


窓清掃箇所

図 立面西掃清窓

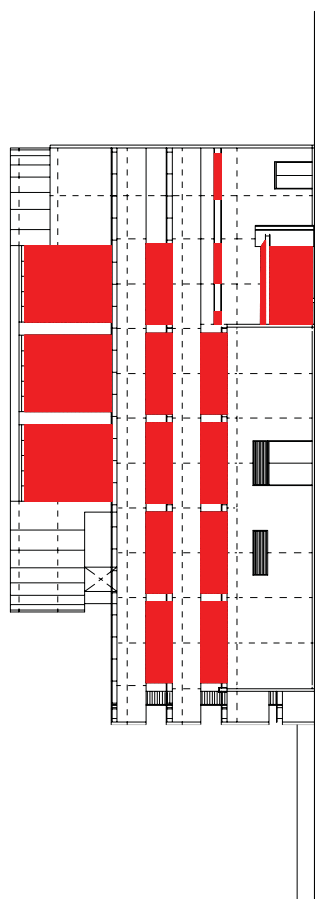


西立面图

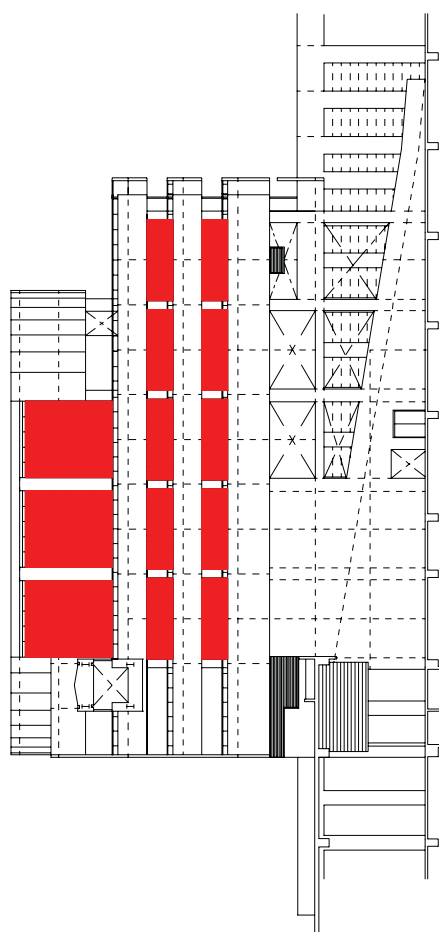


東立面图

職能補導所



北立面图

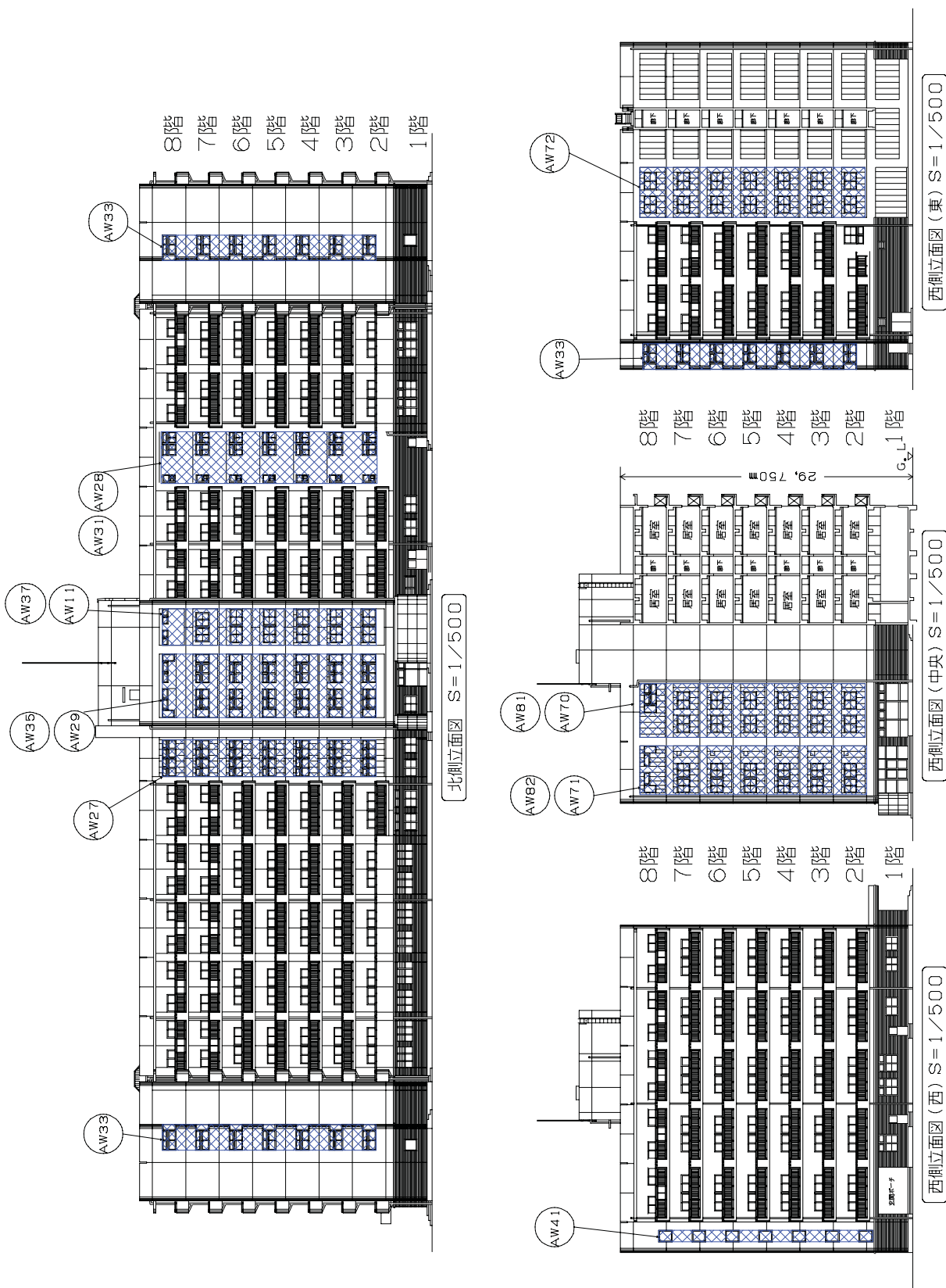


南立面图

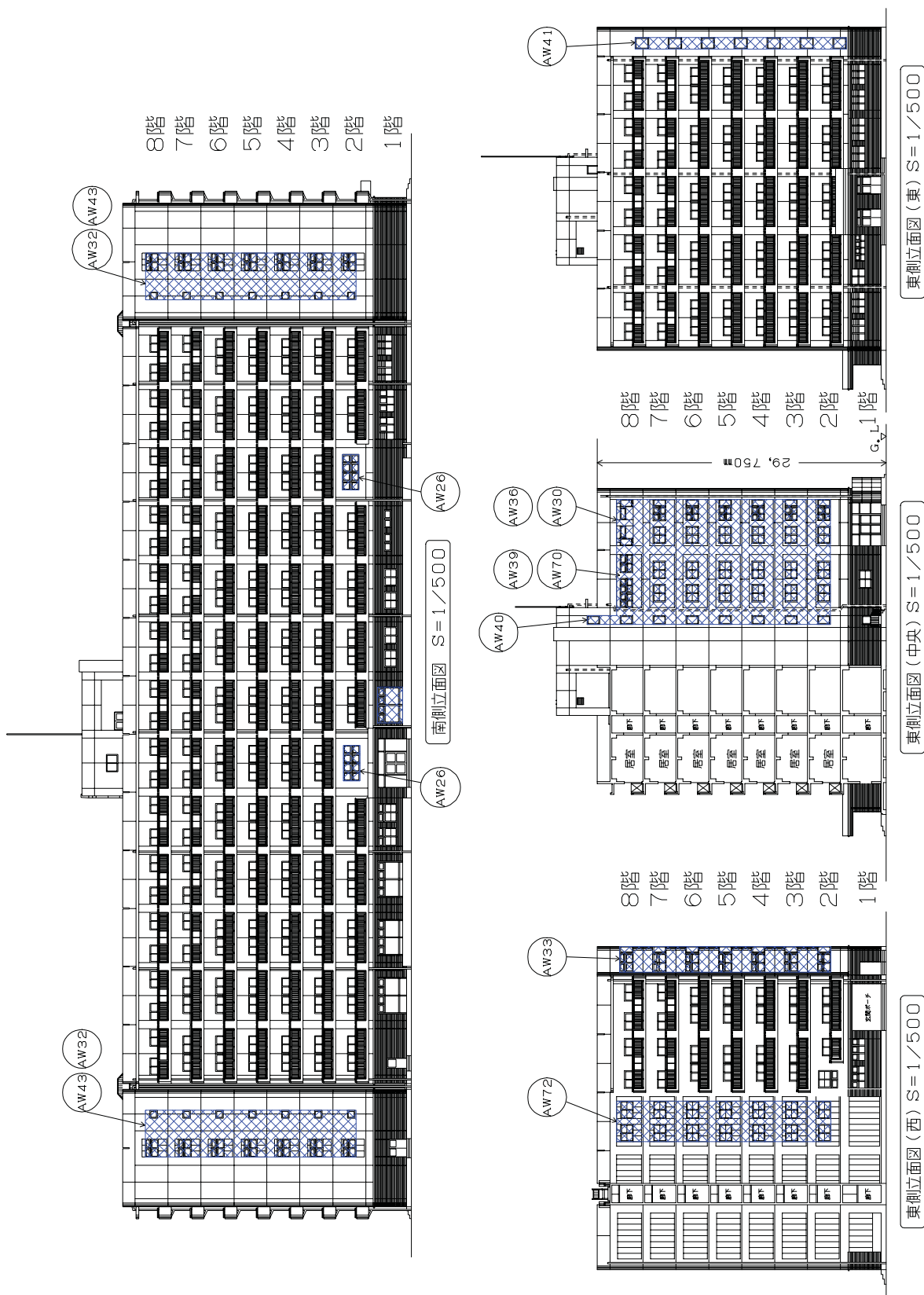
職能補導所

Doc

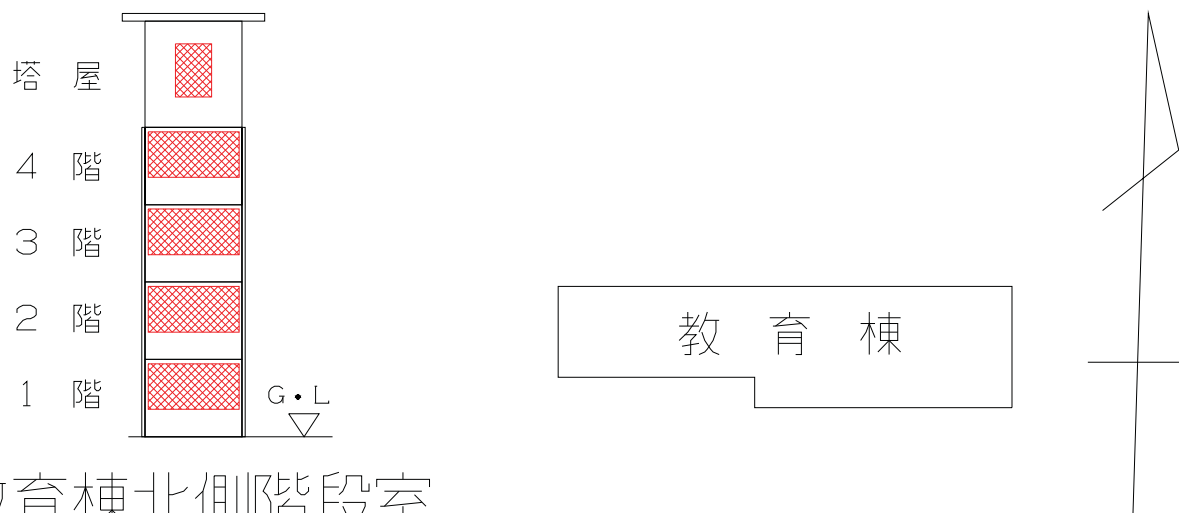
窓ガラス清掃区域（第六隊舎1）



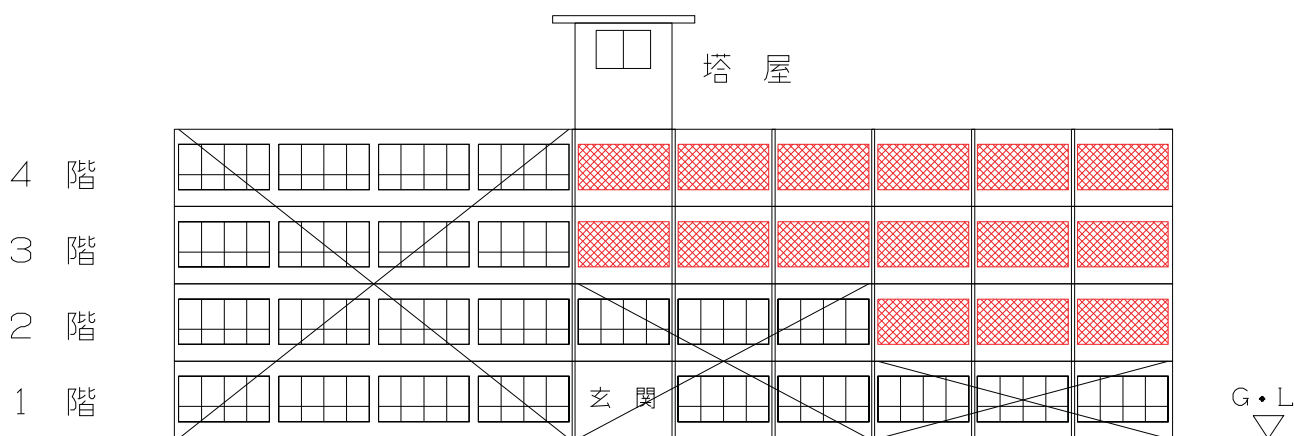
窓ガラス清掃区域 (第六隊舎2)



教育棟窓ガラス清掃区域

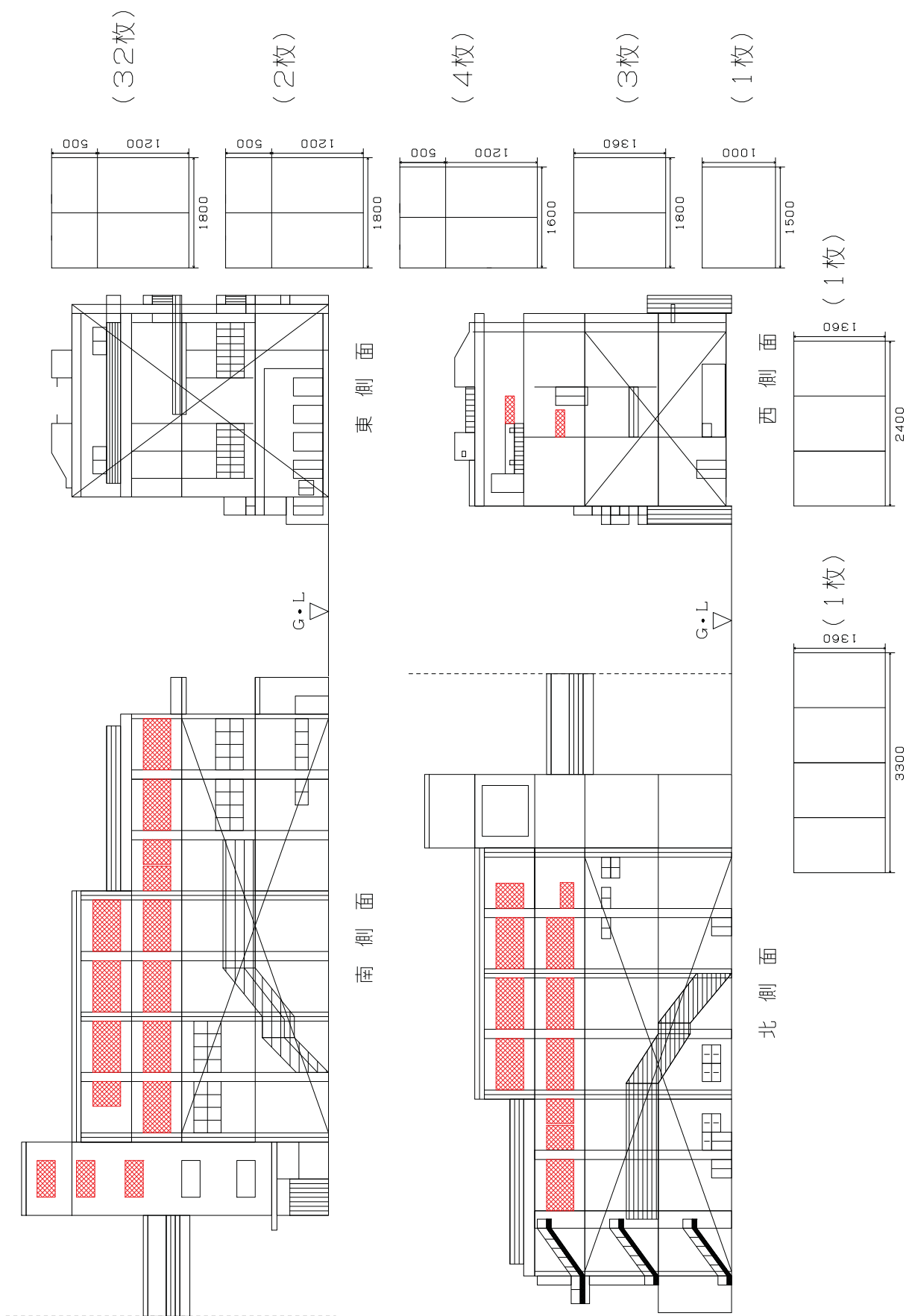


教育棟北側階段室



教場南側

食厨教場窓ガラス清掃区域





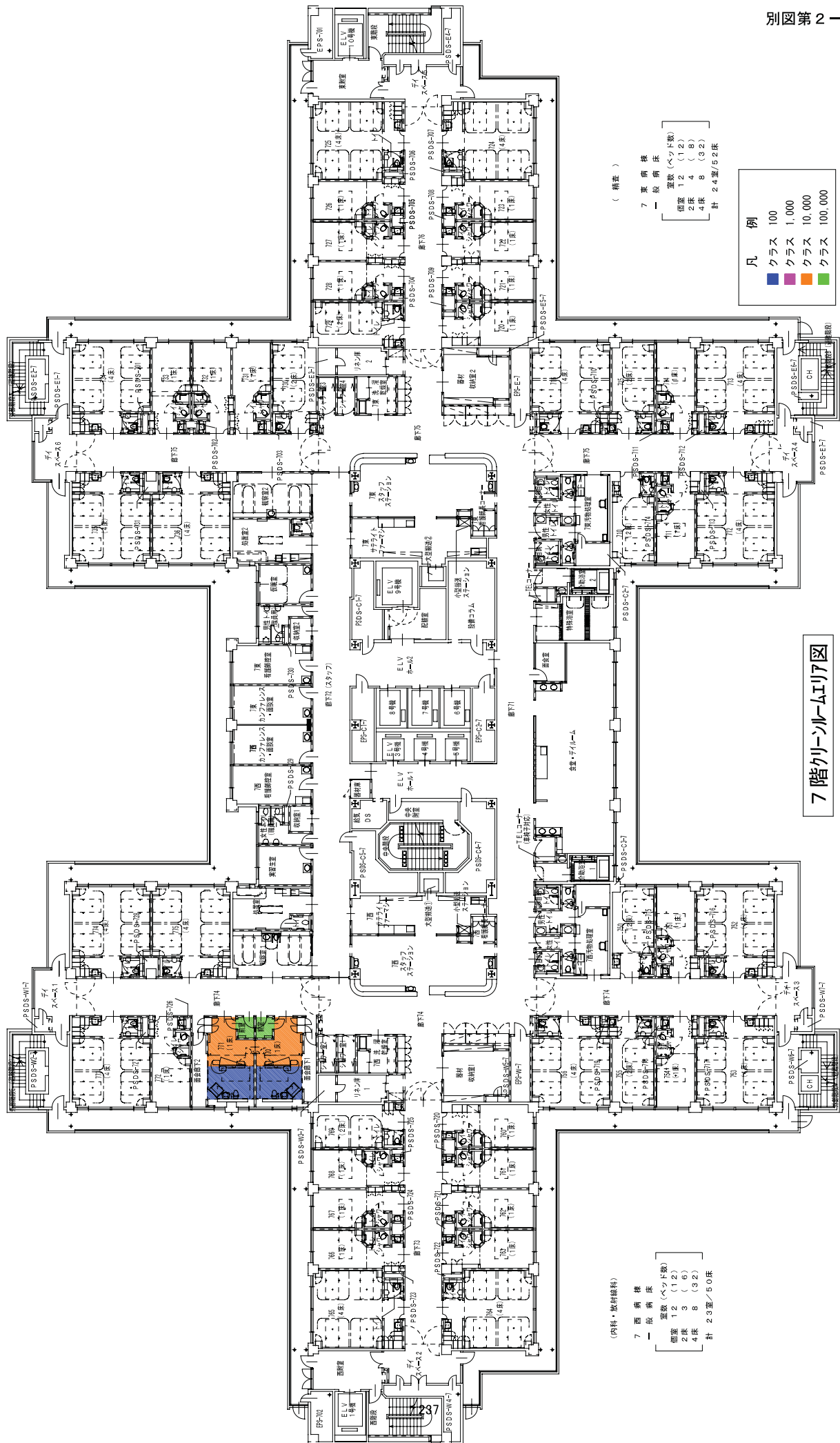


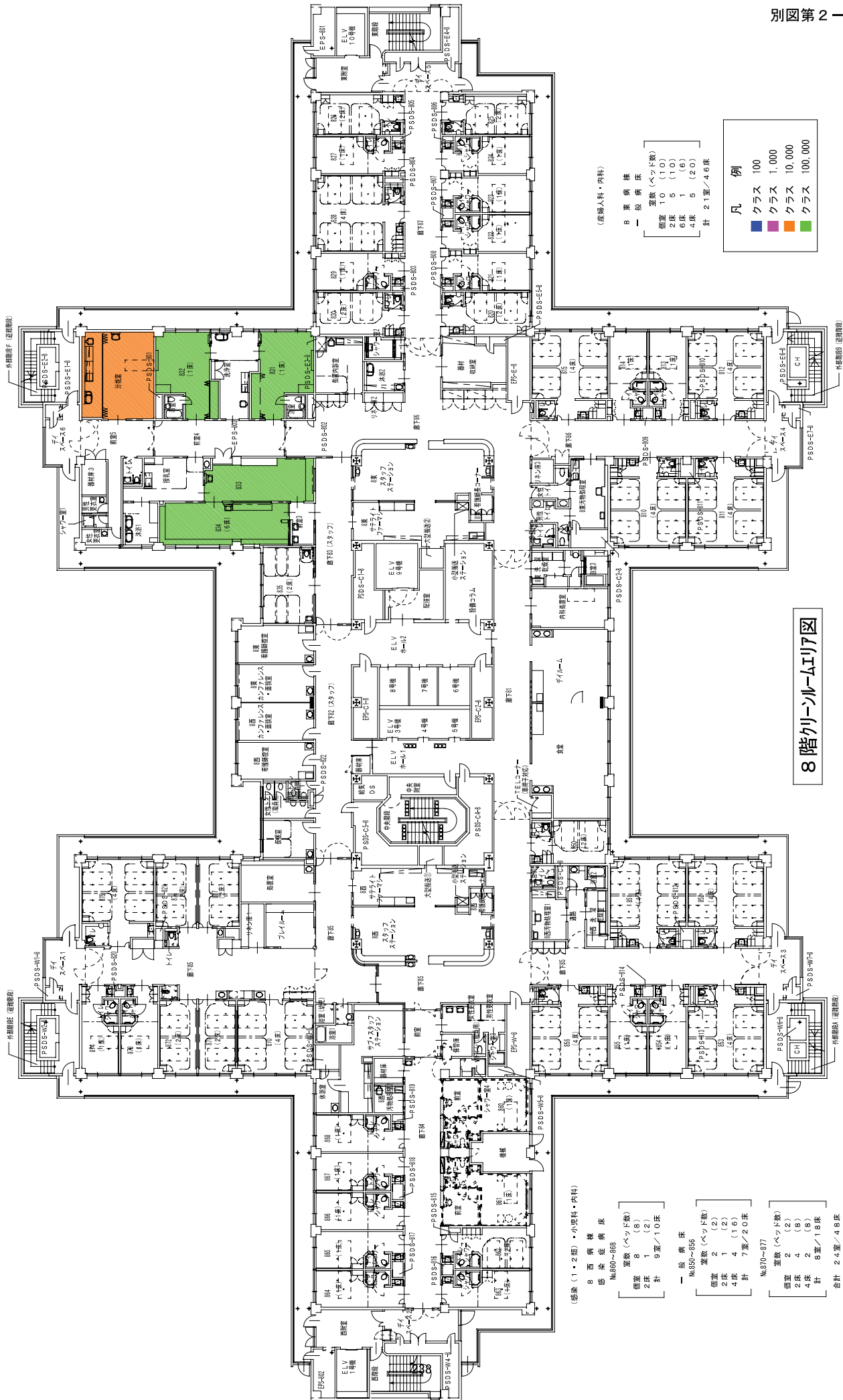
5 東病棟
 一般病床
 室数 (ベッド数)
 個室 14 (14)
 2床 4 (8)
 4床 7 (28)
 計 25室/50床

凡 例
 クラス 100
 クラス 1,000
 クラス 10,000
 クラス 100,000

5 西病棟
 一般病床
 室数 (ベッド数)
 個室 12 (12)
 2床 4 (8)
 4床 7 (28)
 計 23室/48床

5階クリーンルームエリア図





8階クリーンルームエリア図

(感染入科・内科)

8 東病棟

1 一般病床	室数 (ベッド数)
	個室 10 (10)
	2床 5 (10)
	6床 1 (6)
	4床 5 (20)
	計 21室 / 46床

凡例

■ クラス	100
■ クラス	1,000
■ クラス	10,000
■ クラス	100,000

(感染 (1・2階)・小児科・内科)

8 西病棟
感染症病棟
№800-808

1 一般病床	室数 (ベッド数)
	個室 8 (8)
	2床 1 (2)
	計 9室 / 10床

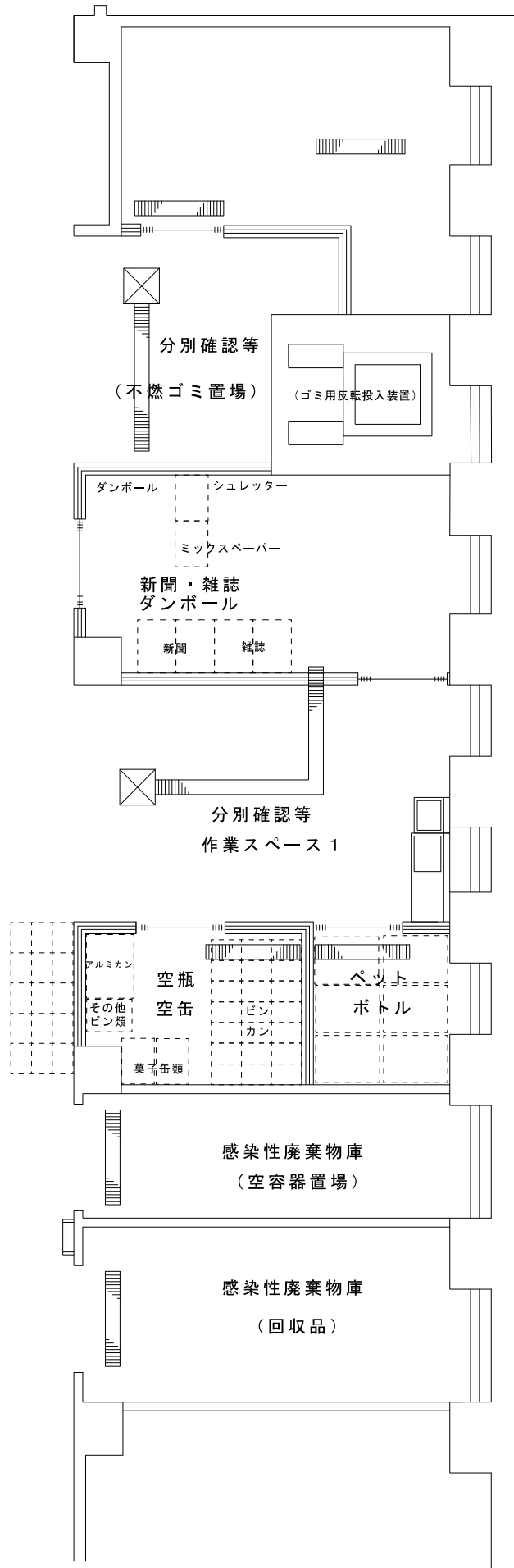
№830-856

1 一般病床	室数 (ベッド数)
	個室 2 (2)
	2床 1 (2)
	4床 4 (16)
	計 7室 / 20床

№870-877

1 一般病床	室数 (ベッド数)
	個室 2 (2)
	2床 4 (8)
	4床 2 (8)
	8室 / 18床
	計 24室 / 48床

合計 24室 / 48床



ゴミ置場等配置図

1 件 名 庁舎等清掃作業

2 総 則

適用範囲 本仕様書は、庁舎等清掃作業及び草刈作業（以下「本作業」という。）について規定する。

この仕様書に参考する次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札または見積書提出時における最新版とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

3 役務に関する要求

・ 庁舎等清掃作業

(1) 概要

本作業は、防衛省三宿地区技術研究本部の区域の庁舎等清掃を実施する。

(2) 役務の内容

庁舎等清掃作業は、別紙第1～別紙第4のとおりとする。また、清掃対象の建物規模については別添の一覧表のとおりとする。

(3) 役務期間及び役務時間

・ 役務期間

役務期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、床ワックス清掃及びカーペット清掃を除き、土日祝祭日及び年末12月29日から年始1月3日までは行わないものとする。

・ 役務時間

役務時間は、08：30から17：15までの間とする。ただし、作業時間の延長をする場合は、当日の午前中までに官側担当者と調整を行うものとする。

・ 草刈作業

(1) 概要

本作業は、防衛省三宿地区技術研究本部の区域内の草刈作業を実施する。

(2) 役務の内容

草刈作業範囲は、別図第1のとおりとする。

(3) 役務期間及び役務時間

・ 役務期間

草刈作業は年4回実施とし、実施時期は5月、7月、9月、11月に実施すること。細部日程については、官側担当者と事前調整の上、決定すること。

・ 役務時間

役務時間は、08：30から17：15までの間とする。ただし、作業時間の延長をする場合は、当日の午前中までに官側担当者と調整を行うものとする。

4 役務実施場所

防衛省三宿地区技術研究本部（付図第1、別図第1）

5 検査

庁舎清掃作業及び草刈作業に規定されている業務内容について、作業報告書及び作業結果報告書に基づき、目視により実施する。

6 その他の指示

- (1) 提出書類 契約相手方は、表に示す書類を官側に提出するものとする。

表

番号	名称	部数	提出時期	備考
1	作業従事者名簿	1部	作業実施前	
2	作業実施計画	1部		細部日程については別途調整とする。
3	作業報告書 (清掃作業日誌)	1部	作業後速やかに	別紙第 6-1～6-4 のとおり。
4	作業結果報告書 (草刈作業)	1部	作業後速やかに	作業前、中、後の記録 写真を含む

- (2) 本作業を実施にあたっては、美観を損なわないよう留意するものとし、良好な結果が得られるよう努めるものとする。
- (3) 契約相手方は、清掃の用に供する電力及び水道について、無償で支援を受けることができるものとする。
- (4) トイレトペーパー、芳香剤、石鹼水等の消耗品は、官側支給のものを使用すること。
- (5) 契約相手方は、清掃用資器材及び清掃に必要とする資材（（3）項及び（4）項に規定するものを除く。）を負担するものとする。
- (6) 契約相手方は、作業従事者に関する風紀、規律及び安全衛生等の管理責任を負うものとする。
- (7) 本作業を実施にあたっては、物品及び施設等に損傷を与える恐れがある場合、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設等に損傷を与えた場合は速やかに原状に復するものとする。
- (8) 作業従事者は、作業着の着替え等を行う場合には、官の指定した控室において行うものとする。
- (9) 本作業によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分を行うものとする。
- (10) 集積したごみ等は、官が準備するごみ袋に入れてごみ集積場に集積するものとする。
- (11) 特に汚れが目立つ場所については、薬品又はヘラ等を用いて汚れを落としてから清掃を行うものとする。
- (12) 契約相手方は、日々の作業について作業報告書（清掃作業日誌）により官に報告を行うものとする。
- (13) その他、この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

7 草刈作業実施における細部作業規定について

- ・草刈作業

草刈作業は、別図第1に示す箇所とし、地面から1cm以内に刈るものとする。

- ・発生材の処置

本作業における発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分するものとする。なお、当該廃棄物を堆肥化処理する場合には、処分場の許可証（都道府県知事発行）の写し及び、請負業者との委託契約書の写しを提出すること。

日常清掃

清掃場所		面積(m ²)		回数	清掃内容	
庁舎本館玄関前		348.00	358.00	1回	1 庁舎本館玄関前の箒はきによる清掃 2 落ち葉かき及びごみ拾い 3 庁舎本館1階玄関扉(北側を含む。)の窓ガラス及びびっサシ部分の洗剤による乾布拭き清掃	
	光・電子実験棟玄関前	10.00				
庁舎本館(1階～2階)	玄関ホール	26.04	493.51	1回	床面の除塵、水拭き及び掃除機による清掃	
	廊下(Pタイプ部分)	149.31		1回		
	廊下(カーペット部分)	139.36		1回		
	階段・(非常)階段	178.80		1回		
光・電子実験棟(1階～2階)	玄関ホール	20.00	442.40	1回	床面の除塵、水拭き及び掃除機による清掃	
	廊下	364.80		1回		
	階段	57.60		1回		
243 洗面所	庁舎本館	男子便所	65.10	1回	1 床面、壁面、扉、間仕切り等の箒はき及び水拭きによる清掃 2 便器、洗面台、鏡、水洗類は、専用洗剤等による水拭き清掃 3 トイレレットペーパー、芳香剤及び石鹸水の補充 4 ごみ屑の処理及び屑かごの清掃	
		女子便所				45.75
	庁舎別館	5.00	174.84	1回		
	光・電子実験棟	42.00				
	女子便所	6.00	6.125			
	電波暗室	6.125				
	ドライバー控室	4.86				

定期清掃

清掃場所		面積(m ²)	実施時期及び回数	清掃内容
玄関	庁舎別館	3.36	隔日	1 玄関前の箒はき清掃 2 玄関扉の拭き清掃
	電波暗室	4.50		
玄関ホール	庁舎本館1階	26.04	6月・9月・12月・3月	1 床面(Pタイル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。 2 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等で磨き仕上げをする。 3 特に汚れのひどい箇所は、剥離洗浄を行う。
	光・電子実験棟1階	20.00		
	電波暗室1階	12.60		
廊下・通路廊下・(非常)階段・屋外階段	庁舎本館(廊下3階～5階)Pタイル部分	129.40	隔日	床面の掃除機及びモップによる水拭き清掃
	庁舎本館(廊下3階～5階)カーペット部分	358.35		
	通路廊下	110.04		
	光・電子実験棟(廊下1階～R階)	511.20		
	ドライハブ控室(廊下)	8.10		
	庁舎本館(階段3階～R階)	351.96		
	庁舎別館(階段1階～2階)	49.60		
	光・電子実験棟(階段3階～4階)	44.10		
	光・電子実験棟(屋外階段1階～3階)	88.08		
	電波暗室(階段1階～R階)	107.63		
	庁舎本館(廊下・階段1階～R階)	819.42		
	庁舎別館(廊下・階段1階～2階)	109.32		
	通路廊下	110.04		
光・電子実験棟(廊下・階段1階～R階)	599.28			
電波暗室(階段1階～PH-1)	107.63			
ドライハブ控室(廊下1階)	21.60			
		641.37	隔日	床面及び手すり等の箒はき及び水拭きによる清掃
			4月	1 床面(Pタイル部分)を除塵・剥離する。 2 除塵・剥離後洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。 3 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等で磨き仕上げをする。
		1,767.29	6月・9月・12月・3月	1 床面(Pタイル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。 2 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等で磨き仕上げをする。 3 特に汚れのひどい箇所は、剥離洗浄を行う。

定期清掃

清掃場所		面積(m ²)	実施時期及び回数	清掃内容
窓ガラス・窓枠	庁舎本館	1,474.01	6月・9月・12月・3月	1 洗剤を使用して、窓ガラス両面の汚れを落とした後、乾布拭き清掃 2 窓枠の汚れの拭き清掃
	庁舎別館	152.01		
	光・電子実験棟	370.80		
	電波暗室	25.50		
	冷暖房機械室	7.98		
	ドライバー控室	43.25		
シャワー・更衣室	庁舎本館(3階)	26.04	隔日	1 床面及び壁面の箒はき及び水拭きによる清掃 2 シャワールームは、洗剤による水洗い清掃 3 ごみ屑の処理及び屑かごの清掃
	庁舎本館(4階)	15.00	6月・3月	1 床面(Pタイル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。 2 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等で磨き仕上げをする。 3 特に汚れのひどい箇所は、剥離洗浄を行う。
	光・電子実験棟(1階)	6.51		
	庁舎本館(1階)	26.04		
庁舎本館(2階)	26.04			
湯沸室・談話室	庁舎本館(3階)	26.04	4月	1 床面(Pタイル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。 2 除塵・剥離後洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。 3 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等で磨き仕上げをする。
	庁舎本館(4階)	26.04		
	庁舎本館(5階)	26.04		
	ドライバー控室(1階)	3.24		
		133.44		
構内(庁舎廻り)	1,520.00	10月～12月の間週3回	落ち葉掃き清掃及びごみ収集	
構内(雨水溝)	8.50	4月～3月の間で3回	雨水溝清掃	
庁舎本館玄関マット	8.64	4月～3月の間で2回	マットの洗剤洗浄	

定期清掃

清掃場所	面積(m ²)	実施時期及び回数	清掃内容
庁舎本館廊下カーペット	487.75	6月・9月・12月・3月	カーペットの洗剤洗浄
庁舎本館エレベーター(籠内部)	3.61	6月・3月	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面(Pタイル部分)を除塵・剥離する。 2 除塵・剥離後洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。 3 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等で磨き仕上げをする。
講堂	175.40	6月・9月・12月・3月	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面(Pタイル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。 2 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等で磨き仕上げをする。 3 特に汚れのひどい箇所は、剥離洗浄を行う。
ごみ集積場	17.85	週4回 (月、火、木、金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 集積ごみの整理、分別 2 ごみ収集車立会 3 実施日：月、木…可燃ごみ、火…不燃ごみ、金…資源ごみ ごみ集積場付近の掃はき清掃

役務場所一覧表

場所	廊下		階段	非常階段 屋外階段	講堂	洗面所					窓ガラス	玄関ホール	シャワー・ 更衣室	エレベータ (籠内部)	玄関前	構内
	(カーペット)	(タイル)				面積(m ²)	洗面台	小便器	大便器	洗面台						
庁舎本館1階		129.40	48.08	18.02		39.06	4器	3器	5器	2	26.04		面積(m ²)	348.00		
庁舎本館2階	129.40	29.86	48.08	64.62		13.02	2器	3器	1器	1						
庁舎本館3階	119.45	29.86	48.08	64.62		13.02	2器	3器	1器	1		26.04	3.61			
庁舎本館4階	119.45	29.86	48.08	64.62		32.55	4器	3器	3器	2		6.51				
庁舎本館5階	119.45	69.68	48.08	50.89		13.02	2器	3器	1器	1						
庁舎本館R階			27.59													
通路廊下		110.04														
庁舎別館1階		29.86	22.30			5.00	1器	2器	1器	1				3.36		
庁舎別館2階		29.86	27.30		166.36											
光・電子実験棟1階		182.40	30.00	34.44		21.00	2器	3器	3器	1	20.00	14.40	20.00	10.00		
光・電子実験棟2階		182.40	27.60	34.44		21.00	2器	3器	3器	1						
光・電子実験棟3階		134.40	27.60	19.20		6.00	2器		1器	1						
光・電子実験棟R階		12.00	16.50													
電波暗室1階			16.63			6.13	1器	1器	1器	1	12.60		12.60	4.50		
電波暗室2階			22.75													
電波暗室3階			22.75													
電波暗室4階			22.75													
電波暗室PI-1			22.75													
冷暖房機械室																
ドライバ-控室						5.76	1器	1器	1器	1					1,520.00	
庁舎廻り																
構内(雨水溝)															8.50	
合計	487.75	969.63	526.92	350.84	166.36	175.56	23器	25器	21器	13	58.64	46.95	36.21	365.86	1,528.50	

清掃作業日誌

項目	清掃作業場所	清掃作業回数	清掃作業年月日(曜日)						
			平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	
日常清掃 248	庁舎本館玄関前	1回							
	光・電子実験棟玄関前	1回							
	庁舎本館(1階 ~2階)	玄関ホール	1回						
		廊下(Pホール部分)	1回						
		廊下(サブホール部分)	1回						
	光・電子実験棟(1階~2階)	階段・(非常)階段	1回						
		玄関ホール	1回						
		廊下	1回						
	洗面所	階段	1回						
		庁舎本館(男子便所)	1回						
		庁舎本館(女子便所)	1回						
	洗面所	庁舎別館	1回						
		光・電子実験棟(男子便所)	1回						
光・電子実験棟(女子便所)		1回							
電波暗室		1回							
	トライアル控室	1回							
清掃時間									
清掃作業者氏名 印									
検査官確認 印									

清掃作業日誌

項目	清掃作業場所	清掃作業回数	清掃作業年月日(曜日)				
			平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	
定期清掃	玄関	隔日					
	庁舎別館 電波暗室						
	廊下・通路廊下	隔日					
			庁舎本館(廊下3階～5階)Pタイル部分				
			庁舎本館(廊下3階～5階)カーペット部分				
	廊下・通路廊下・(非常)階段・屋外階段	光・電子実験棟(廊下1階～R階)	隔日				
		トライア-控室(廊下)					
		庁舎本館(階段3階～R階)					
		庁舎別館(階段1階～2階)					
		光・電子実験棟(階段3階～4階)					
		光・電子実験棟(屋外階段1階～3階)					
	シャワー・更衣室	電波暗室(階段1階～R階)	隔日				
		庁舎本館(3階)					
		庁舎本館(4階)					
		光・電子実験棟(1階)					
ごみ集積場		週4回(月・火・木・金)					
清掃時間							
清掃作業者氏名印							
検査官確認印							

清掃作業日誌

項目	清掃作業場所	清掃作業回数	清掃作業年月日(曜日)					
			平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()
玄関ホール	庁舎本館1階	6月・9月・12月・3月						
	光・電子実験棟1階							
廊下・通路廊下・(非常)階段・屋外階段	電波暗室1階	4月						
	庁舎本館(廊下・階段3階~5階)							
	庁舎本館(廊下・階段3階~5階)							
	通路廊下							
	光・電子実験棟(廊下・階段1階~R階)	6月・9月・12月・3月						
	電波暗室(階段1階~RH-1)							
	トライバ-控室(廊下1階)							
	庁舎本館・別館							
	光・電子実験棟	6月・9月・12月・3月						
	電波暗室							
窓ガラス・窓枠	冷暖房機械室							
シャワー・更衣室	トライバ-控室	6月・3月						
	庁舎本館(3階)							
	庁舎本館(4階)							
	光・電子実験棟(1階)							
湯沸室・談話室	庁舎本館(1階)	4月						
	庁舎本館(2階)							
	庁舎本館(3階)							
	庁舎本館(4階)							
	庁舎本館(5階)	6月・9月・12月・3月						
	トライバ-控室(1階)							
清掃時間								
清掃作業者氏名 印								
検査官確認 印								

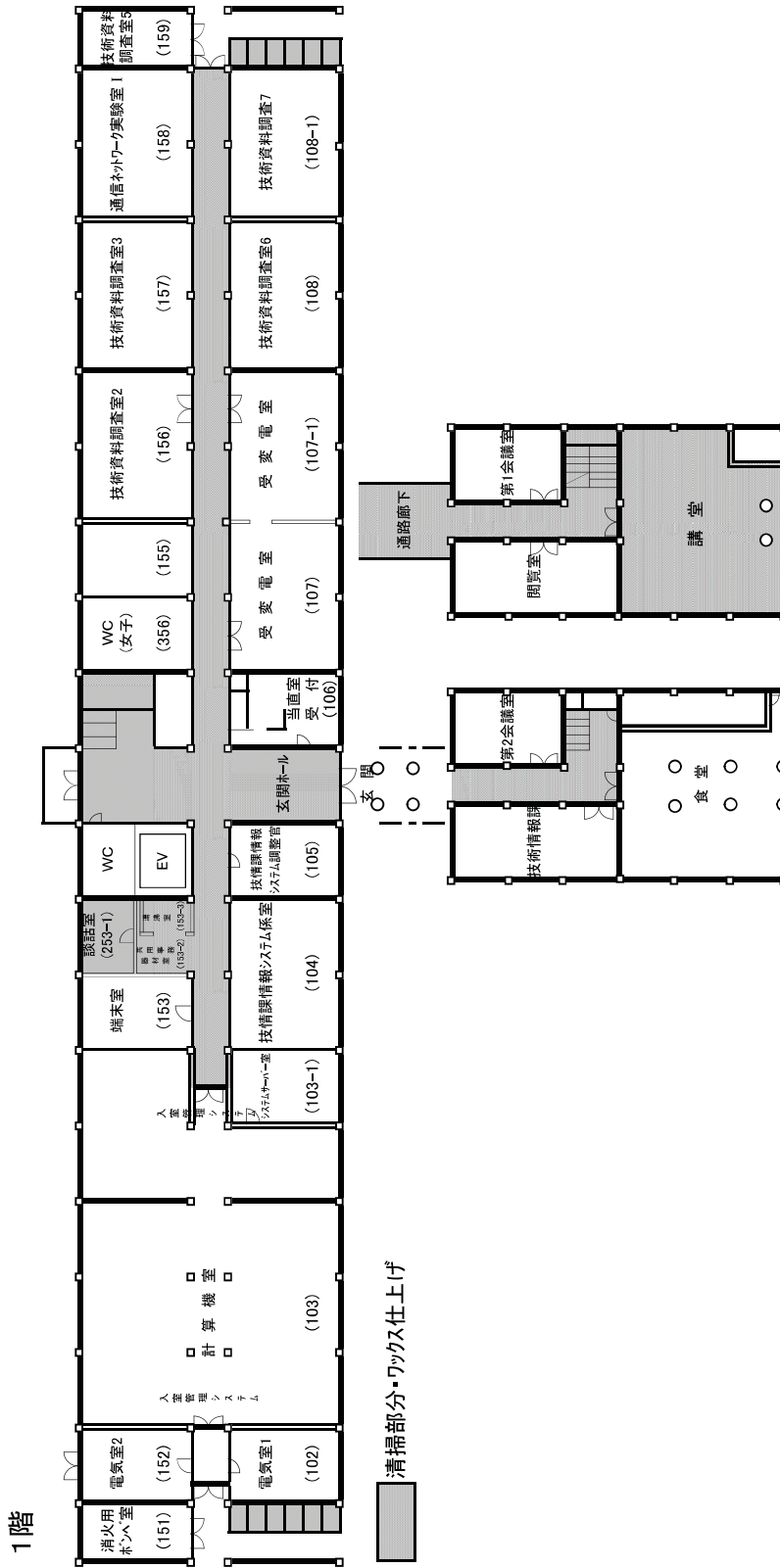
清掃作業日誌

項目	清掃作業場所	清掃作業回数	清掃作業年月日(曜日)					
			平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()	平成 年 月 日()
定期 清掃	構内(庁舎廻り)	10月~12月の間で週2回						
	構内(雨水溝)	4月~3月の間で2回						
	庁舎本館玄関マット	4月~3月の間で2回						
	庁舎本館エレベーター(籠内部)	6月・9月・12月・3月						
	講堂	12月・3月						
	庁舎本館玄関カーペット	6月・9月・12月・3月						
	講堂	6月・9月・12月・3月						
清掃時間								
清掃作業者氏名 印								
検査官確認 印								

地区名	三宿地区	図面	防衛省技術研究本部電子装備研究所建物一覽表		
番号	建物名称	建設年度	構造	延床面積(m ²)	縦(m)×横(m)
1	庁舎本館	S30.8.15	RC-5	6,558.04	14.77×87.34
2	庁舎別館	S30.8.15	RC-2	774.65	25.20×15.37
3	渡廊下	S30.8.15	RC-2	31.70	12.20×6.40
6	器材庫	S31.3.31	S-1	193.50	21.50×9.00
9	自転車置場	S37.3.31	W-1	17.76	1.93×9.20
13	冷暖房機械室	S51.8.31	RC-1	144.00	10.00×14.40
16	光・電子実験棟(先進技術推進センター)	H3.11.22, H21.8.31	RC-3	3,193.50	53.00×14.40
17	電波暗室	H7.3.20	RC-4	1,018.00	14.20×45.00
18	出納官倉庫	H9.1.13	RC-2	138.60	5.47×12.67
19	トライブール控室	H21.8.31	RC-2	362.98	14.4×12.6

付図第1

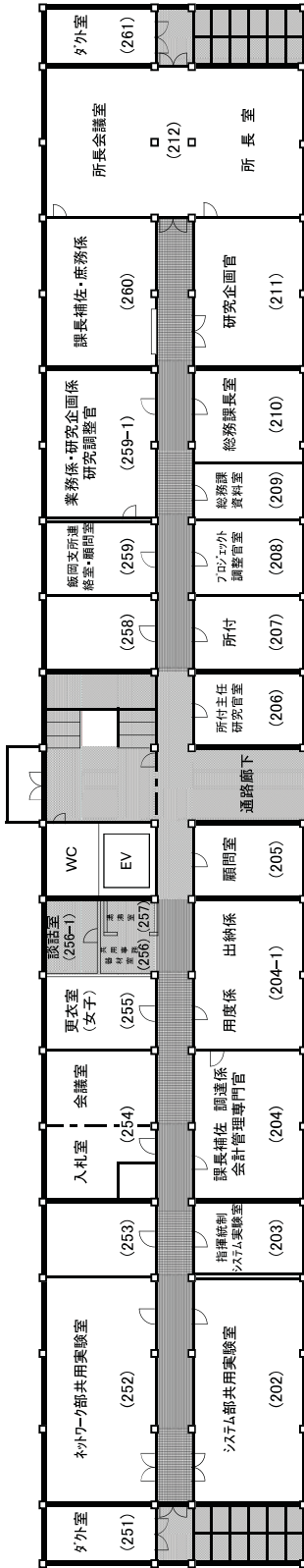
庁舎本館平面図





付図第2

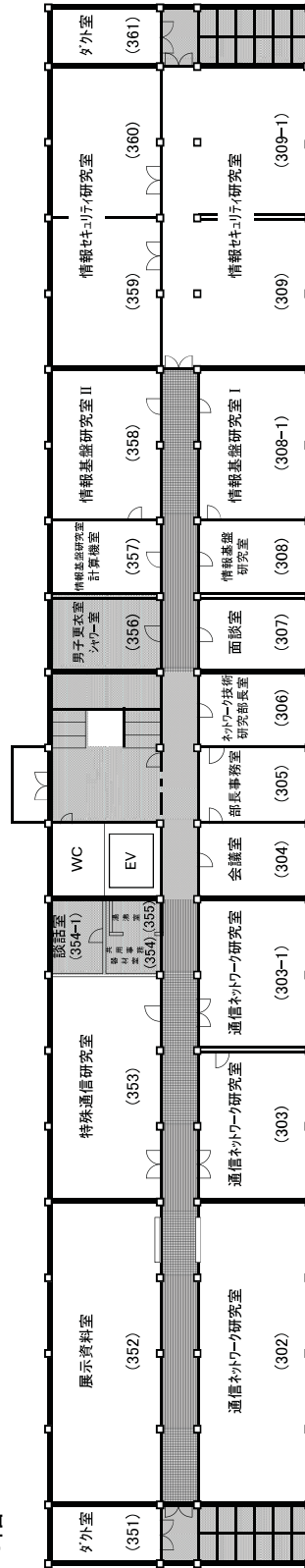
庁舎本館平面図

2階



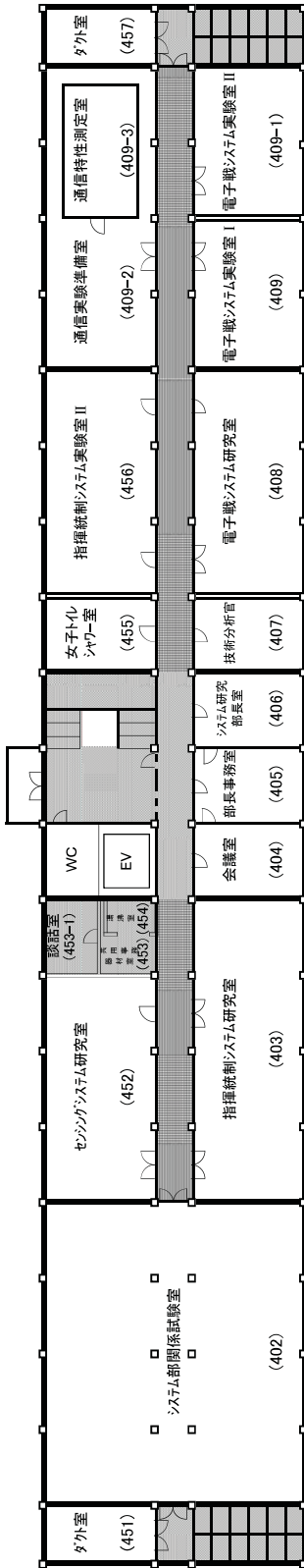
-  清掃部分・ワックス仕上げ
-  清掃部分・カーペット清掃

3階



庁舎本館平面図

4階



清掃部分・ワックス仕上げ

清掃部分・カーペット清掃

5階



付図第4

庁舎本館平面図

R階



清掃部分・ワックス仕上げ

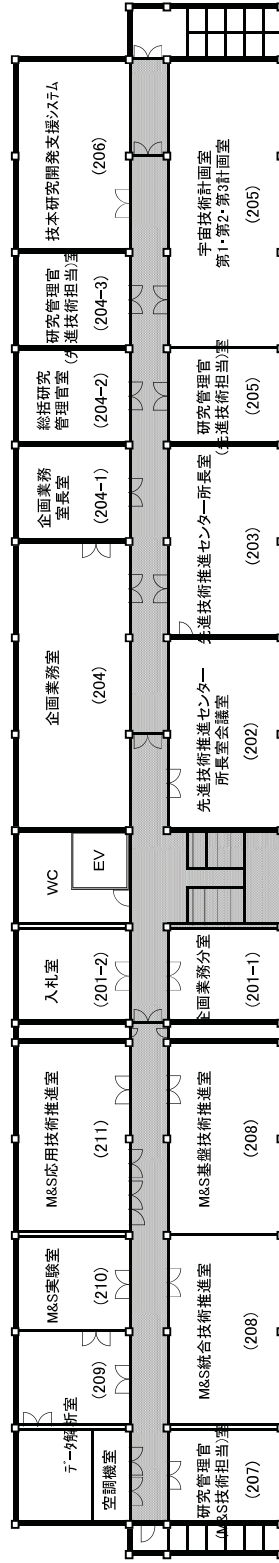
光・電子実験棟平面図

1階

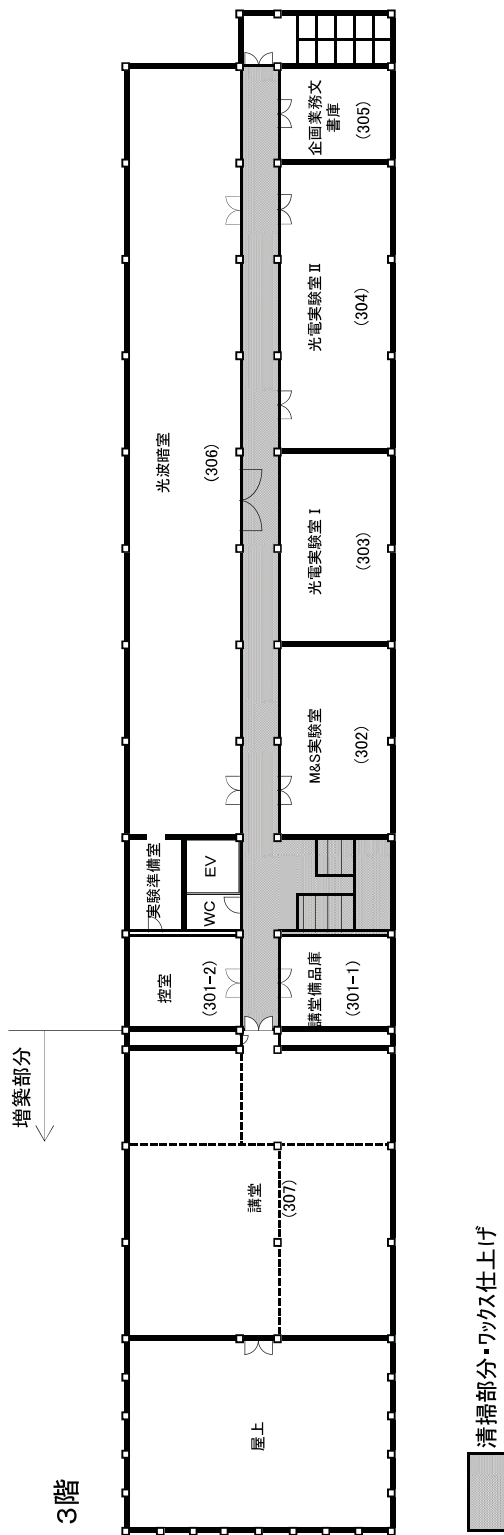


清掃部分・ラックス仕上げ

2階



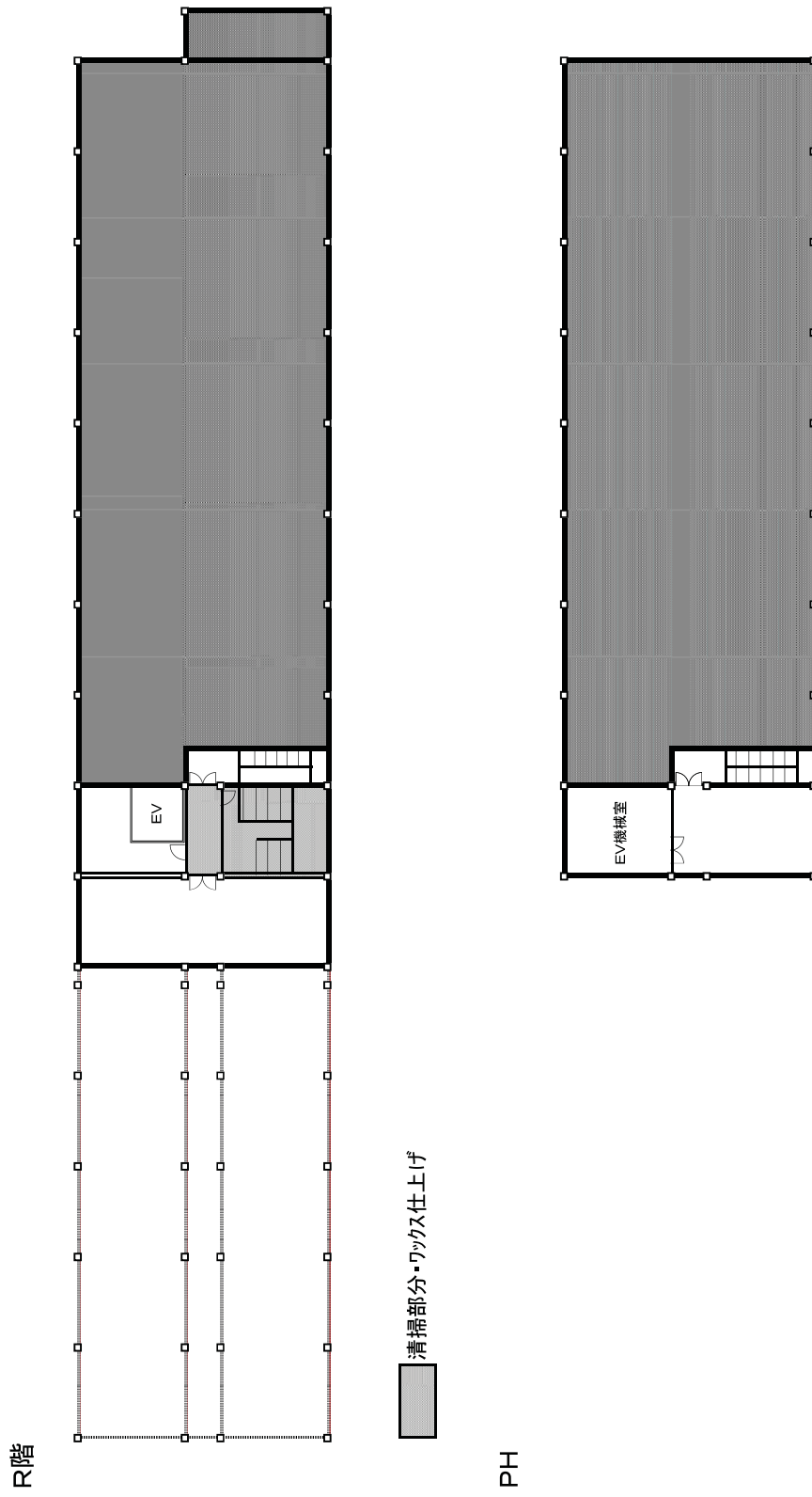
光・電子実験棟平面図



3階

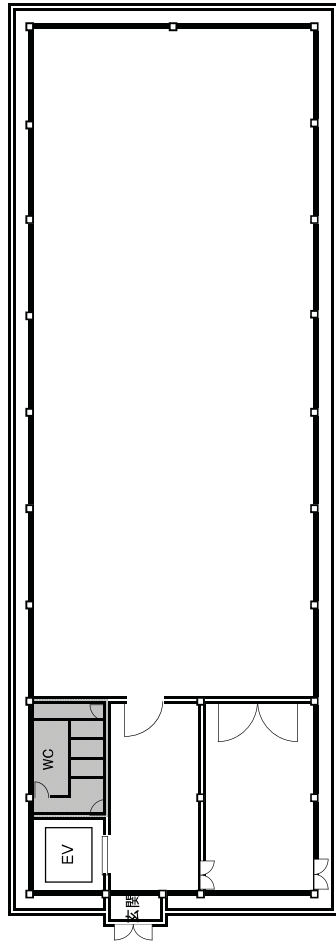
清掃部分・ワックス仕上げ

光・電子実験棟平面図

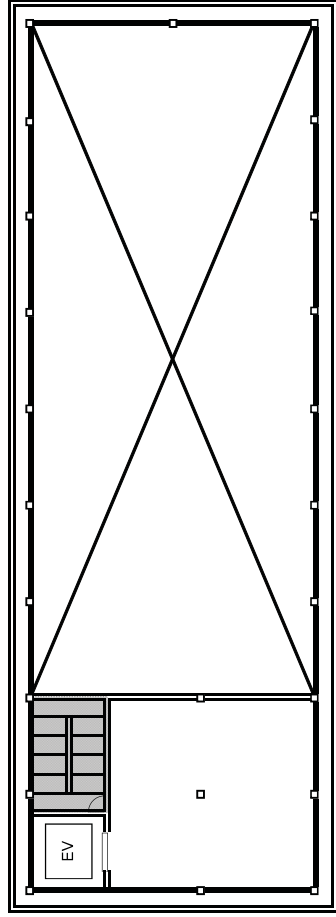


電波暗室平面図

1階



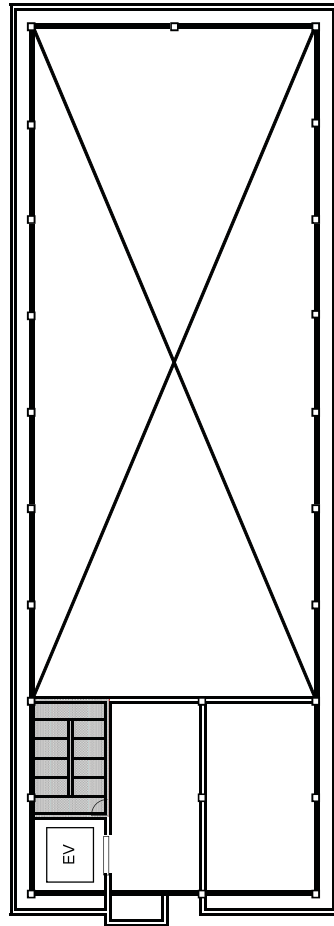
3階



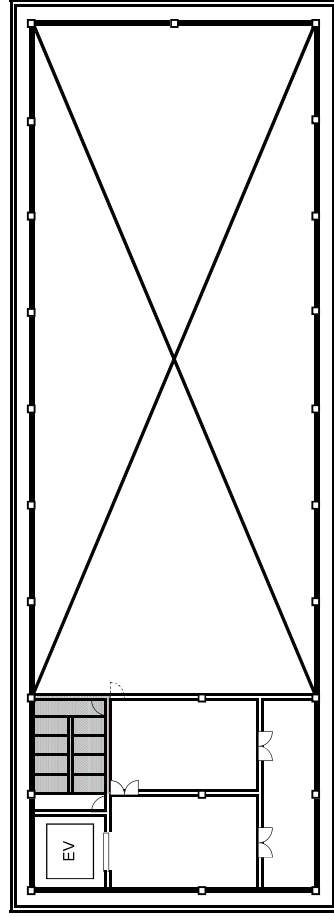
清掃部分・ワックス仕上げ



2階

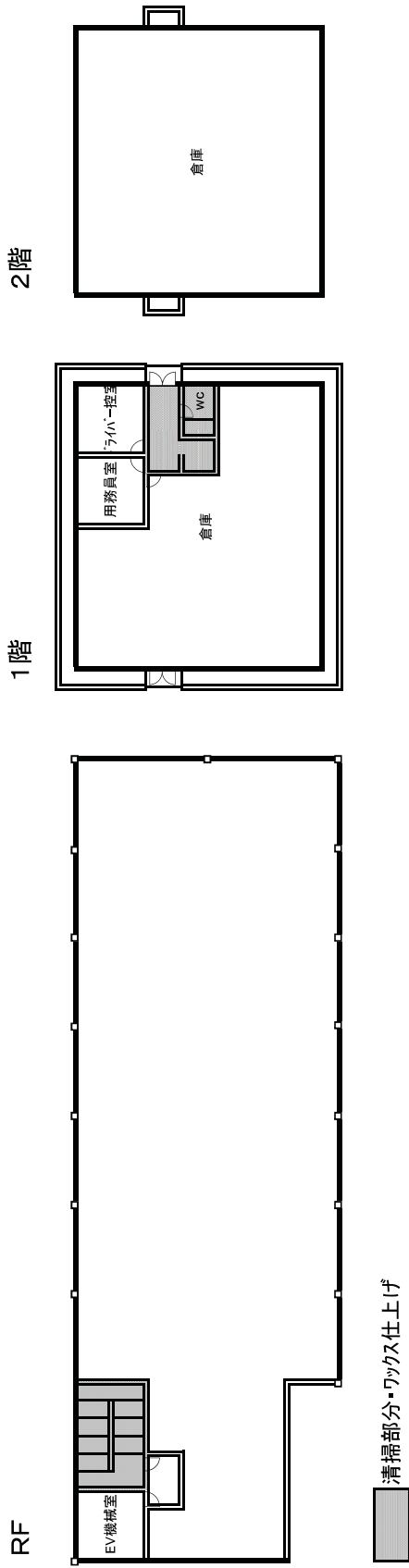


4階



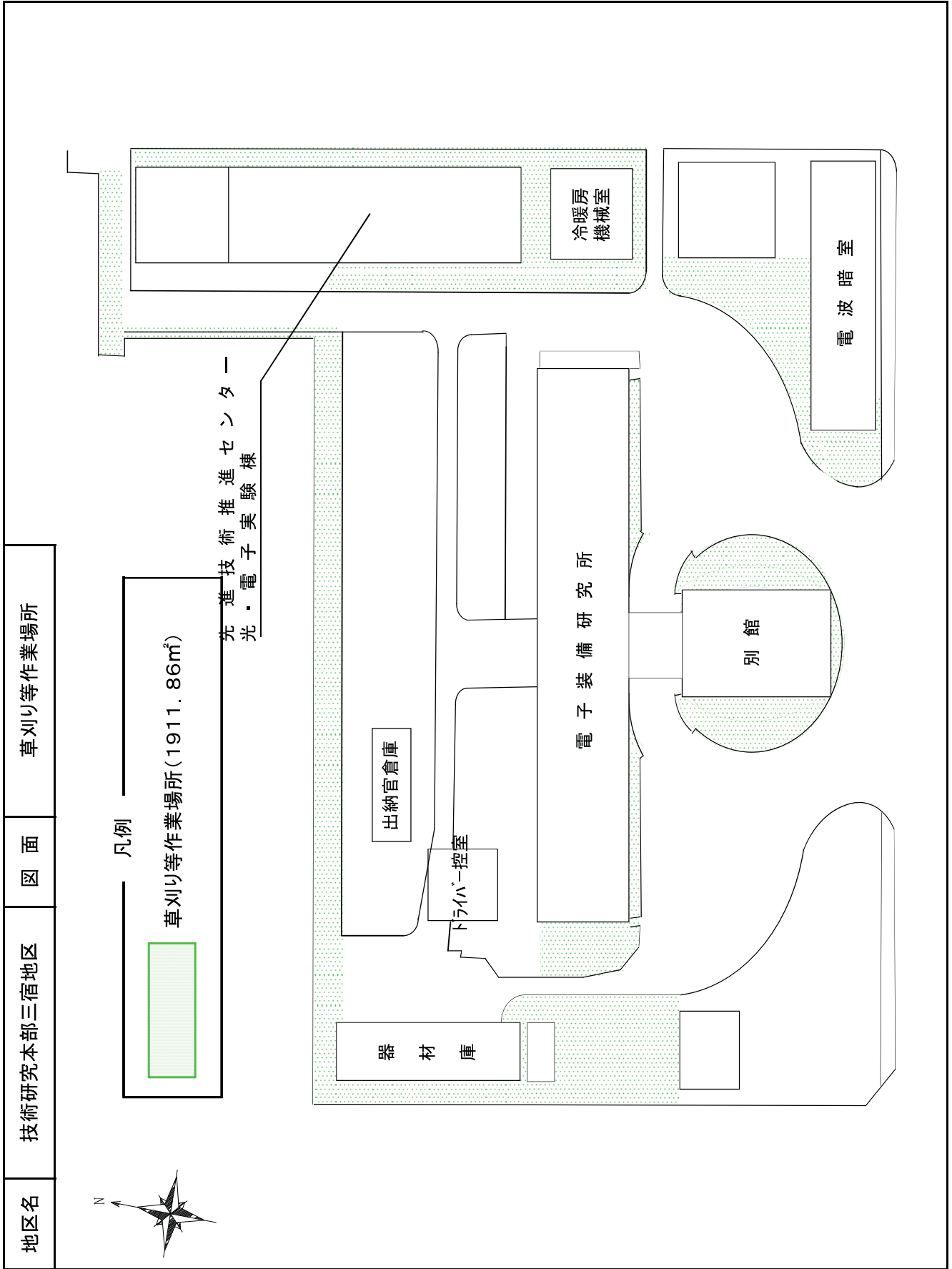
電波暗室平面図

ドライバー控室



防衛省三宿地区技術研究本部の管理建物一覧表

番号	建物名称	建設年度	構造	延床面積(㎡)	縦(m)×横(m)
1	庁舎本館	S30. 8. 15	RC-5	6,558.04	14.77×87.34
2	庁舎別館	S30. 8. 15	RC-2	774.65	25.20×15.37
3	渡廊下	S30. 8. 15	RC-2	31.70	12.20×6.40
6	器材庫	S31. 3. 31	S-1	193.50	21.50×9.00
9	自転車置場	S37. 3. 31	W-1	17.76	1.93×9.20
13	冷暖房機械室	S51. 8. 31	RC-1	144.00	10.00×14.40
16	光・電子実験棟(先進技術推進センター)	H3. 11. 22, H21. 8. 31	RC-3	3,193.50	53.00×14.40
17	電波暗室	H7. 3. 20	RC-4	1,018.00	14.20×45.00
18	出納官倉庫	H9. 1. 13	RC-2	138.60	5.47×12.67
19	トライバー控室	H21. 8. 31	RC-2	362.98	14.4×12.6



別図第 1

1 件 名 シートクリーナー他保守

2 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、シートクリーナー他の保守（以下「本作業」という。）について規定する。

3 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、シートクリーナー、サニタリーディスポーザル及びサニタイザーMK 7（以下「シートクリーナー他」という。）を定期的に保守点検及び薬剤交換を行うものである。

(2) 役務の内容

シートクリーナー他をトイレに設置するものとし、詳細を以下に示す。

(ア) シートクリーナー

- シートクリーナーは、表 1 に示すとおりとする。

表 1

名称	規格	数量	備考
シートクリーナー L	日本カルミック(株) H240×W140×D100(mm) 除菌剤容量 500ml	23 個	2ヶ月に1回除菌剤の補充を行うものとする。

- 設置場所は、表 2 に示された箇所にある洋式大便器に設置する。

表 2

設置場所	数量	設置場所	数量
技術研究本部庁舎本館 1 階 (男女各 2 箇所)	4 個	技術研究本部庁舎別館 1 階 (男女共用 1 箇所)	1 個
〃 庁舎本館 2 階 (男性用 2 箇所)	2 個	〃 庁舎本館 3 階 (男性用 2 箇所)	2 個
〃 庁舎本館 4 階 (男女各 2 箇所)	4 個	〃 庁舎本館 5 階 (男性用 2 箇所)	2 個
〃 光・電子実験棟 1 階 (男性用 2 箇所)	2 個	〃 光・電子実験棟 2 階 (男性用 2 箇所)	2 個
〃 光・電子実験棟 3 階 (女性用 2 箇所)	2 個	〃 電波暗室 1 階 (男女共用 1 箇所)	1 個
〃 ドライバー控室 1 階 (男女共用 1 箇所)	1 個		

(イ) サニタリーディスポーザル

- ・ サニタリーディスポーザルは、表3に示すとおりとする。

表3

名称	規格	数量	備考
サニタリーディスポーザル (庁舎設置)	日本カルミック㈱ ポリプロピレン H450×W250×D170(mm)12L	7個	交換頻度は月1回。
〃 (病院設置)	日本カルミック㈱ サニコーナーL オートタイプJ	21個	交換頻度は週1回とする。

- ・ 設置場所は、表4に示す場所の女性トイレブース内に設置する。

表4

設置場所	数量	設置場所	数量
技術研究本部庁舎本館1階	1個	技術研究本部庁舎別館1階	2個
〃 庁舎本館4階	2個	〃 光・電子実験棟3階	2個
自衛隊中央病院1階	5個	自衛隊中央病院2階	6個
〃 4階	2個	〃 8階東病棟	8個

(ウ) サニタイザーMK7

- ・ サニタイザーMK7は、表5に示すとおりとする。

表5

名称	規格	数量	備考
サニタイザーMK7	日本カルミック㈱ サニタイザーMK7	25台	取付け実施後、2ヶ月に1回薬品、香料、消臭剤及びバッテリー等消耗品の交換及び点検を行うものとする。

- ・ 設置場所は、表6に示された箇所にある小便器に設置する。

表6

設置場所	数量	設置場所	数量
技術研究本部庁舎本館1階	3台	技術研究本部庁舎別館1階	2台
〃 庁舎本館2階	3台	〃 庁舎本館3階	3台
〃 庁舎本館4階	3台	〃 庁舎本館5階	3台
〃 光・電子実験棟1階	3台	〃 光・電子実験棟2階	3台
〃 電波暗室1階	1台	〃 ドライバー控室	1台

4 検査

- 3(2)の項について、目視及び作業報告書により実施する。

5 役務実施場所

防衛省三宿地区技術研究本部及び自衛隊中央病院

6 役務期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。

7 その他の指示

- (1) 本作業に必要な資材、機材及び消耗品は、請負業者において準備するものとする。
- (2) 請負業者は、本作業を実施するに当たり、官側の保有する施設・設備等を使用する必要がある場合、予め官側と協議の上、無償で支援を受けることができる。
- (3) 請負業者は、各階の作業終了後、作業報告書1部を官側に提出するものとする。
- (4) 本作業によって生じた発生材は、請負業者の責任において適切に廃棄処分を行うものとする。
- (5) 本作業を実施するに当たり、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設・設備等に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において速やかに原状に復するものとする。
- (7) その他 この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。

防衛省・自衛隊（十条地区）の施設管理業務における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、防衛省・自衛隊は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された防衛省・自衛隊（十条地区）の施設管理業務（以下、「施設管理業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 対象施設の概要

<施設概要>

- 施設名称 : 防衛省・自衛隊（十条地区）
所在地 : 東京都北区十条台1丁目5-70
敷地面積 : 12ha
建物 : 施設配置図は別紙1のとおり
各建物の構造、建設年月日、建築面積、延床面積は、別紙2のとおり
施設管理業務の範囲 : 別紙1及び2に記載の建物等

<施設目的>

十条地区は、陸上自衛隊補給統制本部、海上自衛隊補給本部、航空自衛隊補給本部、航空自衛隊第1補給処東京支処、北関東防衛局等が所在しており、約3千人の隊員等が勤務し、全国各地の自衛隊が国防、災害派遣、国際貢献等の任務を達成するために必要不可欠な物品の調達、保管、補給又は整備及びこれらに関する調査研究についての事務の実施の企画、総合調整及び統制業務を実施している。

(2) 業務の対象と業務内容

十条地区の各施設は、平時はもとより有事・災害発生時には危機管理（対処）官庁として機能する必要がある、この特性を踏まえつつ、我が国防衛の中核施設等として、必要な執務環境を確保し、各種任務が適正かつ確実に実施されるよう、施設管理業務（建築設備点検保守業務、電気設備維持管理業務、機械設備維持管理業務、運転・監視及び日常点検業務、環境整備等業務、植栽管理業務、廃棄物監理業務、環境保全業務）を行うこととする。

① 建築設備点検保守業務

十条地区に設置してあるエレベーターの点検保守業務を行う。

- ② 電気設備維持管理業務
 十条地区に設置してある中央監視システム、特高受変電設備、親子時計、非常用電源自家発電設備、重要施設用自家発電設備、交流無停電電源設備、直流電源設備の点検保守業務を行う。
- ③ 機械設備維持管理業務
 十条地区に設置してある庁舎等空調設備、吸収式冷暖房機、ターボ冷凍機、空調設備自動制御装置、真空式温水発生器、駐屯地燃料地下タンク、消防設備、非常用ろ過設備、厨房除害設備の点検保守及びフィルター、冷却水管の洗浄業務等を行う。
- ④ 運転・監視及び日常点検業務
 十条地区に設置してある中央監視システム及び防災システムの運転・監視業務及び電気設備の日常点検・保守業務を行う。
- ⑤ 環境整備業務
 十条地区庁舎の日常・定期清掃、窓清掃、高置水槽・受水槽清掃、排水槽清掃、ねずみ・こん虫等点検防疫作業業務を行う。
- ⑥ 植栽管理業務
 十条地区内の樹木剪定業務を行う。
- ⑦ 廃棄物監理業務
 十条地区の塵芥処理作業、廃棄物処理装置点検保守、駐屯地紙裁断機保守業務を行う。
- ⑧ 環境保全業務
 十条地区の水質検査業務を行う。

なお、各設備の業務の内容については別紙3「業務内容」のとおりとする。

1. 1. 1 施設管理業務全般に係る業務

業務の実施にあたっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とすることも可能とする。

(1) 共同体の管理について

施設管理業務を実施するにあたり、共同体を構成する場合は、その代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定め、代表企業は共同体に参加するその他の企業(以下「グループ企業」という。)と密に連携をとり、施設管理業務を包括的に管理すること。

(2) 発注者との連携について

代表企業及びグループ企業は、定期的に防衛省・自衛隊と連携を図り、施設管理業務を円滑に実施すること。

(3) 代表企業の権限

代表企業は、施設管理業務の履行に関し、共同体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金の請求、受領及び共同体に属する財産を監理する権限を有するものとする。

(4) 統括管理責任者

① 民間事業者は、統括管理責任者を選任することとする。ただし共同体で参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統括管理責任者は業務責任者との兼務を妨げないが、各業務が円滑に実施できるよう留意すること。

② 統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者に報告すること。

③ 施設管理担当者からの指示は、統括管理責任者が受け、各業務責任者を通じて速やかに実行すること。

④ 各業務責任者は、報告書その他の関係書類の提出や業務の重要事項に関することは、統括管理責任者を通じて施設管理担当者に提出・報告するものとする。

(5) 副統括管理責任者

① 統括管理責任者は、業務分野を定め、各副統括管理責任者を置くことができる。

② 副統括管理責任者は、統括管理責任者を選出した民間事業者から選出することとし、また、業務責任者との兼務を妨げないが、各業務が円滑に実施できるよう留意すること。

③ 副統括管理責任者は、統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の場合は、これに代わるものとする。

(6) 業務の引継ぎ

① 施設管理業務を落札した民間事業者（以下「受注予定者」という。）は、直ちに現在業務を請け負っている者（以下「現受注者」という。）から業務の履行に支障を来さないよう業務の引継ぎを受けなければならない。

② 現受注者は、受注予定者に対して確実に業務内容の引継ぎを行わなければならない。

③ 受注予定者及び現受注者は、引継ぎ内容について防衛省側の確認を受けるものとする

1. 1. 2 施設管理業務

施設管理業務の詳細は、別冊「十条地区の施設維持管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

1. 2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下の通りとする。

1. 2. 1 施設管理業務の質

基本的な方針	主要事項	測定指標
<p>当該事業が我が国防衛の中核施設の運用に密接な関わりがあることを十分に理解し、防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないようにする。</p>	品質の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務請負者の不備に起因した防衛省の行う業務の中断回数0回 ・ 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水の発生回数0回 ・ 災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと。 ・ 外来者や近隣住民への対応を適切に実施することで、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと。 <p>※ いずれも、自然災害等予測不能な場合を除く。</p>
	環境への配慮	<p>環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務に支障が生じない範囲において、十条地区の目標値である温室効果ガス総排出量が基準排出量に対し8%削減を達成できるように努めること。</p> <p>なお、この勤務環境低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者調整を図りつつ実施する。</p>
	安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務請負業者の不備に起因する施設勤務者、入居者、来訪者、見学者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数0回 ・ 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数0回

1. 2. 2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、従来の実施方法として下記6. で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる。

1. 2. 3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

(1) 施設管理業務全般に対する提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、施設管理業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(2) 従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

(3) コスト低減についての改善提案

民間事業者は、施設管理業務に係るコスト削減に関する提案がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、現行レベルの質が確保できる根拠等を付し提案すること。

1. 2. 4 委託費の支払い方法

防衛省・自衛隊は、施設管理業務について検査・監督を行い、委託費を支払う。

委託費の支払いにあたっては、民間事業者は当該月分の業務完了後、防衛省・自衛隊との間で予め定める書面により、当該月分の支払い請求を行い、防衛省・自衛隊は、これを受領した日から30日以内に民間事業者に支払うものとする。

ただし、検査の結果、防衛省・自衛隊が質が確保されていない又は企画書の提案事項が履行されていないと判断した場合には、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む）を行うこととし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善計画を提出し、防衛省・自衛隊の承諾を得ない限り、委託費は請求できないものとする。

1. 2. 5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

施設管理業務を実施するにあたり、必要な消耗品や付属品の負担区分は、仕様書によるものとする。

(2) 光熱水料

防衛省・自衛隊は、民間事業者が施設管理業務を実施するのに必要な電気・水・ガスの使用を無償とする。

(3) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には、防衛省・自衛隊が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

① 本件事業に典型的に又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

1. 2. 6 モニタリング方法

(1) 品質の維持

品質の維持に係るモニタリングは、報告書及び目視等により確認する。

(2) 環境への配慮

環境への配慮に関するモニタリングについては、報告書等により確認する。

(3) 安全の確保

安全の確保に関するモニタリングについては、報告書及び目視等により確認する。

(4) 個別業務の質の確保

1. 2. 2各業務において確保すべき水準に記載した質の確保については、報告書及び目視等により確認する。

2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

当該事業の委託期間は、平成23年4月1日～平成26年3月31日までとする。

（上記に係る予算措置については、平成23年度予算要求中であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る予算措置、予算示達が成されることを条件とする。）

3. 民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（法14条第2項第3号及び第3項）

- (1) 法第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当するものでないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しないこと。
- (4) 競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域における「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (5) 防衛省・自衛隊から指名停止又は取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (6) 企画書に示した業務内容を契約期間終了後までの間、確実に実行し完了することができることを約した業務確認書を提出した者であること。
- (7) 必要な資格等
 - ① 施設管理業務の実施にあたり法令上必要な資格を有している者及び資格等を有している者を業務の実施にあたらせることができる者であること。

- ② 前記1. 1. (2)に示す施設管理業務の実施にあたり法令上必要な資格を有している者及び資格等を有している者を業務の実施にあたらせることができる者であること。

ただし、以下の施設管理業務については、入札企業或いは共同体のうちグループ企業の実施する者が資格等を有すること。

- ・ 水質検査：水質検査機関として厚生労働大臣及び地方公共団体の認定を受けて登録していること。
- ・ 高置水槽・受水槽清掃：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく「建築物飲料水貯水槽清掃業」に登録していること。
- ・ 排水槽清掃：一般廃棄物収集運搬業(汚泥)の許可を市町村長から、産業廃棄物収集運搬業(汚泥(ビルピット汚泥))の許可を都道府県知事から受けていること。

- ③ 施設管理業務に従事する者については、日本国籍を有していること。

- (8) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (9) 共同体による入札について

- ① 単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同体で参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同体を結成し、代表企業及び代表者を決め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の共同体に参加、もしくは単独で入札に参加することは出来ないものとする。また代表企業及びグループ企業は、共同体結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成すること。

- ② 共同体で入札に参加する場合には、代表企業は上記(1)から(6)及び(8)の要件を全て満たすこととしグループ企業は上記(1)から(3)及び(5)並びに(8)の全ての要件を満たすこと。さらに平成22・23・24年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」においてA、B又はCの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお(7)は、当該業務を担当する者が要件を満たしていれば良い。

4. 入札に参加する者の募集に関するスケジュール（法第14条第2項第4号）

(1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

手続	スケジュール
公告	平成22年11月上旬頃
入札説明会	平成22年11月中旬頃
現場説明会	平成22年11月中旬頃
入札等に関する質疑応答	平成22年11月中旬以降
入札書類の受付期限	平成22年12月下旬頃
入札書類の評価	平成23年1月頃
開札・落札者等の決定	平成23年2月上旬頃
契約の締結	平成23年4月1日

(2) 入札実施手続

① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的方法、その質の確保方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5.（1）で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。なお、下記のカにおける提案については、法令に反しない範囲のものとする。また提案に当たり、入札参加者は、企画書提出期限前に防衛省・自衛隊に対し質問を行うことができ、防衛省・自衛隊は、入札参加者が企画書を提出期限内に提出できるよう、速やかに回答する。

ア 企業の代表責任者及び本業務担当者（様式1）

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。

イ 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式1に添付のこと）

ウ 業務実績（様式2）

本実施要項（1.）で示す業務毎に過去3年間の実績。

エ 本業務実施の考え方（様式3）

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント

オ 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法（様式4）

本実施要項（1.）で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法を示す。
（業務毎に担当企業が異なる場合には、業務毎に作成のこと。）

カ 業務に対する提案事項（様式5、6、7）

（ア）業務の質の確保に関する提案

（イ）従来の実施方法（6. で開示された既存の仕様書等に示された内容）に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費削減効果（或いはその両方）を具体的に示すこと。

キ 緊急時の体制及び対応方法（様式8）

緊急時（施設管理業務の実施にあたり想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示す。

③ 開札にあたっての留意事項

ア 開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。

ウ 入札参加者は、開札場に入場しようとするときには、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（補給統制本部調達会計部「入札及び契約心得」別紙様式第8-1 委任状（入札等））を提示又は提出しなければならない。

エ 入札参加者は、入札中は、支出負担行為担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

オ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札者は再度の入札の締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

カ 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札（入札執行回数は、原則2回）を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度入札公告に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合には、防衛省・自衛隊は「業務内容」ごとの個別契約により当該業務を実施することとし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告するものとする。

④ 作業員名簿の提出

民間競争入札に参加する者は、別紙3「業務内容」に示す業務内容に従事する者の作業員名簿（氏名、現住所、本籍）を前記の「入札書類の受付期限」までに提出すること。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（第14条第2項第5号）

施設管理業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式（除算方式）によるものとする。なお、評価の基準及び企画書等の評価は、契約の透明性の確保及び適正化を図るため防衛省・自衛隊に設置した委員会等において行うものとし、当該評価の客観性を確保するために部外有識者の意見を聴くものとする。

(1) 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

なお、評価項目におけるそれぞれの配点については、別紙4による。

① 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点（250点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

ア 実施体制

(ア) 各業務の水準が維持される体制であること。

(イ) 提案された内容が実現可能な体制であること。

(ウ) グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であること。

イ 業務に対する認識

施設管理業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

ウ 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、要求水準が確保されるものになっているか。

② 加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目審査を行う。なお、提案内容については、具体的であり効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には従来の実施方法と提案内容との比較を行い、相対評価により加点する。

ア 業務の質についての提案内容（225点）

質の維持・向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されているか。また、それらが実施可能な体制が確保されているか。

イ 改善提案内容（115点）

改善提案の内容は、現行基準レベルの質の維持が確保できるものか。また、質の向上が図られているか。

ウ 緊急時への対応についての考え方・体制（100点）

具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。

(2) 落札者決定にあたっての評価方法

① 落札者の決定方法

必須審査により得られた基礎点（250点）と加点審査項目で得られた加算点（440点）を加算し、入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

$$\text{総合評価点} = (\text{基礎点 (250点)} + \text{加算項目審査による加算点 (440点)}) \cdot \text{入札価格}$$

② 留意事項

ア 当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当する恐れがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあって著しく不相当と認められた場合には、予定価格の制限をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者として決定することがある。

(ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されているか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が該当金額で了解しているか否か等）

(イ) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）

(ウ) 当該契約期間中における他の契約請負状況

(エ) 手持機械その他固定資産の状況

(オ) 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

(カ) 経営状況

(キ) 信用状況

イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札参加者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるとき又は、直接くじを引くことが出来ないときは、これに代わって入札事務に関係ない職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項（法14条第2項第6号及び第4項）

従来の実施に関する情報は、別紙5-1～5のとおり。

7. 民間事業者を使用させることが出来る防衛省・自衛隊の施設・設備等（法第14条第2項第7号）

(1) 使用場所

防衛省・自衛隊（十条地区）において施設管理業務を実施するために使用を認める場所は、別紙5-4に示したとおりとする。

(2) 使用設備等

- ① 使用可能な設備等については、仕様書に示したもの及び別紙6のとおりとする。なお使用する設備等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。
- ② 民間事業者は、仕様書に示されている場合、又は必要な場合は施設管理担当者との協議の上、防衛省・自衛隊の業務に支障を来さない範囲において、必要最小限の機器・設備等を持ち込むことができる。
- ③ 前記②により民間事業者が持ち込んだ機器・設備等については、防衛省・自衛隊の施設管理業務及び防衛省・自衛隊が実施する他の業務に支障を来すことの無いよう、適切な管理を行うこと。

- ④ 機器・設備等の持ち込みに伴う付帯工事等の措置等が必要な場合は、防衛省・自衛隊と協議の上、実施することができる。

なお、必要な措置等を実施した場合は、施設の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行い、防衛省・自衛隊の承認を受けなければならない。

(3) 使用目的の制限

防衛省・自衛隊における施設管理業務及び同業務の実施に付随する業務以外の目的に使用してはならない。

(4) 事務スペース等の借受

- ① 民間事業者は、施設管理業務及び同業務の実施に付随する業務を遂行するため別紙5-4に示す事務スペース等は無償で借り受けることができる。

- ② 民間事業者が、防衛省・自衛隊に設備等を設置する経費及び設備等から生じる経費は民間事業者の負担とする。

- ③ 民間事業者が設備等を設置した場合は、設備の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行うこと。

(5) 施設の使用に係る経費

民間事業者が施設管理業務を実施するために使用する防衛省・自衛隊の施設及び設備については、無償で使用するができる。

8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するにあたり、国の行政機関等の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のための契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項。(法第14条第2項第9号)

(1) 報告等について

- ① 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、施設管理業務を行うにあたり各年度の事業開始日まで年度毎の施設管理業務計画書を作成し、防衛省・自衛隊に提出すること。

- ② 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、施設管理業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成し業務終了後すみやかに提出するものとする。

- ③ 国等の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるにあたり、国の検査・監督体制は以下のとおりとする。

分任支出負担行為担当官：補給統制本部調達会計部長

分任支出負担行為担当官補助者：補給統制本部総務部管理課長

(2) 防衛省・自衛隊による調査への協力

防衛省・自衛隊は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、民間事業者に対し、当該管理・運営業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする防衛省・自衛隊の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

防衛省・自衛隊は、認次に掲げる事態が発生した場合は、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- ・管理業務の不備により、職員等からの苦情が多数寄せられた場合
- ・管理業務の不備による設備の停止
- ・管理業務の不備による利用者とのトラブルの発生等

また、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合又は業務改善計画の遂行が確認できない場合は、その場で指示を行うことができる。なお、民間事業者が指示に従わない場合は、本実施要項8(5)①ウに該当するものと見なし、契約を解除できるものとする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して防衛省・自衛隊が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に施設管理業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、施設管理業務を中止しようとするときは、あらかじめ防衛省・自衛隊の承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

ア 民間事業者は、施設管理業務の実施にあたって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

イ 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

- ③ 金品等の授受の禁止
民間事業者は、施設管理業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。
- ④ 宣伝行為の禁止
民間事業者及び施設管理業務に従事する者は、施設管理業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。
民間事業者及び施設管理業務を実施する者は、施設管理業務の実施の事実をもって、第三者に誤解を与えるような行為をしてはならない。
- ⑤ 法令の遵守
民間事業者は、施設管理業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。
- ⑥ 安全衛生
民間事業者は、施設管理業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。
- ⑦ 記録・帳簿書類等
民間事業者は、実施年度毎に施設管理業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- ⑧ 権利、義務の譲渡等の禁止
民間事業者は、書面による防衛省・自衛隊の承認を得ないで、次の各号の行為を行ってはならない。
- ア この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は継承させること。
- イ 施設管理業務についての役務の全部又は一部を第三者に請け負わせ若しくは委任すること。
- ⑨ 権利義務の帰属等
- ア 施設管理業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- イ 民間事業者は、施設管理業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、防衛省の承認を受けなければならない。

⑩ 再委託の取扱い

ア 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

ウ 民間事業者は、施設管理契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで防衛省・自衛隊の承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は、上記⑩ーイ及びウにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 再委託先は、上記の秘密の保持等、公正な取扱、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、防衛省・自衛隊との契約によらない自らの業務の禁止については、再委託先は民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑪ 契約解除

防衛省・自衛隊は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

イ 法第14条第2項第3号若しくは第15条において準用される法第10条（第11号を除く）の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき

ウ 本契約に従って施設管理業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することが出来ないことが明らかになったとき

エ 上記ウに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき

オ 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

カ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき

キ 民間事業者又はその他の施設管理業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、施設管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

- ク 暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- ケ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき
- ⑫ 契約解除時の取扱い
- ア 上記⑪に該当し、契約を解除した場合には、防衛省・自衛隊は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- イ この場合、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として防衛省・自衛隊の指定する期間内に納付しなければならない。
- ウ 防衛省は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させるものとする。
- エ 防衛省・自衛隊は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。
- ⑬ 一般的損害
施設管理業務を行なうにつき生じた損害については、民間事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、防衛省の責めに帰すべき事由により生じたものについては、防衛省・自衛隊が負担する。
- ⑭ 業務途中における共同体からの脱退
民間事業者が、共同体による場合、共同体参加企業（以下、「参加企業」という。）は、本業務を完了する日までは共同体から脱退することはできない。
- ⑮ 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置
参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。
ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。
- ⑯ 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い
- ア 民間事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、民間事業者は防衛省・自衛隊の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の100分の10に相当する額を違約金として防衛省・自衛隊の指定する期間内に支払わなければならない。

(ア) この契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項「（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）」の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(イ) 納付命令又は独占禁止法第7条「若しくは第8条の2」の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条「又は第8条第1項第1号」の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ウ) 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者に独占禁止法第3条「又は第8条第1項第1号」の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(エ) この契約に関し、民間事業者（法人に合っては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

イ 受注事業者は、上記アの規定による金額を防衛省・自衛隊の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

⑰ 委託内容の変更

防衛省・自衛隊及び民間事業者は、施設管理業務の質の向上の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

⑱ 実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について民間事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

⑲ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と防衛省・自衛隊が協議するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項(第14条第2項第10号)

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該施設管理業務に従事する者が、故意又は過失により、当該施設管理業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 防衛省・自衛隊が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、防衛省・自衛隊は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について防衛省の責めに帰すべき理由が存する場合は、防衛省・自衛隊が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について防衛省・自衛隊の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は防衛省・自衛隊に対し、第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- (3) 民間事業者は、契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって、防衛省・自衛隊に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として防衛省・自衛隊に支払わなければならない。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項(第14条第2項第11号)

- (1) 実施状況に関する調査の時期
内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成25年3月時点における状況を調査するものとする。
- (2) 調査項目
1. 2. 1において施設管理業務の質として設定した項目及び1. 2. 2に示す従来の実施方法に1. 2. 3での提案を反映した業務の履行状況。
- (3) 上記調査項目に関する内容については、施設管理業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、防衛省・自衛隊に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他

- (1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表
民間事業者の実施状況については、防衛省・自衛隊において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。
また、防衛省・自衛隊は、民間事業者に対する会計法令に基づく検査・監督の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 防衛省・自衛隊の検査及び監督体制

本契約に係る検査及び監督は、支出負担行為担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法によって行うこととする。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

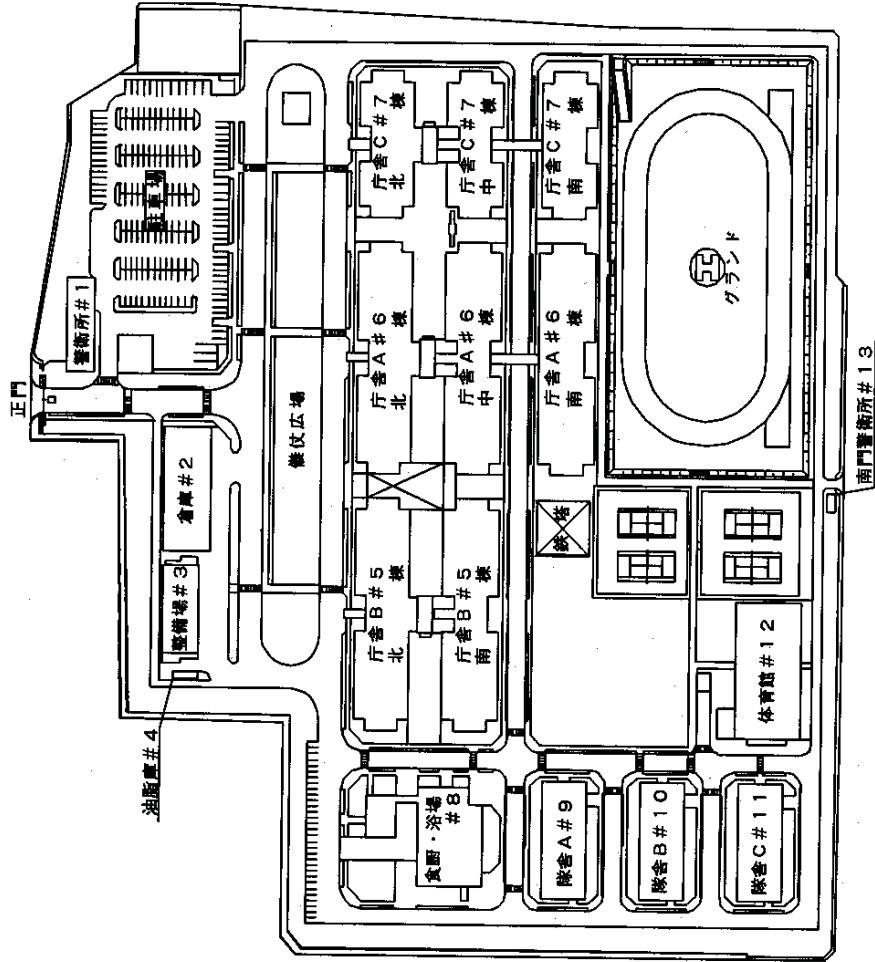
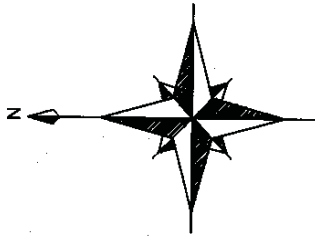
① 民間事業者の責務等

本委託事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は防衛省・自衛隊を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

防衛省十条地区の対象施設 S=1/3, 000



建物番号	主要構造部	建築面積	延べ面積
1	RC-1	381.40㎡	381.40㎡
2	RC-2	983.04㎡	1,857.05㎡
3	RC-2	567.62㎡	794.27㎡
4	RC-1	30.00㎡	30.00㎡
5	RC-4-1	3,795.55㎡	21,554.55㎡
6	RC-4-1	6,197.18㎡	31,816.07㎡
7	RC-4-1	3,884.43㎡	17,361.94㎡
8	RC-1	1,312.62㎡	1,312.62㎡
9	RC-4	912.00㎡	3,669.92㎡
10	RC-4	912.00㎡	3,669.92㎡
11	RC-4	912.00㎡	3,669.92㎡
12	S-2	1,692.87㎡	1,768.73㎡
13	RC-1	26.74㎡	26.74㎡

敷地面積	116,274.42㎡
建築面積	21,647.62㎡
延べ面積	87,953.30㎡

業務内容

業務分類	業務内容	備考
1. 建築設備点検保守業務	(1) エレベーター点検保守	業務内容の詳細については、別冊「十条地区の施設維持管理業務」仕様書による。
2. 電気設備維持管理業務	(1) 中央監視システム点検保守 (※)	
	(2) 特高受変電設備点検保守 (※)	
	(3) 親子時計点検保守 (※)	
	(4) 非常用電源自家発電設備点検保守	
	(5) 重要施設用自家発電設備点検保守	
	(6) 交流無停電電源設備点検保守 (※)	
	(7) 直流電源設備点検保守 (※)	
3. 機械設備維持管理業務	(1) 庁舎等空調設備点検保守 (※)	
	(2) フィルター洗浄役務	
	(3) 吸収式冷暖房機点検保守	
	(4) 吸収式冷暖房機分解整備	
	(5) ターボ冷凍機点検保守	
	(6) 空調設備自動制御装置点検保守 (※)	
	(7) 冷却水管等洗浄	
	(8) ターボ冷凍機分解整備	
	(9) 真空式温水発生器点検保守	
	(10) 駐屯地燃料地下タンク等定期点検	
	(11) 消防設備点検役務 (※)	
	(12) 非常用ろ過設備点検保守	
	(13) 厨房除害設備点検	
4. 運転・監視及び日常点検業務	(1) 庁舎等設備の維持管理業務委託 (※)	
5. 環境整備業務	(1) 高置水槽・受水槽清掃役務	
	(2) 排水槽清掃役務 (※)	
	(3) ねずみ・こん虫等点検防除作業役務	
	(4) 庁舎等清掃役務	
	(5) 庁舎窓清掃役務	
6. 植栽管理業務	(1) 樹木剪定	
7. 廃棄物監理業務	(1) 塵芥処理作業役務	
	(2) 廃棄物処理装置点検保守	
	(3) 駐屯地紙細断機保守	
8. 環境保全業務	(1) 水質検査	

※ 入札前に作業員名簿を提出する業務

評 価 表

実施要項区分	業務区分 実施要領区分	項番	評価項目・評価の視点	得点配分		得点
				基礎点	加算点	
① 必須項目審査	業務共通					
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	0/50	-	
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/50	-	
	2) 業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/50	-	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/50	-	
3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、(発注者側の)要求水準が確保されているものとなっているか	0/50	-		
② 加算項目審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案					
	1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により、各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	-	0~30	
		7	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	-	0~20	
		8	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~20	
	建築設備点検保守業務					
	1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	-	0~10	
		10	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~10	
	2) 改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~10	
12		業務コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~5		
電気設備維持管理業務						
1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	-	0~10		
	10	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~10		
2) 改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~10		
	12	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~5		
機械備維持管理業務						
1) 業務の質についての提案内容	13	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	-	0~10		
	14	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~10		
2) 改善提案内容	15	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~10		
	16	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~5		
運転・監視及び日常点検業務						
1) 業務の質についての提案内容	17	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	-	0~10		
	18	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~10		
2) 改善提案内容	19	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~10		
	20	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~5		

環境整備業務					
1) 業務の質についての提案内容	21	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~10	
	22	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~10	
2) 改善提案内容	23	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~10	
	24	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~5	
植栽管理業務					
1) 業務の質についての提案内容	25	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~10	
	26	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~5	
2) 改善提案内容	27	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~5	
	28	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~5	
廃棄物監理業務					
1) 業務の質についての提案内容	29	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~10	
	30	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~10	
2) 改善提案内容	31	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~10	
	32	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~5	
環境保全業務					
1) 業務の質についての提案内容	33	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~10	
	34	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~10	
2) 改善提案内容	35	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~10	
	36	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~5	
緊急時及び非常時対応					
3) 緊急時への対応についての提案内容	37	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	—	0~30	
	38	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	—	0~20	
	39	緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	—	0~20	
	40	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	—	0~30	
合計得点			250	440	

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員		0	0	0
	非常勤職員		0	0	0
物件費			0	0	0
委託費等	委託費定額部分		195,439	184,871	176,339
	成果報酬等		0	0	0
	旅費その他		0	0	0
計(a)			195,439	184,871	176,339
参考値 (b)	減価償却費		0	0	0
	退職給付費用		0	0	0
	間接部門費		0	0	0
(a)+(b)			195,439	184,871	176,339
(注記事項)					
委託費内訳			(単位:千円)		
業務内容	平成19年度	平成20年度	平成21年度	備考	
別紙のとおり					
計					

委託費の内訳

(単位:千円)

業務内容	平成19年度	平成20年度	平成21年度	備考
エレベーター点検保守	2,205	1,496	1,985	
庁舎等設備の維持管理業務委託	62,895	61,005	59,955	
中央監視システム点検保守	4,662	4,662	3,600	
特高受変電設備点検保守	17,115	17,535	16,275	
親子時計点検保守		569		
消防設備点検役務	15,278	14,543	6,237	
非常用電源自家発電設備点検保守	8,400	8,610	4,935	
重要施設用自家発電設備点検保守	2,373	3,675	7,560	
交流無停電電源設備点検保守	1,029	1,804	1,670	
直流電源設備点検保守	2,468	3,045	5,250	
庁舎等空調設備点検保守	13,650	14,490	13,970	
フィルター洗浄役務	610	1,145	651	
吸収式冷暖房機点検保守	4,515	4,725	4,494	
吸収式冷暖房機分解整備				
ターボ冷凍機点検保守	2,310	2,415	1,680	
空調設備自動制御装置点検保守	5,355	4,463	4,410	
冷却水管等洗浄	1,974	1,029	1,785	
ターボ冷凍機分解整備	12,770	0	14,102	
高置水槽・受水槽清掃役務	432	399	359	
排水槽清掃役務	1,365	1,840	1,811	
真空式温水発生器点検保守	840	1,596	1,418	
駐屯地燃料地下タンク等定期点検		1,575		
水質検査	219	211	214	
非常用ろ過設備点検保守	131	134	173	
ねずみ・こん虫等点検防除作業役務	956	956	525	
厨房除害設備点検	53	53	88	
塵芥処理作業役務	2,016	1,943	1,155	
樹木剪定	898	1,313	782	
廃棄物処理装置点検保守	1,260	1,943	1,670	
駐屯地紙細断機点検保守	116	116	82	
庁舎等清掃役務	28,560	26,681	19,093	
庁舎窓清掃役務	988	904	413	
計	195,439	184,871	176,339	

2 従来の実施に要した人員経費

(単位:人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
十条駐屯地で実施した業務に関わる人員			
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

各業務の仕様書(別冊)を参照

(業務の繁閑の状況とその対応)

(注記事項)

対象業務については、すべて一般競争入札で部外委託により実施

3 従来の実施に要した施設及び設備

- | | |
|--------------------------|------|
| ○ 中央監視システム・防災システムの運転・監視室 | 119㎡ |
| ○ 清掃控室 | 23㎡ |
| ○ 清掃用具置場 | 24㎡ |

(注記事項)

- ・業務を実施するため上記施設を無償で貸与する。
- ・施設内における貸し出し物品等は別紙6のとおり。
- ・業務を実施するための機器及び消耗品等はすべて受託者が用意する。

4 従来の実施における目的の達成の程度(例)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績

防衛省十条地区で実施した施設管理業務に係る目的の達成程度

○業務請負者の不備に起因した十条地区各機関の行う業務の中断回数:0回

○業務請負者の不備に起因した人身事故及び物損事故:0回

(病院で治療を要する重大なもの)

○業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水の発生回数:0回

○業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数:0回

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

1. 従来業務は仕様書のとおりとし、検査・監督官については官側が実施する。

(注記事項)

施設管理業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

■入札参加グループの場合は、入札参加グループの一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び本業務担当者。

2. 業務実績			
■本実施要項(1.)で示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること。			
(1)建築設備点検保守業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(2)電気設備維持管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(3)機械設備維持管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(4)運転・監視及び日常点検等業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(5)環境整備業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(6)植栽監理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(7)廃棄物監理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等

(8)環境保全業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等

3. 本業務実施の考え方

■安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。

4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法

■本実施要領(1.)で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載すること。業務毎に実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務毎の実施体制及び管理体制を記載すること。

5. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について、具体的かつ簡潔にまとめること。なお、建築設備点検保守業務、各設維持管理業務、運転・監視及び日常点検業務、環境整備業務、植栽管理業務、廃棄物監理業務、環境保全業務の各業務毎に提案書を作成することができる。

1. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表			
<p>■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記の改善提案のない業務項目については、防衛省が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p>			
(1)建築設備点検保守業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(2)各設備維持管理業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(3)運転・監視及び日常点検業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(4)環境整備業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(5)植栽管理業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		

(6)廃棄物監理業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略			
(7)環境保全業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略			

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

■簡潔に記載すること。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の具体的な内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法

■緊急時(施設管理業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

十条地区の施設管理業務仕様書

仕 様 書

- 1 件 名 : 十条地区の施設維持管理業務
- 2 場 所 : 東京都北区十条台1丁目5-70
陸上自衛隊十条駐屯地
- 3 期 間 : 平成23年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日

4 概 要

十条地区の施設維持管理及び設備の点検保守 以下32件

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) エレベーター点検保守 | (17) 冷却水管洗浄役務 |
| (2) 庁舎等設備の維持管理業務委託 | (18) ターボ冷凍機分解整備 |
| (3) 中央監視システム点検保守 | (19) 高置水槽・受水槽清掃役務 |
| (4) 特高受変電設備点検保守 | (20) 排水槽清掃役務 |
| (5) 親子時計点検保守 | (21) 真空式温水発生器点検保守 |
| (6) 消防設備点検役務 | (22) 駐屯地燃料地下タンク等定期点検 |
| (7) 非常用電源自家発電設備点検保守 | (23) 水質検査 |
| (8) 重要施設自家発電設備点検保守 | (24) 非常用ろ過設備点検保守 |
| (9) 交流無停電電源設備点検保守 | (25) ねずみ・こん虫等点検防除作業役務 |
| (10) 直流電源設備点検保守 | (26) 厨房除害設備点検保守 |
| (11) 庁舎等空調設備点検保守 | (27) 塵芥処理作業役務 |
| (12) フィルター洗浄役務 | (28) 樹木剪定 |
| (13) 吸収式冷暖房機点検保守 | (29) 廃棄物処理装置点検保守 |
| (14) 吸収式冷暖房機分解整備 | (30) 駐屯地紙裁断機点検保守 |
| (15) ターボ冷凍機点検保守 | (31) 庁舎等清掃役務 |
| (16) 空調設備自動制御装置点検保守 | (32) 庁舎窓清掃役務 |
- 5 「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）」、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」に基づき、効率的な省エネ施策及び温室効果ガス排出総量の削減対策を立案し提示する。
- 6 十条地区の施設維持管理業務中に緊急な修理又は部品交換が発生した場合は、監督官と協議のうえ、実施するものとする。

件 名	十条地区の施設維持管理業務				
図 名	仕様書				
縮 尺		作成年月日	平成 年 月 日	図面番号	1/1
陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課					

特記仕様書

- 1 件名 : エレベーター点検保守
- 2 場所 : 東京都北区十条台1丁目5-70
陸上自衛隊十条駐屯地
- 3 概要 : 乗用エレベーター×5台の点検保守
- 4 期間 : 平成23年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日
- 5 一般事項

- (1) 本点検保守は、本特記仕様書によるほか関連業保安センター発行の「建築保全業務共通仕様書」現行版により実施する。
- (2) 本点検保守に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。

- (3) 本点検保守に必要な工具、計測機器等の器材及び消耗部品・材料・油類等は受注者の負担とする。
- (4) 本点検保守の内容に、乗客が生じた場合は、監督職員と協議する。

- (5) 本点検保守に際して書面を提出する場合の書式(必要部数を含む。)は監督職員の指示による。また、業務の実施に先立ち、実施体制・実施工程・業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。

- (6) 本点検保守の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図る。
- (7) 受注者は、現場代理人を定め監督職員に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。
- (8) 本点検保守に伴い、関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

- (9) 本点検保守の実施にあたり危険防止に必要な場所及び箇所を監督官に報告し、安全処置をこうじ、事故発生を防止する。また、火気を使用する場合は、必要な手続を行い、許可を受けた後使用する。
- (10) 現場代理人及び業務作業者は、保守点検の内容に於て必要知識、経験及び技能を有するものとする。

- (11) 本点検保守に際し、取り扱い上及び技術的に当然な場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき、請負業者の責任において現状に復旧するものとする。
- (12) 本点検保守に際し、施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき、請負業者の責任において現状に復旧するものとする。

- (13) 本点検保守の写真は、施工中、完了後及び随時、材料検査、材料検査、主要な工事段階毎、その他監督官の指示する箇所を撮影し、写真(カラー・セー・ビス版)1部を原簿(ネガ及び電子記憶媒体)と共に工程順に写真電子記憶媒体で提出する場合は、80万画素以上・JPEG形式とする。

- (14) 点検保守完了後、関連業保安センター発行の「建築保全業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成し監督職員に1部提出する。
- (15) 検査書の検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員の指示した必要書類を提出し、監督職員の点検を受け、

(16) 本点検保守の範囲は次のとおりとする。

- ア 機器の埃除去等の清掃
- イ 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- ウ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- エ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- オ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - (ア) 潤滑油、 그리스、 充満油等
 - (イ) ランプ類、ヒューズ類
 - (ウ) バックキ、 ガスケット、 オリング類
- (エ) 精製水
- カ 接点部分、 回転部分等への注油
- キ 異常な振動がある場合の補修
- ク 塗装 (タッチペンペイント)
- ケ その他これらに類する軽微な作業

(17) 本点検保守の結果、対象部分の脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、応急措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告する。

5 特記事項

- (1) 本点検保守は、「建築基準法」及びこれに基づく地方条例、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針(平成5年6月30日住防発第17号)」、「人事院規則10-4」並びにJIS A 4302(昇降機検査基準)に定めるところによる。
- (2) 本点検保守は、昇降機検査資格者を有し、かつ、登録昇降機検査資格者講習を完了した者が行う。
- (3) 本点検保守は、年間フルメンテナンス契約とし、部品・消耗品等の調整・修理及び交換を行う。
- (4) 修理・取替えの範囲は、エレベーターを通常使用する場合に生ずる磨耗及び損傷に限る。

- (5) 修理又は取替えに該当する項目は、「建築保全業務共通仕様書」平成20年度版の搬送設備表7. 2. 2による。ただし、次の取替えは除く。
- ア 「建築保全業務共通仕様書」平成20年度版の搬送設備表7. 2. 2の項目以外

- イ 巻上機の一式取替え、ギヤケース取替え
- ウ 電動機の一式取替え、フレーム取替え
- エ 制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
- オ 油圧エレベーターの油タンク、圧力配管、プランジャー及びシリンドラー
- カ 意匠部品(かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、軌居、乗場戸、三方枠)の塗装、メッキ直し、清掃又は取替え
- キ 点検内容中に(※)を記した事項

- (6) 修理又は取替えに伴う費用は、受注者が負担する。
- (7) 受注者は、エレベーターの保守に必要な純正品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとす。

- (8) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び強材は、受注者の負担で引取るものとし、速やかに搬出する。
- (9) 受注者は、24時間出動体制を整え、不慮の故障や事故に對し、最善の手段で対処する。なお、故障、災害等により、エレベーターに閉じこめ又は機能停止が生じた場合は、施設管理者からの連絡を受け、可能な限り速やかに復旧措置を講じるよう努めるものとする。

件名	エレベーター点検保守				
図名	特記仕様書				
縮尺	作成年月日	平成	年	月	日
					図面番号 1/5

陸上自衛隊情報統制本部 総務部 管理課

点検項目	点検内容	周期	備考
(9) つり合いおもり調整	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の磨耗の有無を点検する。 ③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。 ④ エンコーダの作動の良否を点検する。 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。 ⑥ 地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の有無を点検する。 ※ 措置不良の場合の修理	1M 1Y 1M 1Y 1Y	
(10) 機器の耐震対策	① 主索の緩み検出装置 ② 作動の良否を点検する。 ③ 正しく機能していることを確認する。	1Y 6M 6M	
(11) 昇降路との直通部分	① 主索及びガイドロープが連続して接触していないことを確認する。	1Y	
2 かこ			
(1) 運行状況	① 加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1M	
(2) かご室の周壁、天井及び床	① 磨耗、さび、腐食による劣化の有無を点検する。	1M	
(3) かごの戸及び数器	① ドアシューター及び重量感測の磨耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の潤滑を点検する。 ③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3M 1Y 3M	
(4) かごの戸ハンガーロープ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止め状態が適切であることを確認する。	6M 6M	
(5) かごの戸運動ロープ及びチェーン	① 運動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、磨耗並びに取付け状態の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1Y 6M 6M	
(6) ドアレール	① 磨耗及びさびの有無を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	6M 6M	
(7) かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6M 6M	
(8) 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。 ② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1M 1Y	
(9) かご操作盤	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	1M 1M	
(10) かご内位置表示灯	① 球切れの有無を点検する。 ② 呼出し及び通話の有無を点検する。	1M 1M	
(11) 外部への連絡装置	① 装置の異常の有無を点検する。 ② 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無を点検する。	1M 1M	
(12) 照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点検する。	1M 1M	
(13) 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。	1M 1M	
(14) 停止スイッチ	① 作動の良否を点検する。	1M	
(15) 注意看板の表示	① 用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の有無を点検する。 ※ 表示が適用でない場合は交換	1M	
(16) 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準時間を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1M 1Y	
(17) 各種強制停止装置	① 作動の良否を点検する。	6M	

点検項目	点検内容	周期	備考
(18) かご床先と昇降路との水平距離	① 出入り口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路（兼用又は兼合用のエレベーターに限る。）との水平距離が規定値内にあることを確認する。 ※ 異常がある場合の調整作業及び修理	1Y	
(19) 光電装置	① 作動の良否を点検する。	1M	
(20) 側部検出口	① 施設及びスイッチの作動の良否を点検する。	1Y	
(21) 専用操作盤	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	1M 1M	
(22) 鍵・手すり	① 取付け状態の良否を点検する。 ※ 調整不能の場合の修理	1M	
(23) 床合せ補正装置	① 着床面を基準として規定値内の位置において補正することができていることを確認する。	1M	
3 かごの周囲・昇降路			
(1) かごの上部の外観	① 汚れの有無を点検する。 ② 救出スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	1M 6M	
(2) 非常検出口	① 戸の閉閉状態及び閉閉時間の良否を点検する。 ② 閉閉状態の取付け状態の良否を点検する。 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの有無を点検する。 ⑤ 電動機コンミネューター、カーボンブラシの消耗及び磨耗の有無を点検する。 ⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。 ⑦ ギヤーオイル・グリースの濡れ及び劣化の状態を点検する。	1M 1Y 1Y 1Y 1Y	
(3) 戸の閉閉装置	① 電動機コンミネューター、カーボンブラシの消耗及び磨耗の有無を点検する。 ② 制御装置の状態を点検する。 ③ 取付け状態及び作動の良否並びに磨耗の有無を点検する。	1Y 1Y 6M	
(4) リタイリングカム	① 作動の良否を点検する。	6M	
(5) かご安全スイッチ及び運転装置	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の磨耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及びさびの有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1Y 1Y 1Y 1Y	
(6) かごつり車及びおもりのり車	① 取付け状態の良否及び磨耗の有無を点検する。	1Y	
(7) ガイドシュート又はローラーガイド	① 破断、磨耗及びさびの有無を点検し、基準に適合していることを確認する。 ② 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割リビンの劣化の有無を点検する。	1Y 1Y	
(8) 主索及び調整ロープ	① すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。 ③ さび、変形及び磨耗の有無を点検する。	6M 1M 1Y	
(9) ガイドレール及びブレット	① 作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1Y	
(10) はかり装置	① 取付け状態の良否を点検する。	6M	
(11) つり合いおもり			

件名 エレベーター点検保守
 図名 特記仕様書
 縮尺
 作成年月日 平成 年 月 日
 図面番号 3/5
 陸上自衛隊補給本部 総務部 管理課

点	検	項目	目	点	検	内	容	周	備	考
(5) 感測器										
(6) ガバナロープ用及びその他の張り車										
(7) 移動ケーブル										
(8) 下部ファイナルリミットスイッチ										
(9) つり合いロープ(鋼)及び取付部										
(10) つり合いおもり底盤										
(11) タイダウンセンサー										
(12) 耐震対策										
6 付加装置										
(1) 地震時管制運転装置										
(2) 火災時管制運転装置										
(3) 自車発着管制運転装置										
(4) 停電時自動着床装置										
(5) オートアナウンス装置										
(6) 超音波ドアセフティ										
(7) マルチビームドアセフティ										
(8) 中央監視盤										
7 制御運転装置										
(1) 運転状況										
(2) 制動距離・番号										
(3) 制動距離・番号										
(4) 電線接触器の接点磨耗の有無を点検する。										
(5) 制動装置内の滑潤を点検する。										
(6) 冷却ファン回転の有無を点検する。										
(7) 管理時計の作動の有無を点検する。										

点	検	項目	目	点	検	内	容	周	備	考
(12) つり合いおもりの非常止め装置										
(13) 上部ファイナルリミットスイッチ										
(14) 新津線及びリミットスイッチ										
(15) 中間つなぎ箱及び配管										
(16) 着床装置										
(17) 給油器										
(18) 終端降速制御装置										
(19) 昇降路										
4 乗場										
(1) 乗場ボタン										
(2) 位置表示灯										
(3) 非常降速装置										
(4) 乗場の戸及び数屋										
(5) ドアインターロックスイッチ										
(6) ドアクローザ										
(7) 乗場の戸ハンガーロープ										
(8) 乗場の戸運動ロープ及びチェーン										
(9) ドアレール										
(10) 光電装置										
5 ビット										
(1) 環境状況										
(2) 保守用停止スイッチ										
(3) 非常止めスイッチ										
(4) 非常止めロープ										

件名	エレベーター点検保守
図名	特記仕様書
編尺	
作成年月日	平成 年 月 日
図面番号	4/5
製図部	製図部
管理課	管理課

仕 様 書

- 1 件 名 : 庁舎等設備の維持管理業務委託
- 2 場 所 : 東京都北区十条台1丁目5-70 陸上自衛隊十条駐屯地
- 3 業務概要 : 中央監視システム及び防災システムの運転・監視業務、電気設備の日常点検・保守業務を行う。
- 4 期 間 : 平成23年4月1日 ~ 平成26年3月31日

5 業務対象施設等

(1) 業務対象建物

建物番号	名 称	構 造	備 考
1	警 衛 所	RC-1	
2	倉 庫	RC-2	
3	整 備 場	RC-2	
4	油 脂 庫	RC-1	
5	庁 舎 B	SRC-4 (B-1)	北棟、南棟
6	庁 舎 A	SRC-4 (B-1)	北棟、中棟、南棟
7	庁 舎 C	SRC-4 (B-1)	北棟、中棟、南棟
8	食 厨・浴 場	RC-1	
9	隊 舎 A	RC-4	
10	隊 舎 B	RC-4	
11	隊 舎 C	RC-4	
12	体 育 館	S-2	

(2) 業務実施要領

別紙第1

(3) 日常点検対象設備機器一覧表

別紙第2

6 一般事項

(1) 共通事項

- ア 本業務は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成20年版)」により実施する。また、電気事業法及び自衛隊関連規則等による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定を遵守して設備の運転・監視及び日常点検・保守業務を行うものとする。
- イ 仕様書に記載なき事項で、業務に必要な事項は官側及び監督官と協議しその指示に従い実施するものとする。
- ウ 庁舎内施設への立入りに関しては、定められた関係規則に従うものとする。
- エ 業務関係図書は、第三者に貸与・複写又は閲覧させてはならない。
また、複製したものを含め、業務終了後、速やかに返却すること。

(2) 勤務体制

- ア 勤務時間は、0830～翌日0830の交替制勤務とする。
- イ 勤務員は、「中央監視システムの運転・監視、電気設備の日常点検・保守業務」及び「防災システムの運転・監視業務」それぞれに配置するものとし、細部勤務計画は請負者の計画による。
- ウ 本業務に従事する勤務員に必要な資格等は次による。

区 分	技 能 等	資 格
中央監視システムの運転・監視、電気設備の日常点検・保守業務	業務担当者 中央監視システムの運転・監視及び電気設備の日常点検・保守業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者	第1種電気工事士の資格を有する者
防災システムの運転・監視業務	業務担当者 防災システムの運転・監視業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者	自衛消防技術認定証を有し、かつ、防災センター技術講習又は実務講習を修了した者

(3) 勤務員の服務規律

- ア 勤務員は、業務を行うに適した統一した服装で名札を付けるものとする。
- イ 勤務員は、勤務中に知り得た情報等を外部に漏洩してはならない。
- ウ 勤務員は、許可を受けていない施設に立ち入ってはならない。
- エ 勤務員は、駐屯地の規則を理解し、遵守するものとする。
- オ 勤務員に不適格事項があった場合、官側はその理由を明示して交代等必要な措置を求めることができる。

(4) 提出書類

請負者は、官側の指定期日までに次の書類を提出し、承認をうけるものとする。

- ア 業務計画書
 - (ア) 勤務員の指定（取消）届（別紙第3）
 - (イ) 勤務実施計画表（別紙第4）
- イ 役務完了届（別紙第5）
- ウ その他官側の指定するもの
 - (ア) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出）
 - (イ) 官側より受けたデータは全て請負業者等に残してはならない。
関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

(5) 非常時の措置

停電、断水、漏水又はシステムに異常の表示があった場合は速やかに適切な措置をとるとともに、官側へ通報して指示をうけるものとする。

(6) 安全管理

請負者は、勤務員に対し安全管理に関する教育を十分に行うとともに、勤務員の不注意により施設等に損傷を与えた場合は速やかに請負者の責任において復旧するものとする。

(7) 法令の遵守

請負者は「労働基準法」、「同施行規則」、「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」、「条例」その他関係法令等を遵守するものとする。

7 自衛隊との協力

(1) 請負者は、国家防衛と地域社会のための自衛隊の任務・行動・制度等に、理解と協力があるものとする。

(2) 請負者は、官側の不測の事態及び災害派遣、訓練演習、行事等により運転監視等業務の変更、修正を求められた場合、その趣旨に沿うよう適切に対応するものとする。

8 その他

(1) 請負者の要件

ア 資格を有する勤務員を「中央監視システムの運転・監視、電気設備の日常点検・保守業務」と「防災システムの運転・監視業務」にそれぞれ常時1名以上の配置とし、細部は請負者の計画によるものの、労働基準法に抵触しない勤務計画とする。

イ 勤務員が交代しようとする場合、新規交代要員を当該駐屯地で事前に2週間以上実務経験させることができること。

ウ 請負者は、業務を第三者に委任又は請け負わせることなく、自ら実施できること。

(2) 仕様書に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合は官側と協議し、その指示をうけるものとする。

業務実施要領

- 1 中央監視システムの運転・監視、日常点検・保守業務
 - (1) 中央監視システムの運転・監視、操作等
 - ア 中央監視システムの運転・監視
 - イ 冷暖房スケジュール管理
 - ウ 力率の100%保持（力率調整条項に準拠）
 - エ その他各設備等運転監視業務等
 - (2) 電気設備及び消防用設備の点検、保守
 - (3) 各種日誌の記録・整理
 - ア 業務日誌（別紙第6）
 - イ 運転日誌（別紙第7）
 - ウ 受配電日誌（別紙第8）
 - (4) 各種点検表の記録・整理
 - ア 中央監視制御装置点検表（別紙第9）
 - イ 特高・一般電気設備・直流電源装置点検表（別紙第10）
 - ウ 電力量計の点検記録・整理（別紙第11）
- 2 防災システムの運転・監視業務
 - (1) 防災システムの運転・監視、操作
 - (2) 業務日誌（別紙第12）の記録・整理
- 3 その他
 - (1) 防災センター室内の整理整頓、清掃の実施
 - (2) 日誌及び点検表は、官側の確認をうけるものとする。

日常点検対象設備機器一覧表

		庁舎A	庁舎B	庁舎C	整備場	食厨	体育館	隊舎	警衛所
1 受変電設備									
特高	変圧器		3台						
高圧	高圧進相コンデンサ		12台						
	交流遮断器	19台	50台	15台	2台	2台	2台		
	計器用変成器	19台	27台	15台	2台	2台	2台		
	指示計器、表示操作類	20面	22面	15面	2面	2面	2面		
	変圧器	20台	15台	15台	2台	2台	3台		
低圧	指示計器、表示操作類	20面	15面	15面	2面	2面	3面		
2 直流電源設備									
	(1) 整流装置	1組	2組	1組					
	(2) 蓄電池	1組	2組	1組					
3 中央監視装置		1組							
4 トレンチ内電源ケーブル		239m							
5 電力量計		39台	63台	19台	9台	10台	5台	13台	1台

勤務実施計画表 (平成 年 月分)

受託者 住 所
社 名
代 表 者 名

印

日 氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
	月																																					
備考																								凡	例													

※1: 「中央監視システムの運転・監視、電気設備の日常点検・保守業務」と「防災システムの運転・監視業務」を分けて作成すること。

平成 年 月 日

役 務 完 了 届

1	要 求 番 号	
2	役 務 件 名	
3	役 務 場 所	
4	契 約 年 月 日	
5	契 約 番 号	
6	契 約 金 額	
7	契 約 納 期	
8	請 求 金 額	
9	役 務 開 始 年 月 日	
10	役 務 完 了 年 月 日	
11	検 査 希 望 年 月 日	

上記のとおり役務完了しましたので、検収をお願いします。

平成 年 月 日

分任契約担当官 殿

受託者 住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

業 務 日 誌

平成 年 月 日 () 天候:						
管理課長	営繕班長	電気係長	日 勤	日 勤	当 直	
勤 務 員 氏 名						
当直勤務者				当直明者		
日 勤 者				休 務 者		
勤 務 内 容						
区 分	業 務 内 容					
運 転 ・ 監 視						
点 検 ・ 保 守						
故 障 事 故 及 び 措 置						
そ の 他						
連 絡 事 項						

業務日誌は、毎朝官側の確認を受けるものとする。

運 転 日 誌

受変電特高設備

平成 年 月 日 () 天候: 外気温度: 外気温度: 室内温度: 室内温度:

電気係長	夜勤者	日勤者

時刻	NW母線		受電			電			コンデンサ主幹			庁舎A	庁舎B	庁舎C	No.1受電	No.2受電	No.3受電	体育館	食厨・浴場	整備場	二次変電所予備機	重要施設用	予備					
	1. 電圧 (V)	2. 電圧 (V)	3. 電力 (kw)	4. 力率 (%)	5. 電力 (kw)	6. 電流量 (kwh)	7. 電流量 (A)	8. 電流量 (A)	9. 電流量 (A)	10. 電流量 (A)	11. 電流量 (A)	12. 電流量 (A)	13. 電流量 (A)	14. 電流量 (A)	15. 電流量 (A)	16. 電流量 (A)	17. 電流量 (A)	18. 電流量 (A)	19. 電流量 (A)	20. 電流量 (A)	21. 電流量 (A)	22. 電流量 (A)	23. 電流量 (A)	24. 電流量 (A)				
2																												
4																												
6																												
8																												
10																												
12																												
14																												
16																												
18																												
20																												
22																												
24																												
計																												
電力 量	受電																								直流電源装置			
	月累計	(kwh)																								蓄電池電圧		
	最大	(kwh)																								整流器電圧		
	平均	(kw)																								蓄電池電流		
	負荷率	(%)																								出力電流		

備考: 10時及び14時に庁舎A・B・C各受電所内の変圧器温度を確認する。

変圧器温度確認表

確認要領:各受電所内の盤を開け、午前・午後の各一回変圧器の温度確認を行う。

区分	月 日		日		月		火		水		木		金		土		備 考			
	盤 名	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後					
庁舎	一般施設	本線	レントゲン盤																	
			非常用動力盤																	
			非常用電灯盤																	
	予備線		OA電源盤 No.1																	
			OA電源盤 No.2																	
			OA電源盤 No.3																	
			照明盤 No.1																	
			照明盤 No.2																	
			照明盤 No.3																	
	重要施設	本線	動力盤																	
			CVCF盤																	
			センターノード盤																	
	予備線		照明盤																	
			動力盤																	
			CVCF盤																	
庁舎	特高施設		No.1 NWTR																	
			No.2 NWTR																	
			No.3 NWTR																	
	一般施設	本線・予備線		照明盤 No.1																
				照明盤 No.2																
				照明盤 No.3																
				動力盤																
				OA電源盤 No.1																
				OA電源盤 No.2																
				OA電源盤 No.3																
				非常用動力盤																
	重要施設	本線		非常用電灯盤																
				動力盤																
				CVCF盤																
	予備線		照明盤																	
		動力盤																		
		CVCF盤																		
庁舎	一般施設	本線・予備線		照明盤																
				No.1																
				No.2																
				No.3																
				動力盤																
				OA電源盤 No.1																
				OA電源盤 No.2																
				OA電源盤 No.3																
	重要施設	本線		非常用動力盤																
				非常用電灯盤																
				動力盤																
	予備線		CVCF盤																	
			照明盤																	
			照明盤																	
	確認者印																			
電気係長印																				

受配電日誌

特高設備計量器盤

電氣係長	夜勤者	日勤者

平成 年 月 日 () 天候: 外気温度: 外気湿度: 室内温度: 室内湿度:

時刻	全日		普通		無効		最大	
	電力量計 (kwh)	差	電力量計 (kwh)	差	電力量計 (kvarh)	差	需要電力 (kw)	読み
前日	読み	差	読み	差	読み	差	読み	×18,000
2								
4								
6								
8								
10								
12								
14								
16								
18								
20								
22								
24								
計								

中央監視制御装置点検表

(毎日及び週1回)

平成 年 月

項目	点検内容	日 (日)	日 (月)	日 (火)	日 (水)	日 (木)	日 (金)	日 (土)
監視制御盤類	外観	①監視制御盤類に腐食、浸水等の有無を点検を行う。						
		②監視制御盤類の異音、異臭及び異常振動の有無を点検する。						
	装置、機器等	①ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異常、異臭、異音等の有無を点検し、異常な温度上昇及び作動の確認を行う。						
		②プリンタの用紙量・印刷確認、オンラインスイッチ等の確認を行う。						
電源装置 (UPS装置)	①汚れ、損傷、加熱等の温度上昇及び変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検する。							
	②表示灯類の点灯状態を確認する。							
トレンチ	外観	①トレンチ内の電源ケーブル等に異常がないか目視点検する。						
点 検 者 印								
電 気 係 長 印								
記 事：(異常等の詳細を記入する)							結果凡例：○ 良好 △ 要注意 × 不良	

電気係長印	点検者印

特高・一般電気設備・直流電源装置点検表

(週1回)

平成 年 月 日 ()

項目	点検内容	庁舎A		庁舎B			庁舎C		体育館 電気室	食 厨 電気室	整備場 電気室
		一般用 電気室	重要用 電気室	特高 電気室	一般用 電気室	重要用 電気室	一般用 電気室	重要用 電気室			
特高機器	変圧器	①温度の適否を温度計の指示値により確認し異常な高温の場合は負荷電流の状態を調査する。									
		②異音、異臭及び異常振動等の有無を点検する。									
高圧機器	変圧器	異音、異臭及び異常振動等の有無を点検する。									
	交流遮断器 負荷開閉器 電磁接触器	①異音、異臭、漏油等の有無を点検する。									
	計器用変成器	①汚れ、損傷、亀裂、加熱、変色、漏油等の有無を点検する。									
		②接続部の変色の有無を点検する。									
指示計器 表示操作 保護断電器	①各計器の指示値の適否を点検する。										
	②保護継電器の動作表示を確認する。										
高圧進相コン デンサ	異音、異臭、変形、膨らみ等の有無を点検する。										
低圧機器	指示計器 表示操作 保護断電器	①各計器の指示値の適否を点検する。									
		②保護継電器の動作表示を確認する。									
直流電源装置	整流装置	①表示灯類の点灯状態を点検する。									
		②操作、切替スイッチ等の状態を点検する。									
	蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。									
		②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。									
③蓄電池の総出力電圧を確認する。											
記 事：(異常等の詳細を記入する)									結果凡例：○ 良好 △ 要注意 × 不良		

電気係長印	点検者印

特高・一般電気設備・直流電源装置点検表

(週1回を除く毎日)

平成 年 月 日 ()

項目	点検内容	庁舎A		庁舎B		庁舎C		体育館 電気室	食 厨 電気室	整備場 電気室
		一般用 電気室	重要用 電気室	特高 電気室	一般用 電気室	重要用 電気室	一般用 電気室			
特高 機器	変圧器	①温度の適否を温度計の指示値により確認し異常な高温の場合は負荷電流の状態を調査する。								
		②異音、異臭及び異常振動等の有無を点検する。								
高圧 機器	変圧器	異音、異臭及び異常振動等の有無を点検する。								
	交流遮断器 負荷開閉器 電磁接触器	①異音、異臭、漏油等の有無を点検する。								
	計器用変成器	①汚れ、損傷、亀裂、加熱、変色、漏油等の有無を点検する。								
		②接続部の変色の有無を点検する。								
③接地線の外れ、断線等の有無を点検する。										
指示計器 表示操作 保護断電器	①各計器の指示値の適否を点検する。									
	②保護継電器の動作表示を確認する。									
高圧進相コン デンサ	異音、異臭、変形、膨らみ等の有無を点検する。									
低圧 機器	指示計器 表示操作 保護断電器	①各計器の指示値の適否を点検する。								
	②保護継電器の動作表示を確認する。									
直流 電源 装置	整流装置	①表示灯類の点灯状態を点検する。								
	②操作、切替スイッチ等の状態を点検する。									
	蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。								
②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。										
③蓄電池の総出力電圧を確認する。										
記 事：(異常等の詳細を記入する)								結果凡例：○ 良好 △ 要注意 × 不良		

月分庁舎A・B・C施設検針表

(月1回)

電気係長印	検針者印

平成 年 月 日

施設名	使用場所	使用機器	今回	前回	倍率	使用量(kwh)	備考
重要施設	庁舎A受電盤	52AR1			100		
	動力饋電盤	52AF11			10		
	CVCF饋電盤	52AF12			10		
	センターノード饋電盤	52AF13			10		
	電灯饋電盤	52AF14			10		
	庁舎A受電盤(予備)	52AR2			100		
	動力饋電盤(予備)	52AF21			10		
	庁舎A ボイラー室	CVCF饋電盤(予備)	52AF22			10	
センターノード饋電盤(予備)		52AF23			10		
電灯饋電盤(予備)		52AF24			10		
ボイラー室No.1 A-26		EP-AN-BC			10		
一般施設	ボイラー室No.2 A-27	EP-AN-BD			1		
	庁舎A受電盤	52ASR11			100		
	庁舎A受電盤(予備)	52ASR12			100		
	電灯饋電盤	52ASF11			10		
	動力レントゲン饋電盤	52ASF12			100		
	高圧冷却水ポンプ盤 No.1	52ASF13			10		
	高圧冷却水ポンプ盤 No.2	52ASF14			10		
	動力盤 No.1	P-AC-RA			1		
	動力盤 No.1	P-AC-RB			1		
	動力盤 No.2 400V				10		
動力盤 No.3 400V				10			
熱源機械室	一般熱源電源 A-25	P-AN-BG			1		
庁舎B 重要施設	庁舎B受電盤	52BR1			100		
	動力饋電盤	52BF11			100		
	CVCFノード饋電盤	52BF12			10		
	電灯饋電盤	52BF13			10		
	ターボ冷凍機盤No.1	52BF14			10		
	ターボ冷凍機盤No.2	52BF15			10		
	ターボ冷凍機盤No.3	52BF16			10		
	動力盤				10		
	庁舎B受電盤(予備)	52BR2			100		
	動力饋電盤(予備)	52BF21			100		
	CVCFノード饋電盤(予備)	52BF22			10		
	電灯饋電盤(予備)	52BF23			100		
	ターボ冷凍機盤No.1(予備)	52BF24			100		
	ターボ冷凍機盤No.2(予備)	52BF25			10		
	ターボ冷凍機盤No.3(予備)	52BF26			10		
	熱源機械室	排水除害設備 B-21	EP-BC-BK			1	
通信事務室	通信機器	EC-BC-BB			1		
一般施設	庁舎B受電盤	52BSR21			100		
	庁舎B受電盤(予備)	52BSR22			100		
	電灯饋電盤	52BSF21			10		
	動力饋電盤	52BSF22			10		
庁舎C 重要施設	庁舎C受電盤	52CR1			100		
	動力饋電盤	52CF11			10		
	CVCFノード饋電盤	52CF12			10		
	電灯饋電盤	52CF13			10		
	庁舎C受電盤(予備)	52CR2			100		
	動力饋電盤(予備)	52CF21			10		
	CVCFノード饋電盤(予備)	52CF22			10		
	電灯饋電盤(予備)	52CF23			10		
熱源機械室	工業用水揚水ポンプ	EP-CN-BB			1		
揚水ポンプ室	上水揚水ポンプ	EP-CN-1B			1		
一般施設	庁舎C受電盤	52CSR31			100		
	庁舎C受電盤(予備)	52CSR32			100		
	電灯饋電盤	52CSF31			10		
	動力饋電盤	52CSF32			10		

月分食厨・体育館・整備場検針表

(月1回)

電気係長印	検針者印

平成 年 月 日

施設名	使用場所	使用機器	今回	前回	倍率	使用量(kwh)	備考	
食厨	電気室	食厨浴場受電盤			10			
		食厨浴場受電盤(予備)			10			
	機械室	動力盤	P-D-1B		1			
	食器洗浄室	食器洗浄室動力盤	P-D-1A			1		
		食器洗浄室単相盤	C-D-1A			1		
	厨房裏	厨房内動力盤No.1	P-D-5			1		
		厨房内動力盤No.2	P-D-3			10		
		厨房内単相盤	C-D-1B			1		
	隊舎A機械室	電灯盤	No.078020			10		
動力盤		No.078022			1			
隊舎B機械室	電灯盤	No.014111			10			
隊舎C機械室	電灯盤	No.022704			10			
体育館	電気室	本線受電盤	No.021307			10		
		予備線受電盤	No.021308			10		
		電灯盤	No.021309			1		
整備場	電気室	本線受電盤	No.021613			10		
		予備線受電盤	No.021612			10		
		動力盤	No.021607			1		
		動力盤	No.021608			1		
		動力盤	No.021609			1		
		電灯盤	No.021610			1		
		電灯盤	No.021611			1		
	陶芸室	電灯盤	No.0063333			1		
		動力盤	No.0069839			1		
塵埃処理場	動力盤				1			

業 務 日 誌

平成 年 月 日 () 天候:						
管理課長	営繕班長	防災係	日 勤	日 勤	当 直	
勤 務 員 氏 名						
当直勤務者				当直明者		
日 勤 者				休 務 者		
勤 務 内 容						
区 分	業 務 内 容					
監視・操作						
故障事故 及び措置						
そ の 他						
連絡事項						

業務日誌は、毎朝官側の確認を受けるものとする。

仕様書

- 1 件 名 中央監視システム点検保守
 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
 3 業務概要 中央監視システムの点検保守

共通仕様書

1 点検設備

(1) 概 要

設備名称	設備内容	数量	場 所
中央監視システム	日立ビルシステム(株)製 ビルマックスLD	1式	庁舎 中央監視室

(2) 細部点検設備等は、付表1による。

(3) 配置図は、付図1による。

2 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

5 請負業者の負担の範囲

(1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り請負業者の負担とする。

(2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、請負業者の負担とする。

(3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、請負業者の負担とする。

6 諸法規の遵守

請負業者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業者

(1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

(2) 法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

(3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

8 現場代理人

(1) 請負業者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。

(2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、監督官との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を監督官に提出し協議する。

役務件名	中央監視システム点検保守	図面番号	1/9
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官及び官側と協議するものとする。

13 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出ものとする。なお、報告書書式については、(財)建築保全センター発行の「建築保全業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成するものとする。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

ア 業務計画書

イ 現場代理人の選任(解任)届

ウ 勤務員の指定(取消)届

エ 役務完了届

オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。(完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出)

(i) 官側より提示されたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真(カラーサービス版)1部を原板(ネガ)とともに工程順に工事写真帳(A4版)及びネガ帳に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体(MO、CD-R等)で提出する場合は、下記のとおりとする。

- (1) 総画素数 80万画素数以上
- (2) ファイル形式 JPEG

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	中央監視システム点検保守	図面番号	2/9
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特 記 仕 様 書

1 一般事項

- (1) 点検保守は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定等、関係法規等を遵守して行うものとする。
- (2) 本契約は、駐屯地機能維持の為に年間保守契約とし、緊急故障等の措置を実施するものとする。

2 業務内容

- (1) 点検周期は、6ヶ月及び1年点検の年2回とする。
- (2) 点検実施日については、官側と調整を行うものとする。
- (3) 点検保守要領は、付表2による。
- (4) 点検保守は、付表1により適正に実施し、点検報告書を1部提出するものとする。

付表1 細部点検設備一覧表

機 器 名 称		規 格	形 式	数 量
1 中央処理装置周辺	中央処理装置	V90/35	H-7047-11	1台
	キャラクタディスプレイ装置	CRT(CD)	CH-3000-A	1台
	カラーハードコピー装置	カラーHCP	CHC-845-5A	1台
	固定ディスク装置	FX-D	CH-4000-AA	1台
	ディスプレイ装置	CRT	CDT2201A	2台
	プリンター装置	PR	H-7324-11	2台
	ハードコピープリンク装置	HCP	VP-1850	1台
2 ネットワーク装置		μNCP	HA-3411-12	1台
3 ネットワーク装置		LANP	H-7612-11	1台
4 ネットワーク装置		LAN-TRN-C	H-7612-25	1台
5 汎用インターフェイス		LINK-CP	H-7622-11	1台
6 汎用インターフェイス		MULTI-RS	HC-3354-11	1台
7 コンソール	プロセス出入力装置	MPI/O	HA-6650	1台
	フлексブルディスク装置	F/D		1台
	磁気テープ装置	CM/T		1台
8 監視パネル	受変電グラフィックパネル	G/P		1台
	システム監視パネル	C/P		1台
	音声出力装置	V.S		1台
9 リモートステーション		RS		49台
10 ノードステーション		NS		4台

役務件名	中央監視システム点検保守	図面番号	3/9
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部業務部管理課			

付表2 中央監視システム (1/7)

- 1 点検は、点検及び保守の内容の末尾に、〈1Y〉とあるものは年1回、〈6M〉とあるものは6ヶ月1回とする。
- 2 点検保守に必要な消耗部品及び材料は、付表1に定めるほか、インクリボン・用紙等その他これら類するものとする。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 中央処理装置	(1) 各部の点検清掃 ① 内部の点検清掃 ② エアフィルターの点検清掃 ③ ファンの動作点検	〈6M〉
2 キャラクタディスプレイ装置	④ 機構部の異音、振動の点検	〈6M〉
	(2) 各スイッチ、ランプの機能動作点検 ① スイッチ(電源、コンソール、ファン) ② ランプ(電源、コンソール、ファン)	
	(3) 各接続部の点検 ① 各ヒューズ点検 ② 各コネクタの緩み点検 ③ 各TB、ネジ類の緩み点検	〈1Y〉
	(4) 電源電圧測定 ① 入力電圧測定 ② 出力電圧測定	〈1Y〉
	(5) 動作確認試験 ① T/Mによる動作確認 ② オンライン確認	〈1Y〉
	(1) 本体内部清掃	〈6M〉
	(2) ディスプレイの点検 ① 輝度、焦点の確認 ② 表示状態の確認 ③ 画面位置、サイズの確認	〈6M〉
	(3) 各接続部の点検 ① 各プラグインの緩みの点検 ② キーボード、コネクタ類の緩み点検 ③ TB、ネジ、ナット類の緩み点検	〈1Y〉
	(4) ローカル動作確認点検 ① ローカルコマンド ② キーボード	〈1Y〉
	(5) リモート動作点検	〈1Y〉

役務件名	中央監視システム点検保守	図面番号	4/9
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 中央監視システム(2/7)

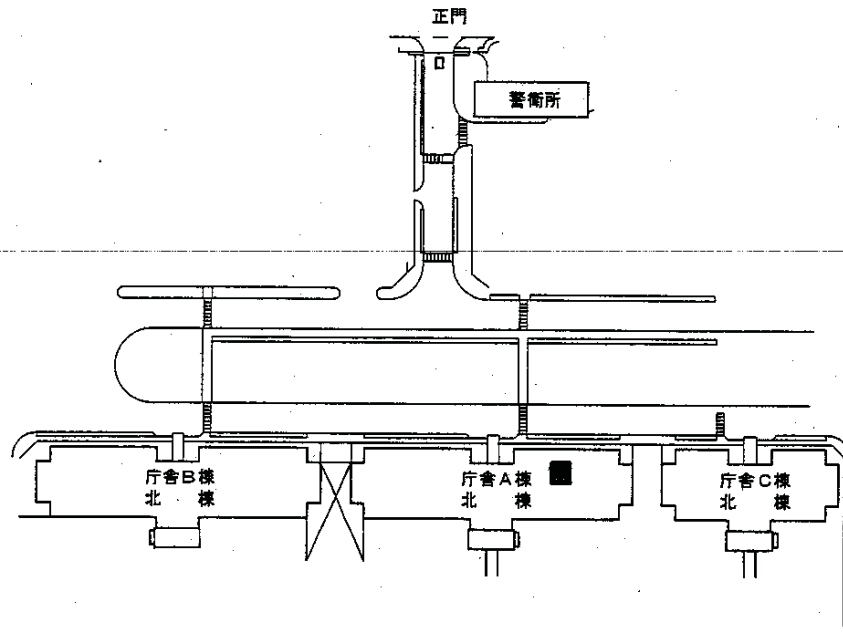
点検項目	点検及び保守内容	備考
3 カラーハードコピー装置	(1) 各部の点検清掃 ① 内部の点検清掃 ② エアフィルター及びサーマルヘッドの点検清掃 ③ ファンの動作点検 (2) 各スイッチ、ランプの機能確認 (3) ベルトの点検 (4) コピー品質の確認 (5) 各接続部の点検	<6M> <6M> <6M> <6M> <1Y>
4 固定ディスク装置	① 各プラグインの緩み点検 ② 各コネクタの緩み点検 (6) ローカル動作確認 (7) リモート動作確認 (1) 各部の点検清掃 ① 内部の点検清掃 ② エアフィルターの点検清掃 ③ ファンの動作点検 (2) 各スイッチ、ランプの機能確認 (3) ディスクの異音の有無点検 (4) 各部の点検清掃 ① ドライブベルト ② スピンドルアースASSY ③ 防振ゴム (5) 各接続部の点検 (6) 電源電圧測定 (7) ローカル動作確認 (8) リモート動作確認	<1Y> <1Y> <6M> <6M> <6M> <1Y> <1Y> <1Y> <1Y>
5 ディスプレイ装置	(1) 各部の点検清掃 ① 内部の点検清掃 ② エアフィルターの点検清掃 ③ ファンの点検清掃 ④ プラグインの点検清掃 (2) ブラウン管の消磁 (3) ローカル動作確認 ① キーボード ② 表示状態(色純度、輝度、色ズレ、画面位置)を確認する。 (4) 各接続部の点検 ① 各プラグインの緩み点検 ② 各コネクタの緩み点検 ③ 各TB、ネジ類の緩み点検 (5) 電源電圧測定	<6M> <6M> <6M> <6M> <1Y> <1Y> <1Y> <1Y>

役務件名	中央監視システム点検保守	図面番号	5/9
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

附表2 中央監視システム(5/7)

点検項目	点検及び保守内容	備考
14 リモートステーション	(1) 各部の点検清掃	<6M>
	(2) 電源電圧測定	
	① 入力電圧測定	<1Y>
	② 出力電圧測定	
	(3) 各部の点検清掃	<1Y>
	① 電源部の点検清掃	
	② 各ヒューズ、ランプの点検	<1Y>
	(4) 各接続部の点検	
	① 制御部プリンタ盤の緩み点検	<1Y>
	② 出入力プリンタ盤の緩み点検	
	③ 各コネクタの緩み点検	<1Y>
	④ 各TB、ネジ類の緩み点検	
	(5) 電源電圧測定	<1Y>
	(6) 動作確認試験	<1Y>
① アプリケーションプログラムによる動作確認		
(a) WTD&故障表示LEDの点灯確認		
(b) 伝送モニタLEDの点灯確認		
② テストプログラムによる動作確認		

役務件名	中央監視システム点検保守	図面番号	B/9
種別	仕様書	縮尺	
縮上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



■ 中央監視装置設置場所 (A庁舎地下)

付図 1 配置図

役務件名	中央監視システム点検保守	図面番号	9/9
種別	配置図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

共通仕様書

- 1 件 名 特高受変電設備点検保守
- 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
- 3 総 則
本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び（財）建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。
- 4 目 的
本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
- 5 適用範囲
本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。
- 6 受注者の負担の範囲
 - (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
 - (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
 - (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。
- 7 諸法規の遵守
受託者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。
- 8 業務作業者
 - (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
 - (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
 - (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。
- 9 現場代理人
 - (1) 受託者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
 - (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。
- 10 業務計画書
受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。
- 11 安全管理
 - (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
 - (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。
- 12 保全上の措置
許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。
- 13 関連業務との調整
本業務とは契約外で、関連する業務が発生した場合には、相互で調整を図るものとする。
- 14 完了検査等
 - (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出ものとする。なお、報告書書式は（財）建築保全センター発行の「建築保全業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成するものとする。
 - (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	1/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

15 提出書類

(1) 受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任（解任）届
- ウ 勤務員の指定（取消）届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出）

(4) 官側より提示されたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

16 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体（MO、CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・総画素数 80万画素数以上
- ・ファイル形式 JPEG

17 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

18 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	2/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特 記 仕 様 書

1 業務概要

- (1) 特別高圧及び高圧受変電設備並びに附属する付帯設備の点検保守
- (2) 電気設備に連動している中央監視システムの作動試験
- (3) 点検保守に伴う仮設電源工事

2 点検設備

(1) 概 要

設 備 名 称	設 備 内 容	場 所
特別高圧受変電設備	受電方式：3回線スポットネットワーク 受電（特高）：22KV3相3線式3回線 配電（高圧）：6,600V3相3線式	特高開閉所 特高受電所（庁舎B地階）
高圧受変電設備	受電（高圧）：6,600V3相3線式 配電（低圧）：100V,200V（一部他電圧）	庁舎：6か所 食厨、整備場 体育館
中央監視システム装置	日立 ビルマックスLB	中央監視室 電気室

- (2) 細部点検設備等は、附属書1による。
- (3) 駐屯地配置図は、付図1により、庁舎の地階平面図は、付図2による。
- (4) 仮設電源平面図は、付図3から付図7による。

3 実施要領

- (1) 点検保守は、毎年1回、閉庁日に実施する。ただし、付随する仮設工事についてはこの限りでない。
- (2) 業務に際して、停電計画等を作成し、官側と協議するものとする。
- (3) 点検は、付表1～付表5により適正に実施し、点検報告書を提出するものとする。
- (4) 特高受変電設備の点検保守に際しては、重要施設用自家発電設備を運転するものとする。
- (5) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗部品の交換又は補充

(ア) 潤滑油、グリス、充填油等

(イ) ランプ類

(ウ) パッキン、ガスケット、Oリング類

(エ) 精製水

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある場合の補修

キ 塗装（タッチペイント）

ク その他これらに類する軽微な作業

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	3/26
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

附属書1 細部点検設備等

1 設備一覧表

(1) 特高受電室

機器名称	規格等	数量	備考
1 特高キュービクル	引込盤	9面	
2 特高変圧器	乾式モールド	3面	
3 真空遮断器	重要施設	12面	
	一般施設	11面	
4 真空接触器	VCS	6面	
5 手動断路器		9面	
6 計器用変成器	乾式	24面	
7 保護継電器	過電流等	37面	
8 特高負荷開閉器	引込受電	3台	
9 高圧配電盤		27面	
10 高圧進相コンデンサー	電力用	6面	
11 直列リアクトル		6組	
12 バスダクト		3系統	
13 接地抵抗試験		6系統	
14 直流電源装置	整流装置100Vアルカリ80Ah	1面	
15 アルカリ蓄電池	80Ah	86枚	

(2) 特高開閉所

機器名称	規格等	数量	備考
1 特高キュービクル	引込受電盤、ケーブル処理盤	6面	
2 特高真空遮断器	1. 2. 3号受電	3台	
3 特高動力断路器	1. 2. 3号引込受電	3組	
4 特高保護継電器	整定タップレバー	9台	
5 配電盤	中継端子盤	1面	

(3) 庁舎高圧受電室(1/2)

機器名称	規格等	数量	備考
1 変圧器	乾式モールド 500KVA以下	48面	
2 変圧器	乾式モールド 500KVA超	2面	
3 交流遮断器	真空	61台	VCB
4 負荷開閉器	閉鎖形気中開閉器	50台	LBS
5 断路器	手動断路器	16組	DS
6 計器用変成器		17面	VT
7 計器用変流器		54面	CT
8 指示計器	電圧計、電流計等	255台	
9 保護継電器	不足電圧継電器	17台	UVR
10 保護継電器	過電流継電器	54台	OCR

役務件名	特高受電設備点検保守	四面番号	4/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

(3) 庁舎高圧受電室 (2/2)

11	保護継電器	地絡電圧継電器	9台	OVGR
12	保護継電器	地絡方向継電器	57台	DGR
13	保護継電器	低圧漏電継電器	50台	ELR
14	避雷器		57台	
15	電力ヒューズ		72個	
16	高圧配電盤		66面	
17	低圧配電盤	10回路以下	40面	
18	低圧配電盤	11回路以上	10面	
19	バスダクト		6系統	
20	接地抵抗試験		31接地	
21	幹線分電盤		596面	
22	直流電源装置	整流装置100V鉛500Ah	1面	A棟
23	直流電源装置	整流装置100V鉛300Ah	1面	B棟
24	直流電源装置	整流装置100V鉛200Ah	1面	C棟
25	シール形鉛蓄電池	500Ah	54セル	A棟
26	シール形鉛蓄電池	300Ah	54セル	B棟
27	シール形鉛蓄電池	200Ah	54セル	C棟

(4) 食厨高圧受電所

ア 高圧機器

機器名称	規格等	数量	備考
1 油入変圧器	三相 150KVA	1面	R
2 油入変圧器	单相 75KVA	1面	R
3 交流遮断器	真空	2台	VCB
4 断路器	手動断路器	2組	DS
5 計器用変成器		2面	VT
6 計器用変流器	過電流継電器	2面	CT
7 保護継電器		2面	OCR
8 保護継電器	不足電圧継電器	2面	UVR

イ 低圧機器

機器名称	規格等	数量	備考
1 負荷開閉器	閉鎖形気中開閉器	2台	LBS
2 計器用変流器		2面	CT
3 指示計器	電圧計、電流計等	14台	
4 電力ヒューズ		5個	PF
5 低圧配電盤	低圧動力盤 6回路	1面	
6 低圧配電盤	低圧電灯盤 9回路	1面	
7 接地抵抗試験	A種、B種、P、C	4接地	
8 母線	閉鎖型高圧	2系統	

設備件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	5/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

(5) 整備場高压受電所

ア 高压機器

機器名称	規格等	数量	備考
1 油入変圧器	三相 50KVA	1面	R
2 油入変圧器	単相 50KVA	1面	R
3 交流遮断器	真空	2台	VCB
4 断路器	手動断路器	2組	DS
5 計器用変成器		2面	VT
6 計器用変流器		2面	CT
7 保護継電器	過電流継電器	2面	OCR
8 保護継電器	不足電圧継電器	2面	UVR

イ 低压機器

機器名称	規格等	数量	備考
1 負荷開閉器	閉鎖形気中開閉器	2台	LBS
2 計器用変流器	電圧計、電流計等	2面	CT
3 指示計器		19個	
4 電力ヒューズ		5個	
5 低压配電盤	低压動力盤 5回路	1面	
6 低压配電盤	低压電灯盤 6回路	1面	
7 接地抵抗試験	A種、B種、D種、P、C	5接地	
8 母線	閉鎖型高压	2系統	

(6) 体育館高压受電所

ア 高压機器

機器名称	規格等	数量	備考
1 油入変圧器	三相20KVA	1面	
2 油入変圧器	単相100KVA	1面	
3 油入変圧器	単相150KVA	1面	
4 交流遮断器	真空	2台	VCB
5 断路器	手動断路器	2組	DS
6 計器用変成器		2面	VT
7 計器用変流器		2面	CT
8 保護継電器	過電流継電器	2面	OCR
9 保護継電器	不足電圧継電器	2面	UVR
10 保護継電器	漏電火災警報器	3面	

役務件名	特高受電設備点検保守	図面番号	6/26
種別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

イ 低圧機器

機器名称	規格等	数量	備考
1 負荷開閉器	閉鎖形気中開閉器	3台	LBS
2 計器用変流器		3面	CT
3 指示計器	電圧計、電流計等	18個	
4 電力ヒューズ		7個	
5 低圧配電盤	低圧動力盤 4回路	1面	
6 低圧配電盤	低圧電灯盤(1) 7回路	1面	
7 低圧配電盤	低圧電灯盤(2) 5回路	1面	
8 接地抵抗試験	A種D種、B種、P、C	4接地	
9 母線	閉鎖型高圧	2系統	

2 仮設電源

(1) 端子接続

地上階分電盤から、既設ケーブル(VVF-1.6 3C)を使用し、端子切替えにより送電を実施するものとする。

ア 地下階系統設備点検

建物区分		室名称	対象負荷		送電盤名称	
庁舎	階数				対象盤	地上盤
A	地階	通信交換室	電灯	20A	EL-AC-BA 端子切替	EL-AC-1A 端子切替
		信電室	電灯	20A	EL-AC-BA 端子切替	EL-AC-1A 端子切替
		機械室	電灯	20A	EL-AC-BA 端子切替	EL-AC-1A 端子切替
		搬送機械室	電灯	20A	EP-AC-BE 端子切替	EL-AC-1A 端子切替
		中央監視室	電灯	20A	EL-AN-BB 端子切替	EL-AN-BB 端子切替
B	地階	通信事務室	電灯	20A	EC-BC-BB 端子切替	L-BC-1A 端子切替
		交換機室	電灯	20A	EL-BC-BA 端子切替	L-BC-1A 端子切替
C	地階	通信事務室(3)	電灯	20A	EL-CN-BB 端子切替	EL-CN-BB 端子切替
		通信事務室(4)	電灯	20A	EL-CN-BB 端子切替	EL-CN-BB 端子切替
		通信事務室(5)	電灯	20A	EL-CN-BB 端子切替	EL-CN-BB 端子切替
		通信事務室(6)	電灯	20A	EL-CN-BB 端子切替	EL-CN-BB 端子切替
		通信事務室(7)	電灯	20A	EL-CN-BB 端子切替	EL-CN-BB 端子切替
		工業用水道 ポンプ室	ポンプ	50A	EP-CN-BB 端子切替	EP-CN-BJ 端子切替

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	7/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

イ 地上階系統設備点検

建物区分		室名称	対象負荷		送電盤名称	
庁舎	階数				対象盤	地上盤
A	1階	陸自駐屯地当直室	電灯	20A	L-AN-1C 端子切替	EL-AN-BC 端子切替
	1階	陸自補統当直室	電灯	20A	L-AN-1C 端子切替	EL-AN-BC 端子切替
B	1階	空自東支当直室	電灯	20A	L-BN-1C 端子切替	EL-BN-BC 端子切替
	2階	空自補本当直室	電灯	20A	L-BN-2C 端子切替	EL-BN-BD 端子切替
C	1階	海自当直室	電灯	20A	L-CN-1C 端子切替	EL-AC-1A 端子切替

(2) 分岐盤切替

ア 地下階系統設備点検

建物区分		室名称	対象負荷		備考
庁舎	階数				
A	地階	電気室(A)	REC83	400A	分岐盤により接続切替 (2箇所)
		電気室(B)	CVCF	600A	分岐盤により接続切替 (2箇所)
B	地階	電気室(C)	CVCF	800A	分岐盤により接続切替 (2箇所)
C	地階	電気室(D)	CVCF	600A	分岐盤により接続切替 (2箇所)

イ 地上階系統設備点検

建物区分		室名称	対象負荷		備考
庁舎	階数				
A	地階	一般用 重要用 受電室	整流器 (北棟用)	225A	分岐盤により接続切替 (2箇所) 電気室内配電盤改修
			整流器 (中棟用)	225A	分岐盤により接続切替 (2箇所) 電気室内配電盤改修
			整流器 (南棟用)	225A	分岐盤により接続切替 (2箇所) 電気室内配電盤改修
B	地階	一般用 重要用 受電室	整流器 (北棟用)	225A	分岐盤により接続切替 (2箇所) 電気室内配電盤改修
			整流器 (南棟用)	225A	分岐盤により接続切替 (2箇所) 電気室内配電盤改修
C	地階	一般用 重要用 受電室	整流器 (北棟用)	225A	分岐盤により接続切替 (2箇所) 電気室内配電盤改修
			整流器 (中棟用)	225A	分岐盤により接続切替 (2箇所) 電気室内配電盤改修
			整流器 (南棟用)	225A	分岐盤により接続切替 (2箇所) 電気室内配電盤改修

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	8/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

(3) 仮設配線

電気室配電盤から配線し、中央監視システムUPSの一次側に接続後、送電する。

地下階系統設備点検

建物区分		室名称	対象負荷		送電盤名称	備考
庁舎	階数					
A	地階	電気室(2)	中央監視UPS	10KW	非常用動力盤	
		中央監視室	防災監視電源	100A	電灯盤(2)	
B	地階	特高受電室	中央監視UPS	5KW	非常用動力盤	
C	地階	電気室(2)	中央監視UPS	5KW	非常用動力盤	

(4) 仮設発電機設置

上水ポンプ用15KVA、食厨15KVA、警衛所35KVA

3 中央監視システム

機器名称	名称	数量	ポイント数	備考
1 リモートステーション盤	RC-K-1A	1面	52	
	RS-BN-BB	1面	105	
	RS-BN-BD	1面	189	
	RS-AN-BBRS	1面	89	
	RS-CN-BD	1面	88	
	RS-BN-BE	1面	131	
	RS-AN-BE	1面	96	
	RS-CN-BN	1面	72	
2 受変電クワフィックパネル	G・P	1台		

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	9/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1-1 電灯・動力設備【分電盤（耐熱形分電盤を含む）、開閉器箱等】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 キャビネット (1) 屋内型	① 盤の取付状況（支持ボルトの緩み）を確認する。 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。 ③ 断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。 ④ 断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	耐熱形分電盤に限る。 耐熱形分電盤（1種）に限る。
2 導電部 (1) 母線、分岐導体 盤内配線支持物等 (2) 端子台	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。 ② 異音、異臭及び変色の有無を点検する。 ③ 導電接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 変色及び異臭の有無を点検する。	
3 機器 (1) 遮断器、継電器 電磁接触器、タイマー リモコン、変圧器等	① 漏電遮断機のテストボタンにて動作の確認を行う。 ② 各機器の異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。 ③ 点検時を除き非常用ブレーカーがON（入）になっていることを確認する。	
4 絶縁測定	① 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
5 接地抵抗	① 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	単独接地極の場合に限る。

付表1-2 電灯・動力設備【制御盤】 1/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 キャビネット (1) 屋内型	① 盤の取付状況（支持ボルトの緩み）を確認する。 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。 ③ 断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。 ④ 断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	耐熱形分電盤に限る。 耐熱形分電盤（1種）に限る。
2 導電部 (1) 母線、分岐導体 盤内配線支持物等 (2) 端子台	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。 ② 異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。 ③ 導電接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 変色及び異臭の有無を点検する。	
3 機器、制御回路 (1) 遮断器、 電磁接触器、継電器 端子台、計器 制御スイッチ、 インバータ、 変流器、表示灯 進相コンデンサ、 ヒューズ類 (2) 制御回路	① テストボタン（漏電遮断器等）による動作確認を行う。 ② 異音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。 ③ 機器取付状態の良否を点検する。 ④ 単位装置ごとに試験運転を行い運転電流を確認する。 ⑤ 換気扇の回転状態、異常音の有無を点検する。 また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無を点検する。 ⑥ 液面電極、レベルスイッチ等の状態を点検する。 ⑦ インバータ用冷却ファンの作動状態を点検する。 ⑧ 自動、連動運転等のシステム運転の確認を行う。 ⑨ 警報装置の動作確認を行う。 ⑩ 液面継電器の動作確認を行う。 ⑪ インバータの単体運転にて、相間出力電圧及び出力電流のバランス確認を行う。	

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	10/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1-2 電灯・動力設備【制御盤】 2/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
4 絶縁測定	① 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
5 接地抵抗	② 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	単独接地種に限る。

付表1-3 電灯・動力設備【幹線】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 ケーブル等の配線	① ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。 ② 端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。 ③ ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。 ④ 垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。	
2 バスダクト	① 接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する ② 接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。	
3 ケーブルラック及び配管	① ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	
4 防火区画貫通処理部	① 亀裂、欠落等の有無を点検する。	
5 絶縁抵抗	① 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	

付表2-1 受変電設備【電気室、配電盤等（内部機器を除く）】 1/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 電気室	① 小動物が進入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ③ 室内温度及び湿度の測定を行い、その良否を点検する。 ④ 室内整理状況の良否を点検する。 ⑤ 点検及び操作上必要な照度が確保されているかを確認する。 ⑥ 保守点検に必要な通路が確保されているかを確認する。 ⑦ 電気室内の用途以外に使用されていないかを確認する。	
2 配電盤 (1) 盤外観 (2) 開放形母線、閉鎖形盤内部（各機器を除く）	① 配電盤据付け状態、損傷、錆、変色等の有無を点検する。 ② 盤内への漏水又は痕跡、小動物が進入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ③ 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。 ④ パイプフレーム等の据付状況の良否、締付ボルトの緩みの有無を点検する。 ⑤ 操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付け状況の良否を点検する。 ① 内部床上、機器仕切板等の清掃を行う。 ② 母線、支持碼子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、錆、変形汚損、変色等の有無を点検する。 ③ 機器取付及び配線接続状況の良否を点検する。 ④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 制御回路機器の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑥ 配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。 ⑦ 盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検する。	開放形の場合に限る。

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	11/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 2-1 受変電設備【電気室、配電盤等（内部機器を除く）】 2/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
3 外部配線 (1) ケーブル等の配線 バスダクト、 ケーブルラック及び 配管	① ケーブル等の配線 ・ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。 ・端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。 ・ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。 ・垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。 ② バスダクト ・接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。 ・接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。 ③ ケーブルラック及び配管 ・ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ④ 防火区画貫通処理部 ・亀裂、欠落等の有無を点検する。 ⑤ 絶縁測定 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
4 絶縁測定	① 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
5 接地抵抗	① 接地端子盤等において各種接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	

付表 2-2 受変電設備【変圧器（モールド変圧器、油入変圧器、特別高圧用ガス入変圧器）】 1/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 モールド変圧器	① 機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。 ② 本体取付及び配線接続状態の良否を点検する。 また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ ダイアル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。 ⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦ 冷却ファン付きは、外観及び作動の良否を点検する。 ⑧ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。 ⑨ 巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛び出しの異常の有無を点検する。	
2 油入変圧器	① 機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。 ② 本体取付及び配線接続状態の良否を点検する。 また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ ダイアル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。 ⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。	

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	12/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 2-2 受変電設備【変圧器（モールド変圧器、油入変圧器、特別高圧用ガス入変圧器）】 2 / 2

点検項目	点検及び保守内容	備考
2 油入変圧器	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する ⑦ 冷却ファン付は、外観及び作動の良否を点検する。 ⑧ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。 ⑨ 油面計により油量の良否を確認する。 ⑩ 放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。 ⑪ 劣化防止装置（吸湿呼吸器、コンサベータ等）の油面計指示値の良否、外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。	
3 特別高圧ガス入変圧器	① 機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色異音等の有無を点検する。 ② 本体取付及び配線接続状態の良否を点検する。 又、防振装置を有するものはその劣化の有無を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。 ⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦ 冷却ファン付は、外観及び作動の良否を点検する。 ⑧ ガス配管及び安全弁の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。 ⑨ 圧力計の汚れ、損傷、さび腐食等の有無を点検する。 ⑩ ガス強制循環式の場合は、ガス送風機の異常音の有無を点検する。 ⑪ 密度スイッチ（圧カスイッチ）の動作、復帰の点検をする。	

付表 2-3 受変電設備【交流遮断器（真空遮断器、油遮断器、ガス遮断器）】 1 / 2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 真空遮断器	① 機器外面の損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形にあたっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の良否を点検する。 ④ 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。 また、動作回数を確認する。 ⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
2 油遮断器	① 機器外面の損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形にあたっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の良否を点検する。	

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	13/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 2-3 受変電設備【交流遮断器（真空遮断器、油遮断器、ガス遮断器）】 2 / 2

<p>2 油遮断器</p>	<p>④ 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。 また、動作回数を確認する。 ⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦ 油量が適切であることを確認する。</p>	
<p>3 ガス遮断器 【特別高圧用】</p>	<p>① 機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、 変形、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 引き込みケーブル等の端子部及びブッシングの汚損、 亀裂の有無を点検する。</p>	
	<p>④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの点検をする。 ⑥ 開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動の良否を点検する。 ⑦ 密度スイッチ（圧カスイッチ）の動作復帰の点検をする。 ⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p>	

付表 2-4 受変電設備【断路器】 1 / 1

点検項目	点検及び保守内容	備考
<p>1 断路器</p>	<p>① 機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ⑤ 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。 ⑥ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。 ⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p>	

付表 2-5 受変電設備【計器用変成器】 1 / 1

点検項目	点検及び保守内容	備考
<p>1 計器用変成器</p>	<p>① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 電線貫通形の変成器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検する。 ⑥ 電力ヒューズ付は、汚損、亀裂等の有無を点検する。 また、予備ヒューズの確認を行う。 ⑦ 変成器二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p>	

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	14/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2-6 受変電設備【避雷器】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 避雷器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	

付表2-7 受変電設備【高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器、真空開閉器）】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 閉鎖形気中開閉器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形は、出入操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 ⑤ 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
2 開放形気中開閉器 【LBS】	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形は、出入操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良測定し、その良否を点検する。 ⑤ 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦ 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ⑧ 電力ヒューズ付は、汚損、亀裂等の有無を点検する。 また、予備ヒューズの確認を行う。 ⑨ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	
3 真空開閉器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形は、出入操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 ⑤ 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	

勤務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	15/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 2-8 受変電設備【高圧カットアウト】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 高圧カットアウト	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。 ⑤ 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。 ⑥ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。 ⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	

付表 2-9 受変電設備【高圧電磁接触器】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 高圧電磁接触器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 接触器の開閉動作及び開閉表示の良否を点検する。 ⑥ 油面計により油量が適正であることを確認する。	油入形に限る。

付表 2-10 受変電設備【力率改善装置】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 力率改善装置 【進相コンデンサ 直列リアクトル】	① 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 絶縁測定を測定し、その良否を確認する。	

付表 2-11 受変電設備【指示計器、表示操作及び保護継電器】 1/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 指示計器、表示操作 及び保護継電器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、錆、腐食、変形、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 各指示計器の零点調整を行う。また、正常に機能していることを確認する。 ⑥ 保護継電器等の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。	指示計器に限る。 保護継電器に限る。

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	16/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 2-1-1 受変電設備【指示計器、表示操作及び保護継電器】 2/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 指示計器、表示操作及び保護継電器	⑦ シーケンス試験（インターロック試験及び保護継電器との連動試験）を行う。 ⑧ 保護継電器（ネットワーク継電器）試験を行うこと。	

付表 2-1-2 受変電設備【低圧開閉器類】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 低圧開閉器類 【配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器等】	① 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を点検する。 ⑤ 配線用遮断機等の用途名称が正しいことを確認する。	

付表 2-1-3 受変電設備【特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS、C-GIS）】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ 【GIS、C-GIS】	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、錆、腐食、変形、変色等の有無を点検する。 ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ③ 引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚損、亀裂の有無を点検する。 ④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 制御回路部の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑥ 開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動の良否を点検する。 ⑦ 密度スイッチ（圧カスイッチ）の動作復帰の点検をする。 ⑧ 絶縁抵抗測定し、その良否を確認する。	

付表 2-1-4 受変電設備【その他の特別高圧関連機器】 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 充電判定装置	① 電力会社の送電を確認する充電判定装置の端子接続状況及び作動の良否を点検する。	

付表 3 自家発電設備 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 連動試験	① 停電により常用電源を遮断したときは、自動的に自家発電設備に切り替わり、常用電源を復旧したときは、自動的に常用電源に切り替わることを確認する。	

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	17/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 4-1 直流電源設備【整流装置】 1 / 1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 外箱、機器等の 外観状況	① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。 ② 各部品汚損、損傷、温度上昇、加熱、異音、異臭等の有無を点検する。 ③ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。	
2 機能	① 次値を測定し、その良否を確認する。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流（整面計器による。） ② 手動により浮動又は均等充電への切替え動作の確認を行う ③ 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。 また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。 ④ 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。 ⑤ 機器の動作状況を下記項目について確認する。 ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置 ・タイマの設定値 ・警報装置（ヒューズ断、サーマル動作、MCCBトリップ 過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、減液警報等） ⑥ 自動回復充電の動作を確認する。 ⑦ 実負荷により常用電源を停電状態にしたときは、自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときは、自動的に常用電源に切り替わることを確認する。	均等充電機能を有するものに 限る。 均等充電機能を有するものに 限る
3 配線、端子	① 内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。	
4 絶縁抵抗測定	① 次の箇所の絶縁抵抗測定を測定し、その良否を確認する。 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次・二次相互間	
5 接地抵抗測定	① 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	単独接地極の場合に限る。

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	18/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表4-2 直流電源設備【蓄電池】 1/1

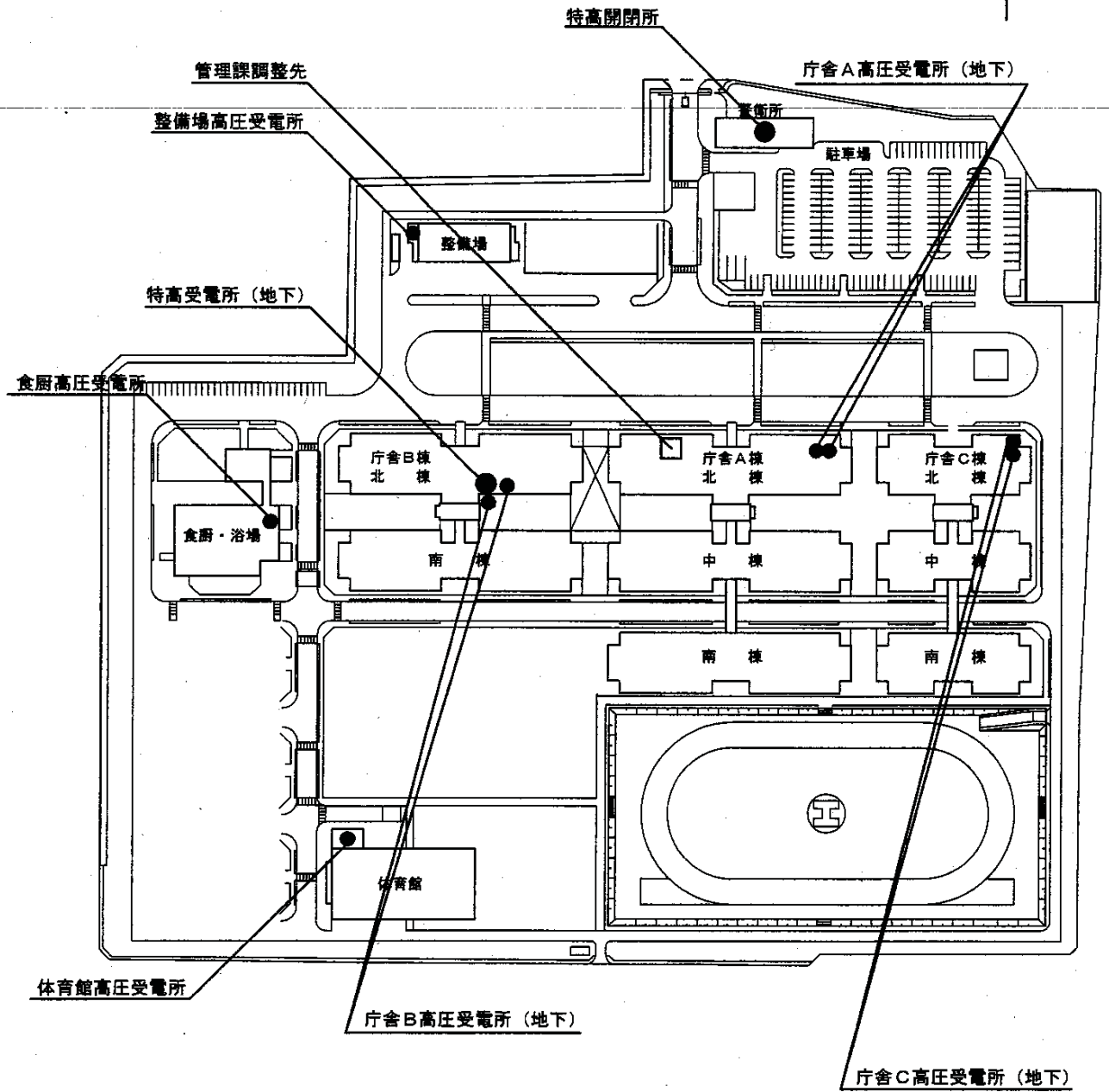
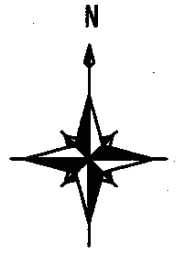
点検項目	点検及び保守内容	備考
1 外観状況	① 全セルについて電槽、蓋、各種柱体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。尚、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。又、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。 ② 封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検する。 ③ 全セルについて、電解液量を確認する。 また、減液警報用電極の断線、腐食及び変形の有無を点検する。 ④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ⑤ 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。 ⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食等の有無を点検する。	
2 機能	① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 ② 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。 ・据置鉛蓄電池は全セル（据え置き鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。）について行う。 ・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。 ③ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判断された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。	

付表5 中央監視システム装置 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 入出力端末装置	① 内外観部、電源部等に変形、損傷、汚れ、著しい腐食等の有無を点検する。なお、汚れ等がある場合は清掃する。 ② 接続部（入出力プリント板、各コネクタ各TB、ネジ類）の損傷、変色、変形がないか点検し、締付け部緩みの増締めを行う。 ③ 入出力端子の不具合ポイントの調整修理を行う。 ④ 入出力端子のケーブル等の締付け状態及び電源電圧（入力電圧、出力電圧）を確認する。 ⑤ 入出力作動試験は、ポイントの作動確認及び調整を行う。ただし、警報点の作動確認は、対象機器作動による方法又は入出力端子にて擬似信号入力により行う。 又、計数点の作動確認は、現場表示との整合又は基準電源を入力することにより行う。	

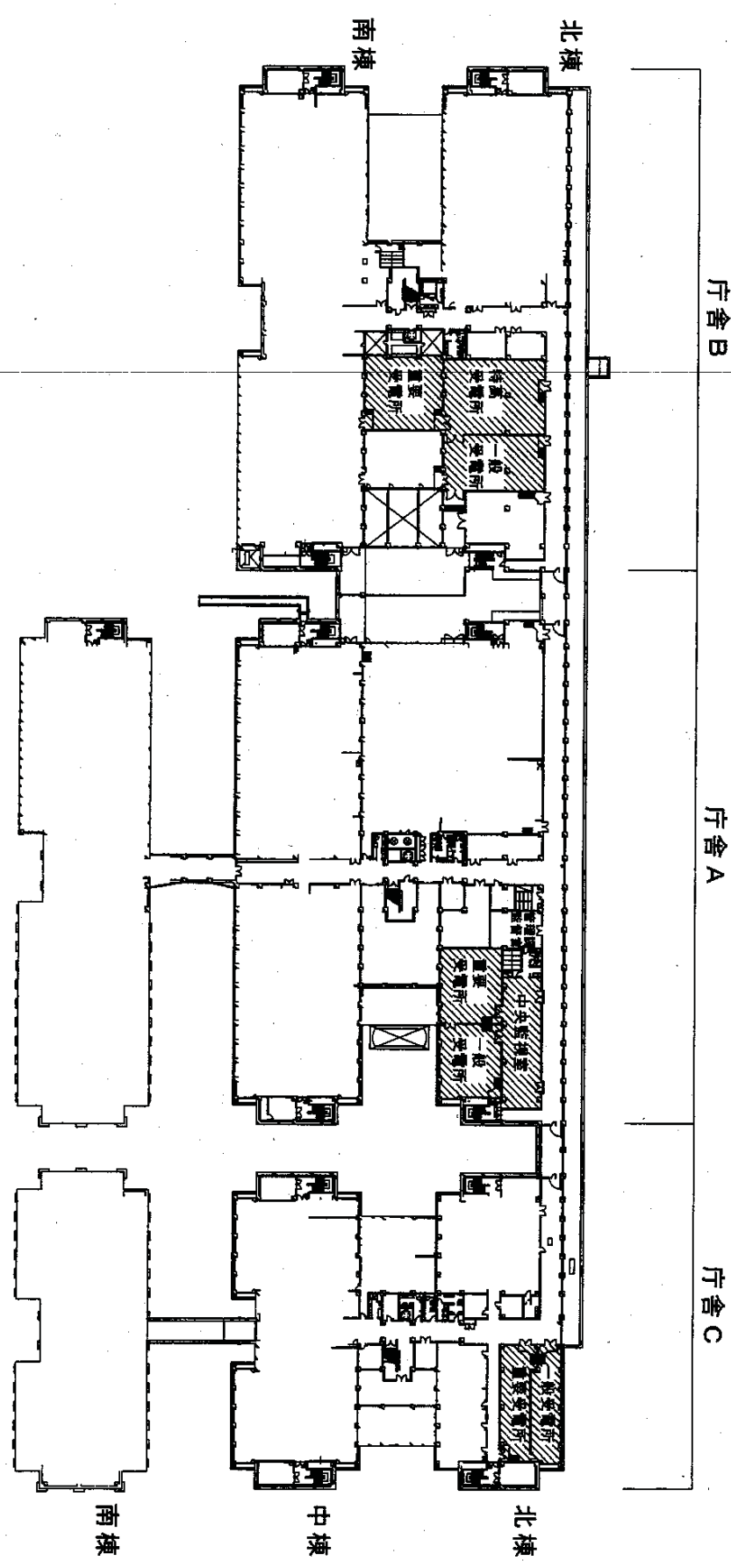
役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	19/26
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付図 1

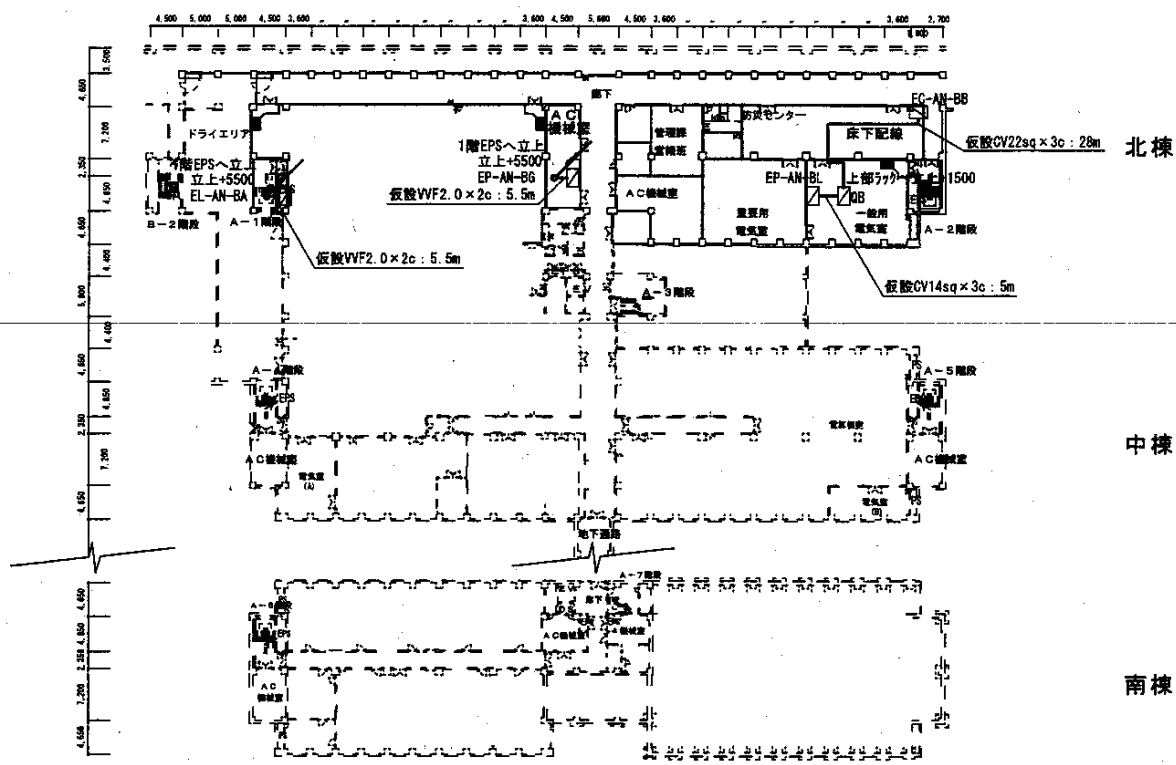


役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	20/26
種別	仕様書 (配置図)	縮尺	1/2500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

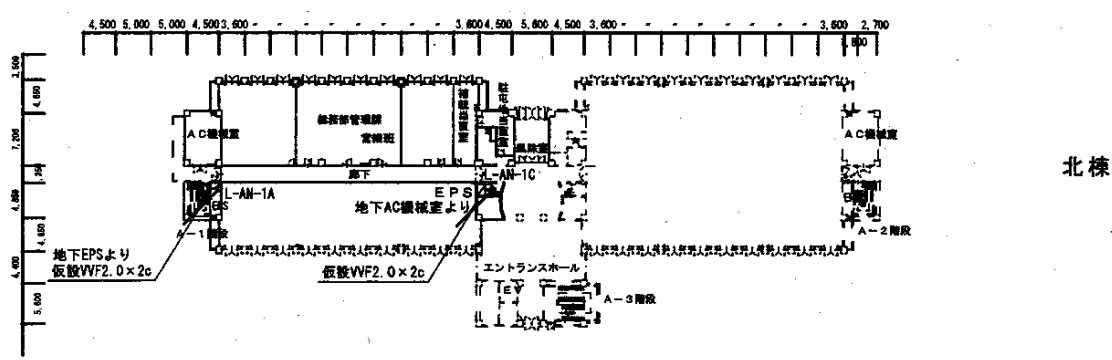
付图 2



役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	21/26
種別	仕様書(斤舍地階平面図)	縮尺	1/1200
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



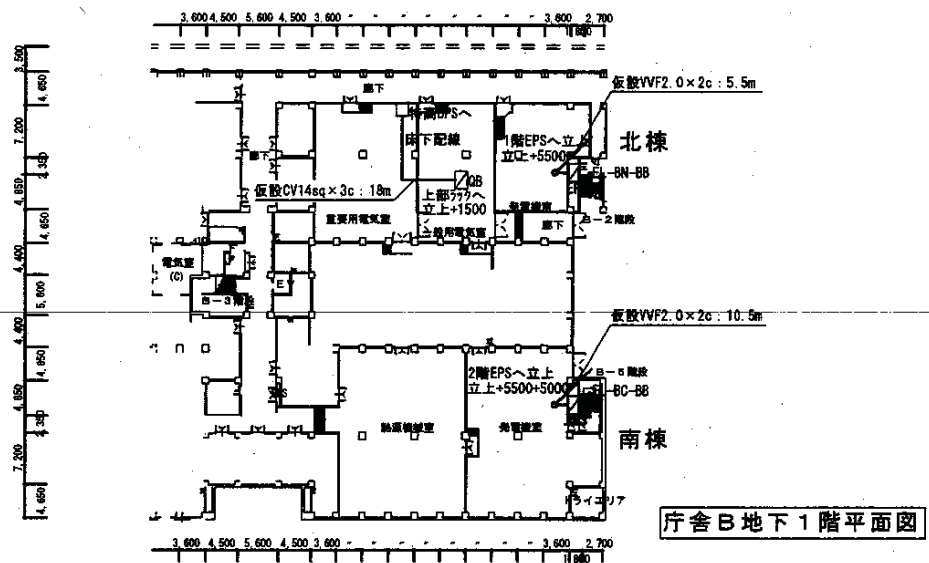
庁舎A地下1階平面図



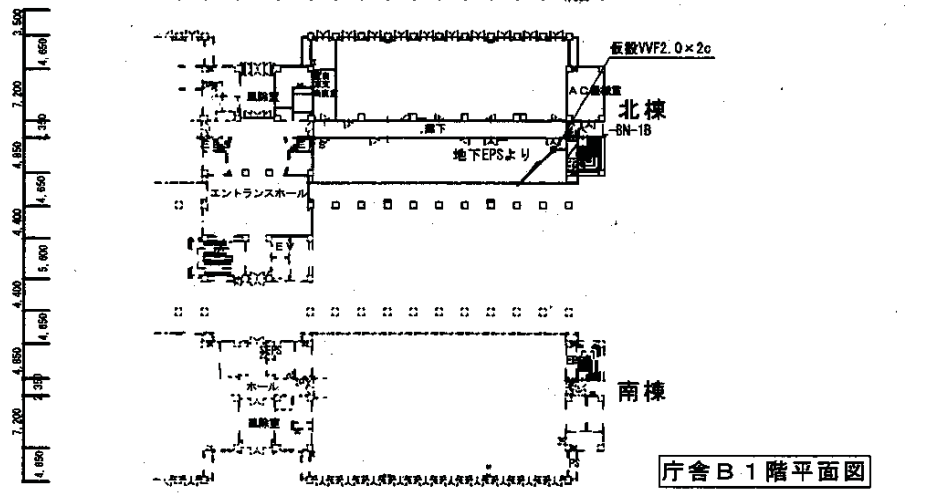
庁舎A北棟1階平面図

A庁舎板設電源一覧	
線種	数量
22sqx3c	28.0m
14sqx3c	5.0m
VVF2.0x2c	11.0m

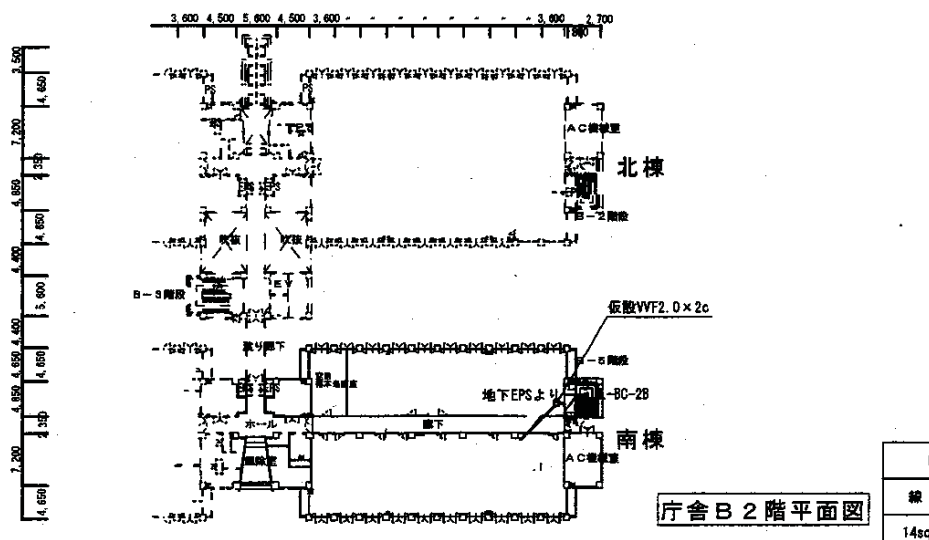
役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	22/26
種別	庁舎A板設電源平面図	縮尺	1/1000
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



庁舎B 地下1階平面図



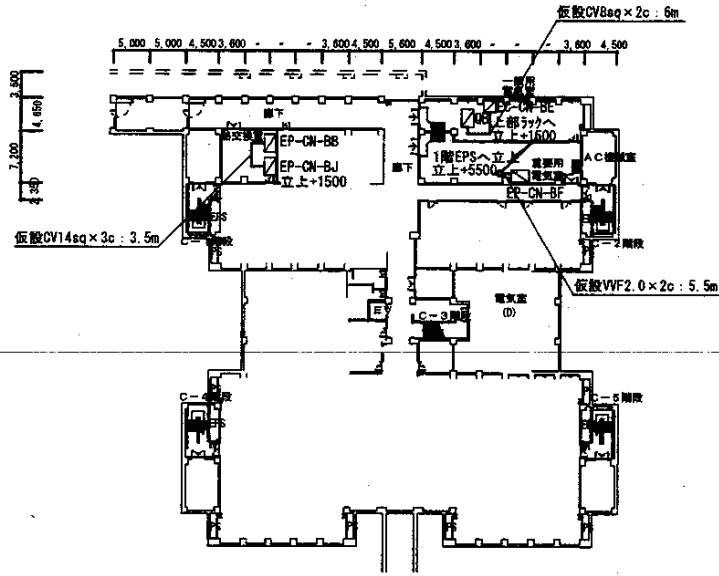
庁舎B 1階平面図



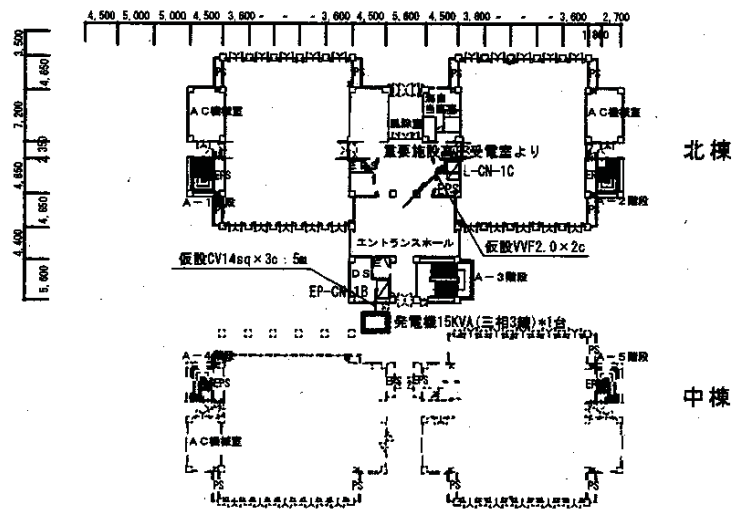
庁舎B 2階平面図

B庁舎板設電源一覧	
線種	数量
14sq×3c	18.0m
VF2.0×2c	16.0m

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	23/26
種別	庁舎B 板設電源平面図	縮尺	1/1000
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



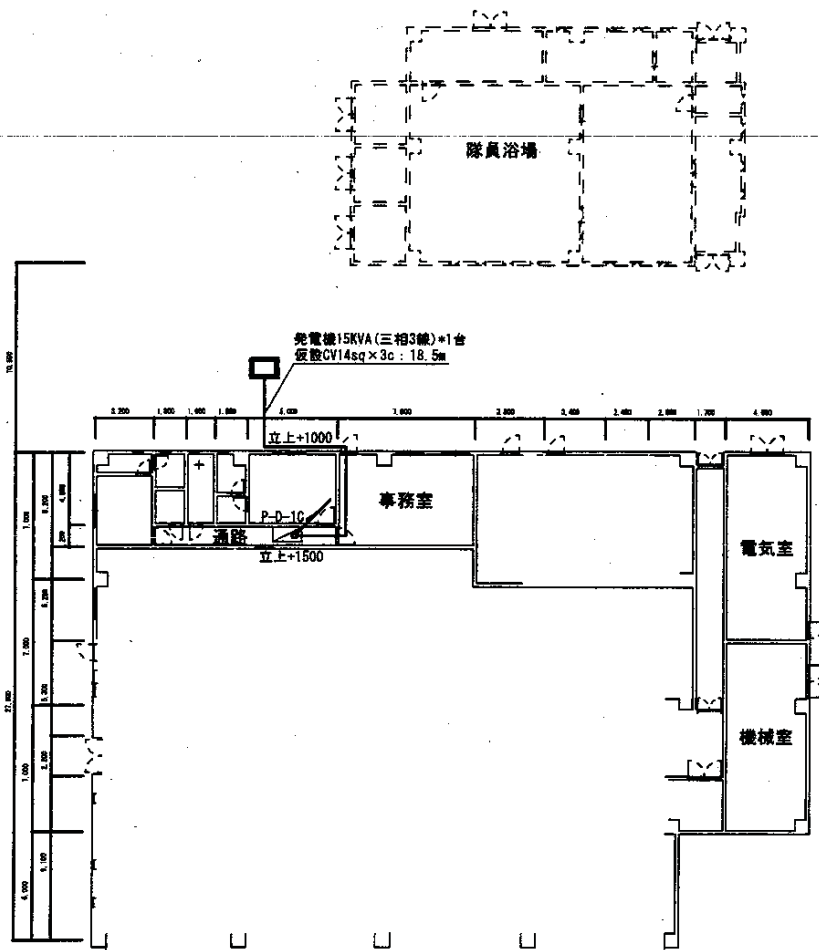
庁舎C地下1階平面図



庁舎C 1階平面図

C庁舎仮設電源一覧	
種 類	数 量
14sq x 3c	8.5m
8sq x 2c	6.0m
VVF2.0 x 2c	5.5m
発電機15KVA (三相3線)	1台

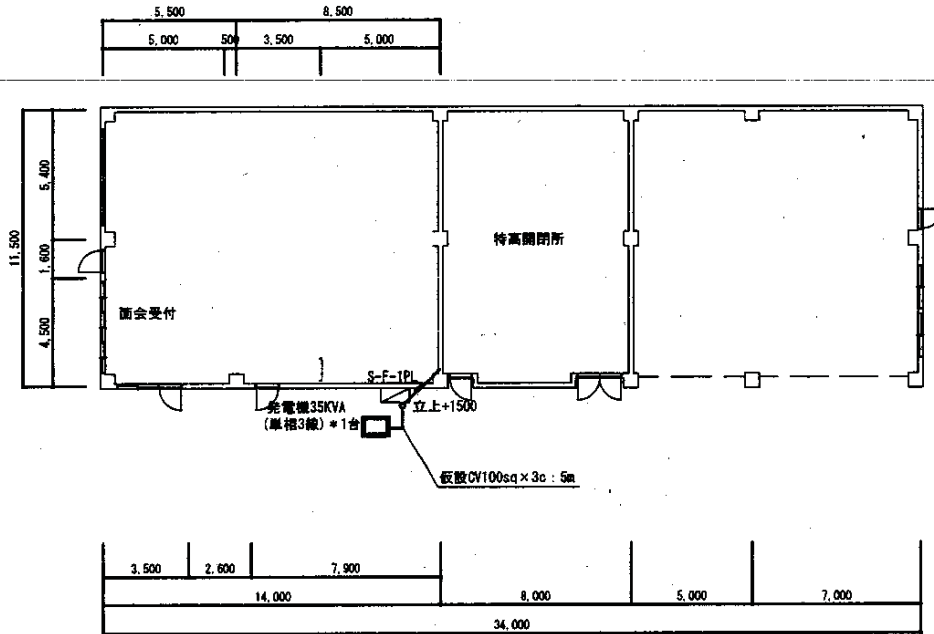
役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	24/26
種 別	庁舎C 仮設電源平面図	縮 尺	1/1000
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



食堂板敷電源一覧	
線種	数量
14sq×3c	18.5m
発電機15KVA (三相3線)	1台

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	25/26
種別	食堂板敷電源平面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付図 7



線種	数量
100sq x 3c	5.0m
発電機30KVA (単相3線)	1台

役務件名	特高受変電設備点検保守	図面番号	26/26
種別	警衛所仮設電源平面図	縮尺	1/300
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

- 1 件名 : 親子時計点検保守
 2 場所 : 東京都北区十条台1丁目5-70
 陸上自衛隊十条駐屯地
 3 概要 : 親子時計×3台の点検保守及び親子時計×79台(官給品)の取り替え

- 4 一般事項
 (1) 本点検保守は、本特記仕様書により実施する。
 (2) 本点検保守に必要な施設(電気、ガス、水道等)の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
 (3) 本点検保守に必要な工具・計測機器等の器材及び消耗部品・材料・油類等は受注者の負担とする。
 (4) 本点検保守の内容に、変更が生じた場合は、監督職員と協議する。
 (5) 本点検保守に際して書面を提出する場合は(必要郵政を含む。)は監督職員の指示による。また、業務の実施に先立ち、実施体制・実施工程・業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。
 (6) 本点検保守の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図る。
 (7) 受注者は、現場代理人を定め監督職員に届け出る。また、現場代理人を変更する場合は同様とする。
 (8) 本点検保守に際し、関係のない場所及び壁への出入りは禁止する。
 (9) 本点検保守の実施にあたり危険防止に必要な場所を監督官に報告し、安全処置をこうじ、事故発生を防止する。また、火気を使用する場合は、必要な手続を行い、許可を受けた後使用する。
 (10) 現場代理人及び業務作業者は、整備の内容に必要知識、経験及び技能を有するものとする。
 (11) 本点検保守に際し、取り合い及び技術的に当然すべき事項については、請負業者の責任において実施する。
 (12) 本点検保守に際し、施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき、請負業者の責任において現状に復旧するものとする。
 (13) 本点検保守に伴う発生材のうち引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所(整理のうえ)発生材置き場を作成して監督職員に提出する。
 また、監督官に引渡しを要するものと指定されたもの以外のものは、廃棄物処理法等に定めるところにより適切に処理し、監督職員に報告すると共に(マニフェスト)を提出する。
 (14) 本点検保守の写真は、施工前、施工中、完了後及び撤去後、主要な工事段階毎、その他監督官の指示する箇所を撮影し、写真(カラー・サイズ版)1部を原紙(ネガ及び電子記憶媒体)と共に工程順に写真帳(A4版)に整理し捺印後に1部提出する。
 電子記憶媒体で提出する場合は、80万画素以上、JPEG形式とする。
 (15) 点検保守完了後、点検保守結果報告書を作成し監督職員に1部提出する。
 (16) 検査員の検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員の指示した必要書類を提出し、監督職員の見直しを受ける。
 (17) 本点検保守の範囲は次のとおりとする。
 ア 機器の点検等の清掃
 イ 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 ウ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 エ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 オ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 (ア) 潤滑油、 그리스、 充電油等
 (イ) ランブレン、ヒューズ類
 (ウ) バッテリー、ガスケット、オリング類
 (エ) 精製水
 カ 接触部分、回転部分等への注油
 キ 腐食や損傷がある場合の補修
 ク 塗装(タフペイント)
 ケ その他これらに類する適切な作業

- (18) 本点検保守の結果、対象部分の脱落、落下又は振動の恐れがある場合は、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、応急措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告する。

5 特記事項

- (1) 点検保守にあたっては、当該製造会社の整備書等に基づき実施する。
 (2) 対象設備一覧表

設備名称	規格	数量	設置場所	備考
親子時計	16回線	1台	庁舎A地下階	
	9回線	1台	庁舎B地下階	
	12回線	1台	庁舎C地下階	

(3) 親子時計一覧表

品名	規格	数量	備考
親子時計	パルス式カレンダー時計	66台	
親子時計	両面サイド型デジタル式カレンダー時計	13台	

(4) 交換子時計一覧表

品名	規格	数量	備考
子時計	310φ 鐘型型パルス式 シチズン J-4003	63台	官給品
	デジタル時計 鐘型型パルス式 シチズン LDW-08A	3台	官給品
	310角サイドブラケット型パルス式 シチズン KN-041910-4	13台	官給品

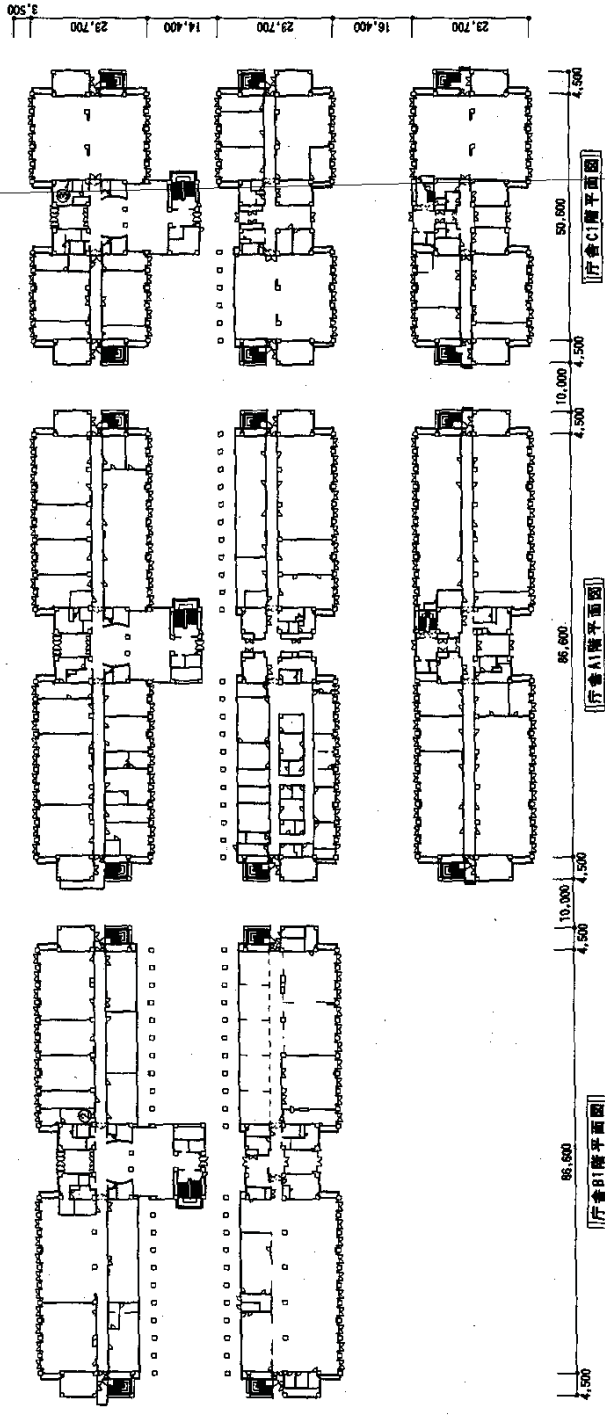
- (5) 本整備に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。
 また、納入ごとに監督職員に報告すると共に、材料検査簿(部数指定)を提出し検査を受ける。
 (6) 点検保守完了後、試運転及び機器調整を実施し設備が異常なく機能することを確認する。

6 点検内容

(1) 親子時計

項目	内容	容量	周期	備考
1 親子時計部	① 精度を点検し、果ては調整しないことを確認する。 ② 機構部、モーターを点検する。 ③ 信号輸出部を点検する。 ④ 各スイッチ等の動作・機能を点検する。 ⑤ 水漏れ出力電圧を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑥ 入力電圧を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑦ 整流電圧を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑧ 充電電流を測定し、正常値内にあることを確認する。 ⑨ モーター回を点検する。 ⑩ バッテリーの状態を確認する。 ⑪ 入出力端子を点検し、緩みがあれば締め付ける。 ⑫ リレーの動作・接点を点検する。 ⑬ 各スイッチ等の動作・機能を点検する。 ⑭ 回線モニターを点検する。 ⑮ 各回線の信号出力電圧を測定し、異常のない事を確認する。 ⑯ 回路異常状態回復の動作を確認する。 ⑰ 受信状態を確認する。		全て年1回	
2 電源部				
3 親子時計回線制御部				
4 電圧受信装置				

件名	親子時計点検保守			
図名	特記仕様書			
図尺	作成年月日	平成	年	月
	陸上自衛隊情報統制本部 総務部 管理課			
				図面番号 1/3



凡例

記号	名称	数量	单位
①	換気扇	1	台
②	照明器具	1	台
③	換気扇	1	台

件名	電子時計点検保守			
図名	庁舎1階平面図			
縮尺	1:1,000	作成年月日	平成	年 月 日
編	地上自衛隊備給製本館 給送部 管理課			図面番号
				3/3

一 般 仕 様 書

1 件 名 消防設備点検保守

2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地

3 一般共通事項

- (1) この仕様書は、建築物等の点検及び保守に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
- (2) 法定点検、点検の基準、点検保守、期間及び結果報告は、消防法、同法施行令、同法施行規則及び建築基準法、同法施行令、同法施行規則及びこれらに基づく、告示等に定めるところによる。
- (3) 点検保守を行うに当たっては、官側及び監督官と十分協議して危害発生の防止を図るとともに、当該点検保守に係る設備の概要・状態を十分把握し実施する。
- (4) 点検保守後は、電源電圧の確認スイッチの入り及び収納状態を再度確認し、必ず元の状態に復帰しておくものとする。
- (5) 点検は、消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（消防庁告示第三二〇号18.7.3）に定めるところにより、適正に行い必要に応じて保守、その他の処置を構ずるものとする。
- (6) 点検整備に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属されているものを除き請負業者負担とする。
- (7) 点検整備に必要な光熱水料等は、特記に示す以外は官側の負担とする。
- (8) 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は請負業者の負担とする。
- (9) 業務作業者
 ア 消防設備士又は消防設備点検資格者の資格の取得者がその業務を行うことを証明する書類を監督官に提出するものとする。また、変更等の場合も同様とする。
 イ 官側は、勤務員の業務の履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し必要な措置を求めることができることとする。その場合、請負業者は業務に支障のないよう必要な措置をとらなければならない。

役務件名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	1/29
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	/
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

(10) 現場代理人の職務

- ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任し、官側に届けを提出するものとする。
- イ 現場代理人は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分理解して実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

(11) 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち実施体制、実施工程表等業務を適正に実施するために、必要な事項を記載した業務計画書を監督官に提出し、協議するものとする。

(12) 点検保守を実施後、消防法等関係法令に従い点検結果報告を速やかに作成し、監督官に提出するものとする。点検保守の結果、劣化状況及び破損の箇所は、必要に応じ写真及び書面で監督官に提出し指示を受けるものとする。

(13) 請負業者は、勤務員の不注意等により、建物等を損傷させた場合は請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

(14) 保安上、許可を受けない場所への立入りは厳禁とする。ただし、業務に際して立入りする場合には、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。なお、業務の実施に伴い知り得た情報等は決して外に漏洩してはならない。

(15) 対象設備及び点検基準は、点検要領書及び点検基準書による。

4 提出書類

(1) 結果報告

点検終了後、消防法上定められた様式「消防設備点検結果報告書」により、監督官に提出すること。(正、副の2部)

(2) 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出すること。

- ア 勤務員の指定(取消)届
- イ 現場代理人の選任(解任)届
- ウ 業務計画書
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。(完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出)

監督官より受けたデータは全て監督官に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	2/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

5 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真(カラーサービス版)1部を原
版(ネガ又は電子記録媒体)とともに、工程順に工事写真帳(A4版)及びネガ帳(A4版)に
整理し完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体(MO、CD-R等)で提出する場合は、下記のとおりとする。

総画素数 80万画素数以上

ファイル形式 JPEG

施工写真はカラーサービス版に印刷すること。

6 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、官側及び監督官と
協議し指示を受けるものとする。

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	3/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

特記仕様書

1 業務概要

十条駐屯地における警衛所・庁舎A棟・庁舎B棟・庁舎C棟・食厨浴場棟・隊舎A棟・隊舎B棟・隊舎C棟・倉庫・整備場・油脂庫・体育館・南門警衛所・給油所・地下タンク貯蔵所屋外に設置されている消防設備等の点検に伴う業務を行うものとし、その建設規模は次のとおり。

建物名称	構造・規模	延床面積
庁舎A棟(北・中・南)	鉄筋鉄骨コンクリート 地下1階 地上4階	31,816 m ²
庁舎B棟(北・南)	鉄筋鉄骨コンクリート 地下1階 地上4階	21,554 m ²
庁舎C棟(北・中・南)	鉄筋鉄骨コンクリート 地下1階 地上4階	17,361 m ²
警衛所・特高開閉所・塵芥処理場	鉄筋鉄骨コンクリート 1階	381 m ²
食厨・浴場棟	鉄筋鉄骨コンクリート 1階	1,312 m ²
隊舎A棟	鉄筋鉄骨コンクリート 4階	3,669 m ²
隊舎B棟	鉄筋鉄骨コンクリート 4階	3,669 m ²
隊舎C棟	鉄筋鉄骨コンクリート 4階	3,669 m ²
倉庫	鉄筋鉄骨コンクリート 2階	1,857 m ²
整備場	鉄筋鉄骨コンクリート 2階	794 m ²
油脂庫	鉄筋鉄骨コンクリート 1階	30 m ²
体育館	鉄骨 2階	1,768 m ²
南門警衛所	鉄筋鉄骨コンクリート 1階	26 m ²
給油所	屋外	—
地下タンク貯蔵所	屋外	—

2 点検要領

(1) 点検項目及び基準は、点検基準書により実施する。

(2) 点検結果については、消防法上定められた様式「消防設備点検結果報告書」により官側に提出するものとする。

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	4/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

(3) 消防設備点検後、関係する周辺及び設備の清掃を実施する。

(4) 本点検は、機器点検及び総合点検とする。

ア 機器点検(六月)

次の事項について、消防設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

- ・ 消防用設備等に付属される非常電源(蓄電池に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
- ・ 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- ・ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

イ 総合点検(一年)

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じ、別に告示で定める基準により確認すること。

(5) 点検期間は官側と協議し、1回目を機器点検(六月)、2回目は総合点検及び機器点検(一年)とし実施すること。なお、監督官の指定する保安上定められた場所の点検は監督官の指示による。

(6) 消防用設備等の種類及び点検周期は次のとおりとする。

ア 機器点検(六月)

消火器・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・屋外消火栓設備・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・避難設備・排煙設備・非常電源(自家発電設備を除く)並びに、非常用電話(配線は除く)

イ 総合点検(一年)

屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・屋外消火栓設備・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・避難設備・排煙設備・非常電源(自家発電設備を除く)並びに、非常用電話(配線を含む)

(7) 不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・各ボンベ容器弁(安全弁)の整備・点検
「消防用設備等の点検要領の全部改正について(消防予第172号 14、6、11)」により下記の整備・点検を行う。

ア 整備

- 1 容器弁の交換(新品) 2 容器外装研磨 3 容器補修塗装

イ 点検要領

「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領(消防予第132号 21、3、31)」に従い

- 1 外観点検 2 構造、形状、寸法点検 3 耐圧点検 4 機密点検 5 安全装置等作動点検 6 表示点検 を行う。

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	5/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

2 点検設備

(1) 警衛所・特高閉閉所・塵芥処理場

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	5本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	3本
3	"	二酸化炭素消火器	7型	3本
4	自動火災報知設備	副受信機	19回線以下	1面
5	"	差動式スポット型感知器		12個
6	"	発信機	P型1級	2個
7	"	表示灯		2灯
8	"	音響装置		2個
9	"	常用電源		1組
10	"	予備電源		1組

(2) 庁舎A(北棟・中棟)

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	85本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	128本
3	屋内消火栓設備	加圧送水装置	ポンプ・モーター	1組
4	"	制御盤		1面
5	"	消火栓		30組
6	"	起動スイッチ		30個
7	"	表示灯		30灯
8	"	音響装置		30組
9	"	表示盤		1面
10	"	水源(貯水槽、給水装置)		1組
11	"	呼水装置		1組
12	"	放水試験		1式
13	屋外消火栓設備	加圧送水装置	ポンプ・モーター	1組
14	"	制御盤		1面
15	"	表示盤		1面
16	"	呼水装置		1組
17	スプリンクラー設備	加圧送水装置	ポンプ・モーター	2組
18	"	起動装置		1組
19	"	ヘッド	閉鎖型	226個
20	"	制御盤		2面
21	"	流水検知装置	自動警報弁	1組
22	"	表示盤		1面

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	6/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
23	スプリンクラー設備	呼水装置		1組
24	"	送水口		1箇所
25	"	圧カスイッチ		1個
26	"	末端試験弁		1個
27	"	放水試験		1式
28	不活性ガス消火設備	消火剤貯蔵容器	二酸化炭素	97基
29	"	容器弁開放装置	ガス圧式	97個
30	"	起動用ガス容器		4個
31	"	起動用操作函		4個
32	"	音響装置		8個
33	"	制御盤	5回線以下	1面
34	"	電源装置		1組
35	"	圧カスイッチ		2個
36	"	不還弁		2個
37	"	開口部自動閉鎖装置	ピストンレリーザ	4個
38	"	放出表示灯函		9個
39	"	選択弁		2個
40	"	ヘッド		18個
41	"	作動試験		1式
42	"	放出試験		1式
43	ハロゲン化物消火設備	消火剤貯蔵容器	ハロン1301	9基
44	"	容器弁開放装置	ガス圧式	9個
45	"	起動用ガス容器		14個
46	"	起動用操作函		14個
47	"	音響装置		22組
48	"	制御盤	16回線	1面
49	"	電源装置		1組
50	"	圧カスイッチ		16個
51	"	不還弁		35個
52	"	開口部自動閉鎖装置	ピストンレリーザ	42個
53	"	放出表示灯函		45個
54	"	選択弁		15個
55	"	ヘッド		65個

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	7/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
56	ハロゲン化物消火設備	作動試験		1式
57	"	放出試験		1式
58	自動火災報知設備	副受信機	19回線以下	1面
59	"	差動式スポット型感知器		177個
60	"	定温式スポット型感知器		77個
61	"	煙感知器		293個
62	"	自動試験機能付熱感知器	アナログ	8個
63	"	自動試験機能付煙感知器	"	38個
64	"	常用電源		1組
65	"	予備電源		1組
66	ガス漏れ火災警報設備	受信機	54回線	1面
67	"	検知器	警報付	20個
68	"	警報装置		20個
69	"	表示灯		20灯
70	"	常用電源		1組
71	"	予備電源		1組
72	誘導灯・誘導標識	誘導灯		37灯
73	"	誘導標識		37枚
74	排煙設備	防火ダンパー		62個
75	"	排煙口		48個
76	"	防火戸 (S型)		4枚
77	"	防火戸 (W型)		28枚
78	"	電動式シャッター		1枚
79	"	手動式シャッター		6枚
80	"	可動垂れ壁		23枚
81	"	垂直降下垂れ壁		23枚
82	"	排煙装置	モーター駆動	9台
83	"	起動盤		3面

(3) 庁舎B(北棟・南棟)

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	79本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	99本
3	屋内消火栓設備	消火栓		30組

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図 面 番 号	8 / 29
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
4	屋内消火栓設備	起動スイッチ		30個
5	"	表示灯		30灯
6	"	音響装置		30組
7	スプリンクラー設備	ヘッド	閉鎖型	147個
8	"	流水検知装置	自動警報弁	1組
9	"	送水口		1箇所
10	"	末端試験弁		1個
11	"	放水試験		1式
12	不活性ガス消火設備	消火剤貯蔵容器	二酸化炭素	50基
13	"	容器弁開放装置	ガス圧式	50個
14	"	起動用ガス容器		2個
15	"	起動用操作函		2個
16	"	音響装置		3個
17	"	制御盤	5回線以下	1面
18	"	電源装置		1組
19	"	圧カスイッチ		2個
20	"	不還弁		2個
21	"	開口部自動閉鎖装置	ピストンレリーザ	2 2個
22	"	放出表示灯函		7個
23	"	選択弁		2個
24	"	ヘッド		13個
25	"	作動試験		1式
26	"	放出試験		1式
27	ハロゲンガス化物消火設備	消火剤貯蔵容器	ハロン1301	11基
28	"	容器弁開放装置	ガス圧式	11個
29	"	起動用ガス容器		8個
30	"	起動用操作函		8個
31	"	音響装置		11組
32	"	制御盤	8回線	1面
33	"	電源装置		1組
34	"	圧カスイッチ		8個
35	"	不還弁		8個
36	"	開口部自動閉鎖装置	ピストンレリーザ	20個
37	"	放出表示灯函		7個

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	9/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
38	ハロゲン化物消火設備	選択弁		9個
39	"	ヘッド		40個
40	"	作動試験		1式
41	"	放出試験		1式
42	自動火災報知設備	副受信機	19回線以下	1面
43	"	差動式分布型感知器		16個
44	"	差動式スポット型感知器		151個
45	"	定温式スポット型感知器		51個
46	"	煙感知器		273個
47	"	自動試験機能付熱感知器	アナログ	4個
48	"	自動試験機能付煙感知器	"	38個
49	"	常用電源		1組
50	"	予備電源		1組
51	ガス漏れ火災警報設備	検知器	警報付	16個
52	"	警報装置		16個
53	"	表示灯		16灯
54	誘導灯・誘導標識	誘導灯		33灯
55		誘導標識		36枚
56	避難器具	緩降機	4階	1組
57	"	はしご	3階	1組
58	排煙設備	防火ダンパー		57個
59	"	排煙口		26個
60	"	防火戸 (S型)		3枚
61	"	防火戸 (W型)		22枚
62	"	電動式シャッター		5枚
63	"	手動式シャッター		6枚
64	"	可動垂れ壁		33枚
65	"	垂直降下垂れ壁		33枚
66	"	排煙装置	モーター駆動	9台
67	"	起動盤		3面

(4) 庁舎C(北棟・中棟)

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	64本

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	10/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
2	消火器	強化液消火器	蓄圧式	51本
3	屋内消火栓設備	消火栓		19組
4		起動スイッチ		19個
5	"	表示灯		19灯
6	"	音響装置		19組
7	スプリンクラー設備	ヘッド	閉鎖型	164個
8	"	流水検知装置	自動警報弁	1組
9	"	送水口		1箇所
10	"	末端試験弁		1個
11	"	放水試験		1式
12	ハロゲン化物消火設備	消火剤貯蔵容器	ハロン1301	8基
13	"	容器弁開放装置	ガス圧式	8個
14	"	起動用ガス容器		7個
15	"	起動用操作函		7個
16	"	音響装置		11個
17	"	制御盤	5回線以下	1面
18	"	電源装置		1組
19	"	圧力スイッチ		7個
20	"	不還弁		18個
21	"	開口部自動閉鎖装置	ピストンレリーザ	18個
22	"	放出表示灯函		16個
23	"	選択弁		7個
24	"	ヘッド		50個
25	"	作動試験		1式
26	"	放出試験		1式
27	自動火災報知設備	副受信機	19回線以下	1面
28	"	差動式スポット型感知器		122個
29	"	定温式スポット型感知器		15個
30	"	煙感知器		137個
31	"	自動試験機能付熱感知器	アナログ	2個
32	"	自動試験機能付煙感知器	"	37個
33	"	常用電源		1組
34	"	予備電源		1組

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図 面 番 号	11/29
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
35	ガス漏れ火災警報設備	検知器	警報付	10個
36	"	警報装置		10個
37	"	表示灯		10灯
38	誘導灯・誘導標識	誘導灯		18灯
39	"	誘導標識		42枚
40	排煙設備	防火ダンパー		35個
41	"	排煙口		18個
42	"	防火戸 (S型)		3枚
43	"	防火戸 (W型)		24枚
44	"	電動式シャッター		1枚
45	"	手動式シャッター		5枚
46	"	可動垂れ壁		5枚
47	"	垂直降下垂れ壁		5枚
48	"	排煙装置	モーター駆動	7台
49	"	起動盤		3面

(5) 庁舎A(南棟)

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	40本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	47本
3	屋内消火栓設備	消火栓		13組
4		起動スイッチ		13個
5	"	表示灯		13灯
6	"	音響装置		13組
7	スプリンクラー設備	ヘッド	閉鎖型	23個
8	自動火災報知設備	差動式スポット型感知器		76個
9	"	定温式スポット型感知器		13個
10	"	煙感知器		108個
11		自動試験機能付煙感知器	アナログ	20個
12	ガス漏れ火災警報設備	検知器	警報付	4個
13	"	警報装置		4個
14	"	表示灯		4灯
15	誘導灯・誘導標識	誘導灯		27灯

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図 面 番 号	12/29
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
16	誘導灯・誘導標識	誘導標識		24枚
17	排煙設備	防火ダンパー		24個
18	〃	排煙口		23個
19	〃	防火戸（S型）		5枚
20	〃	防火戸（W型）		16枚
21	〃	手動式シャッター		3枚
22	〃	可動垂れ壁		8枚
23	〃	垂直降下垂れ壁		8枚
24	〃	排煙装置	モーター駆動	5台
25	〃	起動盤		1面

(6) 庁舎C(南棟)

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	38本
2	〃	強化液消火器	蓄圧式	36本
3	屋内消火栓設備	消火栓		8組
4	〃	起動スイッチ		8個
5	〃	表示灯		8灯
6	〃	音響装置		8組
7	自動火災報知設備	差動式スポット型感知器		68個
8	〃	定温式スポット型感知器		4個
9	〃	煙感知器		52個
10	〃	自動試験機能付煙感知器	アナログ	15個
11	ガス漏れ火災警報設備	検知器	警報付	4個
12	〃	警報装置		4個
13	〃	表示灯		4灯
14	誘導灯・誘導標識	誘導標識		20枚
15	排煙設備	防火ダンパー		8個
16	〃	排煙口		6個
17	〃	防火戸（S型）		20枚
18	〃	防火戸（W型）		7枚
19	〃	手動式シャッター		3枚
20	〃	排煙装置	モーター駆動	3台
21	〃	起動盤		1面

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	13/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

(7) 食厨・浴場棟

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	19本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	9本
3	"	二酸化炭素消火器	7型	2本
4	自動火災報知設備	受信機	P型1級19回線以下	1面
5	"	差動式スポット型感知器		25個
6	"	定温式スポット型感知器		16個
7	"	煙感知器		2個
8	"	発信機	P型1級	3個
9	"	表示灯		3灯
10	"	音響装置		3個
11	"	常用電源		1組
12	"	予備電源		1組
13	ガス漏れ火災警報設備	受信機	19回線以下	1面
14	"	検知器	警報付	2個
15	"	警報装置		2個
16	"	表示灯		2灯
17	"	常用電源		1組
18	"	予備電源		1組

(8) 隊舎A棟

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	10本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	8本
3	屋内消火栓設備	加圧送水装置	ポンプ・モーター	1組
4	"	制御盤		1面
5	"	消火栓		8組
6	"	起動スイッチ		8個
7	"	表示灯		8灯
8	"	音響装置		8組
9	"	表示盤		1面
10	"	水源(貯水槽、給水装置)		1組
11	"	呼水装置		1組
12	"	放水試験		1式

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	14/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
13	自動火災報知設備	受信機	P型1級19回線以下	1面
14	"	差動式スポット型感知器		103個
15	"	定温式スポット型感知器		14個
16	"	煙感知器		20個
17	"	常用電源		1組
18	"	予備電源		1組
19	誘導灯・誘導標識	誘導標識		2枚
20	避難器具	緩降機 (4階)		14組
21	"	はしご (3階)	金属	16組
22	"	はしご (2階)	"	17組
23	排煙設備	防火戸 (S型)		16枚

(9) 隊舎B棟

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	10本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	8本
3	屋内消火栓設備	消火栓		8組
4	"	起動スイッチ		8個
5	"	表示灯		8灯
6	"	音響装置		8組
7	自動火災報知設備	受信機	P型1級19回線以下	1面
8	"	差動式スポット型感知器		103個
9	"	定温式スポット型感知器		18個
10	"	煙感知器		20個
11	"	常用電源		1組
12	"	予備電源		1組
13	誘導灯・誘導標識	誘導標識		17枚
14	避難器具	緩降機 (4階)		16組
15	"	はしご (3階)	金属	16組
16	"	はしご (2階)	"	17組
17	排煙設備	防火戸 (S型)		16枚

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	15/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

(10) 隊舎C棟

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	10本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	8本
3	屋内消火栓設備	消火栓		8組
4	"	起動スイッチ		8個
5	"	表示灯		8灯
6	"	音響装置		8組
7	自動火災報知設備	受信機	P型1級19回線以下	1面
8	"	差動式スポット型感知器		103個
9	"	定温式スポット型感知器		18個
10	"	煙感知器		20個
11	"	常用電源		1組
12	"	予備電源		1組
13	誘導灯・誘導標識	誘導標識		17枚
14	避難器具	緩降機 (4階)		16組
15	"	はしご (3階)	金属	16組
16	"	はしご (2階)	"	17組
17	排煙設備	防火戸 (S型)		16枚

(11) 体育館

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	11本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	7本
3	"	二酸化炭素消火器	7型	3本
4	屋内消火栓設備	消火栓		4組
5	"	起動スイッチ		4個
6	"	表示灯		4灯
7	"	音響装置		4組
8	自動火災報知設備	受信機	P型1級19回線以下	1面
9	"	定温式スポット型感知器		4個
10	"	煙感知器		9個
11	"	光電式分離型感知機		3個
12	"	常用電源		1組
13	"	予備電源		1組

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図 面 番 号	16/29
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
14	誘導灯・誘導標識	誘導灯		6灯

(12) 倉庫・整備場・油脂庫

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	30本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	15本
3	"	二酸化炭素消火器	7型	3本
4	"	機械泡消火器	10型	3本
5	自動火災報知設備	受信機	P型1級19回線以下	1面
6	"	差動式分布型感知器		2個
7	"	差動式スポット型感知器		11個
8	"	定温式スポット型感知器		1個
9	"	定温式スポット型感知器	(防爆型)	2個
10	"	煙感知器		52個
11	"	発信機	P型1級	8個
12	"	表示灯		8灯
13	"	音響装置		8個
14	"	常用電源		1組
15	"	予備電源		1組
16	ガス漏れ火災警報設備	受信機	19回線以下	1面
17	"	検知器	警報付	1個
18	"	警報装置		1個
19	"	表示灯		1灯
20	"	常用電源		1組
21	"	予備電源		1組
22	誘導灯・誘導標識	誘導灯		12灯

(13) 南警衛所・給油所・地下タンク貯蔵所

番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	消火器	粉末消火器	加圧式	1本
2	"	強化液消火器	蓄圧式	4本
3	"	機械泡消火器	6 L	6本
4	"	機械泡消火器	20 L	2本

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	17/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

(14) 屋外消火栓

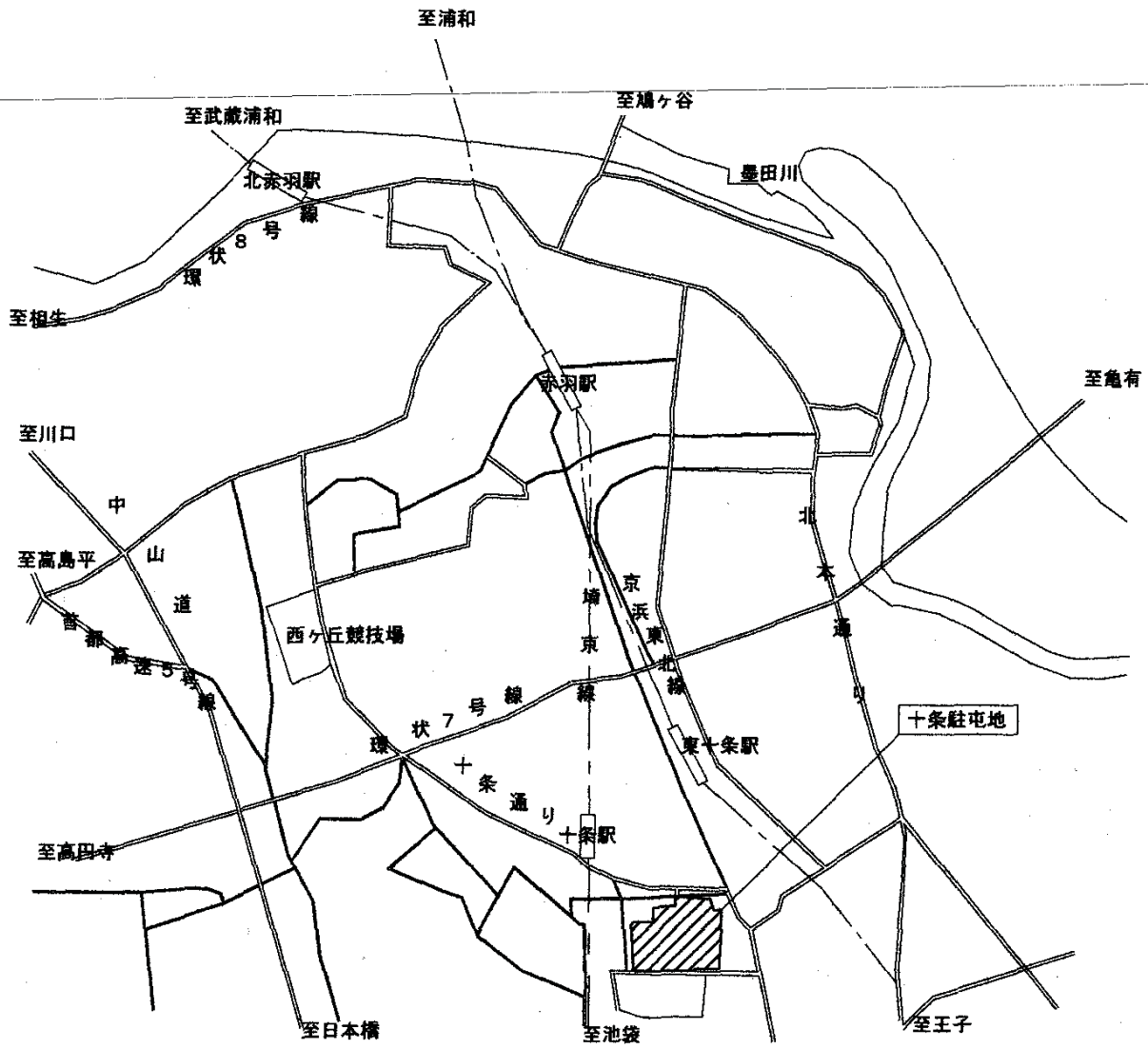
番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	屋外消火栓	消火栓		21組
2	"	起動スイッチ		21個
3	"	表示灯		21灯
4	"	放水試験		1式

(15) 不活性ガス消火設備(容器弁)

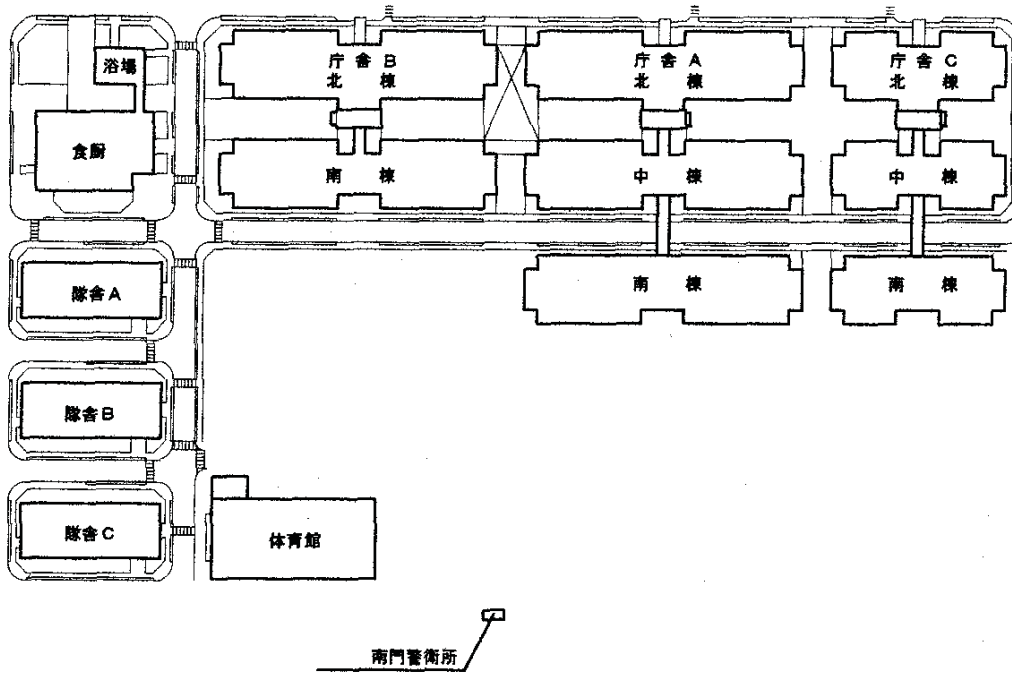
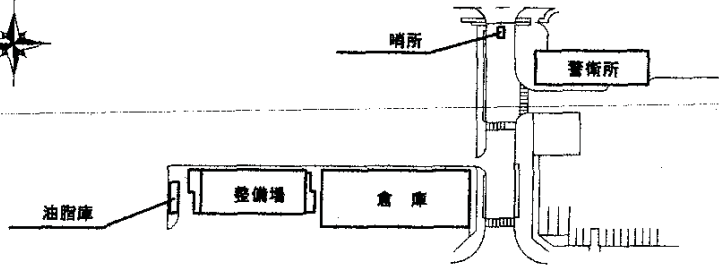
番号	消防設備等	品名	型式等	数量
1	二酸化炭素消火設備	容器弁(安全弁)		46本

役 務 件 名	消 防 設 備 点 検 保 守	図 面 番 号	18/29
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

案 内 図



役務件名	消 防 設 備 点 検 保 守	図面番号	19/29
種 別	案 内 図	縮 尺	1/30000
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



役務件名	消防設備点検保守	図面番号	20/29
種別	配置図	縮尺	1/2500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

消防用設備等集計表

消防用設備等 建物名	消 火 器							計
	粉末10型	粉末20型	強化液3型	強化液6型	二酸化炭素7型	機械泡6L	機械泡20L	
警衛所・特高開閉所	5		3		3			11
庁舎A（北棟・中棟）	85		128					213
庁舎B（北棟・南棟）	79		99					178
庁舎C（北棟・中棟）	64		51					115
庁舎A（南棟）	40		47					87
庁舎C（南棟）	38		36					74
食厨・浴場	18	1	9		2			30
隊舎A	10		8					18
隊舎B	10		8					18
隊舎C	10		8					18
体育館	11		7		3			21
倉庫・整備場・油脂庫	9	21	5	10	3	3		51
南警衛所・給油所		1		4		6	2	13
合 計	379	23	409	14	11	9	2	

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	21/29
図面名	仕 様 書	縮 尺	

陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課

消防用設備等集計表

消防用設備等 建物名	屋内消火栓設備										計
	加圧 送水装置	制御盤	消火栓	起動 スイッチ	表示灯	音響 装置	表示盤	水源	呼水 装置	放水 試験	
庁舎A(北棟・中棟)	1										1
		1									1
			30								30
				30							30
					30						30
庁舎B(北棟・南棟)							1				1
								1			1
									1		1
										1	1
			30								30
庁舎C(北棟・中棟)				30							30
					30						30
						30					30
							30				30
								30			30
庁舎A(南棟)			19								19
				19							19
					19						19
						19					19
							19				19
庁舎C(南棟)			13								13
				13							13
					13						13
						13					13
							13				13
隊舎A			8								8
				8							8
					8						8
						8					8
							8				8
隊舎B	1										1
		1									1
			8								8
				8							8
					8						8
隊舎C							1				1
								1			1
									1		1
										1	1
											1
体育館			8								8
				8							8
					8						8
						8					8
							8				8
合計			4								4
				4							4
					4						4
						4					4
							4				4
合計	2	2	128	128	128	128	2	2	2	2	

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	22/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消防用設備等集計表

消防用設備等 建物名	屋外消火栓設備											計
	加圧 送水装置	制御盤	消火栓	起動 スイッチ	表示灯	音響 装置	表示盤	水源	呼水 装置	放水 試験		
庁舎A（北棟・中棟）	1											1
		1										1
							1					1
									1			1
屋外消火栓			21									21
				21								21
					21							21
										1		1
合計	1	1	21	21	21		1	1	1			

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	23/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消防用設備等集計表

消防用設備等 建物名	スプリンクラー設備												計	
	加圧 送水装置	起動 装置	ヘッド	制御盤	漏水 検知	表示盤	呼水 装置	送水口	圧力 スイッチ	末端 試験弁	放水 試験			
庁舎A (北棟・中棟)	2													2
		1												1
			226											226
				2										2
					1									1
						1								1
庁舎B (北棟・南棟)							1							1
								1						1
									1					1
										1				1
											1			1
			147									1		147
庁舎C (北棟・中棟)					1									1
								1						1
										1				1
											1			1
庁舎A (南棟)			23											23
合計	2	1	560	2	3	1	1	3	1	3	3			

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	24/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消防用設備等集計表

消防用設備等 建物名	不活性ガス消火設備															計
	消火剤 貯蔵容器 閉鎖装置	容器弁 開放装置	起動用 ガス容器	起動用 操作面	音響 装置	制御盤	電源 装置	圧力 スイッチ	不運弁	開口部 閉鎖装置	放出表 示灯面	選択弁	ヘッド	作動 試験	放出 試験	
庁舎A (北棟・中棟)	97															97
		97														97
			4													4
				4												4
					8											8
						1										1
							1									1
								2								2
									2							2
										4						4
										9					9	
											2				2	
												18			18	
													1		1	
														1	1	
庁舎B (北棟・南棟)	50															50
		50														50
			2													2
				2												2
					3											3
						1										1
							1									1
								2								2
									2							2
										22						22
										7					7	
											2				2	
												13			13	
													1		1	
														1	1	
合計	147	147	6	6	11	2	2	4	4	26	16	4	31	2	1	

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	25/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消防用設備等集計表

消防用設備等 建物名	ハロゲン化物消火設備															計
	消火剤貯蔵容器開放装置	警報弁	起動用ガス容器	起動用操作面	音響装置	制御盤	電源装置	圧力スイッチ	不燃弁	開口部閉鎖装置	放出表示灯面	選択弁	ヘッド	作動試験	放出試験	
	9															9
		9														9
			14													14
				14												14
					22											22
庁舎A (北棟・中棟)						1										1
							1									1
								16								16
										35						35
											42					42
																45
											45					45
												15				15
													65			65
														1		1
															1	1
	11															11
		11														11
			8													8
				8												8
庁舎B (北棟・南棟)					11											11
						1										1
							1									1
								8								8
									8							8
											20					20
												7				7
													9			9
														40		40
															1	1
																1
	8															8
		8														8
			7													7
				7												7
庁舎C (北棟・中棟)					11											11
						1										1
							1									1
								7								7
									18							18
										18						18
											16					16
												7				7
													50			50
														1		1
合計	28	28	29	29	44	3	3	31	61	80	68	31	155	3	3	

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	26/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消防用設備等集計表

消防用設備等 建物名	自動火災報知設備														計		
	受信機 P1級	副受信機	差動式 分布型	差動式 スポット	定温式 スポット	定温式 防煙	煙感知器	光電式 分離型	熱	煙	発信機	表示灯	音響装置	常用電源		予備電源	
警衛所・特高開閉所		1		12								2				1	1
庁舎A(北棟・中棟)		1		177	77		293		8	38							177
庁舎B(北棟・南棟)		1	16	151	51		273		4	38							16
庁舎C(北棟・中棟)		1		122	15		137		2	37							122
庁舎A(南棟)				78	13		108										78
庁舎C(南棟)				68	4		52										68
食厨・浴場		1		25	16		2			15		3		3			25
隊舎A		1		103	14		20										103
隊舎B		1		103	18		20										103
隊舎C		1		103	18		20										103
体育館		1			4		9	3									4
倉庫・整備場・油脂庫		1	2	11	1	2	52				8	8	8				2
合計	6	4	18	951	231	2	986	3	14	148	13	13	13	10	10		

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	27/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消防用設備等集計表

消防用設備等 建物名	ガス漏れ火災警報設備										計
	受信機	検知器	警報装置	表示灯	常用電源	予備電源					
庁舎A (北棟・中棟)	1										1
		20									20
			20								20
				20							20
					1						1
庁舎B (北棟・南棟)					1						1
						1					1
	16										16
庁舎C (北棟・中棟)			16								16
				16							16
		10									10
庁舎A (南棟)			10								10
				10							10
		4									4
庁舎C (南棟)			4								4
				4							4
		4									4
食厨・浴場			4								4
	1										1
		2									2
			2								2
				2							2
倉庫・整備場・油脂庫					1						1
						1					1
	1										1
		1									1
			1								1
合計				1							1
					1						1
	3	57	57	57	3	3					1

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	28/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

消防用設備等集計表

消防用設備等 建物名	誘導灯・誘導標識、排煙設備														計
	誘導灯	誘導標識	標識板	はしご	防煙煙 ダンパ	排煙口	防火戸 S型	防火戸 W型	電動式 シャッター	手動式 シャッター	可動 垂れ壁	垂れ壁	排煙装置 モーター	排煙装置 起動盤	
庁舎A(北棟・中棟)	37														37
		37													37
					62										62
						48									48
							4								4
								28							28
庁舎B(北棟・南棟)									1						1
										6					6
											23				23
												23			23
													9		9
														3	3
庁舎C(北棟・中棟)	33														33
		36													36
			1												1
				1											1
					57										57
						26									26
庁舎A(南棟)															3
							3								3
								22							22
									5						5
										6					6
											33				33
庁舎B(南棟)															33
															33
													9		9
														3	3
															18
		42													42
庁舎C(南棟)					35										35
						18									18
							3								3
								24							24
									1						1
										5					5
隊舎A															5
															5
															5
															7
															7
															3
隊舎B	27														27
		24													24
					24										24
						23									23
							5								5
								16							16
隊舎C															3
										3					3
															8
															8
															8
															8
倉庫・整備場・油脂庫															5
															5
															1
															1
															20
															8
隊舎A		20													20
															8
															6
															6
															20
															7
隊舎B															3
															3
															3
															3
															1
															1
隊舎C															2
															14
															33
															16
															17
															16
隊舎A															16
															16
															16
															16
															16
															16
隊舎B															16
															16
															16
															16
															16
															16
隊舎C															16
															16
															16
															16
															16
															16
体育館															6
															6
															6
															6
															6
															6
倉庫・整備場・油脂庫															6
															6
															6
															6
															6
															6
合計	6														6
															6
															6
															6
															6
															6
合計	12														12
															12
															12
															12
															12
															12
合計	133	195	47	100	186	121	83	97	7	23	69	69	33	11	

役務件名	消防設備点検保守	図面番号	29/29
図面名	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊 補給統制本部 総務部 管理課			

仕 様 書

- 1 件 名 非常用自家発電設備点検保守
 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内

共通仕様書

1 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び（財）建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

2 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

4 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。

5 諸法規の遵守

受託者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

6 業務作業者

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

7 役務関係図書管理

- (1) 受注者は、業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請契約書等において、業務関係図書の適切な管理に関する規定を明確にしておくものとする。
- (2) 役務関係図書等は、役務実施等の目的以外に、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。

8 現場代理人

- (1) 受託者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
- (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	1/14
種 別	特 記 仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

13 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連する業務が発生した場合については、相互で調整を図るものとする。

14 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出ものとする。なお、報告書式については、(財)建築保全センター発行の「建築保全業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成するものとする。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

15 提出書類

- (1) 受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任(解任)届
- ウ 勤務員の指定(取消)届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(ア) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。(完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出)

(イ) 官側より提示されたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

16 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真(カラーサービス版)1部を原板(ネガ又は電子記録媒体)とともに工程順に工事写真帳(A4版)に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体(MO、CD-R等)で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・総画素数 80万画素数以上
- ・ファイル形式 JPEG

17 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

18 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 点検保守を行うに当たっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検保守に係る設備の概要・状態を十分把握し実施する。
- (3) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	2/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

1 業務概要

(1) 非常用自家発電設備の点検保守

2 点検設備

(1) 概要

設備名称	設備内容	場所
自家発電設備	ガスタービンエンジン 625KVA×2台 付属設備：配電盤、補機装置類 直流電源装置	庁舎B棟北棟 地階 発電機室

(2) 細部点検設備等は、附属書による。

(3) 配置図及び庁舎B棟地階平面図は、それぞれ付図第1・第2による。

3 実施要領

(1) 点検保守は、付表1、付表2により適正に実施し、点検報告書を提出するものとする。

ア 1Y点検は、自家発電設備全体の機能及び性能を確認する点検である。なお、原動機は、無負荷運転によるカーボンの付着、オイルアップ等を除去するために定格負荷運転を行い、その間の運転状態の良否及び故障の有無を確認する。また、負荷試験は、模擬負荷装置を使用し実施すること、実施日については官側と調整を行うものとする。

イ 6M点検は、始動性能の確認、外観点検及び各構成機器等の機能点検を行うものとする。始動性能の確認においては、常用電源が停電してから所定の時間内に発電電圧が確立することを確認し、5分程度の無負荷運転を行い、運転状態の良否及び故障の有無を確認する。

(2) 点検日は、官側と調整し、毎年度適正な周期ごとを実施するものとする。

(3) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗部品の交換又は補充

(ア) 潤滑油、グリス、充填油等

(イ) ランプ類、ヒューズ類

(ウ) パッキン、ガスケット、Oリング類

(エ) 精製水

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある場合の補修

キ 塗装（タッチペイント）

ク その他これらに類する軽微な作業

(4) 下表の消耗品を交換すること。

品名	対象機器名称	数量	場所
潤滑油フィルタエレメント	1・2号機	2個	非常用自家発電設備
燃料フィルタエレメント	1・2号機	2個	非常用自家発電設備
燃料高圧フィルタエレメント	1・2号機	2個	非常用自家発電設備

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	3/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

附属書 細部点検設備等

1 設備一覧表

(1) 自家発電装置

名称	規格	数量	備考
原動機	新潟鐵鋼工(株)製 ガスタービンエンジン	2台	燃種:軽油
発電機	富士電機(株)製 625KVA (現 富士電機システム(株)) 横軸突極回転界磁形	2台	機関型式:NGT1-T

(2) 配電盤

名称	規格	数量	備考
自動始動発電機盤	800×2000×2350	2面	
補機盤	800×2000×2350	1面	
自動同期盤	800×2000×2350	1面	

(3) 盤内機器

名称	記号等	数量	備考
自動電圧調整装置	1号、2号	2面	
交流遮断器		3面	
保護継電器		12セット	
脱調継電器		1台	
自動同期投入装置	共通	1台	
自動負荷分担装置	共通	1台	
電力量計		2台	
指示計器		18個	

(4) 補機装置類

名称	規格	数量	備考
燃料小出槽	950L	1組	
燃料移送ポンプ	電動機駆動キ'7本'ソフ'0.75kw	2台	
燃料返送ポンプ	電動機駆動キ'7本'ソフ'0.75kw	2台	
消音器	吸気・排気・換気	6台	
給気ファン	3.7kw	3セット	
換気・排気ファン	3.7kw	3セット	

(5) 直流電源装置

名称	規格	数量	備考
整流装置	自動浮動式	2台	
蓄電池	制御弁式据置鉛シール形 12セル MSE-300	2台	消防用設備等 点検結果報告書 作成及び申請手 続きの実施

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	4/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自家発電設備 1 / 6

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 発電機室等	① 小動物が進入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ③ 保守用Iビーム、チェーンブロック等にさび、取付ボルトの緩みの有無を点検し、作動部の動きが円滑であることを確認する。 ④ 廃油処理が行われていることを確認する。 ⑤ 照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認する。 ⑥ 各設備、各機器、建築物等の保有距離が保たれていることを確認する。 ⑦ 点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認する。	(6M) (6M) (6M) (6M) (6M) (6M) (6M)
2 本体基礎部等	① 共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を確認する。 ② 防振装置(防振ゴム、ばね、ストッパー)のひび割れ、変形、損傷及びたわみの有無を点検する。 ③ 付属機器の取付け状態及び取付ボルトの点検行う。 ④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。	(6M) (6M) (1Y) (1Y)
3 原動機 ガスタービン 機関	① 原動機の据付状況を点検する。 ② 各部の汚損及び変形の有無を点検する。 ③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れの有無を確認する。 ④ ポアスコープ等により燃焼機内部、タービン翼、タービンノズル及び圧縮機等の変形、損傷等の有無を点検する。 ⑤ 燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに異常がないことを確認する。 但し、カートリッジ式は、カートリッジを交換する。	(6M) (6M) (6M) (1Y) (1Y) 紙フィルタ ーは交換す
4 発電機	① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。 ② 発電機の巻上部及び導電部周辺に付着した埃、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。 ③ スペースヒーター及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。 ④ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ ブラシ付発電機は、ブラシを引き出して、表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正値であることを点検する。また、ブラシ、ブラシ保持器スリップリング等の清掃を行う。なお、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サーミアブソーバーの取付状態を点検する。 ⑥ 軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無を点検する。 ⑦ 潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況をオイル試験紙等を用いて点検する。	(6M) (6M) (6M) (6M) (6M) (1Y) (1Y)
5 発電機 制御盤類 【発電機盤、自動始動 盤補機盤】 (1) 盤本体・内部 配線等	① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、錆、変形、腐食等の有無を点検する。 ② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、埃の付着、断線等の有無を点検する。 ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無を点検する。 ④ 碍子類、その他の支持物の腐食、損傷、変形等の有無を点検する。 ⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検する。 ⑥ スペースヒーター及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。	(6M) (6M) (6M) (6M) (6M) (6M)

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	5/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 3/6

点検項目	点検及び保守内容	備考
(3)制御回路部	<p>① 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ自動始動制御機器等の操作及び取付状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異音、異常振動等の有無を点検する。</p> <p>② 補機盤は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等）操作及び取付状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異音、異常振動等の有無を点検する。 	<p>(6M)</p> <p>(6M)</p>
<p>6 補機付属装置類</p> <p>(1)蓄電池設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して自動運転が出来ることを確認する。 <p>① 外観状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。なお、触媒栓シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。又、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。 ・封口部のはがれ亀裂等の有無を点検する。 ・全セルについて、電解液量を確認する。また減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。 ・架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ・蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。 ・蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する <p>② 機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 ・浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。 <p>据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く）について行う。</p> <p>アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。 	<p>検出用スイッチを動作させて運転しても良い。</p> <p>(6M)</p> <p>(6M)</p>

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	7/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自家発電設備 4 / 6

点検項目	点検及び保守内容	備考
(2)燃料槽	① 燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、併せて油面計の動作の良否を点検する。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性及びワイヤ等の損傷の有無を点検する。 ② 燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付ボルトの異常の有無を点検する。 ③ 燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。 ④ 燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。 ⑤ 地下燃料タンクマンホール内部のさびの有無を点検する。	(6M) (6M) (6M) (1Y) (1Y)
(3)燃料 移送ポンプ	① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。 ② ポンプの基礎ボルト及び取付ボルトを点検する。 ③ 本体及び軸受部分に異音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。 ④ 電動機との直結部分又はプーリー間の芯だし及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。 ⑤ 軸封部分からの漏油の有無を点検する	(1Y) (1Y) (1Y)
(4)ラジエータ	① 本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無を点検する。 ② ラジエータコア外面の汚損の有無を点検する。 ③ 屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷緩み等の有無を点検する。 ④ ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無を点検する。	(6M) (6M) (6M) (6M)
(5)換気装置	① 給排気ファン等の据付状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異音異常振動等の有無を点検する。 ② 軸受け部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。	(6M) (6M)
(6)配管	① 排気管 ・排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する。 ・排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及び亀裂の有無を点検する。 ・排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及びびき裂の有無を点検する。又、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付状態を確認する。 ・室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付状態の良否を点検をする。 ② 各種配管 ・配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みが無いことを確認する。 ・配管の取付部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。 ・原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無を点検する。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認する。 ・温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることを確認する。 なお、点検で取り外したパッキンは交換する。 ・冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。	(6M) (6M) (6M) (1Y) (6M) (6M) (6M) (1Y) (1Y)

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	8/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表 1 自家発電設備 5 / 6

点検項目	点検及び保守内容	備考
(7) 排気消音器	① 支持金具、緩衝装置等の損傷の有無を点検する。 ② ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。	(6M) (1Y)
(8) 耐震装置	① ストッパ等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検する。 ② 基礎ボルト等の変形、損傷、ナットの緩みの有無を点検し、耐震措置が適正であることを確認する。	(6M) (6M)
7 接地抵抗	① 接地線の断線、腐食等の有無を点検する。 ② 接地線接続部の取付状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）を点検する。	(6M) (6M)
8 絶縁測定	③ 各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 ① 次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	(1Y) (1Y)
9 運転機能 (1) 試運転	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類 ① 始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認する。 ② 始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。但し、ガスタービンは、冷却水の温度測定を除く。又、オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から内部のオイルリング動作状況を確認する。 ③ 運転中、下記の計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・電圧 ・周波数 ・回転速度 ・各部温度 ・各部圧力 ④ ブラシ付発電機は、運転中、発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常がないことを確認する。 ⑤ 運転中に異音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検する。 ⑥ 保護装置の検出部の短絡又は、動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する。 ⑦ 自動始動盤の停止スイッチ（復電と同じ状態）による停止試験を行う。但し、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により行う。 ⑧ ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無を点検する。 ⑨ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	(6M) (6M) (6M)
(2) 調速機	① 瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の100%の負荷において、電圧、周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断器を遮断して電圧周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。 ② 瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。	(1Y) (1Y)

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	9/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 6/6

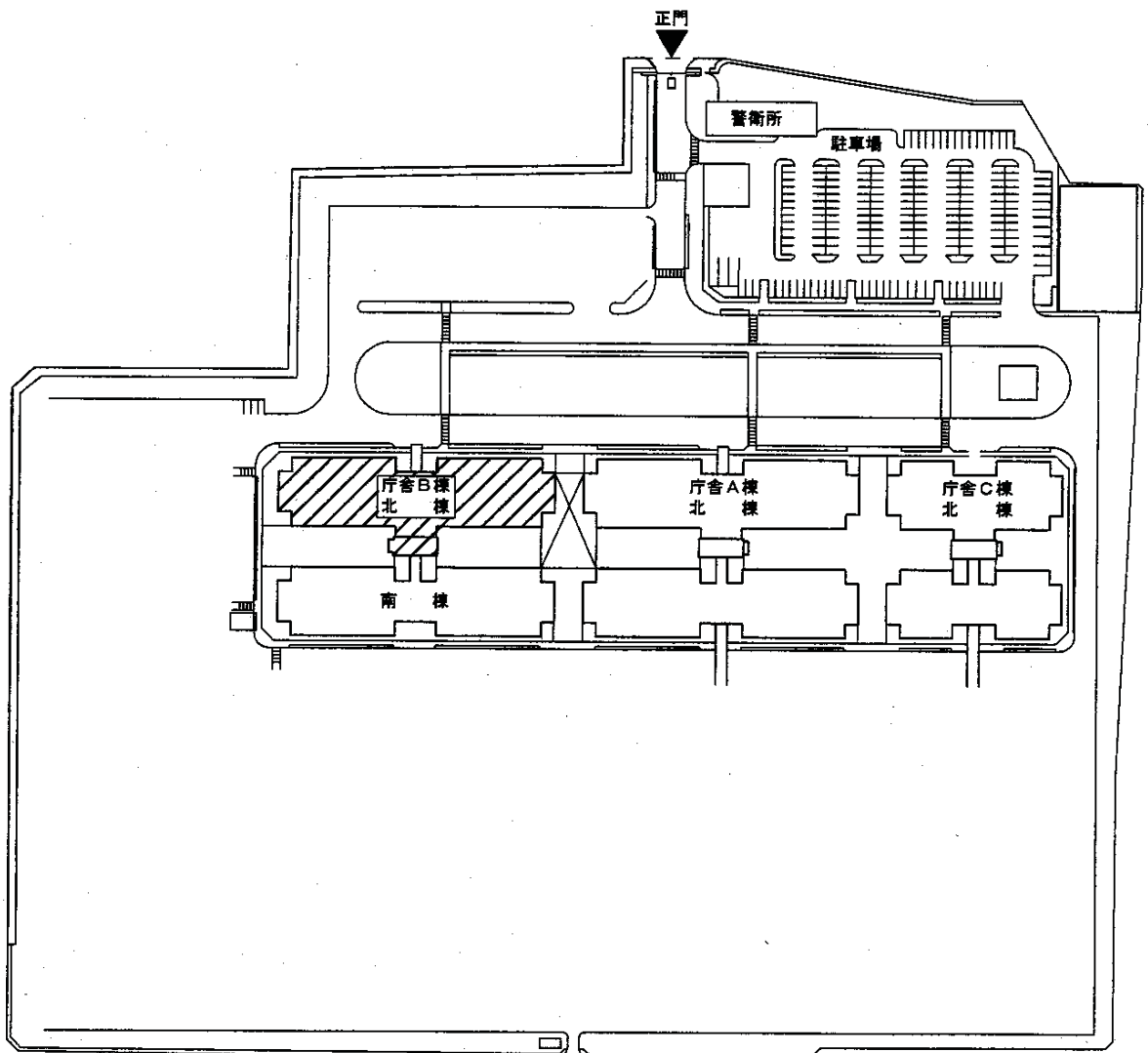
点検項目	点検及び保守内容	備考
(3)保護装置	① 保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。	(1Y) 実動作が不適当な項目については、模擬動作で行う。
(4)実負荷運転 (模擬負荷装置による)	① 発電機の定格出力の30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否を確認する。 ・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度 ・ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス及び給気の圧力又は温度 ・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力 ・ガスタービンのタービン入口のガス温度(算出する方法によるものを含む)及び軸受の出口における潤滑油の温度 ・原動機の回転速度 ・燃料消費量 ・振動(共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅) ・背圧測定(ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部)ただし、ガスタービンは、吸排気抵抗値を測定する。 ② 発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。 ③ 運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検する。 ④ 運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統から排気ガス漏れの有無を点検する。 ⑤ 敷地境界において騒音測定を行う。 ⑥ 発電機停止後、電機子及び軸受の温度を測定する。 ⑦ 試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	(1Y) (1Y) (1Y) (1Y) (1Y) (1Y) (1Y)
(5)予備品等	① 製造者標準の予備品がそろっていることを確認する。 ② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることを確認する。 ③ 保守工具、取扱い説明書が備えてあることを確認する。	(6M) (6M) (6M)
(6)模擬負荷装置の設置	① 設置場所は、発電機室に近いところで安全かつ、通風の良い場所に設置する。 ② 本設置用ケーブル等を発電機遮断機の二次側より取り外し、仮設用ケーブルを接続するとともに模擬負荷装置の接地をとるものとする。 ③ 「立入禁止」、「高電圧注意」、「送電中」等の標識の掲示及び安全ロープによる囲いを設ける。	(1Y) (1Y) (1Y)

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	10/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 直流電源設備 - 1 / 2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 整流装置		
(1)外箱、機器等の外観状況	① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。 ② 各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。 ③ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。	(6M) (6M) (1Y)
(2)機能	① 次の値を測定し、その良否を確認する。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流（盤内計器による） ② 手動により浮動又は均等充電への切替動作の確認を行う。 ③ 開閉器及び遮断機の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。 ④ 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。 ⑤ 機器の動作状況を下記項目について確認する。 ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置 ・タイマの設定値 ・警報動作（ヒューズ断、サーマル動作、MCCBトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出過放電防止、放電終止、減液警報等） ⑥ 自動回復充電の動作を確認する。 ⑦ 実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。	(6M) 均等充電機能を有するものに 限る。 (6M) (1Y) (1Y) 均等充電機能を有するものに 限る。 (1Y) (1Y)
(3)配線、端子	① 内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。	(1Y)
(4)絶縁抵抗測定	① 次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次・二次相互間	(1Y)
(5)接地抵抗測定	① 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	(1Y) 単独接地極の 場合に限る。

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	11/14
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

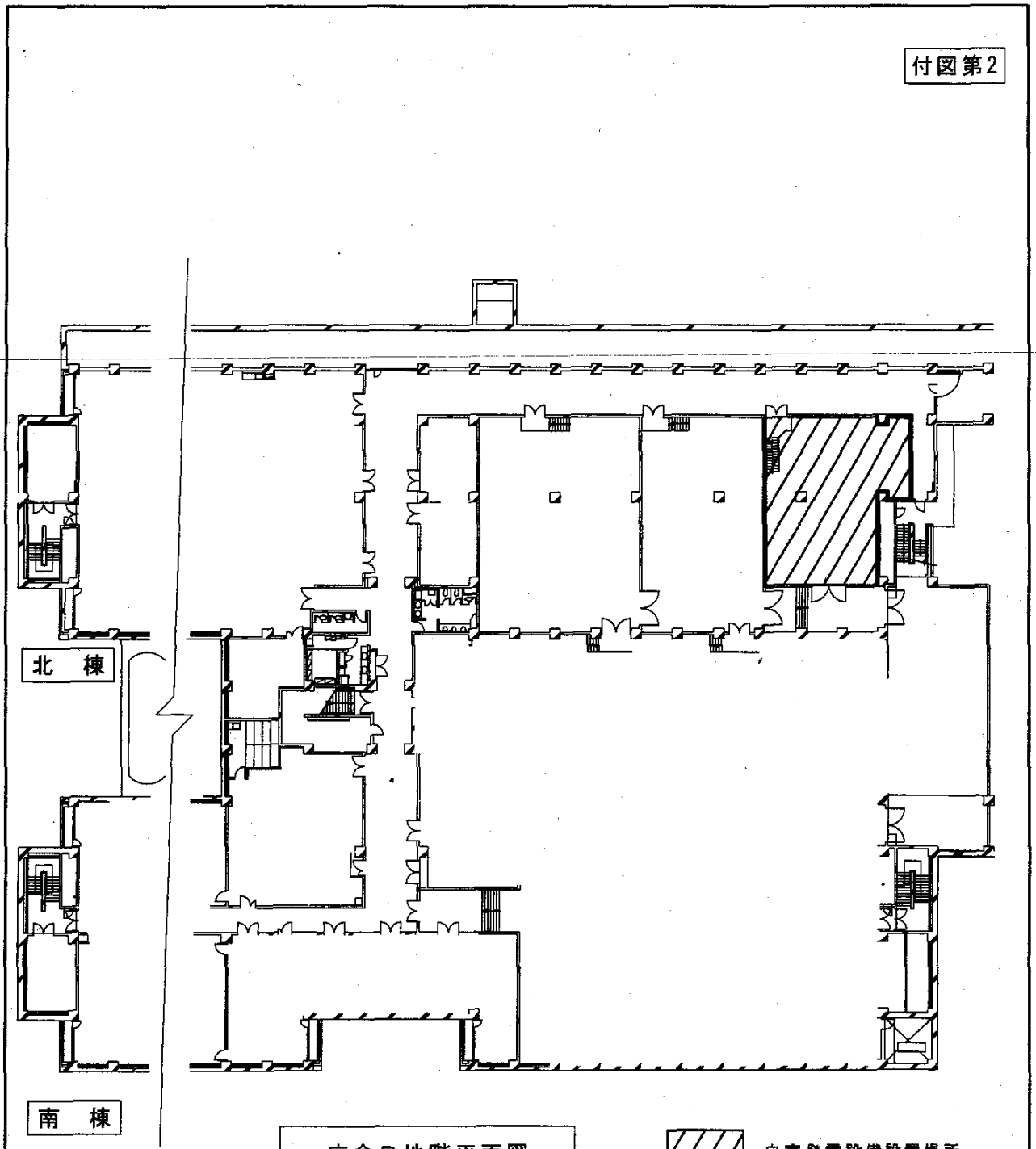


配 置 図


凡例

点検保守該当建物

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	13/14
種 別	配 電 図	縮 尺	1/1200
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



倉舎B地階平面図

 自家発電設備設置場所

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	14/14
種別	倉舎B地階平面図	縮尺	1/500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

消耗品交換一覧表

品名	対象機器名称	数量	場所
潤滑油フィルタエレメント	1・2号機	2個	非常用自家発電設備
燃料フィルタエレメント	1・2号機	2個	非常用自家発電設備
燃料高圧フィルタエレメント	1・2号機	2個	非常用自家発電設備

仕様書

- 1 件 名 重要施設用自家発電設備点検保守
 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内

共通仕様書

1 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び（財）建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

2 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

4 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。

5 諸法規の遵守

受託者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

6 業務作業者

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

7 現場代理人

- (1) 受託者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
- (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

8 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

9 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。

10 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

11 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連する業務が発生した場合には、相互で調整を図るものとする。

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	1/19
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

12 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出するものとする。なお、報告書書式については、(財)建築保全センター発行の「建築保全業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成するものとする。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

13 提出書類

- (1) 受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任(解任)届
- ウ 勤務員の指定(取消)届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。(完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出)

(イ) 官側より提示されたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

14 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真(カラーサービス版)1部を原板(ネガ又は電子記録媒体)とともに工程順に工事写真帳(A4版)に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体(MO、CD-R等)で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・総画素数 80万画素数以上
- ・ファイル形式 JPEG

15 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

16 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	2/19
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

1 業務概要

重要施設用自家発電設備の点検保守

2 点検設備

(1) 概要

設備名称	設備内容	場所
自家発電設備	ガスタービンエンジン 1500KVA×3台 附属設備：配電盤、補機装置類 直流電源装置	庁舎B 南棟 地階 発電機室

(2) 細部点検設備等は、附属書1による。

(3) 駐屯地配置図は、付図1により、庁舎の地階平面図は、付図2による。

3 実施要領

(1) 点検保守の周期は、年1回とし、付表1、付表2及び付表3（5号機に限る。）により適正に実施し、点検報告書を提出するものとする。

(2) 業務に際して、計画等を作成し、官側と協議するものとする。

(3) 始動性能の確認、外観点検、各構成機器等の機能点検

ア 始動性能の確認においては、常用電源が停電してから所定の時間内に発電電圧が確立することを確認し、5分程度の無負荷運転を行い、運転状態の良否及び故障の有無を確認する。

(4) 自家発電設備全体の機能及び性能を確認する点検

ア 原動機は無負荷運転によるカーボン付着、オイルアップ等を除去するために定格負荷運転を行い、その間の運転状態の良否及び故障の有無を確認する、実施日に関しては官側と調整を行うものとする。

イ D点検（付表3）は、自家発電設備全体の機能及び性能を製造メーカーにより確認する点検である。

(5) 点検保守は、官側と調整を行い、年1回実施する、又、D点検及び部品交換については、平成23年度に実施するものとする。

(6) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗部品の交換又は補充

(ア) 潤滑油、グリス、充填油等

(イ) ランプ類、ヒューズ類

(ウ) パッキン、ガスケット、Oリング類

(エ) 精製水

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある場合の補修

キ 塗装（タッチペイント）

ク その他これらに類する軽微な作業

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	3/19
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

(7) 下表の部品交換を実施すること。

5号機エンジン 交換部品内訳		
名 称	規 格	数 量
点火栓		1本
点火栓ガスケット		1枚
点火栓取付けボルト		2本
燃料ノズルガスケット		1枚
燃料ノズル取付けボルト		4本
燃焼器パッキン		1枚
燃焼器ボルト		16本
燃焼器ナット		16個
排気温度センサ		1式
セルモータ用コンタクタ		2個
回転ピックアップ		1個
DC/DCコンバータ		1個
ノイズサプレッサ		1個
エキサイタ		1個
シャーピン		1式
燃料高圧ポンプ		1個

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	4/19
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付属書1 細部点検設備等

1 設備一覧表

(1) 自家発電装置

名 称	規 格	数 量	備 考
原 動 機	新潟鐵鋼工(株)製 ガスタービンエンジン	3台	燃種:軽油 1機1軸式
発 電 機	明電舎(株)製 1500kVA 横軸突極回転界磁形	3台	

(2) 配電盤

名 称	規 格	数 量	備 考
発電機盤	800×2000×2350	3面	
自動始動盤	800×2000×2350	3面	
補機盤	800×2000×2350	1面	
自動同期盤	800×2000×2350	1面	
遮断器盤	800×2000×2350	1面	

(3) 盤内機器

名 称	規 格	数 量	備 考
自動電圧調整装置	1号、2号、3号	3面	
交流遮断器		5面	
保護継電器		8セット	
指示計器		57台	
開閉器類		49台	

(4) 補機装置類

名 称	規 格	数 量	備 考
燃料小出槽	950L	1組	
燃料移送ポンプ	電動機駆動ポンプ0.75K	2台	
燃料返送ポンプ	電動機駆動ポンプ1.5k	2台	
消音器	吸気・排気・換気	1式	
給気ファン	5.5kw	3セット	
換気・排気ファン	5.5kw	3セット	

(5) 直流電源装置

名 称	規 格	数 量	備 考
整流装置	自動浮動式	3台	
蓄電池	陰極吸収式シール形鉛 24セル	3台	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	5/19
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 1/8

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 発電機室等	① 小動物が進入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ② 消火器の有無を点検する。 ③ 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ④ 保守用レール、チェーンブロック等にさび取付ボルトの緩みの有無を点検し、作動部の動きが円滑であることを確認する。 ⑤ 廃油処理が行われていることを確認する。 ⑥ 照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認する。 ⑦ 各設備、各機器、建築物等の保有距離が保たれていることを確認する。 ⑧ 点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認する。	
2 本体基礎部等	① 共通台板の取付上記用及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を確認する。 ② 防振装置（防振ゴム、ばね、ストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの有無を点検する。 ③ 付属機器の取付け状態及び取付ボルトの点検を行う。 ④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。	
3 原動機 ガスタービン 機関	① 原動機の据付状況を点検する。 ② 各部の汚染及び変形の有無を点検する。 ③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れの有無を確認する。 ④ 燃焼機内部、タービン翼、タービンノズル及び圧縮機等の変形、損傷等の有無を点検する。 ⑤ 燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに異常がないことを確認する。但し、カートリッジ式は、カートリッジを交換する。	紙フィルターは交換する。

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	四面番号	6/19
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 2/8

点検項目	点検及び保守内容	備考
4 発電機	① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。 ② 発電機の巻上部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚染の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。 ③ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚染の有無を点検する。	
5 発電機制御盤類 【発電機盤、自動始動盤、補機盤】 (1) 盤本体・内部配線等 (2) 盤内機器	① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無を点検する。 ② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、加熱、ほこりの付着、断線等の有無を点検する。 ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び加熱による変色の有無を点検する。 ④ 端子類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検する。 ⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検する。 ⑥ スペースヒーター及び回路の断線、加熱等の有無を点検する。 ① 自動電圧調整装置(AVR)の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、加熱及び接触不良の有無を点検する。 ② 交流遮断器 ・機器外面の損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあたっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ・接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認する。 ・制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。 ・絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	7/19
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 3 / 8

点検項目	点検及び保守内容	備考
	<p>③ 計器用変成器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・ 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ・ 接地線の損傷、断線及び配線接続部の緩みの有無を点検する ・ 制御回路の断線及び端子接続部のゆるみの有無を点検する。 ・ 電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検する。 ・ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。 ・ 変成器2次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定しその良否を確認する。 <p>④ 指示計器、表示操作及び保護継電器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器外面の損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・ 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ・ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・ 各指示計器の零点調整を行う。また、正常に機能していることを確認する。 ・ 保護継電器等の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。 ・ シーケンス試験（インターロック試験及び保護継電器との連動試験）を行う。 <p>⑤ 低圧開閉器類【配線遮断器、漏電遮断器、電磁接触器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器外面の損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ・ 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。 ・ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ・ 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を点検する。 ・ 配線遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。 	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	8/19
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 4/8

点検項目	点検及び保守内容	備考
(3)制御回路部	<p>① 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付状態の良否並びに汚損、破損、腐食、加熱、異音、異常振動等の有無を点検する。</p> <p>② 補機盤は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等）操作及び取付状態の良否並びに汚損、破損、腐食、加熱、異音、異常振動等の有無を点検する。 補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転が出来ることを確認する。 	検出用スイッチを作動させて運転しても良い。
6 始動用装置類 (1)蓄電池設備	<p>① 外観状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 全セルについて電槽、ふた、各種全体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。なお、触媒栓シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。 封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。 全セルについて、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。 <p>② 機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。 据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く）について行う。 アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。 	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	9/19
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 5/8

点検項目	点検及び保守内容	備考
(2)燃料槽	① 燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、併せて油面計の動作の良否を点検する。また、潤滑式油面計は、滑車の動作の円滑計及びワイヤ等の損傷の有無を点検する。 ② 燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付ボルトの異常の有無を点検する。 ③ 燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。 ④ 燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。 ⑤ 地下燃料タンクマンホール内部のさびの有無を点検する。	
(3)燃料移送ポンプ	① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。 ② ポンプの基礎ボルト及び取付ボルトを点検する。 ③ 本体及び軸受部分に異音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。 ④ 電動機との直結部分又はプーリー間の芯だし及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。 ⑤ 軸封部分からの漏油の有無を点検する。	
(4)換気装置	① 給排気ファン等の据付状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異音、異常振動等の有無を点検する。 ② 軸受け部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。	
(5)配管	① 排気管 <ul style="list-style-type: none"> ・排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する。 ・排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及び亀裂の有無を点検する。 ・排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は貫通部の排気管固定の取付状態を確認する。 ・室外結露部のさび等の有無及び先端部保護網の取付状態の良否を点検する。 ② 各種配管 <ul style="list-style-type: none"> ・配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金物に緩みが無いことを確認する。 ・配管の取付部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。 	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	10/19
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 6/8

点検項目	点検及び保守内容	備考
(6) 排気消音器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無を点検する。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認する。 ・ 温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることを確認する。なお、点検で取り外したパッキンは交換する。 ・ 冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。 	
① 支持金具、緩衝装置等の損傷の有無を点検する。	② ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。	
(7) 耐震装置	<ul style="list-style-type: none"> ① ストップ等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検する。 ・ 基礎ボルト等の変形、損傷、ナットの緩みの有無を点検し、耐震措置が適正であることを確認する。 	
7 接地抵抗	<ul style="list-style-type: none"> ① 接地線の断線、腐食等の有無を点検する。 ② 接地線接続部の取付状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）を点検する。 ③ 各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 	
8 絶縁測定	<ul style="list-style-type: none"> ① 次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・ 発電機関係 ・ 機器及び機側配線 ・ 電動機類 	
9 運転機能 (1) 試運転	<ul style="list-style-type: none"> ① 始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認する。 ② 始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。但し、ガスタービンは、冷却水の温度測定を除く。また、オイルリングの作動状況を確認する。 ③ 運転中、下記計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。 ・ 電圧 ・ 周波数 ・ 回転速度 ・ 各部温度 ・ 各部圧力 	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	11/19
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 7/8

点検項目	点検及び保守内容	備考
<p>(2)保護装置</p> <p>(3)実負荷運転</p>	<p>④ 運転中に異音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検する。</p> <p>⑤ 保護装置の検出部の短絡又は、動作させ、遮断機の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する。</p> <p>⑥ 自動始動盤の停止スイッチ（復電と同じ状態）による停止試験を行う。但し、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により行う。</p> <p>⑦ ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無を点検する。</p> <p>⑧ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。</p> <p>① 保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。</p> <p>① 発電機の定格出力の30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電気子軸受の温度 ・ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス及び給気の圧力又は温度 ・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力 ・ガスタービンのタービン入口のガス温度（算出する方法によるものを含む）及び軸受の出口における潤滑油の温度 ・原動機の回転速度 ・燃料消費量 <p>② 発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。</p> <p>③ 運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検する</p> <p>④ 運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統から排気ガス漏れの有無を点検する。</p> <p>⑤ 発電機停止後、電機子及び軸受の温度を測定する。</p> <p>⑥ 試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。</p>	<p>実動作が不適当な項目については、模擬動作で行う。</p>

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	12/19
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自家発電設備 8 / 8

点検項目	点検及び保守内容	備考
(5)予備品等	① 製造者標準の予備品がそろっていることを確認する。 ② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることを確認する。 ③ 保守工具、取扱説明書が備えてあることを確認する。	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	13/19
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 直流電源設備 1/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 整流装置 (1)外箱、機器等の外観状況	① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。 ② 各 부품の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。 ③ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。	
(2)機能	① 次の値を測定し、その良否を確認する。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流（盤内計器による） ② 手動により浮動又は均等充電への切替動作の確認を行う。 ③ 開閉器及び遮断機の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。 ④ 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。 ⑤ 機器の動作状況を下記項目について確認する。 ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置 ・タイマの設定値 ・警報動作（ヒューズ断、サーマル動作、MCBトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終止、減液警報等） ⑥ 自動回復充電の動作を確認する。 ⑦ 突負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。	均等充電機能を有するものに限る。 均等充電機能を有するものに限る。
(3)配線、端子	① 内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。	
(4)絶縁抵抗測定	① 次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次・二次相互間	
(5)接地抵抗測定	① 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	単独接地極の場合に限る。

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	14/19
種別	仕様書	縮尺	/
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

附表2 直流電源設備 2/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
2 蓄電池 (1) 外観状況	<p>① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。</p> <p>② 封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。</p> <p>③ 全セルについて、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。</p> <p>④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。</p> <p>⑤ 卓電池の転倒防止枠、総称、腐食等の有無を点検する。</p> <p>⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。</p>	
(2) 機能	<p>① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。</p> <p>② 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は電解比重測定を除く）について行う。 ・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。 <p>③ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。</p>	

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	15/19
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3 D点検(5号機)1/2

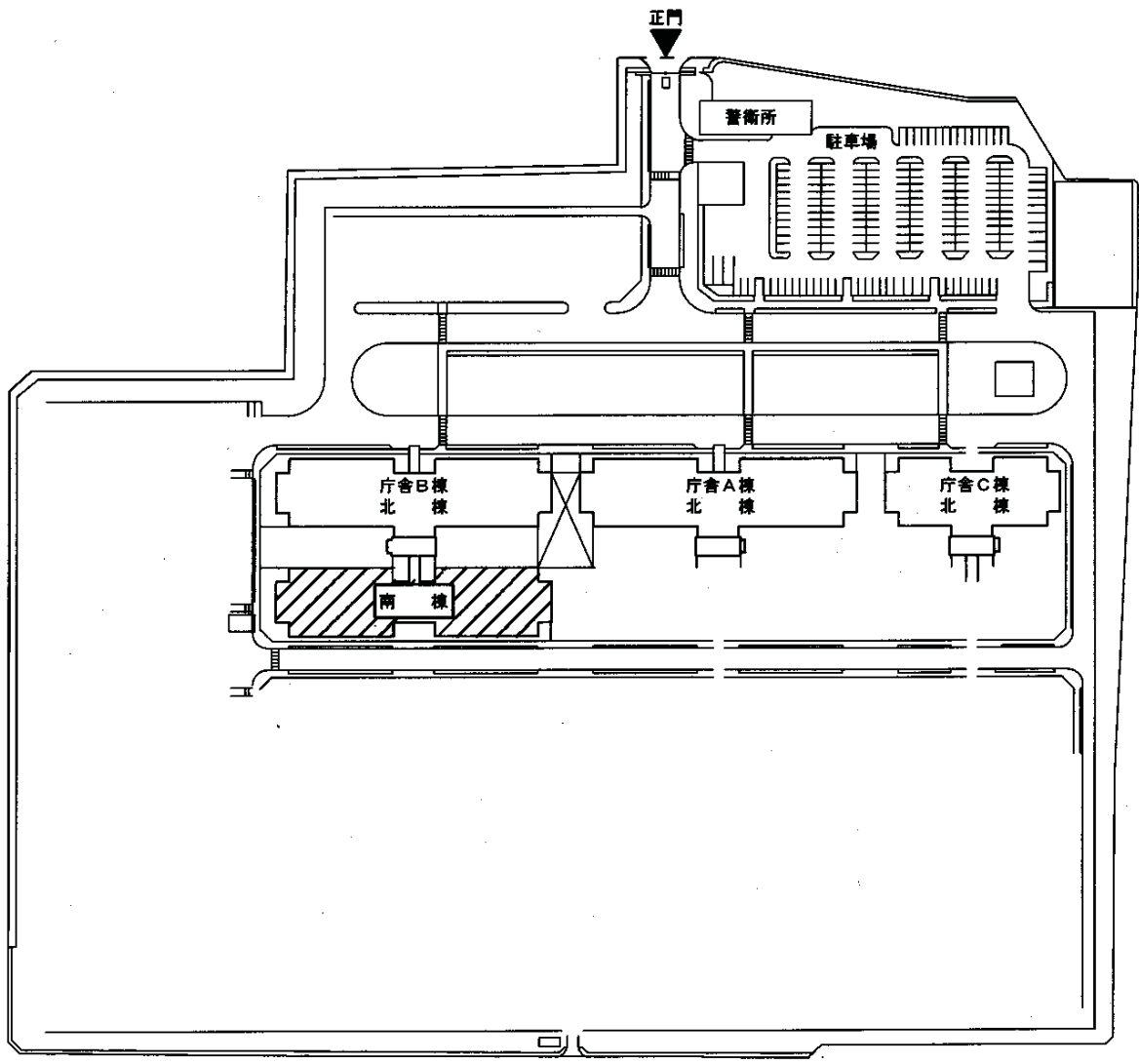
点検項目	点検及び保守内容	備考
1 機関本体		※23年度
(1) 機関	① 取り付けボルト、ナットの緩み点検 ② エア、ガス漏れ、油漏れ点検	
(2) 本体内部	① ボアスコープにより内部点検	
(3) 減速機	① 取り付けボルト、ナットの緩み点検 ② 油漏れ点検	
(4) 燃焼器	① 燃焼器開放にて腐食、亀裂等点検	
(5) カップリング	① 取り付けボルト、ナットの緩み点検 ② シャーピン点検	
(6) 機関-発電機間の芯	① 軸心測定	
2 パッケージ・計器		
(1) 計器類	① 指示値の狂い、配線及び配管の緩み点検	
(2) 吸気・換気ダクト	① 内部の汚れ、発錆の点検	
(3) 各部増し締め	① 各部増し締めを行う。	
3 電気系統		
(1) セルモータ 起動用コンタクト	① 取り付けボルト、端子の緩み点検 ② 接点の磨耗点検	
(2) セルモータ	① 外観の損傷、変色の有無点検 ② 端子の緩み点検 ③ ブラシ磨耗、コミテータ部点検清掃	
(3) 点火装置	① 取り付けボルト、端子の緩み点検	
(4) 点火栓	① 取り付けボルト、端子の緩み点検 ② 取り外し点検	
(5) 端子台	① 取り付けボルト、端子の緩み点検	
(6) 排気温度センサ	① 取り付け点検	
(7) 回転 ピックアップ	① 取り付け点検	
(8) DC/DC コンバータ	① 入出力電圧点検	
(9) ノイズフィルター	① 外観点検	
4 潤滑油系統		
(1) 潤滑油	① 潤滑油交換 ② 油量確認	
(2) 潤滑油フィルタ	① エレメント交換	
(3) 潤滑油冷却器	① 目視点検、清掃	
(4) 潤滑油ポンプ	① 油漏れ点検	
(5) 潤滑油 補助ポンプ	① 油漏れ点検 ② DCモータのブラシ清掃、点検 ③ DCモータの絶縁抵抗計測	
(6) 圧力センサ	① 設定値確認	
(7) 温度センサ	① 設定値確認	
(8) 潤滑油調圧弁	① 外観の損傷、機能損傷の有無点検	
(9) 油漏れ	① 油漏れ点検	
(10) 各部増し締め	① 各部増し締めを行う。	

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	図面番号	16/19
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3 D点検(5号機) 2/2

点検項目	点検及び保守内容	備考
5 燃料油系統 (1) 燃料低圧フィルタ (2) 燃料高圧フィルタ (3) 燃料ノズル (4) 電気式 燃料制御弁 (5) 燃料高圧ポンプ (6) 燃料補助ポンプ (7) パージタンク (8) ドレン弁 (9) 燃料小出槽 (10) 圧カスイッチ (11) 油漏れ (12) 各部増し締め	① エレメント交換 ① エレメント交換 ① 取り外し点検清掃 ① 油漏れ点検、コネクタ緩み点検 ① 油漏れ点検 ① 油漏れ点検 ② DCモータのブラシ清掃、点検 ③ DCモータの絶縁抵抗計測 ① ドレン排出 ① 分解点検 ① ドレン抜き、油漏れ点検 ② 油量点検 ① 設定値確認 ① 油漏れ点検 ① 各部増し締めを行う。	※23年度
6 吸気・排気系統 (1) 排気管 排気消音器	① 排気漏れ、ラッキングの損傷の有無点検	
7 機関制御装置 (1) 機関制御装置 状況 (2) 端子台 ・性能点検 (1) 保護回路 シーケンス試験 (2) シーケンサ	① 汚損、損傷は無いか目視点検 ① 取り付けボルト、端子の緩み点検 ① シュミレーション、接点短絡で確認 ① 機能動作確認	
8 運転性能 (1) 運転状況確認	① 始動停止の確認 ② 運転状況確認	

役務件名	非常用自家発電設備点検保守	四面番号	17/19
種別	特記仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

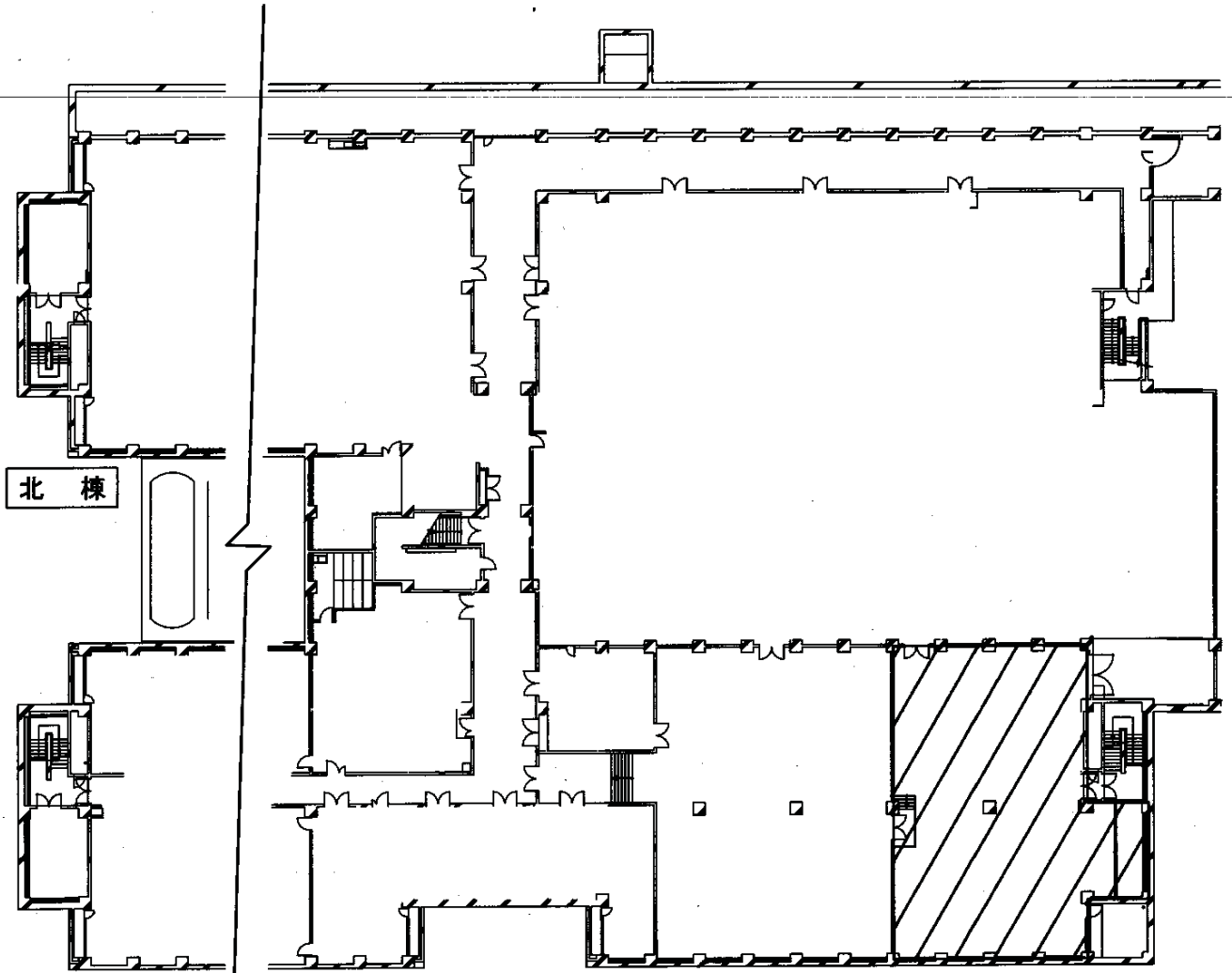


配置図

凡例


点検保守該当建物

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	18/19
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



庁舎B地階平面図

凡例

 自家発電設備設置場所

役務件名	重要施設用自家発電設備点検保守	図面番号	19/19
種別	仕 様 書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

- 1 件名 : 交流無停電電源設備点検保守
- 2 場所 : 東京都北区十条1丁目5-70
陸上自衛隊十条駐屯地
- 3 概要 : 交流無停電電源設備の点検保守
- 4 一般事項
 (1) 本点検保守は、本特記仕様書によるほか制憲隊保全センター発行の「制憲隊保全業務共通仕様書」現行版により実施する。
 (2) 本点検保守に必要な施設(電気、ガス、水道等)の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
 (3) 本点検保守に必要な工具・計測機器等の器材及び消耗品・材料・油類等は受注者の負担とする。
 (4) 本点検保守の内容に、異議が生じた場合は、監督職員と協議する。
 (5) 本点検保守に際して書面を提出する場合の書式(必要部数を含む。)は監督職員の指示による。また、業務の実施に先立ち、実施体制・実施工程・業務を通正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。
 (6) 本点検保守の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図る。
 (7) 受注者は、現場代理人を定め監督職員に届け出る。また、現場代理人を改更する場合も同様とする。
 (8) 本点検保守に伴い、関係のない場所及び壁への出入りは禁止する。
 (9) 本点検保守の実施にあたり危険防止に必要な場所及び箇所を監督職員に報告し、安全処置をこうじ、事故発生を防止する。また、火気を使用する場合は、必要な手続を行い、許可を受けた後使用する。
 (10) 現場代理人及び業務作業者は、保守点検の内容に応じ必要な知識、経験及び技能を有するものとする。
 (11) 本点検保守に際し、取り合い及び技術的に当然すべき事項については、請負業者の責任において実施する。
 (12) 本点検保守に際し、施設に損傷を与えた場合は速滞なく監督職員に報告すると共に、監督職員の指示に基づき、請負業者の責任において現状に復旧するものとする。
 (13) 本点検保守に伴う発生材のうち引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ発生材保管書を作成して監督職員に提出する。
 また、監督職員に引渡しを要するものとは指定されたもの以外のものは、廃棄物処理法等に定めるところにより適切に処理し、監督職員に報告するとともに産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提出する。
 (14) 本点検保守の写真は、施工前、施工中、完了後及び引渡しい箇所、材料検査、主要な工事段階等、その他監督職員の指示する箇所を撮影し、写真(カラー・サービス版)1部を原簿(ネガ及び電子記憶媒体)と共に工程順に写真帳(A4版)に整理し検査前に1部提出する。
 電子記憶媒体で提出する場合は、80万画素以上、JPEG形式とする。
 (15) 点検保守終了後、制憲隊保全センター発行の「制憲隊保全業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成し監督職員に1部提出する。
 (16) 検査書の検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員の指示した必要書類を提出し、監督職員が点検を受け、

(17) 本点検保守の範囲は次のとおりとする。

- ア 機器の埃除去等の清掃
- イ 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- ウ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- エ ボルト、ねじ等で締めがある場合の増締め
- オ 次に示す消耗品品の交換又は補充
 - ・ 潤滑油、ケリス、充填油等
 - ・ ランプ類、ヒューズ類
 - ・ バックギン、ガスケット、Oリング類
 - ・ 溶製水

- カ 接線部分、回転部分等への注油
- キ 軽微な損傷がある場合の補修
- ク 塗装(タッチペイント)
- ケ その他これらに類する軽微な作業

(18) 本点検保守の結果、対象部分の脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、応急措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告する。

5 特記事項

- (1) 本役務にあたっては、第3種電気主任技術者を有するものとし、当該製造会社の修理又は整備等に基づき実施する。
- (2) 交流無停電電源設備は、次の事項の確認又は作業を行う。
 - ア 停電作業範囲の明確化、停電時間、停電操作及び充電器出力に対する安全処置並びに施設及び設備の設置の確認を行う。
 - イ 当該設備について機器動作の範囲及び分岐の明確化を図り、災害、事故発生時の緊急連絡及び処置体制を整えるものとする。
 - ウ 点検作業は、原則として全体電作業とし、バイパス回路等がある場合は切替えて作業を行うものとする。

(3) 対象設備一覧表

設備名称	規格	数量	設置場所	備考
交流無停電電源設備	デンセイ・ラムダ特製 3相210V 150KVA	2組	庁舎A機械室 庁舎C機械室	
	デンセイ・ラムダ特製 3相210V 200KVA	1組	庁舎B機械室	
	朝東芝 TOSNIC-6200 3相210V 100KVA	1組	庁舎A通信機械室	
蓄電池	朝ジェーエス・ユアサ MSEX-300型	180セル		

(4) 点検保守の周期は年1回とする。

件名	交流無停電電源設備点検保守			
図名	特記仕様書			
縮尺	作成年月日	平成	年	月
				日
				図面番号
				1/4

陸上自衛隊情報保障本部 総務部 管理課

(5) 点検保守内容
ア 交流無停電電源設備

項	目	内 容	周 期	備 考
1	外箱、機器等の外觀状況	<p>① 固定金具、据付けボルト等の変形、損傷及び緩みの有無を点検する。</p> <p>② 抵抗器の発色及び変形の有無を点検する。</p> <p>③ コンデンサの変色、変形、液漏れ及び防滴弁の異常の有無を点検する。</p> <p>④ 半導体スタック類の接点汚れ及びコイル変色の有無を点検する。</p> <p>⑤ 感電器、接点器の接点汚れ及びコイル変色の有無を点検する。</p> <p>⑥ プリント基板の部品発色及び汚損の有無を点検する。</p> <p>⑦ ヒューズの熱変色の有無を点検する。</p> <p>⑧ 冷却ファンの熱による変色の有無を点検する。</p> <p>⑨ トランス及びリアクトルの通熱及び変色の有無を点検する。</p>	全て年1回	
2	機能	<p>① 容量100KVA以上の場合、主回路に使用している半導体素子の素子漏れ電流測定及びゲート特性試験を行い、その良否を確認する。</p> <p>② ゲート回路を単独運転させ各電源電圧を測定し、規定値内であることを確認する。</p> <p>③ ゲート回路の運転又は停止中において、次の測定を行い、その良否を確認する。</p> <p>ア 発熱器周波数の確認 (主電源器、キャリアパス)</p> <p>イ 電圧制御リミットの測定</p> <p>ウ 各部動作表示の確認</p> <p>エ 主回路素子のゲート波形 (電圧) の確認</p> <p>④ 運転、停止、出力切替試験、故障シミュレーションの動作確認は展開接続図に基づいて表示情報等が正常であることを確認する。</p> <p>⑤ 保護回路の各種保護継電器の設定値に対する動作値を測定し、許容値内であることを確認する。</p> <p>⑥ 無負荷運転試験は展開接続図に基づいて次により行う。</p> <p>ア 主回路各部の波形をシンクロスコープ等により測定し、異常がないことを確認する。</p> <p>イ 電圧、電流等を各指示計器又はシンクロスコープ等により測定し、規定値以内であることを確認する。</p> <p>ウ 運転中、主回路機器の異常音、異臭等の有無を点検する。</p>	全て年1回	
3	配線、端子	<p>① 内部配線、端子部の発色、劣化及び緩みの有無を確認する。</p>		
4	絶縁抵抗	<p>① 次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <p>ア 交流入力回路と大地間</p> <p>イ インバーター-主回路と大地間</p> <p>ウ 出力回路と他回路大地間</p>		
5	接地抵抗	<p>① 単独設置の場合は、接地抵抗を測定し、その良否を確認する。</p>		

イ 蓄電池

項	目	内 容	周 期	備 考
1	外觀状況	<p>① 全セルについて電極、ふた、各種絶縁体、パッキング等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無を点検する。なお、鉛酸式シールド蓄電池は、鉛酸液の交換時期を確認する。また、密着型蓄電池 (制御弁式) は、蓄電池の交換時期を確認する。</p> <p>② 封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。</p> <p>③ 全セルについて、電解液量を確認する。また、液液量計用電極の断線、腐食、変形等の有無を確認する。</p> <p>④ 架台及び外箱の変形、損傷、異臭等の有無を点検する。</p> <p>⑤ 蓄電池の短絡防止栓、蓋蓋は、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。</p> <p>⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、損傷及び腐食の有無を点検する。</p>	全て年1回	
2	機能	<p>① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。</p> <p>② 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を行い、その良否を確認する。</p> <p>ア 密着型蓄電池は全セル (密着型蓄電池 (制御弁式) 及び小型制御弁式蓄電池は電解液比重測定を除く。) について行う。</p> <p>イ アルカリ蓄電池はパイロセルのみについて行う。</p> <p>③ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電を行う。</p>		

件名	交流無停電電源設備点検保守
図名	特配仕様書
縮尺	
作成年月日	平成 年 月 日
図面番号	2/4

藤上白南保電機株式会社 総務部 管理課

(6) 交換部品一覧表
 ア デンサイ・ラムダ轉變 150KVA用×2台
 下表は1台分の数量とする。

品名	規格	名称	数量	備考
換気扇	EF-40ETB2		1個	
ファンモーター	109E5748H502		13個	
差置器	RP-200		6個	
	PL4150		1個	
	PL4100		2個	
	SP430		2個	
	P420		2個	
	P450		1個	
	GP150		6個	
	F-7165 AC250V 20A		1個	
	F-7161 AC250V 1A		4個	
	F-7161 AC250V 3A		2個	
	MF61NN1 250V 1A		2個	
	FC0-001		1個	
	FC0-003		1個	
	LY3D DC24V		1個	
	LY2D DC24V		4個	
	MY4Z-D DC24V		1個	
	LY2-CR AC200V		1個	
	MY2Z-CR AC200V		1個	
	MY4Z DC24V		7個	
	MY4Z-D DC100/110V		1個	
	MY4Z-CR AC200V		1個	
	KME80LGSN3300B		1個	
	LX350LGXN6800MBE15		3個	
電解コンデンサ				
	SR110-24		2個	
	SR20-15		2個	
	SR35-24		1個	
コンバータ				

件名 交流無停電電源設備点検保守

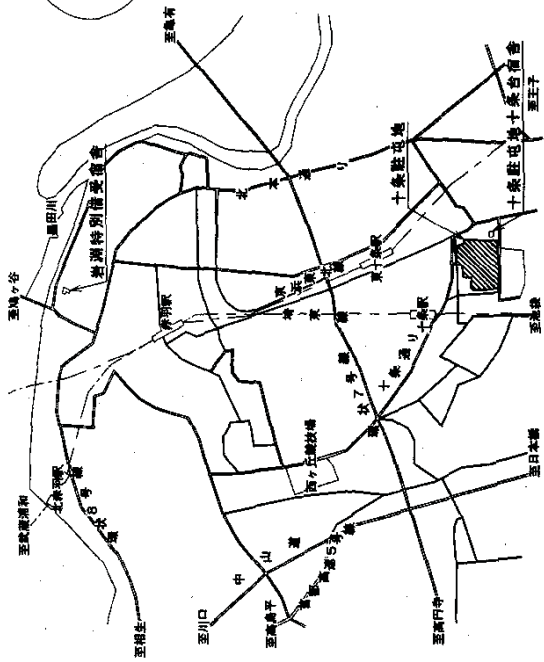
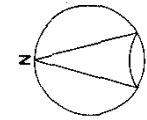
図名 特記仕様書

図尺

作成年月日 平成 年 月 日

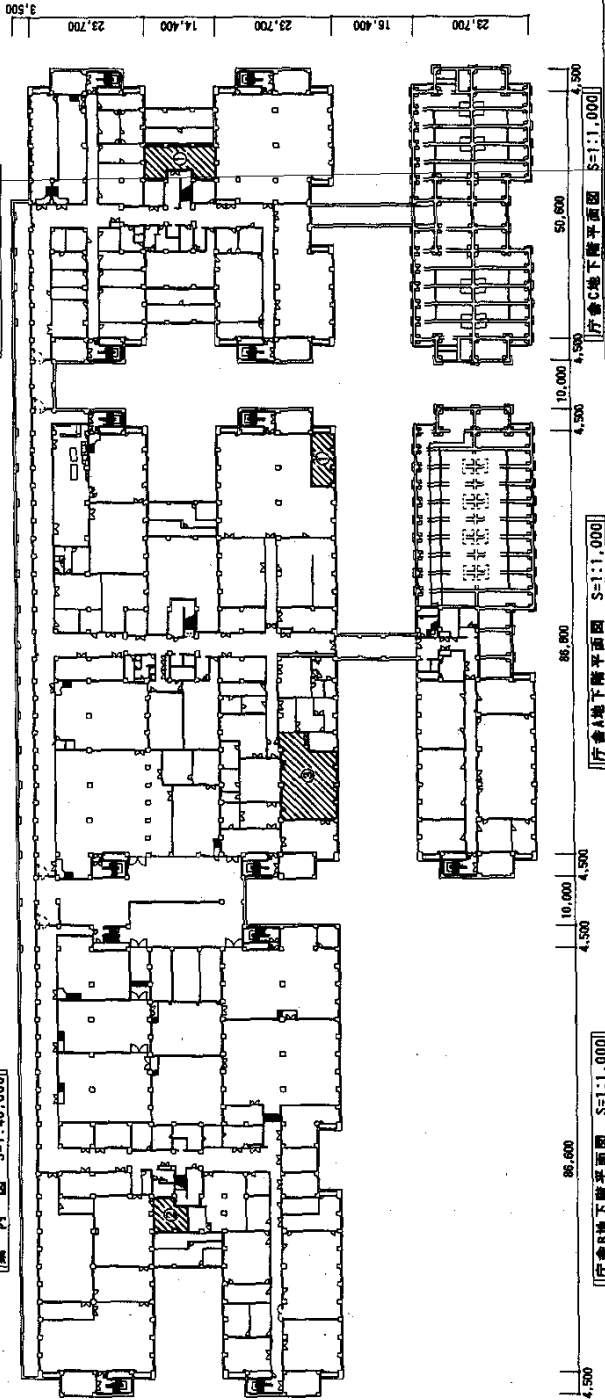
図面番号 3/4

陸上自衛隊補給隊制本隊 総務部 管理課



案内図 S=1:40,000

配置図 S=1:4,000



凡例

配号	名称	規格
①	CVCF	150kVA
②	CVCF	200kVA
③	CVCF	100kVA

庁舎A地下階平面図 S=1:1,000

庁舎C地下階平面図 S=1:1,000



件名	交流媒体電通設備点検保守			
図名	案内図・配置図	庁舎A・B・C地階平面図	作成年月日	平成 年 月 日
縮尺	示			図番番号
繪上自衛隊情報統制本部 總務部				4/4
管理課				

特記仕様書

- 1 件名： 直流電源設備点検保守
- 2 場所： 東京都北区十条台1丁目5-70
陸上自衛隊十条駐屯地
- 3 概要： 直流電源設備の点検保守及び部品交換

4 一般事項

- (1) 本点検保守は、本特記仕様書によるほか制電機保安センター発行の「産業保安業務共通仕様書」現行版により実施する。
- (2) 本点検保守に必要な施設（電気、ガス、水道等）の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (3) 本点検保守に必要な工具・計測機器等の器材及び消耗部品・材料・油類等は受注者の負担とする。
- (4) 本点検保守の内容及び、事故が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (5) 本点検保守に際して書面を提出する場合の書式（必要部数を含む。）は監督職員の指示による。また、業務の実施に先立ち、表海体制・実施工程・業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。
- (6) 本点検保守の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図る。
- (7) 受注者は、現場代理人を定め監督職員に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。
- (8) 本点検保守に伴い、関係のない場所及び壁への出入りは禁止する。
- (9) 本点検保守の実施にあたり危険防止に必要な場所及び箇所を監督者に報告し、安全処置をこころじ、事故発生を防止する。また、火気を使用する場合は、必要な手続を行い、許可を受けた後使用する。
- (10) 現場代理人及び業務作業者は、保守点検の内容に对应し必要な知識、経験及び技能を有するものとする。
- (11) 本点検保守に際し、取扱いに注意し、施設に損傷を与えた場合は速滞なく監督者に報告すると共に、監督者の指示に基づき、作業の責任において現状に復旧するものとする。
- (12) 本点検保守に際し、施設に損傷を与えた場合は速滞なく監督者に報告すると共に、監督者の指示に基づき、作業の責任において現状に復旧するものとする。
- (13) 本点検保守に伴う発生材のうち引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ発生材調書を作成して監督職員に提出する。
また、監督者に引渡しを要するものと指定されたもの以外のものは、廃棄物処理法等に定めるところにより適切に処理し、監督職員に報告するとともに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出する。
- (14) 本点検保守の写真は、施工前、施工中、完了後及び隠ぺい箇所、材料検査、主要な工事段階毎、その他監督者の指示する箇所を撮影し、写真（カラー・サイズ版）1部を原簿（ネガ及び電子記憶媒体）と共に工程別に写真帳（A4版）に整理し検査前に1部提出する。
電子記憶媒体で提出する場合は、80万画素以上・JPEG形式とする。
- (15) 点検保守終了後、制電機保安センター発行の「産業保安業務報告書作成の手引き」現行版に基づき作成し監督職員に1部提出する。
- (16) 検査書の検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員の指示した必要書類を提出し、監督職員の点検を受ける。

- (17) 本点検保守の範囲は次のとおりとする。
 - ア 機器の除去等の清掃
 - イ 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - ウ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - エ ポルト、ねじ等で締め込みがある場合の増締め
 - オ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ・ 潤滑油、 그리스、 充填油等
 - ・ ランプ類、ヒューズ類
 - ・ バックギン、ガスケット、Oリング類
 - ・ 潤滑水
 - カ 接続部分、回転部分等への注油
 - キ 経費な損傷がある場合の補修
 - ク 塗装（タッチペイント）
 - ケ その他これらに関する種々な作業

(18) 本点検保守の結果、対象部分の脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、応急措置を講じるとともに、速やかに監督職員に報告する。

5 特記事項

(1) 対象設備一覧表

設備名称	規格	価格	種数	数量	設置場所	備考
整流装置	神工アサコローション型 REC-13号 スイッチング式	25Aユニット×3搭載	1組	1組	庁舎A機庫室 庁舎B機庫室 庁舎C機庫室	
	神工アサコローション型 REC-14号 スイッチング式	25Aユニット×4搭載	2組	2組	庁舎A機庫室 庁舎B機庫室 庁舎C機庫室	
	神工アサコローション型 REC-24号 スイッチング式	50Aユニット×4搭載	2組	2組	庁舎B機庫室	
	新電元工業特製 REC-83号 サイリスタ式	600A整流器×3搭載	1組	1組	庁舎A機庫室	

(2) 点検保守の周期は年1回とする。

件名	直流電源設備点検保守			
図名	特記仕様書			
編尺	作成年月日	平成	年	月
	陸上自衛隊補給隊制本部 総務部 管理課			
				図面番号 1/6

(3) 点検保守内容
ア 整流装置

項目	内容	周期	備考
1 外箱、機器等の外觀状況	① 外箱の外觀、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。 ② 各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。 ③ 固定金具、鋸付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。	全て年1回	
2 機能	① 次の値を測定し、その真否を確認する。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流(壁面計器による) ② 均等充電機能を有する場合は、手動により浮動又は充電への切替え動作の確認を行う。 ③ 閉鎖器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。 ④ 過放電防止装置、減流警報装置、不足電圧検出装置の設定値及び動作確認を行う。 ⑤ 均等充電機能を有する場合は、次の機器の動作状況を確認する。 ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置 ・タイマーの設定値 ・警報装置(ヒューズ断、サーマル動作、MCCBTリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電防止、減流警報等) ⑥ 自動回復充電の動作を確認する。 ⑦ 実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替り、常用電源を復帰したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。		
3 配線、端子	① 内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。		
4 絶縁抵抗測定	① 次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その真否を確認する。 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次、二次相互間		
5 接地抵抗測定	① 単独接地極の場合は、接地抵抗を測定し、その真否を確認する。		

(4) 交換部品一覧表
ア 整流装置 REC-83号機1用

品名	規格	数量	備考
60形60Aヒューズ管	60形60A	3個	
ガラス管ヒューズ	MF61NRIA	1個	
火相継電器	UVW-R	1個	
コンバーターユニット	48V 200A	3台	
時限継電器	H3CR-A AC100V~200V	1個	
	H3CR-A DC12V~48V	2個	
	ST7P-4 DC48V	2個	
中継端子	CV-01	4個	
	HLV-X1	1個	
ハイロ電圧継電器	VRT-6F-FD55	1個	
	VR-6F-PE00	1個	
ロータリースイッチ	HS-16-2	1個	
巻線形可変抵抗器	RA30YN20SB2000k	1個	
	P405	9個	
	P413	9個	
	PL4100	1個	
遮断ヒューズ	SP12-600-500	6個	
	KME25VB-100M	16個	
	KME25VB-470M	6個	
	KME50VB-10M	2個	
	KME50VB-220M	2個	
電解コンデンサ	KME63VB1000M	1個	
	KME63VB100M	1個	
	KME63VB470M	1個	
	KMHY80LGSNSN47000MC	14個	
	SME63LGSN120000MC	9個	
	AP3144-44K	1個	
	AP3145-44K	4個	
	AP3242-44K	1個	
	AP3243-44K	31個	
補助継電器	AP6962	2個	

件名 直流電源設備点検保守

図名 特記仕様書

尺 作成年月日 平成 年 月 日 図面番号 2/6

陸上自衛隊補給隊本部 総務部 管理課

イ 整流装置 REC-13号用×13組
下表は1台分の数量とする。

品名	規格	数量	備考
ヒューズ	GFK 1A	3個	
	HP50 5A	3個	
コンデンサ	DE807F472ZAC	6個	
	QXJ2J104KTPT	3個	
	TVX2A104KTPT	3個	
	ECGE2A105MW	4個	
リレー	MY4 AC100/110V	1個	
	MY2-D 48DCV	1個	
ハイロ-電圧リ	DS-5-U48A	1個	
タイマー	H3YN-2 DC48V	1個	
スイッチングユニット	SWRU1-3 48V 25A	3個	
	ALD-10C 48V	1個	
	ALD-2B 48V	1個	
	ALD-3A 48V	1個	
コントロールユニット	S1DC-1D 48V 2S	1個	

ウ 整流装置 REC-14号用×21組
下表は1台分の数量とする。

品名	規格	数量	備考
ヒューズ	GFK 1A	3個	
	HP50 5A	3個	
コンデンサ	DE807F472ZAC	6個	
	QXJ2J104KTPT	4個	
	TVX2A104KTPT	4個	
	ECGE2A105MW	4個	
リレー	MY4 AC100/110V	1個	
	MY2-D 48DCV	1個	
ハイロ-電圧リ	DS-5-U48A	1個	
タイマー	H3YN-2 DC48V	1個	
スイッチングユニット	SWRU1-3 48V 25A	4個	
	ALD-10C 48V	1個	
	ALD-2B 48V	1個	
	ALD-3A 48V	1個	
コントロールユニット	S1DC-1D 48V 2S	1個	

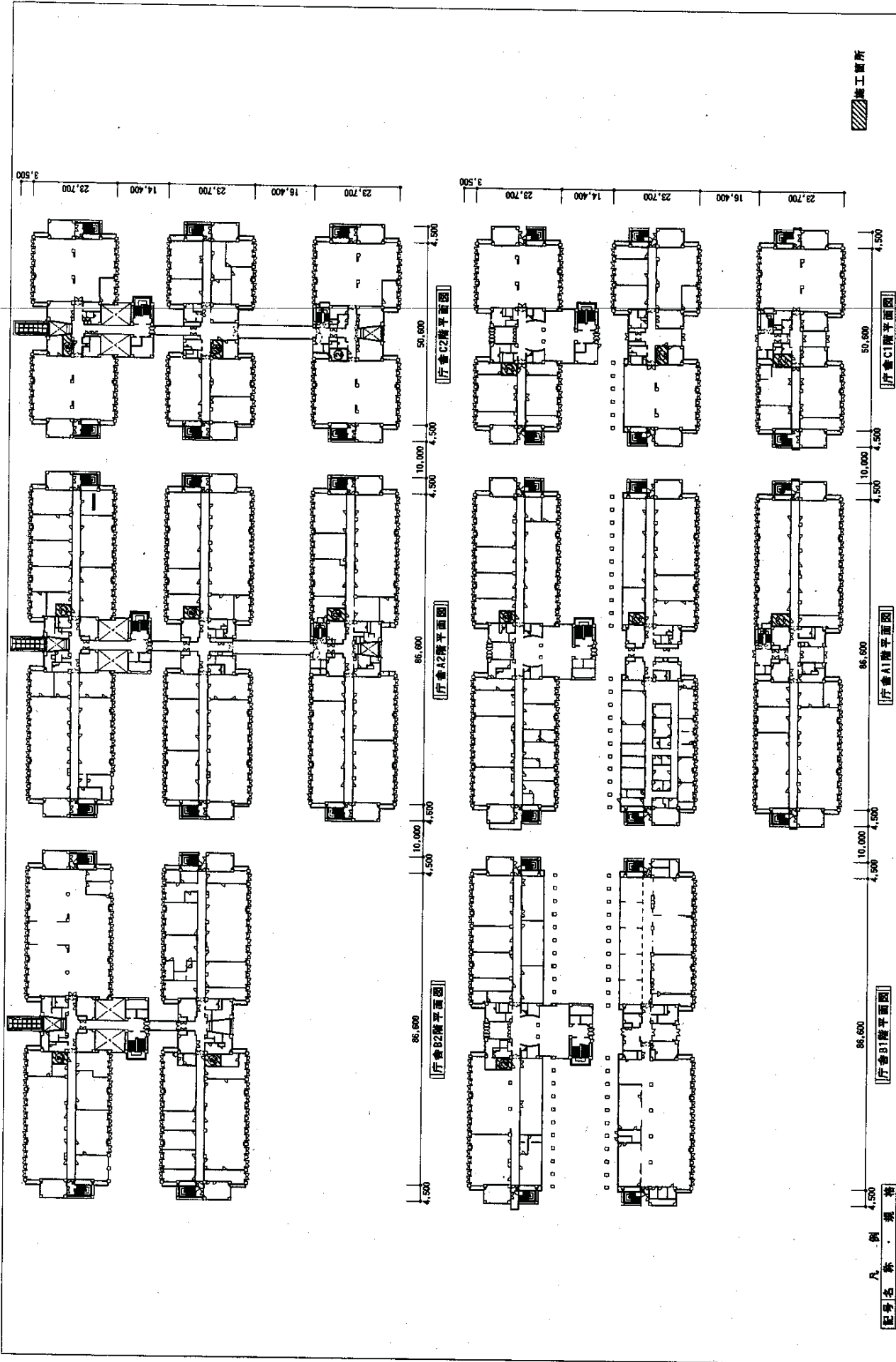
エ 整流装置 REC-24号用×2組
下表は1台分の数量とする。

品名	規格	数量	備考
ヒューズ	GFK 1A	3個	
	HP50 5A	3個	
コンデンサ	DE807F472ZAC	12個	
	QXJ2J104KTPT	6個	
	TVX2A104KTPT	6個	
	ECGE2A105MW	4個	
リレー	MY4 AC100/110V	1個	
	MY2-D 48DCV	1個	
ハイロ-電圧リ	DS-5-U48A	1個	
タイマー	H3YN-2 DC48V	1個	
スイッチングユニット	SWRU1-3 48V 25A	4個	
	SWRU1-4 48V 50A	4個	
	ALD-10C 48V	1個	
	ALD-2B 48V	1個	
	ALD-3A 48V	1個	
コントロールユニット	S1DC-1D 48V 2S	1個	

(5) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。
また、納入ごとに監督職員に報告すると共に、材料検査簿(部隊指定)を提出し検査を受ける。

件名 直営電源設備点検保守

図名	特記仕様書	作成年月日	平成	年	月	日	図面番号	3/6
編尺		陸上自衛隊補給隊制本部 総務部 管理課						



施工箇所

凡例

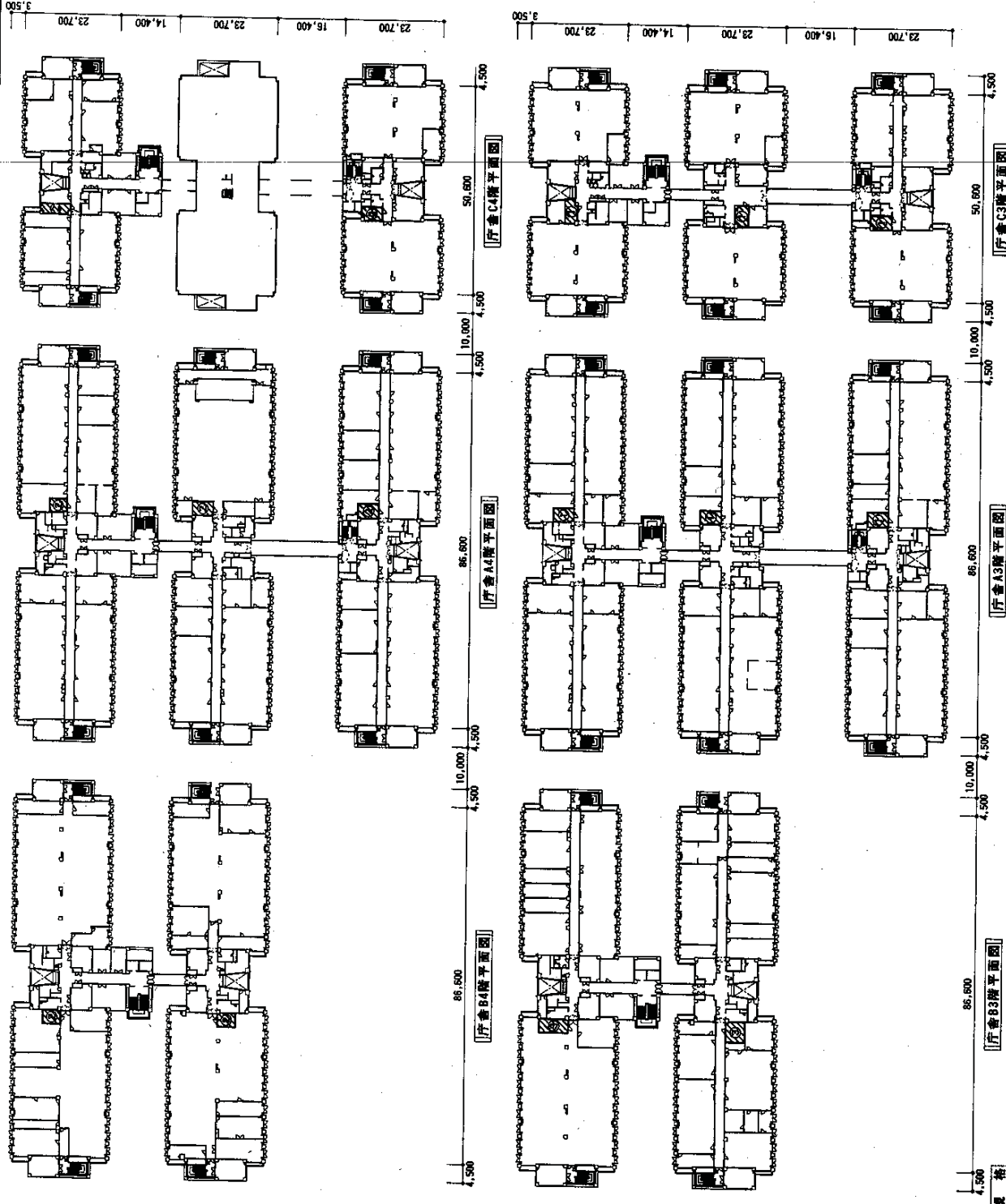
①	警流装置	REC-13号
②	警流装置	REC-14号
③	警流装置	REC-24号
④	警流装置	REC-83号

1F 1階平面図

2F 2階平面図

3F 3階平面図

件名 直流電源設備点検保守
 図名 1・2階平面図
 縮尺 1:1,000
 作成年月日 平成 年 月 日
 図面番号 5/6
 監上自衛隊機務隊本部 総務部 管理課



施工箇所

記号	名称	規格
①	壁流装置	REC-13号
②	壁流装置	REC-14号
③	壁流装置	REC-24号
④	壁流装置	REC-83号

【庁舎B4階平面図】

【庁舎A2階平面図】

【庁舎C3階平面図】

【庁舎C4階平面図】

件名 重要施設重要点検保守
 図名 庁舎3・4階平面図

縮尺 1:1,000 作成年月日 平成 年 月 日 図面番号 6/6
 竣工管理本部 総務課 管理課

仕様書

- 1 件名 庁舎等空調設備点検保守
 2 場所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
 3 業務概要
 (1) 空気調節設備の点検保守
 4 期間 平成23年4月1日 ~ 平成26年3月31日

共通仕様書

1 点検設備

(1) 概要

機器名称	規格等	数量	備考
ユニット型空調和機	松下(株)、新晃(株)製	139	
パッケージ型空調和機	空冷ヒートポンプ 天井吊り型	32	
	空冷ヒートポンプ 天井埋込型	60	
	空冷I7コン 床置き型	13/17	庁舎A地下階通信機械室等除く。(付図2参照)
	冷房専用 天井吊り型	7	
	冷暖房兼用 天井埋込型	9	
ファンコイルユニット	新晃(株)製	104	
ファンコンベクター	天井型	64/65	隊舎A4階浴場除く。(付図2参照)
ユニットヒーター	天井型	12	
空調換気扇	ロスナイ	76	
エアフィルター	パネル型	19	
送風機	ミツヤ送風機	246	
	エバラ送風機	1	

(2) 細部点検設備等は、付紙第1～第8による。

(3) 配置図は、付図1による。

2 総則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

5 請負業者の負担の範囲

- 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、請負業者の負担とする。
- 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、請負業者の負担とする。

6 諸法規の遵守

請負業者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業

- 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとし、業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行い、且つ資格証等を官側に明示するものとする。
- 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	1/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

8 現場代理人

- (1) 請負業者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
- (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、監督官との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を監督官に提出し協議する。

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官と協議するものとする。

13 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに監督官に提出するものとする。
なお、報告書書式については、監督官と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 請負業者者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任（解任）届
- ウ 勤務員の指定（取消）届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをFDまたはCDにて提出）

(4) 監督官より受けたデータは全て請負業者等に残してはならない。

関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・撮影画素数 80万画素数以上
- ・ファイル形式 JPEG

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官と協議しその指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	2/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

1 一般事項

- (1) パッケージ型空調機は、「高圧ガス保安法」、「冷凍保安規則」及び「冷凍保安規則関係基準」に定めるところによる。
- (2) ユニット型空調機及びエアフィルターは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行規則及びこれに基づく厚生労働省告示に定めるところによる。
- (3) 本契約は、期間保守契約とし、緊急故障時には、必要な措置を実施するとともに原因を速やかに究明するものとする。
- (4) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - エ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ・潤滑油、グリス、充填油等
 - ・ランプ類、ヒューズ類
 - ・パッキン、ガスケット、Oリング類
 - ・精製水
 - オ 接触部分、回転部分等への注油
 - カ 軽微な損傷がある場合の補修
 - キ 塗装（タッチペイント）
 - ク その他これらに類する軽微な作業

2 業務内容

(1) 点検周期

機器名称	点検内容（周期）	実施予定時期
ユニット型空気調和機	イン点検（6ヶ月1回）	5、11月
	オン点検	7、9、1、3月
パッケージ型空気調和機	イン点検（6ヶ月1回）	5、11月
	オン点検	9、3月
ファンコイルユニット	イン点検（6ヶ月1回）	7、1月
ファンコンベクター	イン点検（年1回）	1月
ユニットヒーター	イン点検（6ヶ月1回）	7、1月
空調換気扇（ロスナイ）	オン点検	5、8、11月、2月
送風機	イン点検（6ヶ月1回）	6、2月
エアフィルター	オン点検（2ヶ月1回）	5、7、9、11、1、3月

- (2) ユニット型空気調和機の点検保守要領は、付表1による
- (3) パッケージ型空気調和機の点検保守要領は、付表2による。
- (4) ファンコイルユニット、ファンコンベクター及びユニットヒーターの点検保守要領は、付表3による。
- (5) 空調換気扇の点検保守要領は、付表4による。
- (6) 送風機の点検保守要領は、付表5による。
- (7) エアフィルター点検保守要領は、付表6による。
- (8) 点検及び保守は、付表1～付表6により適正に実施し、点検報告書を2部提出するものとする。

業務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	3/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 ユニット形空調和機(1/2)

シーズンイン点検項目

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。	
2 外部の状況 (1) 本体 (2) 保温材及び吸音材	①腐食、変形、破損等の有無を点検する。 ①損傷及び脱落の有無を点検する。	
3 送風機 (1) 羽根車 (2) シャフト (3) ベルト (4) プーリー (5) 軸受 (6) カップリング (7) 電動機	①汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 ②回転バランスの良否を点検する。 ①汚れ、さび、摩耗等の有無を点検する。 ①弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する。 ①摩耗等の有無を点検する。 ①音、振動等の異常の有無を点検する。 ②給油の状態を点検する。 ①摩耗、損傷等の有無を点検する。 ①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ②回転方向が正しいことを確認する。 ③電流が定格値内であることを確認する。	
4 熱交換器	①冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無を点検する。	
5 加湿器	①加湿ノズルの詰まりの有無を点検する。 ②作動の良否を点検する。 ③加湿状態点検用ランプが点灯することを確認する。	
6 エリミネーター	①詰まり、腐食等の有無を点検する。	
7 水系統 (1) ドレンパン (2) ドレン排水	①汚れさび、腐食等の有無を点検する。 ①本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する。	
8 エアフィルター (1) ろ材 (2) 枠	①詰まり、損傷等の有無を点検する。 ①変形、腐食等の有無を点検する。	
9 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ②運転電流が定格以下であることを確認する。	
10 中性能フィルター	①詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。詰まりがある場合は、交換する。	

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	4/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 ユニット形空調和機(2/2)

シーズンオン点検項目

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 送風機 (1) ベルト (2) 軸受 (3) 電動機	弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する。 ①音、振動等の異常の有無を点検する。 ②給油の状態を点検する。 ①表面温度の異常の有無を点検する。 ②電流が定格値内であることを確認する。	
2 加湿器	①加湿ノズルの詰まりの有無を点検する。 ②作動の良否を点検する。 ③汚れ、損傷等の有無を点検する。 ④加湿状態点検用ランプが点灯することを確認する。 詰まり、腐食等の有無を点検する。	
3 エリミネーター		
4 水系統		
(1) 加湿用給水	①給水止弁の開閉を点検する。 ②漏れ及び汚れのないことを確認する。	
(2) ドレンパン	汚れさび、腐食等の有無を点検する。	
(3) ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する。	
5 エアフィルター		
(1) ろ材	詰まり、損傷等の有無を点検する。	
(2) 枠	変形、腐食等の有無を点検する。	
6 中性能フィルター	詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。詰まりがある場合は、交換する。	

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	5/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和機(1/3)

シーズンイン点検項目

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。	室外機を含
2 外観の状況	①腐食、変形、破損等の有無を点検する。	
3 冷房切替え	①補助電気ヒーター、加湿器の電源遮断をするとともに自動制御機器の切替え、作動確認を確実に進行。	
4 暖房切替え	①補助電気ヒーター及び加湿器の電源投入並びに自動制御機器の切替え及び作動確認を進行。	室外機を含
5 水系統 (1) 加湿用給水	①給水止弁の開閉を点検する。 ②漏れ及び汚れの有無を点検する。	
(2) ドレンパン	①汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。	
(3) ドレン排水	①本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを確認する。	
6 電気系統 (1) 操作回路及び動力回路	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
(2) 端子	①緩み及び変色の有無を点検する。	
(3) 操作盤	①盤内の汚れ、異物の付着、弛み及び変形の有無を確認する。	
(4) クランクケースヒーター	①通電及び発熱状態に異常のないことを確認する。	
7 送風機 (1) Vベルト	①弛み、亀裂、摩耗等の有無を点検する。	
(2) 軸受	①音、振動等の有無を点検する。	
(3) 羽根	①汚れ、損傷等の有無を点検する。	
(4) 電動機	①回転方向が正しいことを確認する。	
8 エアフィルター (1) ろ材	①詰まり、損傷等の有無を点検する。	室外機を含
(2) 枠	①変形、腐食等の有無を点検する。	
9 冷媒系統	①ガス漏れの有無を点検する。 ②配管の損傷等の有無を点検する。	室外機を含
10 熱交換器	①ファンコイルの汚れ、損傷等の有無を点検する。 ②補助ヒーターの汚れ、損傷等の有無を点検する。	室外機を含
11 加湿器 (気化式浸透型含む)	①作動の良否を確認する。 ②汚れ、損傷等の有無を点検する。	
12 保安装置 (1) インターロック	①室内送風機運転と補助電機ヒーターの作動の良否を点検する。	
(2) 圧力開閉器	①作動の良否を点検する。	
(3) 可溶栓又は安全弁	①ガス漏れ及び変形の有無を点検する。	
(4) 温度ヒューズ	①溶断、変形及び変色の有無を点検する。	
(5) 過熱防止器	①作動の良否を点検する。	
(6) 圧力計	①正常値を示していることを確認する。	

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	6/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 空冷ヒートポンプ式パッケージ形空調機(2/3)

シーズンイン点検項目

点検項目	点検及び保守内容	備考
13 自動制御機器	①温度調整器、湿度調節器、タイマー制御、容量制御等が設定値にて作動することを確認する。 ②除霜装置の検地作動及び四方弁動作の良否を確認する。	
14 運転調整 (1) 電源電圧	①供給電源電圧に異常がないことを確認する。 ②運転時における電圧変動が定格以下であることを確認する。	
(2) 運転電流	①主電流及び圧縮機電流が定格以下であることを確認する。 ②補助電機ヒーターの電流が定格値にあることを確認する。	
(3) 冷凍機油	①汚損劣化及び油量の適否を点検する。	
(4) 熱交換状況	①冷媒、室外機及び室内器吹出し空気の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることを確認する。	
(5) 除霜装置	①検知作動並びに四方弁動作の良否を点検する。	
(6) 音、振動	①異常のないことを確認する。	

業務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	7/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 空冷ヒートポンプ式パッケージ形空調機(3/3)

シーズンオン点検項目

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 水系統	①本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを確認する。	
2 電気系統 (1) 端子 (2) 操作盤	①弛み、変色及び破損の有無を点検する。 ①盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検をする。	
(3) クランクケース	①通電、発熱状態の異常の有無を点検する。	
3 送風機 (1) Vベルト (2) 軸受	①弛み及び振動の有無を点検する。 ①音、振動等の有無を点検する。	
4 エアフィルター (1) ろ材 (2) 枠	①詰まり、損傷等の有無を点検する。 ①変形、腐食等の有無を点検する。	
5 冷媒系統	①ガス漏れの有無を点検する。 ②配管の損傷等の有無を点検する。	
6 熱交換機	①室内及び室外熱交換器の汚れ、損傷等の有無を点検する。	
7 加湿器	①作動の良否を点検する。 ②汚れ、損傷等の有無を点検する。	
8 自動制御機器	①温度、湿度等が設定値にて制御していることを確認する。	
9 運転調整 (1) 音、振動 (2) 電源電圧 (3) 運転電流	①異常のないことを確認する。 ①供給電源電圧に異常のないことを確認する。 ①主電流及び圧縮機電流が定格以下にあることを確認する。 ②送風機の電流に異常がないことを確認する。 ③加湿器の電流に異常がないことを確認する。 ④電気ヒーターの電流が定格値にあることを確認する。	
(4) 冷凍機油 (5) 熱交換機	①汚損劣化及び油量の適否を点検する。 ①冷媒及び冷却水の液温、室内及び室外熱交換器の吹出し空気温度を点検し、熱交換状況が正常であることを確認する。	

業務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	8/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3 ファンコイルユニット・ファンコンベクター・ユニットヒーター（1/1）

シーズンイン点検項目

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 外観の状況 (1) 本体 (2) 保温材、吸音材 (3) 吹出しグリル	①腐食、変形、汚損等の劣化の有無を点検する。 ②固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無を点検する。 損傷及び脱落の有無を点検する。 汚れ、破損等の有無を点検する。	
2 送風機 (1) 羽根車 (2) 電動機	①汚れ及びさび、腐食、変形等の有無を点検する。 ②回転バランスの良否を点検する。 ①音、振動等の異常の有無を点検する。 ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ③回転がスムーズであることを確認する。	
3 熱交換器	①冷温水コイルの破損及び腐食の有無を点検する。 ②フィンの汚れ及び目詰まりの有無を点検する。	
4 排水系統 (1) ドレンパン (2) ドレン排水	汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する。	
5 エアフィルター (1) ろ材 (2) 枠	汚れ、損傷等の劣化の有無を点検する。 変形、腐食等の劣化の有無を点検する。	
6 電装部品 (1) 電気配線 (2) 接続端子 (3) 操作スイッチ、運転表示灯	損傷、過熱、劣化等の有無を点検する。 端子接続の緩みの有無を点検する。 ①損傷、破損の有無を点検する。 ②表示灯の点灯状態を点検する。 ③風量切替え等の作動の良否を点検する。	
7 弁類	①損傷及び破損の有無を点検する。 ②エア抜き弁及びドレン抜き弁の良否を点検する。	

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	9/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表4 空調換気扇(1/1)

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する。	
2 外観の状況 (1) 本体及び点検口 (2) フィルター (3) 保温材	さび、腐食、変形、破損等の有無を点検する。 詰まり、損傷等の有無を点検する。 破損の有無を点検する。	
3 熱交換エレメント (1) 軸受 (2) エレメント (3) エアシール (4) 駆動装置 (5) ケーシング	①音、振動等の有無を点検する。 ②給油の状態を点検する。 ①詰まり、損傷等の有無を点検する。 ②回転バランスの良否を点検する。 異常摩耗、破損等の有無を点検する。 ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無を点検する。 汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 音、振動等の異常の有無を点検する。	回転形に限る 回転形に限る 回転形に限る 回転形に限る
4 送風機 5 電気系統 (1) 電源電圧 (2) 電動機 (3) リレー (4) 端子類	電圧の変動が規定値内にあることを確認する。 ①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ②表面温度の異常の有無を点検する。 ③電流が定格値内であることを確認する。 ④オイルシールの油漏れの有無を点検する。 作動の良否を点検する。 緩み、変色、溶損等の有無を点検する。	回転形に限る 回転形に限る

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	10/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表5 送 風 機 (1/1)

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	備 考
1 基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検 する。 ③防護材の破損等の有無を点検する。 ④天井吊りの場合の点灯防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無を点検する。	
2 外観の状況	①汚れの有無を点検する。	電動機直結形 のものを除く
3 電動機	②腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。 ①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。 ②回転方向が正しいことを確認する。 ③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ④運転電流が定格値以下であることを確認する。	
4 軸受	発熱、音及び振動の有無を点検する。	
5 Vベルト	弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する。	
6 Vベルトカバー	変形、損傷等の有無を点検する。	
7 Vプーリ	①摩耗、損傷等の有無を点検する。 ②芯出しの良否を点検する。	
8 羽根車	①汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③ケーシング等に接触していないことを確認する。	
9 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ②運転電流が定格以下であることを確認する。	

業務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	11/14
種別	仕様書	縮尺	1/2500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

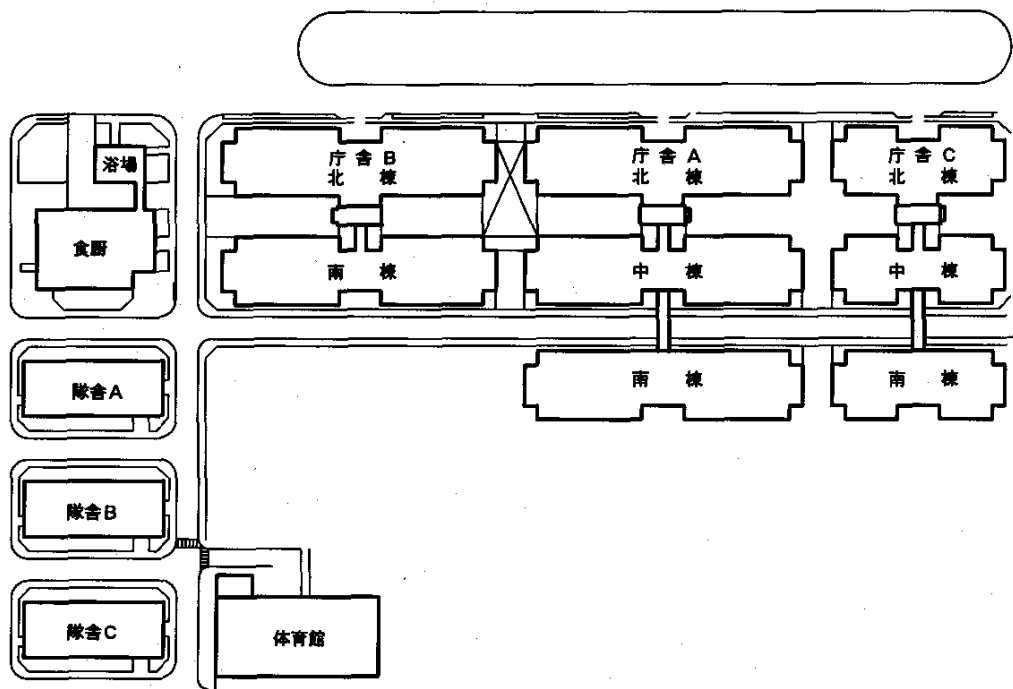
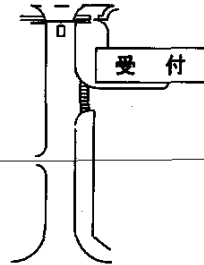
付表6 パネル形エアフィルター(1/1)

(1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及びこれに基づく厚生労働省告示に定める所による。

(2) ろ材を交換するときは、付着した粉塵を下流に飛散させないように送風機を停止して行う。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 ろ材	①目詰まりの有無を点検する。	
2 枠	①変形、腐食等の劣化の有無を点検する。	
3 チャンバー	①変形、腐食等の有無及び汚れの有無を点検する。	

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	12/14
種別	仕様書	縮尺	1/2500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

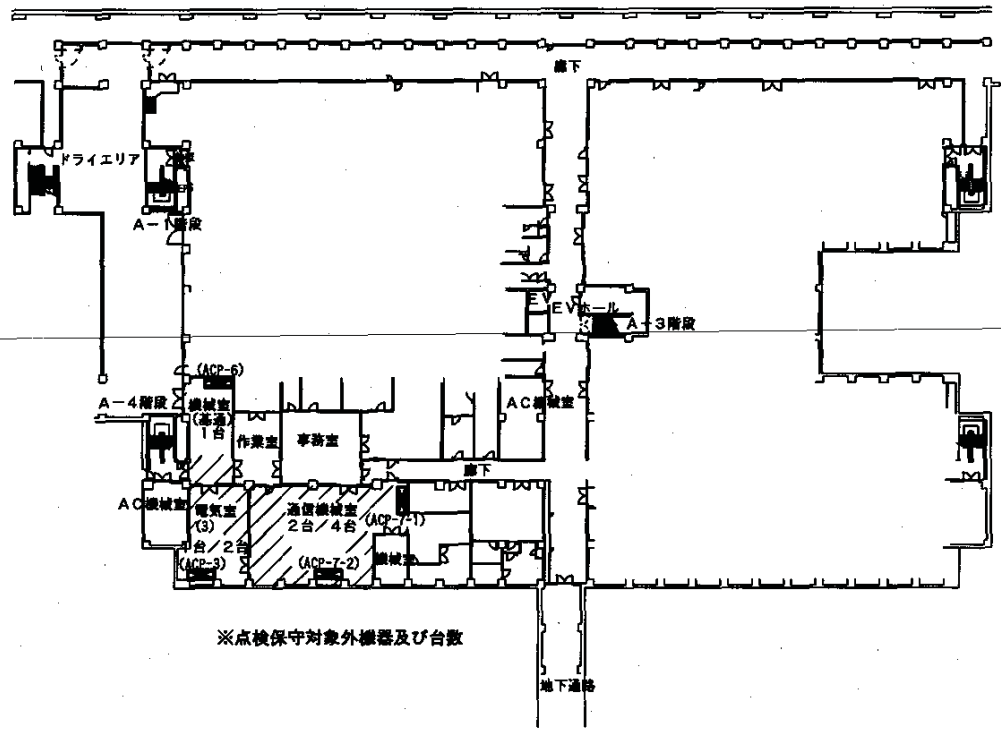


□ 該当建物

付図 1 配置図

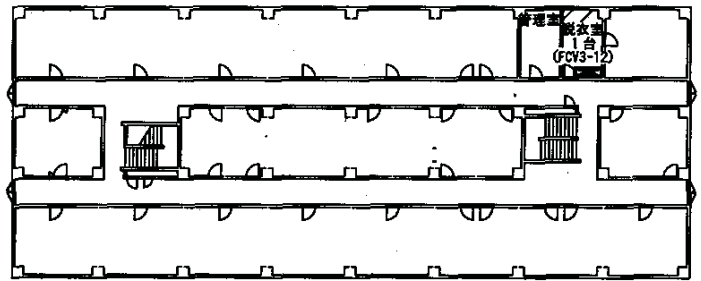
役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	13/14
種別	仕様書（配置図）	縮尺	1/X
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付図2



※点検保守対象外機器及び台数

地下通信機械室等平面図 S=1/X



※点検保守対象外機器及び台数

隊舎A 4階平面図 S=1/500

役務件名	庁舎等空調設備点検保守	図面番号	14/14
種別	仕様書(配置図)	縮尺	図示
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

ユニット形空調機一覧表(庁舎A)

建物	階数	設置室名	機器番号	規格	冷房能力	暖房能力	電動機	台数	
北棟	地階	AC機械室(1)	ACU-12	松下 FY-10UCV	40,400	27,000	3.7	1	
			ACU-19	松下 FY-20UCV	41,500	25,600	5.5	1	
		AC機械室(2)	ACU-1	松下 FY-08UCV	23,300	16,600	2.2	1	
			ACU-2	松下 FY-10UCV	23,200	18,100	3.7	1	
			ACU-14	松下 FY-10UCV	42,900	28,800	5.5	1	
			ACU-4	松下 FY-10UCV	22,200	15,600	3.7	1	
		AC機械室(4)	ACU-3	松下 FY-25UCV	46,700	31,700	11.0	1	
		AC機械室(5)	ACU-5	松下 FY-10UCV	30,500	20,400	3.7	1	
	AC機械室(6)	ACU-6	松下 FY-13UCV	17,300	15,600	3.7	1		
	電算機室	ACU-7	松下 FY-50UCD	50,000	0	11.0	4		
	1階	AC機械室(1)	ACU-11	松下 FY-10UCV	40,200	26,000	3.7	1	
		AC機械室(4)	ACU-13	松下 FY-10UCV	64,500	39,600	3.7	1	
	2階	AC機械室(1)	ACU-21	松下 FY-10UCV	43,600	23,600	3.7	1	
		AC機械室(2)	ACU-22	松下 FY-10UCV	39,400	21,700	3.7	1	
		AC機械室(3)	ACU-24	松下 FY-10UCV	52,200	30,700	3.7	1	
	3階	AC機械室(4)	ACU-23	松下 FY-10UCV	34,000	17,400	3.7	1	
		AC機械室(1)	ACU-31	松下 FY-10UCV	46,800	27,000	3.7	1	
		AC機械室(2)	ACU-32	松下 FY-10UCV	45,600	25,100	3.7	1	
		AC機械室(3)	ACU-34	松下 FY-10UCV	40,700	21,400	3.7	1	
	4階	AC機械室(4)	ACU-33	松下 FY-10UCV	43,900	24,200	3.7	1	
		AC機械室(1)	ACU-41	松下 FY-20UCV	60,600	39,600	5.5	1	
		AC機械室(2)	ACU-42	松下 FY-20UCV	59,700	37,800	5.5	1	
		AC機械室(3)	ACU-44	松下 FY-20UCV	54,300	36,200	5.5	1	
	地階	AC機械室(4)	ACU-43	松下 FY-20UCV	57,000	35,400	5.5	1	
		通信室	ACU-8	松下 FY-25UCT	39,000	0	3.7	2	
	中棟	地階	通信室	ACU-9	松下 FY-05UCD	17,500	0	1.5	1
			AC機械室(5)	ACU-16	松下 FY-10UCV	38,300	26,200	3.7	1
		1階	AC機械室(6)	ACU-15	松下 FY-10UCV	22,800	14,900	2.2	1
AC機械室(7)			ACU-17	松下 FY-8UCV	33,000	22,200	3.7	1	
AC機械室(8)			ACU-18	松下 FY-13UCV	48,800	31,800	5.5	1	
AC機械室(5)			ACU-26	松下 FY-10UCV	46,600	25,400	3.7	1	
2階		AC機械室(6)	ACU-25	松下 FY-10UCV	45,800	26,200	3.7	1	
		AC機械室(7)	ACU-27	松下 FY-10UCV	41,600	24,000	3.7	1	
		AC機械室(8)	ACU-28	松下 FY-10UCV	43,900	24,800	3.7	1	
		AC機械室(5)	ACU-36	松下 FY-10UCV	43,100	23,600	3.7	1	
3階		AC機械室(6)	ACU-35	松下 FY-10UCV	38,700	20,400	3.7	1	
		AC機械室(7)	ACU-37	松下 FY-10UCV	41,600	22,700	3.7	1	
		AC機械室(8)	ACU-38	松下 FY-10UCV	44,300	24,600	3.7	1	
4階		AC機械室(5)	ACU-46	松下 FY-20UCV	55,000	35,200	5.5	1	
		AC機械室(6)	ACU-45	松下 FY-20UCV	60,000	38,000	5.5	1	
		AC機械室(7)	ACU-47	松下 FY-25UCV	143,900	107,200	7.5	1	
		AC機械室(8)	ACU-48	松下 FY-20UCV	134,200	100,700	7.5	1	
南棟		地階	AC機械室(1)	ACU-10a	松下 FY-10UCV	76,700	44,500	5.5	1
			AC機械室(2)	ACU-10b	松下 FY-08UCV	106,600	56,200	7.5	1
		1階	AC機械室(1)	ACU-20a	松下 FY-10UCV	39,300	24,700	3.7	1
			AC機械室(2)	ACU-20b	松下 FY-10UCV	36,500	21,500	3.7	1
			AC機械室(3)	ACU-20c	松下 FY-8UCV	35,600	19,400	3.7	1
			AC機械室(4)	ACU-20d	松下 FY-13UCV	34,700	19,400	5.5	1
		2階	AC機械室(1)	ACU-29a	松下 FY-10UCV	37,300	19,000	3.7	1
			AC機械室(2)	ACU-29b	松下 FY-10UCV	39,800	20,300	3.7	1
			AC機械室(3)	ACU-29c	松下 FY-10UCV	28,500	15,700	3.7	1
			AC機械室(4)	ACU-29d	松下 FY-10UCV	83,400	55,300	5.5	1
		3階	AC機械室(1)	ACU-39a	松下 FY-10UCV	38,000	19,000	3.7	1
	AC機械室(2)		ACU-39b	松下 FY-10UCV	34,400	18,500	3.7	1	
	AC機械室(3)		ACU-39c	松下 FY-10UCV	29,400	12,300	3.7	1	
	AC機械室(4)		ACU-39d	松下 FY-10UCV	33,600	17,400	3.7	1	
	4階	AC機械室(1)	ACU-49a	松下 FY-20UCV	52,500	32,500	5.5	1	
		AC機械室(2)	ACU-49b	松下 FY-20UCV	61,300	33,200	7.5	1	
		AC機械室(3)	ACU-49c	松下 FY-20UCV	46,800	31,200	5.5	1	
		AC機械室(4)	ACU-49d	松下 FY-20UCV	43,200	28,100	5.5	1	
	小計							64	

ユニット形空調和機一覧表 (庁舎B)

建物	階数	設置室名	機器番号	規格	冷房能力	暖房能力	電動機	台数	
北棟	地階	AC機械室(1)	ACU-1	新晃 DV-7	17,900	10,800	3.7	1	
		AC機械室(2)	ACU-2	新晃 DV-11	45,200	29,700	5.5	1	
			ACU-15	新晃 DV-10	31,000	20,300	5.5	1	
			ACU-12	新晃 DV-6	31,800	21,200	3.7	1	
	AC機械室(3)	ACU-14	新晃 DE-5	26,900	18,100	2.2	1		
	1階	AC機械室(4)	ACU-3	新晃 DV-6	27,900	20,800	3.7	1	
		AC機械室(5)	ACU-5	新晃 DV-10	42,100	40,100	5.5	1	
		AC機械室(6)	ACU-4	新晃 DV-8	28,400	21,100	3.7	1	
		電算機室(1)	ACU-6	新晃 DE-35	50,000	0	11.0	4	
		AC機械室(1)	ACU-11	新晃 DV-10	38,100	24,200	3.7	1	
		AC機械室(2)	ACU-13	新晃 DV-6	42,300	28,200	3.7	1	
		電算機室(2)	ACU-7	新晃 DE-10	14,000	0	3.7	1	
		2階	AC機械室(1)	ACU-21	新晃 DV-7	35,600	19,900	3.7	1
			AC機械室(2)	ACU-22	新晃 DV-7	41,800	21,600	3.7	1
			AC機械室(3)	ACU-24	新晃 DV-7	41,400	22,100	3.7	1
			AC機械室(4)	ACU-23	新晃 DV-7	37,300	18,700	3.7	1
		3階	AC機械室(1)	ACU-31	新晃 DV-7	37,200	20,000	3.7	1
	AC機械室(2)		ACU-32	新晃 DV-6	37,000	18,200	3.7	1	
	AC機械室(3)		ACU-34	新晃 DV-7	37,000	18,500	3.7	1	
	AC機械室(4)		ACU-33	新晃 DV-6	31,600	14,000	3.7	1	
4階	AC機械室(1)	ACU-41	新晃 DV-12	52,200	37,300	5.5	1		
	AC機械室(2)	ACU-42	新晃 DV-12	49,000	31,900	5.5	1		
	AC機械室(3)	ACU-44	新晃 DV-12	47,300	30,300	5.5	1		
	AC機械室(4)	ACU-43	新晃 DV-12	55,800	34,000	5.5	1		
南棟	2階	AC機械室(5)	ACU-26	新晃 DV-9	42,000	26,900	3.7	1	
		AC機械室(6)	ACU-25	新晃 DV-6	40,400	27,000	3.7	1	
		AC機械室(7)	ACU-27	新晃 DV-6	33,000	21,000	3.7	1	
		AC機械室(8)	ACU-28	新晃 DV-8	38,600	22,700	3.7	1	
	3階	AC機械室(5)	ACU-36	新晃 DV-7	39,400	21,100	3.7	1	
		AC機械室(6)	ACU-35	新晃 DV-7	68,600	41,700	3.7	1	
		AC機械室(7)	ACU-37	新晃 DV-7	38,000	19,400	3.7	1	
		AC機械室(8)	ACU-38	新晃 DV-7	35,900	18,000	3.7	1	
	4階	AC機械室(5)	ACU-46	新晃 DV-11	44,200	28,800	5.5	1	
		AC機械室(6)	ACU-45	新晃 DV-12	48,000	32,000	5.5	1	
		AC機械室(7)	ACU-47	新晃 DV-12	49,500	30,900	5.5	1	
		AC機械室(8)	ACU-48	新晃 DV-12	58,800	36,800	5.5	1	
小計							39		

ユニット形空調機一覧表（庁舎C）

建物	階数	設置室名	機器番号	規格	冷房能力	暖房能力	電動機	台数
	地階	AC機械室(1)	ACU-1	新晃 DV-7	22,800	18,000	3.7	1
		AC機械室(2)	ACU-2	新晃 DV-6	22,900	14,900	3.7	1
		AC機械室(3)	ACU-3	新晃 DV-8	43,900	33,300	3.7	1
		AC機械室(4)	ACU-4	新晃 DV-15	31,900	25,900	7.5	1
		AC機械室(5)	ACU-15	新晃 DV-12	42,100	27,200	5.5	1
北棟	1階	電算機室	ACU-5	新晃 DE-22	50,000	0	11.0	8
		AC機械室(1)	ACU-11	新晃 DV-8	38,900	27,000	3.7	1
	2階	AC機械室(2)	ACU-12	新晃 DV-8	40,300	25,600	3.7	1
		AC機械室(1)	ACU-21	新晃 DV-8	42,300	24,800	3.7	1
	3階	AC機械室(2)	ACU-22	新晃 DV-9	50,100	28,400	3.7	1
		AC機械室(1)	ACU-31	新晃 DV-8	40,600	22,700	3.7	1
	4階	AC機械室(2)	ACU-32	新晃 DV-8	44,300	24,200	3.7	1
		AC機械室(1)	ACU-41	新晃 DV-13	51,900	35,000	5.5	1
中棟	1階	AC機械室(2)	ACU-42	新晃 DV-14	57,100	38,100	5.5	1
		AC機械室(3)	ACU-13	新晃 DV-7	34,300	20,900	3.7	1
	2階	AC機械室(4)	ACU-14	新晃 DV-9	48,100	30,900	3.7	1
		AC機械室(3)	ACU-24	新晃 DV-9	58,000	33,600	3.7	1
	3階	AC機械室(4)	ACU-23	新晃 DV-8	47,900	27,200	3.7	1
		AC機械室(3)	ACU-34	新晃 DV-14	64,800	41,800	5.5	1
南棟	1階	AC機械室(4)	ACU-33	新晃 DV-14	54,100	36,100	5.5	1
		AC機械室(1)	ACU-16	新晃 DV-8	42,600	46,600	5.5	1
	2階	AC機械室(2)	ACU-17	新晃 DV-8	51,100	19,400	5.5	1
		AC機械室(1)	ACU-25	新晃 DV-8	57,800	20,800	5.5	1
	3階	AC機械室(2)	ACU-26	新晃 DV-9	58,800	24,100	5.5	1
		AC機械室(1)	ACU-35	新晃 DV-8	78,800	22,500	15.0	1
	4階	AC機械室(2)	ACU-36	新晃 DV-8	58,400	20,600	7.5	1
		AC機械室(1)	ACU-43	新晃 DV-13	65,200	31,600	7.5	1
小計							35	

ユニット形空調機一覧表（食厨）

建物	階数	設置室名	機器番号	規格	冷房能力	暖房能力	電動機	台数
食厨	1階	機械室	ACUST-1	東洋TUC-191-AV	106,000	71,750	7.5	1
小計								1

総計								139台
----	--	--	--	--	--	--	--	------

ユニット形空調機一覧表(庁舎A)

建物	階数	設置室名	機器番号	規格	冷房能力	暖房能力	電動機	台数	
北棟	地階	AC機械室(1)	ACU-12	松下 FY-10UCV	40,400	27,000	3.7	1	
			ACU-19	松下 FY-20UCV	41,500	25,600	5.5	1	
		AC機械室(2)	ACU-1	松下 FY-08UCV	23,300	16,600	2.2	1	
			ACU-2	松下 FY-10UCV	23,200	18,100	3.7	1	
			ACU-14	松下 FY-10UCV	42,900	28,800	5.5	1	
		AC機械室(3)	ACU-4	松下 FY-10UCV	22,200	15,600	3.7	1	
		AC機械室(4)	ACU-3	松下 FY-25UCV	46,700	31,700	11.0	1	
	AC機械室(5)	ACU-5	松下 FY-10UCV	30,500	20,400	3.7	1		
	AC機械室(6)	ACU-6	松下 FY-13UCV	17,300	15,600	3.7	1		
	電算機室	ACU-7	松下 FY-50UCD	50,000	0	11.0	4		
	1階	AC機械室(1)	ACU-11	松下 FY-10UCV	40,200	26,000	3.7	1	
		AC機械室(4)	ACU-13	松下 FY-10UCV	64,500	39,600	3.7	1	
	2階	AC機械室(1)	ACU-21	松下 FY-10UCV	43,600	23,600	3.7	1	
		AC機械室(2)	ACU-22	松下 FY-10UCV	39,400	21,700	3.7	1	
		AC機械室(3)	ACU-24	松下 FY-10UCV	52,200	30,700	3.7	1	
	3階	AC機械室(4)	ACU-23	松下 FY-10UCV	34,000	17,400	3.7	1	
		AC機械室(1)	ACU-31	松下 FY-10UCV	46,800	27,000	3.7	1	
		AC機械室(2)	ACU-32	松下 FY-10UCV	45,600	25,100	3.7	1	
		AC機械室(3)	ACU-34	松下 FY-10UCV	40,700	21,400	3.7	1	
	4階	AC機械室(4)	ACU-33	松下 FY-10UCV	43,900	24,200	3.7	1	
		AC機械室(1)	ACU-41	松下 FY-20UCV	60,600	39,600	5.5	1	
		AC機械室(2)	ACU-42	松下 FY-20UCV	59,700	37,800	5.5	1	
		AC機械室(3)	ACU-44	松下 FY-20UCV	54,300	36,200	5.5	1	
	地階	AC機械室(4)	ACU-43	松下 FY-20UCV	57,000	35,400	5.5	1	
		通信室	ACU-8	松下 FY-25UCT	39,000	0	3.7	2	
	中棟	地階	通信室	ACU-9	松下 FY-05UCD	17,500	0	1.5	1
			AC機械室(5)	ACU-16	松下 FY-10UCV	38,300	26,200	3.7	1
		1階	AC機械室(6)	ACU-15	松下 FY-10UCV	22,800	14,900	2.2	1
AC機械室(7)			ACU-17	松下 FY-8UCV	33,000	22,200	3.7	1	
AC機械室(8)			ACU-18	松下 FY-13UCV	48,800	31,800	5.5	1	
2階		AC機械室(5)	ACU-26	松下 FY-10UCV	46,600	25,400	3.7	1	
		AC機械室(6)	ACU-25	松下 FY-10UCV	45,800	26,200	3.7	1	
		AC機械室(7)	ACU-27	松下 FY-10UCV	41,600	24,000	3.7	1	
		AC機械室(8)	ACU-28	松下 FY-10UCV	43,900	24,800	3.7	1	
3階		AC機械室(5)	ACU-36	松下 FY-10UCV	43,100	23,600	3.7	1	
		AC機械室(6)	ACU-35	松下 FY-10UCV	38,700	20,400	3.7	1	
		AC機械室(7)	ACU-37	松下 FY-10UCV	41,600	22,700	3.7	1	
		AC機械室(8)	ACU-38	松下 FY-10UCV	44,300	24,600	3.7	1	
4階		AC機械室(5)	ACU-46	松下 FY-20UCV	55,000	35,200	5.5	1	
		AC機械室(6)	ACU-45	松下 FY-20UCV	60,000	38,000	5.5	1	
		AC機械室(7)	ACU-47	松下 FY-25UCV	143,900	107,200	7.5	1	
		AC機械室(8)	ACU-48	松下 FY-20UCV	134,200	100,700	7.5	1	
南棟		地階	AC機械室(1)	ACU-10a	松下 FY-10UCV	76,700	44,500	5.5	1
			AC機械室(2)	ACU-10b	松下 FY-08UCV	106,600	56,200	7.5	1
		1階	AC機械室(1)	ACU-20a	松下 FY-10UCV	39,300	24,700	3.7	1
			AC機械室(2)	ACU-20b	松下 FY-10UCV	36,500	21,500	3.7	1
			AC機械室(3)	ACU-20c	松下 FY-8UCV	35,600	19,400	3.7	1
			AC機械室(4)	ACU-20d	松下 FY-13UCV	34,700	19,400	5.5	1
		2階	AC機械室(1)	ACU-29a	松下 FY-10UCV	37,300	19,000	3.7	1
			AC機械室(2)	ACU-29b	松下 FY-10UCV	39,800	20,300	3.7	1
			AC機械室(3)	ACU-29c	松下 FY-10UCV	28,500	15,700	3.7	1
			AC機械室(4)	ACU-29d	松下 FY-10UCV	83,400	55,300	5.5	1
		3階	AC機械室(1)	ACU-39a	松下 FY-10UCV	38,000	19,000	3.7	1
	AC機械室(2)		ACU-39b	松下 FY-10UCV	34,400	18,500	3.7	1	
	AC機械室(3)		ACU-39c	松下 FY-10UCV	29,400	12,300	3.7	1	
	AC機械室(4)		ACU-39d	松下 FY-10UCV	33,600	17,400	3.7	1	
	4階	AC機械室(1)	ACU-49a	松下 FY-20UCV	52,500	32,500	5.5	1	
		AC機械室(2)	ACU-49b	松下 FY-20UCV	61,300	33,200	7.5	1	
		AC機械室(3)	ACU-49c	松下 FY-20UCV	46,800	31,200	5.5	1	
		AC機械室(4)	ACU-49d	松下 FY-20UCV	43,200	28,100	5.5	1	
	小計							64	

ユニット形空調和機一覧表 (庁舎B)

建物	階数	設置室名	機器番号	規格	冷房能力	暖房能力	電動機	台数	
北棟	地階	AC機械室(1)	ACU-1	新晃 DV-7	17,900	10,800	3.7	1	
		AC機械室(2)	ACU-2	新晃 DV-11	45,200	29,700	5.5	1	
			ACU-15	新晃 DV-10	31,000	20,300	5.5	1	
			ACU-12	新晃 DV-6	31,800	21,200	3.7	1	
	AC機械室(3)	ACU-14	新晃 DE-5	26,900	18,100	2.2	1		
	1階	AC機械室(4)	ACU-3	新晃 DV-6	27,900	20,800	3.7	1	
		AC機械室(5)	ACU-5	新晃 DV-10	42,100	40,100	5.5	1	
		AC機械室(6)	ACU-4	新晃 DV-8	28,400	21,100	3.7	1	
		電算機室(1)	ACU-6	新晃 DE-35	50,000	0	11.0	4	
		AC機械室(1)	ACU-11	新晃 DV-10	38,100	24,200	3.7	1	
		AC機械室(2)	ACU-13	新晃 DV-6	42,300	28,200	3.7	1	
		電算機室(2)	ACU-7	新晃 DE-10	14,000	0	3.7	1	
		2階	AC機械室(1)	ACU-21	新晃 DV-7	35,600	19,900	3.7	1
			AC機械室(2)	ACU-22	新晃 DV-7	41,800	21,600	3.7	1
			AC機械室(3)	ACU-24	新晃 DV-7	41,400	22,100	3.7	1
			AC機械室(4)	ACU-23	新晃 DV-7	37,300	18,700	3.7	1
		3階	AC機械室(1)	ACU-31	新晃 DV-7	37,200	20,000	3.7	1
	AC機械室(2)		ACU-32	新晃 DV-6	37,000	18,200	3.7	1	
	AC機械室(3)		ACU-34	新晃 DV-7	37,000	18,500	3.7	1	
	AC機械室(4)		ACU-33	新晃 DV-6	31,600	14,000	3.7	1	
4階	AC機械室(1)	ACU-41	新晃 DV-12	52,200	37,300	5.5	1		
	AC機械室(2)	ACU-42	新晃 DV-12	49,000	31,900	5.5	1		
	AC機械室(3)	ACU-44	新晃 DV-12	47,300	30,300	5.5	1		
	AC機械室(4)	ACU-43	新晃 DV-12	55,800	34,000	5.5	1		
南棟	2階	AC機械室(5)	ACU-26	新晃 DV-9	42,000	26,900	3.7	1	
		AC機械室(6)	ACU-25	新晃 DV-6	40,400	27,000	3.7	1	
		AC機械室(7)	ACU-27	新晃 DV-6	33,000	21,000	3.7	1	
		AC機械室(8)	ACU-28	新晃 DV-8	38,600	22,700	3.7	1	
	3階	AC機械室(5)	ACU-36	新晃 DV-7	39,400	21,100	3.7	1	
		AC機械室(6)	ACU-35	新晃 DV-7	68,600	41,700	3.7	1	
		AC機械室(7)	ACU-37	新晃 DV-7	38,000	19,400	3.7	1	
		AC機械室(8)	ACU-38	新晃 DV-7	35,900	18,000	3.7	1	
	4階	AC機械室(5)	ACU-46	新晃 DV-11	44,200	28,800	5.5	1	
		AC機械室(6)	ACU-45	新晃 DV-12	48,000	32,000	5.5	1	
		AC機械室(7)	ACU-47	新晃 DV-12	49,500	30,900	5.5	1	
		AC機械室(8)	ACU-48	新晃 DV-12	58,800	36,800	5.5	1	
小計							39		

ユニット形空調機一覧表(庁舎C)

建物	階数	設置室名	機器番号	規格	冷房能力	暖房能力	電動機	台数
	地階	AC機械室(1)	ACU-1	新晃 DV-7	22,800	18,000	3.7	1
		AC機械室(2)	ACU-2	新晃 DV-6	22,900	14,900	3.7	1
		AC機械室(3)	ACU-3	新晃 DV-8	43,900	33,300	3.7	1
		AC機械室(4)	ACU-4	新晃 DV-15	31,900	25,900	7.5	1
		AC機械室(5)	ACU-15	新晃 DV-12	42,100	27,200	5.5	1
北棟	1階	電算機室	ACU-5	新晃 DE-22	50,000	0	11.0	8
		AC機械室(1)	ACU-11	新晃 DV-8	38,900	27,000	3.7	1
	2階	AC機械室(2)	ACU-12	新晃 DV-8	40,300	25,600	3.7	1
		AC機械室(1)	ACU-21	新晃 DV-8	42,300	24,800	3.7	1
	3階	AC機械室(2)	ACU-22	新晃 DV-9	50,100	28,400	3.7	1
		AC機械室(1)	ACU-31	新晃 DV-8	40,600	22,700	3.7	1
	4階	AC機械室(2)	ACU-32	新晃 DV-8	44,300	24,200	3.7	1
		AC機械室(1)	ACU-41	新晃 DV-13	51,900	35,000	5.5	1
中棟	1階	AC機械室(2)	ACU-42	新晃 DV-14	57,100	38,100	5.5	1
		AC機械室(3)	ACU-13	新晃 DV-7	34,300	20,900	3.7	1
	2階	AC機械室(4)	ACU-14	新晃 DV-9	48,100	30,900	3.7	1
		AC機械室(3)	ACU-24	新晃 DV-9	58,000	33,600	3.7	1
	3階	AC機械室(4)	ACU-23	新晃 DV-8	47,900	27,200	3.7	1
		AC機械室(3)	ACU-34	新晃 DV-14	64,800	41,800	5.5	1
南棟	1階	AC機械室(4)	ACU-33	新晃 DV-14	54,100	36,100	5.5	1
		AC機械室(1)	ACU-16	新晃 DV-8	42,600	46,600	5.5	1
	2階	AC機械室(2)	ACU-17	新晃 DV-8	51,100	19,400	5.5	1
		AC機械室(1)	ACU-25	新晃 DV-8	57,800	20,800	5.5	1
	3階	AC機械室(2)	ACU-26	新晃 DV-9	58,800	24,100	5.5	1
		AC機械室(1)	ACU-35	新晃 DV-8	78,800	22,500	15.0	1
	4階	AC機械室(2)	ACU-36	新晃 DV-8	58,400	20,600	7.5	1
		AC機械室(1)	ACU-43	新晃 DV-13	65,200	31,600	7.5	1
小計							35	

ユニット形空調機一覧表(食厨)

建物	階数	設置室名	機器番号	規格	冷房能力	暖房能力	電動機	台数
食厨	1階	機械室	ACUST-1	東洋TUC-191-AV	106,000	71,750	7.5	1
小計								1

総計								139台
----	--	--	--	--	--	--	--	------

パッケージ型空調機一覧表
空冷ヒートポンプVRVエアコン

建物名	棟名	階数	室名	系統名	機器名	冷房能力	台数		
庁舎A	北棟	1階	通信機械室(1)	ACPM-2-1	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
		2階	通信機械室(1)	ACPM-2-2	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
		3階	通信機械室(1)	ACPM-2-3	ダイキン FXYHJ80K	8	1		
		4階	通信機械室(1)	ACPM-2-4	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
	中棟	1階	通信機械室(2)	ACPM-3-1	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
		2階	通信機械室(2)	ACPM-3-2	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
		3階	通信機械室(2)	ACPM-3-3	ダイキン FXYHJ80K	8	1		
		4階	通信機械室(2)	ACPM-3-4	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
	南棟	1階	通信機械室(3)	ACPM-1-1	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
		2階	通信機械室(3)	ACPM-1-2	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
		3階	通信機械室(3)	ACPM-1-3	ダイキン FXYHJ80K	8	1		
		4階	通信機械室(3)	ACPM-1-4	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
庁舎B	北棟	1階	理髪室	ACPM-1-1	ダイキン FXYCJ45KA 天井埋込型	4	3		
			当直室	ACPM-3-1	ダイキン FXYCJ45KA 天井埋込型	4	2		
			通信機械室(1)	ACPM-2-1	ダイキン FXYHJ56K	4.5	1		
		2階	通信機械室(1)	ACPM-2-2	ダイキン FXYHJ56K	4.5	1		
		3階	通信機械室(1)	ACPM-2-3	ダイキン FXYHJ140K	11.2	1		
		4階	通信機械室(1)	ACPM-2-4	ダイキン FXYHJ56K	4.5	1		
	南棟	地階		事務室(2)	ACPM-15-1	ダイキン FXYCJ90KA 天井埋込型	9	2	
				事務室(3)	ACPM-15-1	ダイキン FXYCJ36KA 天井埋込型	9	1	
				指揮所	ACPM-16-1	ダイキン FXYCJ18KA 天井埋込型	9	2	
				指揮所	ACPM-17-1	ダイキン FXYCJ72KA 天井埋込型	9	2	
		1階		弁当コーナー	ACPM-4-1	ダイキン FXYHJ80K	3.6	2	
				食堂	ACPM-5-1	ダイキン FXYCJ56KA 天井埋込型	4.5	20	
				売店(1)	ACPM-6-1	ダイキン FXYCJ112KA 天井埋込型	11.2	2	
				売店(2)	ACPM-7-1	ダイキン FXYCJ112KA 天井埋込型	11.2	2	
				売店(3)	ACPM-8-1	ダイキン FXYCJ112KA 天井埋込型	11.2	2	
				売店(4)	ACPM-9-1	ダイキン FXYCJ112KA 天井埋込型	11.2	2	
				売店(5)	ACPM-10-1	ダイキン FXYCJ112KA 天井埋込型	11.2	2	
				喫茶室	ACPM-12-1	ダイキン FXYCJ56KA 天井埋込型	4.5	6	
				売店(6)	ACPM-13-1	ダイキン FXYCJ71KA 天井埋込型	5.6	6	
				売店(7)	ACPM-14-1	ダイキン FXYCJ90KA 天井埋込型	8	6	
				2階	通信機械室(2)	ACPM-11-1	ダイキン FXYHJ56K	4.5	1
				3階	通信機械室(2)	ACPM-11-2	ダイキン FXYHJ140K	11.2	1
				4階	通信機械室(2)	ACPM-11-3	ダイキン FXYHJ56K	4.5	1
	庁舎C	北棟	1階	通信機械室(1)	ACPM-1-1	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1	
			2階	通信機械室(1)	ACPM-1-2	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1	
			3階	通信機械室(1)	ACPM-1-3	ダイキン FXYHJ80K	8	1	
			4階	通信機械室(1)	ACPM-1-4	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1	
中棟		1階	通信機械室(2)	ACPM-2-1	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
		2階	通信機械室(2)	ACPM-2-2	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
		3階	通信機械室(2)	ACPM-2-3	ダイキン FXYHJ80K	8	1		
南棟		1階	通信機械室(3)	ACPM-1-1	ダイキン FXYHJ80K	8	1		
		2階	通信機械室(3)	ACPM-1-2	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
		3階	通信機械室(3)	ACPM-1-3	ダイキン FXYHJ80K	8	1		
		4階	通信機械室(3)	ACPM-1-4	ダイキン FXYHJ45K	4.5	1		
小計							92		

パッケージ型空調機一覧表

建物名	棟名	階数	室名	系統名	規 格 ・ 型 式	台数		
庁舎A	北棟	地階	電気室(1)	ACP-1	ダイキン 空冷エアコン(年間冷房中温形) SRJ600PKR	1		
			電気室(2)	ACP-2	ダイキン 空冷エアコン(年間冷房中温形) SRJ600PKR	1		
			電気室(4)	ACP-5	ダイキン 空冷エアコン(年間冷房中温形) SRJ425PKR	2		
			通信機械室(1)	ACP-4	ダイキン 冷房専用天井吊り形(スカイエア) SHJ112F	1		
	南棟		機械室(1)	ACP-1	ダイキン 冷房専用天井吊り形(スカイエア) SHJ112F	1		
	北棟	1階	当直室	ACPM-1	ダイキン 冷暖房兼用天井埋め込みダクト形 SHYMJ80F	1		
			当直室	ACP-11	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチロータイプ SHYCJ56FT	1		
中棟			衛生課当直室	ACP-12	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチロータイプ SHYCJ56FT	1		
庁舎B	北棟	地階	電気室(4)	ACP-2	ダイキン 空冷エアコン(年間冷房中温形) SRJ425PKR	2		
			電気室(3)	ACP-4	ダイキン 空冷エアコン(年間冷房中温形) SRJ600PKR	2		
			電気室(1)	ACP-5	ダイキン 空冷エアコン(年間冷房中温形) SRPJ212PKR	1		
			電気室(6)	ACP-6	ダイキン 空冷エアコン(年間冷房中温形) SRPJ212PKR	1		
			通信機械室(1)	ACP-1	ダイキン 冷房専用天井吊り形(スカイエア) SHJ200F	1		
	南棟	地階	通信機械室(2)	ACP-3	ダイキン 冷房専用天井吊り形(スカイエア) SHJ200F	1		
			交換機室	ACP-7	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチロータイプ SHCJ160F	1		
			資料室	ACP-8	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチロータイプ SHCJ140F	1		
		1階	厚生課更衣室	ACP-12	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチロータイプ SHYGJ71G	1		
		2階	当直室	ACP-21	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチロータイプ SHYGJ71G	1		
		3階	会議室	ACP-31	ダイキン 冷房専用天井吊り形(スカイエア) SHJ40FT	1		
		庁舎C	北棟	地階	電気室(1)	ACP-2	ダイキン 空冷エアコン(年間冷房中温形) SRJ425PKR	1
					電気室(2)	ACP-3	ダイキン 空冷エアコン(年間冷房中温形) SRJ300PKR	1
電気室(3)	ACP-5				ダイキン 空冷エアコン(年間冷房中温形) SRJ800PR	1		
通信機械室(3)	ACP-31				ダイキン 冷房専用天井吊り形(スカイエア) SHJ40FT	1		
通信機械室(3)	ACP-31				ダイキン 冷房専用天井吊り形(スカイエア) SHJ40FT	1		
中棟			仮眠室	ACP-4	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチロータイプ SHYCJ56FT	1		
北棟	1階		当直室	ACP-11	ダイキン 冷暖房兼用天井埋込形マルチロータイプ SHYCJ56FT	1		
小計						29		

ファンコイルユニット一覧表

建物名	棟名	階数	設置室名	系統名	規 格	台数		
	北棟	1階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
		2階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
		3階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
			事務室	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
		4階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
			会議室	FCU-6	新晃 CP-400B.KF 埋込型	4		
			会議室	FCU-4	新晃 CP-600B.KF 埋込型	4		
		庁舎A	中棟	1階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2
				1階	医務室		新晃 SCR-200PA 天井カセット	16
				2階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2
3階	ホール			FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
4階	ホール			FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
南棟	1階		ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
	2階		ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
	3階		ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
	4階		ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
庁舎B	北棟		2階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2	
		3階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
			会議室	FCU-4	新晃 CP-400B/KF 埋込型	4		
		4階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
	南棟	1階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
		2階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	3		
		3階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
		4階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	3		
庁舎C	北棟	1階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
		2階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
		3階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
			会議室	FCU-4	新晃 CP-400B.KF 埋込型	1		
			会議室	ECU-6	新晃 CP-600B.KF 埋込型	1		
			会議室	FCU-6	新晃 CP-600B.KF 埋込型	2		
		4階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
			会議室	FCU-4	新晃 CP-400B.KF 埋込型	4		
	会議室		FCU-4	新晃 CP-600B.KF 埋込型	4			
	中棟	1階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
		2階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
		3階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
	南棟	1階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
		2階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
		3階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
		4階	ホール	FCU-8	新晃 CP-800B.KF 埋込型	2		
合計					104			

ファンコンベクター一覧表

建物名	棟名	階数	設置室名	系統名	規 格	能力	台数
						Kcal/h	
隊舎		1階	湯沸かし室	FCV3-1	前田KC-W21F-K 天井露出型	1960	1
		1階	洗面所	FCV3-2	前田KC-W21F-K 天井露出型	2170	1
		1階	便所	FCV3-3	前田KC-W21F-K 天井露出型	2420	1
		1階	洗濯場	FCV3-4	前田KC-W21F-K 天井露出型	1570	1
	A棟	2階	湯沸かし室	FCV3-5	前田KC-W21F-K 天井露出型	1870	1
		2階	洗面所	FCV3-6	前田KC-W21F-K 天井露出型	2080	1
		2階	便所	FCV3-7	前田KC-W21F-K 天井露出型	2320	1
		2階	洗濯場	FCV3-8	前田KC-W21F-K 天井露出型	1490	1
		3階	湯沸かし室	FCV3-5	前田 C-W21F-K 天井露出型	1870	1
		3階	洗面所	FCV3-6	前田KC-W21F-K 天井露出型	2080	1
		3階	便所	FCV3-7	前田KC-W21F-K 天井露出型	2320	1
		3階	洗濯場	FCV3-8	前田KC-W21F-K 天井露出型	1490	1
		4階	湯沸かし室	FCV3-9	前田KC-W21F-K 天井露出型	1610	1
		4階	洗面所	FCV3-10	前田KC-W21F-K 天井露出型	1840	1
		4階	便所	FCV6-1	前田KC-W21F-K 天井露出型	3940	1
		4階	洗濯場	FCV3-11	前田KC-W21F-K 天井露出型	1450	1
	B棟	1階	湯沸かし室	FCV3-1	前田KC-W11F-K 天井露出型	1460	1
		1階	シャワー室	FCV3-2	前田KC-W11F-K 天井露出型	950	1
		1階	洗面所	FCV3-3	前田KC-W21F-K 天井露出型	1710	1
		1階	便所	FCV3-4	前田KC-W21F-K 天井露出型	2200	1
		1階	洗濯場	FCV3-5	前田KC-W11F-K 天井露出型	1480	1
		2階	湯沸かし室	FCV3-6	前田KC-W11F-K 天井露出型	1380	1
		2階	シャワー室	FCV3-7	前田KC-W11F-K 天井露出型	830	1
		2階	洗面所	FCV3-8	前田KC-W21F-K 天井露出型	1640	1
		2階	便所	FCV3-9	前田KC-W21F-K 天井露出型	2130	1
		2階	洗濯場	FCV3-10	前田KC-W11F-K 天井露出型	1400	1
		3階	湯沸かし室	FCV3-6	前田KC-W11F-K 天井露出型	1380	1
		3階	シャワー室	FCV3-7	前田KC-W11F-K 天井露出型	830	1
		3階	洗面所	FCV3-8	前田KC-W21F-K 天井露出型	1640	1
		3階	便所	FCV3-9	前田KC-W21F-K 天井露出型	2130	1
3階	洗濯場	FCV3-10	前田KC-W11F-K 天井露出型	1400	1		
4階	湯沸かし室	FCV3-11	前田KC-W21F-K 天井露出型	1520	1		
4階	シャワー室	FCV3-12	前田KC-W21F-K 天井露出型	970	1		
4階	洗面所	FCV3-13	前田KC-W21F-K 天井露出型	1770	1		
4階	便所	FCV3-14	前田KC-W22F-K 天井露出型	2250	1		
4階	洗濯室	FCV3-15	前田KC-W23F-K 天井露出型	1540	1		

ファンコンベクター一覧表

建物名	棟名	階数	設置室名	系統名	規 格	能力	台数
						Kcal/h	
隊舎	C棟	1階	湯沸かし室	FCV3-1	前田KC-W11F-K 天井露出型	1460	1
		1階	シャワー室	FCV3-2	前田KC-W11F-K 天井露出型	950	1
		1階	洗面所	FCV3-3	前田KC-W21F-K 天井露出型	1710	1
		1階	便所	FCV3-4	前田KC-W21F-K 天井露出型	2200	1
		1階	洗濯場	FCV3-5	前田KC-W11F-K 天井露出型	1480	1
		2階	湯沸かし室	FCV3-6	前田KC-W11F-K 天井露出型	1380	1
		2階	シャワー室	FCV3-7	前田KC-W11F-K 天井露出型	830	1
		2階	洗面所	FCV3-8	前田KC-W21F-K 天井露出型	1640	1
		2階	便所	FCV3-9	前田KC-W21F-K 天井露出型	2130	1
		2階	洗濯場	FCV3-10	前田KC-W11F-K 天井露出型	1400	1
		3階	湯沸かし室	FCV3-6	前田KC-W11F-K 天井露出型	1380	1
		3階	シャワー室	FCV3-7	前田KC-W11F-K 天井露出型	830	1
		3階	洗面所	FCV3-8	前田KC-W21F-K 天井露出型	1640	1
		3階	便所	FCV3-9	前田KC-W21F-K 天井露出型	2130	1
		体育館		1階	男子便所	FCV2-1	前田KC-W11F-K 天井露出型
1階	女子更衣室			FCV2-3	前田KC-W11F-K 天井露出型	1110	1
1階	女子便所			FCV2-2	前田KC-W11F-K 天井露出型	730	1
1階	男子更衣室			FCV4-1	前田KC-W11F-K 天井露出型	3600	1
1階	男子シャワー			FCV2-4	前田KC-W11F-K 天井露出型	1070	1
浴場		1階	曹士脱衣室	FCV-B-1	昭和DSR-CXM31V 天吊カセット型	1920	2
		1階	幹部脱衣室	FCV-B-2	昭和DSR-CXM21V 天吊カセット型	785	1
合計							64

ユニットヒーター一覧表

建物名	棟名	階数	設置室名	系統名	規格		能力	台数
							Kcal/h	
隊舎	A棟	1階	乾燥室	UH-1	前田MT-W80H	天井吊水平型	7310	1
		2階	乾燥室	UH-2	前田MT-W80H	天井吊水平型	7440	1
		3階	乾燥室	UH-3	前田MT-W80H	天井吊水平型	7900	1
		4階	乾燥室	UH-4	前田MT-W120H	天井吊水平型	7840	1
	B棟	1階	乾燥室	UH-1	前田MT-W80H	天井吊水平型	7280	1
		2階	乾燥室	UH-2	前田MT-W80H	天井吊水平型	6840	1
		3階	乾燥室	UH-3	前田MT-W80H	天井吊水平型	5800	1
		4階	乾燥室	UH-4	前田MT-W120H	天井吊水平型	8850	1
	C棟	1階	乾燥室	UH-1	前田MT-W80H	天井吊水平型	5810	1
		2階	乾燥室	UH-2	前田MT-W80H	天井吊水平型	6950	1
		3階	乾燥室	UH-3	前田MT-W80H	天井吊水平型	6110	1
		4階	乾燥室	UH-4	前田MT-W120H	天井吊水平型	8510	1
合計								12

空調換気扇一覽表

建物名	棟名	階数	室名	機器名	台数
庁舎A	北棟	1階	駐屯地当直室	LGH-25RM2	1
			補給統制本部 当直室	LGH-35R	1
		3階	事務室	LGH-50RS	1
	中棟	1階	衛生課当直室	LGH-25RM2	1
		4階	会議室	LGH-50RS	1
会議室	LGH-50RS		1		
庁舎B	北棟	1階	東京支処 当直室	LGH-65RM2	1
			理髪室	LGH-65RM2	2
		3階	補給本部 厚生課	LGH-50RKM	1
	南棟	1階	厚生班更衣室	LGH-25RM2	1
			弁当コーナー	LGH-80RKM	1
			食堂	LGH-50RM2	10
			喫茶室	LGH-50RM2	2
			弘済会	LGH-50RM2	12
		2階	補給本部 当直室	LGH-50RM2	1
庁舎C	北棟	地階	更衣室	LGH-35RKM	1
		1階	補給本部 当直室	LGH-25RKM	1
		3階	倉庫	LGH-50RKM	1
			倉庫	LGH-35RKM	1
			書庫	LGH-35RKM	1
		4階	会議室	LGH-50RKM	2
			会議室	LGH-50RKM	2
隊舎	A		談話室・自習室	天井埋込型	10
	B		談話室・自習室	天井埋込型	8
	C		談話室・自習室	天井埋込型	12
合計					76

エ ア フ ィ ル タ ー 一 覧 表

建物名	棟名	階数	室名	系統名	機器名称	フィルター規格		台数
						規格	枚数	
	北棟	地階	電気室	AF-1	パネル形エアフィルター	750×750	2	2
庁舎A棟	北棟	PH階	EV機械室	AF-2	パネル形エアフィルター	540×495	2	1
	南棟	PH階	EV機械室	AF-2	パネル形エアフィルター	540×495	2	1
庁舎B棟	北棟	地階	電気室	AF-1	パネル形エアフィルター	475×475	4	1
			電気室	AF-2	パネル形エアフィルター	400×400	4	2
			電機室	AF-3	パネル形エアフィルター	380×380	4	1
			電機室	AF-4	パネル形エアフィルター	560×560	4	1
	中棟	1階	喫茶室	AF-2	パネル形エアフィルター	810×810	4	1
			厨房	AF-5	パネル形エアフィルター	640×640	4	1
				FS102	パネル形エアフィルター	400×400	4	1
北棟	PH階	EV機械室	AF-6	パネル形エアフィルター	540×495	2	1	
庁舎C棟	北棟	地階	電気室	AF-1	パネル形エアフィルター	650×650	2	2
	北棟	PH階	EV機械室	AF-2	パネル形エアフィルター	540×495	2	1
	南棟	PH階	EV機械室	AF-2	パネル形エアフィルター	540×495	2	1
食厨	1階	機械室	AF-st-1	パネル形エアフィルター	500×500	12	1	
		電気室	AF-st-2	パネル形エアフィルター	500×500	2	1	
合計								19

送風機一覧表(庁舎A棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕様 機種機番	風量 CMH	出力 KW	台数
1	北・中	FS-1	熱源機械室	ミツヤ MF#6-4	33650	7.5	1
2	北・中	FS-2	ボイラー室	ミツヤ MF#4-4	13100	3.7	1
3	北・中	FS-3	消火ポンプ室	ミツヤ NM#1 1/2-1	1650	0.4	1
4	北・中	FS-4	ハロンポンベ室	ミツヤ NM#1 1/2-1	1450	0.4	1
5	北・中	FS-5	電気室(3)	ミツヤ NM#1 1/2-1	1200	0.4	2
6	北・中	FS-6	電気室(1)	ミツヤ NM#2-1	2400	0.4	2
7	北・中	FS-7	電気室(2)	ミツヤ MF#2 1/2-4	4800	1.5	1
8	北・中	FS-8	倉庫(2)	ミツヤ NM#2-1	2850	0.75	1
9	北・中	FS-9	電気室(4)	ミツヤ NM#1 1/2-7	750	0.4	2
10	北・中	FS-10	廊下	ミツヤ NM#2-1	3330	1.5	1
11	北・中	FS-11	NB-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	2000	0.75	1
12	北・中	FS-12	NB-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1800	0.75	1
13	北・中	FS-13	CB-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1900	0.75	1
14	北・中	FS-14	機械室(4)	ミツヤ NM#1 1/4-1	1125	0.4	2
15	北・中	FS-15	機械室(2)	ミツヤ NM#1 1/4-7	525	0.2	2
16	北・中	FS-16	トレンチ	ミツヤ MF#4-4	12750	3.7	1
17	北・中	FE-1	熱源機械室	ミツヤ MF#5-4	22000	5.5	1
18	北・中	FE-2	ボイラー室	ミツヤ MF#3-4	9350	3.7	1
19	北・中	FE-3	消火ポンプ室	ミツヤ NM#1 1/2-1	1650	0.4	1
20	北・中	FE-4	ハロンポンベ室	ミツヤ NM#1 1/2-1	1450	0.4	1
21	北・中	FE-5	電気室(3)	ミツヤ NM#1 1/2-1	1200	0.4	2
22	北・中	FE-7	便所	ミツヤ NM#1 1/2-7	650	0.4	1
23	北・中	FE-10	暗室(1)	ミツヤ NM#1-1	250	0.2	1
24	北・中	FE-11	暗室(2)	ミツヤ NM#1 1/4-1	950	0.2	1
25	北・中	FE-12	倉庫(2)	ミツヤ MF#2-7	2850	2.2	1
26	北・中	FE-13	電気室(1)	ミツヤ NM#1 1/2-7	2400	0.75	2
27	北・中	FE-14	電気室(2)	ミツヤ MF#2-7	4800	2.2	1
28	北・中	FE-15	倉庫(5)	ミツヤ NM#1 1/2-7	700	0.4	1
29	北・中	FE-16	電気室(4)	ミツヤ NM#1 1/2-7	750	0.4	2
30	北・中	FE-19	作業室(1)	ミツヤ NM#1 1/2-7	400	0.4	1
31	北・中	FE-20	NB-1	ミツヤ NM#1 1/2-7	550	0.4	2
32	北・中	FE-21	NB-2	ミツヤ NM#1 1/2-7	900	0.4	2
33	北・中	FE-22	CB-1	ミツヤ NM#1 1/2-7	1050	0.4	1
34	北・中	FE-23	CB-3	ミツヤ NM#1 1/2-7	700	0.4	1
35	北・中	FE-24	CB-2	ミツヤ NM#1 1/2-7	550	0.4	2

送風機一覧表(庁舎A棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕様 機種機番	風量 CMH	出力 KW	台数
36	北・中	FE-36	機械室(4.5)	ミツヤ NM#1-1	1125	0.4	2
37	北・中	FE-37	機械室(2)	ミツヤ MF#1 1/4-7	525	0.2	2
38	北・中	FE-101	暗室(1)	ミツヤ NM#1-1	300	0.06	1
39	北・中	FE-102	暗室(2)	ミツヤ NM#1-1	450	0.2	1
40	北・中	FE-103	N1-1	ミツヤ NM#2-1	2250	0.4	1
41	北・中	FE-107	N1-3	ミツヤ MF#2 1/2-4	4250	0.01	1
42	北・中	FE-110	C1-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	675	0.4	1
43	北・中	FE-111	C1-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1575	0.4	1
44	北・中	FE-118	C1-3	ミツヤ NM#1 1/4-1	950	0.4	1
45	北・中	FE-121	C1-4	ミツヤ NM#2-1	2330	0.4	1
46	北・中	FE-123	N1-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1400	0.4	1
47	北・中	FE-124	N1-4	ミツヤ NM#1 1/2-1	1630	0.4	1
48	北・中	FE-125	N1-5	ミツヤ NM#1-1	620	0.2	1
49	北・中	FE-201	N2-1	ミツヤ NM#2-1	2200	0.4	1
50	北・中	FE-204	N2-2	ミツヤ NM#1 1/4-1	800	0.2	1
51	北・中	FE-207	N2-3	ミツヤ NM#1 1/2-1	1750	0.75	1
52	北・中	FE-208	N2-4	ミツヤ NM#2-1	2630	0.75	1
53	北・中	FE-209	C2-1	ミツヤ NM#2-1	2090	0.4	1
54	北・中	FE-210	C2-2	ミツヤ NM#2-1	2750	0.75	1
55	北・中	FE-213	C2-3	ミツヤ NM#2-1	1790	0.4	1
56	北・中	FE-216	C2-4	ミツヤ NM#2-1	2200	0.4	1
57	北・中	FE-301	N3-1	ミツヤ NM#2-1	2500	0.4	1
58	北・中	FE-304	N3-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1665	0.4	1
59	北・中	FE-307	N3-3	ミツヤ NM#2-1	2550	0.4	1
60	北・中	FE-308	N3-4	ミツヤ NM#1 1/2-1	1215	0.4	1
61	北・中	FE-309	C3-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	1570	0.4	1
62	北・中	FE-310	C3-2	ミツヤ NM#2-1	2450	0.4	1
63	北・中	FE-313	C3-3	ミツヤ NM#1 1/2-1	1760	0.4	1
64	北・中	FE-316	C3-4	ミツヤ NM#2-1	2200	0.4	1
65	北・中	FE-401	N4-1	ミツヤ NM#2-1	2300	0.4	1
66	北・中	FE-404	N4-2	ミツヤ NM#2-1	2100	0.4	1
67	北・中	FE-407	N4-3	ミツヤ NM#2-1	2550	0.4	1
68	北・中	FE-408	N4-4	ミツヤ NM#1 1/2-1	1680	0.4	1
69	北・中	FE-409	C4-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	1700	0.4	1
70	北・中	FE-411	C4-2	ミツヤ NM#2-1	2400	0.4	1

送風機一覧表(庁舎A棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕様 機種機番	風量 CMH	出力 KW	台数
71	北・中	FE-414	C4-3	ミツヤ MF#4-4	9230	1.5	1
72	北・中	FE-416	C4-4	ミツヤ MF#4-4	9300	1.5	1
73	北・中	FSM-1	地階 排煙	ミツヤ LLE#5 1/2-4M	32400	22	1
74	北・中	FSM-2	廊N-1 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
75	北・中	FSM-3	ホ-ル(1) 排煙	ミツヤ LLE#6-4M	36500	15	1
76	北・中	FSM-4	廊N-3 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
77	北・中	FSM-5	廊N-2 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
78	北・中	FSM-6	廊C-1 排煙	ミツヤ LLE#4-4M	12400	7.5	1
79	北・中	FSM-7	ホ-ル(1) 排煙	ミツヤ LLE#5-4M	17200	7.5	1
80	北・中	FSM-8	廊C-3 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
81	北・中	FSM-9	廊C-2 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
82	南	FE-38	S8-1	ミツヤ MF#2 1/2-4	4200	0.75	1
83	南	FE-39	S8-2	ミツヤ MF#2 1/2-4	5550	1.5	1
84	南	FE-126	S1-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	1400	0.4	1
85	南	FE-127	S1-2	ミツヤ NM#1-1	920	0.4	1
86	南	FE-128	S1-3	ミツヤ NM#1 1/2-1	1310	0.4	1
87	南	FE-129	S1-4	ミツヤ NM#2-1	1750	0.4	1
88	南	FE-218	S2-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	1200	0.4	1
89	南	FE-219	S2-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1550	0.4	1
90	南	FE-220	S2-3	ミツヤ NM#	880	0.2	1
91	南	FE-221	S2-4	ミツヤ MF#3-4	6050	1.5	1
92	南	FE-318	S3-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	1100	0.4	1
93	南	FE-319	S3-2	ミツヤ NM#1-1	900	0.4	1
94	南	FE-320	S3-3	ミツヤ NM#1-1	630	0.2	1
95	南	FE-321	S3-4	ミツヤ NM#1 1/2-1	1100	0.4	1
96	南	FE-419	S4-1	ミツヤ NM#1 1/2-1	1390	0.4	1
97	南	FE-420	S4-2	ミツヤ NM#1 1/2-1	1550	0.4	1
98	南	FE-421	S4-3	ミツヤ NM#1 1/2-1	990	0.4	1
99	南	FE-422	S4-4	ミツヤ NM#1 1/2-1	1400	0.4	1
100	南	FSM-10	地階 排煙	ミツヤ LLE#6-4M	31950	15	1
101	南	FSM-11	西廊下 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
102	南	FSM-12	ホ-ル 排煙	ミツヤ LLE#5 1/2-4M	24300	7.5	1
103	南	FSM-13	東廊下(1) 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
104	南	FSM-14	東廊下(2) 排煙	ミツヤ LLE#3-4M	7200	3.7	1
計							117

送風機一覧表(庁舎B棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕様		風量 CMH	出力 KW	台数
					機種機番			
1	北・南	FS-1	熱源機械室	ミツヤ	MF#3-4	10150	5.5	2
2	北・南	FS-2	除害設備	ミツヤ	MF#2-7	3000	2.2	1
3	北・南	FS-3	電機室(2)	ミツヤ	MF#3-4	10500	3.7	1
4	北・南	FS-5	電気室(2)	ミツヤ	MF#2-7	2930	2.2	2
5	北・南	FS-6	電気室(3)	ミツヤ	MF#2-7	3850	2.2	2
6	北・南	FS-7	電気室(1)	ミツヤ	MF#2 1/2-4	5800	2.2	1
7	北・南	FS-8	電機室(1)	ミツヤ	MF#2 1/2-4	4850	1.5	1
8	北・南	FS-10	給気トレンチ発熱除去	ミツヤ	AP#800-2	27000	5.5	1
9	北・南	FS-11	廊下	ミツヤ	MF#1 1/2-7	2490	0.75	1
10	北・南	FS-12	CB-2	ミツヤ	NM#2-1	2600	0.75	1
11	北・南	FS-13	CB-3	ミツヤ	MF#3-4	7100	2.2	1
12	北・南	FS-101	厨房(1)	ミツヤ	MF#3 1/2-4	14600	5.5	1
13	北・南	FS-102	厨房(2)	ミツヤ	MF#3 1/2-4	12300	5.5	1
14	北・南	FS-103	喫茶室	ミツヤ	MF#2 1/2-4	5600	2.2	1
15	北・南	FE-1	熱源機械室	ミツヤ	MF#3-4	10150	5.5	2
16	北・南	FE-2	除害設備	ミツヤ	MF#2-7	3000	2.2	1
17	北・南	FE-3	電機室(2)	ミツヤ	MF#3-4	10500	3.7	1
18	北・南	FE-5	電気室(2)	ミツヤ	MF#2-7	2930	2.2	2
19	北・南	FE-6	電気室(3)	ミツヤ	MF#2-7	3850	2.2	2
20	北・南	FE-7	電気室(1)	ミツヤ	MF#2 1/2-4	5800	1.5	1
21	北・南	FE-8	電機室(1)	ミツヤ	MF#2 1/2-4	4850	1.5	1
22	北・南	FE-10	排気トレンチ発熱除去	ミツヤ	AP#800-2	27000	5.5	1
23	北・南	FE-14	NB-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1810	0.75	1
24	北・南	FE-20	CB-3	ミツヤ	NM#2-1	3550	1.5	2
25	北・南	FE-21	CB-4	ミツヤ	NM#1 1/4-1	1300	0.75	1
26	北・南	FE-26	トレンチ	ミツヤ	MFU#2504-4	6360	3.7	1
27	北・南	FE-101	N1-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1130	0.2	1
28	北・南	FE-105	N1-3	ミツヤ	NM#2-1	2500	0.4	1
29	北・南	FE-115	N1-4	ミツヤ	NM#1-1	700	0.4	1
30	北・南	FE-116	厨房(1)	ミツヤ	MF#4-4	14900	5.5	1
31	北・南	FE-117	厨房(2)	ミツヤ	MF#3 1/2-4	12600	5.5	1
32	北・南	FE-118	喫茶室	ミツヤ	MF#2 1/2-4	5600	1.5	1
33	北・南	FE-119	N1-5	ミツヤ	MF#1 1/4-7	500	0.2	1
34	北・南	FE-201	N2-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1450	0.4	1
35	北・南	FE-205	N2-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1530	0.4	1

送風機一覧表(庁舎B棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕様		風量 CMH	出力 KW	台数
				機種	機種番			
36	北・南	FE-207	N2-3	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1500	0.4	1
37	北・南	FE-208	N2-4	ミツヤ	NM#2-1	1800	0.4	1
38	北・南	FE-210	C2-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1280	0.4	1
39	北・南	FE-211	C2-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1300	0.4	1
40	北・南	FE-215	C2-3	ミツヤ	NF#1 1/4-7	500	0.2	1
41	北・南	FE-216	暗室(1)	ミツヤ	NM#1-1	250	0.2	1
42	北・南	FE-217	暗室(2)	ミツヤ	NM#1-1	400	0.2	1
43	北・南	FE-218	C2-4	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1800	0.4	1
44	北・南	FE-301	N3-1	ミツヤ	NM#1-1	1000	0.4	1
45	北・南	FE-305	N3-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1100	0.2	1
46	北・南	FE-307	N3-3	ミツヤ	NM#2-1	1500	0.4	1
47	北・南	FE-308	N3-4	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1100	0.2	1
48	北・南	FE-310	C3-1	ミツヤ	NM#2-1	2900	0.75	1
49	北・南	FE-311	C3-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1450	0.4	1
50	北・南	FE-315	C3-3	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1500	0.4	1
51	北・南	FE-317	C3-4	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1550	0.4	1
52	北・南	FE-401	N4-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1330	0.4	1
53	北・南	FE-405	N4-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1200	0.4	1
54	北・南	FE-407	N4-3	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1650	0.4	1
55	北・南	FE-408	N4-4	ミツヤ	NM#1-1	1050	0.4	1
56	北・南	FE-412	C4-1	ミツヤ	NM#1 1/4-1	1200	0.4	1
57	北・南	FE-413	C4-2	ミツヤ	NM#1-1	480	0.2	1
58	北・南	FE-416	C4-3	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1500	0.4	1
59	北・南	FE-420	C4-4	ミツヤ	NM#2-1	2150	0.75	1
60	北・南	FE-502	中水槽	ミツヤ	VFM#1-1	200	0.4	1
61	北・南	FSM-1	地階 排煙	ミツヤ	LLE#7-4M	30000	30	1
62	北・南	FSM-2	廊N-1 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
63	北・南	FSM-3	ホール(1) 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
64	北・南	FSM-4	廊N-3 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
65	北・南	FSM-5	廊N-2 排煙	ミツヤ	LLE#7-4M	36500	18.5	1
66	北・南	FSM-6	廊C-1 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
67	北・南	FSM-7	ホール(2) 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	17500	7.5	1
68	北・南	FSM-8	廊C-3 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
69	北・南	FSM-9	廊C-2 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
計								76

送風機一覧表(庁舎C棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕様		風量 CMH	出力 KW	台数
				機種	機番			
1	北・中	FS-1	熱交換室	ミツヤ	MF#2-7	2750	1.5	1
2	北・中	FS-2	電気室(1)	ミツヤ	MF#2-7	3750	2.2	1
3	北・中	FS-3	電気室(2)	ミツヤ	MF#1 1/2-7	1880	0.75	2
4	北・中	FS-4	NB-2	ミツヤ	MF#1 1/2-7	2200	0.75	1
5	北・中	FS-6	CB-1	ミツヤ	MF#2 1/2-4	5100	1.5	1
6	北・中	FS-7	廊下	ミツヤ	NM#2-1	2480	0.75	1
7	北・中	FS-201	C2-1	ミツヤ	MF#3-4	5800	1.5	1
8	北・中	FE-1	熱交換室	ミツヤ	MF#2-7	2750	0.75	1
9	北・中	FE-4	暗室	ミツヤ	NM#1-1	450	0.2	1
10	北・中	FE-8	便所	ミツヤ	MFU#1000-1	800	0.4	1
11	北・中	FE-12	CB-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	2550	1.5	2
12	北・中	FE-13	電気室(1)	ミツヤ	MF#2-7	3750	2.2	1
13	北・中	FE-14	電気室(2)	ミツヤ	MF#1 1/2-7	1880	0.75	2
14	北・中	FE-15	NB-2	ミツヤ	MF#2-7	1100	1.5	2
15	北・中	FE-21	NB-1	ミツヤ	MF#1 1/4-7	750	0.2	1
16	北・中	FE-24	トレンチ	ミツヤ	MF#2 1/2-4	6360	2.2	1
17	北・中	FE-101	N1-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1280	0.4	1
18	北・中	FE-105	N1-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1480	0.4	1
19	北・中	FE-108	C1-1	ミツヤ	NM#1-1	1040	0.4	1
20	北・中	FE-111	C1-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	2090	0.75	1
21	北・中	FE-112	N1-3	ミツヤ	NM#1-1	630	0.2	1
22	北・中	FE-201	N2-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1540	0.75	1
23	北・中	FE-205	N2-2	ミツヤ	NM#2-1	2090	0.75	1
24	北・中	FE-208	C2-1	ミツヤ	NM#2-1	2050	0.75	1
25	北・中	FE-211	C2-2	ミツヤ	NM#2-1	2880	0.75	1
26	北・中	FE-301	N3-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1390	0.75	1
27	北・中	FE-305	N3-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1640	0.75	1
28	北・中	FE-308	C3-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1490	0.75	1
29	北・中	FE-311	C3-2	ミツヤ	NM#2-1	2190	0.4	1
30	北・中	FE-401	N4-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1110	0.75	1
31	北・中	FE-405	N4-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1170	0.4	1
32	北・中	FSM-1	地階 排煙	ミツヤ	LLE#7-4M	30000	30	1
33	北・中	FSM-2	廊N-1 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
34	北・中	FSM-3	ホール(1) 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
35	北・中	FSM-4	廊N-3 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1

送風機一覧表(庁舎C棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕様		風量 CMH	出力 KW	台数
					機種機番			
36	北・中	FSM-5	廊C-1 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
37	北・中	FSM-6	ホール(2) 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	17500	7.5	1
38	北・中	FSM-7	廊C-2 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
39	南	FSM-8	ホール 排煙	ミツヤ	LLE#5 1/2-4M	24300	7.5	1
40	南	FSM-9	東廊下(1) 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
41	南	FSM-10	東廊下(2) 排煙	ミツヤ	LLE#3-4M	7200	3.7	1
42	南	FE-116	S1-1	ミツヤ	MF#1 1/4-7	640	0.2	1
43	南	FE-117	S1-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1040	0.2	1
44	南	FE-215	S2-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1520	0.4	1
45	南	FE-216	S2-2	ミツヤ	NM#2-1	1730	0.4	1
46	南	FE-315	S3-1	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1630	0.4	1
47	南	FE-316	S3-2	ミツヤ	NM#1 1/2-1	1450	0.4	1
48	南	FE-411	S4-1	ミツヤ	NM#1-1	900	0.4	1
49	南	FE-412	S4-2	ミツヤ	NM#1-1	1100	0.4	1
計								53

送風機一覧表(食厨棟)

番号	棟名	機器番号	系統名	仕様		風量 CMH	出力 KW	台数
					機種機番			
1	食厨	FS-ST-1	厨房	エバラ	CORPORATION	26500	11	1
計								1

仕様書

- 1 件名 フィルター洗浄
 2 場所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
 3 業務概要
 (1) 空気調和設備で使用した空気清浄用中性能フィルターの再生(洗浄)

共通仕様書

1 中性能フィルター規格等

(1) 中性能フィルター概要概要(1年分)

名称	規格	数量
中性能フィルター	610×610×290	100個
	610×305×290	100個

2 総則

本役務は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目的

本仕様書は、建築設備等の交換等の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該役務に該当する事項のみ適用する。

5 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
 (2) 交換に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

6 諸法規の遵守

受託者は、当該役務に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業者

- (1) 業務作業者は、本役務の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
 (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
 (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

8 現場代理人

- (1) 受託者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
 (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を通正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

役務件名	フ イ ル タ ー 洗 浄	図面番号	1/3
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で関連する業務については、相互で調整を図るものとする。

13 完了検査等

- (1) 業務終了後、速やかに官側に提出するものとする。
なお、報告書書式については、官側と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任（解任）届
- ウ 勤務員の指定（取消）届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出）

(4) 官側より提示されたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・撮影画素数 80万画素数以上
- ・ファイル形式 JPEG

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

役務件名	フ ィ ル タ - 洗 淨	図面番号	2/3
種 別	仕 業 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

— 特 記 仕 様 書 —

1 実施要領

(1) 業務に際して、計画等を作成し、官側と協議するものとする。

(2) 再生（洗浄）規格等

番号	名 称	規 格	数 量
1	中性能フィルター	610×610×290	100個
2	中性能フィルター	610×305×290	100個

(3) 再生（洗浄）仕様

ア 洗浄方法

中性能フィルターの洗浄は、90%以上の再生効率を有する自動超音波洗浄機による機械洗浄とする。洗浄工程は、前処理→リンス→薬品→超音波リンス2回以上→超音波リンス→リンス→抗菌→乾燥を1サイクルとする。

使用する洗剤等は、事前に成分表を提出し承認をうけること。

イ 乾燥

洗浄後、製品を乾燥機等で適切に温度管理し品質の良好な保持に努める。

ウ 抗菌処理

洗浄した中性能フィルターは、抗菌剤等により殺菌処理すること。

使用する抗菌剤等は、事前に成分表を提出し承認をうけること。

エ パッキン材の張替え

劣化及び切断損傷したものは、パッキン材の張替えを実施すること。

オ 検査

(ア) 圧力損失試験

洗浄前、洗浄後の圧力損失を全数量の10%実施して、カタログ値の90%以上の回復率をもって合格とする。

なお、実施した圧力損失試験結果を提出すること。

(イ) 洗浄効果確認写真

ろ材の洗浄効果を確認できる拡大顕微鏡写真を提出すること。

カ その他

(ア) 提出書類

請負者は、指定期日までに監督官の指示する書類を提出する。

(イ) 疑義

再生（洗浄）に関し、疑義が生じた場合は監督官または、官側と協議を行い指示に従うものとする。

役務件名	フ イ ル タ ー 洗 浄	図面番号	3/3
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

仕様書

- 1 件名 吸収式冷暖房機点検保守
 2 場所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
 3 業務概要
 (1) 吸収式冷暖房機点検保守
 4 期間 平成23年4月1日 ~ 平成26年3月31日

共通仕様書

1 点検設備

(1) 概要

設備名称	設備内容等	数量	場所
吸収式冷暖房機	三菱重工(株)製	3台	庁舎A地階
冷却塔	空研工業(株)製	3台	庁舎A屋上
空調ポンプ	川本工業(株)製	16台	庁舎A地階
補給水タンク	川本工業(株)製	1台	庁舎A地階
膨張タンク	日立工業(株)製	1台	庁舎A地階

- (2) 細部点検設備等は、付表1による。
 (3) 配置図は、付図1及び付図2による。

2 総則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

5 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
 (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
 (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。

6 諸法規の遵守

受託者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業者

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
 (2) 法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

a 資格

三菱重工業(株)の三菱重工サービス技術員認定書を有する者

b 履行に当たってライセンスその他技術援助協定が必要とされる場合は、製造企業とライセンスその他援助技術協定を締結している会社、団体等が実施する。

- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

8 現場代理人

- (1) 請負業者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
 (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	1/18
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官及び官側と協議するものとする。

13 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに監督官に提出ものとする。
なお、報告書書式については、官側と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任（解任）届
- ウ 勤務員の指定（取消）届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データを、CDまたはMOにて提出）

(イ) 監督官より受けたデータは全て請負業者等に残してはならない。

関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・撮影素数 80万画素数以上
- ・ファイル形式 JPEG

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停止の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	2/18
種別	仕 業	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

— 特 記 仕 様 書 —

1 一般事項

- (1) 吸収式冷暖房機の点検・保守は、消防法に基づく各地方条例、「危険物の規制に関する政令」及び「同規則」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の定めるところによる。
- (2) 冷却塔の点検保守は、「建築基準法施行令」に基づく告示に定めるところによる。
- (3) 本契約は、年間保守契約とし、緊急故障等の措置を実施するものとする。
- (4) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - エ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ・潤滑油、グリス、充填油等
 - ・ランプ類、ヒューズ類
 - ・パッキン、ガスケット、Oリング類
 - ・精製水
 - オ 接触部分、回転部分等への注油
 - カ 軽微な損傷がある場合の補修
 - キ 塗装（タッチペイント）
 - ク その他これらに類する軽微な作業

2 業務内容

(1) 点検周期

設備名称	回数	周 期
吸収式冷暖房機	年2回	暖房オフ及び冷房イン、 冷房オフ及び暖房イン
冷却塔	年2回	冷房イン、冷房オフ
空調用ポンプ	年2回	冷房イン、暖房イン
補給水タンク、膨張タンク	年1回	暖房オフ

- (2) 吸収式冷暖房機の点検保守要領は、付表2による。
- (3) 冷却塔の点検保守要領は、付表3による。
- (4) 空調用ポンプの点検保守要領は、付表4による。
- (5) タンクの点検保守要領は、付表5による。
- (6) 点検保守は、付表2～付表6により適正に実施し、点検報告書を1部提出するものとする。

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	3/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 細部点検設備一覧表

機 器 名 称	規 格 等	能 力	数 量	備 考
直だき吸収式冷凍機	三菱重工 MGS-100E (C・V)	1000USRT (3495KW)	2台	都市ガス及び油
	三菱重工 MGS-36C (C・V)	360USRT (1259KW)	1台	都市ガス及び油
冷 却 塔	空研工業 SKB-1010PG NRS	1920USRT 5,534,100Kcal/h (6751KW)	2台	
	空研工業 SKB-365GR	684USRT 1,993,200Kcal/h (2405KW)	1台	
冷却水ポンプ	GHOV300*2505-4M16	160KW	2台	
	GF0-200*1505-4M75	75KW	1台	
冷温水一次ポンプ	GFN-200*1505-4M55	55KW	2台	
	GFN-150*1255-4M18.	18.5KW	1台	
冷温水二次ポンプ	GFQ-200*1505-4M110	110KW	4台	
冷却塔補給水ポンプ	100T-505*6S-M5.5*2P	5.5KW	2台	
オイルギアポンプ	荏原25GPF51.5	1.5KW	2台	
オイルギアポンプ	東芝1K	1.5KW	2台	
膨張タンク	日立冷温水用	EX-2000L	1台	
冷却塔補給水槽タンク	川本冷却水用	10t	1台	

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	4/18
種 別	仕 業 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 直だき吸収式冷暖房機(1/5)

- 1 点検は、点検及び保守内容の末尾に、(IN)とあるものは暖房及び冷房イン点検に、(OFF)とあるものは冷房及び暖房オフ点検に適用する。
- 2 吸収器及び凝縮器にあっては、チューブブラシ洗浄を年1回実施するものとする。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	①き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 (IN) (OFF) ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 (IN) (OFF)	
2 外観状況 (1) 本体及び付属品 (2) 保温材及び保冷材	腐食、変形、損傷等の劣化の有無を点検する。 (IN) (OFF) 損傷及び脱落の有無を点検する。 (IN) (OFF)	
3 内部の状況 (1) 燃焼室 (2) 熱交換器	①焼損及び燃焼ガスのリークの有無を点検する。 (OFF) ②耐火材のき裂、脱落等の有無を点検する。 (OFF) ③燃焼室内部の腐食及び汚れの有無を点検する。 (OFF) ④燃焼ガス出口部の腐食の有無を点検する。 (OFF) ①伝熱管のスケール付着の有無を点検する。 (OFF) ②伝熱管の腐食の有無を点検する。 (OFF) ③水室の汚れ及び腐食の有無を点検する。 (OFF)	
4 付属品 (1) 温度計及び圧力計 (2) 付属弁	①破損の有無を点検する。 (IN) (OFF) ①弁の開閉の良否を点検する。 (IN) ②調整弁が、冷房又は暖房運転時間時の調整開度であることを確認する。 (IN)	
5 動力盤	①冷房又は暖房の切り換えが正しいことを確認する。 (IN) ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (IN) ③作動の良否を点検する。 (IN)	

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	5/18
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 直だき吸収式冷暖房機(2/5)

点検項目	点検及び保守内容	備考
6 電気系統 (1) 操作回路、ヒーター回路及び電動機回路 (2) 端子 (3) タイマー	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (IN) ①緩み、変色及び損傷の有無を点検する (IN) ①起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することを確認する。 (IN)	
(4) サーマルリレー (5) 電極棒 (6) 操作盤内 (7) 接地	キヤンドポンプ、抽気ポンプ、ブロワーファン、及び油ポンプ等の各モータ用サーマルリレーの設定値を確認する。 (IN) 機能を点検する。 (IN) 盤内部の汚れを点検する。 (IN) ①断線及び緩みの有無を点検する。 (IN) ②必要に応じ接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 (IN)	
7 保安装置 (1) 作動試験 (2) インターロック	①リレー及び保護装置が既定値で作動することを確認する。 (IN) ①作動の良否を点検する。 (IN)	実作動が困難な場合は疑似回路とすることができる。
8 燃焼装置 (1) 燃料系統配管 (2) 弁	①燃料油配管継手部からの油の滴下のないことを確認する。 (IN)(OFF) ②(社)日本冷凍空調工業会「ガス吸収冷温水機安全基準」(JRA4004)に定められた方法により外部濡れを確認する。 (IN)(OFF) ①電磁弁非通電時にノズルからの油垂れがないことを確認する。 (IN) ②(社)日本冷凍空調工業会「ガス吸収冷温水機安全基準」(JRA4004)に示す方法による弁越りーク量が基準内であることを確認する。 (IN)	油燃料に限る。 ガス燃料に限る。 油燃料に限る。 ガス燃料に限る。

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	6/18
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 直だき吸収式冷暖房機 (3/5)

点検項目	点検及び保守内容	備考
(2) 弁	③電動ボール弁、主遮断弁及びパイロット電磁弁の開閉の良否を点検する (IN) ④異常時に規定値で作動することを確認する。 (IN) ⑤通電時にチャタリング、過熱、異音等の異常のないことを確認する。 (IN)	ガスを使用するに限る。 実作動が困難な場合は疑似回路とすることができる。
(3) バーナー	①耐火材の亀裂及び欠損の有無を点検する。 (IN)(OFF) ②ヘッド部の焼損及び変形の有無を点検する。 (OFF) ③ノズルを取外し、先油又はシンナーで清掃する。 (OFF) ④点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等の劣化及び絶縁碍子の亀裂の有無並びに絶縁の良否を確認する。 (IN)	
(4) リンク機構	①動作の良否を点検する。 (IN)(OFF) ②ボールジョイントの緩み及び損傷の有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(5) 火災感知器	①光電セル又は紫外線検出方式の場合受光面の汚れ、亀裂等の有無並びに絶縁の良否を確認する。 (IN) ②フレームロッド方式は、汚れ及び絶縁碍子の亀裂の有無、並びに絶縁の良否を確認する。 (IN)	
(6) ストレーナー	①詰まり、損傷等の有無を点検する。 (IN)	油燃料に限る。
9 冷温水及び冷却水系統	①出口及び入口の圧力損失が規定値にあることを確認する。 (IN) ②各水室部に水漏れのないことを確認する。 (IN) ③冷却水計の水抜き確認を行う。 (IN)	

業務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	7/18
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 直だき吸収式冷暖房機(4/5)

点検項目	点検及び保守内容	備考
10 運転調整 (1) 音及び振動 (2) 電流及び電圧	①異常のないことを確認する。 (IN) ①運転時における主電源電圧の変動が、既定値内にあることを確認する。 (IN) ②運転電流が規定値以下であることを確認する。 (IN)	
(3) 電動機 (4) 温度制御 (5) 燃焼制御 (6) 燃焼状態	①電動機の回転方向が正しいことを確認する。 (IN) ①設定温度で作動することを確認する。 (IN) ①プレバース時間、着火タイミング、失火動作指令等の作動の良否を点検する。 (IN) ①正常に着火することを確認する。 (IN) ②メインバーナーの火炎が安定しており、異常振動及び異常音がないことを確認する。 (IN) ③フレーム電流を測定し、その良否を確認する。 (IN) ④排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認する。 (IN)	
(7) 熱交換器	①冷水及び冷却水の入口温度と出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 (IN) ②不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を確認する。 (IN)	
11 真空気密 (1) 抽気ポンプ	①起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことを確認する。 (IN)(OFF) ②ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検する。 (IN)(OFF)	
(2) 抽気系統	①抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることを確認する。 (IN)(OFF)	

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	8/18
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 直だき吸収式冷暖房機(5/5)

点検項目	点検及び保守内容	備考
(3) パラジウムセルユニット (4) リーク試験 12 冷媒及び吸収剤	①パラジウムセル部の焼損及び劣化度を点検する。 (I N)(O F F) 抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことを確認する。 (I N)(O F F) ①攪拌した溶液を適量採取して腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲にあることを確認する。 (I N) ②溶液に汚れがないことを確認する。 (I N)	
13 機器用水質 14 保存 (1) 真空系統 (2) 冷温水及び冷却水系統 (3) 溶液希釈	①付表6「水質管理」の当該事項による。 ①内部真空度に降下のないことを確認のうえ保存する。 (O F F) ①満水又は乾燥のうえ保存する。満水保存の場合には、さび止め剤を規定の濃度まで注入する (O F F) ①シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分希釈されていることを確認する。 (O F F)	(別示)

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	9/18
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3 冷却塔(1/3)

(1) 冷却等は、「建築基準法施行令」に基づく告示に定めるところによる。

(2) 点検は、点検及び保守内容の末尾に、(IN)とあるものは冷房イン点検に、(OFF)とあるものは冷房オフ点検に適用する。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。 (IN) ②基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を点検する。 (IN)	
2 外観の状況	(IN) ③防震装置の損傷等の有無を点検する。 (IN) ④防震ストッパーの緩み及び劣化の有無を点検する。 (IN)	
(1) 本体	①損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(2) 散水装置	①損傷、変形、さび及び汚れの有無を点検する。 (IN)(OFF) ②散水穴の目詰まりの有無を点検する。 (IN)(OFF) ③散水管の回転が円滑であることを確認する。 (IN)(OFF)	
(3) 熱交換器	①コイルの汚れ、損傷等の有無を点検する。 (IN)(OFF)	密閉形のものに 限る。
(4) エリミネーター	①損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(5) ルーバー	①損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(6) 充填材	①スケール等の異物の付着有無を点検する。 (IN)(OFF) ②目詰まりの有無を点検する。 (IN)(OFF) ③座屈、変形等の有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(7) 骨組み及び脚	①損傷、変形等の有無を点検する。 (IN)(OFF) ②固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(8) 梯子及び点検扉	①損傷、変形、腐食等の有無を点検する。 (IN)(OFF)	

役務件名	吸気式冷暖房機点検保守	図面番号	10/18
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3 冷却塔(2/3)

点検項目	点検及び保守内容	備考
3 水槽 (1) 本体 (2) 給水装置	①内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 (I N) (O F F) ②水漏れの有無を点検する。 (I N) (O F F) ③水位が規定の位置にあることを確認する。 (I N) ①ボールタップ等が確実に作動することを確認する。 (I N) (O F F)	
(3) ストレーナ (4) フレキシブル ジョイント 4 送風機 (1) 羽根車 (2) ファンケー シング (3) 軸受 (4) 電動機 (5) ベルト (6) プーリー	①目詰まり、損傷等の有無を点検する。 (I N) (O F F) ①接続部の緩み、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F) ①損傷、腐食、汚れ等の有無を点検する。 (I N) (O F F) ②回転に支障のないことを確認する。 (I N) (O F F) 損傷、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F) ① 軸が円滑に回転することを確認する。 (I N) (O F F) ②油量の適否を点検する。 (I N) ①損傷、腐食等の有無を点検する。 (I N) ②円滑に回転することを確認する。 (I N) (O F F) ③絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する。 (I N) ①張り具合の適否を点検する。 (I N) (O F F) ②損傷及び摩耗の有無を点検する。 (I N) (O F F) ①損傷、摩耗等の劣化の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
5 放水ポンプ (1) 本体 (2) 電動機	①汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F) ①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (I N) ②回転方向が正しいことを確認する。 (I N) ③電流が定格値内であることを確認する。 (I N)	密閉形のものに 限る。 密閉形のものに 限る。 密閉形のものに 限る。

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	11/18
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3 冷却塔(3/3)

点検項目	点検及び保守内容	備考
6 凍結防止装置	①サーモスタットが設定値で作動することを確認する。 (IN) ②ヒーターの作動電流が定格電流以下にあることを確認する。 (IN) ③ヒーターの絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する。 (IN)	設定されている場合にかぎる。
7 運転調整	①電動機の回転方向が正しいことを確認する。 (IN) ②音及び振動に異常のないことを確認する。 (IN) ③電源電圧の変動が既定値内にあることを確認する。 (IN) ④運転電流が定格値以下にあることを確認する。 (IN) ⑤散水管の回転数が許容範囲内にあることを確認する。 (IN) ⑥散水が均一に分散していることを確認する。 (IN) ⑦水槽の水位が運転前及び運転の状態で既定値内にあることを確認する。 (IN)	
8 シーズンオフ時の保存	①器内の水を確実に抜いたうえ保存する。 (OFF)	

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	12/18
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表4 ポンプ(1/1)

1 点検は、点検及び保守内容の末尾に、(1Y)とあるものは年1回点検に、(6M)とあるものは6月1回点検に適用する。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	①固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。 (6M) ②防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。 (6M)	
2 外観の状況	①軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。 (6M) ②芯出しの良否を点検する。 (6M) ③軸封の漏水状態を点検する。 (6M)	
3 電動機	①回転方向が正しいことを確認する。 (1Y) ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (6M)	
4 制御機器 (1) 制御盤	①電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。 (6M)	空給水ポンプユニットに限る。
5 フード弁及び逆止弁	①開閉状態の良否を点検する。 (6M)	
6 圧力計、遠成計又は真空計	①腐食及び損傷の有無を点検する。 (1Y) ②指示値が適正であることを確認する。 (1Y)	
7 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 (1Y) ②運転電流が定格以下であることを確認する。 (1Y)	

役務件名	取 取 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	13/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部業務部管理課			

付表5 タンク(1/1)

- 1 「労働安全衛生法」、「ボイラー圧力容器安全規則」及び「人事院規則10-4」に定めるところによる。
- 2 点検は、年1回点検とする。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部 (1) 基礎・固定部 (2) 架台 (3) 保温材 (4) 基礎ボルト等	① 亀裂、沈下等の有無を点検する。 ① 曲り、さび、損傷等の有無を点検する。 ① 脱落、損傷等の有無を点検する。 ① 基礎ボルト、取付ボルト、固定金具等の緩み、 損傷等の有無を点検する。	
(5) 配管支持の状態 2 外観の状況	① 変形の有無を点検する。 ① 損傷、腐食等の有無を点検する。 ② 漏れの有無を点検する。 ③ 蓋の取付状態の良否及びボルトの摩耗、腐食、 損傷等の有無を点検する。	
3 圧力計、水高計 及び温度計	① 正常値を指示していることを確認する。 ② 取付部等の漏れの有無を点検する。 ③ 汚れ及び損傷の有無を点検する。	
4 付属管及び弁 (1) 逃し管	① 漏れ、汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 ② 保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。	
(2) その他の管 (3) 安全弁又は逃し弁	① 漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 ① 取付ボルトの緩みの有無を点検する。 ② 漏れの有無を点検する。 ③ テストレバーのあるものは、作動テストをする。	
(4) その他の弁	① 漏れ、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。	

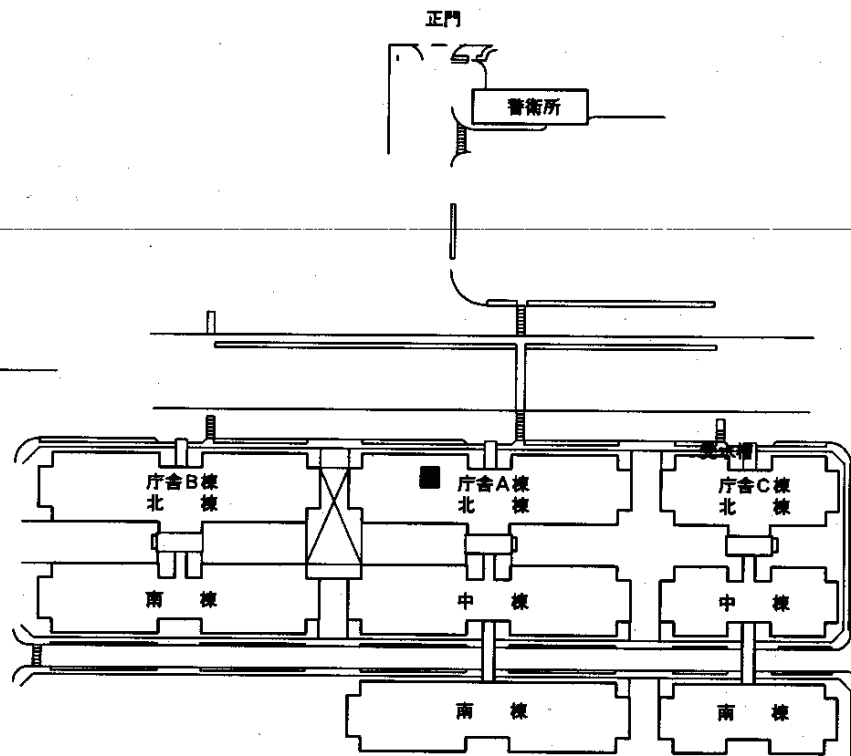
業務件名	吸取式冷暖房機点検保守	図面番号	14/18
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表6 水質管理（冷凍空調機器用水）（1/1）

- 1 （社）日本冷凍空調工業会で定める冷凍空調機器用水質ガイドラインによる。
- 2 本項は、接水部構成材料として一般に使用される銅、青銅、黄銅、鉄及びステンレス鋼を使用している冷凍空調機器の冷却水系、冷水系、温水系の水質管理に適用する。
- 3 試料の採取方法は、JIS K 0094（工業用水・工場排水の試料採取方法）により、分析及び判定方法はJIS K 0101（工業用水試験方法）による。
- 4 水質の検査又は測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時及び場所、検査又は、測定の結果、実施者及び方法等を記録する。
- 5 点検は、点検及び保守内容の末尾に、（1Y）とあるものは年1回点検に、（1M）とあるものは1月1回点検に適用する。

項 目	要 領
1 水質管理	
（1）シーズンイン作業	① ストレーナー、ダートポケット等の水回路の水洗いを2回以上行う。 （1Y）
（2）シーズンオン作業	① 水質ガイドライン項目のうちPH及び電気伝導率について測定を行い、その値が基準値に適合することを確認する。 （1M） ② PH又は電気伝導率の測定が基準値に適合しない場合は水質ガイドラインのすべての項目について測定を行い、腐食又はスケール生成の傾向の有無を検査する。 ③ 冷却水節水部に腐食がある場合は、次の措置を講じる。 ・ 冷却水を入れ換える。 ・ 冷却水の塩素イオン濃度を指標として濃度倍数を3倍以下に保持するようにフロー量を調節する。 ・ 適正なインヒビターを使用する。 ④ スケール生成傾向がある場合は、上記によるほか、次の場合にはブラシ洗浄又は化学洗浄を行う。 （ただし化学洗浄の場合は、別契約とする。） ⑤ 冷却水がバクテリア、藻等に汚染されている場合は上記④による。

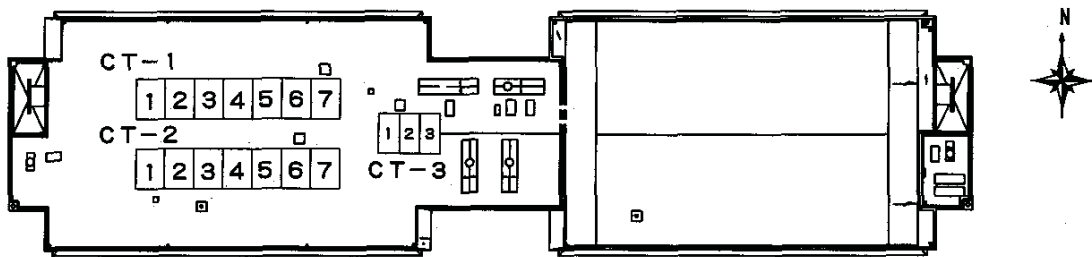
役務件名	吸 取 式 冷 暖 房 機 点 検 保 守	図面番号	15/18
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			



■ 吸収式冷暖房機設置場所 (A庁舎地下)

付図 1 配置図

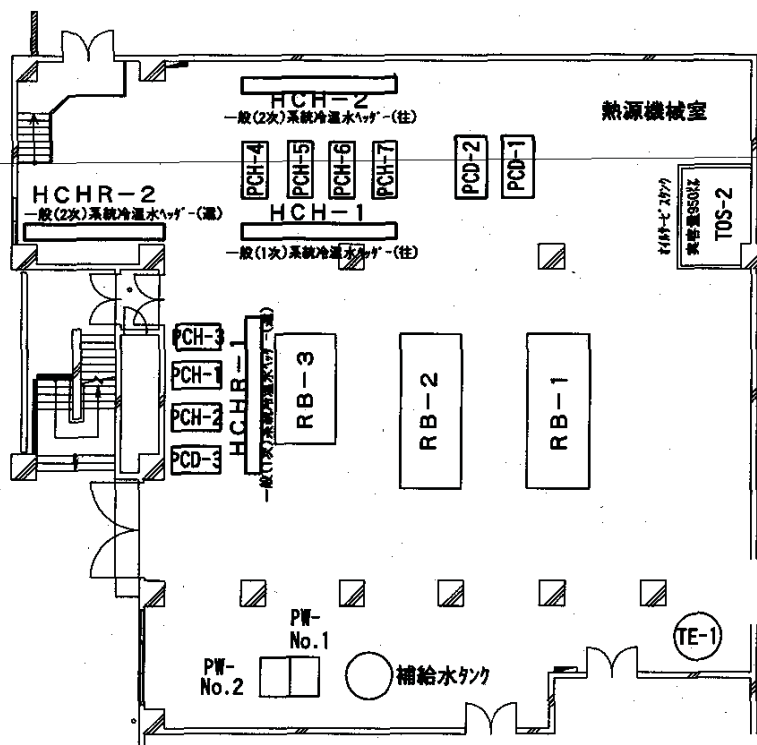
役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	16/18
種別	仕様書 (配置図)	縮尺	1/X
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



設備名称	機器番号	設備名称	機器番号	設備名称	機器番号
冷却塔 1号機	CT-1-1	冷却塔 2号機	CT-2-1	冷却塔 3号機	CT-3-1
	CT-1-2		CT-2-2		CT-3-2
	CT-1-3		CT-2-3		CT-3-3
	CT-1-4		CT-2-4		
	CT-1-5		CT-2-5		
	CT-1-6		CT-2-6		
	CT-1-7		CT-2-7		

付図2 機器配置図

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	17/18
種別	仕様書（屋上機器配置図）	縮尺	1/X
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



設備名称	機器番号	設備名称	機器番号
冷温水発生機 1号機	RB-1	冷却水ポンプ No.1	PCD-1
冷温水発生機 1号機	RB-2	冷却水ポンプ No.2	PCD-2
冷温水発生機 1号機	RB-3	冷却水ポンプ No.3	PCD-3
冷温水1次ポンプ No.1	PCH-1	補給水ポンプ No.1	PW-No.1
冷温水1次ポンプ No.2	PCH-2	補給水ポンプ No.2	PW-No.2
冷温水1次ポンプ No.3	PCH-3	オイルギアポンプ No.1	PO-No.1
冷温水2次水ポンプ No.1	PCH-4	オイルギアポンプ No.2	PO-No.2
冷温水2次水ポンプ No.2	PCH-5	オイルギアポンプ No.1	POR-No.1
冷温水2次水ポンプ No.3	PCH-6	オイルギアポンプ No.2	POR-No.2
冷温水2次水ポンプ No.4	PCH-7	冷却塔補給水槽タンク	
膨張タンク	TE-1		

付図3 熱源機械室機器配置図

役務件名	吸収式冷暖房機点検保守	図面番号	18/18
種別	仕様書(熱源機械室機器配置図)	縮尺	1/2500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

仕様書

- 1 件名 吸収式冷暖房機等分解整備
- 2 場所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
- 3 業務概要
(1) 吸収式冷暖房機等分解整備
- 4 期間 平成23年4月1日 ~ 平成26年3月31日

共通仕様書

- 1 整備設備
(1) 整備概要

設備名称	設備内容等	数量	場所	整備内容
吸収式冷暖房機 吸収式冷暖房機付属装置	三菱重工(株)製	3台	庁舎A地階	分解点検整備及び部品交換・試運転調整

- (2) 細部整備設備等は、特記仕様書による。
- (3) 配置図は、付図1及び付図2による。

- 2 総則

本点検分解整備は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び監督官の指示による。

- 3 目的

本仕様書は、建築設備等の整備及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

- 4 適用範囲

本仕様書は、当該点検整備に該当する事項のみ適用する。

- 5 受注者の負担の範囲

- (1) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (2) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。

- 6 諸法規の遵守

受託者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

- 7 業務作業者

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

- a 資格

三菱重工業(株)の三菱重エサービス技術員認定書を有する者

b 履行に当たってライセンスその他技術援助協定が必要とされる場合は、製造企業とライセンスその他援助技術協定を締結している会社、団体等が実施する。

- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

- 8 現場代理人

- (1) 請負業者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
- (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

- 9 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

役務件名	吸収式冷暖房機等分解整備	図面番号	1/8
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官及び官側と協議するものとする。

13 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに監督官に提出ものとする。
なお、報告書書式については、官側と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。
 - ア 業務計画書
 - イ 現場代理人の選任（解任）届
 - ウ 勤務員の指定（取消）届
 - エ 役務完了届
 - オ その他官側の指定するもの。
- (7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データを、CDまたはMOにて提出）
- (4) 監督官より受けたデータは全て請負業者等に残してはならない。
関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・撮影画素数 80万画素以上
- ・ファイル形式 J P E G

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停止の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	吸 取 式 冷 暖 房 機 等 分 解 整 備	四面番号	2/8
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

特 記 仕 様 書

1 一般事項

- (1) 吸収式冷暖房機等分解整備は、消防法に基づく各地方条例、「危険物の規制に関する政令」及び「同規則」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の定めるところによる。
- (2) 分解点検整備に応じ実施する保守の範囲を、次のとおりとする。
- ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品の清掃
 - イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - エ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ・潤滑油、グリス、充填油等
 - ・ランプ類、ヒューズ類
 - ・パッキン、ガスケット、オリング類
 - ・精製水
 - オ 接触部分、回転部分等への注油
 - カ 軽微な損傷がある場合の補修
 - キ 塗装（タッチペイント）
 - ク その他これらに類する軽微な作業

2 整備内容

(1) 整備設備及び整備時期

設備名称 (型式)	台数	整備時期
吸収式冷暖房機1号機 (MGS-100E)	1	平成23年度
溶液ポンプⅠ (L-426G2-0812U-E)	1	
溶液ポンプⅡ (L-325G2-0510T-E)	1	
冷媒ポンプ (H1-223F2-0510T-FW)	1	
吸収式冷暖房機2号機 (MGS-100E)	1	平成24年度
溶液ポンプⅠ (L-426G2-0812U-E)	1	
溶液ポンプⅡ (L-325G2-0510T-E)	1	
冷媒ポンプ (H1-223F2-0510T-FW)	1	
吸収式冷暖房機3号機 (MGS-36C)	1	平成25年度
溶液ポンプⅠ (SS230-5NC-D001)	1	
溶液ポンプⅡ (S291-2.2C-D001)	1	
冷媒ポンプ (S292-0.8F-E001)	1	

- (2) 分解点検整備（部品交換含む）・試運転調整。
- (3) 交換部品、保温仕様及び塗装仕様は、製造者の標準仕様による。
- (4) 整備完了後、運転状況が正常であることを確認する。

3 その他

- (1) 作業時期及び時間帯においては、監督官と十分に調整後実施する。
- (2) 引渡を要する発生材は、金属類とし、監督官の指示する構内場所に搬入する。

役務件名	吸収式冷暖房機等分解整備	図面番号	3/8
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

吸収式冷暖房機交換部品等一覧表 (MGS-100E 1基分) 1/1

品目	規格・寸法	数量
1. 整備前作業		
①準備、機材搬入、床養生		1式
②ラッキング、保温保冷取外		1式
③窒素加圧及び溶液ディスチャージ		1式
2. 溶液ポンプ及び冷媒ポンプ分解整備		
①溶液ポンプ(I)交換部品	L-426C2-0812U-E	
ベアリング-F/R	634842716	2個
シャフトスリーブ	634842733	2個
スラストカラー	634842743	2個
ガスケット-P	634842755	1個
ガスケット-M	634842764	1個
②溶液ポンプ(II)交換部品	L-325C2-0510T-E	
ベアリング-F	634842713	1個
ベアリング-R	634842714	1個
シャフトスリーブ	634842732	2個
スラストカラー	634842742	2個
ガスケット-P	634842752	1個
ガスケット-M	634842762	1個
③冷媒ポンプ交換部品	H1-223F2-0510T-FW	
ベアリング-F	634842711	1個
ベアリング-R	634842719	1個
ガスケット-P	634842760	1個
ガスケット-M	634842760	1個
3. アングル弁部品		
	200A	
Oリング		1個
Oリング		1個
Oリング		1個
Oリング		1個
パッキン		1個
オイルシール		1個
4. 電気部品		
マグネットスイッチ	冷媒ポンプ用 S-N20	1個
マグネットスイッチ	抽気ポンプ用 S-N10	1個
マグネットスイッチ	押込ファン用 S-N80	1個
マグネットスイッチ	油ポンプ用 S-N10	1個
UVチューブ	634830054	1個
5. その他部品		
抽気ポンプ(モーター付)	D-150	1台
真空電磁弁	200V	1台
インヒビター(溶液腐食抑制剤)	クロム酸リチウム溶液	3缶
①濾過用フィルター	YP-40B	10本
6. 消耗品雑材料		
①窒素		10本
②ウェス		10個
③洗淨用精製水		2缶
④養生材及びその他消耗材		1式

役務件名	吸収式冷暖房機等分解整備	図面番号	4/8
種別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給本部課務部管理課			

吸収式冷暖房機3号機交換部品等一覧表 (MGS-36C) 1 / 2

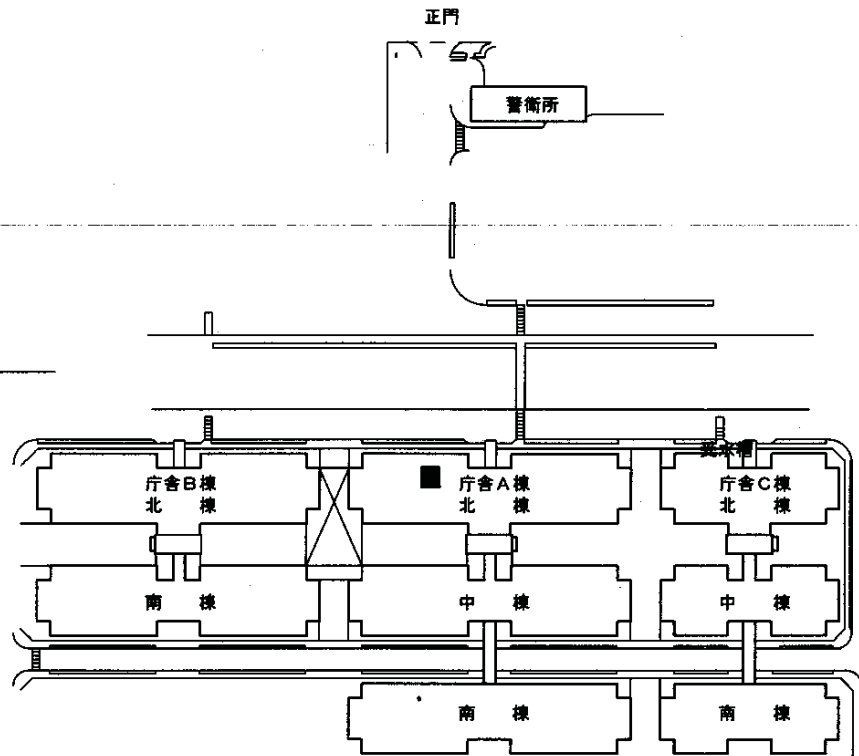
品目	規格・寸法	数量
1. 整備前作業		
①準備、機材搬入、床養生		1 式
②ラッキング、保温保冷取外		1 式
③窒素加圧及び溶液ディスチャージ		1 式
2. 溶液ポンプ及び冷媒ポンプ分解整備		
①溶液ポンプ(I)交換部品	SS230-5NC-D001	
ベアリング	634843011	1 個
ベアリング	634843009	1 個
シャフトスリーブ	634843021	2 個
スラストカラー	634843031	1 個
スラストカラー	634843029	1 個
ワッシャー	634843041	1 個
ワッシャー	634843039	1 個
ガスケット	634843055	1 個
ガスケット	634843051	1 個
②溶液ポンプ(II)交換部品	S291-2.2C-D001	
ベアリング	634843011	1 個
ベアリング	634843010	1 個
シャフトスリーブ	634843021	1 個
シャフトスリーブ	634843020	1 個
スラストカラー	634843035	1 個
スラストカラー	634843031	1 個
ワッシャー	634843041	1 個
ワッシャー	634843047	1 個
ガスケット	634843054	1 個
ガスケット	634843050	1 個
③冷媒ポンプ交換部品	S292-O.8F-E001	
ベアリング	634843011	1 個
ベアリング	634843010	1 個
シャフトスリーブ	634843021	1 個
シャフトスリーブ	634843020	1 個
スラストカラー	634843035	1 個
スラストカラー	634843031	1 個
ワッシャー	634843041	1 個
ワッシャー	634843047	1 個
ガスケット	634843054	1 個
ガスケット	634843050	1 個
3. 点検窓、電極棒、Oリング点検交換		
①交換部品		
吸収器サイトグラス	634820043	1 個
吸収器サイトグラスパッキン	634820042	2 枚
蒸発器、低圧再生器サイトグラス	634820055	2 個
低圧再生器電極棒	634860077	3 本
低圧再生機電極棒パッキン	634860058	3 個
溶液電磁弁スペアキット(25A)	638000102	1 セット
構成部品 Oリング	三菱重工製ATN-31T用	3 個
構成部品 Oリング	三菱重工製ATN-31T用	3 組
構成部品 スプリング	R-123×50kg缶	7 缶
構成部品 スプリング	ダイヤモンド・フリース MS-56(F)×20kg缶	2 缶

役務件名	吸収式冷暖房機等分解整備	四面番号	5/8
種別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給本部総務部管理課			

吸収式冷暖房機3号機交換部品等一覧表 (MGS-36C) 2 / 2

品目	規格・寸法	数量
構成品 ダイヤフラム		1 個
構成品 ブランジャー		1 個
構成品 チューブ		1 個
バタフライ弁リング	632211028	2 個
バタフライ弁リング	632111032	4 個
バタフライ弁リング	632112050	4 個
4. ダイヤフラム弁、アングル弁点検交換		
①交換部品		
ダイヤフラムパッキン(20A)	634823011	17 個
ダイヤフラムパッキン(25A)	634823012	3 個
アングル弁リング	637971118	1 個
ミニアングル弁リング	3/4	1 個
ミニアングル弁リング	3/8	1 個
5. 吸収液の精製		
①濾過用フィルター	YP-40B	6 本
6. 計装機器交換		
①交換部品		
炎検出器(UVチューブ)	C7035A-129464N	1 個
ガス圧スイッチ	GW150A6/S	1 個
風圧スイッチ	LGW10A2	1 個
冷水流量計差圧スイッチ	YNS-C106Q	1 個
冷却水流量計差圧スイッチ	YNS-C106Q	1 個
7. 操作盤内機器交換		
①交換部品		
マグネットスイッチ	冷媒ポンプ用 S-N10	1 個
マグネットスイッチ	抽気ポンプ用 S-N10	1 個
マグネットスイッチ	押込ファン用 S-N20	1 個
マグネットスイッチ	油ポンプ用 S-N10	1 個
8. インヒーター補充及び部品交換		
①交換部品		
抽気ポンプ	GLS-050	1 台
真空電磁弁	AL-IP(200V)	1 台
プロテクトリレー	R4780C	1 個
マイコンボード	634833001	1 個
②補充部品		
インヒーター(溶液腐食抑制剤)	クロム酸リチウム溶液(20%)	1 缶
9. 整備後作業		
①窒素加圧漏れ検査		1 式
②真空引き、真空漏れ検査		1 式
③溶液チャージ		1 式
④ラッキング、保温保冷取付		1 式
⑤補修塗装		1 式
⑥機材搬出及び後片付け		1 式
10. 消耗品雑材料費		
①窒素		6 本
②ウェス		10 個
③洗浄用精製水		2 缶
④養生材及びその他消耗材		1 式

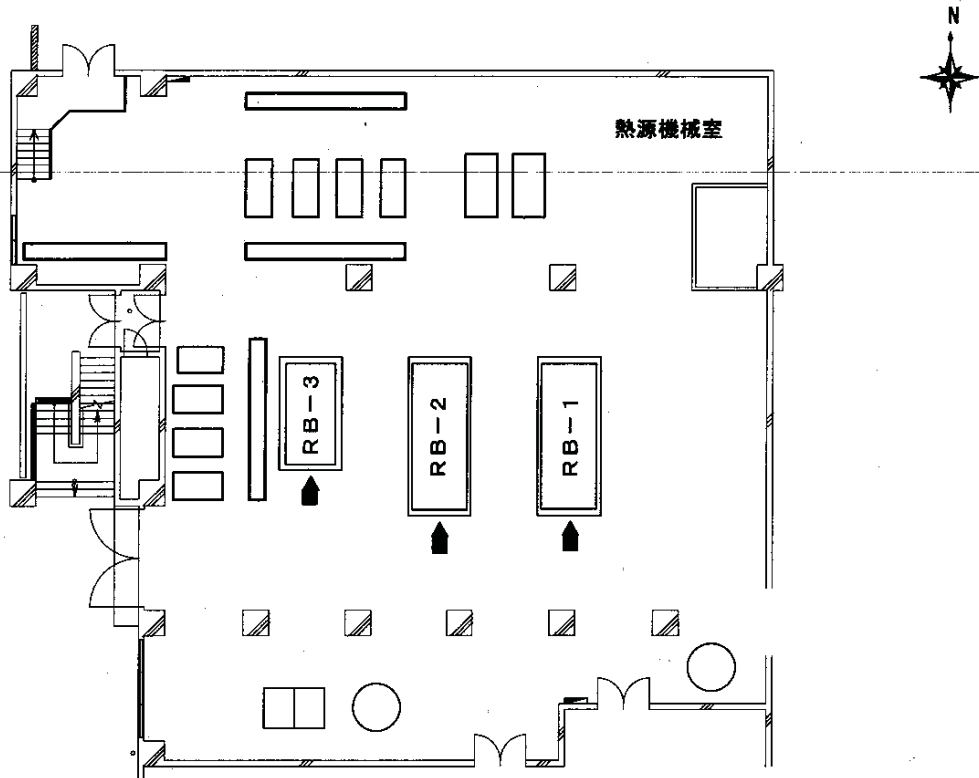
役務件名	吸収式冷暖房機等分解整備	図面番号	6/8
種別	仕 業 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給本部総務部管理課			



■ 吸収式冷暖房機設置場所（A庁舎北棟地下）

付図 1 配置図

役務件名	吸収式冷暖房機等分解整備	図面番号	7/8
種別	仕様書（配置図）	縮尺	1/X
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



設備名称	機器番号
吸収式冷暖房機 1号機	RB-1
吸収式冷暖房機 2号機	RB-2
吸収式冷暖房機 3号機	RB-3

付図2 熱源機械室機器配置図

役務件名	吸収式冷暖房機等分解整備	図面番号	8/8
種別	仕様書(熱源機械室機器配置図)	縮尺	1/2500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

仕様書

- 1 件名 ターボ冷凍機点検保守
 2 場所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
 3 業務概要
 (1) ターボ冷凍機及び冷却塔、関連するポンプの点検保守
 4 期間 平成23年4月1日 ~ 平成26年3月31日

共通仕様書

1 点検設備

(1) 概要

設備名称	規格等	数量	設置場所
ターボ冷凍機	三菱重工(株)製	3台	庁舎B地階
冷却塔	空研工業(株)製	3台	庁舎B屋上
空調用ポンプ		16台	庁舎B地階
冷却用補給水タンク	川本工業製	1台	庁舎B地階
膨張タンク	日立工業製	2台	庁舎B地階

(2) 細部点検設備等は、付表1による。

(3) 駐屯地配置図は、付図1による。

2 総則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

5 請負業者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り請負業者の負担とする。
 (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、請負業者の負担とする。
 (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、請負業者の負担とする。

6 諸法規の遵守

請負業者は当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
 (2) 法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

a 資格

三菱重工業(株)の三菱重工サービス技術員認定書を有する者

- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

8 現場代理人

- (1) 請負業者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
 (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を監督官に提出し協議する。

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	1/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官及び官側と協議するものとする。

13 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに監督官に提出ものとする。
なお、報告書書式については、監督官と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任（解任）届
- ウ 勤務員の指定（取消）届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出）

(4) 監督官より受けたデータは全て請負業者等に残してはならない。

関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体（MO、CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・総画素数 80万画素数以上
- ・ファイル形式 JPEG

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	2/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

1 一般事項

- (1) ターボ冷凍機は「高圧ガス保安法」、「冷凍保安規則」及び「冷凍保安規則関係基準」に定めるところによる。
- (2) 特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律第23条第1項の規定に基づき、特定フロンの排出抑制・使用合理化指針に従って、気密性能向上施策、最適な抽気装置の導入、蒸気冷媒の回収、冷媒不抽出によるシーズンオフ保守作業（冷媒抽出の年化）等を導入した保守作業を行うものとする。
- (3) 冷却塔は、「建築基準法施行令」に基づく告示に定めるところによる。
- (4) 本契約は、年間保守契約とする。

2 業務内容

(1) 点検周期

設備名称	回数	周 期
ターボ冷凍機	年3回	シーズンイン、オン、オフ
冷却塔	年2回	シーズンイン、オフ
空調用ポンプ	年2回	シーズンイン、オフ
冷却用補給水タンク	年1回	シーズンオフ
膨張タンク	年1回	シーズンオフ

- (2) ターボ冷凍機の点検保守要領は、付表2による。
- (3) 冷却塔の点検保守要領は、付表3による。
- (4) 空調用ポンプの点検保守要領は、付表4による。
- (5) 各タンクの点検保守要領は、付表5による。
- (6) 点検及び保守は、付表2～付表6により適正に実施し、点検報告書を提出するものとする。
- (7) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- エ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ・潤滑油、グリス、充填油等
 - ・ランプ類、ヒューズ類
 - ・パッキン、ガスケット、Oリング類
 - ・精製水
- オ 接触部分、回転部分等への注油
- カ 軽微な損傷がある場合の補修
- キ 塗装（タッチペイント）
- ク その他これらに類する軽微な作業

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	3/17
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 細部点検設備一覧表

設備名称	メーカー・規格	能力	数量	備考
ターボ冷凍機(遠心)	三菱重工 ATN-31T型	300USRT (1056KW)	3台	
冷却塔	空研工業 SKB-300PR-MS3型	365USRT (1284KW)	3台	
冷却水ポンプ	GFM-150*1255-4M37	37KW	3台	
冷水一次ポンプ	GFM-1505G-4M11	11KW	3台	
冷水二次ポンプ	GMK-100*805G-4M22	22KW	4台	
冷温水二次ポンプ	GMK-100*805G-2M22	22KW	4台	
補給水ポンプ	32KNP405A3.7	3.7KW	2台	
補給水タンク	川本PT-4C-64-6k-32		1台	
膨張タンク	日立 EX-800L		1台	
	日立 AX-60L		1台	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	4/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 ターボ冷凍機(1/5)

- 1 点検は、点検及び保守内容の末尾に、(IN)とあるものはシーズンイン点検に、(ON)とあるものは、シーズンオン点検に、(OFF)とあるものはシーズンオフ点検に適用する。
 2 凝縮器にあっては、年1回チューブブラシ洗浄を実施するものとする。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。 (IN) (OFF) ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 (IN) (OFF)	
2 外観の状況	③防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。 (IN) (OFF) ④取付状態を点検する。 (ON)	
(1) 本体及び付属品	①腐食、変形、破損等の有無を点検する。 (IN) (ON) (OFF)	
(2) 保冷材	①脱落、破損等の有無を点検する。 (IN) (OFF)	
3 内部の状況		
(1) 機内の気密性	①機内の圧力が許容範囲内にあることを確認する。 (IN)	
(2) 圧縮機	①油ポンプの異音、振動、損傷等の有無を点検する。 (OFF) ②エクセクターを取外し、詰まりの有無を点検する。 (OFF) ③ペーンが円滑に作動することを確認する。 (OFF)	
(3) フィルター	①機内を大気圧まで上昇させた後に点検する。 (OFF) ②詰まり及び破損の有無を点検する。 (OFF)	
(4) 熱交換機	①伝熱管のスケール付着の有無を点検する。 (OFF) ②伝熱管の腐食の有無を点検する。 (OFF) ③水室の汚れの有無を点検する。 (OFF) ④防食用亜鉛板付のものは、その消費量を点検する。 (OFF) ⑤水室を乾燥する。 (OFF)	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	5/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 ターボ冷凍機(2/5)

点検項目	点検及び保守内容	備考
(5) 抽気装置	① 圧縮機各部の劣化の有無を点検する。 (OFF) ② 抽気槽を分解、清掃し、腐食の有無を点検する。 (OFF) ③ フロート弁の作動の良否及びシート漏れの有無を点検する。 (OFF) ④ 圧縮機用油の汚れの有無を点検する。 (OFF)	
(6) フロート室	① フロート室のさび及び堆積物の有無を点検する。 (OFF)	
(7) 油クーラー	① 水室を分解し、さび及び汚れの有無を点検する。 (OFF)	
4 付属品		
(1) 温度計及び圧力計	① 正常値を指示していることを確認する。 (IN) (ON) (OFF) ② 取付け部等の漏れの有無を点検する。 (IN) (ON) (OFF) ③ 汚れ及び損傷の有無を点検する。 (IN) (ON) (OFF)	
(2) 安全弁	① 安全弁を取外し規定圧力で作動することを確認する。 (OFF)	・ 高圧冷媒に限る。
5 電気系統		
(1) 主電動機及び高圧盤	① 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (IN)	・ 30V未満の回路は除く。
(2) 操作回路、ヒーター回路及び電動機回路	① 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (IN)	
(3) タイマー	① 作動の良否を点検する。 (IN)	
(4) 端子	① 緩み、変色及び漏れの有無を点検する。 (IN)	
(5) 操作盤内	① 盤内部の汚れを点検する。 (IN)	
(6) 遮断器、接点及びアークシューター	① 溶着、荒れ及び緩みの有無を点検する。 (IN)	
(7) 接地	① 断線及び緩みの有無を点検する。 (IN) ② 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 (IN)	
6 保安装置		
(1) 作動試験	① 保安装置が規定値で作動することを確認する。 (IN)	・ 実作動が著しく困難な場合は類似回路とすることが出来る。
(2) インターロック	① 作動の良否を点検する。 (IN)	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	6/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 ターボ冷凍機(3/5)

点検項目	点検及び保守内容	備考
7 冷媒	①汚れ又は遊離水分の有無を点検する。 (I N) (O F F) ②冷媒量の適否を点検する。適否の判定は冷媒レベルゲージ及び運転時の蒸発圧力による。 (I N) (O N)	
8 潤滑油	①油量の適否を点検する。 (I N) ②油の変色、白濁及び異臭の有無を点検する。 (I N)	
9 冷水及び冷却水系統	①漏れの有無を点検する。 (I N) ②弁の開閉の良否を点検する。 (I N) ③冷水及び冷却水系統の各水室部に水漏れのないことを確認する。 (I N)	
10 運転調整		
(1) 音及び振動	①異常のないことを確認する。 (I N) (O N)	
(2) 主電動機及び圧縮機	①運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを確認する。 (I N) (O N) ②主電流及び圧縮機電流が規定値内にあることを確認する。 (I N) (O N) ③電動機の回転方向が正しいことを確認する。 (I N) (O N) ④電動機の冷却状態が正常であることを確認する。 (I N) (O N) ⑤電動機が規定の時間で停止することを確認する。 (I N)	
(3) 潤滑油	①油面、油圧及び油温を計測し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 (I N) (O N) ②油系統の漏れの有無を点検する。 (I N) (O N) ③油系統に異常な音及び振動がないことを確認する。 (I N) (O N) ④フィルターの詰まりの有無を点検する。 (I N) (O N)	
(4) 凝縮器	①冷却水の出口及び入口温度、凝縮圧力等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 (I N) (O N) ②不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を点検する。 (I N) (O N)	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	7/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 ターボ冷凍機(4/5)

点検項目	点検及び保守内容	備考
(5) 蒸発器	①冷水の出口及び入口温度、蒸発圧力、冷媒液面等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 (I N) (O N) ②冷却管の汚れの有無を点検する。 (I N) (O N)	開放形に限る
(6) 容量制御装置	①冷水温度が規定値に制御され、ベーンダンパーの作動が円滑であることを確認する。 (I N) (O N)	
(7) 増速装置	①軸封装置の油漏れの有無を点検する。 (I N) (O N)	
(8) フロート弁及び油戻し装置	①正常に機能していることを確認する。 (I N) (O N)	
(9) 抽気装置	①圧縮機用油の油面の良否及び音、振動等の異常の有無を点検する。 (I N) (O N) ②圧縮機の回転方向が正しいことを確認する。 (I N) ③Vベルトの弛み及び損傷の有無を点検する。 (I N) (O N) ④吐出圧力が設定値にあることを確認する。 (I N) (O N) ⑤リリース弁が規定圧力で作動することを確認する。 (I N) (O N) ⑥抽気槽及び自動抽気装置の作動の良否を点検する。 (I N) (O N) ⑦抽気槽内液の汚れ及び漏れの有無を点検する。 (I N) (O N)	
(10) 機器用水質	①「水質管理」は、付表6による。 (O N)	
1 1 整備及び保存		
(1) 気密確認	①シーズン中の抽気装置の使用回数を確認する。 (O F F) ②シーズンオフ暖房期間中に温水が蒸発器に流入しない措置を講ずる。 (O F F)	
(2) 冷媒及び油抽出	①冷媒中の遊離水分の有無を点検する。 (O F F) ②油の変色、白濁及び異臭の有無を点検する。 (O F F)	
(3) 圧縮機	①オイルタンク内部の異物、汚損等の有無を点検する。 (O F F)	
(4) フロート室	①フロート弁が手動で円滑に作動することを確認する。 (O F F)	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	8/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部業務部管理課			

付表2 ターボ冷凍機(5/5)

点検項目	点検及び保守内容	備考
(5) 気密試験及び保存	①機内を加圧し、発泡剤により漏れの有無を点検する。 (OFF) ②機内を真空ポンプで規定以上の真空に保持し、窒素ガスで既定値まで加圧し、保存する。 (OFF)	
(6) 冷媒充填	①汚れ又は遊離水分の有無を点検する。 (IN) ②機内真空度を規定値以上に保持した後、規定量の冷媒を充填する。 (IN)	

業務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	9/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3 冷却塔(1/3)

(1) 冷却等は、「建築基準法施行令」に基づく告示に定めるところによる。

(2) 点検は、点検及び保守内容の末尾に、(IN)とあるものは冷房イン点検に、(OFF)とあるものは冷房オフ点検に適用する。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無を点検する。 (IN) ②基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を点検する。 (IN)	
2 外観の状況	③防震装置の損傷等の有無を点検する。 (IN) ④防震ストッパーの緩み及び劣化の有無を点検する。 (IN)	
(1) 本体	①損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(2) 散水装置	①損傷、変形、さび及び汚れの有無を点検する。 (IN)(OFF) ②散水穴の目詰まりの有無を点検する。 (IN)(OFF) ③散水管の回転が円滑であることを確認する。 (IN)(OFF)	
(3) 熱交換器	①コイルの汚れ、損傷等の有無を点検する。 (IN)(OFF)	・密閉形のものに 限る。
(4) エリミネーター	①損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(5) ルーバー	①損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(6) 充填材	①スケール等の異物の付着有無を点検する。 (IN)(OFF) ②目詰まりの有無を点検する。 (IN)(OFF) ③座屈、変形等の有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(7) 骨組み及び脚	①損傷、変形等の有無を点検する。 (IN)(OFF) ②固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有無を点検する。 (IN)(OFF)	
(8) 梯子及び点検扉	①損傷、変形、腐食等の有無を点検する。 (IN)(OFF)	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	10/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3 冷却塔(2/3)

点検項目	点検及び保守内容	備考
3 水槽 (1) 本体	①内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 (I N) (O F F) ②水漏れの有無を点検する。 (I N) (O F F) ③水位が規定の位置にあることを確認する。 (I N)	
(2) 給水装置	①ボールタップ等が確実に作動することを確認する。 (I N) (O F F)	
(3) ストレーナ	①目詰まり、損傷等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(4) フレキシブル ジョイント	①接続部の緩み、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
4 送風機		
(1) 羽根車	①損傷、腐食、汚れ等の有無を点検する。 (I N) (O F F) ②回転に支障のないことを確認する。 (I N) (O F F)	
(2) ファンケーシング	①損傷、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(3) 軸受	① 軸が円滑に回転することを確認する。 (I N) (O F F) ②油量の適否を点検する。 (I N)	
(4) 電動機	①損傷、腐食等の有無を点検する。 (I N) ②円滑に回転することを確認する。 (I N) (O F F) ③絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する。 (I N)	
(5) ベルト	①張り具合の適否を点検する。 (I N) (O F F) ②損傷及び摩耗の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
(6) プーリー	①損傷、摩耗等の劣化の有無を点検する。 (I N) (O F F)	
5 散水ポンプ		
(1) 本体	①汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 (I N) (O F F)	・密閉形のものに限る。 ・密閉形のものに限る。 ・密閉形のものに限る。 ・設定されている場合に限る。
(2) 電動機	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (I N) ②回転方向が正しいことを確認する。 (I N) ③電流が定格値内であることを確認する。 (I N)	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	11/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3 冷却塔(3/3)

点検項目	点検及び保守内容	備考
6 凍結防止装置	①サーモスタットが設定値で作動することを確認する。 (I N) ②ヒーターの作動電流が定格電流以下にあることを確認する。 (I N) ③ヒーターの絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認する。 (I N)	
7 運転調整	①電動機の回転方向が正しいことを確認する。 (I N) ②音及び振動に異常のないことを確認する。 (I N) ③電源電圧の変動が既定値内にあることを確認する。 (I N) ④運転電流が定格値以下にあることを確認する。 (I N) ⑤散水管の回転数が許容範囲内にあることを確認する。 (I N) ⑥散水が均一に分散していることを確認する。 (I N) ⑦水槽の水位が運転前及び運転の状態で既定値内にあることを確認する。 (I N)	
8 シーズンオフ時の保存	①器内の水を確実に抜いたうえ保存する。 (O F F)	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	12/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部業務部管理課			

付表4 ポンプ(1/1)

1 点検は、点検及び保守内容の末尾に、(1Y)とあるものは年1回点検に、(6M)とあるものは6月1回点検に適用する。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	①固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。 (6M) ②防振材、スットバー等の劣化及び緩みの有無を点検する。 (6M)	
2 外観の状況	①軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。 (6M)	
3 電動機	②芯出しの良否を点検する。 (6M) ③軸封の漏水状態を点検する。 (6M) ①回転方向が正しいことを確認する。 (1Y) ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (6M)	
4 制御機器 (1) 制御盤	①電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。 (6M)	・空給水ポンプ ユニットに限る
5 フード弁及び逆止弁	①開閉状態の良否を点検する。 (6M)	
6 圧力計、連成計 又は真空計	①腐食及び損傷の有無を点検する。 (1Y) ②指示値が適正であることを確認する。 (1Y)	
7 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 (1Y) ②運転電流が定格以下であることを確認する。 (1Y)	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	13/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部業務部管理課			

付表5 タンク(1/1)

- 1 「労働安全衛生法」、「ボイラー-圧力容器安全規則」及び「人事院規則10-4」に定めるところによる。
- 2 点検は、年1回点検とする。

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部 (1) 基礎・固定部 (2) 架台 (3) 保温材 (4) 基礎ボルト等 (5) 配管支持の状	①亀裂、沈下等の有無を点検する。 ①曲り、さび、損傷等の有無を点検する。 ①脱落、損傷等の有無を点検する。 ①基礎ボルト、取付ボルト、固定金具等の緩み、 ①損傷等の有無を点検する。	
2 外観の状況態 3 圧力計、水高計及び温度計	①変形の有無を点検する。 ①損傷、腐食等の有無を点検する。 ②漏れの有無を点検する。 ③蓋の取付状態の良否及びボルトの摩耗、腐食、損傷等の有無を点検する。	
4 付属管及び弁 (1) 逃し管 (2) その他の管 (3) 安全弁又は逃し弁 (4) その他の弁	①正常値を指示していることを確認する。 ②取付部等の漏れの有無を点検する。 ③汚れ及び損傷の有無を点検する。 ①漏れ、汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 ②保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。 漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 ①取付ボルトの緩みの有無を点検する。 ②漏れの有無を点検する。 ③テストレバーのあるものは、作動テストをする。 ①漏れ、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	14/17
種別	仕 業	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表6 水質管理（冷凍空調機器用水）（1/1）

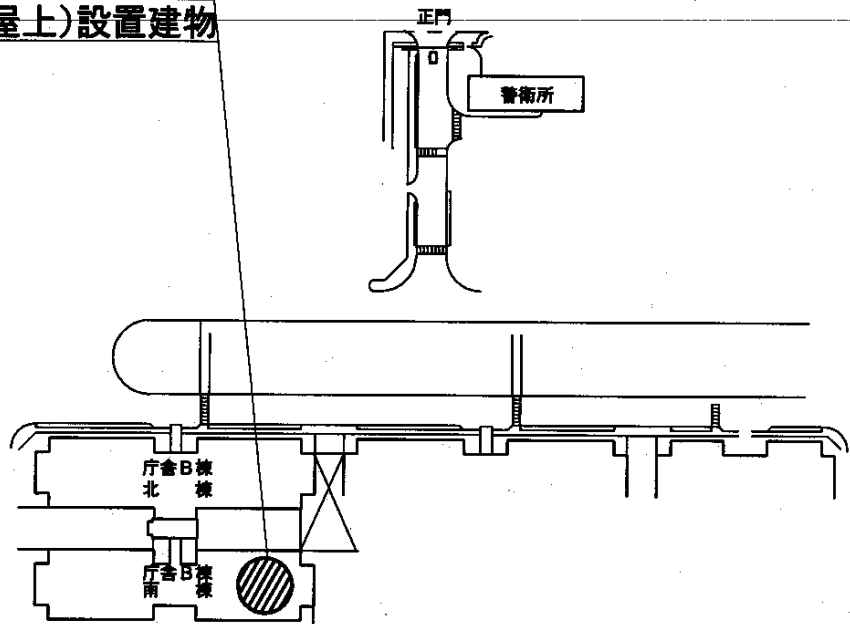
- 1 （社）日本冷凍空調工業会で定める冷凍空調機器用水質ガイドラインによる。
- 2 本項は、接水部構成材料として一般に使用される銅、青銅、黄銅、鉄及びステンレス鋼を使用している冷凍空調機器の冷却水系、冷水系、温水系の水質管理に適用する。
- 3 試料の採取方法は、JIS K 0094（工業用水・工場排水の試料採取方法）により、分析及び判定方法はJIS K 0101（工業用水試験方法）による。
- 4 水質の検査又は測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時及び場所、検査又は測定の結果、実施者及び方法等を記録する。
- 5 点検は、点検及び保守内容の末尾に、（1Y）とあるものは年1回点検に、（1M）とあるものは1月1回点検に適用する。

点検項目	実施要領	備考
1 水質管理 (1) シーズンイン作業 (2) シーズンオン作業	① ストレーナー、ダートポケット等の水回路の水洗いを2回以上行う。（1Y） ① 水質ガイドライン項目のうちPH及び電気伝導率について測定を行い、その値が基準値に適合することを確認する。（1M） ② PH又は電気伝導率の測定が基準値に適合しない場合は水質ガイドラインのすべての項目について測定を行い、腐食又はスケール生成の傾向の有無を検査する。 ③ 冷却水節水部に腐食がある場合は、次の措置を講じる。 冷却水を入れ換える。 ・冷却水の塩素イオン濃度を指標として濃度倍数を3倍以下に保持するようにフロー量を調節する。 ・適正なインヒビターを使用する。 ④ スケール生成傾向がある場合は、上記よるほか、次の場合にはブラシ洗浄又は化学洗浄を行う。（ただし化学洗浄の場合は、別契約とする。） ⑤ 冷却水がバクテリア、藻等に汚染されている場合は上記④による。	

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	15/17
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

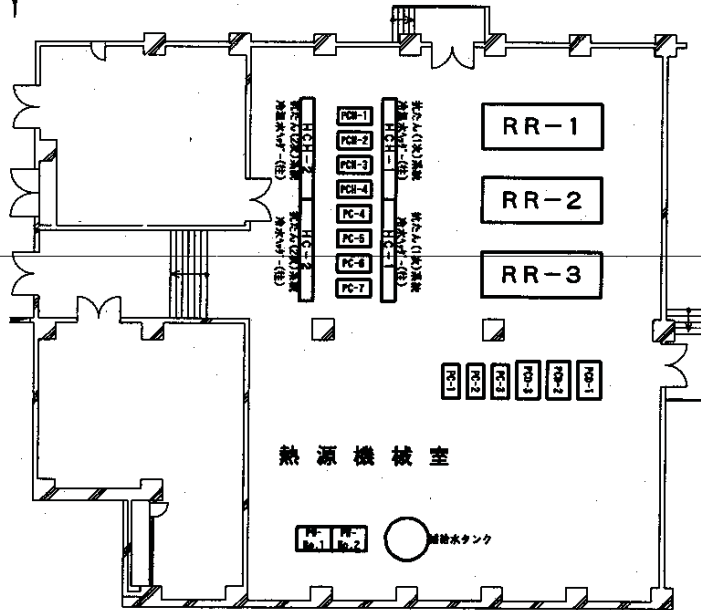


ターボ冷凍機(地下1階)設置建物
 ターボ冷凍機冷却塔(屋上)設置建物



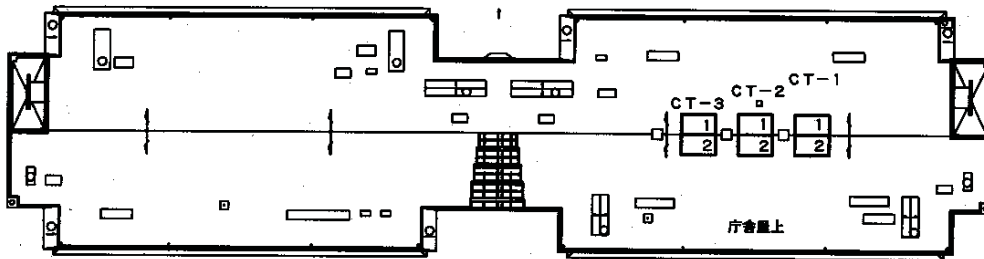
付図1 配置図 S=1/X

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	16/17
種別	配置図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



設備名称	機器番号
ターボ冷凍機 1号機	RR-1
ターボ冷凍機 2号機	RR-2
ターボ冷凍機 3号機	RR-3
冷水1次ポンプ No.1	PC-1
冷水1次ポンプ No.2	PC-2
冷水1次ポンプ No.3	PC-3
冷水2次ポンプ No.1	PC-4
冷水2次ポンプ No.2	PC-5
冷水2次ポンプ No.3	PC-6
冷水2次ポンプ No.4	PC-7
補給水ポンプ No.1	PW-No.1
補給水ポンプ No.2	PW-No.2
冷却水ポンプ No.1	PCD-1
冷却水ポンプ No.2	PCD-2
冷却水ポンプ No.3	PCD-3
冷温2次水ポンプ No.1	PCH-1
冷温2次水ポンプ No.2	PCH-2
冷温2次水ポンプ No.3	PCH-3
冷温2次水ポンプ No.4	PCH-4
膨張タンク	TE-1
膨張タンク	TE-2
補給水タンク	

熱源機械室機器配置図 S=1/300



冷却塔機器配置図 S=1/700

設備名称	機器番号	設備名称	機器番号	設備名称	機器番号
冷却塔 1号機	CT-1-1	冷却塔 2号機	CT-2-1	冷却塔 3号機	CT-3-1
	CT-1-2		CT-2-2		CT-3-2

役務件名	ターボ冷凍機点検保守	図面番号	17/17
種別	図示による	縮尺	図示
陸上自衛隊補給統制本部業務部管理課			

仕様書

- 1 件名 空調設備自動制御装置点検保守
 2 場所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
 3 業務概要
 (1) 空調自動制御装置の点検保守
 4 期間 平成23年4月1日 ~ 平成26年3月31日

共通仕様書

- 1 点検設備
 (1) 概要

設備名称	規格等	設置場所
自動制御装置	株式会社 山武 製 電気式制御機器 電子式制御機器 管理機器	庁舎A・B・C

- (2) 細部点検設備等は、付表1による。
 (3) 駐屯地配置図は、付図1による。

2 総則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

5 請負業者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
 (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
 (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、請負業者の負担とする。

6 諸法規の遵守

請負業者は当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業者

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
 (2) 法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

a 資格

二級計装士 以上

- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

8 現場代理人

- (1) 請負業者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
 (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を監督官に提出し協議する。

業務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	1/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官及び官側と協議するものとする。

13 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに監督官に提出するものとする。
なお、報告書書式については、監督官と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 現場代理人の選任（解任）届
- ウ 勤務員の指定（取消）届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをFDまたはCDにて提出）

(4) 監督官より受けたデータは全て請負業者等に残してはならない。
関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。
電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・撮影画素数 80万画素数以上
- ・ファイル形式 JPEG

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	2/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

— 特 記 仕 様 書 —

1 業務内容

- (1) 点検周期は、年1回(基本月:11月~12月)とする。
- (2) 電気式制御機器及び電子式制御機器の点検保守要領は、付表1による。
- (3) 管理機器の点検保守要領は、付表2による。
- (4) 点検及び保守は、付表1~付表2により適正に実施し、点検報告書を2部提出するものとする。
- (5) 本役務での機器交換及び点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗部品の交換又は補充

- ・潤滑油、グリス、充填油等
- ・ランプ類、ヒューズ類
- ・パッキン、ガスケット、Oリング類
- ・精製水
- ・機器類(下記交換一覧)

交換機器	規格	数量	備考(場所等)
モニタスイッチ	・ RYY792M	1個	A庁舎中棟地下電算機室
デジタル指示調節器	・ R35	1台	C庁舎中棟地下電算機室
排煙濃度計投光ランプ	・ GYY-5-631	1個	A庁舎北棟地下熱源制御(1)

- オ 接触部分、回転部分等への注油
- カ 軽微な損傷がある場合の補修
- キ 塗装(タッチペイント)
- ク その他これらに類する軽微な作業

- (6) 本契約は、期間保守契約とし、緊急故障時には、必要な措置を実施するとともに原因を速やかに究明するものとする。

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	3/14
種別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

附属書1 細部点検設備等

1 設備一覧表

(1) 庁舎A棟

系統名	制御機器	系統数	内訳機器名称	数量
1 熱源制御 (1)	吸収式冷暖房機	1	挿入形温度検出器	5
			圧力発信器	1
			電磁流量計	1
			圧力指示調節計	1
			Pt/D変換器	2
			A/D変換器	3
			D/A変換器	1
2 熱源制御 (2)	温水ボイラー	1	挿入形温度検出器	5
			電子式差圧発信器	2
			ダイヤ指示調整計	2
			電子式温度調節器	1
			設定モジュール	1
			シーケンサー	1
			アクションモータ	1
			弁本体	1
			ロケリ-形電動二方弁	2
			DC24V電源	1
			DC電源	2
電源用避雷器	1			
3 冷却塔制御	CT-1,2,3	3	挿入形温度検出器	3
			温度調節器	6
			デジタル指示調節器	3
			圧力ダイヤ弁	6
			弁本体	6
			導電率自動管理装置	3
			電動ダイヤ弁	3
			パスフィルター	1
			温度調節器	1
			冷却ファン	1
			4 貯湯槽制御	貯湯槽
電子式温度調節器	1			
温度設定器	1			
小型電動ダイヤ弁	1			
5 煤煙濃度監視		2	煤煙濃度計	2
6 オイルサービスタ ンク制御		1	セーフティバルブ	2
			液面計	1
			フィルター	1
			電磁弁	6

設備件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	4/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

(1) 庁舎A棟

系統名	制御機器	系統数	内訳機器名称	数量
7 空調機制御 (1)	ACU	64	挿入形温度検出器	56
			室内形温度検出器	8
			室内形湿度発信器	4
			デジタル指示調節器	8
			モータライバ-	4
			アイソレータ	8
			モニタースイッチ	8
8 空調機制御 (2)	FCU	4/59 細部は 付図2~4	L0セレクター	4
			電子式温度調節器	61
			設定モジュール	61
			湿度調節器	61
			ローリ-形電動二方弁	65
			ガンパ 操作器	126
			DC電源	62
			微差圧発信器	6
ダイヤロ-ル調節計	6			
9 空調機制御 (3)	パッケージ	4	ファ-モスタット	4
			湿度調節器	2
10 送風機制御	ファン発停	9	ファ-モスタット	9
11 漏水警報		24	漏水帯	24
			漏水検出器	24
12 計測系統		4	デジタル積算熱量計	4
			電磁流量計	4
		計118		

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	5/14
種別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

(2) 庁舎B棟

系統名	制御機器	系統数	内訳機器名称	数量
1 熱源制御	ターボ冷凍機	1	挿入形温度検出器	7
			ハマトリクスII	2
			熱量演算器	1
			センサー	1
			圧力発信器	1
			差圧発信器	1
			電磁流量計	2
			圧力指示調節計	1
			差圧指示調節計	1
			Pt/D変換器	4
2 冷却塔制御	CT-1,2,3	3	A/D変換器	4
			D/A変換器	4
			アイソレータ	6
			ローリ-形電動二方弁	2
			DC24V電源	3
			DC12V電源	2
			電源用遮断器	1
			挿入形温度調節器	3
3 オイルタンク遠 制御(1)		1	アイソレータ	3
			モニタースイッチ	3
			温度調節器	6
4 オイルタンク遠 制御(2)		2	デジタル指示調節器	3
			ハタフライ弁	6
			弁本体	6
			導電率自動管理装置	3
5 中水切換制御		1	電動ハタフライ弁	3
			モニタースイッチ	3
			液面計	1
6 空調機制御 (1)	ACU	44	セフティILコン	1
			液面計	1
			アイソレータ	1
			電磁弁	3
			電子式温度調節器	2
			挿入形温度検出器	38
			室内形温度検出器	6
			室内形湿度発信器	5
			デジタル指示調節器	10
			モータライナ-	5
			アイソレータ	10
			モニタースイッチ	10
			LOエレクター	5
電子式温度調節器	39			
設定モジュール	39			
湿度調節器	39			
ローリ-形電動二方弁	44			
ゲソハ操作器	90			
DC電源	40			
微差圧発信計	3			
ダイヤロール調節計	2			
デジタル指示調節器	1			

役務件名	空調設備自動制御装置重点検保守	図面番号	6/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

(2) 庁舎B棟

系統名	制御機器	系統数	内訳機器名称	数量
7 空調機制御 (2)	FCU	2/37 細部は 付図2~3	室内形温度検出器	2
			電子式温度調節器	2
			設定モジュール	2
			ローリ-形電動二方弁	2
8 空調機制御 (3)	パッケージ	14	77-モスタット	14
9 漏水警報		16	漏水帯	16
10 計測系統		6	漏水検出器	16
			デジタル積算熱量計	6
			電磁流量計	6
		計 111		

(3) 庁舎C棟

系統名	制御機器	系統数	内訳機器名称	数量
1 空調機制御 (1)	ACU	35	挿入形温度検出器	27
			室内形温度検出器	8
			デジタル指示調節器	16
			モトドライバ-	8
			フィルター	16
			モニタースイッチ	16
			LOセレクター	8
			電子式温度調節器	27
			設定モジュール	27
			湿度調節器	27
			ローリ-形電動二方弁	35
			デジタル操作器	63
			DC電源	30
			微差圧発信器	3
デジタル調節計	3			
2 空調機制御 (2)	FCU	6/59 細部は 付図2~4	室内形温度検出器	6
			電子式温度調節器	6
			設定モジュール	6
			ローリ-形電動二方弁	6
3 空調機制御 (3)	パッケージ	8	77-モスタット	8
4 漏水警報		10	漏水帯	10
			漏水検出器	10
		計 59		

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	7/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自動制御装置（電気式又は電子式） 1 / 2

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 温湿度調節器 （電気式に限る） ア 清掃 イ ボテンションメーター ウ 温湿度 2 変換器 （電子式に限る） ア 清掃 イ 端子 ウ ゼロスパン エ 供給電源電圧	外部及び内部の清掃を行う。 断線及び損傷の有無を点検する。 設定値の許容範囲内にあることを確認する。	
3 発信器 （電子式に限る） ア 清掃 イ 端子 ウ ゼロスパン エ ゼロ点 オ 供給電源装置 4 演算器 （電子式に限る） ア 清掃 イ 端子 ウ ゼロスパン オ 供給電源装置 5 検出器 （電子式に限る） ア 清掃 イ 端子 ウ 出力値又は指示値 6 操作器 ア 清掃 イ 音 ウ ボテンションメーター エ フルストローク オ リミットスイッチ カ 電流ブリッジリレー （電気式に限る） キ 接続リンク機構	外部及び内部の清掃を行う。 緩みの有無を点検する。 模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。 電圧の変動が規定の許容範囲内にあることを確認する。 外部及び内部の清掃を行う。 緩みの有無を点検する。 模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。 実測によりゼロ点調整を行う。 電圧の変動が、規定の許容範囲内にあることを確認する。 外部及び内部の清掃を行う。 緩みの有無を点検する。 模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。 電圧の変動が、規定の許容範囲内にあることを確認する。 外部及び内部の清掃を行う。 緩みの有無を点検する。 実測により出力又は指示値が規定の精度内にあることを確認する。 外部及び内部の清掃を行う。 運転時に全ストロークにわたって音に異常のないことを確認する。 接触面が滑らかであることを確認する。 入力信号に比例して作動することを確認する。 作動の良否を点検する。 接点の接触の良否を点検する。 組付状態の良否及び破損の有無を点検する。	

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	8/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1 自動制御装置（電気式又は電子式） 2/2

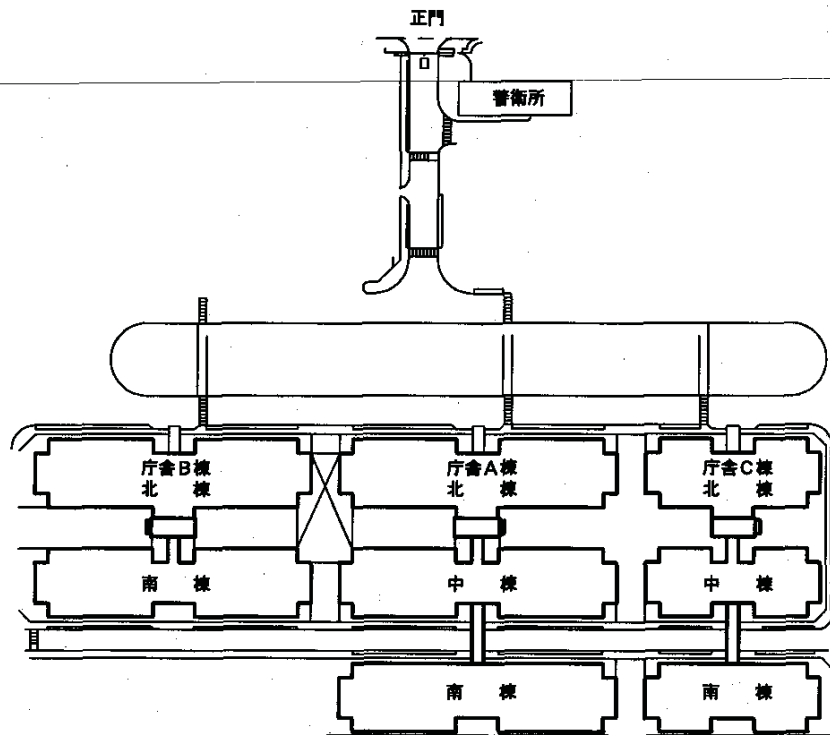
点検項目	点検及び保守内容	備考
7 制御弁	① グランドバックイン部からの漏れの有無を点検する。 ② 弁を閉じた場合の流れ量が規定の範囲内であることを確認する。 ③ 操作部との接合部に緩み等のないことを確認する。	
8 指示計	外部の清掃を行う。	
ア 清掃	緩みの有無を点検する。	
イ 端子	模擬入力により指示のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。	
ウ ゼロスパン	感度の良否を点検する。	
エ 指示計	打点間隔及び平衡時間が規定値を超える場合は調整する。	
オ 打点機構	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることを確認する。	
カ アンプカード	コンタクターの接触位置が規定の位置であることを確認する。	
キ セレクタースイッチ		
9 各制御ループ毎の動作確認	① 検出器～（変換器）～調節器～（変換器）～操作器における一連の動作を確認する。 ② 夏冬に適合した動作であることを確認する。 ③ 対象動力停止時の制御弁等の動作を確認する。	

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	9/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 管理機器 1/1

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 指示記録計	① 外観の目視点検及び取付状態の点検をする。 ② 塵埃を除去する。 ③ 配線端子の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。 ④ 内部の機械的可動部分を点検及び調整し、給油する。 ⑤ 標準試験器による零点及びスパンを調整する。 ⑥ 打点機構部及び記録状態を点検する。	
2 積算熱量計	⑦ 選択部を点検及び調整する。 ① 外観の目視点検及び取付状態の確認をする。 ② 塵埃を除去する。 ③ 配線端子の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。 ④ 流量発信器の出力波形を点検する。 ⑤ 標準試験器による演算出力信号を点検及び校正する。 ⑥ 温度検出器・流量検出器・受信部等関連部とのループ作動点検及び調整をする。 ⑦ 実制御における制御状態での点検、確認及び調整をする。異常がある場合は調整する。	
3 煤煙濃度計	① 本体、投光器及び受光器をクリーンアップする。 ② 外観、内観及び取付状態を点検する。 ③ 端子ねじの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は調整する。 ④ 警報設定点の確認及び出力信号を点検する。 ⑤ 投光器の光度を点検する。 ⑥ 投光器、受光器及び指示調節計をループ点検する。	
4 CO2濃度計	① 本体をクリーンアップする。 ② 外観、内観及び取付状態を点検する。 ③ 端子及びねじ部の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は調整する。 ④ 導圧管廻りを点検する。異常がある場合は調整する。 ⑤ 標準ガスにより出力の特性の点検をする。異常がある場合は調整する。 ⑥ 各フィルター類及び消耗品を点検する。消耗している場合は交換する。 ⑦ 制御作動状態を点検する。異常がある場合は調整する。	

業務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	10/14
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

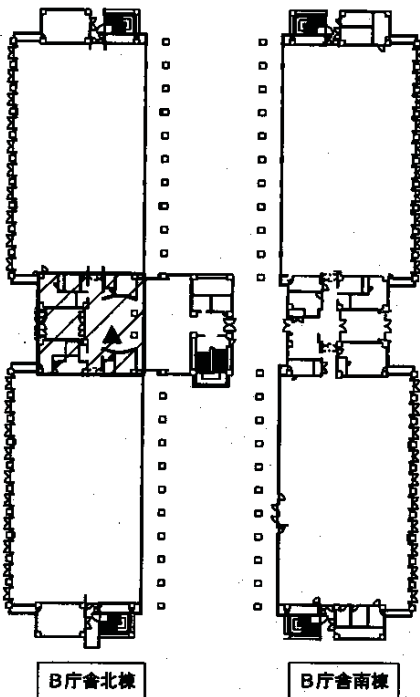
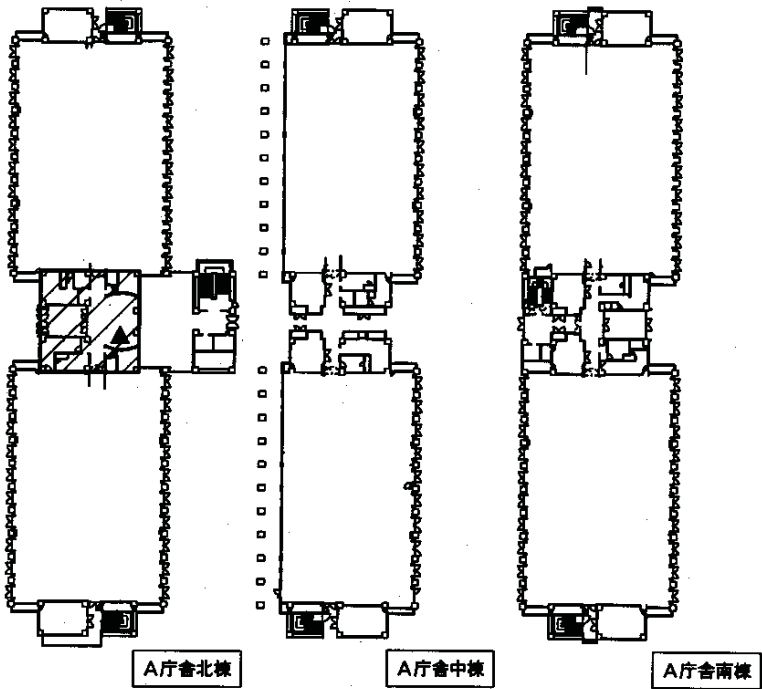
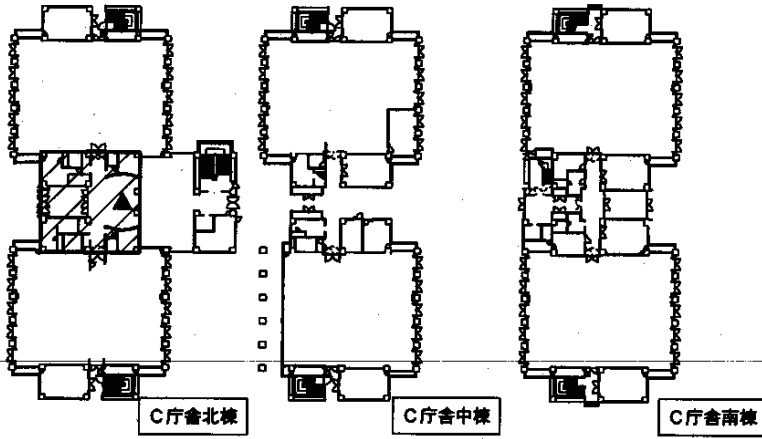


□ 点検保守施設

付図 1 配置図

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	11/14
種別	仕様書 (配置図)	縮尺	1/X
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付图 2



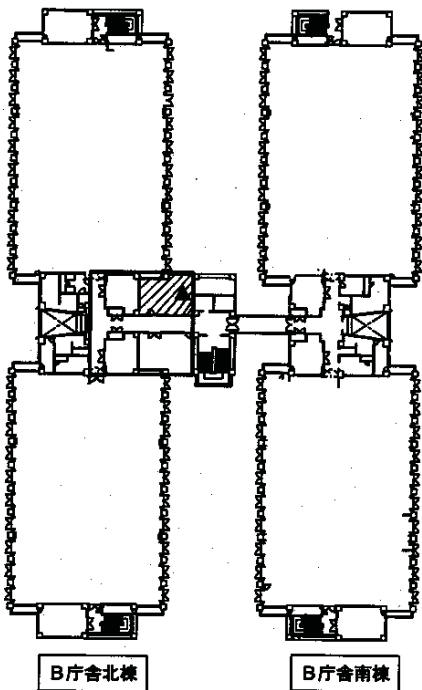
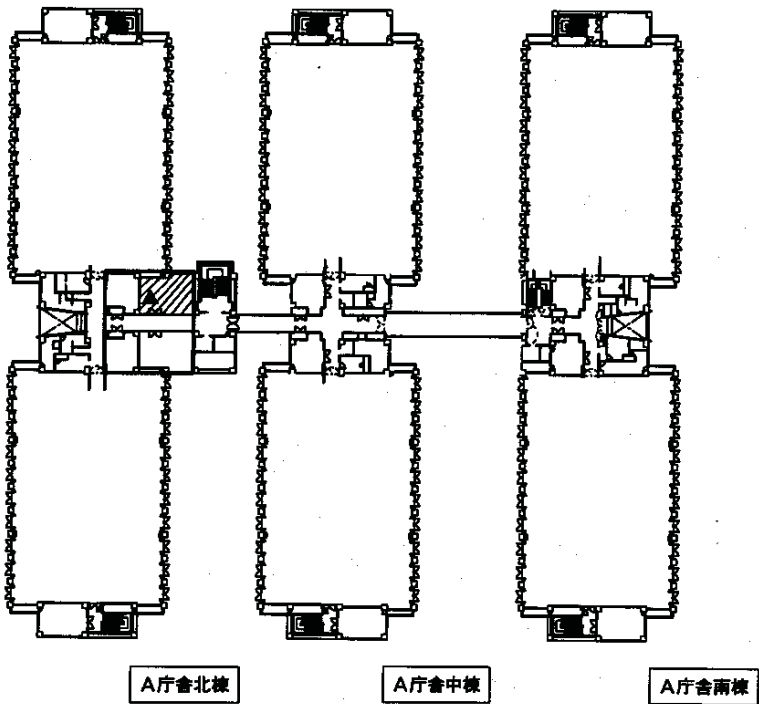
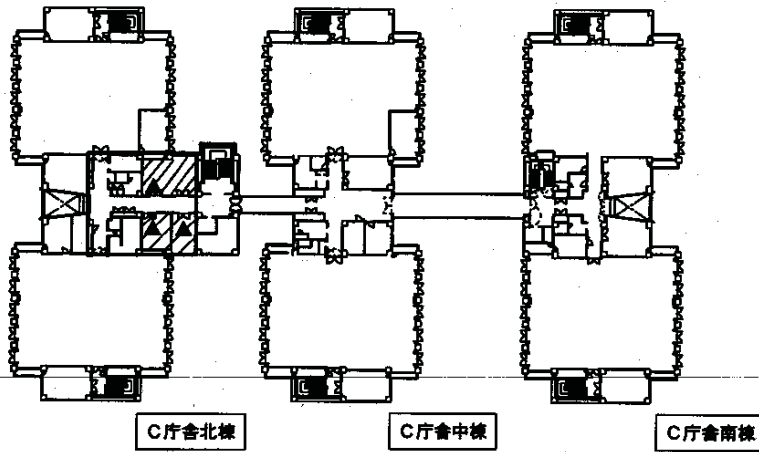
凡例



厅舍 A・B・C 棟
空調機制御(2)系統 FCU
点検機器場所

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	12/14
種別	各厅舍1階平面図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付図3



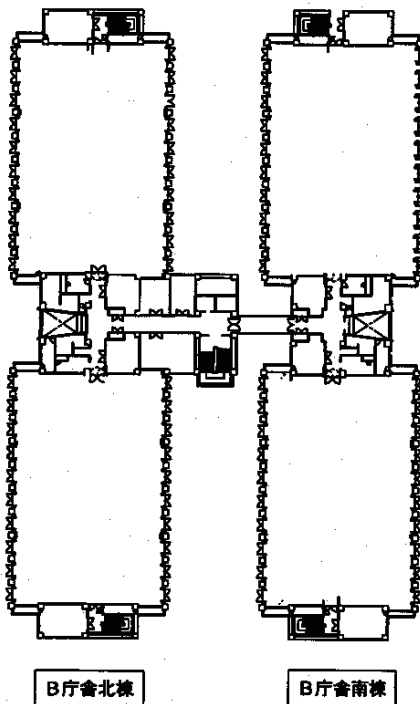
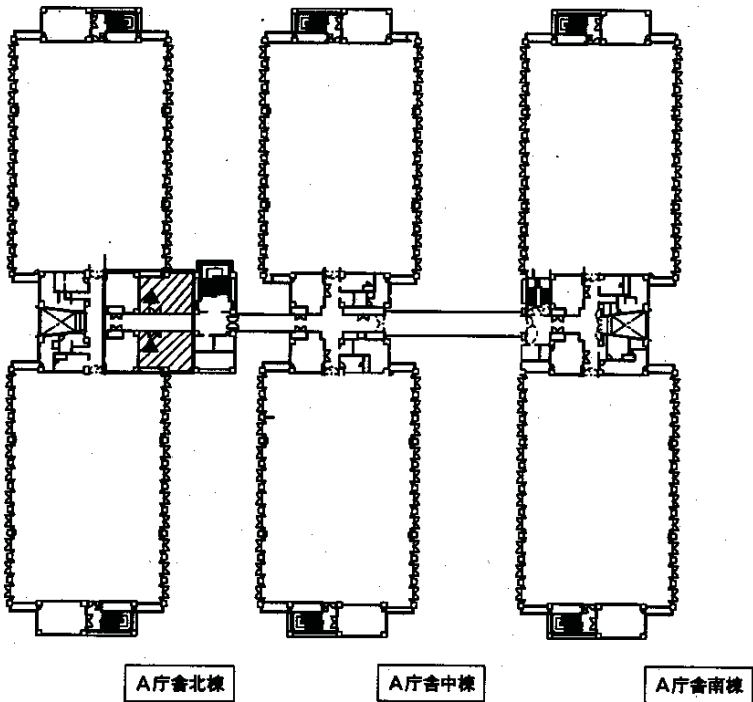
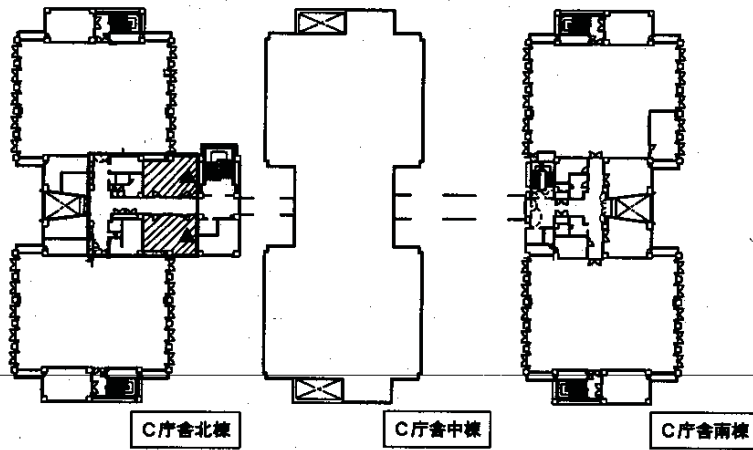
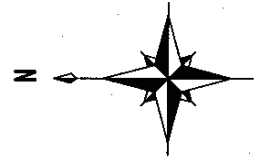
凡例



庁舎A・B・C棟
空調機制御(2)系統FCU
点検機器場所

役務件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	13/14
種別	各庁舎3階平面図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付圖 4



凡例



庁舎 A・B・C 棟
空調機制御(2)系統 FCU
点検機器場所

設備件名	空調設備自動制御装置点検保守	図面番号	14/14
種別	各庁舎4階平面図	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

一 般 仕 様 書

- 1 件 名 冷却水管洗浄役務
- 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
- 3 業務範囲 十条駐屯地における、冷却塔及び冷却水管の洗浄を行う。
- 4 予定期間 毎年9月中旬から10月上旬の予定とする。
- 5 一般共通事項

- (1) 本役務は、冷却塔及び冷却水管の洗浄業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
- (2) 本役務は、この仕様書に記載されている業務内容のほか、(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」を準用し、行うものとする。
- (3) 洗浄の実施要領、規模等は、特記仕様書によるほか、「化学物質管理促進法」、「労働安全衛生法」、「毒物及び劇物取締法」、「下水道法」、「水質汚濁防止法」の定めるところにより適切に執り行うものとする。
- (4) 洗浄・検査に必要な機材及び資材(洗浄用薬剤、デッキブラシ、採取容器等)の消耗品類は、すべて請負者の負担とする。
- (5) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
- (6) 洗浄するに当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを励行し、監督官の指示に従うものとする。
- (7) 業務の実施に必要な電気・水道等の使用に係る費用は特記がある場合に限り受注者負担とする。
- (8) 請負者は、駐屯地内で従事させる作業員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し一切の責任を負い、関係法令、規則等を遵守するものとする。
- (9) 現場代理人
- ア 請負者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。
- イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。
- (10) 勤務員
- ア 請負者は、洗浄業務に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。
- イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負者は、業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。
- (11) 実施工程
- 請負者は、洗浄作業の実施工程表を作成し、官側に提出するものとする。
- (12) 請負者は、勤務員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において復旧補修を実施するものとする。
- (13) 保全上、許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入る必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の立入手続をするものとする。
なお、業務の実施に伴い、知り得た情報等は、決して外部に漏らしてはならない。

役務件名	冷 却 水 管 洗 浄 役 務	図面番号	1/5
種 別	仕 様 書	縮 尺	/
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

6 提出書類

請負者は、官側の指定期日までに、次の書類を速やかに提出するものとする。

- ・現場代理人の選任（解任）届
- ・勤務員の指定（取消）届
- ・工程表
- ・役務完了届
- ・その他官側の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成し、A4ファイルにより提出すること。（完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出）
官側より受けたデータは全て官側に返納すること。
関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

7 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）及びネガ帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体（MO、CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

撮影画素数 80万画素以上

ファイル形式 JPEG

施工写真はカラーサービス版に印刷すること。

業務に関する申請及び提出書類は、全て管側で示す企画様式により作成し、A4ファイルにより提出すること。
（完成図書データをFD、CD又はMOにて提出）

8 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

役務件名	冷 却 水 管 洗 浄 役 務	図面番号	2/5
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

1 業務概要

A・B庁舎R階冷却塔の内部薬品洗浄及び冷却水管の薬品洗浄を実施する。
案内・配置図は図面番号4/5とし、平面図は図面番号5/5による。

表1 対象施設一覧表

設備名称	規格等	設置場所	保有水容量	
			冷却塔	配管
冷却塔CT-1	空研工業 SKB-1010PGNRS型	A庁舎中棟R階	13700L	33290L
冷却塔CT-2			13700L	33290L
冷却塔CT-3	空研工業 SKB-365PGR型		4200L	16990L
冷却塔CT-1	空研工業 SKB-300PR-MS-3型	B庁舎南棟R階	3600L	4060L
冷却塔CT-2			3600L	3940L
冷却塔CT-3			3600L	3830L

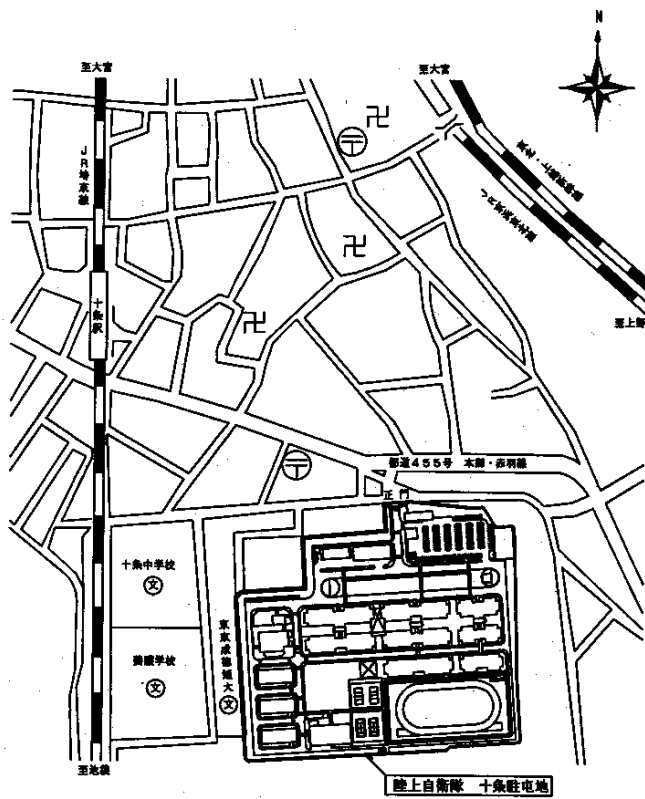
2 業務の実施

- (1) 使用薬剤は運転中に投入し作業を実施できるものとする。目的達成のために最適なものを選定し、事前に作業要領書を提出して係官の承諾を得るものとする。
(参考薬剤：クリタ・ケミカル東京㈱クリダインI-302同等以上)
- (2) 保護衣及び使用器具は、洗浄専用のものとする。又、作業にあたっては、作業が安全に行われるようにする。
- (3) 保護メガネ、ゴム手袋、保護マスク、保護長靴等を確実に着用し、事故防止を図ると共に、薬品の飛散が無いよう取り扱いには特に注意する。
- (4) 薬品は駐屯地内に保管施設が無いため、その日ごとに必要な量を搬入し、作業後に持ち帰るものとする。
- (5) 万が一に備え、トラロープ、吸着剤（ウエス等）必要に応じ送風機等を準備し、安全管理に万全を期すものとする。

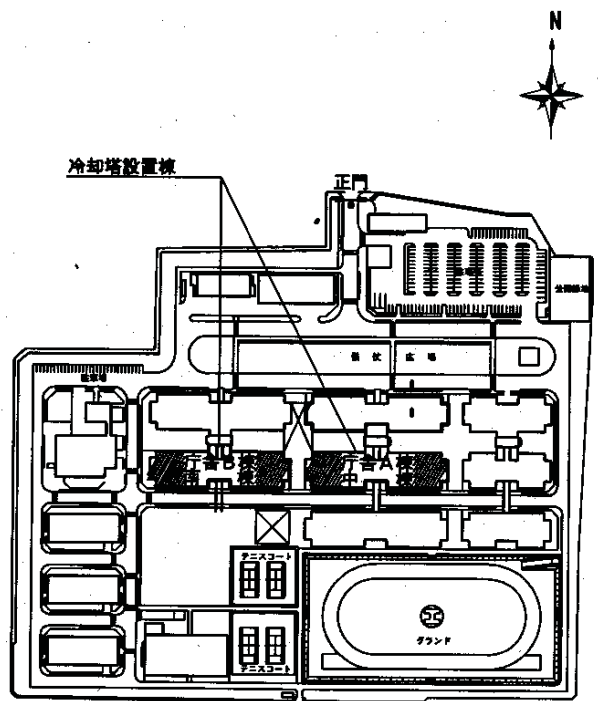
3 作業要領

- (1) 冷却塔内に所定量の薬剤を投入し、薬剤の所定時間循環通水を行う。
- (2) 薬剤の投入にあたっては必要に応じエア抜きを実施するものとし、塩素系・過酸化水素系の薬剤を使用する場合は、残留塩素濃度、pHを測定しつつ、所要の濃度に保つ。
- (3) 通水後、使用する薬剤によっては、中和・分散剤を投入する。
- (4) 薬剤が消耗したことを確認し、強制ブロー、連続ブローを開始して、剥離した汚れの排出を行う。洗浄水・廃水が他所へ飛散及び流出しないよう確認し、「下水道法」、「水質汚濁防止法」の規程により適切に処理する。
- (5) 排出しながら、水槽部、ルーバー充填材等を高圧水、デッキブラシ等により水垢、藻その他の汚れを落とす。またストレーナーの内部清掃及びダートポケット等の洗浄を行いパッキンを替える。
- (6) 補給水を給水し、薬液注入量、補給水量を適量に調整する。

役務件名	冷 却 水 管 洗 浄 役 務	図面番号	3/5
種 別	仕 業	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

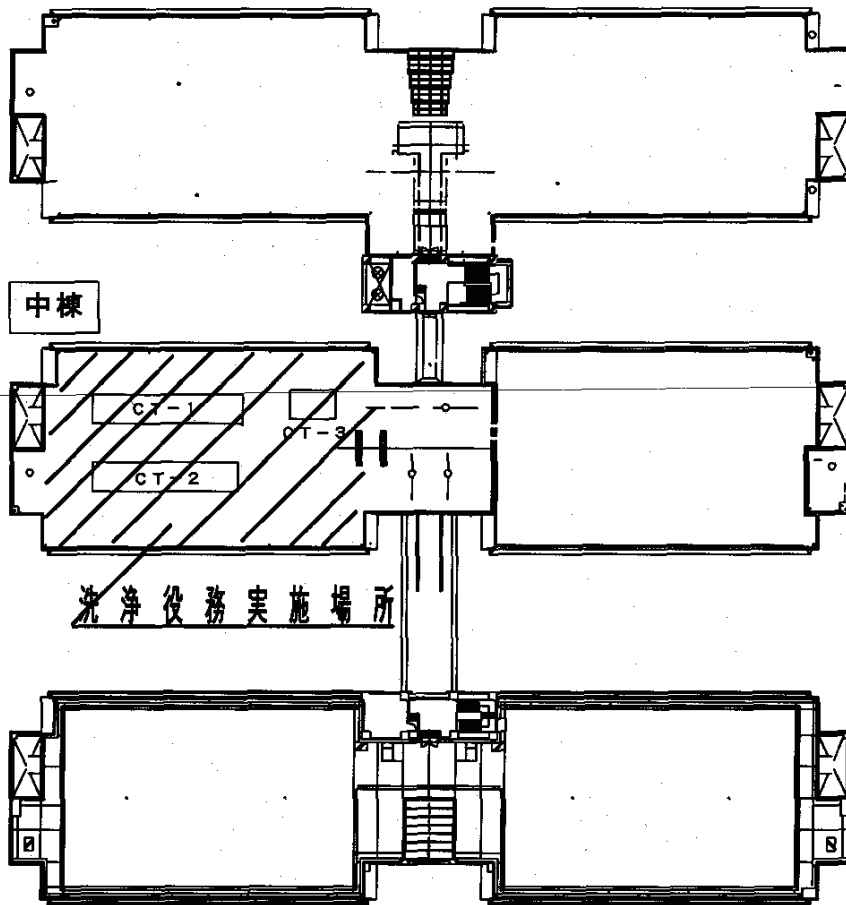


案内配置図 S=1/10000

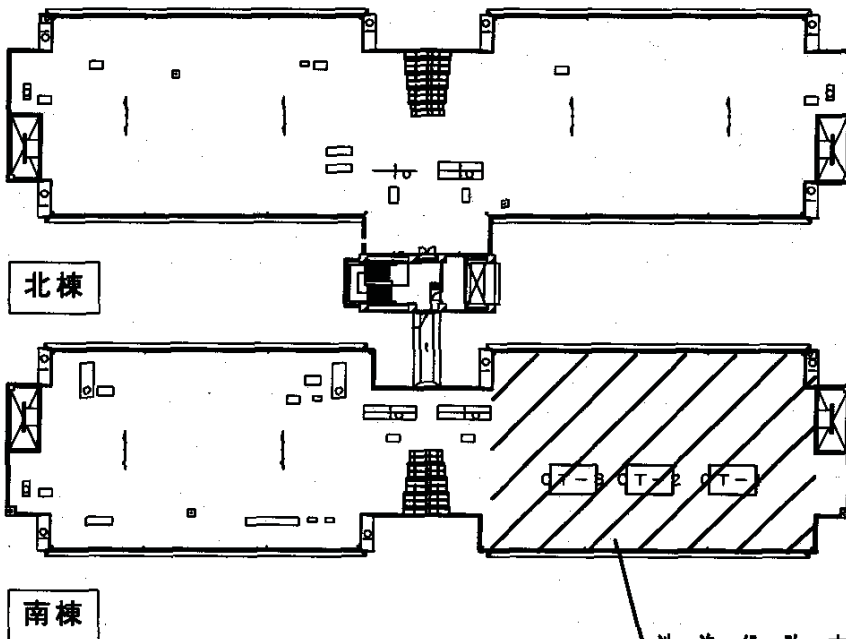


駐屯地配置図 S=1/5000

役務件名	冷却水管洗浄役務	図面番号	4/5
種別	図示による	縮尺	図示
陸上自衛隊補給統制本部總務部管理課			



A庁舎中棟R階平面図 S=1/800



B庁舎南棟R階平面図 S=1/800

役務件名	冷 却 水 管 洗 淨 役 務	図面番号	5/5
種 別	平 面 図	縮 尺	図示
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

仕様書

- 1 件名 ターボ冷凍機分解整備
 2 場所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
 3 業務概要

- (1) ターボ冷凍機分解整備
 (2) 期間 平成23年4月1日 ~ 平成26年3月31日

共通仕様書

1 点検設備

(1) 概要

設備名称	規格等	数量	設置場所
ターボ冷凍機	三菱重工(株)製 冷凍機 ATN-31T 圧縮機 MSA-CB-T	2台	庁舎B地階 熱源機械室

- (2) 細部点検設備等は、特記仕様書による。
 (3) 駐屯地配置図は、図面番号5/6(付図1)による。

2 総則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

5 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な最小限の電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
 (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
 (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。

6 諸法規の遵守

受託者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業

- (1) 業務作業者は、分解整備の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
 (2) 法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
 a 資格
 三菱重工業(株)の三菱重工サービス技術員認定書を有する者
 b 履行に当たってライセンスその他技術援助協定が必要とされる場合は、製造企業とライセンスその他援助技術協定を締結している会社、団体等が実施する。
 (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

8 総括責任者

- (1) 受託者は、業務作業者の中から総括責任者を選任するものとする。
 (2) 総括責任者の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

役務件名	ターボ冷凍機分解整備	図面番号	1/6
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、監督官及び官側と協議するものとする。

13 完了検査等

- (1) 分解整備の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出ものとする。なお、報告書書式については、官側と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 総括責任者の選任（解任）届
- ウ 勤務員の指定（取消）届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

・業務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出）

カ 管側より提示されたデータは、全て管側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）及びネガ帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記録媒体（MO、CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

撮影画素数 80万画素以上

ファイル形式 J P E G

施工写真は、カラーサービス版に印刷すること。

業務に関する申請及び提出書類は全て管側で示す企画様式により作成し、A4ファイルにより提出すること。

（完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出）

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 停電の調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。

役務件名	ターボ冷凍機分解整備	図面番号	2/6
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

1 一般事項

- (1) ターボ冷凍機は「高圧ガス保安法」、「冷凍保安規則」及び「冷凍保安規則関係基準」に定めるところによる。
 (2) 特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律第23条第1項の規定に基づき、特定フロンの排出抑制使用合理化指針に従って整備作業を行うこと。

2 整備概要

- (1) ターボ冷凍機分解整備
- ① 重量足場、床養生作業
 - ② 保冷材、ラッキング取外及び復旧作業
 - ③ 冷媒、潤滑油抽出及び充填作業
 - ④ 小径配管取外及び復旧作業
 - ⑤ 圧縮機分解点検整備（部品交換含む）
 - ⑥ 電動機分解点検整備（部品交換含む）
 - ⑦ 加圧漏れ検査
 - ⑧ 真空引き、真空放置検査
 - ⑨ 外面補修塗装作業
 - ⑩ 試運転調整

3 整備内訳

(1) 整備内容及び実施時期

機器名称	整備内容	実施時期
ターボ冷凍機3号機 (RR-3) 三菱重工(株)製 冷凍機 ATN-31T 圧縮機 MSA-CB-T 試運転調整	交換部品は 図面番号4/6 (交換部品等一覧表) のとおり 作動点検・調整 1式	平成23年度
ターボ冷凍機2号機 (RR-2) 三菱重工(株)製 冷凍機 ATN-31T 圧縮機 MSA-CB-T 試運転調整	交換部品は 図面番号4/6 (交換部品等一覧表) のとおり 作動点検・調整 1式	平成25年度

- (2) 交換部品、保温仕様及び塗装（外面補修塗装）仕様は、製造会社（三菱重工㈱）の標準仕様による。

4 検査

整備完了後、運転状況が正常であることを確認する。

5 その他

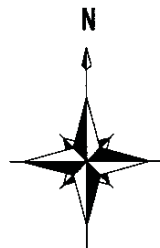
- (1) 作業時期及び時間帯においては、監督官と十分に調整後実施する。
 (2) 引渡を要する発生材は、金属類とし、監督官の指示する構内場所に返納運搬する。
 (3) 請負者は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を遵守して実施する。
 (4) 本修理役務に伴う発生材のうち引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員
 の指示を受けた場所に整理のうえ発生材調書を作成して監督職員に提出する。
 また、監督官に引渡しを要するものと指定されたもの以外のものは、廃棄物処理法等に定めるところにより適切に処理し、監督職員に報告するとともに産業廃棄物管理表（マニフェスト）を提出する。
 (5) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。
 また、搬入ごとに監督職員に報告すると共に、材料検査簿（部隊指定）を提出し検査を受ける。

役務件名	ターボ冷凍機分解整備	図面番号	3/6
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

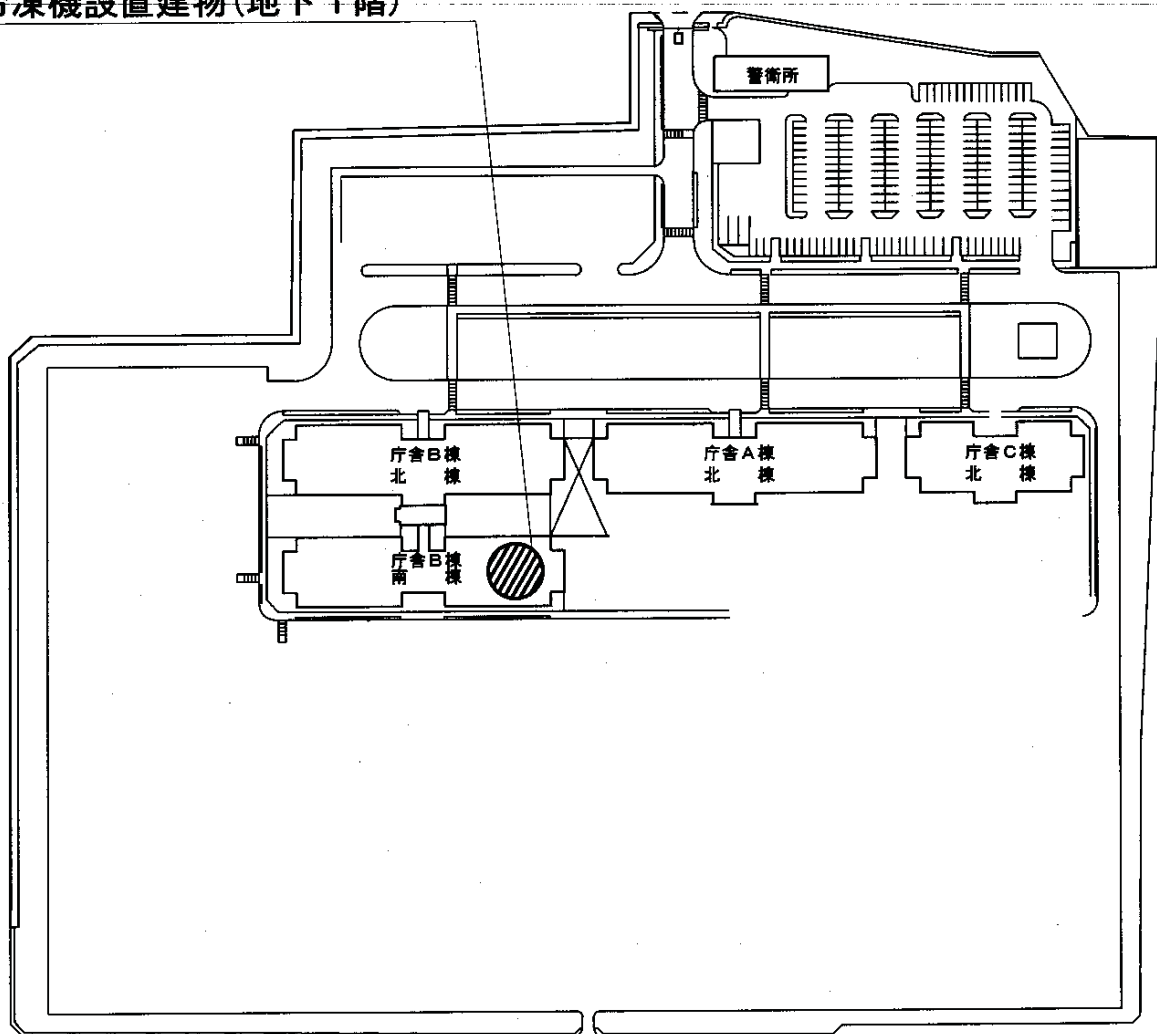
ターボ冷凍機交換部品等一覧表(1基分)

品目	規格・寸法	数量
1. 交換部品		
羽根車用衛帯	637925865	1 個
釣合板用衛帯	637923330	1 個
羽根車締付ボルト	637911074	3 個
羽根車座金	637912201	1 個
大歯車締付ボルト	637925024	5 個
シーリング(電動機側)	637921075	1 個
低速軸スラスト軸受	637921111	1 個
高速軸前部軸受	637922335	1 個
高速軸後部軸受	637922336	1 個
低速軸受	637922337	1 個
電動機側軸受	637922338	1 個
低速軸スラストカラー(前面側)	637981110	1 個
ベーンシャフト	63RA44010	1 個
シャフト受け	63RA44012	1 個
ラプチャーディスクユニット(1.5k)	635917050	1 個
オイルフィルターエレメント	635945429	1 個
絶縁テープ	635945735	1 個
ドライヤー	635946250	2 個
冷媒フィルターエレメント	635946416	1 個
ディスクホルダー	63RA99001	1 個
ダイヤフラム	63RA99002	1 個
ガスケットキット	63RA99004	2 個
Oリング(ベーンシャフト)	63RAA4001	1 個
Oリング(ベーンシャフト)	63RAA4002	2 個
パッキン(ベーンシャフト受け)	63RC66158	1 個
パッキン(油ポンプ本体)	63RC65278	1 個
パッキン(油ポンプ吐出管)	63RC65279	1 個
パッキン(油タンク接続、冷媒油戻管)	63RC65307	4 個
パッキン(吸入管)	63RC63805	2 個
パッキン(吐出管)	63RC63807	1 個
パッキン(塞止板兼モーター座)	63RC63411	1 個
パッキン(塞止板)	63RC63341	1 個
パッキン(サーマルパージ)	99-2012755	1 個
ビクトリックジョイントゴム(吐出管)	三菱重工製ATN-31T用	1 個
サーマルパージ吐出電磁弁	三菱重工製ATN-31T用	1 個
サーマルパージ吐出逆止弁	633606868	1 個
シートパッキン(逆止弁用)	63RA67010	1 個
サーマルパージ用フロート弁	三菱重工製ATN-31T用	1 個
特殊継手	635941379	2 個
ボールベアリング	NTN-6900	3 個
ナット	NTN-AN00	3 個
座金	NTN-AW00	3 個
ガイド板	三菱重工製ATN-31T用	3 個
舌付座金	三菱重工製ATN-31T用	3 個
調整座金	三菱重工製ATN-31T用	3 組
冷媒	R-123×50kg缶	7 缶
潤滑油	ダイヤメント・フリス・MS-56(F)×20%缶	2 缶

役務件名	ターボ冷凍機分解整備	図面番号	4/6
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給本部総務部管理課			

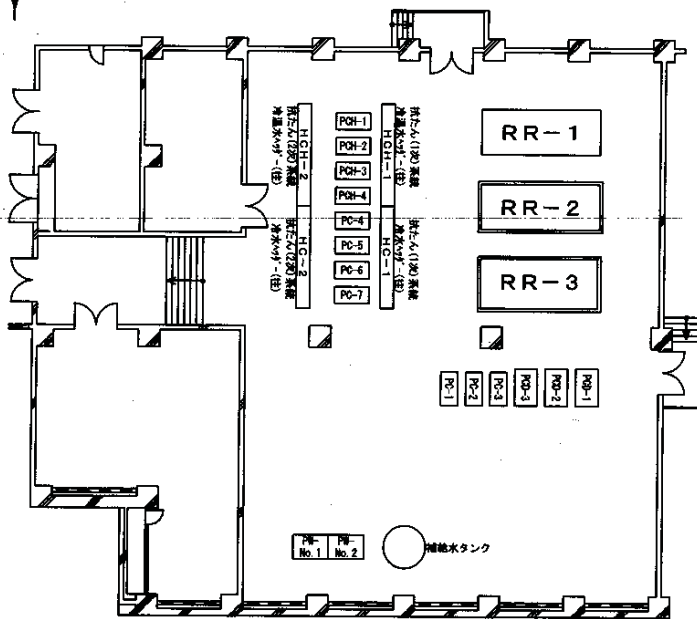


夕一水冷凍機設置建物(地下1階)



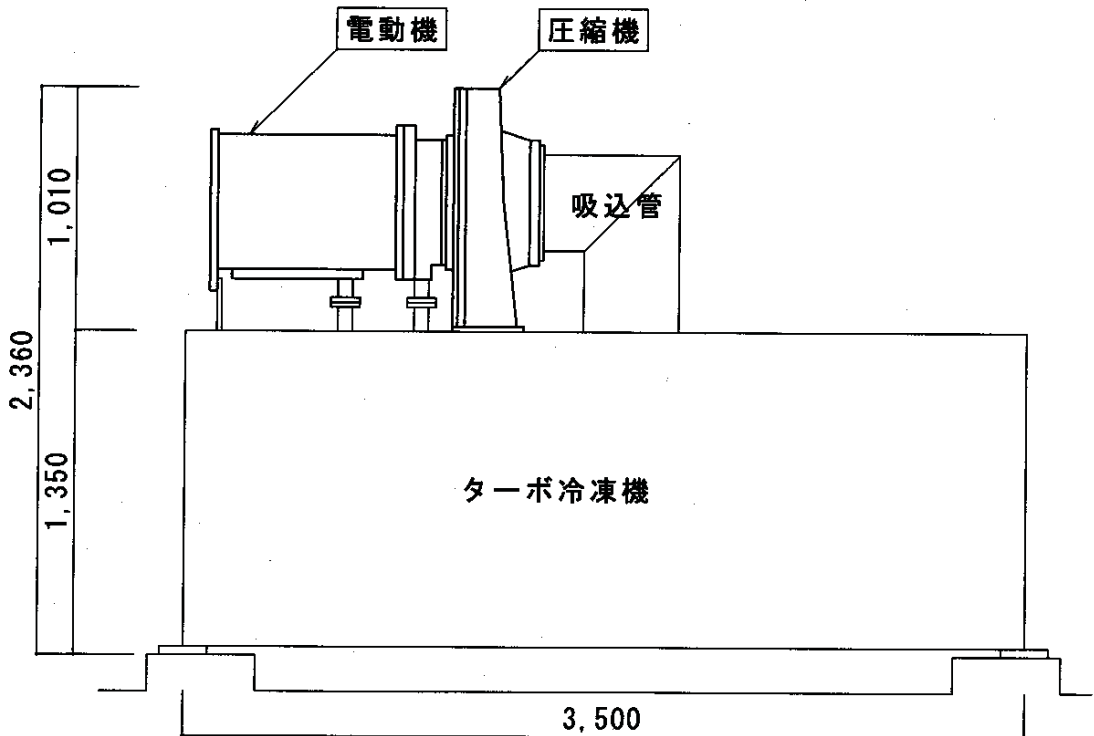
付図1 配置図 S=1/2500

役務件名	夕一水冷凍機分解整備	図面番号	5/6
種別	駐屯地配置図	縮尺	1/2500
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



熱源機械室機器配置図 S=1/300

設備名称	機器番号
ターボ冷凍機 1号機	RR-1
ターボ冷凍機 2号機	RR-2
ターボ冷凍機 3号機	RR-3
冷水1次ポンプ No.1	PC-1
冷水1次ポンプ No.2	PC-2
冷水1次ポンプ No.3	PC-3
冷水2次ポンプ No.1	PC-4
冷水2次ポンプ No.2	PC-5
冷水2次ポンプ No.3	PC-6
冷水2次ポンプ No.4	PC-7
補給水ポンプ No.1	PW-No.1
補給水ポンプ No.2	PW-No.2
冷却水ポンプ No.1	PCD-1
冷却水ポンプ No.2	PCD-2
冷却水ポンプ No.3	PCD-3
冷温2次水ポンプ No.1	PCH-1
冷温2次水ポンプ No.2	PCH-2
冷温2次水ポンプ No.3	PCH-3
冷温2次水ポンプ No.4	PCH-4
膨張タンク	TE-1
膨張タンク	TE-2
補給水タンク	



ターボ冷凍機姿図 S=1/30

役務件名	ターボ冷凍機分解整備	図面番号	6/6
種別	図示による	縮尺	図示
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

一般仕様書

1 件名

高置水槽・受水槽清掃等役務

2 場所

東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地

3 業務範囲

陸上自衛隊十条駐屯地における、高置水槽・受水槽清掃等役務を実施する。

4 一般共通事項

(1) 総則

ア この仕様書は、平成23～25年度高置水槽・受水槽清掃等役務に関する事項について規定する。

イ 請負業者は、陸上自衛隊十条駐屯地で従事させる作業員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し、一切の責任を負い、関係法令及び規律等を遵守するものとする。

(2) 勤務員

ア 請負業者は、高置水槽・受水槽清掃等役務に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。

イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認めらるものがあった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を取らなければならない。

(3) 現場代理人

ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。

イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分に理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

(4) 実施工程

請負業者は、特記仕様書を基に工程表を作成し、監督官に提出するものとする。

(5) 安全上の措置

ア 業務の実施に当たっては常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

イ 請負業者は、業務作業の不注意により建物等を破傷させた場合は、請負業者の責任において早急に現状復旧補修を実施すること。

(6) 保全上の措置

保全上、許可を受けていない場所への立ち入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入りする必要が生じた場合は、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。なお、業務実施に伴い、知り得た情報等は決して外部に漏らしてはならない。漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとること。

5 提出書類

請負業者は、官側の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。

- ・現場代理人の選任（解任）届
- ・勤務員の指定（取消）届
- ・工程表
- ・役務完了届
- ・その他官側の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て官側が示す規格様式により作成し、提出すること。

監督官から受けたデータ等は、全て監督官に返納すること。

6 写真撮影

本役務の写真は、施工前、施工中、施工後及び主要な施工段階ごと、その他監督官が指示する箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を工程順に工事写真帳（A4版）に整理し検査前に1部提出する。なお、デジタルカメラで撮影する場合は、80万画素数以上を使用すること。

7 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

特記仕様書

1 目的

陸上自衛隊十条駐屯地における高置水槽・受水槽を清掃により衛生的確保を図るとともに、専門的見地から点検により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

2 一般事項

- (1) 本役務は、仕様書に記載されている事項のほか、「水道法」、「水道法施行令」及び「水道法施行規則」、「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び「同法に基づく厚生労働省告示」、並びに「東京都水道条例」及び「東京都水道条例施行規程」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、「下水道法」、「下水道法施行規則」及び「下水道法施行規則」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示に従う。
- (2) 本役務を各年度実施する前に次の書類(写し)を提出し監督官の承認を得ること。
 - ア 法令により業務を行う者の資格が定められている「貯水槽清掃作業監督者」
 - イ 作業実施日から6ヶ月以内に実施した公的検査機関発行の「細菌検査結果表」
- (3) 本役務を実施する際、次の事項を留意すること。
 - ア 作業は、健康状態の良好な者が行う。
 - イ 作業衣及び使用器具は、水槽の掃除専用のものである。又、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにすること。
 - ウ 水槽内の照明、換気等に十分注意して事故防止を図る。
 - エ 清掃作業は、受水槽及び高置水槽を同一の日に行う。また、断水することなく、各水槽1槽ごと実施する。ただし、工業用水受水槽及び高置水槽については、閉庁日に実施すること。(工業用水受水槽は、2槽式でない為。)
 - オ 本役務は年1回実施するものとし、10月に実施すること。

3 清掃及び点検設備

概要は次の表による。

設備名称		有効容量	材質等	設置場所
上水道	受水槽	147 m ³	FRP製パネルタンク(保温型) 180 t (8.0×9.0×2.5H) 2槽式	C庁舎前 儀状広場内
	高置水槽	27 m ³	FRP製パネルタンク(保温型) 42 t (7.0×3.0×2.0H) 2槽式	C庁舎屋上
工業用水	受水槽	24 m ³	RC槽 129 t (7.0×9.2×2.0H) 1槽式	C庁舎地下1階
	高置水槽	5 m ³	FRP製パネルタンク(保温型) 9 t (1.5×3.0×2.0H) 2槽式	C庁舎屋上

4 業務要領

- (1) 清掃作業は次による。
 - ア 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等の付着した物質を除去する際は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行う。
 - イ 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行う。
 - ウ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が水槽内に流入しないようにする。
- (2) 消毒作業は次による。
 - ア 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行う。
 - イ 消毒液は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
 - ウ 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
 - エ 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除する。
 - オ 消毒終了後は、水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

- (3) 消毒後の水槽の水張りは次による。
消毒後の水洗い及び水槽内への水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。(上水受水槽及び高置水槽には上水を、工業用水受水槽及び高置水槽には工業用水を注入する。)
- (4) 汚泥等の処理は次による。
清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理する。
- (5) 水質検査及び残留塩素測定は次による。
水槽の水張り終了後、給水栓及び受水槽並びに高置水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を次の表に基づき行い、官側に承認を受けるものとする。なお、水質基準が記載された「水質検査成績書」は工期内に提出すること。

種別	項目	水質基準	検査方法
上水道	残留塩素の含有率	遊離の場合は0.2mg/l以上であること。 結合の場合は1.5mg/l以上であること。	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法
	色度	5度以下であること。	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
	濁度	2度以下であること。	
	臭気	異常でないこと。	
	味	異常でないこと。	
工業用水	遊離残塩素	0.1mg/l以上であること。	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法
	P H値	5.8以上8.6以下であること。	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
	臭気	異常でないこと。	
	外観	ほとんど無色透明であること。	
	大腸菌	検出されないこと。	
	濁度	2度以下であること。	

- (6) 点検保守は次による。
- ア 点検保守要領については付表による。
- イ 点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
- 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - 消耗している部品の交換
 - 軽微な損傷がある場合の補修
 - その他これらに類する軽微な作業
- (7) 作業終了後、速やかに清掃作業報告書及び点検結果報告書を提出するとともに、異常があった場合は専門的見地により保守の措置を書面にて提出すること。なお、点検結果報告書の書式は官側の承認を受けること。
- (8) 点検等作業終了後以降、不具合等の連絡を受けた場合は、速やかに調査・調整すること。
- (9) 作業上の留意点
- ア 作業を実施する際、除去物質の飛散、悪臭発散防止、消毒等に配慮する。
- イ 作業の際には、火気に注意するとともに、事故防止に留意する。
- ウ 作業に必要な消耗品等は、請負業者の負担とする。
- エ 機械停止調整等は十分余裕をもって行い、復旧後は完全に元の状態になっていることを確認する。

高置水槽・受水槽点検保守要領

点 検 項 目	点 検 保 守 内 容	備 考
1 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③ 架台のさび、腐食等の有無を点検する。 ④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。 ⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等を確認する。	
2 外観の状況本体 【外部ケーシング】	① 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。 ② 接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。 ③ 内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。 ④ マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。	
3 附属装置 a ボールタップ・定水位弁 b 水面制御及び警報装置 【フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒】	① 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。 ② 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝動のないことを確認する。 ① 汚れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 ② 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。 ③ 作動の良否を点検する。	
4 配管	① 変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 ② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。	

一般仕様書

1 件名

排水槽清掃等役務

2 場所

東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地

3 業務範囲

陸上自衛隊十条駐屯地における、汚水槽、雑排水槽、調整槽、排水槽、スカム貯留槽及び汚水枡の清掃・点検保守並びに排水管の高圧洗浄を行う。

4 予定期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

5 一般共通事項

(1) 総則

- ア この仕様書は、平成23～25年度排水槽清掃等に関する事項について規定する。
- イ 請負業者は、陸上自衛隊十条駐屯地で従事させる作業員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し、一切の責任を負い、関係法令及び規律等を遵守するものとする。

(2) 現場代理人

- ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。
- イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分に理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

(3) 勤務員

- ア 請負業者は、排水槽清掃等に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。
- イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認めらるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を取らなければならない。

(4) 実施工程

請負業者は、特記仕様書を基に工程表を作成し、監督官に提出するものとする。

(5) 保全上の措置

保全上、許可を受けていない場所への立ち入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入りする必要が生じた場合は、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。なお、業務実施に伴い、知り得た情報等は決して外部に漏らしてはならない。漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとること。

(6) 安全上の措置

請負業者は、業務作業の不注意により建物等を破傷又は漏水させた場合は、請負業者の責任において早急に現状復旧補修を実施すること。

6 提出書類

請負業者は、官側の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。

- ・現場代理人の選任（解任）届
- ・勤務員の指定（取消）届
- ・工程表
- ・役務完了届
- ・その他官側の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て官側が示す規格様式により作成し、提出すること。

監督官から受けたデータ等は、全て監督官に返納すること。

7 写真撮影

本役務の写真は、施工前、施工中、施工後及び主要な施工段階ごと、その他監督官が指示する箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を工程順に工事写真帳（A4版）に整理し検査前に1部提出する。なお、デジタルカメラで撮影する場合は、80万画素数以上を使用すること。

8 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

特記仕様書

1 目的

陸上自衛隊十条駐屯地における排水槽等の清掃及び点検保守によって、建築物の衛生的確保を図ることともに、建築物の劣化及び不具合状況の把握、機械設備の機能維持、故障を未然防止することを目的とする。

2 一般事項

- (1) 本役務は、仕様書に記載されている事項のほか、「下水道法」、「下水道法施行令」及び「下水道法施行規則」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び「同法に基づく厚生労働省告示」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示に従う。
- (2) 本役務を実施する際、次の事項を留意すること
 - ア 蚊、ハエ等の発生防止に努め、清潔を保持する。
 - イ 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。
 - ウ 清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。
 - エ 水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保する。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。
 - オ 清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意する。

3 清掃要領

- (1) 清掃時期は次による。

汚水槽、雑排水槽及び調整槽は年3回実施するものとし、清掃時期は5月、9月、1月を基本とする。排水槽、スカム貯留槽及び汚水枡については、年1回とし9月に実施する。また、排水管高圧洗浄についても年1回とし5月に実施する。なお、役務実施日は平日を基本とし作業時間は0830～1715とする。ただし、調整槽については、閉庁日に実施するものとする。
- (2) 清掃作業は次による。
 - ア 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。
 - イ 流入管及び散気管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。
 - ウ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法等」の規定に基づき、適正に処理する。
 - エ 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。
- (3) 排水管高圧洗浄は次による。
 - ア 各マンホール及び排水の系統を確認する。
 - イ 下流マンホールより上流マンホールに向け高圧ジェット洗浄機(150～180kg/cm²-38L/min同等)を行う。
 - ウ マンホール内の付着物を除去搬出する。
 - エ マンホールの消毒・消臭をする。
- (4) 清掃対象設備は、付表1とし、配置図等は付図2～8による。

4 点検保守要領

- (1) 点検時期は次による。
 - ア 汚水槽、雑排水槽、調整槽、排水槽、スカム貯留槽及び汚水枡の点検は清掃時に実施するものとする。
 - イ 湧水ポンプの点検は年1回とし、1月に実施するものとする。
- (2) 点検保守作業は次による。
 - ア 点検は、付表6・7に定めるところにより適正に実施する。保守の内容については次のとおりとする。
 - a 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - b 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - c ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - d その他これらに類する軽微な作業
 - イ 点検保守に必要な工具類及び消耗品は請負業者の負担とする。
 - ウ 作業終了後に、点検報告書を提出すること。
- (3) 点検対象設備は、付表1～5とする。

5 産業物処理要領

- (1) 槽内に貯留された対象物をバキューム車等による場外搬出し、適正に処分する。
- (2) 産業廃棄物管理票は、請負業者負担とし排出前作業、運搬受託者、処分受託者、運搬先の事業場、その他必要な事項は記入し提出すること。
- (3) 各回ごとの作成した産業廃棄物管理票（E票）は速やかに処置し提出すること。ただし、3回目については各年3月31日までに処置すること。

付表1 排水槽等一覧表

建物名称等			水槽区分	有効容量 (m ³)	備考
庁舎A棟	北棟	ピット階	雑排水槽 ①	1.4	
庁舎A棟	中棟	ピット階	雑排水槽 ②	1.6	
庁舎A棟	南棟	ピット階	汚水槽 A	3.3	
庁舎A棟	南棟	ピット階	汚水槽 B	2.0	
庁舎B棟	北棟	ピット階	汚水槽 C	4.0	
庁舎B棟	南棟	ピット階	雑排水槽 ③	2.4	
庁舎B棟	南棟	ピット階	雑排水槽 ④	1.2	
庁舎B棟	南棟	ピット階	調整槽	63.2	
庁舎B棟	南棟	ピット階	スカム槽	13.5	
庁舎B棟	南棟	ピット階	排水槽	37.4	
庁舎C棟	北棟	ピット階	雑排水槽 ⑤	2.6	
庁舎C棟	北棟	ピット階	汚水槽 D	2.1	
隊舎C棟	南側屋外		汚水枡	0.8	

付表2 湧水ポンプ一覧表

建物名称等				系統名	型式	口径 (φ)	全揚程 (m)	モーター (kW)	設置数 (台)
1	庁舎A棟	北棟	ピット階	PD-2	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
2	庁舎A棟	北棟	ピット階	PD-3	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
3	庁舎A棟	北棟	ピット階	PD-4	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
4	庁舎A棟	北棟	ピット階	PD-5	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
5	庁舎A棟	中棟	ピット階	PD-7	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
6	庁舎A棟	中棟	ピット階	PD-8	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
7	庁舎A棟	中棟	ピット階	PD-9	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
8	庁舎A棟	中棟	ピット階	PD-10	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
9	庁舎A棟	中棟	ピット階	PD-11	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
10	庁舎A棟	南棟	ピット階	PD-16	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
11	庁舎A棟	南棟	ピット階	PD-17	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
12	庁舎A棟	南棟	ピット階	PD-18	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
13	庁舎A棟	南棟	1階	PD-21	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
14	庁舎A棟	南棟	1階	PD-22	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
15	庁舎B棟	北棟	ピット階	PD-2	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
16	庁舎B棟	北棟	ピット階	PD-3	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
17	庁舎B棟	北棟	ピット階	PD-4	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
18	庁舎B棟	南棟	ピット階	PD-6	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
19	庁舎B棟	南棟	ピット階	PD-7	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
20	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-1	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
21	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-2	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
22	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-3	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
23	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-4	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
24	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-5	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
25	庁舎C棟	中棟	ピット階	PD-6	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
26	庁舎C棟	中棟	ピット階	PD-7	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
27	庁舎C棟	中棟	ピット階	PD-8	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
28	庁舎C棟	南棟	1階	PD-9	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
29	庁舎C棟	南棟	1階	PD-10	50DWS5.75A	50	16.5	0.75	2
小 計									58

付表3 汚水ポンプ一覧表

建物名称等				系統名	型式	口径 (φ)	全揚程 (m)	モーター (kW)	設置数 (台)
1	庁舎A棟	北棟	ピット階	PD-12	BU4-805-2.2	80	13	2.2	2
2	庁舎A棟	南棟	ピット階	PD-15	BU4-655-1.5	65	12	1.5	2
3	庁舎B棟	北棟	ピット階	PD-9	BU4-805-2.2	80	13	2.2	2
4	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-12	BU4-655-1.5	65	11	1.5	2
5	隊舎C棟	南側屋外		S-60	50DMV5.4	50	4	0.4	2
小計									10

付表4 雑排水ポンプ一覧表

建物名称等				系統名	型式	口径 (φ)	全揚程 (m)	モーター (kW)	設置数 (台)
1	庁舎A棟	北棟	ピット階	PD-14	ZU3-505-1.5	50	15	1.5	2
2	庁舎A棟	中棟	ピット階	PD-9	ZU3-505-1.5	50	15	1.5	2
3	庁舎B棟	南棟	ピット階	PD-10	ZUJ-655-1.5	65	12	1.5	2
4	庁舎B棟	南棟	ピット階	PD-11	ZUJ-655-1.5	65	14	1.5	2
5	庁舎C棟	北棟	ピット階	PD-16	WUJ-655-1.5	65	11	1.5	2
小計									10

付表5 雨水ポンプ一覧表

建物名称等				系統名	型式	口径 (φ)	全揚程 (m)	モーター (kW)	設置数 (台)
1	庁舎ドライエリア		北側	PD-1	BU4-1005-5.5	100	15	5.5	2
2	庁舎ドライエリア		南側	PD-18	BU4-1005-5.5	100	15	5.5	2
3	庁舎B棟	南棟	地下階	PD-8	WU-505-1.5	50	15	1.5	2
小計									6

付表6 雑排水槽、汚水槽、汚水桝、調整槽、スカム槽、排水槽

点検項目	点検及び保守内容	備考
1. 本体	① 内部の浮遊物及び沈殿物の状況を点検する。 ② 漏水及び壁面等の損傷、き裂、さび等の有無を点検する。 ③ マンホールの密閉状態の良否を点検する。	
2. 水面制御及び警報装置 【フロートスイッチ、レベル スイッチ、電極棒】	① 損傷及び腐食の有無を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	
3. 配管	① 水漏れ及び詰まりの有無を点検する。 ② さび、腐食、損傷等の有無を点検する。 ③ 配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無を点検する。 ④ 配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無を点検する。	

表7 排水ポンプ

点検項目	点検及び保守内容	備考
1. 本体・着脱装置・ガイド部	① 腐食、損傷等の有無を点検する。	
2. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。 ② 回転方向が正しいことを確認する。 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ④ 運転電流が定格値以下であることを確認する。	
3. ケーブル	① 損傷等の有無を点検する。 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
4. 圧力計	① 腐食、損傷等の有無を点検する。 ② 正常値を示していることを確認する。	
5. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ② 運転電流が定格以下であることを確認する。	

仕様書

1 件 名 真空式温水発生器点検保守
 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内

共通仕様書

1 総 則

本点検保守は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

2 目 的

本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。

4 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。

5 諸法規の遵守

受託者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

6 業務作業者

- (1) 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
- (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

7 現場代理人

- (1) 受託者は、業務作業者の中から現場代理人を選任するものとする。
- (2) 現場代理人の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

8 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

9 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。

10 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

11 関連業務との調整

本業務とは契約外で、関連する業務が発生した場合については、相互で調整を図るものとする。

役務件名	真空式温水発生器点検保守	図面番号	1/10
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

12 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出ものとする。なお、報告書書式については、官側と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

13 提出書類

- (1) 受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

ア 業務計画書

- イ 現場代理人の選任（解任）届
- ウ 勤務員の指定（取消）届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの。

(7) 役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。（完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出）

(4) 官側より提示されたデータは全て官側に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

14 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体（MO、CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

- ・総画素数 80万画素以上
- ・ファイル形式 JPEG

15 稟 義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において稟義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

16 一般事項

- (1) 真空式温水発生器は、「消防法」及びに同法に基づく各地方条例、「危険物の規制に関する政令」及び同規則並びに「ガス事業法」及び「液状石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の定めるところによるものとする。
- (2) 貯湯タンクは、「労働安全衛生法」及び「ボイラー及び圧力容器安全規則」又は「人事院規則第10-4号」の定めるところによる。
- (3) 点検及び保守は、原則として機器を停止し、安全な状態で作業を行うものとする。
- (4) 点検及び保守を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	真空式温水発生器点検保守	図面番号	2/10
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

1 業務概要

(1) 真空式温水発生器、附属設備の点検保守及び給湯1次ポンプ分解整備

2 点検設備

(1) 概要

設備名称	設備内容	場所
真空式温水発生器	本体(タクマGKSL-630BZ)×3基	庁舎A北棟地階
貯湯温水ボイラーガス抜き	本体(三浦工業NWB-32)×1基	食堂(厨房)
貯湯タンク	貯湯槽×9台	庁舎A北棟地階、隊舎A、B、C
附属ポンプ	ポンプ×12台	体育館、食堂、浴場 庁舎A北棟地階

(2) 細部点検設備等は、附属書1による。

(3) 駐屯地配置図は、付図1により、庁舎の地階平面図は、付図2による。

3 実施要領

(1) 点検保守の周期は、年1回とし、付表1から付表3により適正に実施し、点検報告書を提出するものとする。

(2) 業務に際して、計画等を作成し、官側と協議するものとする。

(3) 点検結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗部品の交換又は補充

(ア) 潤滑油、グリス、充填油等

(イ) ランプ類、ヒューズ類

(ウ) バッキン、ガスケット、Oリング類

(エ) 精製水

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある場合の補修

キ 塗装(タッチペイント)

ク その他これらに類する軽微な作業

(4) 下表の部品を交換すること。

ア 部品交換一覧表

名称	規格	対象機器名称	数量	場所
防食用マグネシウム棒	1m	貯湯温水ボイラー NVVB-32	1本	食厨
テフロン製バッキン	マンホール400A×JIS10K	貯湯タンク	2枚	浴場
			2枚	隊舎A
			1枚	隊舎B
			1枚	隊舎C
			1枚	体育館
テフロン製バッキン	マンホール450A×JIS10K	貯湯タンク	1枚	食厨
			1枚	庁舎A熱源機械室

役務件名	真空式温水発生器点検保守	図面番号	3/10
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

1 温水発生器

機器名称	メーカー・規格	設置場所	能力	台数	電熱面積	備考
真空式温水発生器	タクマ GKSL-630BZ	庁舎A 北棟地階	630,000 Kcal/h	3	13.9㎡	ガス・灯油
貯湯温水ボイラー ガス焼き	三浦工業 NVVB-32	食堂(厨房)	130,000 Kcal/h	1	2.4㎡	ガス

2 貯湯タンク

機器名称	メーカー・規格	設置場所	能力	台数	能力：容量	備考
貯湯タンク	小沢工業 TVS-1	庁舎A北棟地階 機械室	貯湯容量 4.5m ³ 最高圧力 0.5MPa	1	4,500L	第2種小型 圧力容器
貯湯タンク	田中工業 TVW-1	隊舎A棟1階	貯湯容量 1.0m ³ 最高圧力 0.5MPa	2	1,000L	第2種小型 圧力容器
貯湯タンク	田中工業 TVW-20	隊舎B棟1階 機械室	貯湯容量 2.0m ³ 最高圧力 0.5MPa	1	2,000L	第2種小型 圧力容器
		隊舎C棟1階 機械室	貯湯容量 2.0m ³ 最高圧力 0.5MPa	1	1,000L	
		体育館機械室	貯湯容量 2.0m ³ 最高圧力 0.5MPa	1	2,000L	
貯湯タンク	日東工業 TVS-1	食堂	貯湯容量 3.0m ³ 最高圧力 0.5MPa	1	3,000L	第2種小型 圧力容器
貯湯タンク	日東工業 TVS-1 TVS-2	浴場	貯湯容量 1.7m ³ 最高圧力 0.5MPa	2	1,700L	第2種小型 圧力容器

3 附属ポンプ

機器名称	規格(型式)・番号	設置場所	能力	台数	備考
給湯一次ポンプ	QJS-405-2M 5.5 PHW-1・PHW-2・PHW-3	庁舎A北棟地階 熱源機械室	5.5kw	3	
給湯二次ポンプ	QUAS-405-2M 2.2 PHW-4・PHW-5	庁舎A北棟地階 熱源機械室	2.2kw	2	
	QFS-325-2M 0.75 PHW-6・PHW-7	庁舎A北棟地階 熱源機械室	0.75kw	2	
温水一次ポンプ	GEL-80×655G-4M 5.5 PH-1・PH-2・PH-3	庁舎A北棟地階 熱源機械室	5.5kvv	3	
温水二次循環ポンプ	GEL-150×1255G-4M 18.5 PH-4(Na1)・PH-4(Na2)	庁舎A北棟地階 熱源機械室	18.5kw	2	

役務件名	真空式温水発生器点検保守	図面番号	4/10
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1-1 真空式温水発生器（1Y）

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	<ul style="list-style-type: none"> ① 亀裂、沈下の有無を確認する。 ② ボルトの緩みの有無を点検する。 	
2 外観の状況 (1)本体 (2)保温材	<ul style="list-style-type: none"> ① 汚れ及び燃焼ガス漏れ並びに焚口及び掃除口付近の焼損の有無を点検する。 ① 脱落、損傷等の有無を点検する。 	
3 内部の状況 (1)燃焼室及び伝熱面 (2)熱交換器 (3)煙道及び煙突	<ul style="list-style-type: none"> ① 清掃のうえ、過熱及び腐食等の劣化並びに水漏れの有無を点検する。 ② 真空度が規定の許容範囲内にあることを確認する。 ③ 燃焼ガス漏れの有無を点検する。 ④ 運転時にボイラー水位が規定の許容範囲内にあることを確認する。 ① 接続部の水漏れの有無を点検する。 ② 汚れ及び詰まりの有無並びに流量の適否を点検する。 ③ 逃し弁を分解清掃し、腐食、損傷等の有無を点検する。 ① 割れ、腐食等の劣化及び雨水の侵入の有無を点検する。 ② 排ガスの漏れの有無を点検する。 ③ 耐火レンガ及びキャストブルの破損及び脱落並びにすすの堆積の有無を点検する。 	
4 付属品 (1)抽気装置 (真空式に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ① 作動の良否を点検する。 ② 抽気ポンプのグランドパッキンの損傷等の有無を点検する。 ③ 弁の損傷等の劣化及び詰まりの有無を点検する。 ④ 配管接続部の緩み及び水漏れの有無を点検する。 ⑤ 抽気ブローの良否を点検する。 	

役務件名	真空式温水発生器点検保守	図面番号	5/10
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表1-2 真空式温水発生器 (1Y)

点検項目	点検及び保守内容	備考
(2)制御安全装置	① 温度調節器の作動の良否を点検する。 ② 容解栓及び温度ヒューズの異常の有無を点検する。 ③ 抽気スイッチ及び安全スイッチの作動の良否を点検する。	真空式に限る。
5 燃烧装置 (1)バーナー	① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。	
(2)電極棒 (3)ストレーナー (4)電磁弁及び油圧計 (5)火災検出器 (6)燃料遮断弁	② 点火及び消火の良否を点検する。 ③ 炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。 ④ ノズル、ディフューザー、バーナータイル等の燃損変形、割れ等の有無を点検する。 ① 異物の付着及び腐食の有無を点検する。 ① 漏れの有無を点検する。 ① 作動の良否を点検する。 ① 火災検出器を取出し、検出部の汚れ、燃損、龜裂等の有無を点検する。 ② 検出部の装着及び接触の良否を点検する。 ① 燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることを確認する。 ② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に(社)日本ガス協会が定める「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」により、ガスの漏れ量が規定値以下であることを確認する。 ③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無を点検する。	
6 操作盤	① 盤内機器の取付けの良否並びに過熱及び異臭の有無を点検する。 ② 端子の変色、さび及び汚れの有無を点検する。 ③ 温水発生機運転時の盤内部の温度状況及び結露水の有無を点検する。 ④ 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の良否を点検する。	

役務件名	真空式温水発生器点検保守	図面番号	6/10
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 貯湯タンク(1Y)

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部 (1)基礎 (2)架台 (3)保温材 (4)基礎ボルト等 (5)配管支持の状態	① き裂、沈下等の有無を点検する。 ① 曲り、さび、損傷等の有無を点検する。 ① 脱落、損傷等の有無を点検する。 ① 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。 ① 変形の有無を点検する。	
2 外観の状況	① 本体より分離可能な場合は、加熱管を引出し、内外面のスケール、スラッジ等の異物の付着及び割れ、変形、腐食等の有無を点検する。 ② 締付けボルトの緩み、腐食、曲り等の有無を点検する。 ④ 保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。	
3 内部の状況	① 付着物及び堆積物の有無を点検する。 ② 割れ、腐食、損傷等の有無を点検する。	
4 圧力計、水高計及び温度計	① 指針が大気圧の下でゼロ、点の指示を確認する。 ② 損傷等の有無を点検する。 ③ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無を点検する。 ④ 温度計感温部の腐食及び損傷の有無を点検する。	
5 附属管及び弁 (1)逃し管 (2)その他の管 (3)安全弁及び逃し弁 (4)減圧弁 (5)その他の弁	① 詰まりの有無を点検する。 ② 保温材の脱落及び損傷等の有無を点検する。 ① 変形、腐食、曲り等有無を点検する。 ② 結露の有無を点検する。 ③ 伸縮継手の作動の良否及び損傷等の有無を点検する。 ① 分解のうえ清掃する。 ② 弁及び弁座の損傷の有無を点検する。 ③ 部品を清掃し、損傷等の有無を点検する。 ④ 組み立て後、原則として吹き出しテストをする。 ① 1次側及び2次側の圧力計の圧力変動が許容範囲内であることを確認する。 ② 損傷等の有無を点検する。 ① 作動の良否及び損傷の有無を点検する。	
6 温度調整弁	① 作動の良否を点検する。 ② 損傷等の有無及びスケール付着の有無を点検する。	ヘッダーを除く ヘッダーを除く
7 蒸気トラップ	① 分解清掃のうえ、損傷等の有無を点検する。	
8 防食装置	① 流電陽極法は、防食材の消耗の程度を点検する。 ② 外部電源法は、電極線の消耗の有無及び絶縁状態の有無を点検する。	ヘッダーを除く ヘッダーを除く
9 溶解栓	① 劣化の有無を点検する。	

役務件名	真空式温水発生器点検保守	図面番号	7/10
種別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表2 貯場タンク

9 水質検査

タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査及び残留塩素の測定を次のとおり行い、官側に承認を受けるものとする。

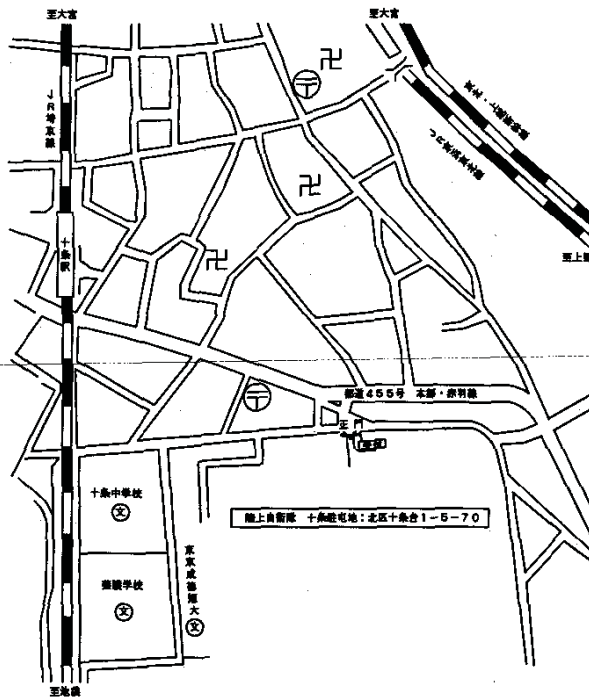
	項目	基準	検査方法
給湯	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法
	色度	5度以下であること	水質基準に関する省令
	濃度	2度以下であること	に定める方法又はこれと
	臭気	異常でないこと	同等以上の精度を有する
	味	異常でないこと	方法

役務件名	真空式温水発生器点検保守	図面番号	8/10
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

付表3給湯・温水ポンプ（1Y）

点検項目	点検及び保守内容	備考
1 基礎・固定部	① 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。 ② 防震装置の変形、劣化等の有無を点検する。	
2 外観の状況	① グランド漏れが正常であることを確認する。 ② シェルの結露水、グランド漏れ等の排水が配水管に流れていることを点検する。	
3 電動機	③ 腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。 ④ 軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。 ⑤ ベルトの損傷等の有無を点検する。 ⑥ 軸継手の芯出しの良否を点検する。 ⑦ ポンプの吸込圧力及び吐出し、圧力が許容範囲内であることを確認する。	
4 制御機器	① 電動機が外部より、調査できる場合は発熱の異常の有無を点検する。 ② 回転方向が正しいことを確認する。 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ④ 運転電流が定格値以下であることを確認する。	
(1) 制御	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。 ② 表示ランプの点灯の良否を点検する。	
(2) 圧力発生器	① 正常値を示していることを確認する。 ② 機能の異常の有無を点検する。	
5 圧力タンク	① 腐食、損傷、水漏れ等の有無を点検する。 ② 封入ガスの圧力が規定値にあることを確認する。	
6 フート弁及び逆止弁	① 開閉状態の良否を点検する。	
7 圧力計、達成計又は真空計	① 腐食及び損傷の有無を点検する。 ② 正常値が正常であることを確認する。	
8 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ② 運転電流が定格値以下であることを確認する。	

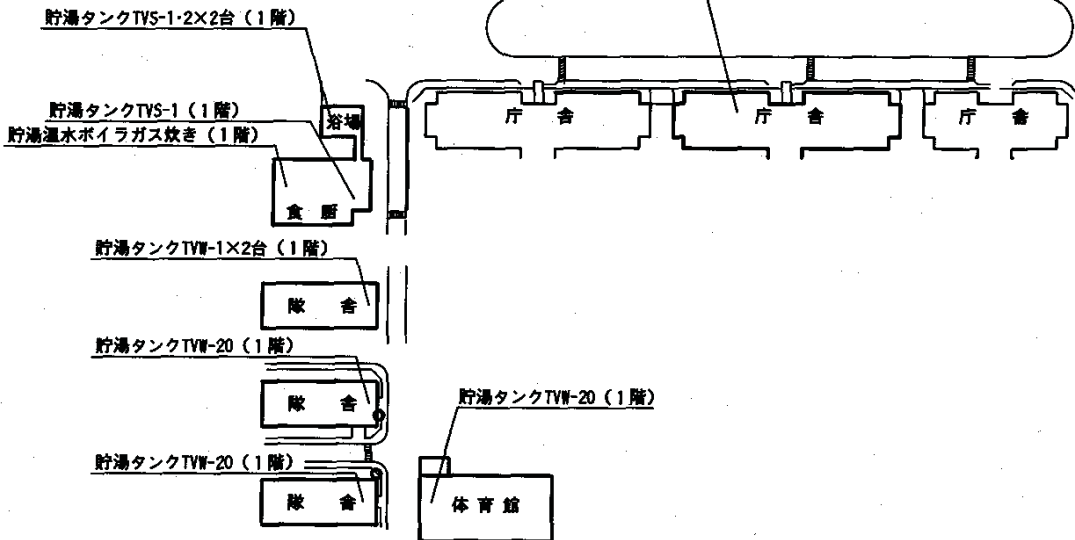
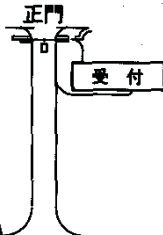
役務件名	真空式温水発生器点検保守	図面番号	9/10
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			



案内配置図 S=1/X



- 真空式温水発生器×3台 (地下1階)
- 温水一次循環ポンプ×3台 (地下1階)
- 温水二次循環ポンプ×2台 (地下1階)
- 給湯一次ポンプ×3台 (地下1階)
- 給湯二次ポンプ×4台 (地下1階)
- 貯湯タンクTVS-1 (地下1階)



配置図 S=1/X

業務件名	真空式温水発生器点検保守	図面番号	10/10
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

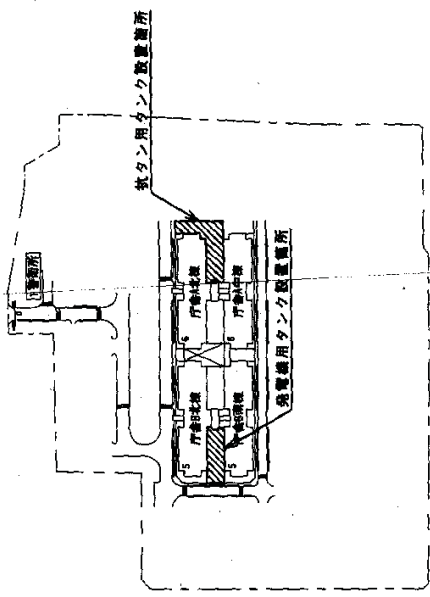
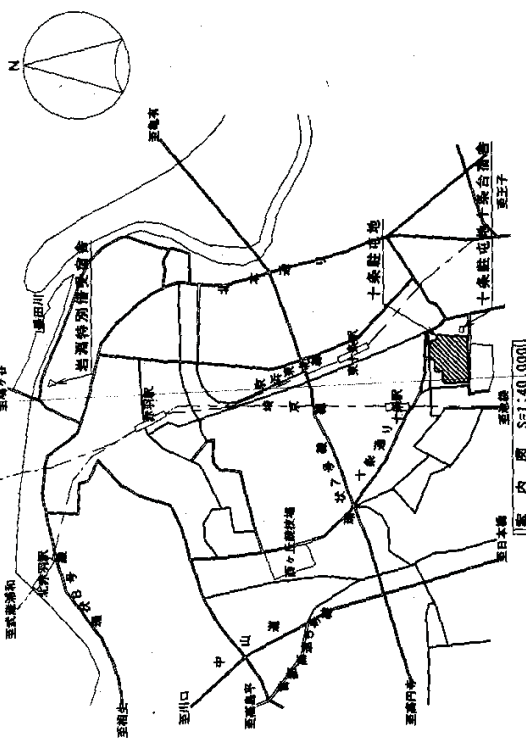
- 1 件名： 駐屯地燃料地下タンク等定期点検
 2 場所： 東京都北区十条台1丁目5-70
 陸上自衛隊十条駐屯地
 3 概要： 軽油80KLTタンクX3基・65KLTタンクX1基、灯油40KLTタンクX1基等の定期点検

- 4 一般事項
 (1) 本点検は、本特記仕様書により実施する。
 (2) 本点検には、必要な施設等の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り委託者の負担とする。
 (3) 本点検に必要な工具、計測機器等の材料及び消耗品、材料、油類等は委託者の負担とする。
 (4) 本点検の内容は、業務が生じた場合は、監督職員と協議する。
 (5) 本点検に際して、業務を中断する場合は、必要に応じて、監督職員の指示による。また、業務の再開に先立ち、実施体制・実施工程・業務手順に必要事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。
 (7) 受注者は、現場作業員を定め監督職員に届け出る。また、現場代理人を要する場合は同様とする。
 (8) 本点検に伴い、関係のない場所及び必要への出入りは禁止する。
 (9) 本点検の実施にあたり、防火防止に必要となる場合は、必要に応じて、許可を受けなければならない。
 (10) 本点検の実施にあたり、関係のない場所及び必要への出入りは禁止する。
 (11) 本点検に際して、業務が生じた場合は、監督職員と協議する。
 (12) 本点検に際して、業務が生じた場合は、監督職員の指示による。また、業務の再開に先立ち、実施体制・実施工程・業務手順に必要事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。
 (13) 本点検に伴う発生時のうち引込しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所を要するものとする。
 (14) 本点検の結果、監督職員に報告する。また、監督職員の指示を受けた場所を要するものとする。
 (15) 本点検の結果、監督職員に報告する。また、監督職員の指示を受けた場所を要するものとする。
 (16) 本点検の結果、監督職員に報告する。また、監督職員の指示を受けた場所を要するものとする。

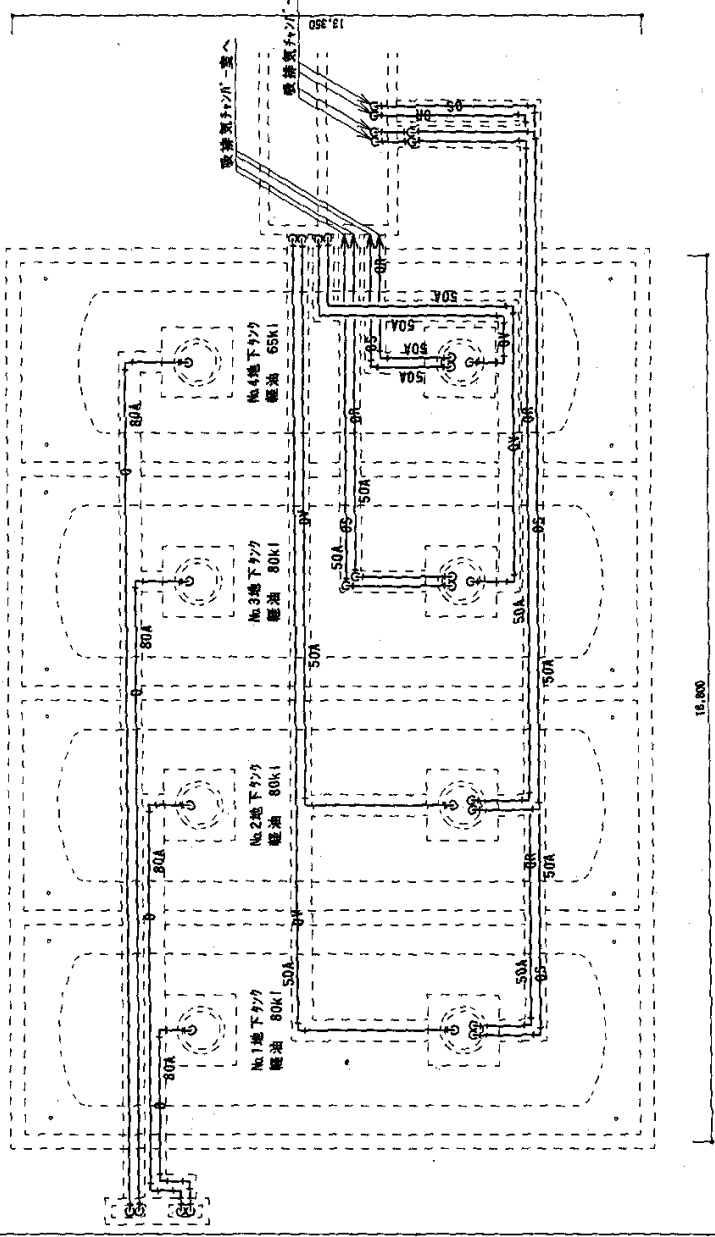
- 5 特記事項
 (1) 本点検にあたっては、「消防法」等の関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図る。
 また、消防法第23号(62.3.31)「地下タンク及び地下埋設タンクの定期点検の標準仕様について」及び消防法第59号(12.3.31)「地下埋設タンク等および二重殻タンクの外観、地下埋設配管並びに移動貯蔵タンクの定期点検(漏れ点検)に係る運用上の指針について」に基づき実施する。
 (2) 対象設備一覧表

設備名	仕様	数量	単位	備考
発電機用タンク (No.1-3)	鋼製標準型円筒タンク 80KLT	3	基	
発電機用タンク (No.4)	鋼製標準型円筒タンク 65KLT	1	基	
油配管	SGP-50A	288.30m	m	
灯タンク用タンク	鋼製標準型円筒タンク 40KLT	1	基	
油配管	SGP-25A	23.53m	m	
油配管	SGP-40A	20.17m	m	
油配管	SGP-50A	9.49m	m	
油配管	SGP-80A	49.57m	m	

- (3) 本点検にあたっては、劣化消耗品を交換する。また使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とし、納入ごとに監督職員に報告すると共に、材料検査簿(部標準簿)を提出し検査を受ける。
 (4) 点検終了後点検結果報告書を作成し監督職員に2部提出する。



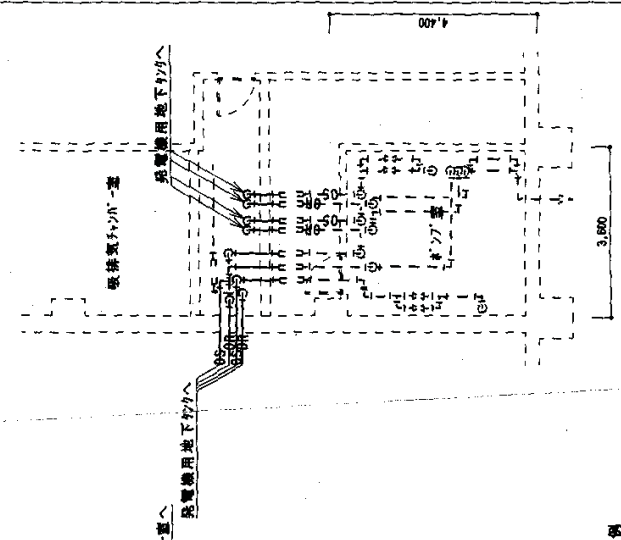
件名	陸上自衛隊燃料地下タンク等定期点検
図名	特記仕様書・案内図・配電図
縮尺	作成年月日平成 年 月 日 図面番号 1/6
備考	陸上自衛隊燃料地下タンク等定期点検本部 建設部 管理課



凡例

記号	油種	容量	寸法
○	軽油	50A	70.43m
○	軽油	50A	73.62m
○	軽油	50A	68.31m
○	軽油	50A	75.94m

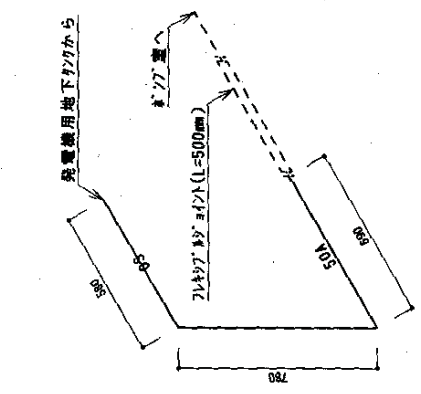
発電機用地下タンク油配管図



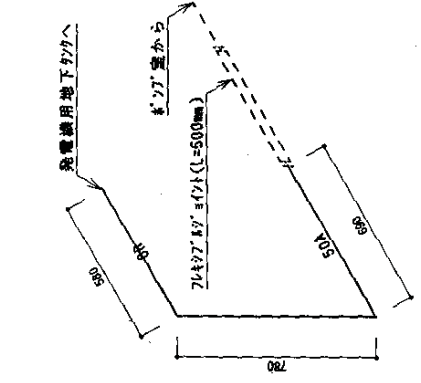
No.4 軽油配管図

件名	名産池地燃料地下タンク等整備工事		
図名	発電機用地下タンク油配管図、ポンプ室油配管図		
縮尺	1:100	作成年月日	平成22年 月 日
図番	図面番号		2/6

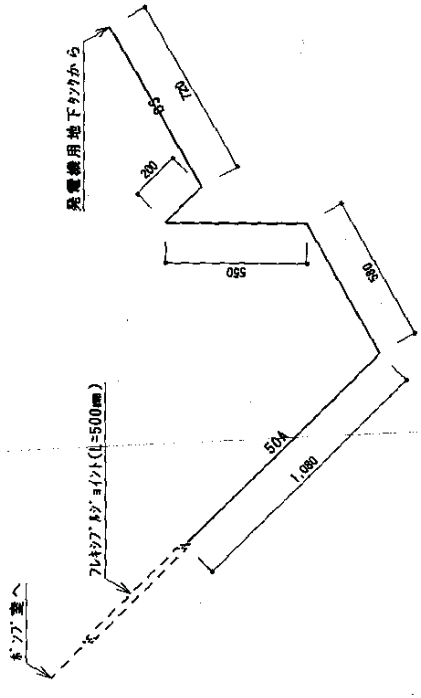
図上自衛隊機務隊本館 機務部 管理課



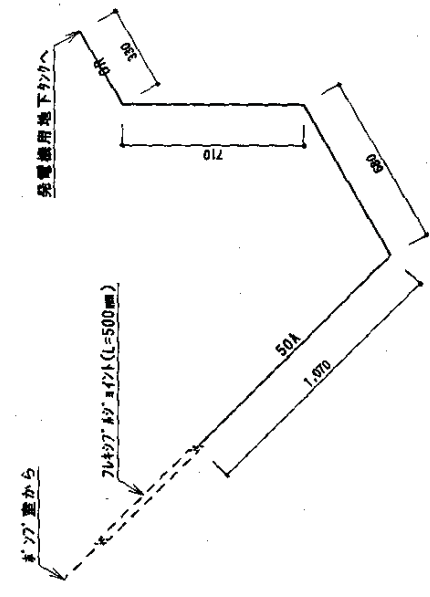
【No.1-2地下用送油管(50A)】



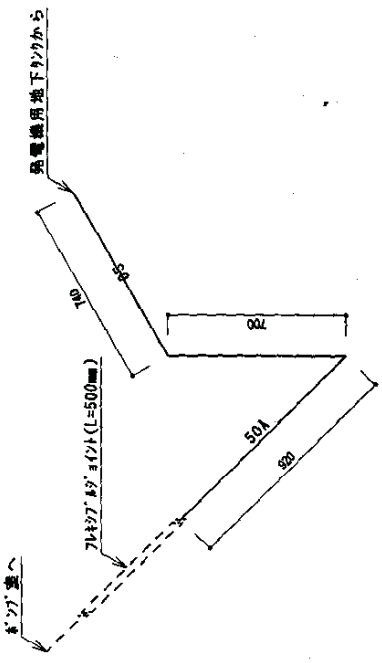
【No.1-1地下用送油管(50A)】



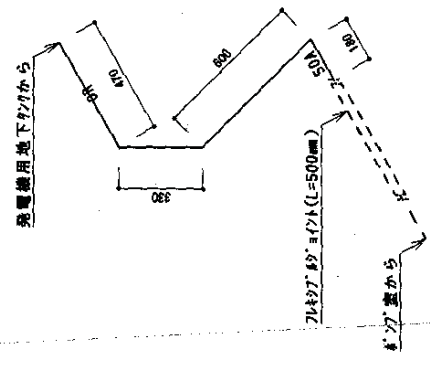
【No.3地下用送油管(50A)】



【No.3地下用送油管(50A)】



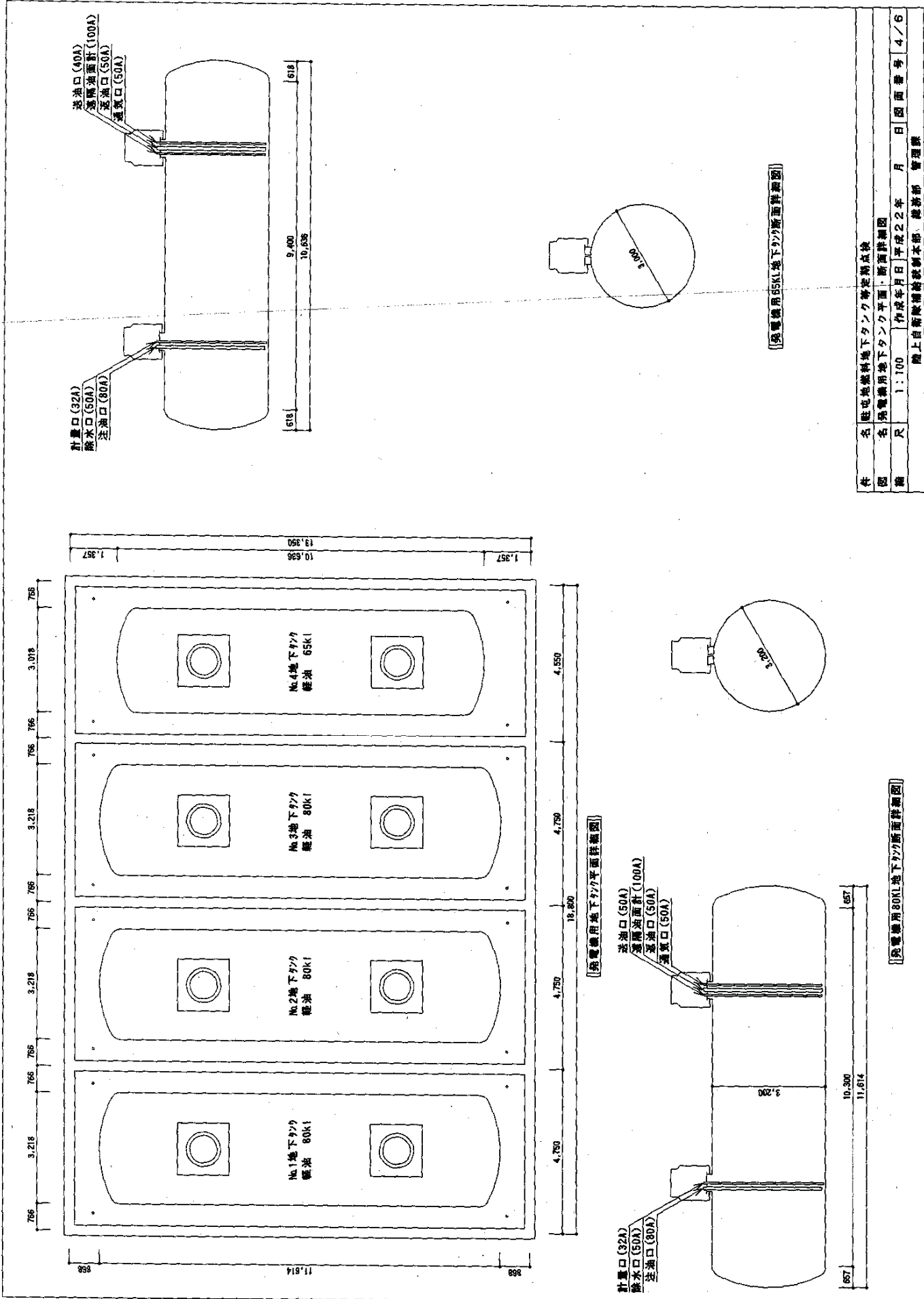
【No.4地下用送油管(50A)】



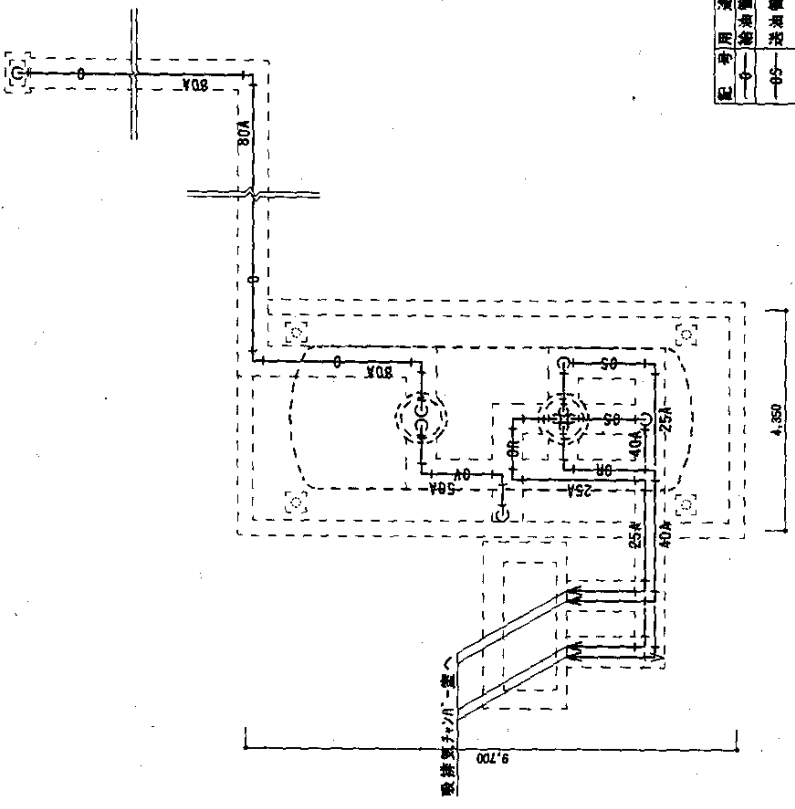
【No.4地下用送油管(50A)】

件名	陸軍基地燃料地下タンク等定期点検		
図名	陸軍基地燃料地下タンク等定期点検図		
編尺	1:20	作成年月日	平成22年 月 日
		図面番号	3/6

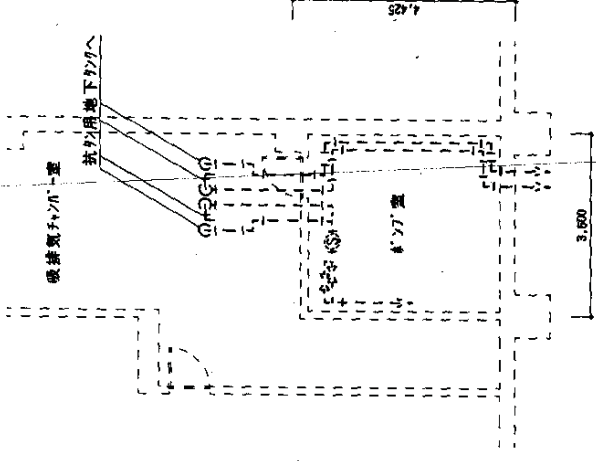
陸上自衛隊建設隊本部 燃料部 管理課



件名	陸上自衛隊補給隊本部、機務部 管理課		
図名	陸上自衛隊補給隊本部、機務部 管理課		
縮尺	1:100	作成年月日	平成22年 月 日
図面番号	4/6		



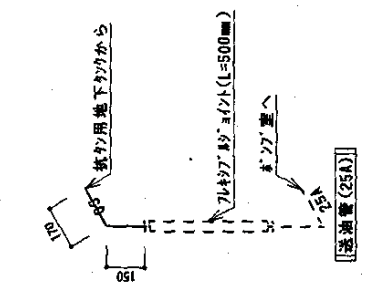
排気用地下油配管図 S=1:100



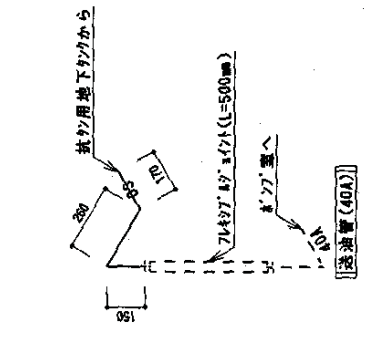
排気用地下油配管図 S=1:100

例

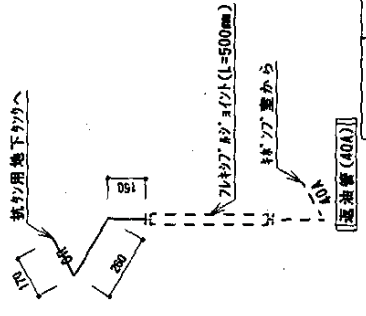
記号	用途	管径	長さ	備考
01	給油管SGP管	80A	49.57m	
02	送油管SGP管	25A	12.72m	
03	送油管SGP管	40A	10.30m	
04	送油管SGP管	25A	10.81m	
05	送油管SGP管	40A	9.87m	
06	送気管SGP管	50A	9.49m	



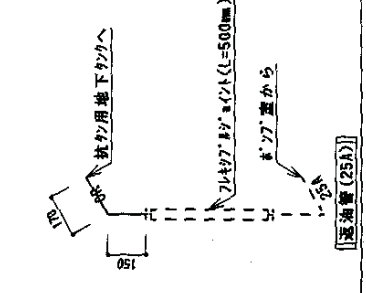
送油管 (25A)



送油管 (40A)



送油管 (40A)



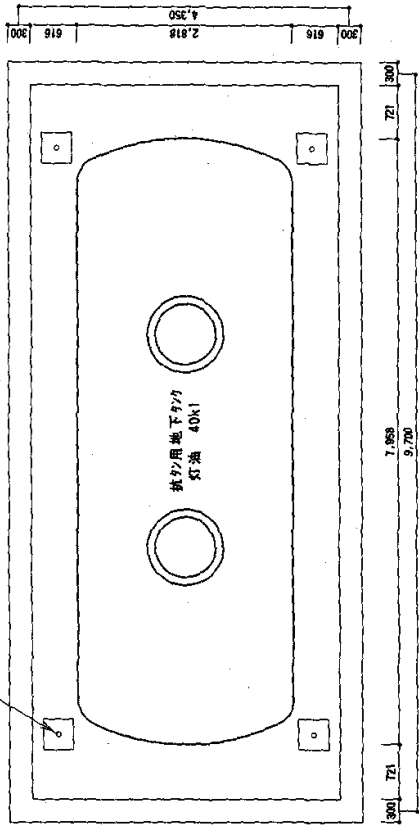
送油管 (25A)

名称	地盤地蔵油配管地下タンク等定期点検			
図名	排気用地下油配管図、ポンプ室等油配管図、吸排気タンク油配管系図			
編尺	図示	作成年月日	平成22年 月 日	図番番号 5/6

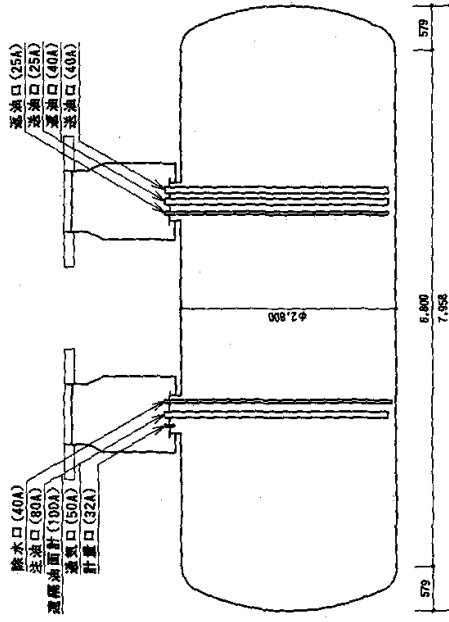
吸排気タンク-送油配管系図 S=1:20

地上自衛隊施設統制本部 機務部 管理課

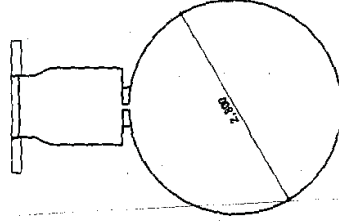
溝渡線和管 (32A X H4,450mm)



【排2】用地下貯水平面詳細図 S=1:50



【排2】用地下貯水平面詳細図 S=1:50



件名	住友重機株式会社		
図名	排2用地下タンク平面・断面詳細図		
縮尺	1:50	作成年月日	平成22年 月 日
欄	機上自衛隊補給隊本営 施設部 管理課		
欄	図面番号 6/6		

一般仕様書

- 1 件名
水質検査
- 2 場所
東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地
- 3 業務範囲
陸上自衛隊十条駐屯地における、上水・給湯水・工業用水・井戸水の水質検査の実施。
- 4 予定期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
- 5 一般共通事項
 - (1) 総則
 - ア この仕様書は、平成23～25年度水質検査部外委託に関する事項について規定する。
 - イ 請負業者は、陸上自衛隊十条駐屯地で従事させる作業員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し、一切の責任を負い、関係法令及び規律等を遵守するものとする。
 - (2) 現場代理人
 - ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。
 - イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分に理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。
 - (3) 勤務員
 - ア 請負業者は、水質検査に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。
 - イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認めらるものがあった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を取らなければならない。
 - (4) 実施工程
請負業者は、水質検査実施予定表を基に工程表を作成し、監督官に提出するものとする。
 - (5) 保全上の措置
保全上、許可を受けていない場所への立ち入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入りする必要がある場合は、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。なお、業務実施に伴い、知り得た情報等は決して外部に漏らしてはならない。漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとること。
- 6 提出書類
請負業者は、官側の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。
 - ・現場代理人の選任（解任）届
 - ・勤務員の指定（取消）届
 - ・工程表
 - ・役務完了届
 - ・その他官側の指定するもの業務に関する申請及び提出書類は全て官側が示す規格様式により作成し、提出すること。監督官から受けたデータ等は、全て監督官に返納すること。
- 7 疑義
仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。
- 8 検査
検査は、「水質検査成績書」等の受領をもって検査とする。

特記仕様書

1 目的

水道法第20条及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条に基づき、上水（10・21・27項目）、給湯水（10・27項目）、工業用水（2・10・15項目）及び井戸水（10項目）の水質検査を部外委託する。

2 検査項目

検査項目表による。

3 採水等

採水・回収は請負業者において実施する。なお、採水容器等消耗品は請負業者の負担とする。

4 採水場所

採水場所については、監督官の指示による。

検査項目表

上水10項目 (8回/年)
一般細菌
大腸菌
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

上水21項目 (3回/年)
一般細菌
大腸菌
シアン化物イオン及び塩化シアン
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
クロロ酢酸
クロロホルム
ジクロロ酢酸
ジプロモクロロメタン
臭素酸
総トリハロメタン (クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)
トリクロロ酢酸
プロモジクロロメタン
プロモホルム
ホルムアルデヒド
塩化物イオン
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

上水27項目 (1回/年)
一般細菌
大腸菌
鉛及びその化合物
シアン化物イオン及び塩化シアン
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩素酸
クロロ酢酸
クロロホルム
ジクロロ酢酸
ジブロモクロロメタン
臭素酸
総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)
トリクロロ酢酸
プロモジクロロメタン
プロモホルム
ホルムアルデヒド
亜鉛及びその化合物
鉄及びその化合物
銅及びその化合物
塩化物イオン
蒸発残留物
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

給湯水10項目 (1回/年)
一般細菌
大腸菌
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

給湯水 27項目 (1回/年)
一般細菌
大腸菌
鉛及びその化合物
シアン化物イオン及び塩化シアン
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩素酸
クロロ酢酸
クロロホルム
ジクロロ酢酸
ジプロモクロロメタン
臭素酸
総トリハロメタン (クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)
トリクロロ酢酸
プロモジクロロメタン
プロモホルム
ホルムアルデヒド
亜鉛及びその化合物
鉄及びその化合物
銅及びその化合物
塩化物イオン
蒸発残留物
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

工業用水 2項目 (3回/年)
大腸菌
濁度

工業用水10項目 (2回/年)
一般細菌
大腸菌
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

工業用水15項目 (1回/年)
一般細菌
大腸菌
鉛及びその化合物
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
亜鉛及びその化合物
鉄及びその化合物
銅及びその化合物
塩化物イオン
蒸発残留物
有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

井戸水10項目 (1回/年)
一般細菌
大腸菌
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物等 (全有機炭素(TOC)の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

平成23年度水質検査実施予定表

水質区分		上 水			給湯水		工業用水			井戸水
		10項目	21項目	27項目	10項目	27項目	2項目	10項目	15項目	
採水予定年月日										
23.4.11	月		1							
23.5.10	火	1						1		
23.6.10	金	1								
22.7.11	月			1		1	1			
23.8.10	水	1								1
23.9.12	月	1							1	
23.10.11	火		1							
23.11.10	木	1					1			
23.12.12	月	1								
24.1.10	火		1		1			1		
24.2.10	金	1								
24.3.12	月	1					1			
検 体		8	3	1	1	1	3	2	1	1

平成24年度水質検査実施予定表

水質区分		上 水			給湯水		工業用水			井戸水
採水予定年月日		10項目	21項目	27項目	10項目	27項目	2項目	10項目	15項目	10項目
24.4.10	火		1							
24.5.10	木	1						1		
24.6.11	月	1								
24.7.10	火			1		1	1			
24.8.10	金	1								1
24.9.10	月	1							1	
24.10.10	水		1							
24.11.12	月	1					1			
24.12.10	月	1								
25.1.10	木		1		1			1		
25.2.12	火	1								
25.3.11	月	1					1			
検 体		8	3	1	1	1	3	2	1	1

平成25年度水質検査実施予定表

水質区分		上 水			給湯水		工業用水			井戸水
		10項目	21項目	27項目	10項目	27項目	2項目	10項目	15項目	
25.4.10	水		1							
25.5.10	金	1						1		
25.6.10	月	1								
25.7.10	水			1		1	1			
25.8.12	月	1								1
25.9.10	火	1							1	
25.10.10	木		1							
25.11.11	月	1					1			
25.12.10	火	1								
26.1.10	金		1		1			1		
26.2.10	月	1								
26.3.10	月	1					1			
検 体		8	3	1	1	1	3	2	1	1

一般仕様書

1 件名

非常用ろ過設備点検保守

2 場所

東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地

3 業務範囲

陸上自衛隊十条駐屯地における、非常用ろ過設備の点検保守を実施する。

4 一般共通事項

(1) 総則

ア この仕様書は、平成23～25年度非常用ろ過設備点検保守に関する事項について規定する。

イ 請負業者は、陸上自衛隊十条駐屯地で従事させる作業員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し、一切の責任を負い、関係法令及び規律等を遵守するものとする。

(2) 勤務員

ア 請負業者は、非常用ろ過設備点検保守に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。

イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認めらるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を取らなければならない。

(3) 現場代理人

ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。

イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分に理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

(4) 実施工程

請負業者は、特記仕様書を基に工程表を作成し、監督官に提出するものとする。

(5) 安全上の措置

ア 業務の実施に当たっては常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

イ 請負業者は、業務作業の不注意により建物等を破傷させた場合は、請負業者の責任において早急に現状復旧補修を実施すること。

(6) 保全上の措置

保全上、許可を受けていない場所への立ち入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入りする必要がある場合は、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。なお、業務実施に伴い、知り得た情報等は決して外部に漏らしてはならない。漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとること。

5 提出書類

請負業者は、官側の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。

- ・現場代理人の選任（解任）届
- ・勤務員の指定（取消）届
- ・工程表
- ・役務完了届
- ・その他官側の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て官側が示す規格様式により作成し、提出すること。

監督官から受けたデータ等は、全て監督官に返納すること。

6 写真撮影

本役務の写真は、施工前、施工中、施工後及び主要な施工段階ごと、その他監督官が指示する箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を工程順に工事写真帳（A4版）に整理し検査前に1部提出する。なお、デジタルカメラで撮影する場合は、80万画素数以上を使用すること。

7 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

特記仕様書

1 目的

陸上自衛隊十条駐屯地における非常用ろ過設備を専門的見地から、点検により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

2 一般事項

本役務は、仕様書に記載されている事項のほか、「水道法」、「水道法施行令」、「水道法施行規則」、「水質基準に関する省令」、「下水道法」、「下水道法施行令」、「下水道法施行規則」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び「同法に基づく厚生労働省告示」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに監督官の指示に従う。

3 点検設備

(1) 概要は次による。

設備名称	規格	設置場所
非常用ろ過設備	脱水ケミカルズ製 全自動急速除濁ろ過装置 他	庁舎B地下階機械室

(2) 細部設備は、別表による。

4 業務要領

- (1) 非常用ろ過設備の点検及び水質の検査を実施する。点検及び検査項目については付表による。
- (2) 本役務は、毎年1回実施するものとし、11月実施を基準とする。
- (3) 作業終了後、速やかに点検結果報告書を提出するとともに、異常があった場合は専門的見地により保守の措置を書面にて提出すること。なお、点検結果報告書の書式は官側の承認を受けること。
- (4) 点検等作業終了後以降、不具合等の連絡を受けた場合は、速やかに調査・調整すること。
- (5) 本役務中、1回以上はろ過材の中身を点検し、補充または取替の必要性が生じた場合は監督官に報告の上、実施すること。
- (6) 作業上の留意点
 - ア 作業を実施する際、除去物質の飛散、悪臭発散防止、消毒等に配慮する。
 - イ 作業の際には、火気に注意するとともに、事故防止に留意する。
 - ウ 作業に必要な消耗品等は、請負業者の負担とする。
 - エ 機械停止調整等は十分余裕をもって行い、復旧後は完全に元の状態になっていることを確認する。

細部設備一覧表

機器名称	型式等	数量	備考
1ろ過装置	全自動急速除濁ろ過装置 NKK-250SU 単一操作自動弁 40F-PMK 瞬間流量計 ST-40	1式	
	全自動活性炭ろ過装置 NM-250SU 単一操作自動弁 40F-PMK 瞬間流量計 ST-40	1式	
2水質保全装置	BAC1-500	1式	
3自動加圧ポンプ	25BIRMD5.4	1基	
4薬品注入装置	塩素注入装置 PZDP-31-CL-HWJ PAC注入装置 PZDP-31-CL-HWJ 溶解タンク T-25(25L×2台) パルス発信流量計 LN-25RC	1式	
5水質監視装置	残留塩素指示計 CR-480 残留塩素記録計 SA-100P センサー給水弁 WEV-15 プレフィルター MCB-60M	1式	
6自動給水装置	処理水返送弁(電磁弁)15A	1台	
7制御装置	制御盤	1面	

機器名称	点検項目内容
1 ろ過装置	(1) 外観点検 (本体及び蓋、ボルトナット) 腐食、漏水、損傷等がないか点検する。 (2) ろ過、逆送、洗浄操作点検 各工程運転操作を実施し、正常動作を点検する。 (3) 単一操作自動弁起動点検及び注油 起動確認を実施し、注油を実施する。 (4) ろ過水量点検 処理水量3.8m ³ /Hr以上あるか点検する。 (5) 圧力計点検 圧力計が正常に作動し、かつ圧力損失が適合値であるか点検する。 (6) 瞬間流量計 (ローターメーター) の点検 瞬間流量計の作動確認及び内部洗浄を実施する。
2 水質保全装置	(1) 作動状況の点検 正常に作動しているか点検する。(BAC洗浄計の圧力値の確認及び作動点検) (2) ろ材洗浄及び点検 ろ材 (セラミックボール) を洗浄し、目詰まりがないか点検する。
3 自動加圧ポンプ	(1) 外観点検 (本体及び水抜き弁等) フランジ、グランドパッキン等から漏水がないか点検する。 (2) 作動状態の点検 振動、異常音がないか、正常運転しているか点検する。 (3) 電流値の測定 (4) グリス等の補充及びオイルの点検 油脂量を点検し、不足していれば補充する。 (5) レベルスイッチ点検及び調整 正常に作動しているか点検する。不適格であれば調整する。
4 薬品注入装置	(1) PAC、塩素注入量点検及び調整 注入量 (0.2~30cc/min) を点検し、不適格であれば調整する。 (2) 残留塩素測定 残留塩素濃度 (0.5ppm) を測定する。 (3) パルス発信流量計との動作確認 塩素注入装置との連動を点検し、不適格であれば調整する。 (4) 薬注ポンプ (次亜塩素酸ナトリウム、PAC) 及びタンク点検 モーター、ダイヤフラム、チャッキバルブ、タンク等の点検をする。
5 水質監視装置	(1) 残留塩素指示計の点検及び調整 正常に作動しているか点検する。不適格であれば調整する。 (2) 残留塩素センサーの洗浄及び調整 センサー (電極) を洗浄し、ZERO・SPAN調整を実施する。 (3) ストレーナの清掃 残留塩素指示調節計のセンサー入口にあるストレーナを内部洗浄する。 (4) センサー給水量調整及び動作点検 自動加圧ポンプ及び残留塩素指示調節計との連動を点検し、動作不良があれば調整する。 (5) 残留塩素記録計の点検 正常に作動 (印字) されているか点検する。 (6) プレフィルター点検 フィルター目詰まり及び本体からの漏水点検をする。
6 自動給水装置	(1) 処理水自動弁動作点検 正常に作動しているか点検する。
7 制御盤	(1) 作動状態の点検 正常に作動しているか点検する。 (2) 漏電遮断器の作動確認 (接点不良、異常音等の有無) 正常に作動するか点検する。 (3) 電流計、タイマー、リレー等の点検 正常に作動しているか点検する。

機器名称	点検項目内容
8 総合調整	<p>(1) 作動状態の点検・調整 1～7項目点検終了後に通常運転を実施し、不具合等がないか点検する。異常が見つかった場合、再度調整を実施し解消させること。</p>
9 水質検査	<p>(1) 処理水を以下の項目について、水質基準に適合しているか分析を行い、水質基準が記載された水質検査成績書を提出すること。なお、基準を下回った場合は、適合するよう調整すること。</p> <p>検査項目（27項目）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般細菌 2 大腸菌 3 鉛及びその化合物 4 シアン化物イオン及び塩素シアン 5 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 6 塩素酸 7 クロロ酢酸 8 クロロホルム 9 ジクロロ酢酸 10 ジブロモクロロメタン 11 臭素酸 12 総トリハロメタン 13 トリクロロ酢酸 14 プロマジクロロメタン 15 プロモホルム 16 ホルムアルデヒド 17 亜鉛及びその化合物 18 鉄及びその化合物 19 銅及びその化合物 20 塩化物イオン 21 蒸発残留物 22 有機物（全有機炭素（TOC）の量） 23 pH値 24 味 25 臭気 26 色度 27 濁度

仕 様 書

件 名	ねずみ・こん虫等点検防除役務	要求番号	
		仕様書番号	
		作成年月日	
		変更年月日	
		作成部課	総務部衛生課

1 目的

この仕様書は、十条駐屯地におけるねずみ・こん虫等点検防除及び樹木等害虫防除作業の部外委託に関する事項を定め、該当業務を合理的かつ効果的に執行することを目的とする。

2 期間 平成23年 4月 1日 ~ 平成26年 3月 31日 (3年)

3 場所

東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地内

区 分	面 積	備 考
庁 舎 A	31,652.93m ²	地階～4階
庁 舎 B	19,879.54m ²	地階～4階 ただし、共済担当部分※を除く。
庁 舎 C	17,188.21m ²	地階～4階
隊 舎 A	3,669.92m ²	1階～4階
隊 舎 B	3,669.92m ²	1階～4階
隊 舎 C	3,669.92m ²	1階～4階
隊員食堂・浴場	1,312.62m ²	
体 育 館	1,768.73m ²	
樹 木 (屋外)	約50本 (約120m)	桜木等 高さ 5～6m

※ 共済担当部分 食堂、売店、喫茶店、弁当コーナー、理髪室、クリーニング店、物品販売場、売店通路

3 一般共通事項

- (1) この仕様書は、建築物に生息するねずみ・こん虫等の点検、防除及び屋外樹木等の害虫防除業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
- (2) 本業務に際して、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行令、同施行規則等関係法等を遵守して行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図ることとする。
- (4) 本業務に使用する殺そ剤の使用量及び殺虫剤の濃度、散布量は各製剤の使用基準を厳守して行うものとする。

- (5) 本業務に必要な機器等の器材及び燃料等は、請負者の負担とする。
- (6) 本業務に必要な消耗品、材料等は、蒸散剤を除き請負者の負担とする。
- (7) 本業務に必要な光熱水料等はすべて無償とする。
- (8) 勤務員の指定（取消）
 - ア 本業務の実施に当たり、必要な知識及び技能を有し必要な資格の取得者がその業務を行うことを官側に届け出るものとする。また、変更等の場合も同様とする。
 - イ 官側は、勤務員の業務の履行上不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負者は、業務に支障のないよう必要な措置を採らなければならない。

(9) 総括責任者の選任及び職務

- ア 請負者は、届け出た勤務員の中から総括責任者を選任し、官側に通知するものとする。総括責任者の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的・内容等を十分理解して職務を行うとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。
- イ 請負者は、勤務員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において復旧補修を実施するものとする。

(10) 実施工程表

請負者は、業務の実施工程表を作成し官側に提出するものとする。

- (11) 保全上、許可を受けていない場所への立入りは禁止する。ただし、業務に際して立入りをする場合は、監督官と調整するものとする。

なお、業務の実施に伴い知り得た情報等は、外部に漏らしてはならない。

5 業務内容

「ねずみ・こん虫等点検、防除及び樹木等害虫防除作業要領」による。

6 報告

点検後及び防除後速やかに報告書を提出するものとする。

7 提出書類 請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 勤務員の指定（取消）届
- (2) 総括責任者の選任（解任）届
- (3) 実施工程表
- (4) ねずみ・こん虫等点検・防除報告書及び定期防除報告書
- (5) 樹木等害虫防除作業報告書
- (6) 役務完了届
- (7) その他官側の指定するもの

8 写真撮影

点検及び防除作業実施の際、監督官の指定した箇所を撮影し、施行写真をアルバムに整理の上、1部を監督官に提出するものとする。

9 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、監督官と協議し指示を受けるものとする。

ねずみ・こん虫等点検、防除及び樹木等害虫防除作業要領

1 点検・防除

- (1) 対象 ねずみ・こん虫等
 (2) 実施時期 5月、9月、11月、3月(4回/年)
 (3) 対象別実施区分

区 分		ねずみ	こん虫等	備 考
点 検	捕獲調査		○	※
	証拠調査	○	○	
	喫食調査	○		※
	目視調査		○	
	聞き取り調査	○	○	
防 除		発生の都度		
特記事項		※印実施場所 庁 舎：給湯室(1階、3階) 16箇所 隊 舎：湯沸室(1階、3階) 7箇所 隊員食堂・浴場：厨房 体 育 館：便所		

(4) 点検・防除報告書

点検・防除報告書には定期防除報告書に準ずるほか、次の項目を記載するものとする。

- ア 調査場所
 イ 調査対象
 ウ 調査法(捕獲調査、喫食調査にあつては使用物品名、使用量)
 エ 調査結果(生息状況等)

2 定期防除

- (1) 対象 ねずみ・こん虫等
 (2) 実施時期 7月、1月(2回/年)
 (3) 対象別実施区分

施行場所	対 象 処理法	ね ず み		こ ん 虫 等		
		配 餌	捕 獲	残留噴霧	配 餌	空間噴霧
庁	給湯室	(○)	(○)	○	○	(○)
	洗面所・便所	(○)	(○)	○	(○)	(○)
	事務室等※ 更衣室・ シャワー室	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	廊下・階段・エントラ ンスホール			(○)		(○)
舎	倉庫	(○)	(○)	(○)		(○)
	浄化槽・除害槽・雑排 水槽			空間噴霧・薬剤投入・蒸散剤の設置		

施行場所		対象	ねずみ		こん虫等		
		処理法	配餌	捕獲	残留噴霧	配餌	空間噴霧
隊舎	湯沸室		(○)	(○)	○	○	(○)
	洗面所・便所・洗濯室 シャワー室・浴室(女子)		(○)	(○)	○	(○)	(○)
	居室・当直室・倉庫		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
隊員食堂	厨房・洗浄室 残飯処理室		(○)	(○)	○	○	(○)
	倉庫(米・野菜) 倉庫(調味料・加工食品) 冷凍庫・冷蔵庫		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	事務室・隊員食堂 幹部食堂・休憩室						
浴場	隊員浴場・便所		(○)	(○)	○	(○)	(○)
体育	便所・シャワー室		(○)	(○)	○	(○)	(○)
	アリーナ・指導員室						
	2階トレーニング室 倉庫		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
特記事項		※ 事務室等：一般事務室・会議室・宿直室・休憩室 (○)：生息が確認された場合に行う。					

(4) 防除作業基準表

防除場所	対象	処理方法	使用薬剤・使用基準	作業方法等	
庁	給湯室 洗面所 便所 事務室 更衣室 シャワー室	ねずみ	配餌	ワルファリン5g/m ²	備品、計器等の裏側等生息しやすい場所や、通路となる箇所へ器に入れて配置する。
		ねずみ	捕獲	捕獲用粘着板 適宜	出没箇所に粘着板を配置する。
	こん虫等	残留噴霧	ペルメトリン5%水性乳剤 20倍液10cc/m ²	床面、備品、計器等の周囲等に、乳剤を全自動噴霧器により残留噴霧する。	
		配餌	ヒドラメチル製剤 0.03g/m ²	机の下、シンクの下、備品、計器等の裏側等生息しやすい場所に配置する。	
		空間噴霧	フェトリン1%液化炭酸 99%2g/m ³	室内を密閉して、炭酸ガス製剤を空中噴霧する。	
	廊下 階段 エントランスホール	こん虫等	残留噴霧	ペルメトリン5%水性乳剤 20倍液10cc/m ²	床面、備品、計器等の周囲等
空間噴霧			フェトリン1%液化炭酸 99%2g/m ³	室内を密閉して、炭酸ガス製剤を空中噴霧する。	
舎	倉庫	ねずみ	配餌	ワルファリン5g/m ²	備品、計器等の裏側等生息しやすい場所や、通路となる箇所へ器に入れて配置する。
		ねずみ	捕獲	捕獲用粘着板 適宜	出没箇所に粘着板を配置する。
	こん虫等	残留噴霧	クロルピリスメチル10%乳剤 10倍液25cc/m ²	床面、備品、計器等の周囲等に、乳剤を全自動噴霧器により残留噴霧する。	
		空間噴霧	フェトリン1%液化炭酸 99%2g/m ³	室内を密閉して、炭酸ガス製剤を空中噴霧する。	
浄化槽 除害槽 雑排水槽	こん虫等	空間噴霧	スミチオン5%水性乳剤 10倍液1L/m ²	マンホール内に全自動噴霧器により散布する。	
		薬剤投入	バクテックス発泡剤 25錠/1箇所	マンホール内に発泡剤を投入する。	
		蒸散	※ジクロルメタン製剤2個 /1箇所	マンホール内に蒸散プレートをつるす。	

防除場所		対象	処理方法	使用薬剤・使用基準	作業方法等
体 育 館	倉庫	ねずみ	配餌	ワルアリソ5g/m ²	備品、計器等の裏側等生息しやすい場所や、通路となる箇所へ器に入れて配置する。
			捕獲	捕獲用粘着板 適宜	出没箇所粘着板を配置する。
館		こん虫等	残留噴霧	ケルビ [®] リス対 [®] 10%乳剤10倍液25cc/m ²	床面、備品、計器等の周囲等に、乳剤を全自動噴霧器により残留噴霧する。
			空間噴霧	フェトリソ1%液化炭酸99%2g/m ²	室内を密閉して、炭酸ガス製剤を空中噴霧する。
<p>特記事項</p> <p>1 使用薬剤は上記を基準とするが、効果、特性等同等であるものの使用については、事前に監督官の許可を受けるものとする。</p> <p>2 ※印ジクロロボス製剤は、官側が用意する。</p> <p>3 効果判定は、1週間内に実施する。</p>					

(5) 定期防除報告書

定期防除報告書には、次の項目を記載するものとする。

日時、施行場所、防除対象、処理法、使用薬剤名・数量、使用物品名・数量

効果調査（日時・場所）調査対象、調査法（捕獲調査、喫食調査においては使用物品名）、結果（生息状況）効果判定、その他

3 樹木等害虫防除作業

(1) 対象 桜木等の害虫

(2) 実施時期 6～10月までの年3回を基準とする。

(3) 実施場所 駐屯地 東側 さくら・短大通り

範囲	約120m(両側)
本数	約50本
高さ	5～6m

防除場所	対象	処理方法	使用薬剤・使用基準	作業方法等
さくら・短大通り	桜木	薬剤散布	スミオン5%水性乳剤1000倍液1L/m ²	高圧動力噴霧器にて散布する

(4) 防除作業報告書

防除作業報告書には、次の項目を記載するものとする。

日時、場所、防除対象、処理法、薬剤名・数量、効果判定、その他

一般仕様書

1 件名

除害設備点検保守

2 場所

東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地

3 業務範囲

陸上自衛隊十条駐屯地における、除害設備の点検保守を実施する。

4 一般共通事項

(1) 総則

ア この仕様書は、平成23～25年度除害設備点検保守に関する事項について規定する。

イ 請負業者は、陸上自衛隊十条駐屯地で従事させる作業員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し、一切の責任を負い、関係法令及び規律等を遵守するものとする。

(2) 勤務員

ア 請負業者は、除害設備点検保守に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。

イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は業務に支障を来さないように必要な措置を取らなければならない。

(3) 現場代理人

ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。

イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分に理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

(4) 実施工程

請負業者は、特記仕様書を基に工程表を作成し、監督官に提出するものとする。

(5) 安全上の措置

ア 業務の実施に当たっては常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

イ 請負業者は、業務作業の不注意により建物等を破傷させた場合は、請負業者の責任において早急に現状復旧補修を実施すること。

(6) 保全上の措置

保全上、許可を受けていない場所への立ち入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入りする必要が生じた場合は、監督官と調整し所定の手続きをするものとする。なお、業務実施に伴い、知り得た情報等は決して外部に漏らしてはならない。漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとること。

5 提出書類

請負業者は、官側の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。

- ・現場代理人の選任（解任）届
- ・勤務員の指定（取消）届
- ・工程表
- ・役務完了届
- ・その他官側の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て官側が示す規格様式により作成し、提出すること。

監督官から受けたデータ等は、全て監督官に返納すること。

6 写真撮影

本役務の写真は、施工前、施工中、施工後及び主要な施工段階ごと、その他監督官が指示する箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を工程順に工事写真帳（A4版）に整理し検査前に1部提出する。なお、デジタルカメラで撮影する場合は、80万画素数以上を使用すること。

7 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

特記仕様書

1 目的

陸上自衛隊十条駐屯地における除害設備を専門的見地から、点検により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

2 一般事項

本役務は、仕様書に記載されている事項のほか、「下水道法」、「下水道法施行令」及び「下水道法施行規則」、「東京都下水道条例」及び「東京都下水道条例施行規程」、「水質汚濁防止法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び「同法に基づく厚生労働省告示」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに監督官の指示に従う。

3 点検設備

(1) 概要は次による。

設備名称	規格及び能力	設置場所
除害装置	神鋼パンテック(株)製 (現 神鋼ソリューション(株)) 1日処理量 82m ³ /日	庁舎B地下階機械室

(2) 細部設備は、別表による。

4 業務要領

- (1) 除害設備の点検及び排水の検査を実施する。点検及び検査項目については付表による。
- (2) 本役務は、年1回実施するものとし、9月を基準とする。
- (3) 作業終了後、速やかに点検結果報告書を提出するとともに、異常があった場合は専門的見地により保守の措置を書面にて提出すること。なお、点検結果報告書の書式は官側の承認を受けること。
- (4) 点検等作業終了後以降、不具合等の連絡を受けた場合は、速やかに調査・調整すること。
- (5) 作業上の留意点
 - ア 作業を実施する際、除去物質の飛散、悪臭発散防止、消毒等に配慮する。
 - イ 作業の際には、火気に注意するとともに、事故防止に留意する。
 - ウ 作業に必要な消耗品等は、請負業者の負担とする。
 - エ 機械停止調整等は十分余裕をもって行い、復旧後は完全に元の状態になっていることを確認する。

細部設備一覧表

機器名称	型式等	台数	機器制作者名
1 細目スクリーン	自動微細目スクリーン 3φ 200V 25W CS-08	1	コミュニティーサービス (株)
2 調整槽ポンプ	水中ポンプ 50mmφ×0.15m ³ /min×10m 0.75KW 50DWW5.75A	2	エバラ製作所
3 汚水計量槽	堰式	1	神鋼パンテック (株)
4 反応槽	鋼板製円筒型 φ1100mm×H1220mm 容量0.87m ³	1	神鋼パンテック (株)
5 反応槽攪拌機	回転数295rpm 0.4KW HME-8003	1	阪和化工機 (株)
6 加圧浮上装置	鋼板製円筒型駆動式 槽寸法φ1400mm×1530mm 0.4KW CVVBMN05-4135DC-TL	1式	神鋼パンテック (株)
7 循環ポンプ	片吸込渦巻ポンプ 0.07m ³ /min×45m 3.7KW CER 32-200	2	(株) 西島製作所
8 コンプレッサー	圧力開閉式 48L/min×7kgf/cm ² 0.4KW 0.4P 7TA5/6	2	(株) 日立製作所
9 スカム搬出ポンプ	汚泥ポンプ 100mmφ×0.3~0.5m ³ /min×25mAq 7.5KW NE69PM	2	兵新装備 (株)
10 排水ポンプ	水中汚泥ポンプ 80mmφ×0.55m ³ /min×11m 3.7KW TOS-37BE3	2	新明和工業 (株)
11 調整槽ブローア	ルーツブローア 50mmφ×1.05m ³ /min 3.7KW ARH50S	2	新明和工業 (株)
12 PAC貯留槽	PVC製角形鉄棒補強タンク 容量500L 500L鉄棒付PVCタンク	1	(株) タクミナ
13 PAC注入ポンプ	電磁定量ポンプ 4mmφ×38mL/min×10kgf/cm ² 16W EHB10VC200R1	2	(株) イワキ
14 凝集助剤貯留槽	PVC製角形鉄棒補強タンク 容量800L 800L鉄棒付PVCタンク	1	(株) タクミナ
15 凝集助剤注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ 12mmφ×0.1L/min×10Kg/cm ² 0.2KW LK-22VHS-02	2	(株) イワキ
16 アルカリ剤貯留槽	PVC製角形鉄棒補強タンク 容量200L 200L鉄棒付PVCタンク	1	(株) タクミナ
17 アルカリ剤注入ポンプ	電磁定量ポンプ 4mmφ×38mL/min×10kgf/cm ² 16W EHB10VC200R1	2	(株) イワキ
18 油処理促進剤貯留槽	PE製タンク 容量50L CT-U50NR	1	(株) イワキ
19 油処理促進剤注入ポンプ	電磁定量ポンプ 4mmφ×38mL/min×10kgf/cm ² 20W EHN-B11VC1YT	1	(株) イワキ

厨房除害設備1/3

機器名称	点検項目・点検内容	備考
1 原水受入装置 (細目スクリーン)	(1) 細目スクリーンの点検 変形、腐食及び漏水等がないか点検する。 (2) スクリーンの清掃 詰まりの確認をし、ごみ汚れを除去する。 (3) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (4) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。	
2 浮上処理設備 (計量槽) (反応槽) (加圧浮上槽) (滞留槽)	(1) 浮上処理設備の外観点検 腐食、損傷等がないか点検する。 (2) 計量槽の点検 正常に計量されているか点検する。 (3) 計量槽の内部点検及び清掃 内部に腐食、損傷及び詰まり等がないか点検し、 清掃をする。 (4) 反応槽の点検 攪拌状態及び凝集状態を点検する。 (5) 反応槽の内部点検及び清掃 内部に腐食、損傷等がないか点検し、清掃をする。 (6) 薬注配管の点検 配管に詰まりがないか、亀裂等がないか点検する。 (7) 加圧浮上槽の点検 減速機が正常に作動しているか点検する。 (8) 加圧浮上槽スクラムの点検・調整 浮上スクラム量の確認、調整 (9) 加圧浮上槽の内部点検及び清掃 内部に腐食、損傷等がないか点検し、清掃をする。 (10) 滞留槽の点検・調整 圧力が正常か点検する。適正でなければ調整する。 (11) 処理水槽の点検 水位調節(ゲート)が正常に作動するか点検する。 (12) 処理水槽の内部点検及び清掃 内部に腐食、損傷等がないか点検し、清掃をする。 (13) 循環水量機器の点検 正常に作動しているか点検する。	
3 調整設備 (調整槽)	(1) 調整槽の点検 腐食、損傷等がないか点検する。 (2) ばっ気状態の点検・調整 ばっ気状況の確認、溶存酸素の測定 (3) 滞留時間の点検・調整 油処理促進剤の反応時間の調整	
4 排水設備 (排水槽)	(1) 排水槽の点検 腐食、損傷等がないか点検する。 (2) ばっ気状態の点検・調整 空気量及びばっ気状態を点検する。	
5 スカム貯留設備 (スカム貯留槽)	(1) スカム貯留槽の点検 腐食、損傷等がないか点検する。 (2) ばっ気状態の点検 空気量及びばっ気状態を点検する。	
6 薬注設備 (アルカリ剤タンク) (PACタンク) (凝集助剤タンク) (油処理促進剤タンク)	(1) タンクの状態点検 腐食、損傷、漏れ等がないか点検する。 (2) 付属設備の点検 腐食、損傷等がないか点検する。 (3) 注入量の点検・調節 反応槽のフロック状況の確認、注入量の調整。	
7 水中ポンプ類 (調整槽ポンプ) (排水槽ポンプ)	(1) 作動状態の点検・調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。 (4) 揚水量の点検 規定値内であるか点検する。 (5) 吐出圧の測定 規定値内であるか点検する。	

厨房除害設備2/3

機器名称	点検項目・点検内容	備考
<p>8 陸上ポンプ類 (スカム搬出ポンプ)</p>	<p>(1) 作動状態の点検・調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。 (2) 揚水量の点検 規定値内であるか点検する。 (3) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (4) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。 (5) 吐出圧の測定 規定値内であるか点検する。 (6) グリス等の補充及びオイルの点検 規定値内であるか点検し、足りなければ補充する。</p>	
<p>9 薬注ポンプ類 (アルカリ剤注入ポンプ) (PAC注入ポンプ) (凝集助剤注入ポンプ) (油処理促進剤注入ポンプ)</p>	<p>(1) 作動状態の点検・調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。</p>	
<p>10 ブロワ (調整槽ブロワ)</p>	<p>(1) 作動状態の点検・調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。 (4) 送風量の点検 規定値内であるか点検する。 (5) 吐出圧の測定 規定値内であるか点検する。 (6) エアークリーナー点検及び清掃 正常に作動しているか点検及び清掃をする。 (7) グリス等の補充及びオイルの点検 規定値内であるか点検し、足りなければ補充する。 (8) Vベルトの点検 損傷、張り具合を点検し、異常があれば調整する。</p>	
<p>11 コンプレッサー</p>	<p>(1) 作動状態の点検・調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。 (4) ドレンの点検 漏水等ないか点検する。 (5) 安全弁の点検 作動状態を点検する。 (6) エアークリーナー点検及び清掃 正常に作動しているか点検及び清掃をする。 (5) グリス等の補充及びオイルの点検 規定値内であるか点検し、足りなければ補充する。 (6) Vベルトの点検 損傷、張り具合を点検し、異常があれば調整する。 (7) エアークンترلセットの点検及び調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。</p>	

厨房除害設備3/3

機器名称	点検項目・点検内容	備考
12 攪拌機類 (反応槽) (アルカリ剤タンク) (凝集助剤タンク)	(1) 作動状態の点検・調整 作動状態を点検し、異常があれば調整する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。 (4) グリス等の補充 規定値内であるか点検し、足りなければ補充する。 (5) Vベルトの点検及び交換 損傷、張り具合を点検し、異常があれば調整する。	
13 電磁弁	(1) 作動状態の点検・調整 正常に作動しているか点検し、異常があれば調整する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。	
14 フロート類 (調整槽) (排水槽) (スカム貯留槽)	(1) 作動状態の点検・調整 正常に作動しているか点検し、異常があれば調整する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。 (4) 異物の除去・清掃 損傷等を点検し、汚れを除去する。	
15 pH計 (反応槽)	(1) 作動状態の点検 正常に作動しているか点検する。 (2) 電流値の測定 規定値内であるか点検する。 (3) 絶縁抵抗の測定 規定値内であるか点検する。 (4) pH計の清掃及び校正 清掃を実施し、計器の校正 (pH値7及び4) を実施する。 (5) KC ₂ O ₈ 溶液の補給 容量を確認し、足りなければ補充する。	
16 排出流量計	(1) 作動状態の点検・調整 正常に作動しているか点検し、異常があれば調整する。 (2) 記録計の点検 正常に作動しているか点検する。	
17 制御盤	(1) 作動状態の点検・調整 正常に作動しているか点検し、異常があれば調整する。 (2) 漏電遮断器の作動確認 (接点不良、異常音等の有無) 正常に作動するか点検する。 (3) 電流計、タイマー、リレー等の点検 正常に作動しているか点検する。	
18 水質分析	(1) 処理水が以下の項目について、東京都下水排水基準に適合しているか分析を行い、排水基準が記載された計量証明書を提出すること。なお、基準を下回った場合は適合するよう調整すること。 ・検査項目 (5項目) 『pH、BOD、COD、SS、n-ヘキサン抽出物質』	

仕 様 書

件 名	調達要求番号	
塵芥処理作業等役務	計画番号	
	仕様書番号	
	作成年月日	
	変更年月日	
	作成部課	総 務 部 管 理 課

1 適用範囲

この仕様書は、十条駐屯地において発注する塵芥処理作業等役務について定める。

2 作業場所

十条駐屯地塵芥処理場

3 役務内容

(1) 概要

- a 塵芥処理場の鍵の開閉
- b 「十条駐屯地正しいゴミの分け方」に基づく廃棄物の分別
- c 塵芥処理場の清掃及びこれに付随する作業
- d 分別・処理後の塵芥の、回収業者への引き渡し

(2) 作業の細部事項

- a 紙類ゴミ処理
 - (ア) 上質紙分別・圧縮作業
 - (イ) シュレッダー屑圧縮作業
 - (ウ) 可燃ゴミの片付け
- b 産業廃棄物処理
 - (ア) プラスチック類分別作業
 - (イ) ガラス・金属類等分別作業
- c 再生利用物関係
 - (ア) 新聞、雑誌、ダンボール類分別・梱包作業
 - (イ) 缶類分別作業
- d その他
 - (ア) 生ゴミ類分別・密閉
 - (イ) 諸設備（機械類）清掃
 - (ウ) 塵芥集積所清掃・翌日準備作業
- e 作業日時関係
 - (ア) 平成23年4月1日～平成26年3月31日
 - 月・水・金曜日 1245～1430 (1時間45分)
 - 火・木曜日 1245～1415 (1時間30分)
 - (イ) 休日 毎週土・日曜日、祝日のほか別に示す日（年末年始等）

(3) 官側において負担する事項

- a 作業において必要な掃除機・清掃用具等
(作業服・安全靴については除く)
- b 作業の実施に必要な光熱水料

4 検査

毎日、役務終了後官側の検査を受け確認印を受けるものとする。

5 保全

指定された施設及び経路以外に立ち入ることを禁止する。なお、作業実施に伴い知り得た情報等は決して外部に漏洩してはならない。

6 安全配慮義務

作業に際しては、人身及び施設に事故が発生しないよう万全の措置を講じ、安全に配慮しなければならない。

7 損害賠償

作業に伴い施設等に損害を与えた場合には業者側においてこれを賠償する責めに任ずる。

8 その他

(1) 作業日時は予定であり、官側の都合により変更の可能性がある。

(2) 2ヶ月に一度、偶数月及び5月に設定している塵芥処理場保守点検日については勤務を要しない。
点検日については事前連絡による。

(3) 本仕様書に定めない事項で疑義を生じた場合は、速やかに官側と協議を行う。

1 件 名 樹 木 剪 定 役 務
 2 場 所 東 京 都 北 区 十 条 台 1-5-70 陸 上 自 衛 隊 十 条 駐 屯 地 内

3 業務範囲

- (1) 対象樹木は別表による。
- (2) 対象樹木の配置は、別図による。
- (3) 樹木剪定の時期は監督官の指示による。

4 一般共通事項

- (1) 本役務は、樹幹の統一及び風害等による対象樹木の倒木を防ぐことを目的とする。
- (2) 剪定に必要な機材及び消耗品類は、すべて請負者の負担とする。
- (3) 剪定に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを履行し、監督官の指示に従うものとする。
- (4) 倒木のおそれがある枯木については監督官の許可を得て、地面高さで伐採する。
- (5) 現場代理人

ア 請負者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。

イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分理解して職務を実施するとともに、監督官との連絡及び調整を行うものとする。

(6) 勤務員

ア 請負者は、樹木の特性等必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。

イ 監督官は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負者は、業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

(7) 実施工程

請負者は、剪定作業の実施工程表を作成し、監督官に提出するものとする。

(8) 請負者は、勤務員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において復旧補修を実施するものとする。

(9) 保全上、許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。

なお、業務の実施に伴い、知り得た情報等は、決して外部に漏らしてはならない。

(10) 安全管理

請負者は、樹木剪定に際し、勤務員の落下防止に努めるとともに、作業スペースを明確にし通行者等の安全確保にも努めなければならない。

5 提出書類

請負者は、監督官の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。

- ・現場代理人の選任（解任）届
- ・勤務員の指定（取消）届
- ・工程表
- ・役務完了届
- ・その他監督官の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て監督官で示す規格様式により作成し、A4ファイルにより提出すること。（CD-R等にて提出）

監督官より提示されたデータは全て監督官に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。

6 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真（カラーサービス版）1部を原板（ネガ又は電子記録媒体）とともに工程順に工事写真帳（A4版）及びネガ帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。電子記録媒体（CD-R等）で提出する場合は、下記のとおりとする。

総画素数 80万画素数以上

ファイル形式 JPEG

施工写真はカラーサービス版に印刷すること。

7 発生樹木等処分

剪定により発生した樹木等は、場外搬出処分とし、法規適正に処分すること。

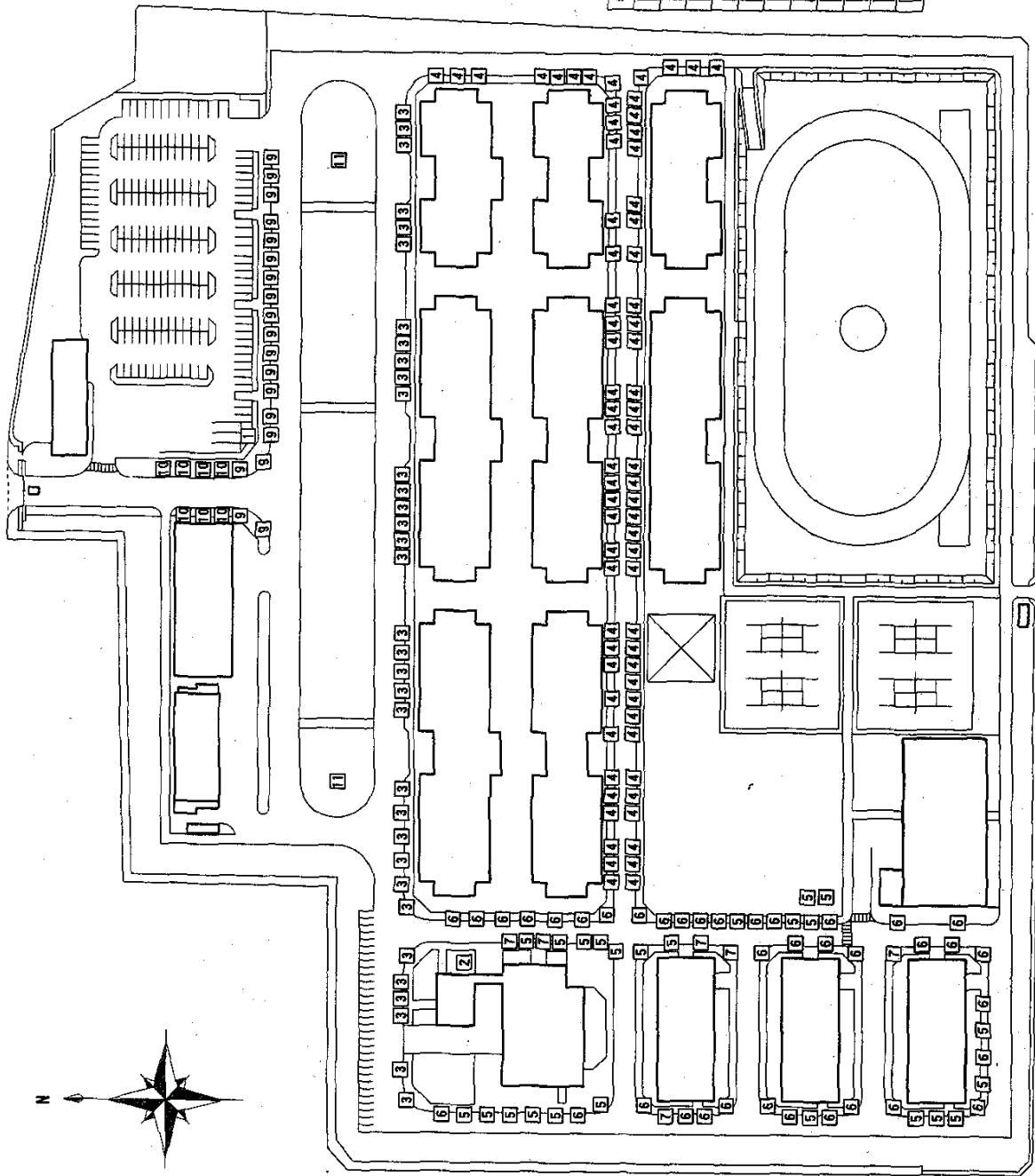
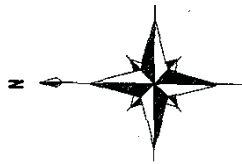
8 保証事項

剪定に起因し、樹木の枯れ等が発生した場合は、請負者の責任において保証を行うものとする。

9 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。

役務件名	樹 木 剪 定 役 務	図面番号	1/2
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 統 制 本 部 総 務 部 管 理 課			



別表 対象樹木一覧

番号	樹種	形状寸法	種数(株)	植付回数
1	クロマツ	高さ2.0m X 葉張り3.5m	1	
2	五葉マツ	高さ2.0m X 葉張り2.0m	1	1年/回
3	ユリノキ	幹周り 30cm ~ 59cm	34	
4	アラダナス	幹周り 30cm ~ 59cm	73	
5	サクラ	幹周り 30cm ~ 59cm	24	
6		幹周り 60cm ~ 89cm	38	
7		幹周り 90cm ~ 119cm	6	
8		幹周り 120cm ~ 149cm	1	3年/回
9	クスノキ	幹周り 30cm ~ 59cm	19	
10		幹周り 60cm ~ 89cm	7	
11		幹周り 90cm ~ 119cm	2	

図面名称	樹木配置図	図面番号	2/2
種別	計画	縮尺	S=1/1800
地上部建築計画図 樹木配置計画図			

樹木配置図 S=1/1500

特記仕様書

- 1 件名： 廃棄物処理装置点検保守
 2 場所： 東京都北区十条台1丁目5-70
 陸上自衛隊十条駐屯地
 3 概要： 廃棄物処理装置X1式の点検保守及び部品交換
 4 期間： 平成23年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日
 5 一般事項

(1) 本点検保守は年間保守契約とし、緊急故障時には必要な措置を実施するとともに原因を速やかに究明するものとする。また、点検周期は年6回とする。
 (2) 点検保守完了後、本仕様書に基づき点検報告書を作成し、監督職員に1部提出する。

(1) 本点検保守は年間保守契約とし、緊急故障時には必要な措置を実施するとともに原因を速やかに究明するものとする。また、点検周期は年6回とする。
 (2) 点検保守完了後、本仕様書に基づき点検報告書を作成し、監督職員に1部提出する。

設備名	規格	数量	設置場所	備考
コンパクタ本体	富士工業株式会社：LC0368 形式：油圧シリンダ 最大推力：13,000kg 処理処理量：2.7m ³ /h	1台		
反転投入装置	形式：チェーン駆動リフト式 能力：200kg(コレクタ重量含む) 昇降速度：9.5mm/sec	1台		
油圧ユニット	最大圧力：110kg/cm ² タンク容量：120ℓ	1台		
制御操作盤	型式：自立壁式、防塵型 制御電圧：DC24V	1台		
コンテナ移動装置	型式：移動台方式 最大移動荷重：6,000kg 移動速度：約4m/min	1式		
クローズドコンテナ	富士工業株式会社 マジマイティ LCC-081 型式：クローズドタイプ 容量：8m ³	2台		
オープンコンテナ	型式：天井開放式 容量：8m ³	1台		
缶プレス機	太陽鉄機株式会社 カンペンプレス CP-17N3型 形式：油圧シリンダ 処理能力：約370kg/時	1台		
故紙梱包機	HSM 75VL 形式：油圧縮式 最大梱包寸法：900×600×550mm 処理能力：4~8個/h	1台		

件名 廃棄物処理装置点検保守
 図名 特記仕様書
 縮尺
 作成年月日 平成 年 月 日
 陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課
 図面番号 1/4

8 点検内容
(1) コンバクタ

点検項目	目点	技	内	容	備考
1 コンバクタ本体	①	フレームの亀裂・変形の有無、アンカーボルトの締付状態を確認する。			
	②	本体周りの塗装状態（剥離・腐の有無）を確認する。			
	③	点検アダ・掃除ロタの開閉状態を確認する。			
	④	ラムシリンダの油濡れの有無、取付部（トラニオン）の締付状態を確認する。			
	⑤	ラムシリンダローロッドのクレビス回り止めの緩みの有無を確認する。			
	⑥	ラムバルネルの動作状態を確認する。			
	⑦	A・C点リミットスイッチの作動・取付を確認する。			
	⑧	B点光電センサーの動作を確認し、レンズを清掃する。			
	⑨	内蔵ピンシリンダの動作を確認する。			
	⑩	内蔵バックシリンダの動作を確認する。			
	⑪	コンバクタ内の給油状態を確認する。			
	⑫	回轉シリンダの動作を確認する。			
	⑬	引寄せシリンダの動作を確認する。			
	⑭	各シリンダ及び引寄せ部の油濡れの有無を確認する。			
	⑮	回轉・引寄せ装置の給油状態を確認する。			
	⑯	ケーブル装置フック組立の開閉状態を確認する。			
	⑰	ケーブル装置の動作を確認する。			
	⑱	スベリ板の割れ、磨耗の有無、ラム上面との隙を確認する。			
	⑲	ワイバーの割れ、変形の有無を確認する。			
	⑳	コンバクタ前面のラバーシートの割れ等を確認する。			
2 反転投入装置	①	操作押和スイッチの作動及び外観を確認する。			
	②	リフト機構の作動・異音の有無を確認する。			
	③	トルクリミッタの精度を確認する。			
	④	モーター・減速機の取付を確認する。			
	⑤	Vベルトの磨耗・張り具合を確認する。			
	⑥	昇降スイッチの張り具合・給油を確認する。			
	⑦	非常停止押和スイッチの作動を確認する。			
	⑧	上・下限リミットスイッチの作動を確認する。			
	⑨	安全センサーの作動を確認する。			
	⑩	リンク装置の変形・ガタの有無、給油を確認する。			
3 油圧ユニット	①	作動油の量、変色度を確認する。			
	②	モーター・油圧ポンプの作動・異音の有無を確認する。			
	③	油圧ポンプの油濡れを確認する。			
	④	バルブの作動、ランプ点灯の有無を確認する。			
	⑤	油圧（リリーフ圧・ラム押込み圧）を確認する。			
4 制御操作盤	①	制御盤の外周リ（発熱、有害な凹み等）を確認する。			
	②	操作押和スイッチの作動を確認する。			
	③	自動運転の作動を確認する。			
	④	手動操作による作動を確認する。			
	⑤	クラフティック表示ランプの表示の有無、球切れを確認する。			
	⑥	非常停止押和スイッチ・リセットの押和スイッチの作動を確認する。			
	⑦	制御盤内の機器部品、配線の取付状況及び緩みを確認する。			

点検項目	目点	技	内	容	備考
5 コンテナ移動装置	①	機移動駆動部の取付、給油、ボルト緩みの有無を確認する。			
	②	機移動チェーンの回転状態（遊び、異音、変形、給油）を確認する。			
	③	機移動シリンダの異音、油濡れ及び取付状態を確認する。			
	④	機移動台車の定位置センサーの作動及びカムフォロアの動作を確認する。			
	⑤	安全センサーの動作を確認し、レンズを清掃する。			
	⑥	機移動チェーンの回転状態（遊び、異音、変形、給油）を確認する。			
	⑦	機移動固定コロコンの給油、回転状態を確認する。			
	⑧	昇降装置シリンダの作動、異音、油濡れを確認する。			
	⑨	機移動駆動部の取付、給油、ボルト緩みの有無を確認する。			
	⑩	機移動のコンテナ定位置センサーの作動を確認する。			
	⑪	床台及び部品取付部の給油、ボルト緩みの有無を確認する。			
6 コンテナ（クローズド・オープン）	①	外周リの状態（有害な傷、凹み、割れ、穴）を確認する。			
	②	リヤ扉の固定装置の動作を確認する。			
	③	手動ロック装置の作動及び給油状態を確認する。			
	④	内蔵のピン出入動作を確認し、ピンブロックの清掃を実施する。			
	⑤	車輪の取付、変形の有無、給油を確認する。			
	⑥	ラバーシートの汚水濡れの有無及び老朽度合いを確認する。			
	⑦	シールドカバーの割れ、錆、錆塗りのかき取り具合を確認する。			

作業員 運送員 点検員

特任員

作成年月日 平成 年 月 日 図面番号 2/4

陸上自衛隊補給本部 総務部 管理課

仕様書

- 1 件 名 駐屯地紙細断機保守点検
 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
 3 業務概要
 紙細断機保守点検 5台 (大型1台・中型2台・小型2台)

共通仕様書

- 1 保守点検設備 駐屯地紙細断機保守点検

(1) 概要

機器呼称	設備内容	場所
紙細断機(大型)	型 式:MSシュレッダー(榊明光商会製) 6040C 細断方式:ワンカットクロス 細断本体:W1, 240*D1, 700*H1, 440 約350kg	警衛所 廃棄物処理場
紙細断機(中型)	型 式:MSシュレッダー(榊明光商会製) 431CP-B 細断方式:ストレートカット+スパイラルカット 細断本体:W500*D500*H850 約94kg	
紙細断機(小型)	型 式:MSシュレッダー(榊明光商会製) 4310MC 細断方式:ワンカットクロス 細断本体:W500*D500*H850 約94kg	

(2) 駐屯地案内・配置図等は付図1による。

(3) 保守点検内容等は、付表1・2による。

2 総 則

本役務は、共通仕様書に記載してある事項のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示による。

3 目 的

本仕様書は、建築設備等の交換等の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

適用範囲

本仕様書は、当該役務に該当する事項のみ適用する。

5 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な最小限の電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
 (2) 交換に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

6 諸法規の遵守

受託者は、当該役務に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

7 業務作業

- (1) 業務作業者は、本役務の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
 (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
 (3) 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、受託者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

役務件名	駐屯地紙細断機保守点検	図面番号	1/5
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

8 総括責任者

- (1) 受託者は、業務作業者の中から総括責任者を選任するものとする。
- (2) 総括責任者の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

9 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し協議する。

10 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (2) 作業員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、受託者の責任において復旧補修を実施するものとする。

11 保全上の措置

許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きをするものとする。

12 関連業務との調整

本業務とは契約外ではあっても、関連する業務については、相互で調整を図るものとする。

3 完了検査等

- (1) 交換後試運転等の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出するものとする。なお、報告書書式については、官側と協議する。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

14 提出書類

- (1) 受託者は、官側の指定期日までに次の書類を提出するものとする。

- ア 業務計画書
- イ 総括責任者の選任(解任)届
- ウ 勤務員の指定(取消)届
- エ 役務完了届
- オ その他官側の指定するもの

15 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施工写真(カラーサービス版)1部を工程順に工事写真帳(A4版)に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

16 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官及び官側と協議し、その指示を受けるものとする。

17 一般事項

- (1) 電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- (2) 電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態状態で作業するときは、絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
- (3) 機器停止調整等は、十分余裕をもって行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。
- (4) 本役務を実施する上で必要な機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

役務件名	駐屯地紙細断機保守点検	図面番号	2/5
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

特記仕様書

1 実施要領

- (1) 保守点検は各年1回を基準とし、官側の指定する期日でもって実施する。
- (2) 業務に際して、計画等を作成し、官側と協議するものとする。
- (3) 保守点検項目

付表1

保守点検項目		備考
機構部	カッター	
	スーパーギヤ	
	カッター軸ベアリング	
	減速機ベアリング	
	チェーン	大型のみ
	チェーンホイール(大)	大型のみ
	チェーンホイール(小)	大型のみ
	各部ねじ	
減速機	オイル漏れ	
デーフレーム	スパイラルカッター	中型のみ
	フラットカッター	中型のみ
	ニーロスリング	中型のみ
	ベアリング	中型のみ
	スパイラル回転ギヤ	中型のみ
モーター	モーター	
電源、スイッチ コントロールボックス	操作スイッチ	
	各種リレー	
	リード線	
	各部ねじ	
	ヒューズ	
	ブレーカー	
	リミットスイッチ	
	電源コード	
	操作スイッチランプ	

役務件名	駐屯地紙細断機保守点検	図面番号	3/5
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

(3) 保守点検内容

付表2

保守点検項目	保守及び点検内容	備考
1 制御基盤	① サーキットブレーカー ON・OFFの動作 点検・保守 ② コード接続部 コネクタの接続 点検・保守	
2 操作パネル	① マニュアルスタート 動作 点検・保守 ② マニュアルストップ 動作 点検・保守 ③ マニュアルリバース 動作 点検(3~5秒間)・保守 ④ スタート表示ランプ 点灯 点検・保守 ⑤ ストップ表示ランプ 点灯 点検・保守 ⑥ リバース表示ランプ 点灯 点検・保守 ⑦ DOOR表示ランプ 点灯 点検・保守 ⑧ FULL表示ランプ 点灯 点検・保守 ⑨ 負荷インジケータ 点灯 点検・保守 ⑩ 電源スイッチ ON・OFFの動作 点検・保守	
3 制御機能	① オートスタート 紙投入時自動スタート 点検・保守 ② オートストップ オートスタート時の自動停止 点検・保守 ③ オートリバース 過負荷時の自動逆転点検(3~5秒間)・保守 ④ チップ満杯ストップ チップボックス満杯でモーター停止 及び FULLランプ表示、警告音、リバース 点検・保守 ⑤ オートモーターストップ マニュアルスタート時、3~5分後の自動停止 点検・保守	①~③及び⑤は、大型除く
4 安全装置	① エマージェンシブレーキ 作動点検(マニュアルリバースと同作動)・保守 ② ドアオープン(正面) モーター停止、警告音、リバース、点検・保守 ③ ドアオープン(右上) モーター停止、警告音、リバース、点検・保守 ④ ドアオープン(右中) モーター停止、警告音、リバース、点検・保守 ⑤ ドアオープン(右下) モーター停止、警告音、リバース、点検・保守 ⑥ ドアオープン(左上) モーター停止、警告音、リバース、点検・保守 ⑦ ドアオープン(左中) モーター停止、警告音、リバース、点検・保守 ⑧ 正面ドアオープン モーター停止、警告音、リバース、点検・保守	
5 内部装置	① チェーン&チェーンギア 点検、清掃及び給油 ② カッターギア 点検、清掃及び給油 ③ モーター 異音等の発生の有無確認	①は大型のみ
6 その他	① ケース内部 残存物を除去し、清掃を実施 ② 各ボルト等の締付点検・保守を実施	

2 その他

- (1) 作業時期及び時間帯においては、監督官と十分に調整後実施する。
- (2) 引渡を要する発生材は、金属類とし、監督官の指示する構内場所に搬入する。

役務件名	駐屯地紙細断機保守点検	図面番号	4/5
種別	仕様書	縮尺	
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			

仕 様 書

- 1 件 名 庁舎等清掃役務
- 2 場 所 東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地内
- 3 業務範囲 十条駐屯地における庁舎A、庁舎B、庁舎C、体育館及び南門警衛所の清掃業務を行う。

4 期 間 平成23年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日

5 一般共通事項

- (1) この共通仕様書は、建築物の清掃業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
- (2) 本役務は、この仕様書に記載されている清掃内容のほか、(財)建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」を準用し、行う。
- (3) 清掃の実施要領、規模(清掃面積集計表)等は、別冊による。
- (4) 清掃に必要な機材(自在箒、フロアダスター、真空式掃除機、床磨き機等)、資材(洗浄用洗剤、剥離洗剤、樹脂床維持剤、パッド、雑巾・ゴミ袋等)の消耗品類は、すべて請負業者の負担とする。
- (5) 使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、また、清掃場所に応じたものを使用する。
- (6) 清掃するに当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを励行し、監督官の指示に従うものとする。
- (7) 清掃に必要な電気、水道、消毒液等は、特記に示す以外は官側の負担とする。
- (8) 請負業者は、駐屯地内で従事させる勤務員の身元、風紀、衛生、規律の維持に関し一切の責任を負い、関係法令、規則等を遵守する。
- (9) 賓客等の来庁予定がある場合は、特別清掃とし、細部は監督官の指示に従うものとする。

(10) 勤務員

- ア 勤務員は、清掃の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- イ 官側は、勤務員の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められるものがあつた場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は、業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。

(11) 現場代理人

- ア 請負業者は、勤務員の中から現場代理人を選任する。
- イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分理解して職務を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。

(12) 実施工程

請負業者は、清掃作業の実施工程表を作成し、監督官に提出する。

(13) 請負業者は、休憩所及び機器類の置き場については、官側から提供を受け使用する。

(14) 請負業者は、勤務員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負業者の責任において復旧補修を実施する。

(15) 保全上、許可を受けていない場所への立入りは、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りをする必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の立入手続をする。

なお、業務の実施に伴い、知り得た情報等は、決して外部に漏らしてはならない。

6 提出書類

請負業者は、官側の指定期日までに次の書類を提出する。

・勤務員の指定届 ・現場代理人の選任届 ・実施工程表 ・役務完了届 ・その他官側の指定するもの
業務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。(完成図書データをFD、CDまたはMOにて提出)

監督官より提示されたデータは全て監督官に返納すること。
関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとる。

7 疑 義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑いを生じた場合には、監督官と協議し指示を受ける。

8 資 格

ビルクリーニング技能士を常駐させるものとする。

清掃業務要領書

- 1 対象建物
庁舎A・庁舎B・庁舎C・体育館・南門警衛所
- 2 清掃周期

清 掃 箇 所		床の日常清掃	床以外の日常清掃	床の定期清掃
庁 舎	玄関ホール (硬質床)	日 1 回	日 1 回	月 1 回
	廊下・EVホール (弾性床)	〃	〃	〃
	廊下 (繊維床)	〃		
	便所・シャワー室 (弾性床)	〃	日 1 回	月 1 回
	湯沸室 (弾性床)	〃	〃	〃
	エレベーター (弾性床)	〃	日1回(週1回)	〃
	階段 (弾性床)	〃	日 1 回	〃
	庁舎A中棟4階大会議室 (弾性床)	週 1 回		5・7・9・11・1・3月
	庁舎B北棟1階談話室 (弾性床)	〃		〃
	庁舎A北棟1階会議室 (弾性床)			〃
	庁舎A南棟2階会議室 (繊維床)	月 1 回		
	庁舎B北棟1階会議室 (繊維床)	週 1 回		
	庁舎B北棟2階会議室 (繊維床)	〃		
	庁舎B南棟3階会議室 (繊維床)	〃		
	庁舎C北棟2階会議室 (繊維床)	月 1 回		
	玄関廻り (外部)	日 1 回		月 1 回
ピロティ (床)	週 1 回		年2回(7・1月)	
体 育 館	玄関ホール (硬質床)	週 3 回	週 3 回	月 1 回
	便所・シャワー (弾性床)	〃	〃	〃
	玄関廻り (外部)	日 1 回		〃
廊	便所 (弾性床)	週 1 回	週 1 回	
庁 舎	庁舎A・B・C玄関 (天井)	天井の清掃 年 1 回 (4月)		

- ※1 12月29日～31日及び1月1日～3日は清掃を実施しない。
- ※2 週3回の清掃については、原則として月曜日・水曜日・金曜日とし、祝日の場合は実施しない。
- ※3 週1回の清掃については、原則として月曜日とし、祝日の場合は翌日に実施する。
- ※4 剥離清掃箇所については、年1回剥離清掃を実施し、残りの11ヶ月分については月1回の床の定期清掃を実施する。
- ※5 庁舎北中棟非常用階段の排水溝を4・6・7・8・9・11・1・3月に清掃する。

※6 それ以外の清掃については監督官と調整し実施する。

3 清掃時間

- (1) 日常清掃は、平日0830～1730の間に実施する。
- (2) 床の定期清掃は、閉庁日に実施する。

4 清掃要領

(1) 床の日常清掃

ア 玄関ホール・廊下（弾性床）・エレベーターホール・階段

(ア) 除塵

自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。

(イ) 部分水拭き

汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。

イ 便所・洗面所・湯沸室・シャワー室・エレベーター

(ア) 除塵

自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。

(イ) 全面水拭き

床全面をモップで丁寧に拭き上げる。

ウ 庁舎A大会議室・庁舎A会議室（弾性床）・庁舎B談話室

(ア) 除塵

自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。

(イ) 部分水拭き

汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。

エ 廊下（繊維床）・庁舎A会議室（繊維床）・庁舎B会議室（繊維床）

真空掃除機で丁寧に吸塵する。

オ ピロティ

巡回して粗ごみを拾う。

(2) 床以外の日常清掃

ア 玄関ホール

(ア) フロアーマット

真空掃除機で吸塵し、洗浄や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。

また、洗浄剤を用いる場合は、よくすすいだ後、十分に乾燥させる。

(イ) 扉ガラス

汚れの目立つ部分をタオルで水拭き又は乾拭きする。

(ウ) 備品金属部分

タオル、ダストクロス等で埃をとる。また、汚れの多い部分は、専用洗剤を用いて洗浄する。

(エ) 灰皿

吸殻を収集し、灰皿を拭く。

(オ) ごみ箱

ごみを収集し、容器を拭く。

イ 廊下

灰皿の吸殻を収集し、灰皿を拭く。

ウ 便所・洗面所

(ア) 扉及び便所へだて

汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。

(イ) 洗面台

スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭き上げる。

(ウ) 鏡

乾拭きして仕上げる。

(エ) 衛生器具

専用洗剤を用いて洗浄し拭き上げる。同時に金属類も拭き上げる。

(オ) 衛生消耗品

トイレットペーパー及び水石鹼液等を補充する。

(カ) 汚物容器

内容物を処理し、容器を洗浄する。

(キ) ごみ箱

ごみを収集し、容器を拭く。

(ク) 清掃用具は、便所専用のものと区別し使用する。

エ 湯沸室

(ア) 流し台

中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗淨する。

(イ) 厨芥容器

厨芥を処理し、容器を中性洗剤で洗淨する。

オ 階段

手摺をタオルで水拭き後、汚れた部分を洗剤で洗淨し水拭きする。

カ シャワー室

ユニットバス器具を専用洗剤を用いて洗淨し拭き上げる。同時に金属類も拭き上げる。

キ エレベーター（扉溝については、週1回の清掃とする。）

(ア) マット

真空掃除機で吸塵し、洗淨や水を用いて洗淨し、土砂や汚れを取り除く。又、洗淨剤を用いる場合は、よくすすいだ後、十分に乾燥させる。

(イ) 壁・扉・操作板

汚れた部分を水又は中性洗剤で拭く。

(ウ) 扉溝

真空掃除機などで除塵を行う。

(3) 床の定期清掃

ア 廊下（弾性床）・便所・洗面所・湯沸室・会議室（弾性床）・エレベーター・階段

表面洗淨

(ア) 床の除塵作業を行う。

なお、箒及びフロアダスター又は真空掃除機で行う。

(イ) 適正に希釈した表面洗淨用洗剤をモップでむらのないように塗布する。

(ウ) 洗淨用パット（赤）を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗淨する。

(エ) 吸水式真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

(オ) 床全面をモップで、丁寧に2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。

(カ) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。

なお、塗布回数は1回（格子塗り）とし、皮膜の損傷が著しい場合は、更に1回重ね塗りをする。

イ 玄関ホール（硬質床）

(ア) 床の除塵作業を行う。

なお、箒及びフロアダスター又は真空掃除機で行う。

(イ) 適正に希釈した表面洗淨用洗剤をモップでむらのないように塗布する。

(ウ) 洗淨用パットを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗淨する。

(エ) 吸水式真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

(オ) 床全面をモップで、丁寧に2回以上水拭きを行って、汚水や洗淨分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。

ウ 玄関廻り

洗淨用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗淨する。

エ ピロティ

年に2回カビの除去を実施する。

※ 洗淨液等が清掃区域外に漏れないように、養生等を十分に行う。また、漏れた場合は、業者の責任で清掃する。

(4) 床の定期清掃（剥離清掃）

ア 廊下（弾性床）・階段

表面洗淨

(ア) 床の除塵作業を行う。

なお、箒及びフロアダスター又は真空掃除機で行う。

(イ) 剥離用パット（黒）を装着した床磨き機で洗淨する。

(ウ) 吸水式真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

(エ) 剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。

(オ) 床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。

(カ) 吸水式真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

(キ) モップにて3回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。

(ク) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。

- なお、塗布回数は3回（格子塗り）とする。
- ※ 洗浄液等が清掃区域外に漏れないように、養生等を十分に行う。また、漏れた場合は、業者の責任で清掃する。
 - ※ 平成23年、平成25年は一部剥離清掃とし、P31～41に示す。平成24年は全面剥離清掃とする。

イ 玄関ホール（硬質床）

（ア）床の除塵作業を行う。

なお、箒及びフロアダスター又は真空掃除機で行う。

（イ）適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。

（ウ）洗浄用パットを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。

（エ）吸水式真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

（オ）床全面をモップで、丁寧に2回以上水拭きを行って、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。

ウ 玄関廻り

洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。

エ ピロティ

巡回して粗ごみを拾う。

(5) 天井の清掃

玄関ホール（石膏ボード）

天井の除塵作業を行う

真空掃除機で吸塵し、固く絞ったタオルで丁寧に2回以上水拭きを実施する。

(6) 排水溝の清掃

庁舎北中棟非常階段

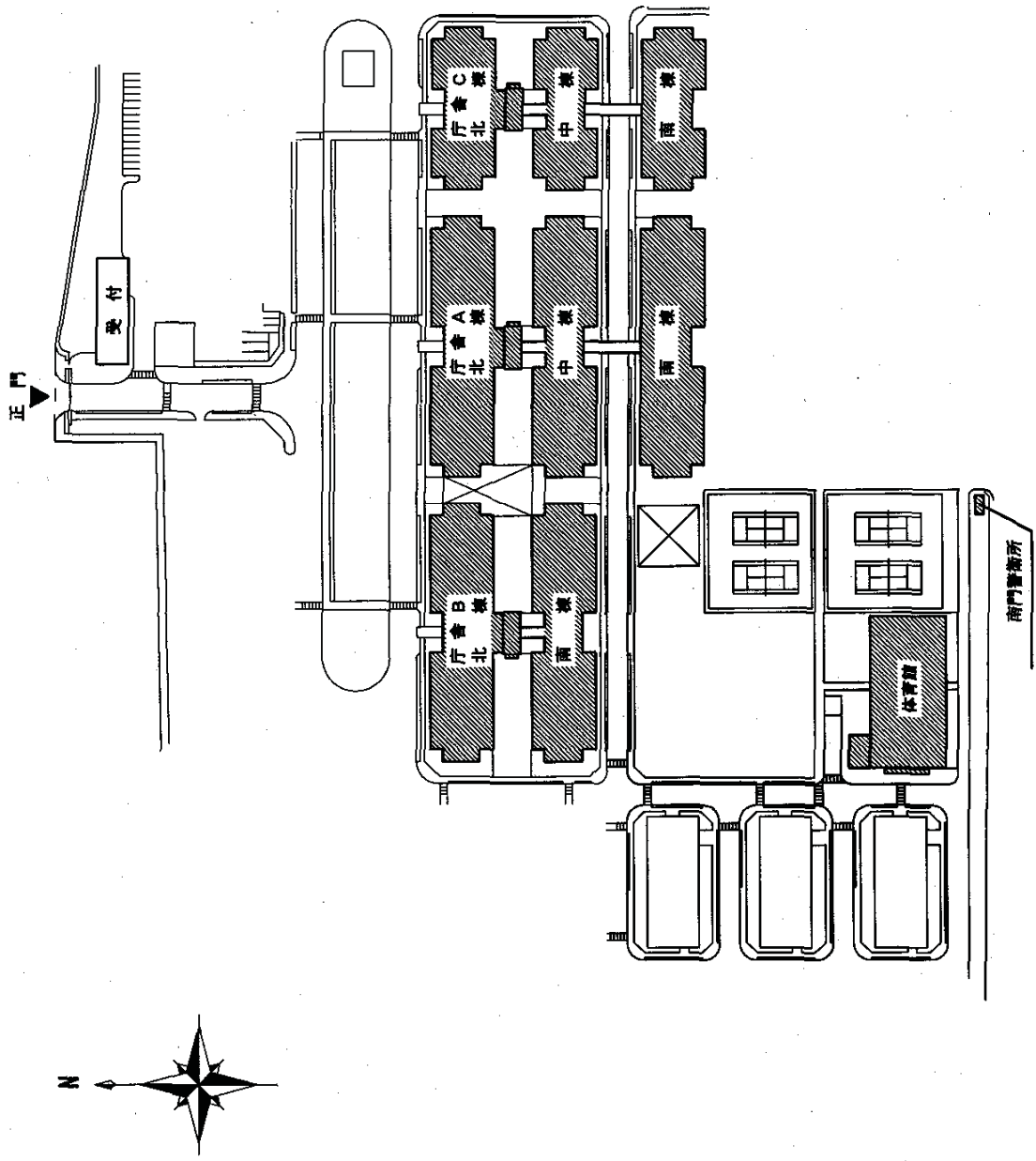
排水溝を開放し、枯葉などの粗ごみを拾う。その後中性洗剤を用いてブラシにより洗浄し、水でよくすすぐ。

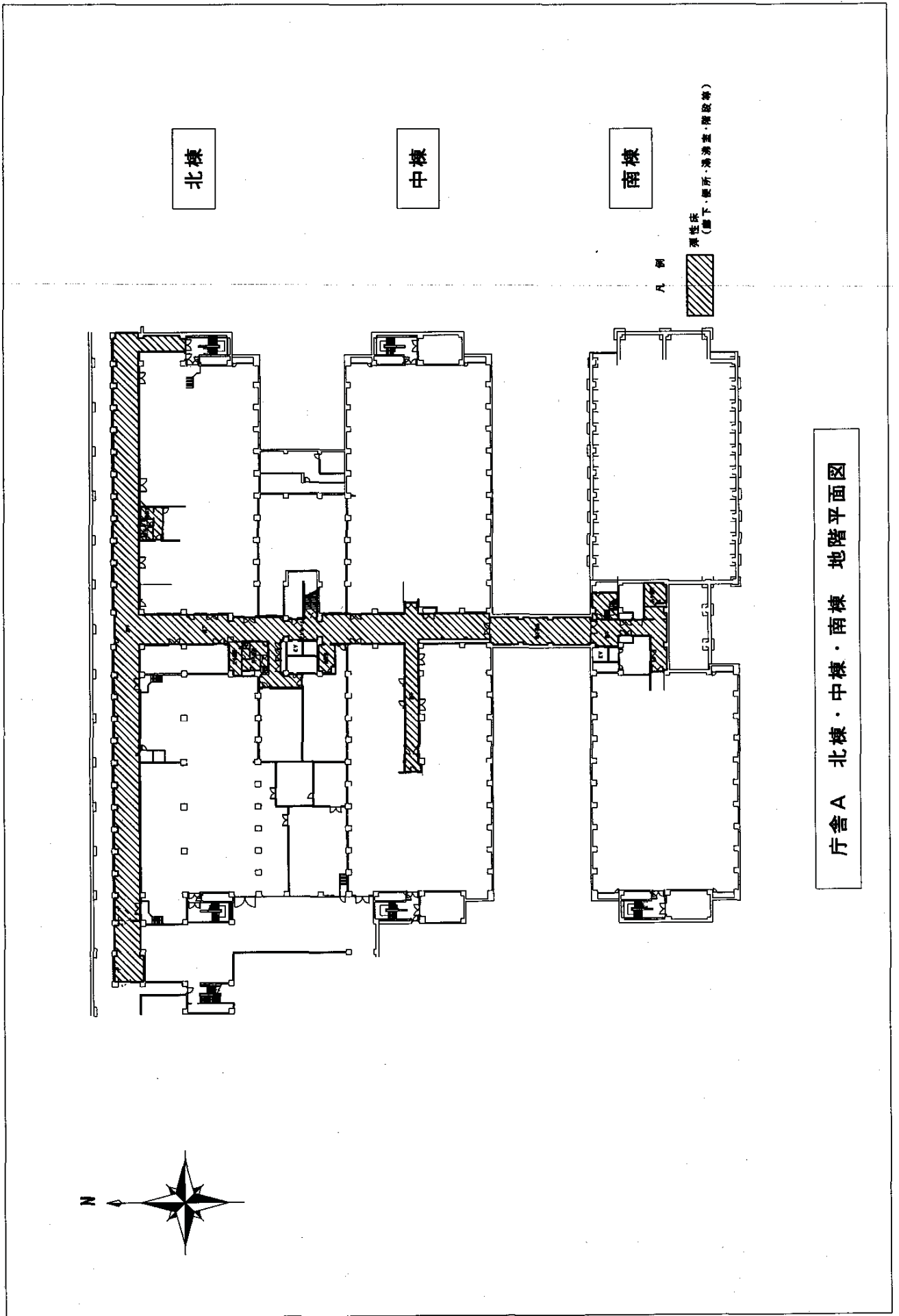
(7) その他

清掃作業実施後に監督官の点検を受け、作業日誌に記録する。

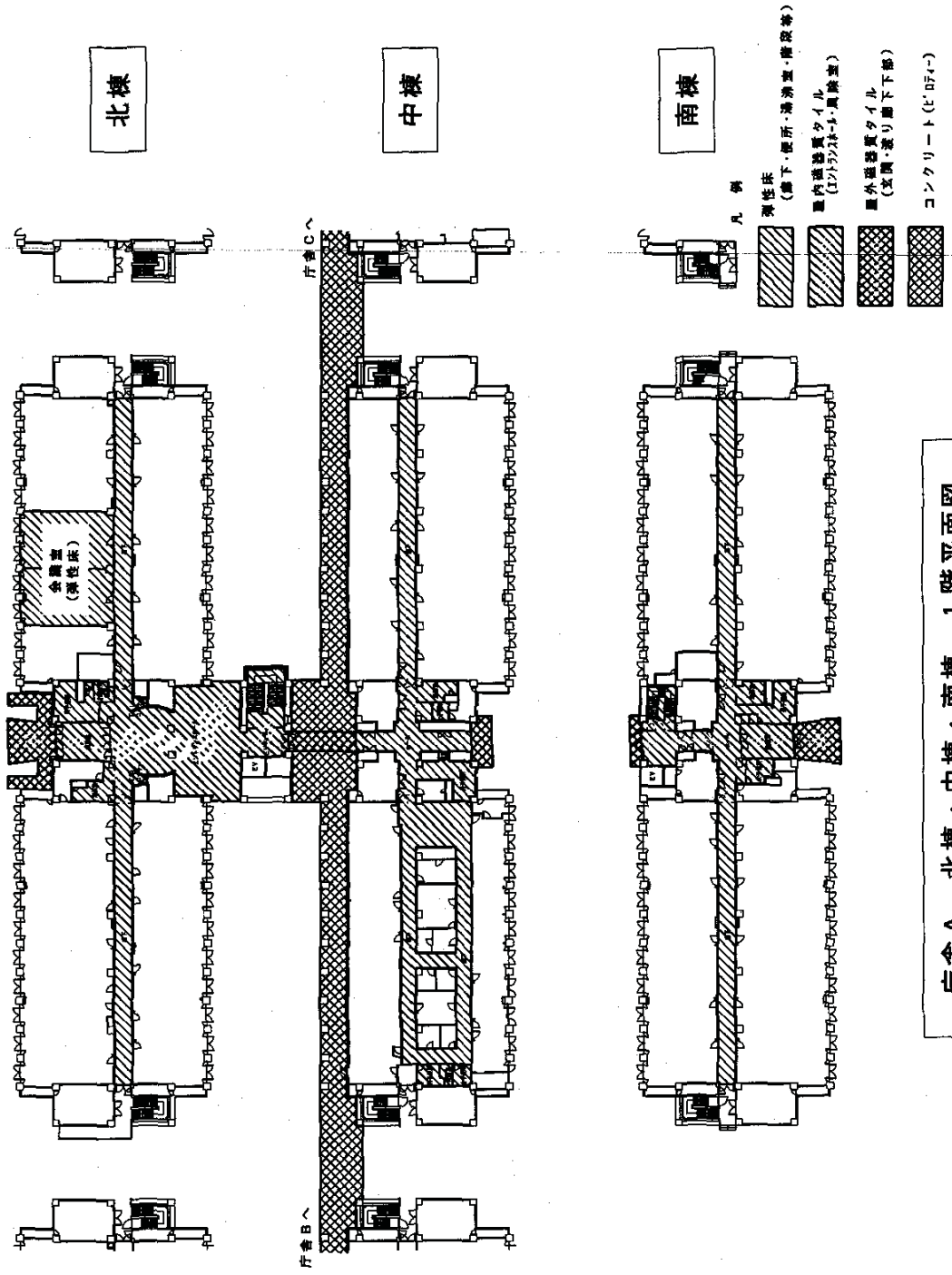
なお、点検に際して汚れが発見された場合は、再度清掃する。

十条駐屯地配置図

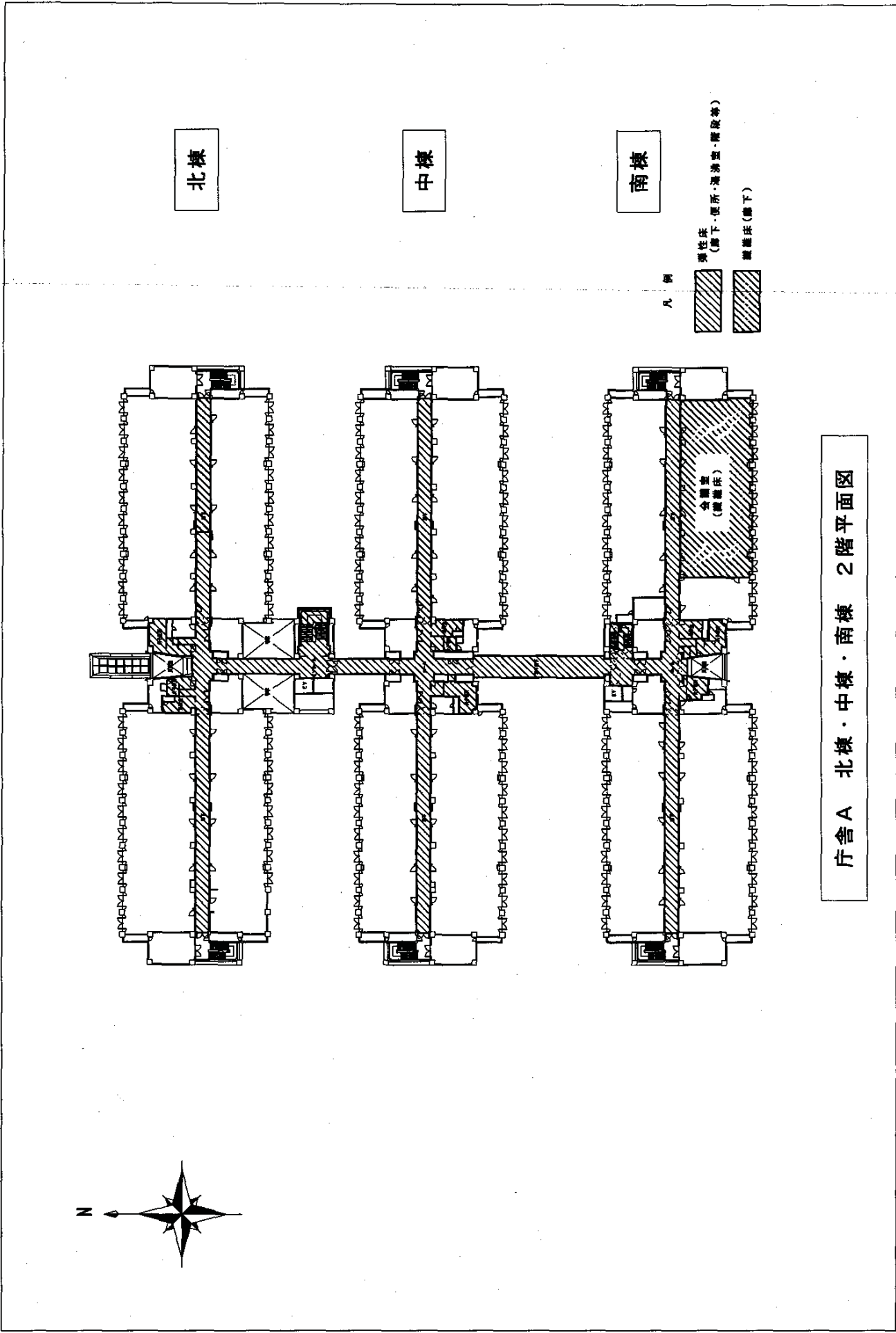




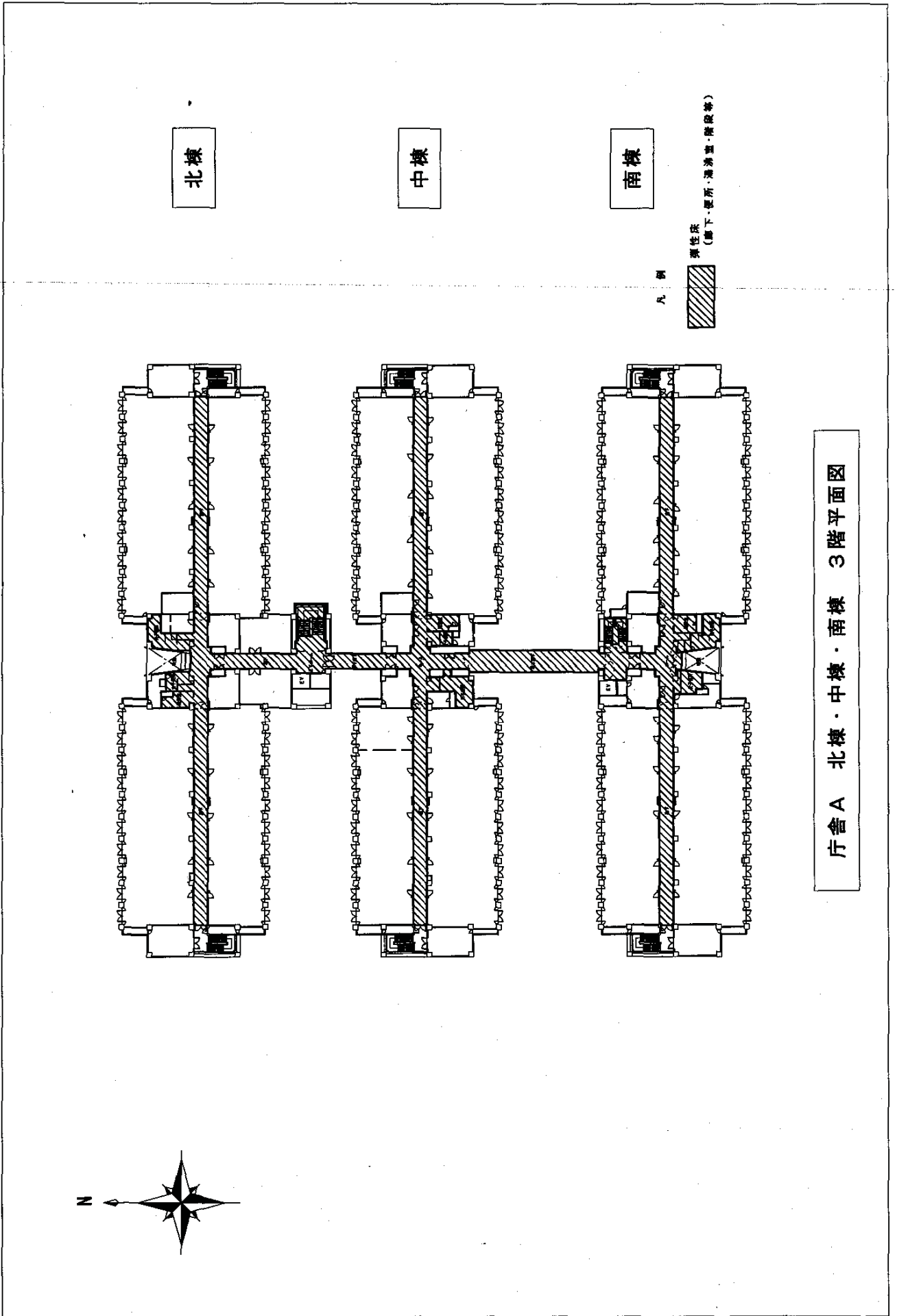
庁舎A 北棟・中棟・南棟 地階平面図



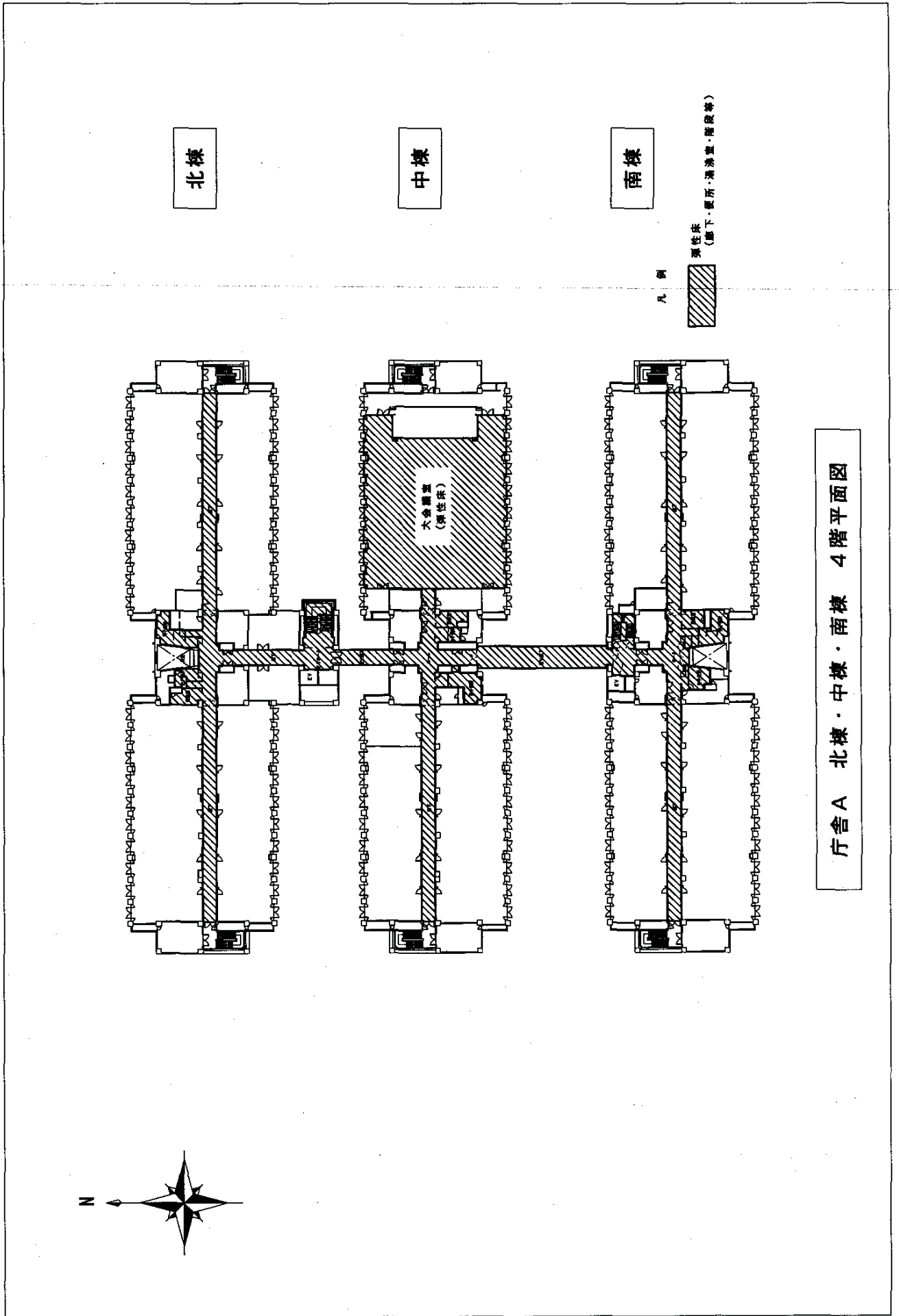
庁舎A 北棟・中棟・南棟 1階平面図

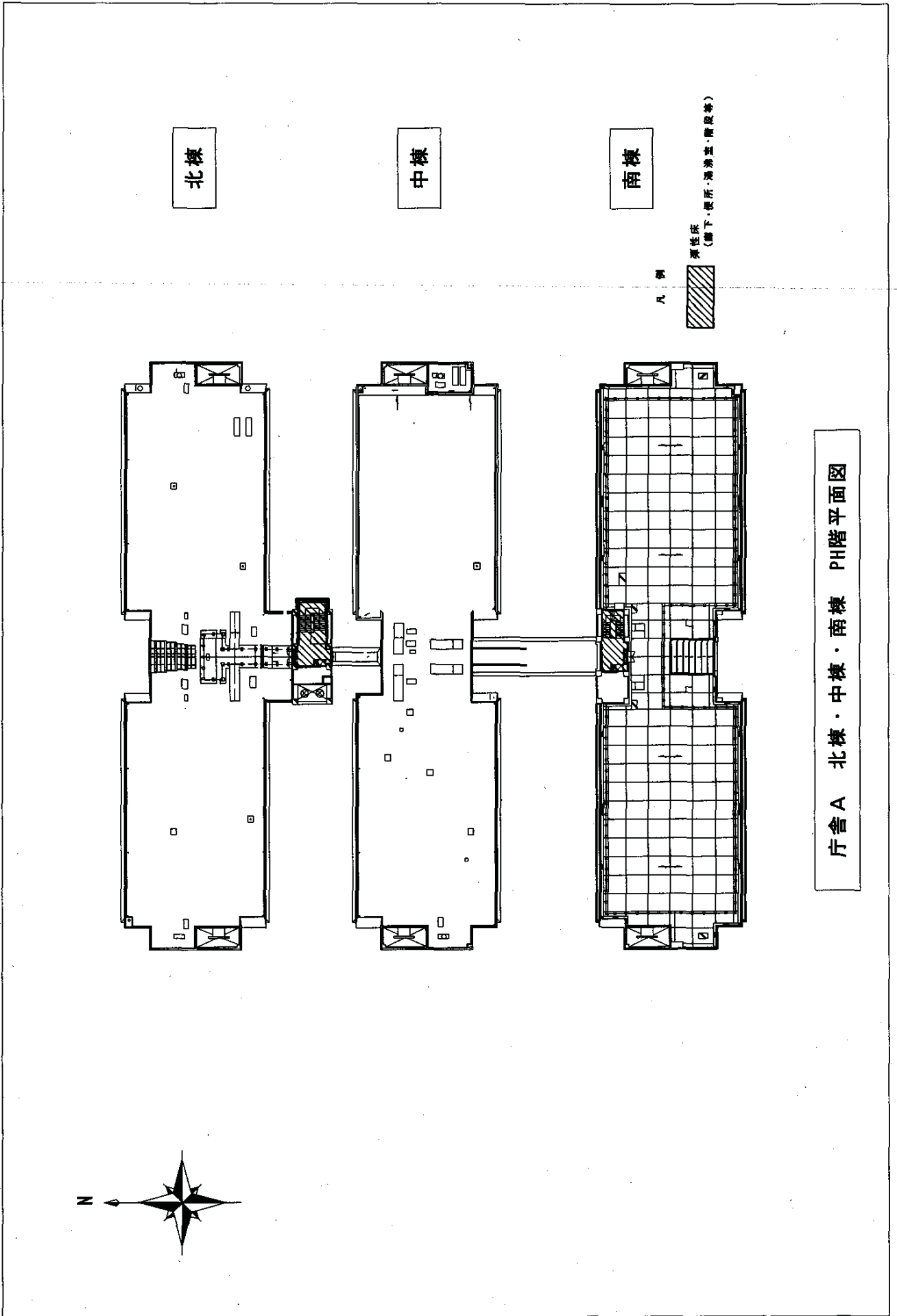


庁舎A 北棟・中棟・南棟 2階平面図



倉舎A 北棟・中棟・南棟 3階平面図

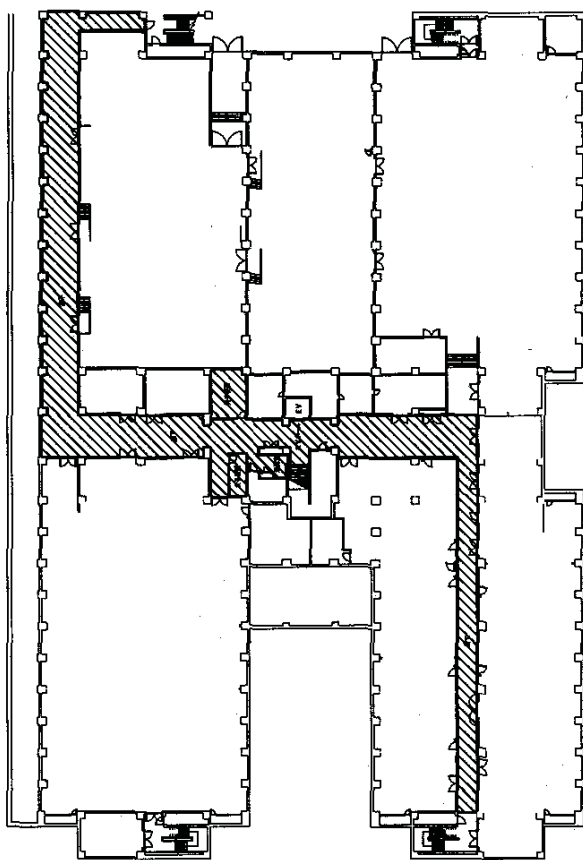






北棟

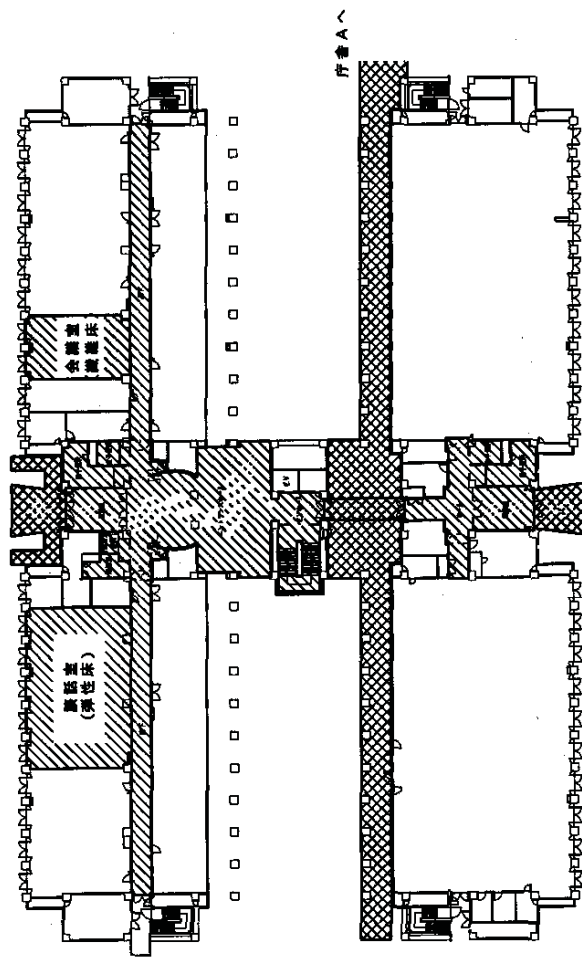
南棟








凡例

床性床
(廊下・屋所・溝溝蓋・階段等)

庁舎B 北棟・南棟 地階平面図



凡例

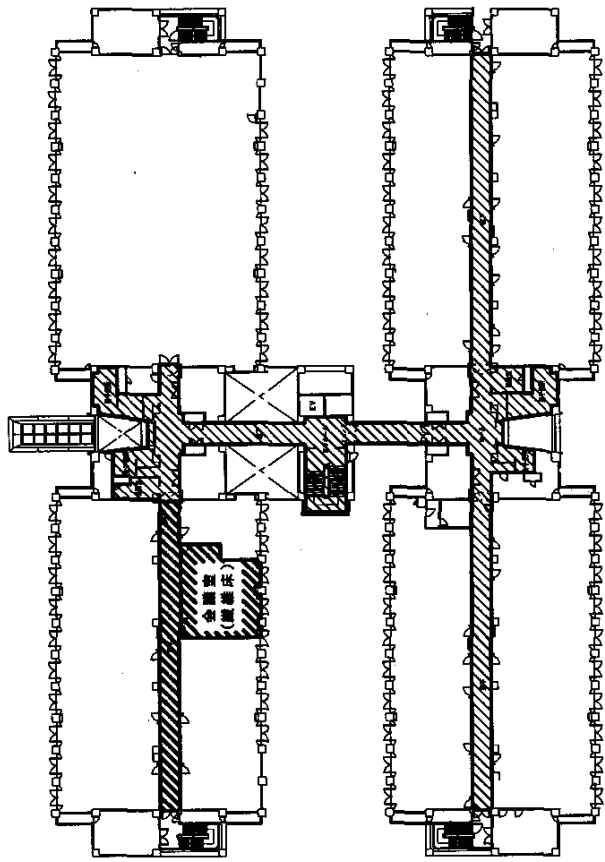
-  水性床
(廊下、便所、湯浴室・階段等)
-  屋内磁器タイル
(LVT/セラミック・風除室)
-  屋外磁器タイル
(玄関・廻り廊下下地)
-  コンクリート (c'07m)
-  雑床 (会議室)

庁舎B 北棟・南棟 1階平面図


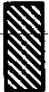


北棟

南棟



凡例

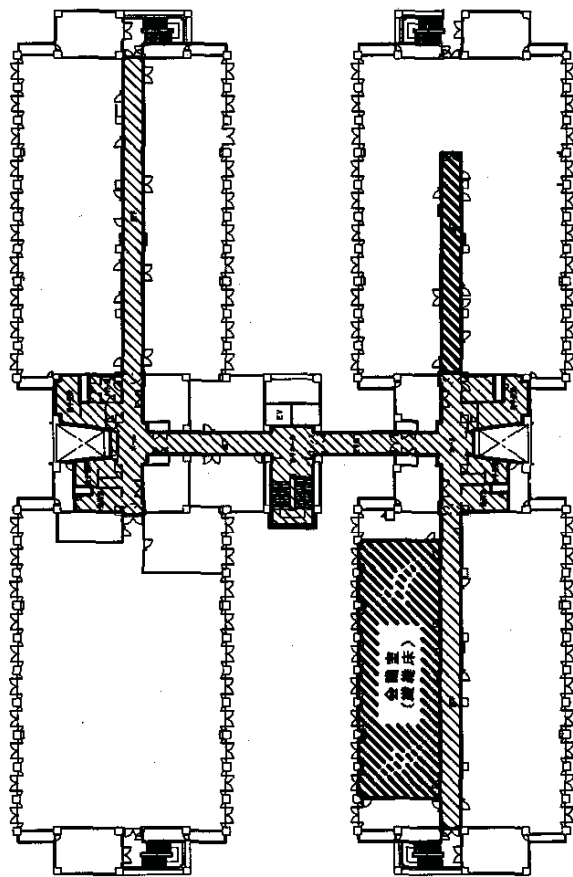
-  弾性床
(廊下・便所・湯沸室・階段等)
-  鋼構床(廊下・会議室)

庁舎B 北棟・南棟 2階平面図





北棟

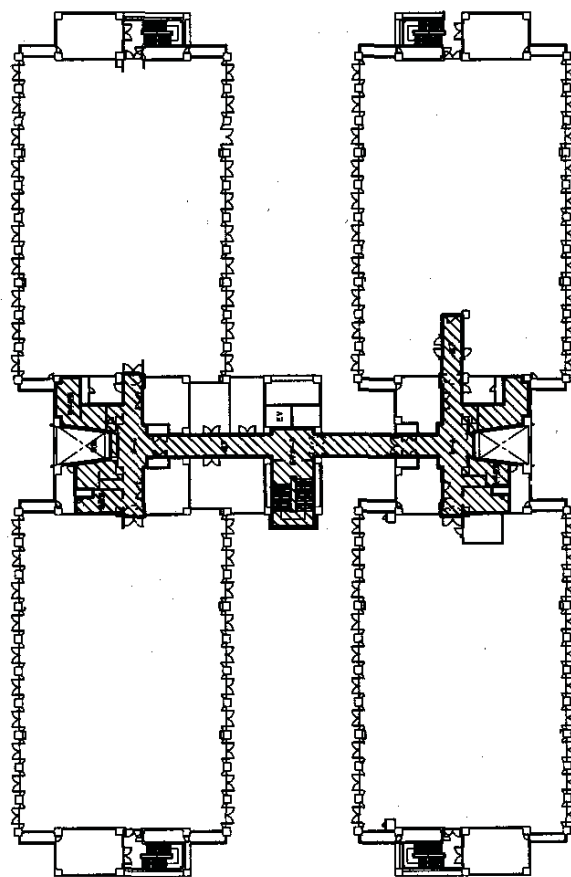
南棟



A 例

-  男性床 (廊下・事務所・湯浴室・階段等)
-  倉庫床 (廊下・倉庫室)

庁舎B 北棟・南棟 3階平面図



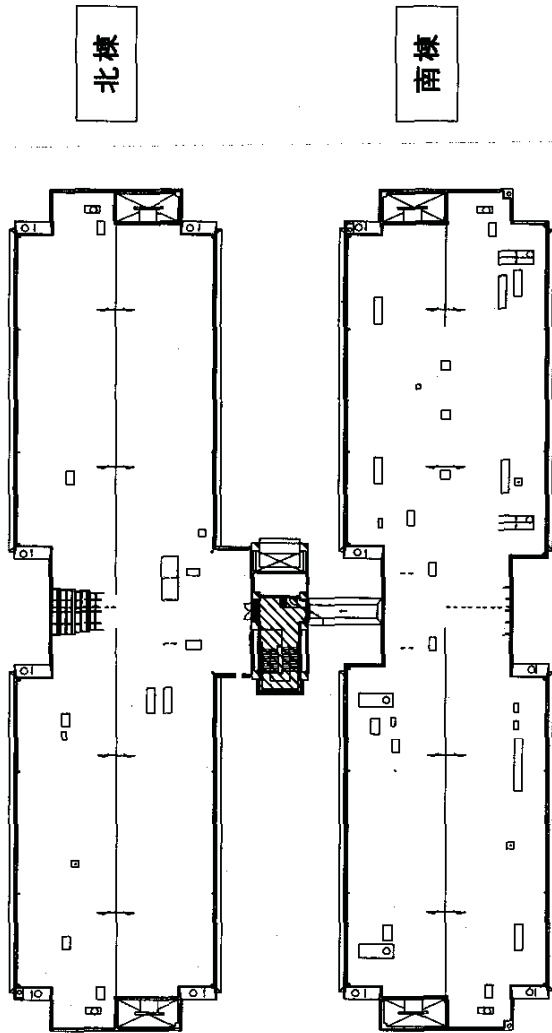
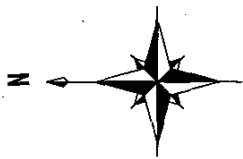
北棟

南棟

凡例

弹性床
(廊下・樓梯室・衛浴等)

庁舎B 北棟・南棟 4階平面図

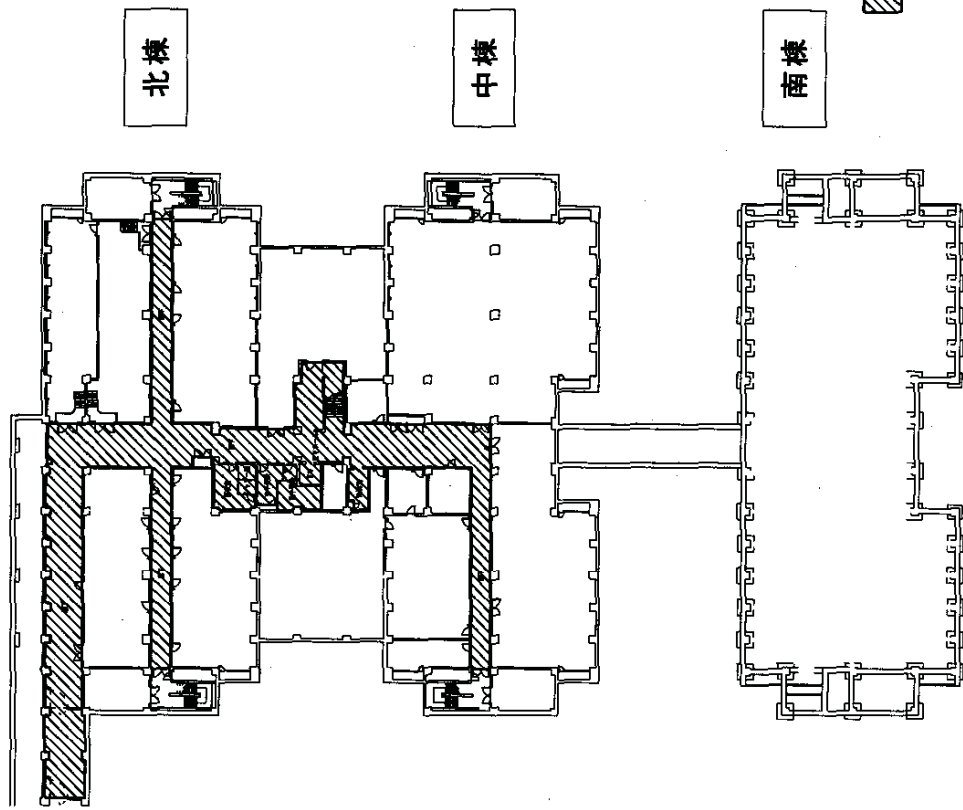


凡例

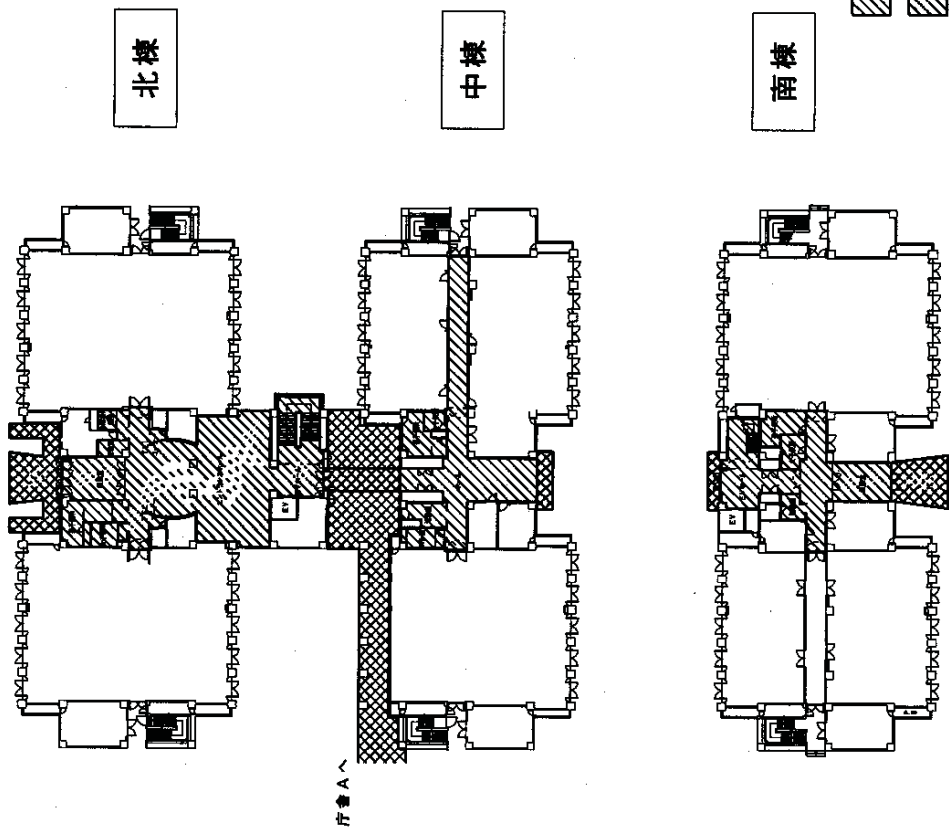
課柱床
(廊下・厕所・講義室・階段等)







庁舎B 北棟・南棟 PH階平面図



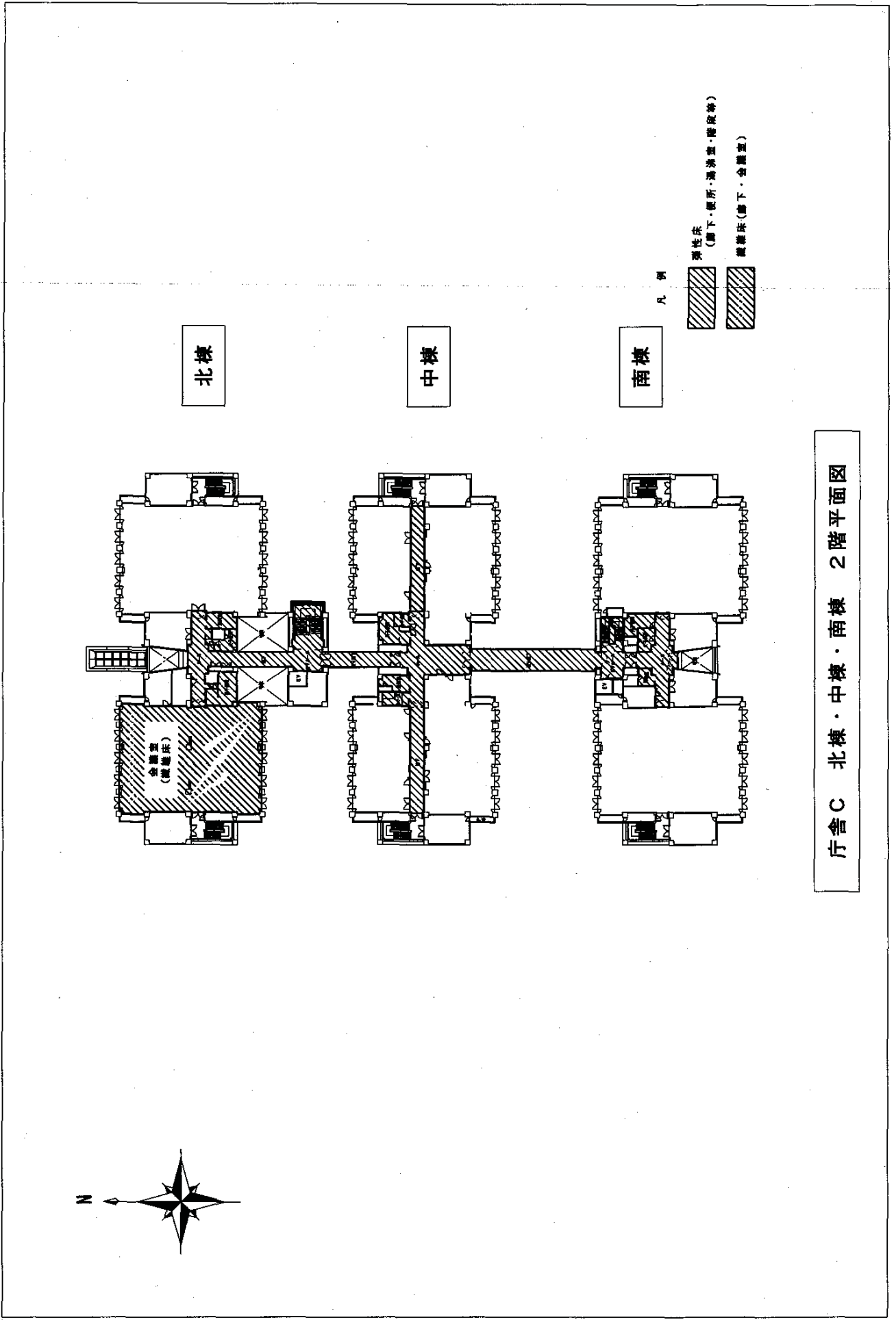
庁舎C 北棟・中棟・南棟 地階平面図

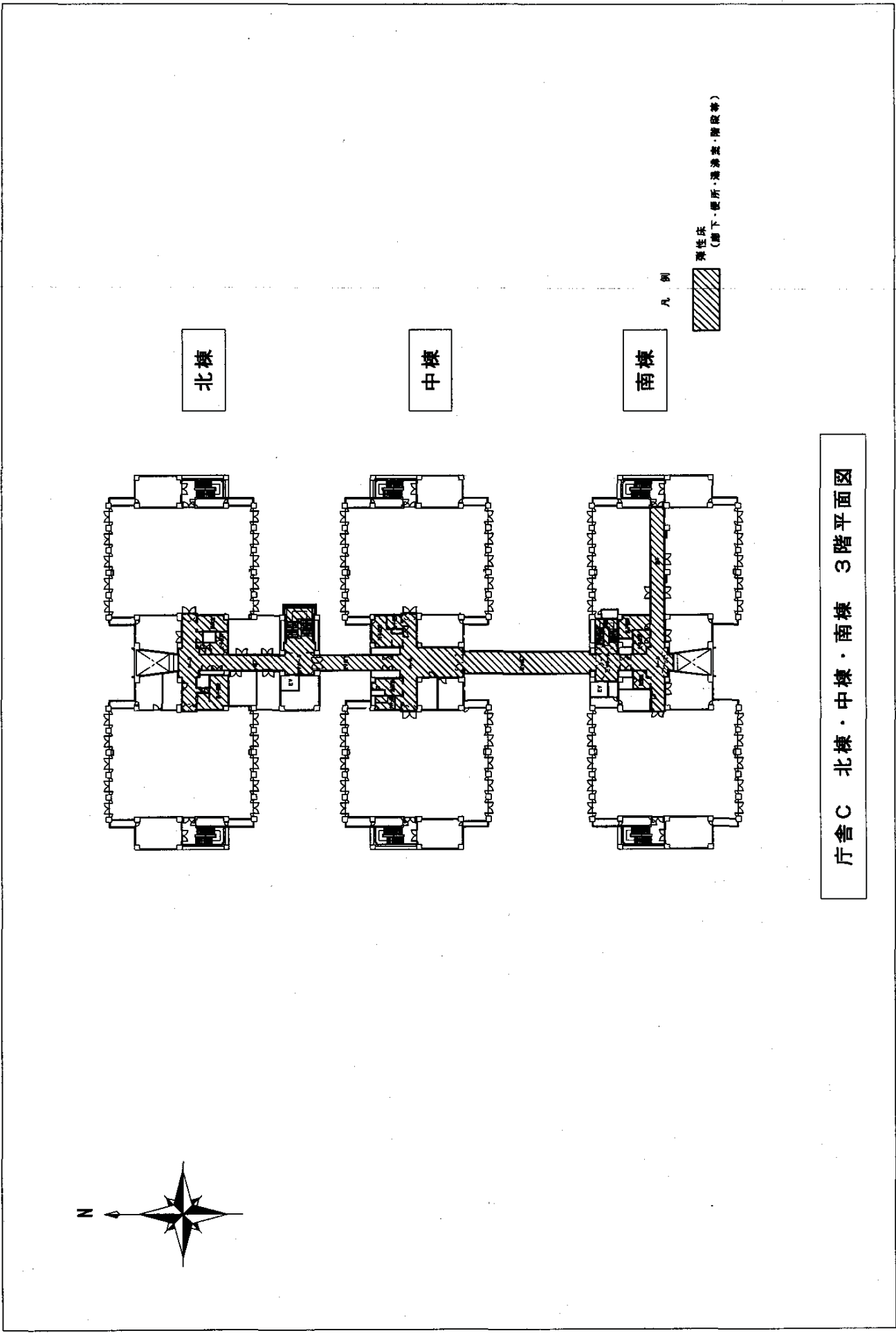


凡例

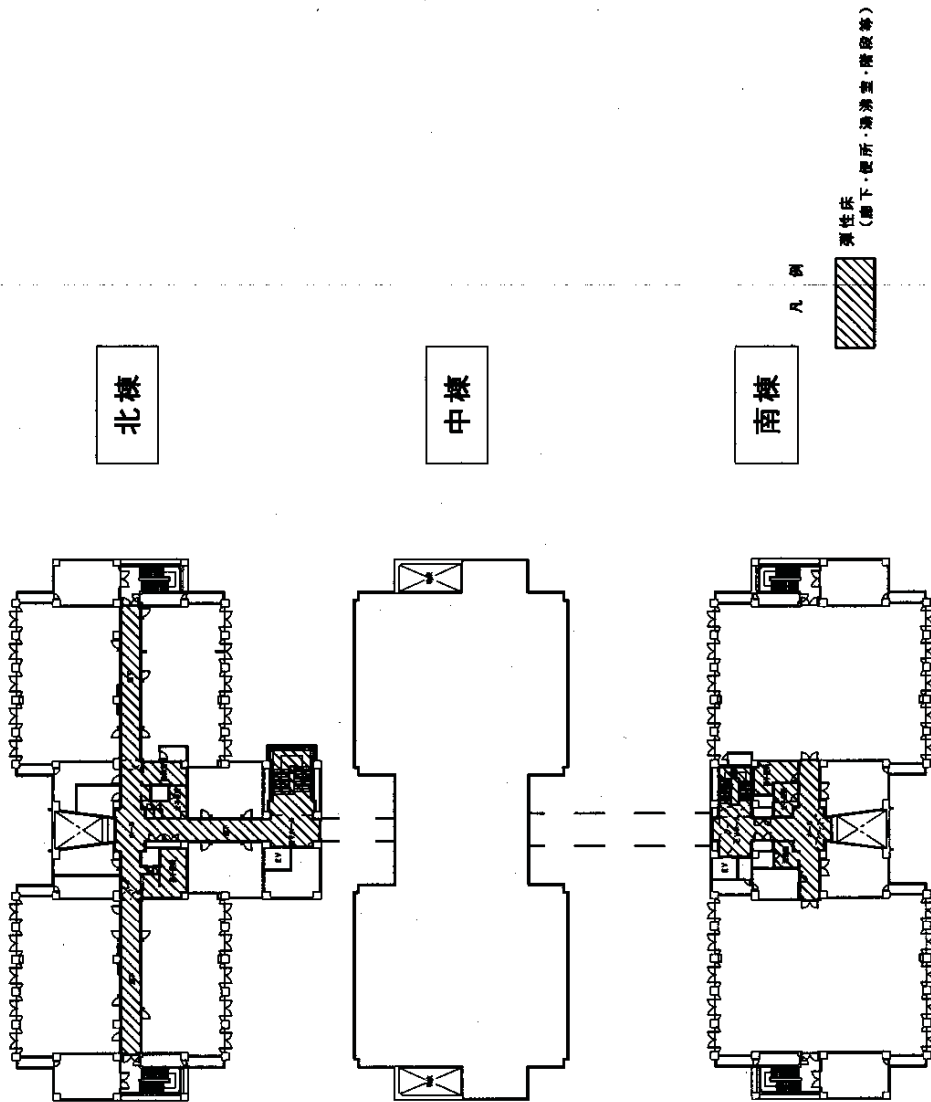
-  弾性床
(廊下・便所・湯沸室・階段等)
-  屋内磁器質タイル
(玄関・廊下・風除室)
-  屋外磁器質タイル
(玄関・張り廊下下部)
-  コンクリート (L・O・F・I)

庁舎C 北棟・中棟・南棟 1階平面図

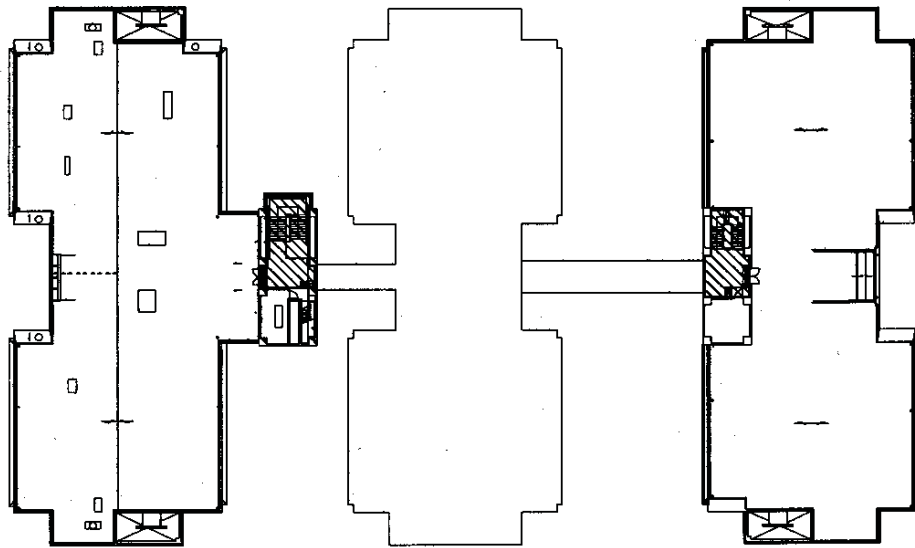




庁舎C 北棟・中棟・南棟 3階平面図



庁舎C 北棟・中棟・南棟 4階平面図



北棟

中棟

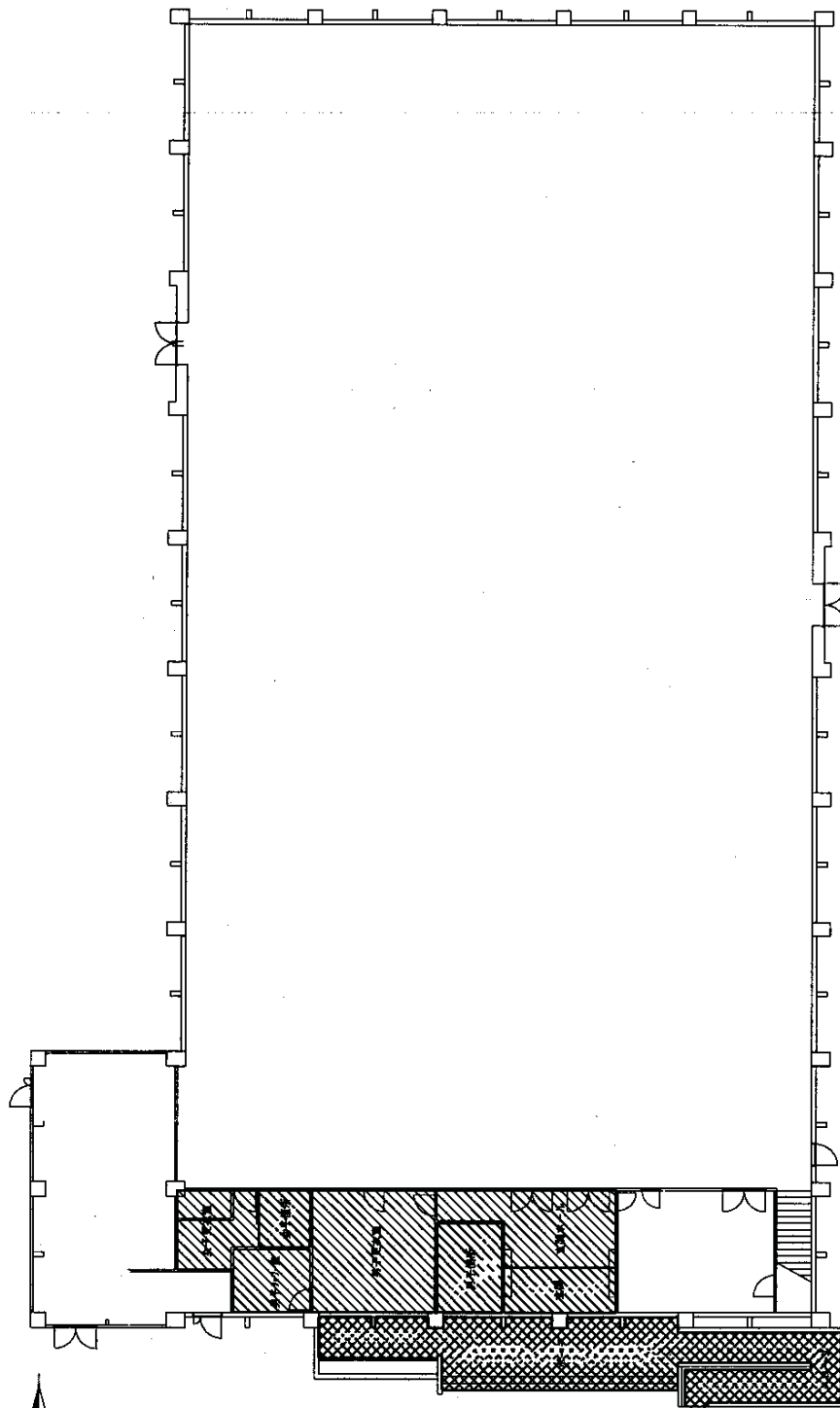
南棟

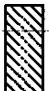
凡例



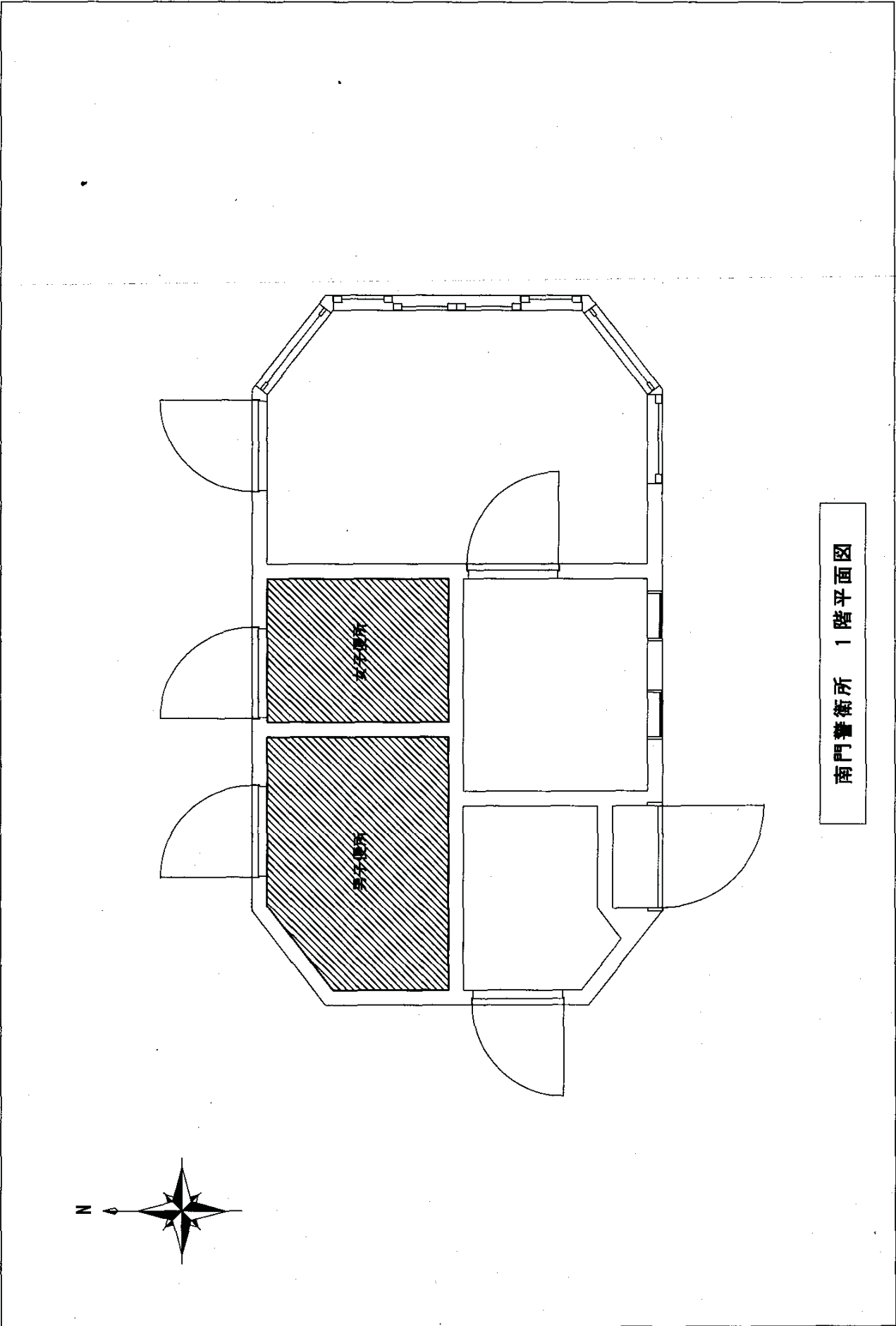
刚性床
(脚散等)

庁舎C 北棟・中棟・南棟 PH階平面図

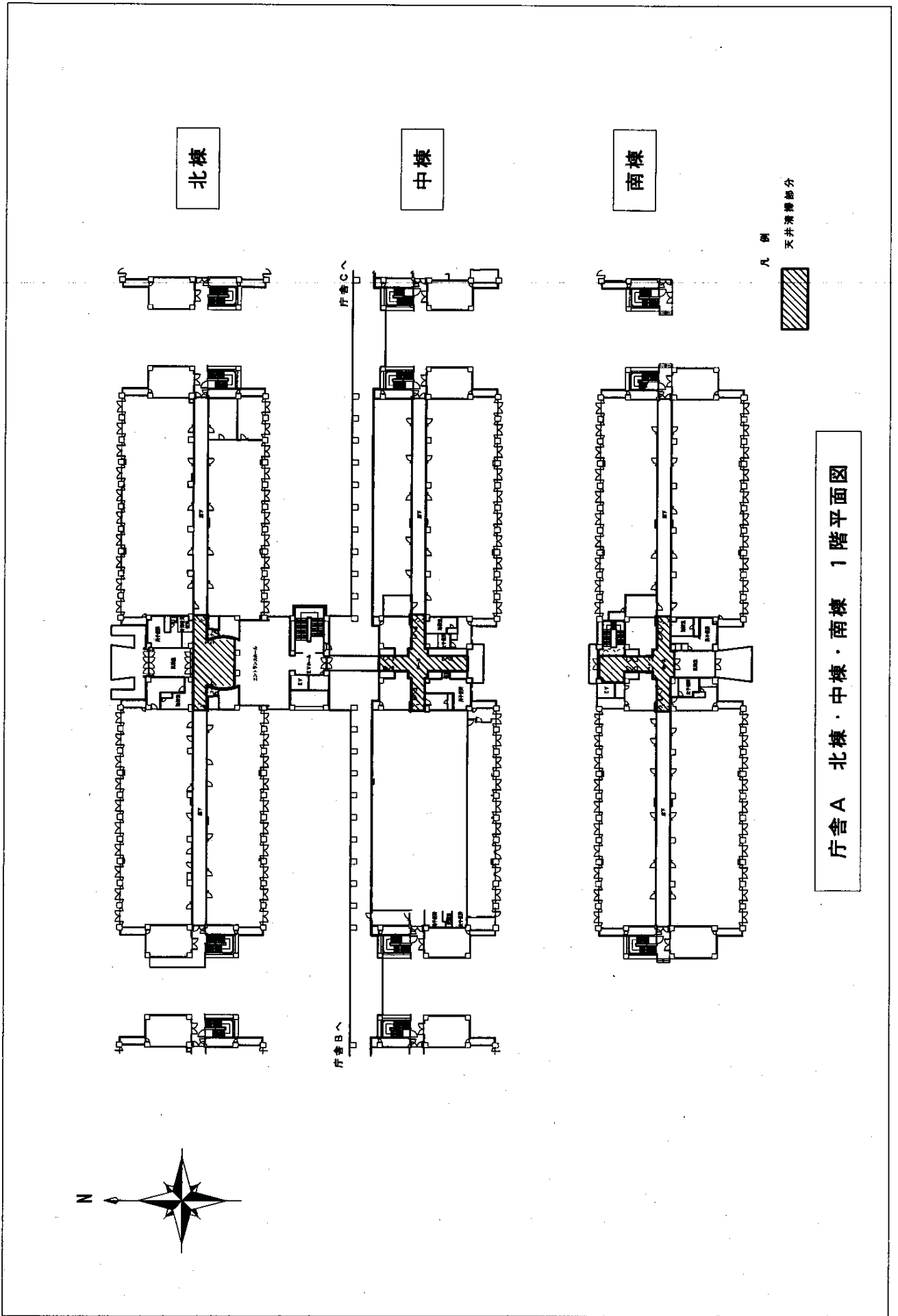


- 凡 例
-  弾性床
(玄関ホール、更衣室等)
 -  屋内磁器タイル
(玄関、便所)
 -  屋外磁器タイル
(スロップ・ポーチ等)

体育館 1階平面図



南門警衛所 1階平面図

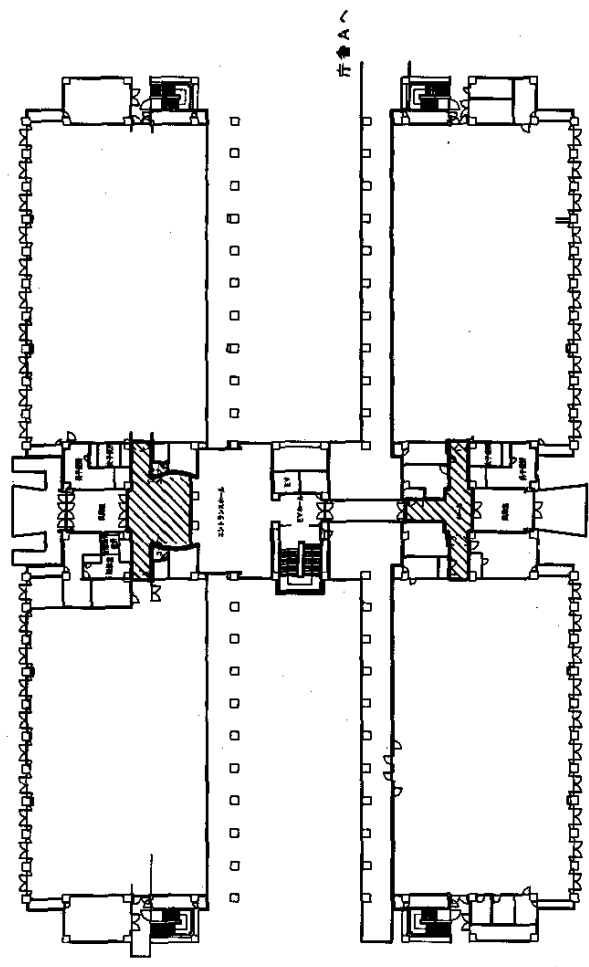


庁舎 A 北棟・中棟・南棟 1階平面図



北棟

南棟

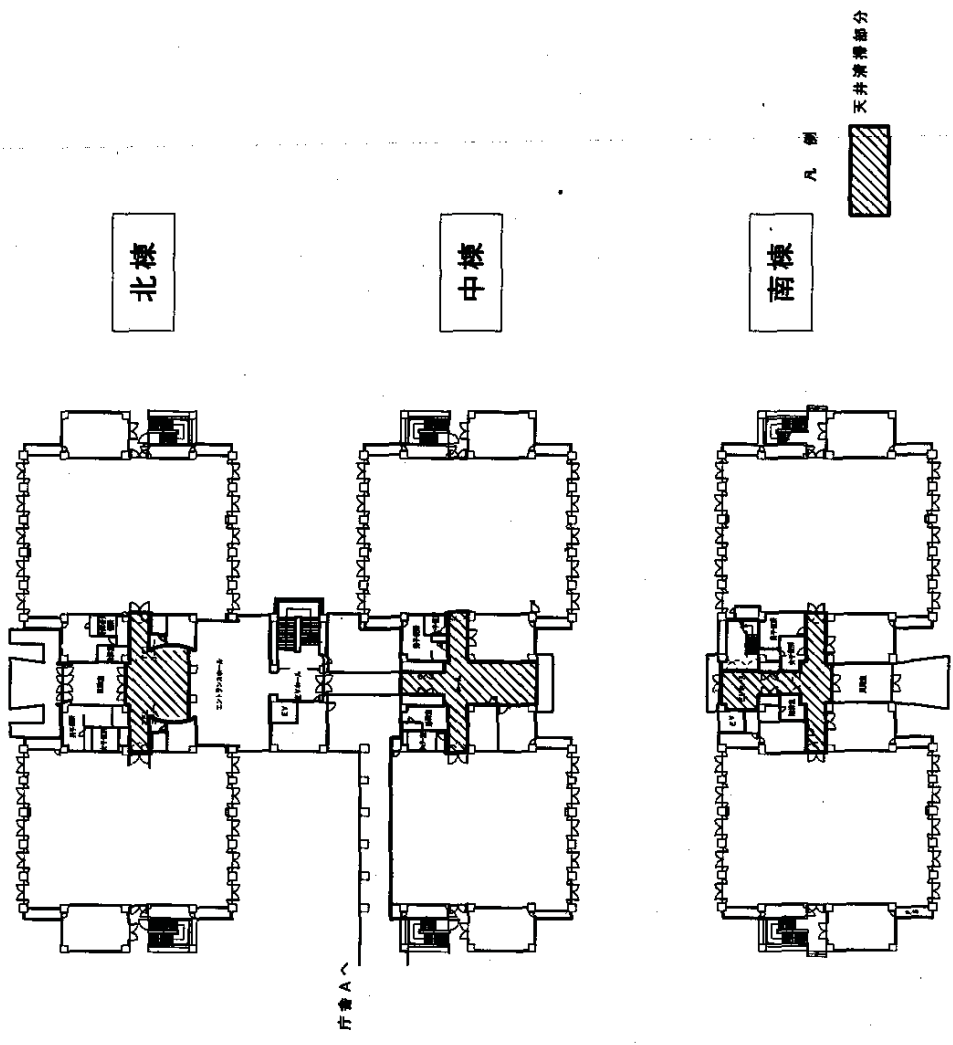


凡例

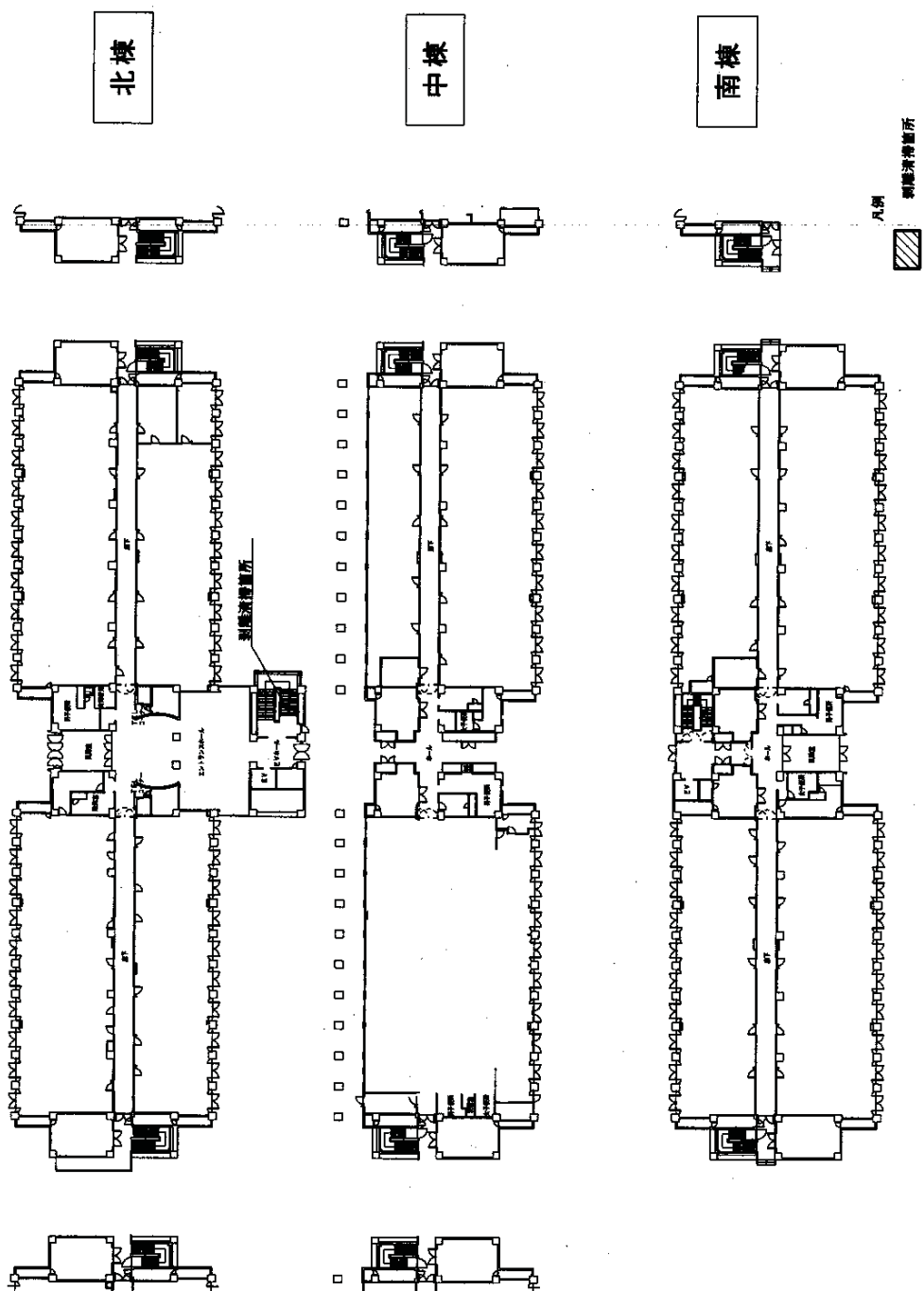


天井清掃部分

庁舎B 北棟・南棟 1階平面図



庁舎C 北棟・中棟・南棟 1階平面図



北棟

中棟

南棟

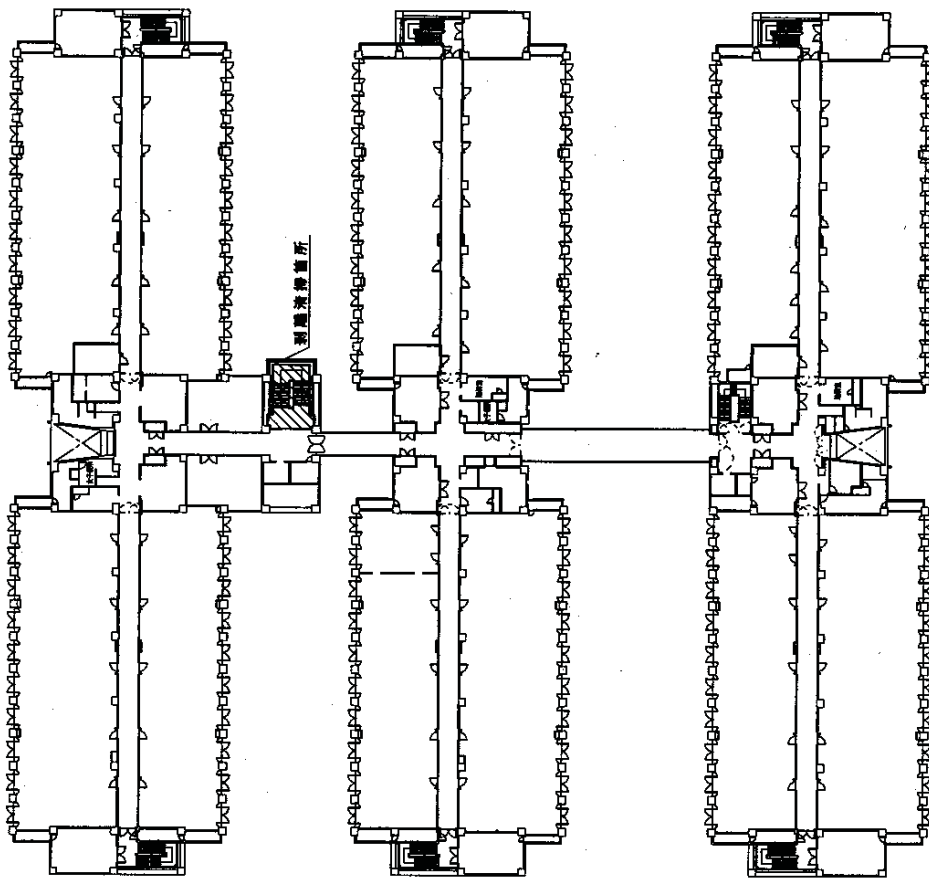
庁舎A 北棟・中棟・南棟 1階平面図



北棟

中棟

南棟

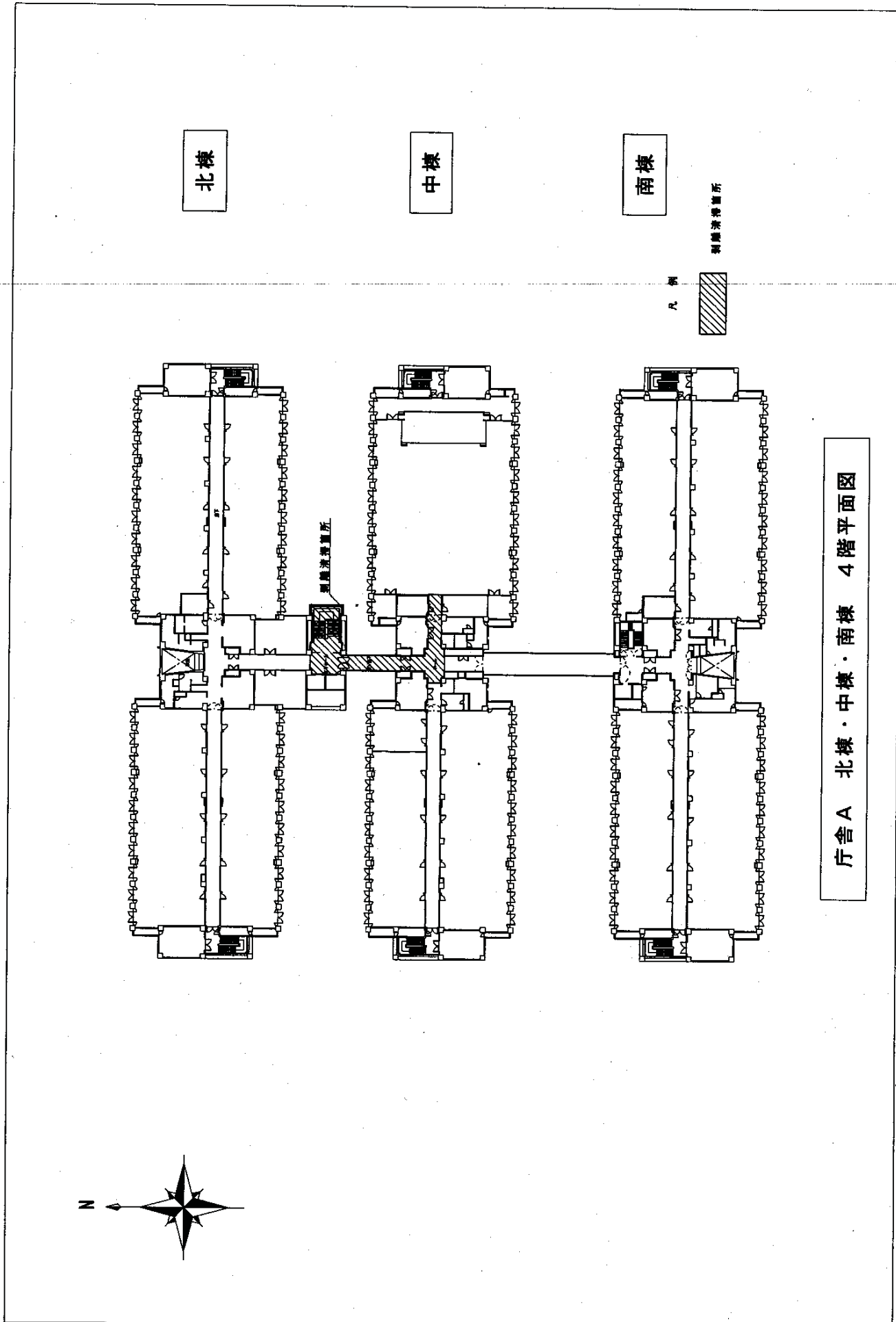


凡例



男用洗滌箇所

庁舎 A 北棟・中棟・南棟 3階平面図



北棟

中棟

南棟

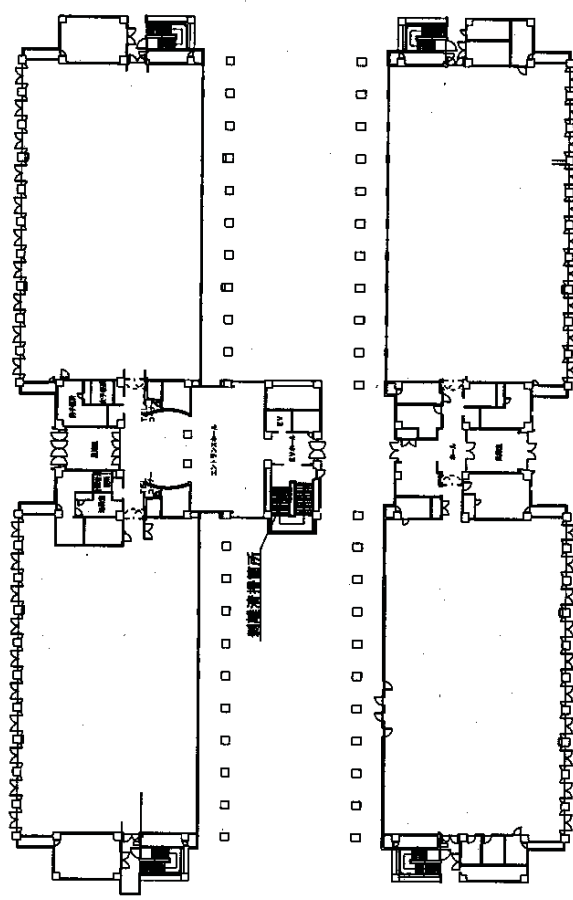
製菓清浄室

庁舎A 北棟・中棟・南棟 4階平面図



北棟

南棟



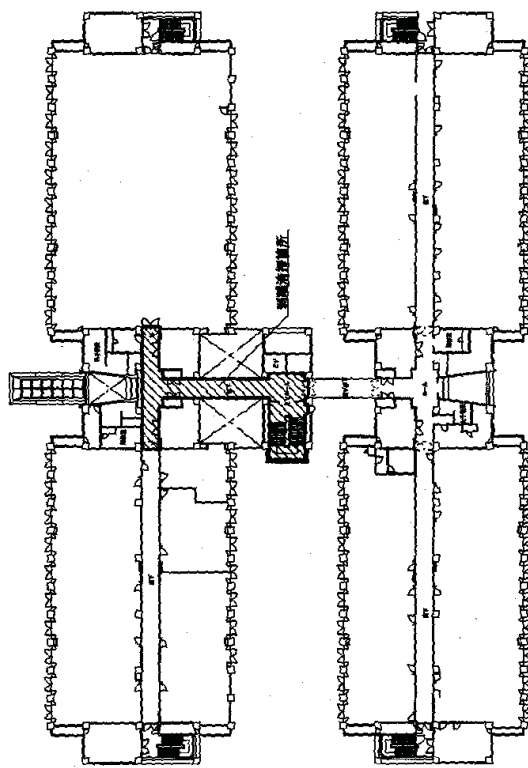
八割 調理洗濯室

庁舎B 北棟・南棟 1階平面図



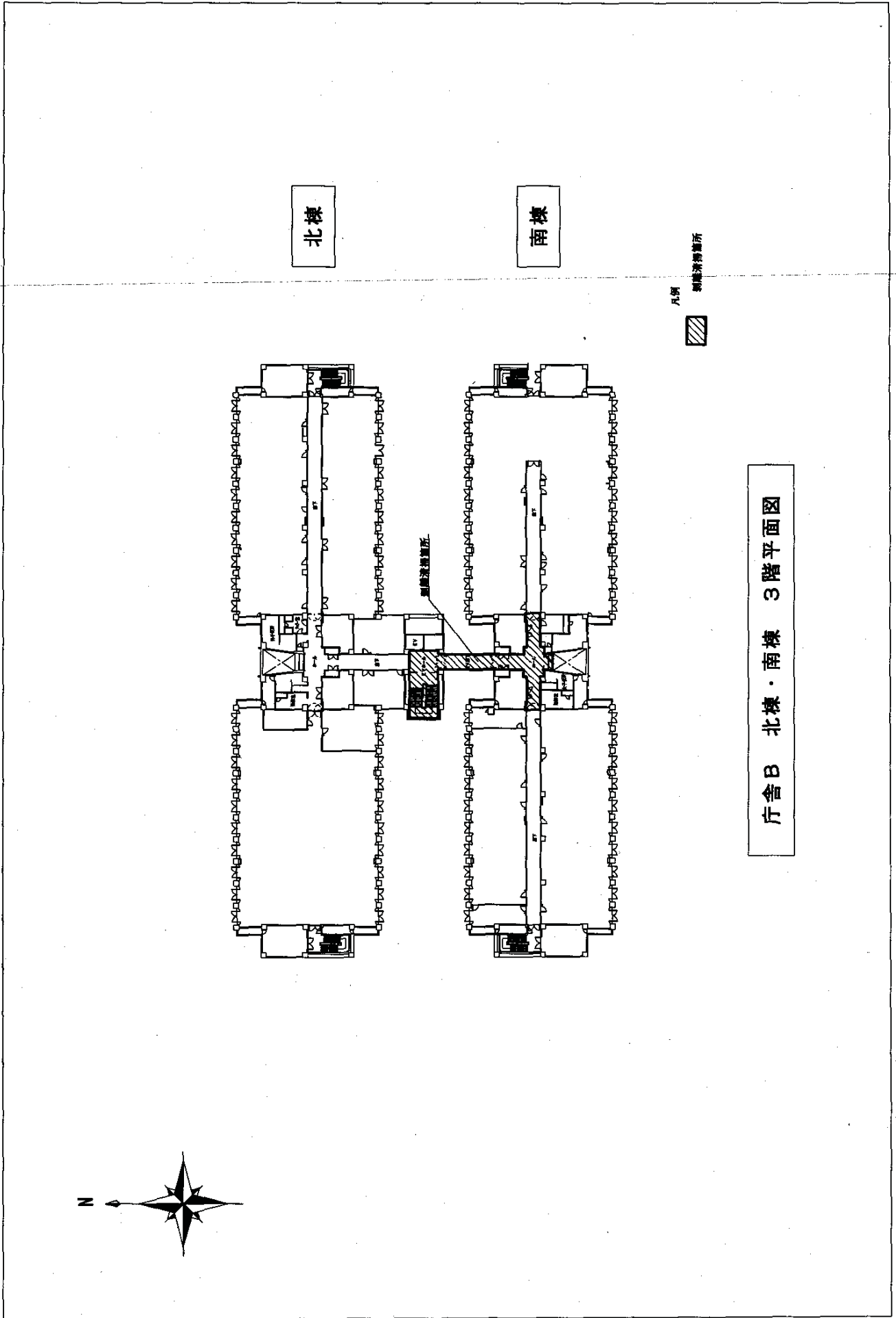
北棟

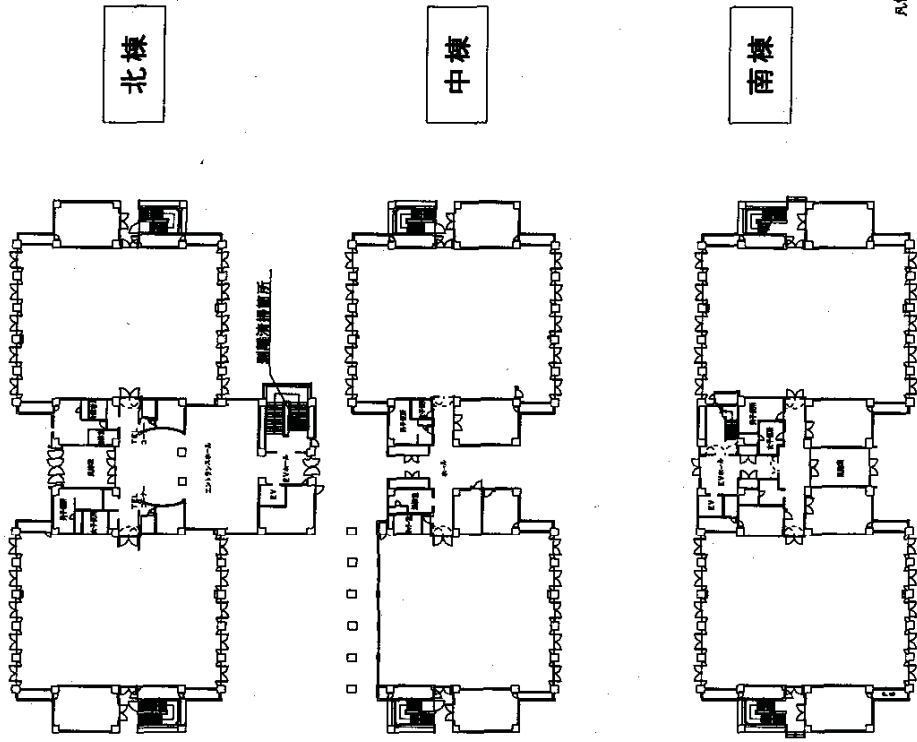
南棟



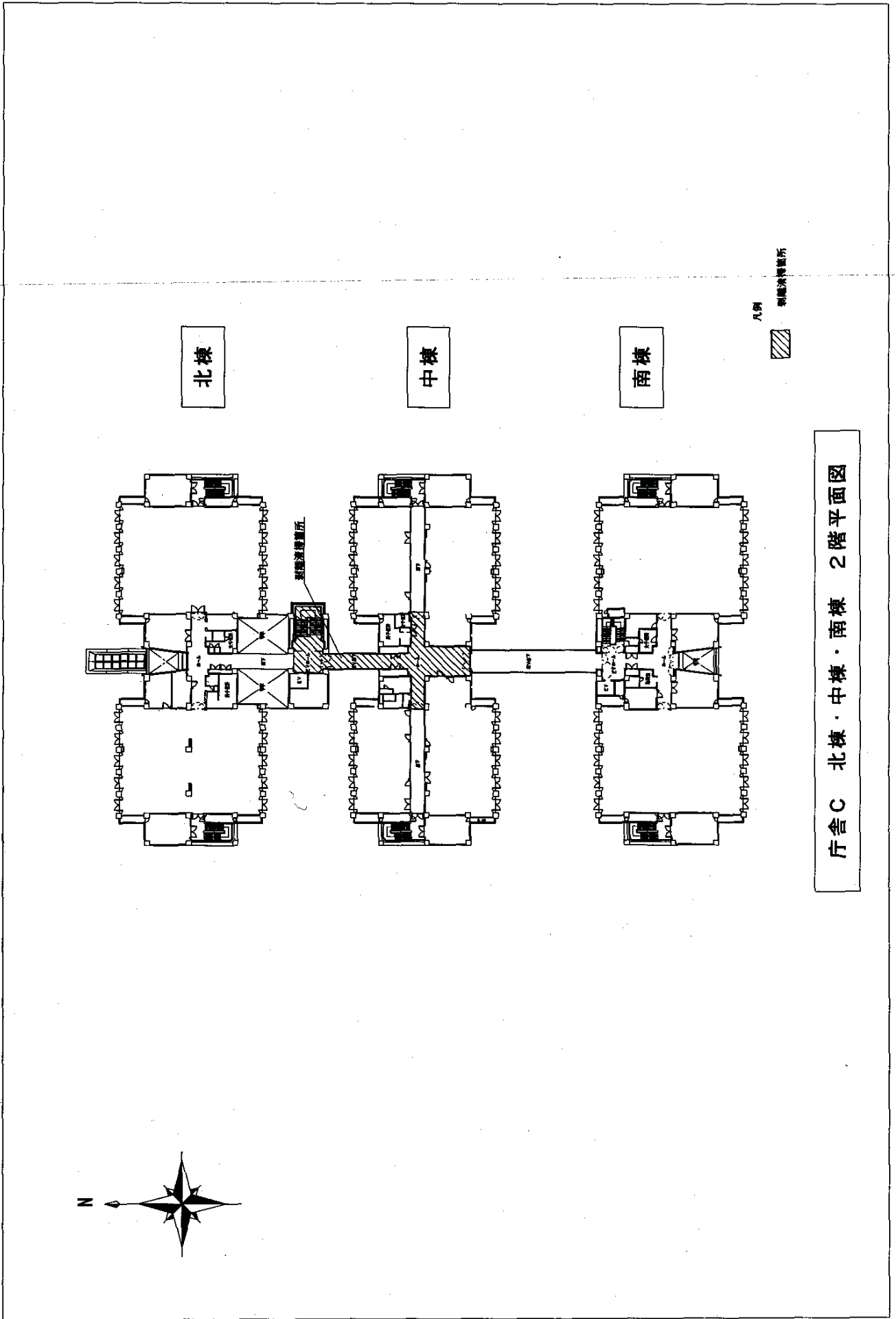
エレベーター室
エレベーター

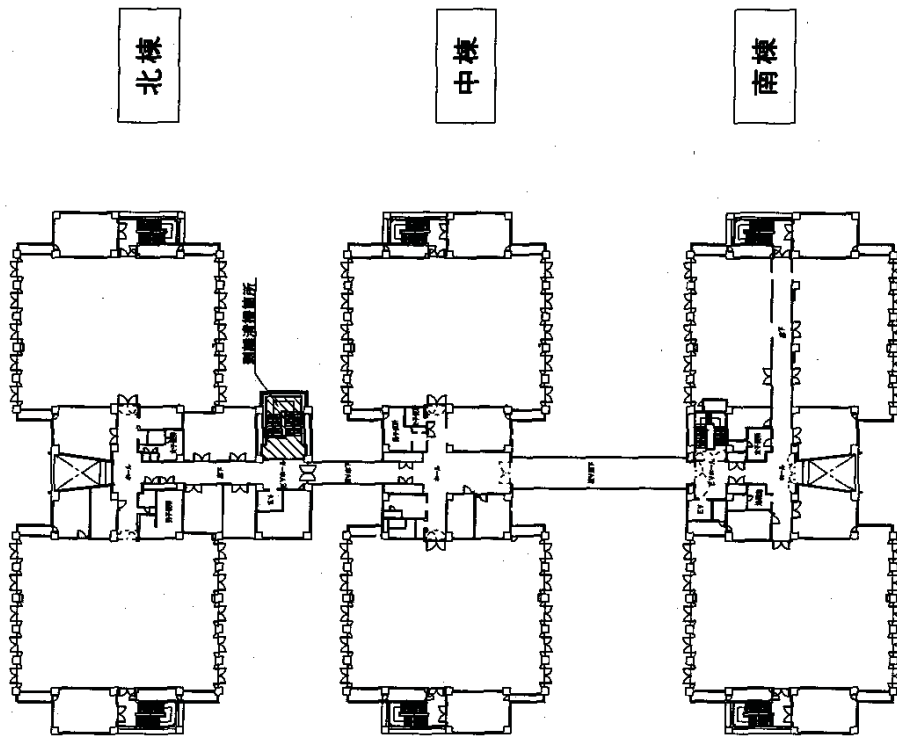
庁舎B 北棟・南棟 2階平面図



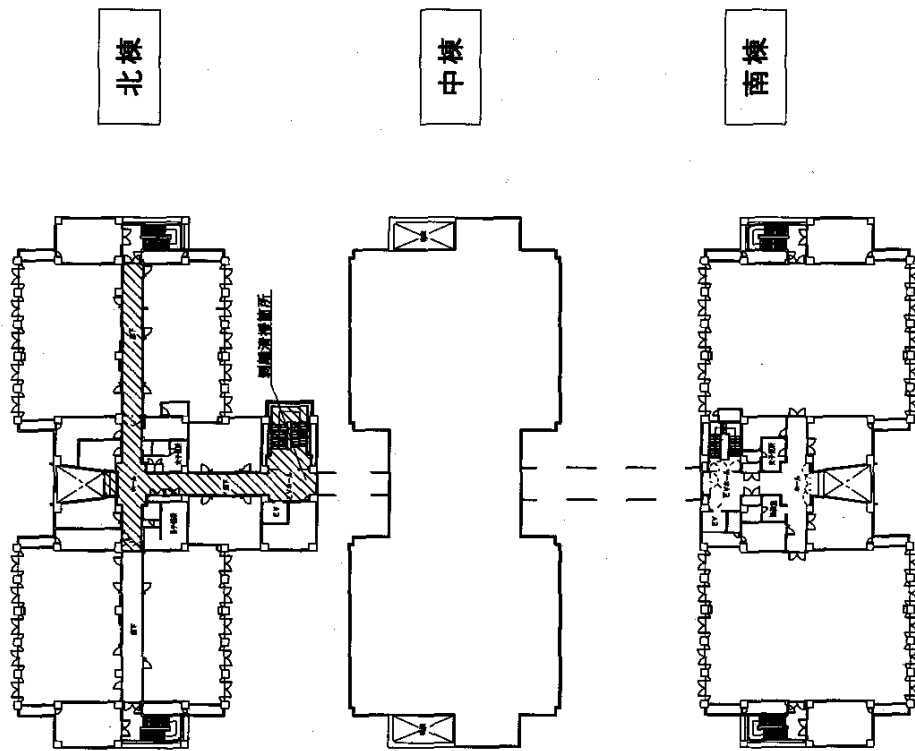


庁舎C 北棟・中棟・南棟 1階平面図





庁舎C 北棟・中棟・南棟 3階平面図



北棟

中棟

南棟

新機油槽置所

庁舎C 北棟・中棟・南棟 4階平面図

清掃面積集計表

1 建物内部

(㎡)

建物区分	階数	玄関ホール	廊下・エレベータ	エレベータ	廊下(機械室)	便所・トイレ室	清掃室	階段	階段(別棟)	非常階段(別棟)	合廊室(別棟)	合廊室(別棟)	倉庫	倉庫
庁舎A 北・中・南棟	地階	0	953	0	0	58	15	31	0	0	0	0	0	0
	1階	264	768	0	0	111	35	47	29	0	185	0	0	0
	2階	0	736	231	49	95	33	47	15	0	0	330	0	0
	3階	0	786	0	0	95	33	47	29	0	0	0	0	0
	4階	0	711	91	0	95	33	47	0	739	0	0	0	0
	PH階	0	46	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0
	計	264	4,000	353	49	454	149	231	73	739	185	330	0	0
合計	6,807													
庁舎B 北・南棟	地階	0	583	0	0	33	10	32	0	0	0	0	0	0
	1階	270	258	0	0	67	11	29	29	0	0	82	213	
	2階	0	362	80	82	60	21	29	29	82	0	116	0	
	3階	0	362	100	67	83	22	29	0	0	0	330	0	
	4階	0	204	0	0	60	22	28	0	0	0	0	0	
	PH階	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	270	1,790	180	149	303	86	147	58	82	0	528	213	
合計	3,806													
庁舎C 北・中・南棟	地階	0	547	0	0	38	11	31	0	0	0	0	0	
	1階	270	249	0	0	87	26	29	29	0	0	0	0	
	2階	0	430	127	41	85	34	47	29	0	0	408	0	
	3階	0	414	0	0	85	34	47	29	0	0	0	0	
	4階	0	258	121	0	54	21	46	0	0	0	0	0	
	PH階	0	46	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	
	計	270	1,944	248	41	349	126	212	87	0	0	408	0	
合計	3,685													
体育館	1階	30	0	0	0	67	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	97												
南門警衛所	1階	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	7												
総合計	14,402													

2 建物外部

(㎡)

建物区分	玄関周り	ピロティ	計
庁舎A	142	525	667
庁舎B	120	390	510
庁舎C	142	189	331
体育館	63		63
計	467	1,104	1,571

3 エレベーター

(台)

建物区分	設置数
庁舎A	2
庁舎B	1
庁舎C	2
計	5

4 一部剥離清掃面積

(㎡)

建物区分	階段以外	階段	計
庁舎A	353	73	426
庁舎B	180	58	238
庁舎C	248	87	335
計	781	218	999

6 非常階段排水溝

(箇所)

建物区分	設置数
庁舎A	4
庁舎B	4
庁舎C	4
計	12

5 全面剥離清掃面積

(㎡)

建物区分	階段以外	階段	計
庁舎A	4,603	231	4,834
庁舎B	2,179	147	2,326
庁舎C	2,419	212	2,631
体育館	97		97
計	9,298	590	9,888

7 天井清掃面積

(㎡)

建物区分	玄関ホール
庁舎A	192
庁舎B	108
庁舎C	209
計	509

一般仕様書

- 1 件名・・・庁舎窓清掃役務
- 2 場所・・・十条駐屯地
- 3 予定範囲・・・庁舎A、庁舎B、庁舎C
- 4 予定時期・・・毎年12月
- 5 一般共通事項
 - (1) 本役務は、建築物の清掃業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
 - (2) 本役務は、この仕様書に記載されている業務内容のほか、特記仕様書及び(財)建築保全センター編纂「建築保全業務共通仕様書」並びに監督官の指示によるものとする。
 - (3) 清掃の実施要領、規程等は特記仕様書によるものとする。
 - (4) 清掃に必要な機材及び資材(洗浄用薬剤、パッド、雑巾等)の消耗品類は、すべて請負者の負担とする。
 - (5) 使用する資材、機材は品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
 - (6) 清掃するに当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを履行し監督官の指示に従うものとする。
 - (7) 業務の実施に必要な電気・水道等の使用に係る費用は特記がある場合に限り受注者負担とする。
 - (8) 請負者は、駐屯地内で従事させる従業員の身元、風紀、規律の維持に関し一切の責任を負い、関係法令、規則等を遵守するものとする。
 - (9) 現場代理人
 - ア 請負者は、勤務員の中から現場代理人を選任するものとする。
 - イ 現場代理人の職務は、仕様書その他関係書類により、業務の目的・内容等を十分理解して職務を実施するとともに、監督官との連絡及び調整を行うものとする。
 - (10) 勤務員
 - ア 請負者は、清掃業務に応じ、必要な知識及び技能を有する者を勤務させるものとする。
 - イ 高所作業車等を使用する場合は、労働安全衛生法による高所作業車運転技能講習を修了している者を配置する。
 - ウ 監督官は、勤務員の業務履行上、著しく不適合と明らかに認められるものがあった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることが出来るものとする。

- (11) 実施工定表

請負者は、清掃作業の実施工程表を作成し、監督官に提出するものとする。
- (12) 請負者は、勤務員の不注意等により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において復旧補修を実施するものとする。
- (13) 保全上、許可を受けていない場所への立入りは厳禁とする。ただし、業務に際して立入りする必要がある場合は、監督官と調整し、所定の立入り手続きを完了するものとする。なお、業務の実施に伴い、知り得た情報は、決して外部に漏らしてはならない。
- 6 提出書類

請負者は、監督官の指定期日までに、次の書類を提出するものとする。

 - ・現場代理人の選任(解任)届
 - ・勤務員の指定制(取消)届
 - ・工程表
 - ・役務完了届
 - ・その他監督官の指定するもの

業務に関する申請及び提出書類は全て監督官で示す規格形式により作成し、A4フアイルにより提出すること。(完成図書データをF.D、C.DまたはMOにて提出) 監督官より受けたデータは全て監督官に返納すること。

関連した情報が漏洩した場合は、請負業者が全ての責任をとる。
- 7 写真撮影

業務の実施に伴い、監督官の指定した箇所を撮影し、施行写真(カラーサービス版)1部を原板(ネガ又は電子記憶媒体)と共に工程順に工事写真帳(A4版)及びネガ帳(A4版)に整理し、完了検査前に監督官に1部提出する。

電子記憶媒体(MO、C.D-R等)で提出する場合は、下記のとおりとする。

 - ・総画数 80万画素数以上
 - ・ファイル形式 JPEG
 - ・施行写真はカラーサービス版に印刷すること。
- 8 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義を生じた場合には、監督官と協議し、その指示を受けるものとする。
- 9 資格

建築物環境衛生管理技術者を常駐させるものとする。

役務件名	庁 舎 窓 清 掃 役 務	仕様書番号	1
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 補 給 隊 制 本 部 総 務 部 管 理 課			

特記仕様書

- 1 対象建物
庁舎A棟、庁舎B棟、庁舎C棟とし、配置図・立面図は仕様番号2～11による。
- 2 清掃場所
(1) 事務室専用の窓、小窓、丸窓の片面（外面）を清掃する。
(2) 出入口戸、エントランスホール、階段、廻り廊下のはめ殺し窓の両面（外面・内面）を清掃する。
(3) 各庁舎の屋上部にあるトップライトの片面（外面）を清掃する。
(4) 各庁舎の玄関入口にあるキャノピーの両面（外面・内面）を清掃する。

3 清掃面積
清掃面積は、表1による。

表1 清掃面積

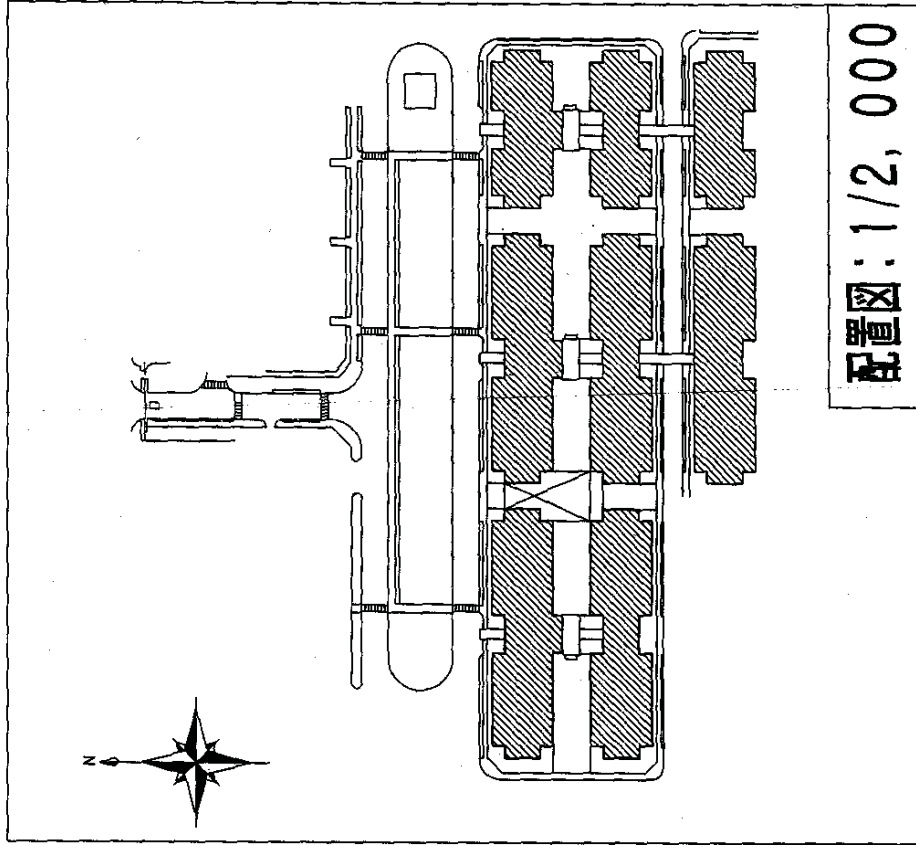
清掃場所	清掃面積
庁舎A 北棟・中棟・南棟	3,793㎡（外面：3,168㎡、内面：625㎡）
庁舎B 北棟・南棟	2,423㎡（外面：1,998㎡、内面：425㎡）
庁舎C 北棟・中棟・南棟	2,328㎡（外面：1,810㎡、内面：518㎡）
合計	8,544㎡（外面：6,976㎡、内面：1,568㎡）

4 清掃要領

- (1) ガラス面に、水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、専用スクイージーで水を除去する。
- (2) ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
- (3) ガラス回りのサッシをタオルで清掃する。
なお、両面清掃する窓については、サッシの溝やサッシ全体の清拭も含むものとする。
- (4) 外面の洗浄は、建物外部よりロープ式ブランチコ等で実施し、屋上にローラーホースを設置するなど、十分な安全管理の措置を講ずる。
- (5) 専用スクイージー等でフィルム表面を傷つけないよう配慮するとともに微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので発塵を最小限にとどめるよう洗浄液（水又は中性洗剤）を十分塗布してからスクイージー操作又は作業を行う。
※ ブラシや研磨剤（研磨剤を含むスポンジ等）は、フィルムを傷つける原因となるので使用しない。

5 その他

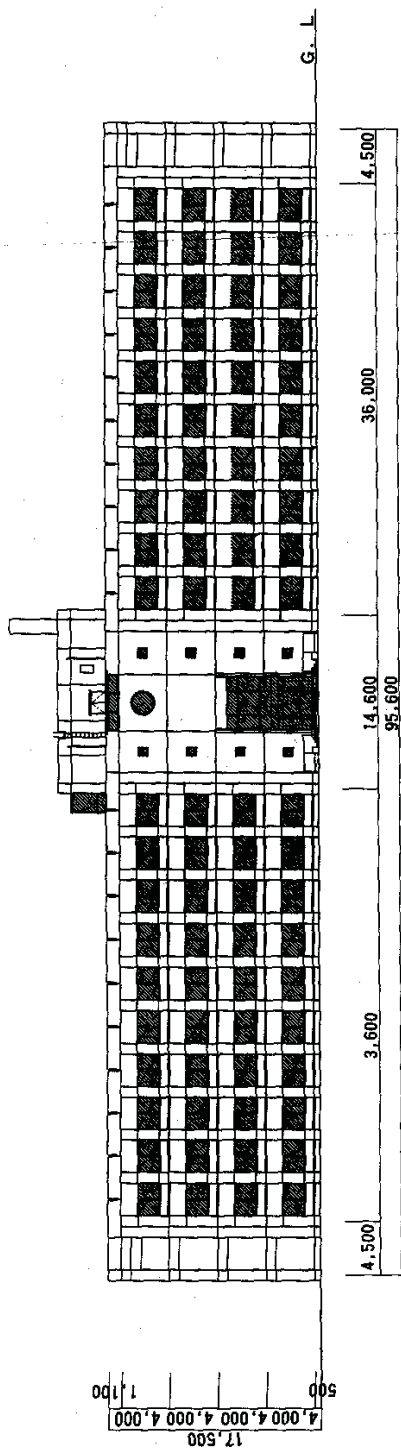
- (1) 高所作業では、工具等の落下防止対策及び付近の通行人の安全確保のため、バリケード等の安全対策を確実に行うものとする。
- (2) 清掃作業実施後に監督官の検査を受け、作業日誌に記録し提出するものとする。
なお、点検に際して汚れが発見された場合は、再度清掃するものとする。



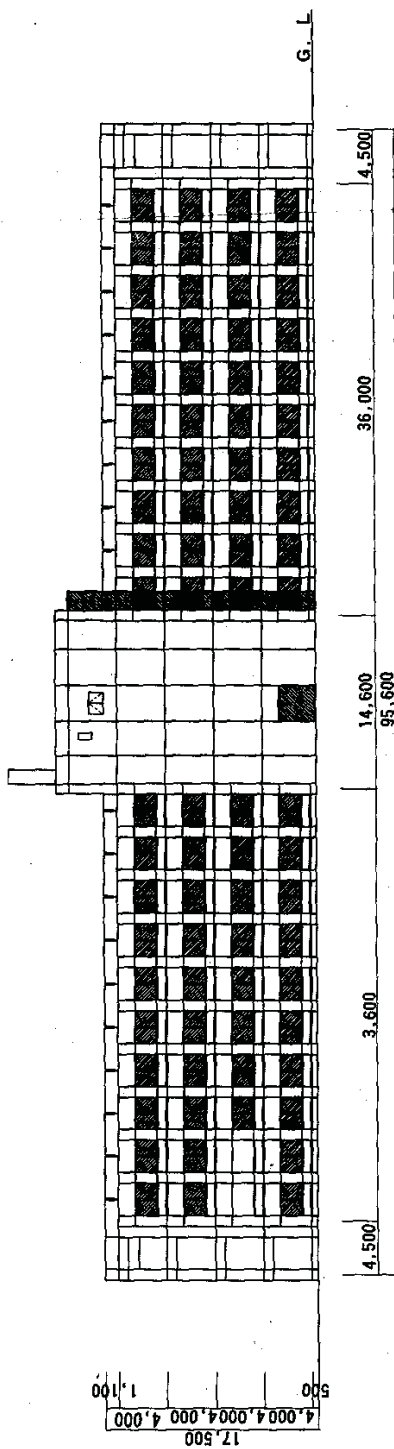
配置図：1/2,000

凡例
 施工箇所

役務科名	庁舎管理清掃役務	仕様番号	2
種別	特記仕様書・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊補給技術本部施設務部管理課			





庁舎A 北棟 北側 立面図

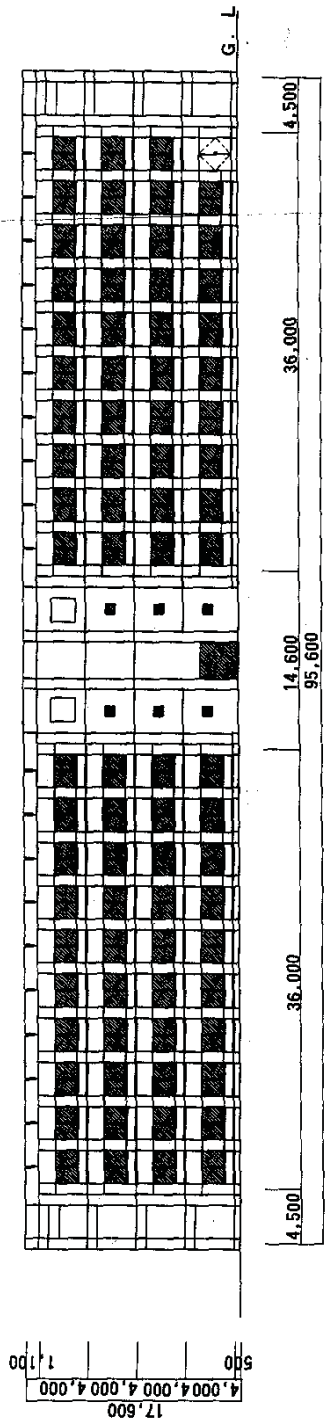


庁舎A 北棟 南側 立面図

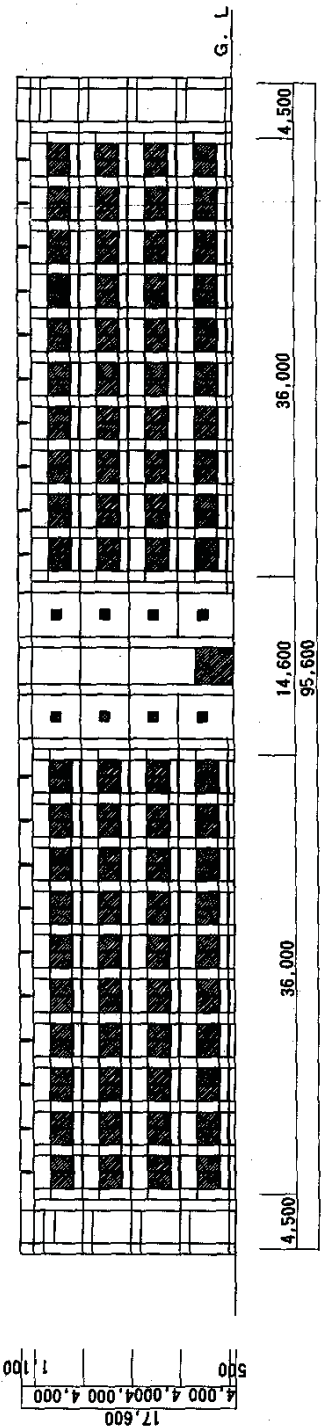
凡例

-  施工箇所
-  施工箇所

役務件名	庁舎 築 清 掃 役 務	仕様番号	3
種 別	庁舎A 北棟 立面図	縮 尺	1/400
陸上自衛隊補給隊制本部隊務部管理課			





庁舎A 中棟 北側 立面図

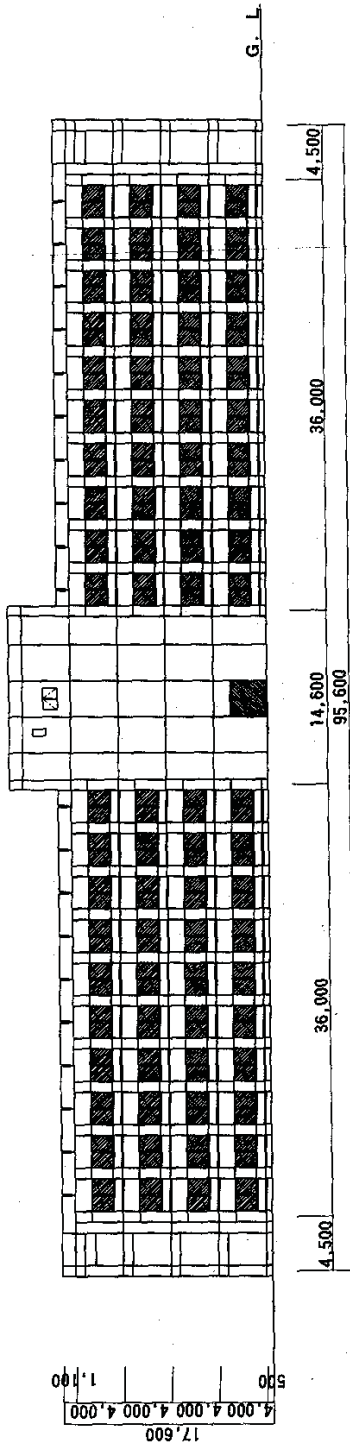


庁舎A 中棟 南側 立面図

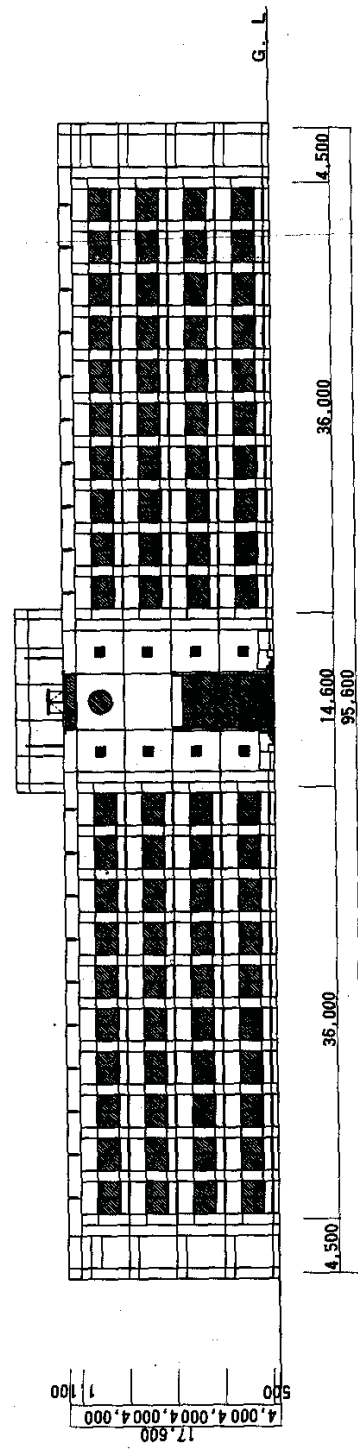
凡例

-  . . . 施工箇所
-  . . . 施工箇所

役務件名	庁舎 窓 清掃 役務	仕様書番号	4
種別	庁舎A 中棟 立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			





庁舎A 南棟 北側 立面図

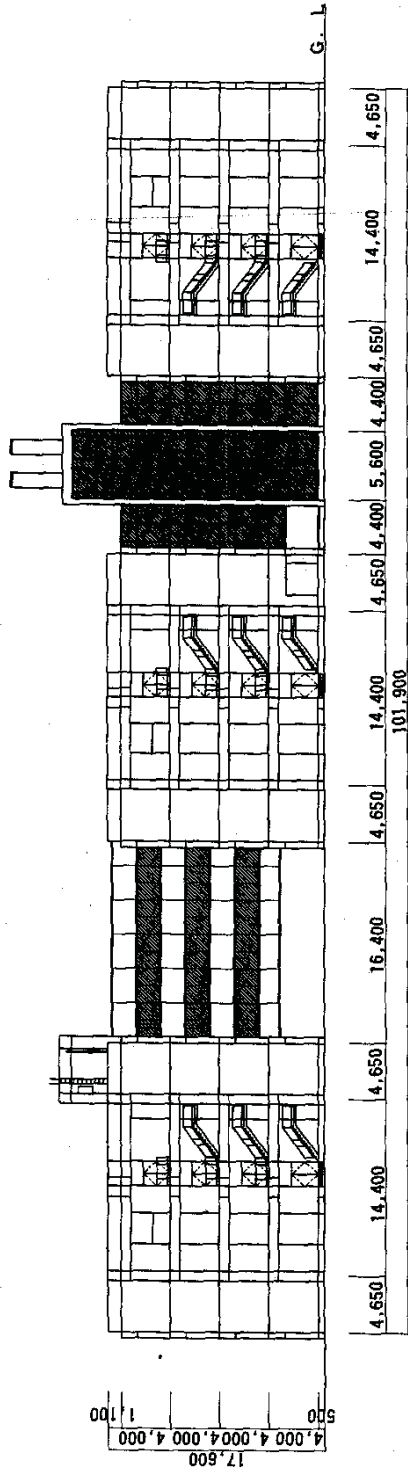


庁舎A 南棟 南側 立面図

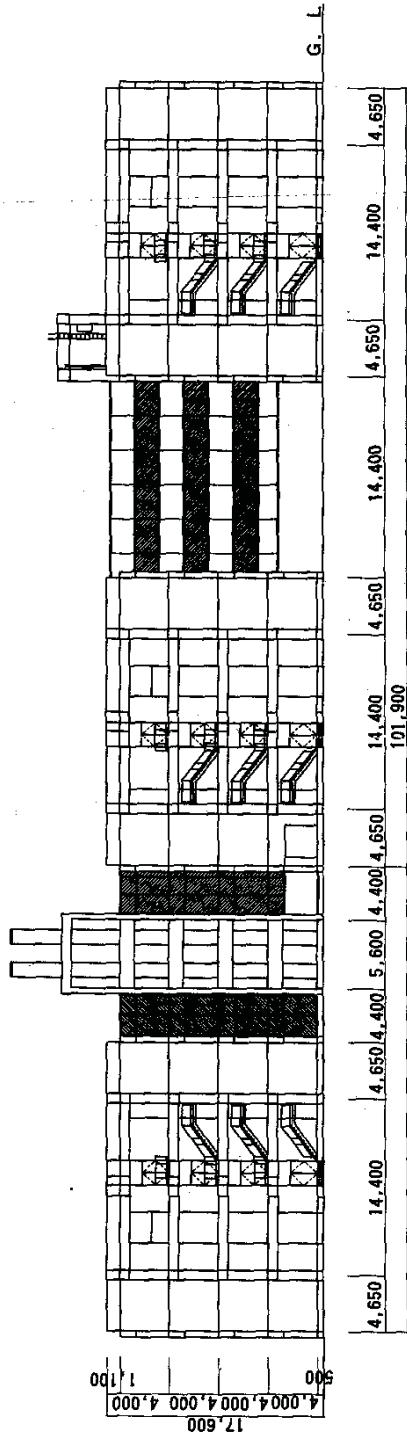
凡例

-  . . . 施工箇所
-  . . . 施工箇所

図案件名	庁舎A南棟北側立面図	仕様書番号	5
種別	庁舎A南棟立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給隊制本部隊務部管理課			

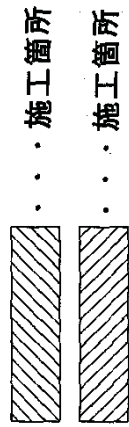


庁舎A 東側 立面図

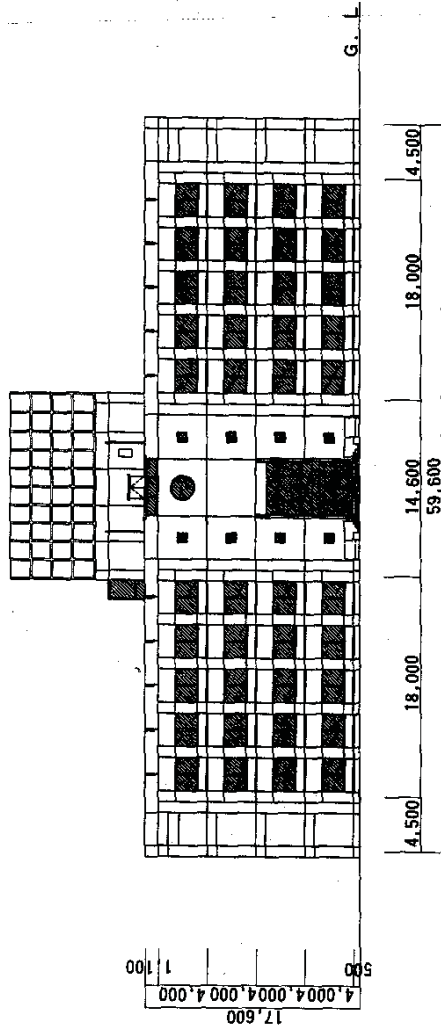


庁舎A 西側 立面図

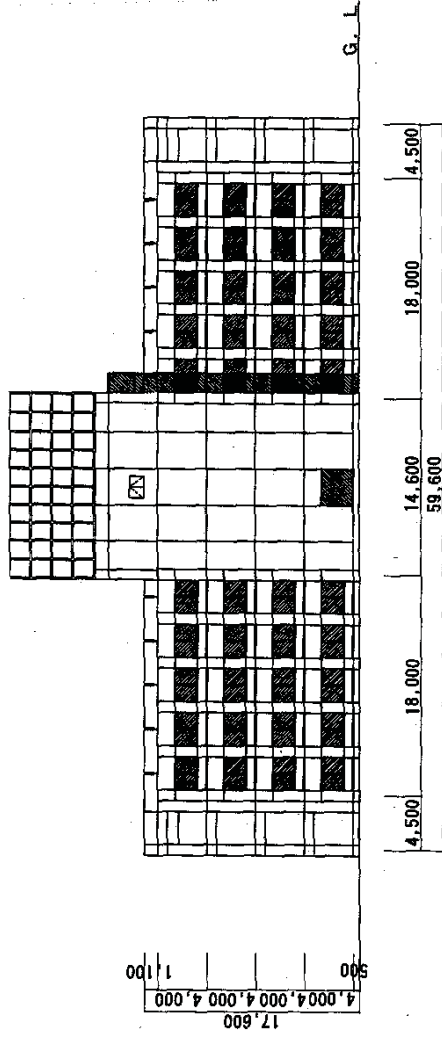
凡例



図案件名	庁舎拡張清掃役務	仕様番号	6
種別	庁舎A側面立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			





庁舎C 北棟 北側 立面図

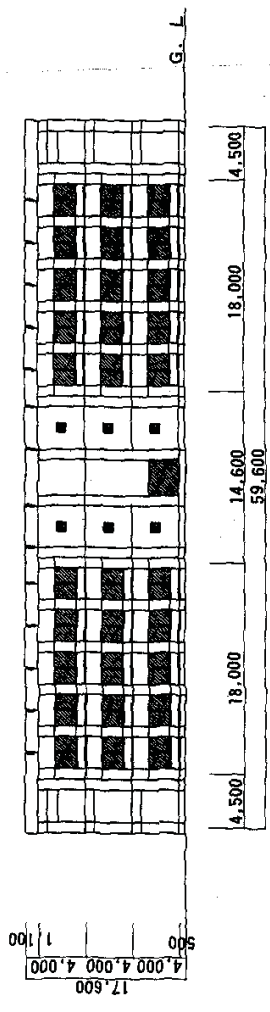


庁舎C 北棟 南側 立面図

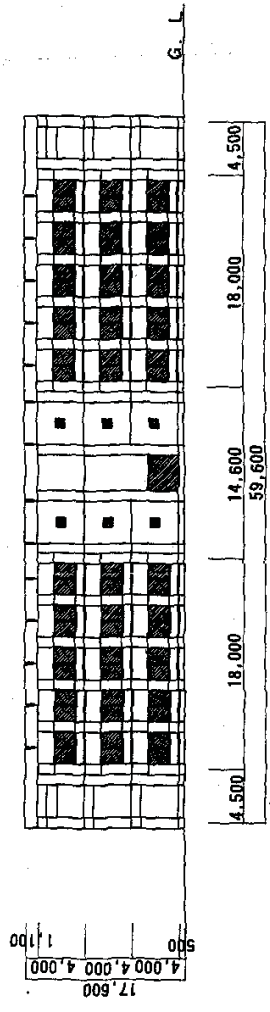
凡例

-  施工箇所
-  施工箇所

役務件名	庁舎整清掃役務	仕様書番号	7
種別	庁舎C北棟立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部統務部管理課			





庁舎C 中棟 北側 立面図

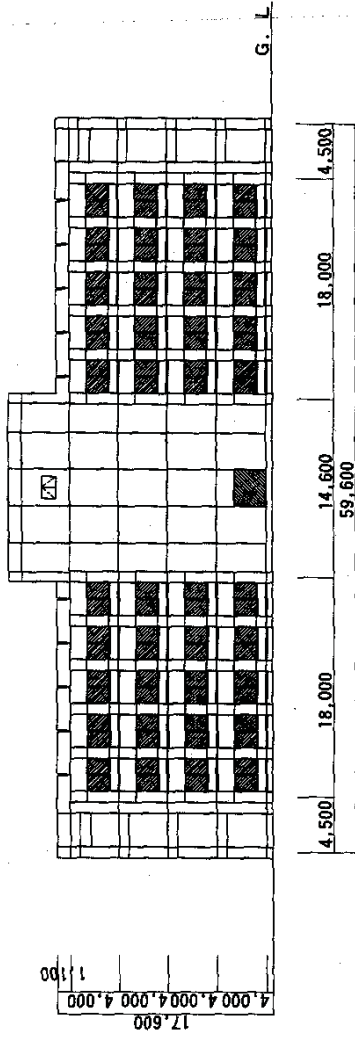


庁舎C 中棟 南側 立面図

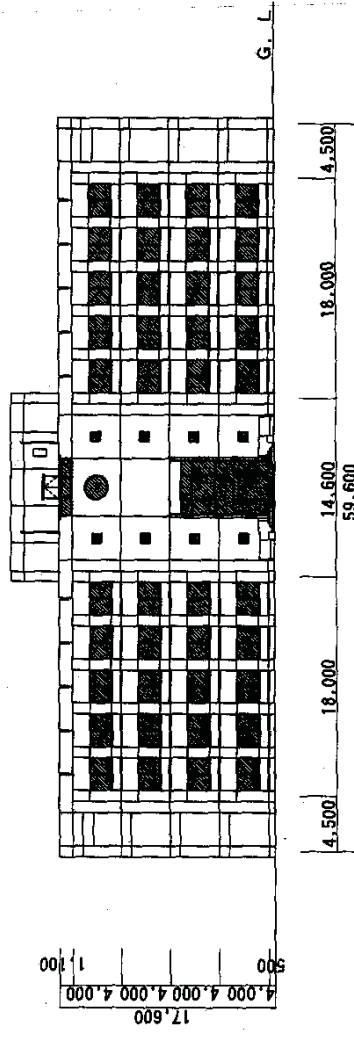
凡例

-  . . . 施工箇所
-  . . . 施工箇所

役所件名	庁舎 急 清 掃 役 務	仕様書番号	8
種 別	庁舎C 中棟 立面図	縮 尺	1/400
陸上自衛隊補給隊製本部隊施設管理課			





庁舎C 南棟 北側 立面図

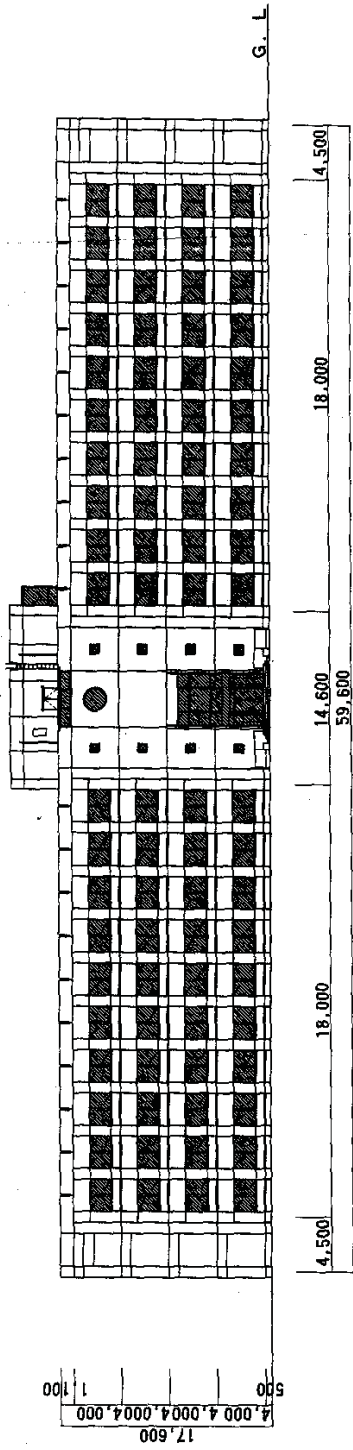


庁舎C 南棟 南側 立面図

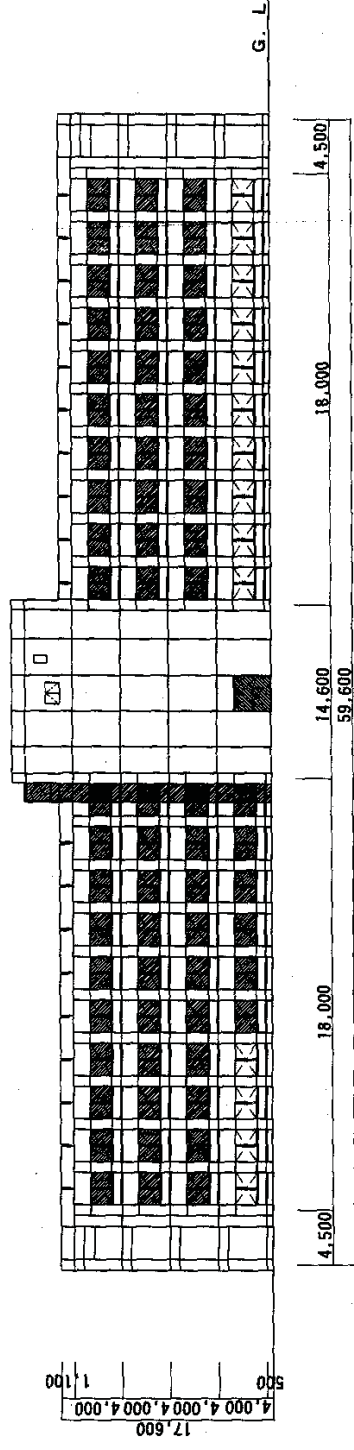
凡例

-  . . . 施工箇所
-  . . . 施工箇所

設計者名	庁舎 憲 清 博 役 務	仕様書番号	9
種 別	庁舎C 南棟 立面図	縮 尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部 総務部 管理課			

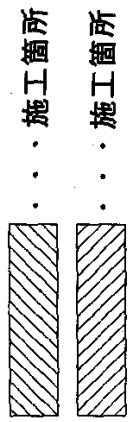


倉舎B 北棟 北側 立面図

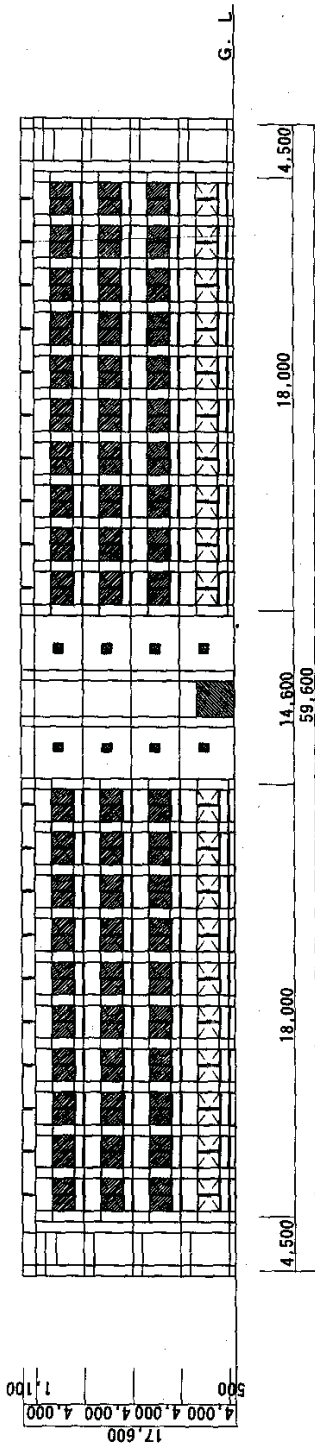


倉舎B 北棟 南側 立面図

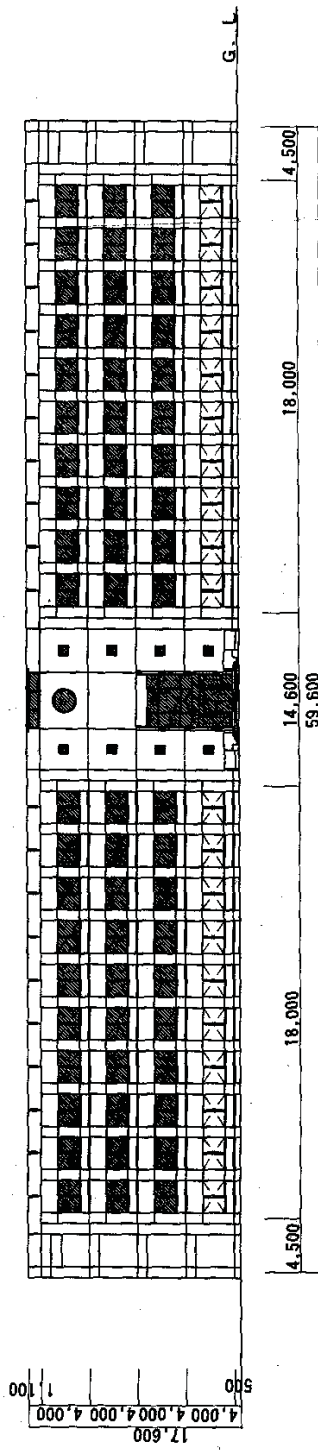
凡例



役務科名	庁 倉 庫 清 掃 役 務	仕様書番号	11
種 別	庁 倉 庫 B 北 棟 立 面 図	縮 尺	1/400
館 上 自 衛 隊 補 給 部 製 本 部 総 務 部 管 理 課			

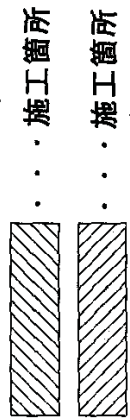


庁舎B 南棟 北側 立面図

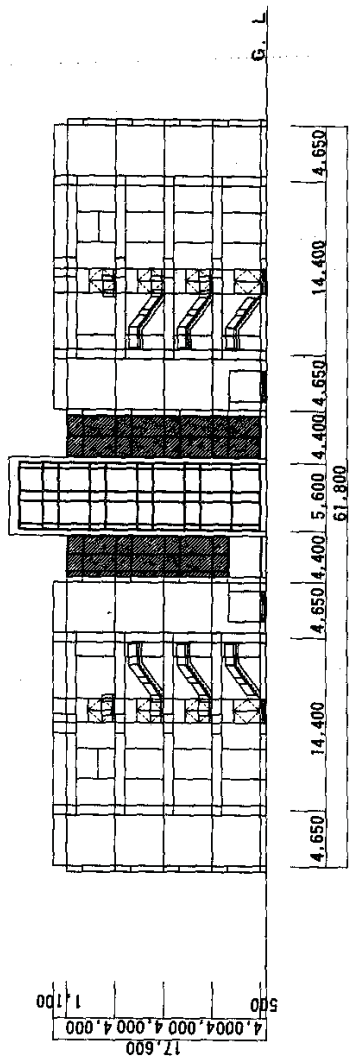


庁舎B 南棟 南側 立面図

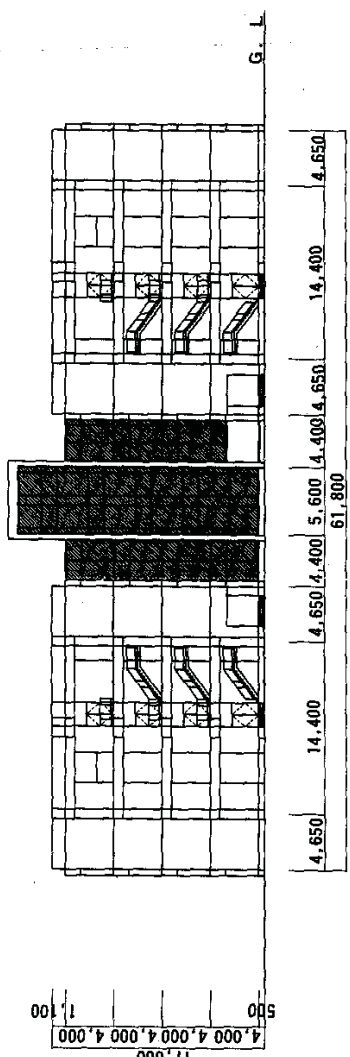
凡例



図案件名	庁舎B 南棟 南側 立面図	仕様番号	12
種別	庁舎B 南棟 立面図	編尺	1/400
陸上自衛隊補給隊新本部統務部管理課			





庁舎B東側立面図



庁舎B西側立面図

凡例

-  施工箇所
-  施工箇所

図号	庁舎B西側立面図	仕様番号	13
種別	庁舎B西側立面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課			